**資料１**

電波監理審議会審議資料

令和８年８月３１日

# 放送法施行規則及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案等（地上テレビジョン放送におけるマスメディア集中排除原則の見直し等）（令和８年８月３１日　諮問第２７号）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、後藤官、宮内官）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省情報流通行政局放送政策課
（小川統括補佐、高鍋係長、安川官）
電話：０３－５２５３－５７６６

諮問第２７号説明資料

# 放送法施行規則及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案等（地上テレビジョン放送におけるマスメディア集中排除原則の見直し等）

## １　諮問の概要

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」（座長：三友　仁志　早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）第４次取りまとめ（令和８年５月 19 日公表）においては、若者を中心としたテレビ離れが進み、広告市場がインターネットに移ってきている中、特に人口減少が進む地域にあるローカル局の経営は厳しい状況にあるところ、ローカル局の経営基盤を強化する観点から、経営の選択肢の拡大のため、地上テレビ放送について、同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当とされた。また、同取りまとめでは、基幹放送普及計画について、人口減少などの制定当初からの環境変化を踏まえて、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正を行う等の現状及び課題に即したアップデートを行うことが適当であるとされた。

本件は、これを踏まえ、マスメディア集中排除原則の見直し及び基幹放送普及計画のアップデートを行うものである。

## ２　改正又は変更概要

**※必要的諮問事項はゴシック体**

**（１）　地上テレビジョン放送について、同一放送対象地域において広域放送を除き２局までの兼営・支配を可能とする。【基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第８条第１号、第９条第１号・第２号、第 12 条第２項】**

**（２）　一の者が保有できる認定放送持株会社の議決権の保有基準の割合に係る例外規定について、（１）の改正と整合的な改正を行う。【放送法施行規則第 207 条第３項】**

**（３）　基幹放送普及計画について、放送を取り巻く環境変化を踏まえ、現状及び課題に即した修正を行う。【基幹放送普及計画第１の１（１）及び第１の３（２）】**

（４）　その他規定の整理【放送法施行規則第 32 条の２、別表第 64 号】

## 3　施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定（公布日の施行を予定)。

## 4　意見公募の結果

本件に係る意見募集を令和８年５月 30 日（土）から同年６月 29 日（月）までの期間において実施したところ、55 件の意見の提出があった。

# 地上テレビジョン放送におけるマスメディア集中排除原則の見直し等に係る改正の概要



「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第4次取りまとめ（令和8年5月）を踏まえ、以下の制度整備を行う。

## 改正事項①　地上テレビジョン放送におけるマスメディア集中排除原則の見直し

**（検討会取りまとめの記載内容）**

○ローカル局の経営基盤を強化する観点から、今後は経営の選択肢の拡大のため、地上テレビ放送についても、同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当

○その場合においても、多元性・多様性・地域性の確保に留意する必要

・社数が多い地域ほど人口減少の影響を強く受けているという状況を踏まえると、4事業者がいる放送対象地域において認める意義は大きい一方で、事業者数が少ない地域ほど経営が脆弱であることを踏まえると、そういった地域を制度の枠外に置くことは整合性を欠くのではないか

・キー局や準キー局といった広域圏の事業者については、相対的に経営体力があることから、同一放送対象地域内の兼営・支配を認めることの必要性や緊急性に乏しく、市場支配力の強化に繋がりかねないことから、対象に入れることは避けるべきではないか

➡ マスメディア集中排除原則に関する省令※及び放送法施行規則において、
**地上テレビジョン放送について、同一放送対象地域において広域放送を除き２局まで兼営・支配を可能とする。**
（詳細は次頁参照。）

※基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令

## 改正事項②　基幹放送普及計画のアップデート

**（検討会取りまとめの記載内容）**

○指針（※）については、全国各地域における放送系の数の拡大を目指して規定したものと考えられるが、人口減少などの制定当初からの環境変化を踏まえて、①の同一放送対象地域内におけるテレビの複数局の兼営・支配の容認に併せて、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正を行うことが適当

※「基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項」として、全国の各地域で民放4系統の放送があまねく受信できることが指針とされている

○放送の維持・確保といった視点や放送番組の活用といった視点、視聴者側の動向変化への対応といった観点から、今後とも現状及び課題に即したアップデートを行っていくことが適当

○今後、放送に係る広告収入が頭打ちになっていくことが想定される放送事業者にとって、テレビ番組のインターネット配信は、放送対象地域外への自社番組の発信や収益源の拡大・多様化に繋がることが期待。その際、特にローカル局については、インターネットに配信できる自社制作番組の拡大に繋がる取組を進めることが適当

➡ 基幹放送普及計画の第１（基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項）において、
**地上テレビ放送の放送系の数の目標について、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正**するとともに、
**自社制作の放送番組その他の情報を配信するなど地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組に努めることとする旨を追記。**

# 地上テレビジョン放送におけるマスメディア集中排除原則の見直し



放送事業者の経営基盤強化の観点から、経営の選択肢の拡大のため、**地上テレビジョン放送について、同一放送対象地域において広域放送を除き2局まで兼営・支配を可能とする。**

## （１）同一放送対象地域における地上テレビジョン放送の兼営・支配緩和

- ✓ 地上テレビジョン放送について、同一放送対象地域において一の者が兼営・支配することができる数を1局から2局へ緩和。
- ✓ ただし、影響の大きさに鑑み、同一放送対象地域において広域放送を行う者同士の兼営・支配は不可。

**現状**

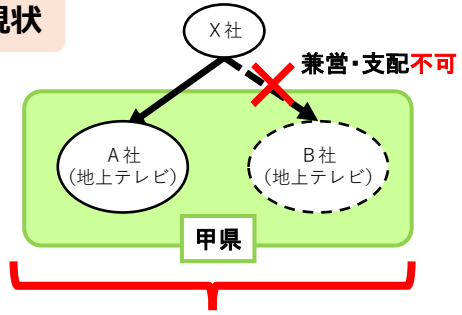


同一放送対象地域において
**地上テレビ１局超**の兼営・支配**不可**

**改正案**

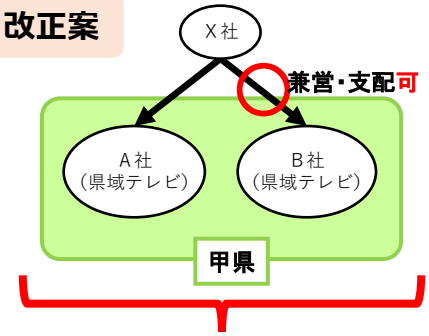


同一放送対象地域において
**県域テレビ２局**まで
兼営・支配**可**

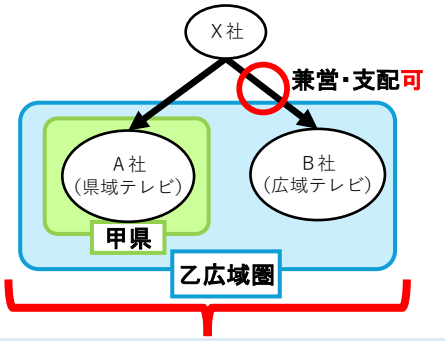


放送対象地域が重複する
**県域テレビ１局と広域テレビ１局**
の兼営・支配は**可**

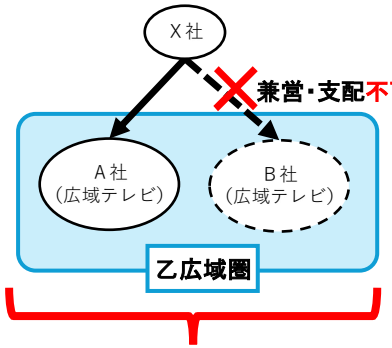


同一放送対象地域の
**広域テレビ２局**の
兼営・支配**不可**

## （２）認定放送持株会社制度における地上テレビジョン放送に係る兼営・支配緩和

- ✓ (1)の緩和に併せ、一の放送対象地域において認定放送持株会社が傘下に置くことができる地上テレビジョン放送者の数を1から2へ緩和。
- ✓ なお、一の放送対象地域において広域放送を行う地上テレビジョン放送者の扱いについては、(1)と同様。

**現状**

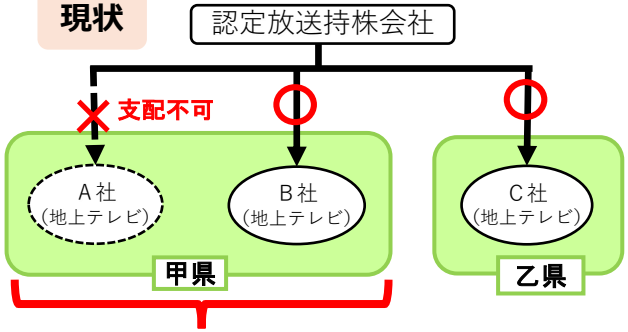


放送対象地域ごとに**地上テレビ１局**まで

**改正案**

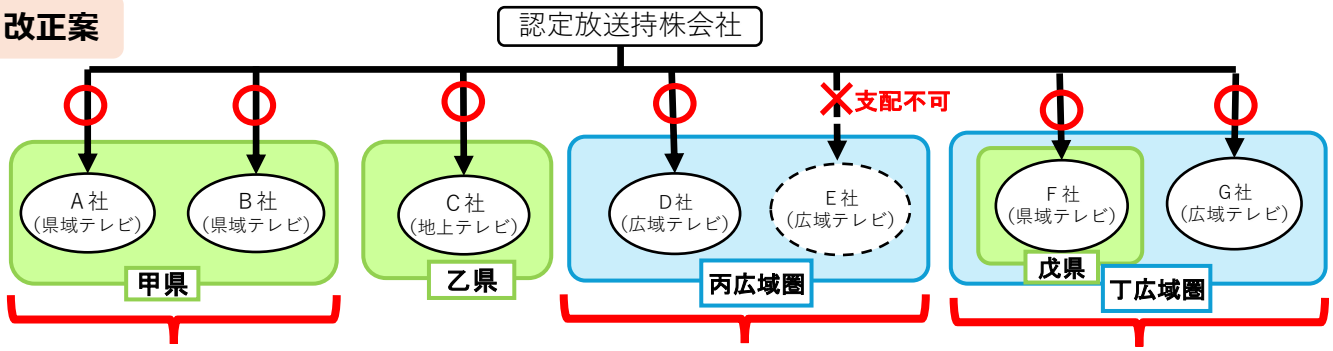


放送対象地域ごとに**地上テレビ２局**まで（**広域放送は１局**まで）

# 意見公募結果の概要（マス排省令）



■意見募集期間：令和８年５月30日～同年６月29日
■意見提出件数：55件（法人：35件、個人：20件）

| 主な意見 | 総務省の考え方 | 修正の有無 |
|---|---|---|
| **マス排省令に関する意見** | | |
| ○　マスメディア集中排除原則の例外として、ラジオ放送の既存規定を下敷きに、テレビ放送についても同一放送対象地域内において２系統までの兼営・支配を可能とする規定を追加することは、民放事業における将来の選択肢のひとつとして理解できるものです。<br>基幹放送において、情報の多元的な提供による多様性の確保と、地域性の確保は基本的かつ重要な概念であり、今回の規定追加にあたっても、基幹放送普及計画の当該規定に何ら変更はありません。その重要性に鑑みれば、地域の実情をよく理解し地域社会に貢献してきた地元テレビ局同士が合意のうえで、これを選択することが大原則であり、意に反した再編・統合を強要されることがあってはなりません。<br>【一般社団法人日本民間放送連盟】 | 放送を取り巻く社会環境の変化を受け、ローカル局の経営状況は厳しさを増しているところ、ローカル局が今後も地域情報発信の役割を果たし続けるためには、まずは経営基盤の安定が重要となります。<br>こうしたことから、御理解のとおり第４次取りまとめにおいて、ローカル局の経営基盤の強化に向けた経営の選択肢の拡大と放送の多元性・多様性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ放送について同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当であるとされたところです。<br>このため、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正に当たっては、この取りまとめの内容を踏まえ、同一放送対象地域における兼営・支配について緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き２局までとするものです。<br>なお、当該制度改正については、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行うものであるところ、経営基盤を強化するための具体的な方法等については、各放送事業者において主体的に判断されるべきものであると考えます。 | 無 |
| ○　マスメディア集中排除原則を緩和し、テレビ放送について、同一放送対象地域内にて、広域放送を除いて２系統までの兼営・支配を可能とするよう規定を改正することは、民間放送事業における将来の選択肢を増やし、経営基盤の強化に繋がり、その趣旨に賛同いたします。<br>いっぽうで、実際にその制度を使うかどうかは、民間放送事業者が経営判断として主体的に決めることが大切だと考えています。<br>さらに、今後の経営環境の変化に迅速に対応できるように本制度を運用していくなかで、民間放送事業者側の要請があれば、見直しや改正など、柔軟な制度整備を要望させて頂きます。<br>【日本テレビ放送網株式会社】 | 賛同の御意見として承ります。<br>なお、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正については、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行うものであるところ、経営基盤を強化するための具体的な方法等については、各放送事業者において主体的に判断されるべきものであると考えます。<br>総務省においても 、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。 | 無 |

# 意見公募結果の概要（基幹放送普及計画）



| 主な意見 | 総務省の考え方 | 修正の有無 |
|---|---|---|
| **放送系の数の目標に関する意見** | | |
| ○　「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第４次）」の意見募集結果により、この指針の削除・修正は、同一放送対象地域内のテレビ１局２波の容認と直接リンクするものではなく、現状の各地域の放送系の数の実態に即して行うものであることが明確になりました。<br>　基幹放送普及計画の第３において「放送系の数の目標」を存置しつつ、当該指針を現状追認型とすることについては若干の違和感がありますが、直ちに民放事業に影響を及ぼすものではないため異議はありません。<br>【一般社団法人日本民間放送連盟】<br><br>○　省令改正（同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配の容認）もあり、やむを得ない現実的な政策転換として理解いたします。<br>【株式会社中国放送】 | 御理解 のとおり、基幹放送普及計画の本件変更は、第４次取りまとめにおいて「全国各地域における放送系の数の拡大を目指して規定したものと考えられるが、人口減少などの制定当初からの環境変化を踏まえて、（１）の同一放送対象地域内におけるテレビの複数局の兼営・支配の容認に併せて、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正を行うことが適当」と示されたことを踏まえて実施するものです。 | 無 |
| **「自らが制作する放送番組を有する」「積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組」に係る努力義務規定に関する意見** | | |
| ○　「基幹放送普及計画」において、「地上基幹放送（全国放送を除く。）を行う民間基幹放送事業者」については、「国内放送の普及」を「持続的に達成するため、その経営基盤の強化を図る」との表現は、民間放送事業者に経営基盤強化を促す表現だと考えます。しかし、経営に関しては、民間放送事業者が主体的に取り組むべき事柄であり、新たに盛り込むことには違和感があります。<br>　また、「自らが制作する放送番組を有するように努めること」や「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うように努めること」との表現に関して、民間放送事業者がどのような番組を制作し配信に取り組むかについては、個社の経営判断によって決めるものであり、義務を課すような表現で「基幹放送普及計画」にて規定すべきではないと考えます。放送法で民間放送事業者の配信義務について規定がないことや、特にローカル局にとっては採算性などの課題も多いことから、推進を支援する制度設計を要望させて頂きます。<br>【日本テレビ放送網株式会社】 | 基幹放送普及計画の本件変更は、第４次取りまとめにおいて「今後、放送に係る広告収入が頭打ちになっていくことが想定される放送事業者にとって、テレビ番組のインターネット配信は、放送対象地域外への自社制作番組の発信や収益源の拡大・多様化に繋がることが期待される。その際、特にローカル局については、インターネットに配信できる自社制作番組の拡大に資する取組を進めることが適当」と示されたことも踏まえて実施するもので、若者を中心とした「テレビ離れ」や広告費の減少など放送を取り巻く環境が大きく変化し、国民・視聴者における情報の入手及び視聴の対象が、放送からインターネットへと移行しつつある現状において、今後の基幹放送の計画的な普及及び健全な発達（その維持を含む。）を図るためには、記載のような事項について全ての民間地上基幹放送事業者がこれまで以上に意識して取り組んでいただくことが肝要であると考え、今回規定するものです。<br>　総務省においても、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。 | 無 |

# 「放送法施行規則及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案等に関する意見募集」の結果

■　意見募集期間　：　令和８年５月 30 日（土）から同年６月 29 日（月）まで

■　提出意見件数　：　55 件（法人：35 件、個人：20 件）
※　提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：

〇放送関係事業者等　【35 件】　（意見提出順）

株式会社中国放送、一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社テレビ朝日ホールディングス、日本テレビ放送網株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社フジ・メディア・ホールディングス、読売テレビ放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社テレビ信州、札幌テレビ放送株式会社、株式会社山梨放送、青森放送株式会社、西日本放送株式会社、株式会社テレビ岩手、株式会社 TBS テレビ、中京テレビ放送株式会社、山口放送株式会社、株式会社テレビ新潟放送網、株式会社宮城テレビ放送、株式会社福島中央テレビ、株式会社長崎国際テレビ、関西テレビ放送株式会社、株式会社高知放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社熊本県民テレビ、株式会社テレビ東京、中部日本放送株式会社、株式会社 CBC テレビ、北日本放送株式会社、株式会社テレビ宮崎、四国放送株式会社、株式会社テレビ大分、株式会社鹿児島讀賣テレビ、東海テレビ株式会社、日本海テレビジョン放送株式会社

〇個人　【20 件】

| No | 提出された意見【意見提出者名】 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|---|---|---|---|
| **1　放送法施行規則及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案について** | | | |
| 1 | ○　マスメディア集中排除原則を緩和し、テレビ放送について、同一放送対象地域内にて、広域放送を除いて２系統までの兼営・支配を可能とするよう規定を改正することは、民間放送事業における将来の選択肢を増やし、経営基盤の強化に繋がり、その趣旨に賛同いたします。<br>　いっぽうで、実際にその制度を使うかどうかは、民間放送事業者が経営判断として主体的に決めることが大切だと考えています。<br>　さらに、今後の経営環境の変化に迅速に対応できるように本制度を運用していくなかで、民間放送事業者側の要請があれば、見直しや改正など、柔軟な制度整備を要望させて頂きます。<br>【日本テレビ放送網株式会社】 | 賛同の御意見として承ります。<br>なお、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正については、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行うものであるところ、経営基盤を強化するための具体的な方法等については、各放送事業者において主体的に判断されるべきものであると考えます。<br>総務省においても、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。 | 無 |
| 2 | ○　マスメディア集中排除原則を緩和し、テレビ放送について、同一放送対象地域内にて、広域放送を除いて２系統までの兼営・支配を可能とするよう規定を改正することについて、弊社はローカル局の経営の選択肢が増えることには賛同します。新たな制度を活用するかどうかは、個社の経営判断に委ねられるべきと考えます。更に今後経営環境の変化に速やかに対応できるように、ローカル局側から要請があれば、見直しや改正など、柔軟な制度整備を進めていただくことを要望させていただきます。<br>【株式会社福島中央テレビ】 | | |
| 3 | ○　テレビ放送に関して、同一放送対象地域内にて広域放送を除いて２系統までの兼営・支配を可能とするよう規定を改正する | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ことは、将来の選択肢が増えることにつながり、ローカル局の経営基盤を強化する観点から賛同いたします。その一方で、放送・経営の自律性の観点から、実際にその制度を選択するかどうかについては、民間放送事業者が自らの経営判断で、主体的に決めることが重要だと考えます。そのうえで、この制度を運用していくにあたっては、民間放送事業者から要請があれば、見直しや改正を行っていただくよう要望いたします。<br>【日本海テレビジョン放送株式会社】 | | |
| 4 | ○　テレビ放送の同一放送対象地域内にて、広域放送を除いて2系統までの兼営・支配を可能とするよう規定を改正することは、ローカル局の経営基盤を強化する観点から経営の選択肢が増えることに賛同します。<br>　一方で、実際にその制度を使うかどうかは、民間放送事業者が経営判断として主体的に決めることが大切だと考えています。<br>　さらに、今後の経営環境の変化に迅速に対応できるよう、民間放送事業者側の要請があれば、見直しや改正など、柔軟な制度整備を要望させて頂きます。<br>【山口放送株式会社】 | | |
| 5 | ○　マスメディア集中排除原則を緩和し、テレビ放送について、同一放送対象地域内にて、広域放送を除いて２系統までの兼営・支配を可能とするよう規定を改正することは、民間放送事業における将来の選択肢を増やし、経営基盤の強化に繋がると考えますので、その趣旨には賛同いたします。<br>　一方で、実際にその制度を使うかどうかは、民間放送事業者が経営判断として主体的に決めることが大切と考えています。<br>　さらに、今後の経営環境の変化に迅速に対応できるように本制度を運用していくなかで、民間放送事業者側の要請があれば、見直しや改正、さらに適切な範囲での事業費補助など、柔軟な制 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 度整備を要望させて頂きます。<br>【株式会社テレビ岩手】 | | |
| 6 | ○　ローカルテレビ局である当社は、民間放送事業者の経営上の選択肢が広がることが望ましいと考えております。このような観点から、マスメディア集中排除原則を緩和し、テレビ放送について、同一放送対象地域内において広域放送を除き２系統までの兼営・支配を可能とする今回の制度見直しの趣旨に賛同いたします。本見直しは、民間放送事業における経営の自由度を高めるとともに、経営基盤の強化に資するものと考えます。<br>　一方で、本制度の活用については、各民間放送事業者がそれぞれの経営状況や地域の特性を踏まえ、自らの経営判断により主体的に決定できることが重要であると考えます。<br>　さらに、放送事業を取り巻く環境は今後も変化していくことが想定されます。このため、本制度の運用にあたっては、民間放送事業者の要請や実情を踏まえ、必要に応じて見直しや改正を行うなど、柔軟な制度整備をお願いしたいと考えます。<br>【株式会社テレビ新潟放送網】 | | |
| 7 | ○　地上基幹放送において、同一放送対象地域内で２系統までの兼営・支配を可能とする規定改正は、当社を含めた民間放送事業者にとって、経営の選択肢が増えることになり賛同します。ただし、あくまでも経営の選択肢の一つであり、本制度を利用するかは、個社の経営判断であるべきだと考えています。また、国内放送を持続させていくという方針を達成するためにも、今後の民間放送事業の環境変化に対応できるよう、本制度の見直しや改正など、柔軟な制度整備を要望します。<br>【株式会社宮城テレビ放送】 | | |
| 8 | ○　経営の選択肢を広げる本緩和案は、地域の放送インフラを守るための現実的な一手として賛同します。しかし、本制度はあく | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | まで「地域の放送ネットワークを持続させるための経営手段」の一つに過ぎません。その選択や運用は、地域の特性や視聴者のニーズを最もよく知る地元の放送事業者自身が、自律的な経営判断のもとで主体的に決めるべきものです。民間放送事業者の意思に反した再編・統合が誘発されることがない制度運用を強く求めます。<br>【株式会社福岡放送】 | | |
| 9 | ○　マスメディア集中排除原則の緩和により、同一地域内で２系統までの兼営・支配を可能とする見直しは、将来の選択肢の拡大と経営基盤強化に資するものとして賛同します。<br>　一方で、多様性・地域性の確保は基本であり、制度の活用は各地域の放送局が合意のうえ主体的に判断すべきで、再編の強制はあってはなりません。また、必要に応じ制度の柔軟な見直しを求めます。<br>【広島テレビ放送株式会社】 | | |
| 10 | ○　マスメディア集中排除原則を緩和して、テレビ放送について同一放送対象地域内において２系統までの兼営・支配を可能とするよう規定を改正することは、経営基盤の強化の観点から、民間放送事業における将来の選択肢を広げるものとして賛同します。ただし、実際にこの制度を適用するかどうかは、民間放送事業者の経営判断として主体的に行うものであると理解しています。<br>【株式会社テレビ信州】 | | |
| 11 | ○　マスメディア集中排除原則を見直し、テレビにおいても同一放送対象地域において広域放送を除き 2 系統まで兼営・支配を可能とすることについては、ローカル局経営の選択肢を増やす意味で規定を設けることに賛同致します。ただ 1 局 2 波により地域情報の多元性・多様性に影響を与える懸念は拭えず、制度の | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 運用は当該放送局同士の慎重な判断によってのみ実施されるべきと考えます。<br>【四国放送株式会社】 | | |
| 12 | ○　同一放送対象地域内における複数のテレビ局の兼営・支配を認めることは、多様性や地域性の棄損を最小限にとどめ視聴者の多様な番組の視聴機会を確保しながら、経営の効率化につながる選択肢を広げる施策であるため、同規制緩和に賛同する。<br>　今後も、放送を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、経営の選択肢を広げる規制緩和や制度の見直しが行われることを要望する。<br>【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 | | |
| 13 | ○　テレビ放送について、同一放送対象地域内において複数の放送系の兼営・支配（いわゆる「1 局 2 波」）を可能とする制度改正については、厳しい経営環境に直面するローカル局としては、将来の選択肢を拡大するものとして、基本的に賛同いたします。<br>　制度運用にあたっては、各事業者の主体性を尊重し、現場の実態に即した柔軟性を保持していただくよう希望します。<br>【株式会社テレビ金沢】 | | |
| 14 | ○　マスメディア集中排除原則を見直して、テレビ放送について、同一放送対象地域内において広域放送を除き２系統までの兼営・支配を可能とする改正案については、経営基盤の強化や持続的なサービスの提供といった民間放送事業者共通の課題解決に資する選択肢を増やすものであり、その趣旨に賛同いたします。<br>　一方で人口、地域経済、視聴者ニーズ、事業者の規模といった経営環境は、放送対象地域によって大きく異なります。本制度の設計にあたっては、民間放送事業者が主体的な経営判断に基づき選択できることを前提とし、その運用にあたっては、地域の実情や経営環境を十分に踏まえたうえで適切な検証と柔軟な見直 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | しが行われることを要望いたします。<br>【株式会社長崎国際テレビ】 | | |
| 15 | ○　マスメディア集中排除原則の緩和により、同一放送対象地域内において 2 系統までの兼営・支配を可能とすることは、経営環境が厳しさを増す地方放送局にとって、将来的な経営基盤強化のための重要な選択肢の一つになると前向きに受け止めています。<br>　地方局においては、業務効率の向上や放送設備の共有化などによるコスト削減が急務となっております。一方で、実際にこの制度を活用するか否かは、各地域の市場環境や各社の経営戦略に基づき、民間放送事業者が主体的に判断すべき事項であると考えます。また１局２波を選択肢として検討する場合には、放送設備の共同利用や集約化に対する財政的・税制的な支援など、経営の経済合理性を高めるための実効性のある支援措置を併せて講じることも必要だと考えます。<br>　今後も、地方の多様な経営実態に即した柔軟な制度運用と、必要に応じたさらなる規制緩和の検討を要望いたします。<br>【株式会社山梨放送】 | | |
| 16 | ○　マスメディア集中排除原則を緩和して、地上テレビ放送について、同一放送対象地域において２局まで兼営・支配を可能とすることは、民間放送事業者の経営維持に向けた将来の選択肢が増え、経営基盤強化に繋がるものとして賛同いたします。<br>　一方で、 基幹放送において情報の多元的な提供による多様性の確保と地域性の確保は、基本的かつ重要な概念として変わりません。地域の実情をよく理解し、地域社会に貢献してきたローカル放送事業者同士が合意の上で再編・統合を選択することが大原則であり、民間放送事業者が個々の経営判断として主体的に決めることが大切と考えます。 | 賛同の御意見として承ります。<br>　放送を取り巻く社会環境の変化を受け、ローカル局の経営状況は厳しさを増しているところ、ローカル局が今後も地域情報発信の役割を果たし続けるためには、まずは経営基盤の安定が重要となります。<br>　こうしたことから、御理解のとおり「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第４次取りまとめ（以下「第４次取りまとめ」といいます。）において、ローカル局の経営基盤の強化に向けた経営の選択肢の拡大と放送の多元性・多様性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ放送について同一放送対象地域内 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ローカル放送事業者それぞれが地域情報を取材・発信することで、多元性・多様性が確保され、権力の監視の役割も担えます。同一放送対象地域において２局まで兼営・支配が可能となっても、情報の多元性・多様性が担保されることが前提としてあるべきです。<br>【札幌テレビ放送株式会社】 | の複数局の兼営・支配を認めることが適当であるとされたところです。<br>このため、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正に当たっては、この取りまとめの内容を踏まえ、同一放送対象地域における兼営・支配については広域放送を除き２局までとするものです。<br>なお、当該制度改正については、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行うものであるところ、経営基盤を強化するための具体的な方法等については、各放送事業者において主体的に判断されるべきものであると考えます。 | |
| 17 | ○　ローカル局の経営基盤を強化する観点から経営の選択肢が増えることには賛同します。<br>しかしながら、新たな制度を活用するかどうかは、個社もしくは同一エリア内の局同士の経営判断に委ねられるべきであり、国や行政から強制されるべきではなく、その選択肢が有効であるかの検討が必要であると考えます。<br>総務省においては、このスタンスを引き続き堅持し、局の意に沿わない形での経営統合・兼営等を推進したり働きかけたりしないよう希望します。<br>取りまとめ文中、「同一放送対象地域内において複数局の兼営・支配を可能とすることにより、組織や拠点の共通化によるコスト削減が可能となり、効率化によって得られたリソースをコンテンツ製作や地域における新たなビジネス展開に割り振ることも期待されるほか、仮に柔軟な番組編成が可能となれば、より魅力あるコンテンツ製作につながる可能性もあると考えられる。以上を踏まえ、ローカル局の経営基盤を強化する観点から、今後は経営の選択肢の拡大のため、地上テレビ放送についても、 | 賛同の御意見として承ります。<br>なお、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正については、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行うものであるところ、経営基盤を強化するための具体的な方法等については、各放送事業者において主体的に判断されるべきものであると考えます。 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当である」とありますが、実際問題として、経営統合してもチャンネル数を維持するのであれば、制作費の削減は難しく（番組数は変わりませんから）、営業収入も現在と同等の額が必要となります。<br>バックオフィス（総務・人事・経理など）は統合できるかもしれませんが、もともと地方局はこの部門の要員が少ないので、人件費削減効果はあまり期待できません。<br>【株式会社熊本県民テレビ】 | | |
| 18 | ○　テレビ放送について同一放送対象地域内において 2 系統までの兼営・支配を可能とすることは、民放事業者の将来の選択肢として用意するという意味で、理解できるものです。<br>今回の省令改正を経ても、各地域において民放事業者が多様性を確保し多元的な情報提供を継続していくことは、何ら変わることなく重要であると考えています。<br>【株式会社 TBS テレビ】 | 放送を取り巻く社会環境の変化を受け、ローカル局の経営状況は厳しさを増しているところ、ローカル局が今後も地域情報発信の役割を果たし続けるためには、まずは経営基盤の安定が重要となります。<br>こうしたことから、御理解のとおり第４次取りまとめにおいて、ローカル局の経営基盤の強化に向けた経営の選択肢の拡大と放送の多元性・多様性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ放送について同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当であるとされたところです。<br>このため、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正に当たっては、この取りまとめの内容を踏まえ、同一放送対象地域における兼営・支配について緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き２局までとするものです。 | 無 |
| 19 | ○　インターネットメディアの普及により情報の多様化・多元化が飛躍的に進むなか、今後も急速な変化が予想されるメディア環境において、放送事業者が持続可能な経営を実現するためには、自由な経営判断ができる環境を整えることが欠かせません。同一県内におけるマス排緩和（一局二波等）は、経営効率の向上、新規事業への投資、コンテンツ制作力の強化（良質な地域情報の提供）など、事業展開における多様な選択肢を生み出す可能性が期待されると考えます。<br>その一方で、市民の知る権利を守り、権力を監視し、社会課題を提起する地域報道の視点が兼営・支配によって画一化しかねない懸念は無視できません。また、設備や業務の集約・統合に伴う事業コスト削減などについては、現時点では具体的な成果や | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 効果が必ずしも明確ではないため、それらの趣旨を踏まえた慎重な検討をお願いします。以上を踏まえると、懸念はあるものの総じていえば、今回の改正案の方向性については理解いたします。<br>【北日本放送株式会社】 | | |
| 20 | ○　本改正において単一の事業者が複数局を兼営・支配できるようになることは，人口減少とそれに伴う経済的疲弊を経験する地域社会にとって有効な施策と考えられる。一方で，そうした制度改正にあたっては「地域性確保策」を講じるべきことがこれまでに繰り返し指摘されてきたが，本改正においてはそうした要素は盛り込まれておらず，「第 4 次取りまとめ」でも「今後の方向性」として附帯的に論じられているに過ぎない。このことは将来にわたって地域における地域情報の不足と「ニュース砂漠化」をもたらしうるものであるから，マス排の緩和と「確保策」が同時に実装されないことに強い懸念を表する。そもそもマスメディア集中排除原則の趣旨たる 3 要素（多様性・多元性・地域性）の定義が曖昧であることはこれまでにも多くの論者から指摘されてきたし，（主に法学者以外の）研究者にはその画定に向けて議論を蓄積してきた者も多くみられる。そうした視点が本改正の議論の過程においてほとんど言及されていないことには合理的な説明が求められるのではないか。<br>【個人 02】 | | |
| 21 | ○　本省令の改正案は『デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会』の第 4 次取りまとめを踏まえ、地上波テレビ放送の“同一県域 1 局 2 波”を可能とする内容となっています。取りまとめで示された「地方局の経営基盤強化のため、なるべく多くの選択肢を準備しておくことが重要」という考え方については賛同しますが、“1 局 2 波”についてはマスメディア集中排 | 放送を取り巻く社会環境の変化を受け、ローカル局の経営状況は厳しさを増しているところ、ローカル局が今後も地域情報発信の役割を果たし続けるためには、まずは経営基盤の安定が重要となります。<br>こうしたことから、御理解のとおり第４次取りまとめにおいて、ローカル局の経営基盤の強化に向けた経営の選択肢の拡大と放送 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 除原則の理念である放送の「多元性・多様性・地域性」を損ない、情報の画一化や情報量の減少を招くことが懸念されます。経済合理性についても地域によって、効果は限定的で、逆に弱体化につながらないかと危惧しております。<br>放送局は系列によって、また同一地域内でも、局ごとに企業文化が異なることからニュース取材や番組制作、セールス手法に違いが見られ、地域社会との関係性にも差異があります。競い合うことによって、それぞれに地域の民主主義の発達や地元経済の発展、地域文化の振興に寄与してきたと考えます。<br>仮に統合しても、企業統治や法令遵守に関する考え方を合一し、社員に浸透させ、新しい企業文化を築くには数十年単位の長い時間がかかると思われます。“1局2波”が制度的に可能になっても、統合後の道のりを考えた場合、地域によっては、経営基盤の強化にならないのではないかと思います。これまでのキー局、準キー局との関係を重視しながら地域との信頼関係を深化させ、地域づくりに参画していくことが、経営基盤強化につながると考えます。<br>【青森放送株式会社】 | の多元性・多様性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ放送について同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当であるとされたところです。<br>このため、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正に当たっては、この取りまとめの内容を踏まえ、同一放送対象地域における兼営・支配について緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き２局までとするものです。<br>なお、当該制度改正については、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行うものであるところ、経営基盤を強化するための具体的な方法等については、各放送事業者において主体的に判断されるべきものであると考えます。 | |
| 22 | ○　マスメディア集中排除原則の例外として、ラジオ放送の既存規定を下敷きに、テレビ放送についても同一放送対象地域内において２系統までの兼営・支配を可能とする規定を追加することは、民放事業における将来の選択肢のひとつとして理解できるものです。<br>基幹放送において、情報の多元的な提供による多様性の確保と、地域性の確保は基本的かつ重要な概念であり、今回の規定追加にあたっても、基幹放送普及計画の当該規定に何ら変更はありません。その重要性に鑑みれば、地域の実情をよく理解し地域社会に貢献してきた地元テレビ局同士が合意のうえで、これを | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 選択することが大原則であり、意に反した再編・統合を強要されることがあってはなりません。<br>【一般社団法人日本民間放送連盟】 | | |
| 23 | ○　地上テレビ放送においても同一放送対象地域内において広域放送を除き、2 系統までの兼営・支配を可能とする規定を追加することは、民放事業者の経営の選択肢を拡大する観点から理解できるものです。<br>　ただ、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の第 4 次取りまとめ（案）に対する意見でも指摘したように、ローカル局の中には「地域性を損なうおそれがある」「地域メディアの役割を果たせなくなるおそれがある」といった意見もあり、効率化について懐疑的な意見もあります。また、取りまとめでも「多元性・多様性・地域性の確保に留意する必要がある」と指摘しています。<br>　基幹放送普及計画では、「基幹放送を通じて地域住民の要望にこたえることにより、基幹放送に関する当該地域社会の要望を充足すること」と規定されていて、この規定に何ら変更はありません。その重要性に鑑みれば、新たな制度を選択するかどうかは、視聴者の視点に立って、その地域に根差した放送事業者同士が合意のうえで判断することが前提だと考えます。<br>【株式会社テレビ朝日ホールディングス】 | | |
| 24 | ○　民間放送事業者の経営の柔軟性を確保し、持続可能な放送サービスを維持するため、マスメディア集中排除原則について、一定の緩和の必要性は理解する。<br>　放送局は地域に根ざした情報の発信、災害時の迅速な報道、地域文化の継承・発信といった公共的役割を維持することが不可欠であり、地域社会に密着した報道と文化的価値の共有を確保しながら、制度の柔軟な運用が重要だ。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 緩和策の利用は、地域の実情をよく理解したローカル局の自主自律に基づく経営判断で行われるべきだ。<br>【読売テレビ放送株式会社】 | | |
| 25 | ○　総務省は本改正案において、地上テレビ放送事業者による同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を可能とし、放送事業者の経営の選択肢を増やすことによって、将来においても放送サービスが持続・確保できるよう法制度面から支援する考えと理解しています。<br>しかし、本案の具体的な活用は、地域や系列固有の事情、株主等の意向も踏まえつつ、地上テレビ放送事業者自らが経営判断すべき重要事項です。行政が制度の活用を強要したり、経営戦略に介入することは決してあってはならないと考えます。<br>【株式会社テレビ東京】 | | |
| 26 | ○　同一放送対象地域内における複数局の兼営・支配について、２系統までの兼営・支配を可能とする規定の追加は、将来の経営上の選択肢として理解できるものです。また「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第４次）」では不明瞭だった広域放送に係る指針が、明確化されたことを評価します。しかしながら、地域の実情や放送事業者の判断が尊重される形で、これを選択することが大原則と考えます。<br>【東海テレビ放送株式会社】 | | |
| 27 | ○　同一放送対象地域内における地上テレビジョン放送の兼営・支配緩和、および、認定報道持株会社制度における地上テレビジョン放送に係る兼営・支配緩和につきましては、将来の経営の選択肢を広げるものとして理解いたします。<br>一方で、その制度運用にあたっては、関係する地元テレビ局同士の自律的な合意を原則とし、意に反した統合を強いられない | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 仕組みを担保することが必要です。概要にある「多元性・多様性・地域性の確保に留意する必要」という方針は極めて重要であり、制作体制の一本化に伴う地域情報流通量の低下を防ぐことが不可欠です。<br>　特に地域の防災・減災に果たすローカル局の役割は極めて重要です。仮に複数局の兼営・支配が実現した場合でも、住民の生命に関わる災害時には、各局が自主・自律を旨としてきめ細かな情報発信を個別に果たすべきで、本来多層的に伝えられるべき情報の充実度や多様性が損なわれることがあってはならないと考えます。<br>【中部日本放送株式会社、株式会社 CBC テレビ】 | | |
| 28 | ○　同一地域において複数の放送局の兼営・支配を認める見直しについては、経営基盤の強化につながる可能性という点で一定の理解ができます。<br>　しかし、高知のような３局地区で２局が兼営・支配となった場合、残る１局は広告取引等で不利な立場となり、地域における情報発信力の低下や、言論の多様性が損なわれることも懸念されます。<br>　制度見直しにあたっては、単なる規制緩和にとどまらず、兼営・支配局および非兼営・支配局への影響を十分考慮した慎重な対応が必要と考えます。<br>【株式会社高知放送】 | | |
| 29 | ○　本制度の適用は、経営維持が極めて困難となった放送事業者が経営持続のための最終的な選択肢として、あくまで限定的に位置づけられるべきです。実際の適用にあたっては、地域の特性や経営悪化の度合い、兼営・支配後も従来の災害報道体制が維持されるかといった、多角的な検証が可能なガイドラインの整備を求めます。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 【株式会社中国放送】 | | |
| 30 | ○　マスメディア集中排除原則を緩和し、テレビ放送について同一放送地域内で２系統までの兼営・支配を可能とする改正は、ローカル局を取り巻く厳しい環境に鑑み、経営基盤の強化につながり得る選択肢を拡大する制度整備と理解します。地域における放送の多元性・多様性・地域性を損なわないよう、「２局まで」と歯止めをかけたものと理解します。<br>　改正された制度を活用するかどうかは、民間放送事業者の自主・自律の経営判断に委ねられるべきものであると考えます。今後の制度運用では、放送の多元性など健全な情報空間が確保され、地元の視聴者が享受する利益を棄損することがないよう、民間放送事業者の要請を踏まえた見直しや改正など柔軟な対応を要望いたします。<br>【株式会社鹿児島讀賣テレビ】 | 　放送を取り巻く社会環境の変化を受け、ローカル局の経営状況は厳しさを増しているところ、ローカル局が今後も地域情報発信の役割を果たし続けるためには、まずは経営基盤の安定が重要となります。<br>　こうしたことから、御理解のとおり第４次取りまとめにおいて、ローカル局の経営基盤の強化に向けた経営の選択肢の拡大と放送の多元性・多様性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ放送について同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当であるとされたところです。<br>　このため、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正に当たっては、この取りまとめの内容を踏まえ、同一放送対象地域における兼営・支配について緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き２局までとするものです。<br>　なお、当該制度改正については、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行うものであるところ、経営基盤を強化するための具体的な方法等については、各放送事業者において主体的に判断されるべきものであると考えます。<br>　総務省においても、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。 | 無 |
| 31 | ○　１局２波によって経営の選択肢が増えること自体は否定するものではありません。ただし、制度の利用は各放送事業者の主体的な選択肢であって、再編や統合を促す方向で運用されるべきではありません。<br>　また、これまでの有識者会議等で議論の核となっていた「多元性・多様性・地域性」をどのように担保、配慮するのか今回の改正案上で明示されていない点を懸念します。 | 　放送を取り巻く社会環境の変化を受け、ローカル局の経営状況は厳しさを増しているところ、ローカル局が今後も地域情報発信の役割を果たし続けるためには、まずは経営基盤の安定が重要となります。<br>　こうしたことから、御理解のとおり第４次取りまとめにおいて、ローカル局の経営基盤の強化に向けた経営の選択肢の拡大と放送の多元性・多様性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | １局２波によって従来不足していた系列の番組を地域内で提供し得る場合、これに係る区域外再放送の必要性については地元放送による代替可能性も踏まえて改めて検討されるべきと考えます。<br>放送系数に関するルールについては、放送事業者が意図せずに制度に抵触することがないよう、算定方式や適用関係を分かりやすく明示していただきたいと考えます。<br>【株式会社テレビ大分】 | 放送について同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当であるとされたところです。<br>このため、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正に当たっては、この取りまとめの内容を踏まえ、同一放送対象地域における兼営・支配について緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き２局までとするものです。<br>なお、当該制度改正については、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行うものであるところ、経営基盤を強化するための具体的な方法等については、各放送事業者において主体的に判断されるべきものであると考えます。<br>総務省においても、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。<br>また、区域外再放送に関する御意見については、放送行政に対する御意見として承ります。 | |
| 32 | ○　マスメディア集中排除原則を緩和し、地上テレビ放送の兼営・支配を 2 局まで可能とする今回の見直しについて、ローカル局の経営環境が厳しさを増す中での選択肢拡大という趣旨は理解いたします。<br>しかしながら、本制度の運用にあたっては、放送対象地域における「1 局 2 波（複数局の兼営）」の議論と、弊社の「クロスネット」という経営形態は性質が異なることを強く認識していただきたいと存じます。<br>「1 局 2 波」の議論は、主に経営が困難な地域における放送局の集約化を前提としておりますが、弊社のようなクロスネット局は、単独の放送局として複数の系列番組を編成することで、広範な視聴者ニーズに応え、地域における情報的多様性を長年担保してまいりました。 | 御指摘のとおり、いわゆる「クロスネット局」は、今回の制度改正によるマスメディア集中排除原則の緩和により可能となるいわゆる「１局２波」とは別のものであると承知しております。<br>なお、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正については、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行うものであるところ、経営基盤を強化するための具体的な方法等については、各放送事業者において主体的に判断されるべきものであると考えます。<br>総務省においても、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 今後、本制度が施行された場合においても、クロスネット局が果たす公共的価値を損なうことのないよう、制度の運用にあたっては個別の放送局の経営判断や地域特性を十分に尊重し、画一的な集約化を促すような運用とならないことを強く求めます。<br>【株式会社テレビ宮崎】 | | |
| 33 | ○　マスメディア集中排除原則の緩和に反対する。<br>日本のメディアは、現在でも「報道の自由度」の低下が問題視されている。<br>その原因は、主要メディア大手の支配による所が大きい。<br>また、地方局においては マスメディア集中排除原則に違反する反社会団体が ラジオ局を経営し、外国人差別・LGBT 差別・戦争扇動など 異常な放送を行っている実態がある （唐津市 FM からつ、浦添市 FM21、下関市 カモン FM など)。<br>公共の電波が 特定の企業に独占され 公益から外れる事を防止するのが、マスメディア集中排除原則ではないのか。<br>「安定した放送」というのなら、一社の経営に委ねず 参入資本を分割・分散する事こそ、安定化だろう。<br>独占・寡占を促す改定案を見直し、資本の分散を図るべきだ。<br>【個人 04】 | 放送を取り巻く社会環境の変化を受け、ローカル局の経営状況は厳しさを増しているところ、ローカル局が今後も地域情報発信の役割を果たし続けるためには、まずは経営基盤の安定が重要となります。<br>こうしたことから、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第４次取りまとめにおいて、ローカル局の経営基盤の強化に向けた経営の選択肢の拡大と放送の多元性・多様性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ放送について同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当であるとされたところです。<br>このため、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正に当たっては、この取りまとめの内容を踏まえ、同一放送対象地域における兼営・支配について緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き２局までとするものです。<br>総務省においては、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。 | 無 |
| 34 | ○　断固反対します。少規模であろうと複数の独立したメディアを守る方向に政府は力を注ぐべきです。<br>少数大企業メディアのみが生き残っても健全な表現の自由、報道の自由、批判性のある報道は保てず、むしろ廃れていくのは間違いないです。日本を昔のような、大本営発表ばかりが流れる国に戻したいのですか？大反対です。<br>【個人 06】 | | |
| 35 | ○　マスメディア集中排除原則は、独占を禁止して、放送・報道の | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 偏重を防ぎ、限られたチャンネル数の中で参加企業に機会を与える為のもののはず。<br>　その意義に全く反する今回の改定に、全面的に反対します。<br>　一社が複数局を支配する状態が、健全とは到底思えませんし、それをやらせようとする政府も、おかしいのではないかと思います。<br>　人口減少を緩和の理由にしていますが、それならば、テレビ局だけが肥大するのはおかしいのではないでしょうか。<br>　むしろ、１つのチャンネルを小規模の複数社により運営させ、多様化を計り冗長性を持たせるべきです。<br>　法案とは真逆に、マスメディア集中排除原則を厳格化し、メディア各社の技術的な標準化を計り、ひとつの電波帯域の相乗りを行える様、整備するべきです。<br>【個人 07】 | | |
| 36 | ○　テレビチャンネルに関する今回の省令ですが、偏った情報発信にならないように一つの会社が複数のチャンネルの経営権を持つべきでないと思います。<br>　番組を見ると、左翼がかった番組ばかりで保守的な番組がなく、偏った情報を多くのチャンネルから国民に押し付けるみたいになっております。<br>　情報の多様化の為にも、複数の会社による情報発信という形にすべきだと思います。<br>【個人 12】 | | |
| 37 | ○　最近感じるのは、どのテレビ局のニュース番組を見ても、扱う話題や論調、出演者が似通っており、チャンネルごとの特色が薄れていることです。視聴者としては、複数の局を視聴しても新たな情報や多様な視点に触れる機会が少なく、物足りなさを感じています。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 昭和の時代には、各局がそれぞれ独自の番組作りや編成を行い、ニュースや娯楽に多様性があったように記憶しています。<br>テレビの役割は、単に同じ情報を繰り返し伝えることではなく、各局が独自の視点や地域性、創意工夫を生かした情報や娯楽を提供することにあるのではないでしょうか。今回の制度改正においても、経営効率だけでなく、放送の多元性・多様性が維持されるよう十分な配慮を求めます。<br>【個人 11】 | | |
| 38 | ○【意見の概要】<br>認定放送持株会社による複数放送局の支配関係の緩和、および特定役員の定義見直し等の一連の規制緩和案に対し、日本の放送・メディア制度の健全性と民主主義を根底から揺るがす重大な欠陥があるため、全面的に反対いたします。<br><br>【具体的な理由】<br>1. 新聞等による系列問題（クロスオーナーシップ）の悪化と「言論の独占」<br>諸外国では民主主義を守るため、同じ資本が新聞とテレビを同時に所有・支配することを厳しく制限するルール（クロスオーナーシップ規制）が一般的です。<br>しかし我が国では、大手の新聞社がキー局を子会社化し、さらにそのキー局（認定放送持株会社）が地方のテレビ局やラジオ局を系列化するという、「新聞・テレビ・ラジオの一体支配（系列化問題）」が長年放置されてきました。<br>ただでさえ新聞とテレビが同じ情報源・同じ論調で世論を誘導しやすい構造にある中、今回の改正案によって持株会社による地方局の「複数支配」や「人事的支配（特定役員の送り込み）」まで緩和すれば、この系列化の歪みは極めて致命的なレベルに | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 達します。特定の大手新聞・テレビの巨大複合メディアグループが、地方の言論空間まで完全に画一化・独占する道を拓くものであり、断じて容認できません。<br><br>2. 深刻化する偏向報道問題と「辺野古重大事故」を巡る報道不信<br>現在、テレビ・新聞等の既存メディアに対しては「都合の良い事実のみを切り取る偏向報道」であるとして、国民から極めて厳しい不信の目が向けられています。<br>その象徴的な例が、近年沖縄県名護市辺野古周辺で発生した一連の重大事故（安和桟橋でのダンプカーによる警備員死亡事故や、辺野古沖での平和学習ボート転覆による高校生らの死亡事故）を巡る報道です。<br>これらの事故において、抗議活動の過激化や安全管理の破綻といった「不都合な真実」を系列化された大手メディアが一斉に黙殺、あるいは特定の政治的立場に配慮して矮小化したのではないかという批判が国民から噴出しました。<br>新聞・テレビが系列化されている現状でさえ、このような報道の偏りが問題視されている中、持株会社による地方局への支配がさらに強まれば、地方独自の視点は完全に抹殺されます。<br>結果として、系列本社の意向に沿った偏った報道だけが日本全国の新聞・テレビへ一斉に配信・刷り込まれることになり、メディアの信頼性は完全に失墜します。<br><br>3. 放送法第4条（政治的公平）の形骸化に対する逆行<br>放送法第4条は「政治的公平」「意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」を義務付けています。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 前述の辺野古の事故のように、世論が大きく割れるテーマにおいて、多角的な論点を提示することはテレビ局の義務です。<br>しかし、新聞とテレビが系列化され、さらにその支配が強化されれば、グループ全体の政治的スタンスがそのまま地方局まで押し付けられ、放送法第4条は完全に死文化します。<br>現行のテレビ報道がこの義務を十分に果たしているとは言い難い状況において、逆に巨大化を認める規制緩和を行うことは論理的破綻です。<br><br>4. 電波利用の公平性の著しい侵害<br>電波は「国民共有の有限希少な財産（電波法第1条)」であり、特定の既得権益者が独占して良いものではありません。<br>新聞社をバックに持つ特定の放送事業者にだけさらなる「支配権の拡大（買い占め)」を認めることは、電波利用の公平性を著しく損なうものです。<br>経営が立ち行かないのであれば、他業種や新たな参入希望者に広く電波を開放し、電波利用の流動性と公平性を高めるべきであり、既存の系列事業者だけでパイを分け合うような救済措置は不当です。<br><br>5. 不当に安い電波使用料という特権の温存<br>日本のテレビ局が支払っている電波使用料は、携帯電話事業者などに比べて「不当に安い」ことが長年批判されてきました。<br>新聞社とのクロスオーナーシップや格安の電波使用料という重多な特権に甘んじ、守られてきたにもかかわらず、「経営が厳しいからルールを緩めろ」という主張はあまりにも身勝手です。国民の財産を不当に安い価格で利用しながら、義務である「多様性の確保」や「公平・正確な報道」すら放棄して支配拡大を求め | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | る姿勢は、特権の二重取りであり、断じて認められません。<br><br>【結論】<br>本改正案は、放送法第 4 条の遵守や電波の公平な利用という「国民への義務」を棚上げにしたまま、新聞・テレビの系列化という特権構造に守られた既存メディアの延命と支配力拡大だけを容認するものです。<br>辺野古の事故報道に見られるような特定のイデオロギーに偏った巨大メディアの独占を防ぎ、民主主義の健全性を守るため、本省令案等には強く反対し、撤回を求めます。<br>【個人 13】 | | |
| 39 | ○　本省令案等は、ローカル局の経営基盤強化を目的として、地上テレビジョン放送について、同一放送対象地域内で広域放送を除き二局まで兼営または支配を可能とするものと理解します。人口減少、広告収入の伸び悩み、インターネット配信への視聴移行により、地方の放送事業者の経営環境が厳しくなっていることは否定できず、地域放送の維持という政策目的には一定の合理性があります。<br>しかし、放送は有限な電波を用いる公共性の高い事業であり、単なる経営合理化と同じ基準で所有関係及び支配関係を緩和すべきではありません。今回の見直しは、設備投資、営業、ネット配信、番組制作の効率化には資する一方で、報道判断、番組構成、取材対象、論点設定、訂正及び検証のあり方が同質化するリスクを伴います。<br>客観的な試算として、仮にある地域に民放地上テレビ四局があり、各局の情報影響力を便宜上二十五パーセントずつと仮定した場合、二局が同一支配となると、同一経営判断の影響を受け得る範囲は五十パーセントになります。集中度を示す簡易指標 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | として HHI を用いると、四局均等の場合は二十五の二乗を四局分合計して二千五百ですが、二局が同一支配となり五十パーセント、二十五パーセント、二十五パーセントとなる場合は、五十の二乗に二十五の二乗を二つ加えて三千七百五十となります。集中度は千二百五十ポイント、率にして五十パーセント上昇します。三局地域で各局が三分の一ずつと仮定した場合、二局が同一支配となると影響範囲は約六十六・七パーセントとなり、HHI は約三千三百三十三から約五千五百五十六へ上昇します。これは経営面の効率化だけでなく、地域住民が接する報道、論点、非報道の集中にも影響し得る水準です。<br>　特に地方では、放送局、新聞社、広告主、行政、経済団体、地域有力者、政治的立場の関係が近くなりやすく、複数局が存在していても、実質的に同じ論調、同じ取材範囲、同じ番組構成、同じ非報道が生じれば、多元性、多様性、地域性は形式的なものになります。報道の自由は当然尊重されるべきですが、それは、視聴者から見た説明責任や検証可能性を不要にするものではありません。放送法上も、政治的公平、事実を曲げない報道、意見が対立する問題についてできるだけ多くの角度から論点を明らかにすることが求められています。<br>　近時、事件、事故、政治的対立を含む報道について、報道量、論点の切り取り、出演者や専門家の選定、番組構成、継続検証の有無に対し、視聴者側から強い不信が生じています。沖縄県名護市辺野古沖の船舶転覆事故に関しても、BPO の放送倫理検証委員会において、放送局全体で報道する回数が少ないのではないかという趣旨の指摘が扱われています。ここで重要なのは、個別報道の当否を行政が判断することではなく、視聴者が、なぜ報じられないのか、なぜその構成なのかを検証できない状態が、放送制度への信頼を損なっている点です。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | また、BPO は放送局を監督する行政機関ではなく、各放送局の自主的、自律的な取り組みを支援する関係にあるとされています。したがって、所有関係及び支配関係の緩和によって地域内の放送主体が実質的に集約される場合、従来どおり BPO や各局の番組審議会に任せるだけでは、制度的な担保として不十分です。自主性と自律性を尊重することと、視聴者から見た透明性を確保することは矛盾しません。むしろ、兼営または支配の緩和を認めるほど、透明性と説明責任は強化されるべきです。<br>以上を踏まえ、本省令案等を進める場合には、単に二局までの兼営または支配を認めるのではなく、制度的担保を併せて整備すべきです。兼営または支配関係にある放送局について、重大事件、行政監視、選挙、基地問題、災害、安全事故、消費者被害など公共性の高いテーマに関する報道量、訂正及び補足、取材対象の範囲、反対意見及び少数意見の扱い、継続報道の有無を、一定期間ごとに視聴者が確認できる形で公表することが必要です。番組審議会については、議事概要だけでなく、指摘事項、放送局側の回答、改善状況を継続的に見える化する必要があります。BPO に多数の視聴者意見が寄せられた案件や、地域社会に重大な影響を及ぼす案件については、放送局側が報道量、番組構成、取材判断の考え方を説明する仕組みを設けるべきです。さらに、同一地域内で複数局を支配する事業者には、報道部門の独立性、編集判断の分離、地域課題の多角的取材について、通常より高い透明性義務を課すことが必要です。<br>ローカル局の経営維持は重要ですが、経営維持を優先するあまり、地域住民の知る権利、行政監視、災害時の安全確保、民主的意思形成が弱まれば、本末転倒です。仮に四局地域で二局が同一支配となれば、形式上は複数局が残っていても、情報影響力の半分が同一経営判断の影響下に置かれ得ます。三局地域では、そ | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | の割合は約三分の二に達し得ます。このような制度変更を行う以上、経営合理化による便益だけでなく、報道同質化、非報道の固定化、地域内の論点形成の偏りという外部不経済も、制度設計上明確に評価すべきです。<br>よって、本省令案等については、ローカル局の経営基盤強化という方向性自体は理解しつつも、多元性、多様性、地域性を実質的に確保するため、兼営または支配の緩和と同時に、報道の透明性、説明責任、番組審議会の実効性、BPO 意見への応答性、報道部門の独立性、地域課題に関する多角的検証の仕組みを整備することを求めます。放送局の経営を守ることは重要ですが、それ以上に、地域住民が偏りなく情報を得られる環境を守ることが、放送制度の根幹です。今回の改正は、放送局の救済から始めるのではなく、視聴者及び地域住民から見た公正性、透明性、検証可能性を再構築する制度改正として位置付けるべきです。<br>【個人 16】 | | |
| 40 | ○　経営合理化を理由に同一地域内の複数局支配を認めてしまえばお金を持っている巨大企業が世論誘導する為に、本来あるべき報道を歪める事に繋がります。ただでさえ今の報道には偏りがあり、それによって視聴者離れが進んでいるのではないでしょうか。<br>この省令案には断固反対します。<br>【個人 18】 | | |
| 41 | ○　マスメディア集中排除原則の緩和に反対する。<br>独占禁止法に触れる規制緩和など、有ってはならない。<br>「同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当」と理由付けているが、それではローカル局の経営基盤強化ではなく、ローカル局潰しにしかならないだろう。<br>「多元性・多様性・地域性の確保に留意する必要(がある)」と | 放送を取り巻く社会環境の変化を受け、ローカル局の経営状況は厳しさを増しているところ、ローカル局が今後も地域情報発信の役割を果たし続けるためには、まずは経営基盤の安定が重要となります。<br>こうしたことから、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第４次取りまとめにおいて、ローカル局の経営基盤 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | している通り、問題が有るのは明らかだ。<br>むしろ、違反罰則の無いマスメディア集中排除原則では、独占禁止、放送内容の偏向防止に効果が無い。<br>罰則規定を設け、BPO などの監査を義務付け、公正な放送を目指すべきだ。<br>【個人 05】 | の強化に向けた経営の選択肢の拡大と放送の多元性・多様性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ放送について同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当であるとされたところです。<br>このため、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正に当たっては、この取りまとめの内容を踏まえ、同一放送対象地域における兼営・支配について緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き２局までとするものです。<br>総務省においては、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。<br>また、放送内容の偏向防止に関する御意見については、放送行政に対する一つの見解として承ります。 | |
| 42 | ○　マスメディア集中排除原則の見直しに反対します。<br>放送局の経営が苦しい事情は察しますが、それとこれとは話が別です。放送局の経営の問題に乗じてメディアに必要な規制を緩和するのは国民の利益にはなりません。<br>どうしても必要なのであれば、「兼営」ではなく「合併」にすべきです。<br>その理由は、社名が異なる事で同一の経営者と認識されない恐れがあるからです。<br>A 社の言っている事が正しいか検証するために B 社の報道を見たら同じ事を言っていたとします。視聴者としてはセカンドオピニオンをとったつもりが、実は同一の経営体だったとなれば、同じ事を言うのは当然で、セカンドオピニオンにはなりません。なのに視聴者はセカンドオピニオンをとったつもりで、その報道は正しいものと誘導されてしまう危険が高まります。それを防ぐためには、対外的にも同一放送局である事が一目瞭然である事が有効と考えます。飲食店であれば、店名が違うグループ | 放送を取り巻く社会環境の変化を受け、ローカル局の経営状況は厳しさを増しているところ、ローカル局が今後も地域情報発信の役割を果たし続けるためには、まずは経営基盤の安定が重要となります。<br>こうしたことから、第４次取りまとめにおいて、ローカル局の経営基盤の強化に向けた経営の選択肢の拡大と放送の多元性・多様性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ放送について同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当であるとされたところです。<br>このため、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正に当たっては、この取りまとめの内容を踏まえ、同一放送対象地域における兼営・支配について緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き２局までとするものです。<br>なお、放送法関連法令の規定により、地上基幹放送事業者の議決権を１０分の１を超えて有する者等について、総務省のホームページで公表しています。 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 企業でも良いのかもしれませんが、メディアの意義や影響力を考えれば、マスメディア集中排除原則は至極まっとうな規制であり、守られるべき原則です。特に、国民投票や選挙において、資金力に物言わせて世論誘導されてはいけないので、その様な邪な人物が現れた場合でも野望の実現にブレーキをかける制度は守っていただきたく存じます。<br>【個人 15】 | | |
| 43 | ○　現在 与党が提案している「憲法改正手続きに関する法律案」に、「FM ラジオでも改憲広報を行う」との案が盛り込まれている。<br>FM ラジオで その様な重大な広報を行うのであれば、絶対に偏向・嘘・誤りが有ってはならない。<br>今 放送法改定法案には、「マスメディア集中排除原則」の緩和が含まれているが、ラジオの経営が単独企業に独占されてしまっては、国民の権利に直結する広報を行うなど絶対に許されない。<br>マスメディア集中排除原則の緩和に、断固反対する。<br>また、現在 日本のメディアには、国外メディアに見られる様な ファクトチェック（裏取り）の義務が無い。<br>これでは、情報を正しく伝えるという放送局の役目が果たされない。<br>すべてのテレビ・ラジオ （および新聞） に対し、ファクトチェックを義務付けるべきだ。<br>【個人 10】 | 今回のマスメディア集中排除原則に関する制度改正は、第４次取りまとめにおいて、ローカル局の経営基盤の強化に向けた経営の選択肢の拡大と放送の多元性・多様性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ放送について同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当であるとされたことを踏まえて実施するものであるところ、ラジオ放送は対象ではありません。<br>なお、ファクトチェックに関する御意見については、放送行政に対する一つの見解として承りますが、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）においては、放送事業者の自主自律を基本とする枠組みの下、放送事業者は「報道は事実をまげないですること」等の番組準則に従い放送番組の編集を行うこととされているところです（同法第４条第１項）。 | 無 |
| **２　基幹放送普及計画の一部を変更する告示案について** | | | |
| **（１）基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針における地上テレビジョン放送の放送系の数の目標に係る修正案** | | | |
| 44 | ○　改正案では「あまねく受信できること」とされる民間テレビ放送の系統数が削除され、「現に受信できる系統数の総合放送が受 | 賛同の御意見として承ります。 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 信できることを基本とし」と変更され、基幹放送普及計画において現状の実態に即した修正が行われたものと受け止めており、変更に賛同致します。<br>【日本テレビ放送網株式会社】<br>【札幌テレビ放送株式会社】<br>【株式会社テレビ岩手】 | | |
| 45 | ○　改正案において、「あまねく受信できること」とされる民間テレビ放送の系統数の規定が見直され、「現に受信できる系統数の総合放送が受信できることを基本とし」と変更された点については、現状の受信実態を踏まえた合理的な見直しであると受け止めており、本変更に賛同いたします。<br>【株式会社長崎国際テレビ】 | | |
| 46 | ○　改正案では「あまねく受信できること」とされる民間テレビ放送の系統数が削除され、「全国各地域において現に受信できる系統数の総合放送が受信できることを基本とし」と変更され、現状の実態に即した修正が行われており、変更に賛同致します。<br>【株式会社福島中央テレビ】 | | |
| 47 | ○　改正案で民間放送の系統数が削除され、「現に受信できる系統数の総合放送が受信できることを基本とし」と変更されたことは、現状の実態に即した修正と受け止め、賛同いたします。<br>【株式会社テレビ信州】 | | |
| 48 | ○　放送系統数を実際の受信状況に即して見直す方向については、地方の実情を踏まえた合理的対応であり、基本的に賛同します。<br>【株式会社高知放送】 | | |
| 49 | ○　民放のテレビに関して「現に受信できる系統数」を基本とするべく改正されることは、民間放送事業者を取り巻く実態に即し | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | た変更であり、賛同致します。<br>【四国放送株式会社】 | | |
| 50 | ○　現状に即した修正が行われているものと受け止めており、改正案に賛同いたします。<br>【日本海テレビジョン放送株式会社】 | | |
| 51 | ○　現行の基幹放送普及計画において「民間放送事業者については、4 系統の放送があまねく受信できること」とされている規定は、宮崎県のような地域の実情と乖離が生じておりました。<br>　今回の改正案において、当該系統数の記述が削除され、「現に受信できる系統数の総合放送が受信できることを基本とし」という実態に即した表現へ修正されることは、現状の放送環境を正しく反映するものであり、この変更に賛同いたします。<br>【株式会社テレビ宮崎】 | | |
| 52 | ○　今回の指針見直しは、１局２波の容認と直接結び付くものではなく、地域の実態に即した整理と理解し、「現に受信できる系統数」を基本とする考え方への変更にも賛同します。<br>　一方で、「放送系の数の目標」との関係には若干の違和感はあるものの、直ちに事業へ影響するものではないため異議はありません。<br>【広島テレビ放送株式会社】 | | |
| 53 | ○　メディア環境の急速な変化を鑑みれば、従来の「一律の系統数目標」から「現状の実態に即した基準」へと舵を切る修正案は、妥当な現実路線であると受け止め、賛同いたします。一方で「現に受信できる系統数の総合放送が受信できることを基本と」することがかえって、命を守る災害報道や地域コミュニティの基盤となっている地上波テレビの役割を損うことにならないよう、十分な配慮が求められるものと考えます。<br>【株式会社福岡放送】 | 賛同の御意見として承ります。<br>総務省においては、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 54 | ○　省令改正（同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配の容認）もあり、やむを得ない現実的な政策転換として理解いたします。<br>【株式会社中国放送】 | 御理解のとおり、基幹放送普及計画の本件変更は、第４次取りまとめにおいて「全国各地域における放送系の数の拡大を目指して規定したものと考えられるが、人口減少などの制定当初からの環境変化を踏まえて、（１）の同一放送対象地域内におけるテレビの複数局の兼営・支配の容認に併せて、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正を行うことが適当」と示されたことを踏まえて実施するものです。 | 無 |
| 55 | ○　今回、基幹放送普及計画について当該規定を「全国各地域において現に受信できる系統数の総合放送が受信できることを基本とし」と修正することは、放送系の数の拡大を目指していた制定当初からの環境変化を踏まえれば、実態に即した修正として理解できます。<br>【株式会社テレビ朝日ホールディングス】 | | |
| 56 | ○　民間放送事業者の放送について系統数が削除され、「現に受信できる系統数の総合放送が受信できることを基本とし」と変更されたことについて、各地域の実態に即した修正が行われたものと理解します。<br>【株式会社鹿児島讀賣テレビ】 | | |
| 57 | ○　「全国 4 系統」としてきた指針を現状の各地域の放送系の数の実態に即して修正するということは、放送政策・制度を、変化していく現状に合わせて柔軟に転換していくものと受け止めています。<br>【株式会社 TBS テレビ】 | | |
| 58 | ○　「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第４次）」の意見募集結果により、この指針の削除・修正は、同一放送対象地域内のテレビ１局２波の容認と直接リンクするものではなく、現状の各地域の放送系の数の実態に即して行うものであることが明確になりました。<br>　基幹放送普及計画の第３において「放送系の数の目標」を存置しつつ、当該指針を現状追認型とすることについては若干の違和感がありますが、直ちに民放事業に影響を及ぼすものではないため異議はありません。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 【一般社団法人日本民間放送連盟】 | | |
| 59 | ○　従来目標に掲げていた、各放送対象地域の４系統化を取り下げる一方で、現状の波数（系統数）を追認する本告示案は、つまるところ、放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後は少なくとも各地域における波数の増加を想定しないとの方針を示したものと認識している。そうであるならば、本告示案は大きな政策転換となるため、総務省はその本旨を様々な機会をとらえて、わかりやすく丁寧に説明することが求められる。<br>【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 | 基幹放送普及計画の本件変更は、第４次取りまとめにおいて「全国各地域における放送系の数の拡大を目指して規定したものと考えられるが、人口減少などの制定当初からの環境変化を踏まえて、（１）の同一放送対象地域内におけるテレビの複数局の兼営・支配の容認に併せて、現状の各地域 の放送系の数の実態に即した修正を行うことが適当」と示されたことを踏まえて実施するものです。<br>このような状況の下、総務省においても、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。 | 無 |
| 60 | ○　全国各地域で４系統の民放テレビ放送があまねく受信できるとの指針に対し、「制定当初からの環境変化を踏まえ、現状に即した修正を行うことが適当」とする提言については、単なる「数値目標」の削減ありきで進めるのではなく、地域情報の維持・拡充や災害放送体制の確保といった放送の本質的機能をいかに維持するかという観点から、拙速に結論を出すことなく多角的な議論を尽くすべきです。<br>【中部日本放送株式会社、株式会社 CBC テレビ】 | | |
| **（２）その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本事項の追加案** | | | |
| 61 | ○　配信などによって地上基幹放送の価値向上につなげることは重要とは思いますが、事業者毎に様々な事情を抱えていると考えます。当社としては、制作体制や権利処理等の実情を踏まえたうえで、これに取り組んでいく所存です。<br>【東海テレビ放送株式会社】 | 基幹放送普及計画の本件変更は、第４次取りまとめにおいて「今後、放送に係る広告収入が頭打ちになっていくことが想定される放送事業者にとって、テレビ番組のインターネット配信は、放送対象地域外への自社制作番組の発信や収益源の拡大・多様化に繋がることが期待される。その際、特にローカル局については、インターネットに配信できる自社制作番組の拡大に資する取組を進めることが適当」と示されたことも踏まえて実施するもので、若者を中心とした「テレビ離れ」や広告費の減少など放送を取り巻く環境が大きく変化し、国民・視聴者における情報の入手及び視聴の対象が、放 | 無 |
| 62 | ○　収益多様化の観点からネット展開の必要性は認識しています。放送局によりコンテンツ制作力に差があることを考慮し、過度なネット配信展開の義務付けにならないような施策の検討をお願いします。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 【株式会社中国放送】 | 送からインターネットへと移行しつつある現状において、今後の基幹放送の計画的な普及及び健全な発達（その維持を含む。）を図るためには、記載のような事項について全ての民間地上基幹放送事業者がこれまで以上に意識して取り組んでいただくことが肝要であると考え、今回規定するものです。<br>総務省においても、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。 | |
| 63 | ○　「民間基幹放送事業者については、国内放送の普及を持続的に達成するため、その経営基盤の強化を図る」ことは民間放送事業者として、当然取り組まなければならないことですが、経営基盤強化に関しては、各放送事業者が主体的に取り組むべきであり、告示案に新たに盛り込む必要まではないと考えます。<br>また、「自らが制作する放送番組を有するように努めること」、「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多用な取組を行うよう努めること」の表現でも、自社制作番組を制作し、配信にも取り組むことは、各事業者の経営判断によって成されるものであり、「努める」という義務を課すような表現で規定すべきではないと考えます。<br>【株式会社宮城テレビ放送】 | | |
| 64 | ○　番組制作や配信への取り組みは、放送事業者の人員体制や設備、事業規模等により大きく異なります。小規模な事業者はマンパワーや採算性の観点から課題も多く、その具体的な内容や実施のあり方は、各社の経営判断に委ねられるべきものと考えます。<br>告示案は「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うように努めること」としていますが、本来放送事業者が自ら決定し取り組むべき事項について、一律に義務を課すかのような表現を基幹放送普及計画で規定することについては慎重であるべきと考えます。<br>【株式会社長崎国際テレビ】 | | |
| 65 | ○　「経営基盤の強化を図る」「自らが制作する放送番組を有するように努めること」「当該番組その他の情報を積極的に配信する | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | など当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うよう努めること」とされた改正案については、いずれも民間放送事業者が主体的に取り組むべき事案であり、違和感があります。<br>　当社は地域スポーツや地域社会の魅力・課題をテーマにした番組の放送や配信、事業イベントによるリアルなコミュニケーション等に取り組んでおり、収益性などを踏まえて段階的に拡充していく方針です。地域における放送事業者の価値を評価するにあたっては、自社制作番組比率のような数値的な指標に偏らず、タイムテーブルには反映されない多様な役割を地域で担っていることを尊重していただきたく存じます。<br>　放送番組コンテンツを主とした地域情報の発信を加速させるにあたって、著作権などの権利を処理しやすい環境が整えられることを希望します。<br>【株式会社鹿児島讀賣テレビ】 | | |
| 66 | ○　地上基幹放送（全国放送を除く。）を行う民間基幹放送事業者については「国内放送の普及」を「持続的に達成するため、その経営基盤の強化を図る」と表現していますが、経営に関しては民間放送事業者が主体的に取り組むべきことがらであり、新たに加えることには違和感があります。<br>　民間放送事業者がどのような番組を制作して配信するかは、それぞれの経営判断によるべきものでしょう。「自らが制作する放送番組を有するように努めること」や「当該地上基幹放送の価値向上に資する多様な取組を行うよう努めること」との文言に関しては、義務を課すような表現と受け止めざるを得ず、基幹放送普及計画には規定すべきではないと考えます。<br>　自社制作番組を制作することや、積極的に配信することができるような環境が整うことは望ましいことです。しかし、ローカル局にとっては採算性などの課題も多く、推進を支援する制度 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 設計を要望いたします。<br>【日本海テレビジョン放送株式会社】 | | |
| 67 | ○　「基幹放送普及計画」において、「経営基盤の強化を図る」、「自らが制作する放送番組を有するように努めること」と一律に努力義務として規定することには行政側の過度な介入と受け取られかねず、かつ「基幹放送普及計画」の性格上、なじまないものと考えます。また、どのようなコンテンツを作り、どう届けるかは、個々の民間放送事業者が自ら決定すべき経営戦略であり、「基幹放送普及計画」に新たに盛り込むべきでないと考えます。特に、地方において、採算性の見通せない配信業務の拡大は、経営を圧迫しかねない重い課題です。必要なのは、法令による一律の動機付けではなく、ローカル局が独自の判断でデジタル展開や地域貢献に挑戦できるよう、コストや技術面でのハードルを下げるための具体的な「バックアップ（推進支援）制度」の構築であると考えます。<br>【株式会社福岡放送】 | | |
| 68 | ○　「地上基幹放送（全国放送を除く）」を行う事業者に対し、「経営基盤強化を促す」という趣旨については理解いたします。しかしながら、「自らが制作する放送番組を有するように努めること」や「当該番組を積極的に配信すること」といった表現を、基幹放送普及計画に新たに盛り込むことには懸念があります。<br>　地方局にとって、質の高い自社番組の制作や配信インフラの整備は、経営上の大きな負担を伴うものであり、これらを「努力義務」に近い形で規定することは、個別の経営判断に対する過度な制約につながる恐れがあります。どの程度の番組を制作し、どのプラットフォームで配信するかは、各局が採算性や地域ニーズを考慮して主体的に決定すべき事項だと考えます。また、経営資源の限られたローカル局に対して、コンテンツ制作支援や配 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 信コストの低減に資する具体的な支援措置（税制優遇、補助金、著作権処理の円滑化等）を併せて講じることを強く要望いたします。<br>【株式会社山梨放送】 | | |
| 69 | ○　新たに規定される「地上基幹放送（全国放送を除く。）を行う民間基幹放送事業者」に関する記述のうち、自社制作番組の保有、放送番組その他の情報の積極的配信等について、「努めること」とする規定が設けられている点については、その趣旨は理解できるものの、コンテンツ制作の方針、配信の実施有無や手法は、各事業者が主体的に決定するべき事柄であり、一律に努力義務とすることには違和感を覚えます。<br>　特にローカル局は、制作費や人員体制の制約、配信事業の採算性などに課題を抱えており、実情に応じた支援策が講じられることを期待します。<br>【株式会社テレビ金沢】 | | |
| 70 | ○　ローカル局が自社制作番組等のコンテンツを積極的に配信し放送外において地域内外へ情報を発信することは、収益源の拡大・多様化はもちろん、地域の認知度向上および地域全体の価値向上に資する重要な取り組みであると認識しております。<br>　しかしながら、基幹放送普及計画において「努めること」と表現・規定することは、民間放送事業者に対して事実上の義務や強制感を連想させる恐れがあります。コンテンツの制作や配信の可否、およびその手法は、各社の経営判断や地域特性に基づくべき事柄です。<br>　また、ローカル局にとって配信業務への参入には採算性やリソース確保等の多大な課題が存在します。単に努力義務を課すのではなく、ローカル局が配信業務を推進することで、放送局の運営負担が軽減されるような具体的な支援策を併せて検討いた | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | だくことを要望いたします。<br>【株式会社テレビ宮崎】 | | |
| 71 | ○　経営基盤強化や自社制作・配信等の取組を基幹放送普及計画に規定することには違和感があります。これらは各社の経営判断に委ねられるべき事項であり、一律に求めるべきではありません。<br>　特に配信は法的位置付けも限定的であり、ローカル局では採算面の課題もあるため、義務付けではなく支援や柔軟な制度整備を求めます。<br>【広島テレビ放送株式会社】 | | |
| 72 | ○　経営基盤の強化や自社制作番組のあり方については各事業者が地域事情、経営資源、組織体制、収支見通し等を踏まえて判断すべき事項であり、本計画に一律の方向性として盛り込むことには疑問があります。少なくとも、特定の経営判断や投資判断を促すものとして運用されることがないよう求めます。<br>　ローカル局の立場としては本計画に「積極的な配信」を盛り込むことには慎重であるべきだと考えます。前提として、ローカル局にとって積極的な配信が放送の価値向上や経営基盤の強化につながることが示されていません。<br>　また、ローカル局のコンテンツは防災、事件事故、暮らしに密着した即時性・同時性の高い生活情報が中心であり、全国規模で大型 IP を保有する事業者のコンテンツと同列に採算性を論じることはできません。<br>　そのため、配信を推進する方向性を示すのであれば、その前提として、ローカル局の IP コンテンツ展開、権利処理、人材及び技術基盤への支援策もあわせて検討していただくよう求めます。<br>【株式会社テレビ大分】 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 73 | ○　民間基幹放送事業者に対する「経営基盤の強化を図るとともに、自らが制作する放送番組を有するように努めること」「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うように努めること」との規定の追加は、基幹放送普及計画には馴染まない。番組制作やインターネット配信などは、自らの経営判断によって行われるべきものだからだ。<br>　また、地域にとって必要な放送をすることが放送局の責務であり、自社制作なのか他社制作なのかを区別したり、自社制作番組の多寡を、放送局の存在意義の尺度とするべきではないと考える。<br>　一方、ＳＮＳ空間で偽情報・誤情報が大量に拡散されている状況がある。放送局のコンテンツは国民にとって真実性・信頼性の高い情報源であり、国民の知る権利に応えるためにも、放送局の放送とネット配信が相乗的に、より広く視聴される仕組みづくりを後押ししていただきたい。例えば、コネクテッドテレビやスマートフォンなど多様なデバイスで、地域の放送局のＩＰ同時配信を見ることができるようにするもので条件不利地域、災害時においては放送の補完になる。<br>　ただ、地上波で放送した番組をネット配信するためには様々な権利処理が必要で、ローカル局にとってはリソースの確保が難しい。配信を促進するためには、「放送の再定義」の議論を深め、「簡素で一元的な権利処理システム」の構築を進めることが必要不可欠だ。<br>【読売テレビ放送株式会社】 | | |
| 74 | ○　「基幹放送普及計画」において、「地上基幹放送（全国放送を除く。）を行う民間基幹放送事業者」については、「国内放送の普及」を「持続的に達成するため、その経営基盤の強化を図る」と | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | の表現は、民間放送事業者に経営基盤強化を促す表現だと考えます。しかし、経営に関しては、民間放送事業者が主体的に取り組むべき事柄であり、新たに盛り込むことには違和感があります。<br>　また、「自らが制作する放送番組を有するように努めること」や「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うように努めること」との表現に関して、民間放送事業者がどのような番組を制作し配信に取り組むかについては、個社の経営判断によって決めるものであり、義務を課すような表現で「基幹放送普及計画」にて規定すべきではないと考えます。放送法で民間放送事業者の配信義務について規定がないことや、特にローカル局にとっては採算性などの課題も多いことから、推進を支援する制度設計を要望させて頂きます。<br>【日本テレビ放送網株式会社】<br>【札幌テレビ放送株式会社】<br>【株式会社テレビ岩手】 | | |
| 75 | ○　「基幹放送普及計画」において、「地上基幹放送（全国放送を除く。）を行う民間基幹放送事業者」については、「国内放送の普及」を「持続的に達成するため、その経営基盤の強化を図る」との表現は、ローカル局に経営基盤強化を促す表現だと弊社は考えます。しかし、経営に関しては、民間放送事業者が主体的に取り組むべきものであり、新たに盛り込むことには違和感があります。<br>　また、「自らが制作する放送番組を有するように努めること」や「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うように努めること」との表現に関して、民間放送事業者がどのような番組を | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 制作し配信に取り組むかについては、個社の経営判断によって決めるものであり、努力義務を課すような表現で「基幹放送普及計画」にて規定すべきではないと考えます。放送法で民間放送事業者の配信義務について規定がないことや、実際に弊社も配信に取り組んでいますが、特にローカル局にとっては採算性などの課題も多いことから、弊社としては推進を支援する制度の検討を要望させて頂きます。<br>【株式会社福島中央テレビ】 | | |
| 76 | ○　「地上基幹放送（全国放送を除く。）を行う民間基幹放送事業者」について、「国内放送の普及」を「持続的に達成するため、経営基盤の強化を図る」旨が新たに示されています。<br>　しかし、経営については本来、民間放送事業者が主体的に取り組むべき事項であり、基幹放送普及計画において経営基盤の強化を促すような表現を盛り込むことについては、なお検討の余地があると考えます。<br>　また、「自らが制作する放送番組を有するように努めること」や、「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うように努めること」との記載についても、どのような番組を制作し、どのように配信に取り組むかは、それぞれの事業者が経営判断によって決定すべき事項であると考えます。<br>　そのため、こうした取組を事業者に促す表現を基幹放送普及計画に規定することについては慎重に検討すべきであると考えます。放送法において民間放送事業者の配信に関する義務規定が設けられていないことや、ローカル局は採算性などの課題も抱えていることを踏まえ、自主的な取組を支援する制度設計を要望いたします。<br>【株式会社テレビ新潟放送網】 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 77 | ○　民間放送事業者が番組を制作し配信に取り組むかについては個社の経営判断によって決めるものであると考えます。<br>　放送法で民間放送事業者の配信義務について規定がないことや、特にローカル局にとっては採算性や権利処理などの課題も多いことから、推進を支援する制度設計を要望させて頂きます。<br>【山口放送株式会社】 | | |
| 78 | ○　基幹放送普及計画において民放事業者について「経営基盤の強化を図るとともに・・放送番組その他の情報を積極的に配信するなど」の取組について追加で規定していますが、配信事業について、放送法には規定されていません。経営基盤の強化を実効性のあるものにするためには、配信に限定することなく民放事業者にとってビジネスとして成立する事業を幅広く後押ししていくという観点を、今後の放送政策の運用にあたって重要視していただくよう改めて要望します。<br>【株式会社 TBS テレビ】 | | |
| 79 | ○　今般の改正案において、経営基盤の強化や自社制作番組の保有、インターネット配信等の取組を努力義務として規定することについては、以下の観点から慎重な検討を求めます。<br>　経営基盤の強化や番組制作、配信への取り組みは、各事業者がその時々の市場環境や経営状況に照らして判断すべき実務的な事項です。<br>　また、放送法において、民間放送事業者のインターネット配信に関する義務付けがない中で、下位の告示である本計画において配信等の取組を努力義務化することは、適当ではないと考えます。<br>　一律に努力義務を課すのではなく、事業者が自発的に価値向上に取り組めるよう、推進に向けた支援策や環境整備を要望いたします。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 【中京テレビ放送株式会社】 | | |
| 80 | ○　「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うよう努めること」との表現は、民放事業者の配信業務が放送法に規定されていないことから見ても違和感があります。経営基盤強化や放送価値の向上に努めるのは各局の判断によるべきと考えます。<br>　一方、すでに不可避となっている配信業務において、特にローカル局にとっての採算性や著作権処理など解決すべき課題も多く、推進を支援するための適切な制度設計の検討を要望させていただきます。<br>【四国放送株式会社】 | | |
| 81 | ○　「自らが制作する放送番組を有するように努めること。また、当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うように努めること」といった表現については、番組の制作や配信をどう行うかは、それぞれの放送事業者が判断すべき事柄だと考えます。一律に義務を課しているように受け取れる表現は、放送の自主自律という原則に照らして、改めて検討することを要望します。特に地方の放送局にとっては、配信事業の採算面などで大きな課題があるため、実態に合わせた柔軟な運用を強く要望いたします。<br>【北日本放送株式会社】 | | |
| 82 | ○　民間放送事業者が「経営基盤の強化を図るとともに、自らが制作する放送番組を有するように努めること」や「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値向上に資する多様な番組を行うよう努めること」は、民間放送事業者が自主的に取り組むべき事であり、基幹放送普及計画に新たに盛り込むことは違和感があります。経営基盤の強化は各放送事業者が独自に多様な方法で図るものであり、ことさら番組配 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 信のみを取り上げて記述することは、放送事業者の自主性、自律性を損ないかねないと危惧します。番組配信は、ローカル局においては採算面等の課題もあり、放送事業者が個社の判断で取り組むことで、「また」以下の記述は削除を要望します。<br>【株式会社テレビ信州】 | | |
| 83 | ○　地上基幹放送の民放事業者全体について、▽経営基盤の強化を図るとともに、自らが制作する放送番組を有するように努めること、▽当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うように努めること――とする規定の追加は、放送法の下位法令である基幹放送普及計画にはなじまず、違和感があります。前者は認定放送持株会社の関係会社を対象とした放送法第 163 条の同旨の規定を地上基幹放送全体に拡大するものであり、後者は多様な取組の一例ではあっても、放送法には民放事業者の配信業務が規定されていないためです。<br>民放事業者の事業環境は一律ではなく、それぞれの経営判断のもとでインターネット配信をめぐる諸課題と向き合っていることは、第４次取りまとめの意見募集において述べたとおりです。<br>【一般社団法人日本民間放送連盟】 | | |
| 84 | ○　地上基幹放送を行う民間放送事業者について、「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うように努めること」とする規定が新たに設けられたことに違和感があります。「基幹放送普及計画」はあくまで基幹放送の計画的な普及のために設けられたものであり、地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組の一例として、放送法に規定のない民放事業者の配信業務に関して記載することはなじまないと考えます。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | また、ローカル局にとって、自社制作番組の配信業務を進めることは、製作や人員のコストの増大という課題もあり、必ずしも経営基盤の強化に繋がるものではありません。<br>地上基幹放送の価値の向上に資する取組は、事業環境を踏まえて、それぞれの放送事業者の経営判断で進めるべきものだと考えます。<br>【株式会社テレビ朝日ホールディングス】 | | |
| 85 | ○　地上基幹放送を行う全民間事業者について、「経営基盤の強化を図る」との表現は、事業者が主体的に取り組む事柄であり、改めて明記する必要性には違和感があります<br>また、「自らが制作する放送番組を有するように努めること」、「当該放送番組その他の情報を積極的に配信する」という文言を含む規定は、義務を課すような表現になっており、「基幹放送普及計画」にはなじまないと思われます。<br>放送法には「民間放送事業者の配信義務」の規定はないと認識しています。番組制作の一層の充実と積極的配信に関しては、「地上基幹放送の価値の向上に資する取組の一つ」であり、事業者はそれぞれの事業環境を踏まえ、主体的に選択するものだと考えます。<br>【西日本放送株式会社】 | | |
| 86 | ○　変更告示案では、「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど」とされていますが、取組の一例であっても配信を奨励する記載を盛り込むことは、民放事業者の配信業務が規定されていない放送法の下位法令である基幹放送普及計画として違和感があります。<br>なぜならば、地上基幹放送事業者は、地域に根差したイベント展開、新たなIP開発等、様々な手法により経営基盤の強化及び価値向上に取り組んでおり、具体例の一つとしてあえて配信の | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | みを記載する必要があったのかどうか非常に違和感を持っています。経営基盤強化のための施策は、各地上基幹放送事業者が様々な選択肢の中から主体的に決めるものであると考えます。<br>【関西テレビ放送株式会社】 | | |
| 87 | ○　本変更案では「当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うように努めること」と規定しました。しかし、例示とはいえ、基幹放送普及計画の中に放送法の規制の対象外である「配信」への取組について記されたことに強い違和感があります。<br>さらに、配信への積極的な取組がなぜ「地上基幹放送の価値の向上に資する」のかも不明です。地上テレビ放送事業者の配信戦略は個々に異なるうえ、配信事業単体での採算性が厳しいのが実情です。法制度として画一的に積極的な取組を求めることは不適切と考えます。<br>【株式会社テレビ東京】 | | |
| 88 | ○　地上基幹放送の価値の向上のため、事業の多角化が必要であることについては賛同する一方で、改正後の基幹放送普及計画において配信のみを特記することについては、合理的な説明が必要と考える。<br>なお、本規定の趣旨を踏まえ、各放送事業者が多様な取組をより一層進められるよう、各種制度の整備・改正に向けた取組が、総務省において進められるものと理解する。<br>【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 | | |
| 89 | ○　インターネット配信を強化することは妥当だと思う。<br>むしろ、テレビ放送を全面的にインターネット配信に移行のうえ、テレビ放送を廃止すべきだ。そうすれば、放送事業者を特別扱いする必要がなくなり、基幹放送普及計画は不要になる。あいた周波数帯域を通信に転用して電波オークションを実施すれ | 基幹放送普及計画の本件変更は、第４次取りまとめにおいて「今後、放送に係る広告収入が頭打ちになっていくことが想定される放送事業者にとって、テレビ番組のインターネット配信は、放送対象地域外への自社制作番組の発信や収益源の拡大・多様化に繋がることが期待される。その際、特にローカル局については、インターネ | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ば、電波を有効活用できる。<br>　テレビ放送はその役割を果たさず、テレビ離れが進んでいる。将来に向けて、テレビ放送の廃止といった改革を実行してほしい。<br>【個人 14】 | ットに配信できる自社制作番組の拡大に資する取組を進めることが適当」と示されたことも踏まえて実施するもので、若者を中心とした「テレビ離れ」や広告費の減少など放送を取り巻く環境が大きく変化し、国民・視聴者における情報の入手及び視聴の対象が、放送からインターネットへと移行しつつある現状において、今後の基幹放送の計画的な普及及び健全な発達（その維持を含む。）を図るためには、記載のような事項について全ての民間地上基幹放送事業者がこれまで以上に意識して取り組んでいただくことが肝要であると考え、今回規定するものです。<br>　総務省においては、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。 | |
| 90 | ○　また，同時に実装される「自社制作番組のインターネット配信等を努力義務として示すこと」については，放送事業者の実情をどの程度踏まえたものなのか疑問がある。すなわち，管見のかぎりそうした取り組みは多くの事業者が既に行っており，かつそれらが必ずしも十分な収益につながり得ないものであることも広く認識されているのではないか。「放送に係る広告収入が頭打ちに」なっていくことへの対策をするのであれば，たとえば先進的な放送事業者が行っているような取り組み（放送事業者総体として，放送事業にとどまらない多様な方法を用いて地域に貢献する取り組み）を支援するような政策パッケージを用意すればよいのであって，基幹放送普及計画にこれを盛り込むことにいかなる意味や効果があるのか，詳細な説明を求めたい。<br>【個人 02】 | 　基幹放送普及計画の本件変更は、第４次取りまとめにおいて「今後、放送に係る広告収入が頭打ちになっていくことが想定される放送事業者にとって、テレビ番組のインターネット配信は、放送対象地域外への自社制作番組の発信や収益源の拡大・多様化に繋がることが期待される。その際、特にローカル局については、インターネットに配信できる自社制作番組の拡大に資する取組を進めることが適当」と示されたことも踏まえて実施するもので、若者を中心とした「テレビ離れ」や広告費の減少など放送を取り巻く環境が大きく変化し、国民・視聴者における情報の入手及び視聴の対象が、放送からインターネットへと移行しつつある現状において、今後の基幹放送の計画的な普及及び健全な発達（その維持を含む。）を図るためには、記載のような事項について全ての民間地上基幹放送事業者がこれまで以上に意識して取り組んでいただくことが肝要であると考え、今回規定するものです。 | 無 |
| 91 | ○　また、デジタル配信拡充についても重要性は認識していますが、現状の経営資源では各社単独での対応に限界があります。実効性ある取り組みとするため、番組制作支援や人材確保・育成、 | 　総務省においては、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 配信基盤整備など、地域の実情に寄り添った支援策の検討が不可欠と考えます。<br>【株式会社高知放送】 | | |
| 92 | ○　テレビ番組のインターネット配信や自社制作番組の拡大を促す取り組みは、ローカルコンテンツがより多くの人に届く機会となるため同意いたしますが、それをいかに広域かつ持続的に発信・拡散していくかという点こそが、ローカル局にとって極めて重要な課題であると認識しています。一方で、放送対象地域内の視聴者への情報伝達の利便性の向上も重要な課題と認識しており、単なる広域発信の追求によってエリア内向けの配信や情報提供が軽視されることがあってはなりません。<br>　仮にコンテンツ展開を進める場合であっても、希望する事業者が円滑に権利処理を行える環境づくりや、技術面・財政面における国の継続的な支援体制が前提となります。あわせて、補助事業の手続き簡素化やメニューの可視化、採択評価の公表を進め、各局が創意工夫のもとで自立的な事業展開に繋げられるよう、適切な環境整備を要望します。<br>【中部日本放送株式会社、株式会社 CBC テレビ】 | | |
| 93 | ○　自社制作番組を有することの意義は十分に理解していますが、そのあり方や水準は各事業者の事情によって異なります。画一的な数値基準や形式的な評価のみでその価値が判断されることがないよう求めます。<br>【株式会社テレビ大分】 | ４次取りまとめにおいては自社制作比率に関して「地域性を表す指標の一つとして自社制作番組比率が考えられるが、その拡大と人員や制作に係るコストはトレードオフの関係にあり、地域性の向上が経営基盤を棄損するおそれもあることから、同比率のみをもって地域性を判断することは、必ずしも適当ではない」との意見があったところです。<br>　総務省においては、このような意見を踏まえながら、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。 | 無 |

| ３　改正・変更案全体に関する意見及びその他の意見 | | | |
|---|---|---|---|
| 94 | ○　人口減少や高齢化の進展、広告市場の縮小が続く中、ローカル放送局の経営環境は厳しさを増しています。高知県のように市場規模の小さいエリアでは、広告収入の減少が直接経営に影響し、人的体制や番組制作に制約が生じているのが実情です。<br>　一方で、ローカル放送局は日々のきめ細やかな情報提供に加え、災害時には住民の命と生活を守る重要な情報源として欠かせない役割を担っています。<br>　こうした役割を維持するためにも、経営基盤の強化と安定的な情報発信が両立できるよう、地域の実情に配慮した制度改正を強く要望します。<br>【株式会社高知放送】 | 放送を取り巻く社会環境の変化を受け、御指摘のとおりローカル局の経営状況は厳しさを増しているところ、ローカル局が今後も地域情報発信の役割を果たし続けるためには、まずは経営基盤の安定が重要となります。<br>こうしたことから、御理解のとおり第４次取りまとめにおいて、ローカル局の経営基盤の強化に向けた経営の選択肢の拡大と放送の多元性・多様性・地域性の確保の両方に配慮しつつ、地上テレビ放送について同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることが適当であるとされたところです。<br>このため、今回の地上テレビ放送に係るマスメディア集中排除原則に関する制度改正に当たっては、この取りまとめの内容を踏まえ、同一放送対象地域における兼営・支配について緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き２局までとするものです。<br>なお、当該制度改正については、各放送事業者に対して制度の活用を強制するものではなく、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から行うものであるところ、経営基盤を強化するための具体的な方法等については、各放送事業者において主体的に判断されるべきものであると考えます。<br>総務省においても、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。 | 無 |
| 95 | ○　地上テレビジョン放送におけるマスメディア集中排除原則の見直しは、ローカル局の経営基盤強化という観点から一定の必要性があるものと考えます。一方で、同一地域内における兼営・支配の緩和は、放送事業者数や報道・編成主体の実質的な多元性に影響を及ぼし得るため、経営基盤の強化とあわせて、番組制作主体、情報発信主体、地域コンテンツの担い手の多様性を確保する視点を明確にする必要があります。 | 今回のマスメディア集中排除原則に関する制度改正については、放送事業者の経営強化の観点と放送の多元性・多様性・地域性の両方に配慮し、同一放送対象地域における兼営・支配について緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き２局までとするものです。<br>また、基幹放送普及計画の本件変更の規定中の「配信」についてはあくまでも例示であり、各放送事業者には、配信に限らず放送番 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 特に、今後のローカル局においては、単に放送免許・送信設備・系列ネットワークを維持するだけでなく、地域発の番組、文化、観光、アニメ、漫画、VTuber、ゲーム、地域産業、教育・防災情報等を、放送とインターネット配信の双方で展開できる体制が重要になります。そのため、基幹放送普及計画における「自らが制作する放送番組」や「放送番組その他の情報の積極的な配信」については、放送事業者の内部制作に限定して狭く捉えるのではなく、地域の制作会社、アニメ会社、ネット配信事業者、VTuber事業者、個人クリエイター、大学、自治体、観光・文化団体等との共同制作・委託制作・権利処理・二次利用を含む広い取組として位置付けることが望ましいと考えます。<br>鉄道分野において線路、運行、駅、沿線開発、観光商品造成等の役割が区別されるように、放送分野においても、周波数・送信インフラ、編成・報道責任、番組制作、IP展開、インターネット配信、海外発信の役割を整理し、それぞれの担い手が連携できる制度設計が重要です。ローカル局の経営統合・支配緩和だけでは、地域情報や地域コンテンツの多様性が自動的に確保されるわけではありません。むしろ、兼営・支配の緩和によって経営効率化が進む場合こそ、地域の番組制作力、外部制作主体との連携、ネット配信による地域外への発信、字幕・多言語化・アーカイブ化等を促すことが必要です。<br>したがって、本改正に賛成する場合であっても、今後の運用及び次期制度見直しにおいては、ローカル局が外部の多様なコンテンツ事業者と連携し、地域発の番組・情報・文化コンテンツを制作・配信・再利用できる環境整備を進めることを、基幹放送の価値向上策として明確に位置付けるべきです。<br>また、地域情報の多様性は平時の文化・観光・産業振興だけでなく、災害時の生命・安全に関わる情報伝達とも密接に関係しま | 組を中心とした様々な取組に励んでいただくことで、放送の価値向上に繋がることを期待するものです。<br>なお、放送事業者の情報発信に係る体制整備等に関する御意見については、放送事業者において検討されるべきものと考えますが、今後の放送行政に対する御意見として承ります。 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | す。特に、茨城県のように県域の民間テレビ局を持たず、実質的に在京広域局の視聴圏に組み込まれている地域では、県内各地域の被害状況、避難情報、ライフライン、交通、医療、学校、福祉施設等の情報が、全国ニュースや広域ニュースの中で十分に可視化されにくいおそれがあります。<br>　このような地域では、新たな県域民放テレビ局の開設だけを前提とするのではなく、既存の基幹放送、NHK 県域放送、ラジオ、ケーブルテレビ、自治体広報、インターネット配信、地域メディア、地域の制作会社・クリエイター等を組み合わせ、平時から地域情報を制作・蓄積・配信できる体制を整えることが重要です。災害時には、停電、通信障害、高齢者・障害者・外国人等への情報到達、広域放送圏内での地域情報の埋没といった課題が生じ得るため、放送と通信の双方を活用した多層的な地域情報発信体制を、基幹放送の価値向上策として位置付けるべきです。<br>　したがって、地上テレビジョン放送の兼営・支配緩和を行う場合にも、単なる経営効率化にとどまらず、災害時における地域情報の確保、県域情報の発信、自治体・地域メディア・ネット配信主体との連携、アーカイブ化・字幕化・多言語化等を促す方向で運用されることが望ましいと考えます。<br>　なお、放送対象地域と地域情報の在り方は、平時の地域文化・観光・産業情報や災害情報だけでなく、選挙時の公的情報へのアクセスとも関係します。例えば、広域放送圏が複数の都県・生活圏・選挙区を包含する地域では、候補者数や対象地域が大きくなり、有権者が自らの地域・選挙区に関係する政見放送や選挙関連情報へアクセスしにくくなる場合があります。<br>　政見放送そのものは公職選挙法等に基づく制度であり、本件改正案の直接の対象ではないと理解しますが、基幹放送の価値向上や放送番組その他の情報の積極的配信を検討する際には、 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 災害情報、自治体情報、選挙関連情報など、地域住民の判断と生活に不可欠な公的情報についても、放送とインターネット配信を組み合わせ、地域別・選挙区別にアクセスしやすくする視点を今後の課題として位置付けるべきです。<br>【個人 08】 | | |
| 96 | ○　今回の省令改正案は、ローカル局の経営環境の悪化に対応するため、地上テレビジョン放送の兼営・支配規制を緩和するものとして一定の合理性を認める。しかし、地域によって放送構造が大きく異なる現状を十分に踏まえないまま制度を緩和すると、放送の公共性・多元性が損なわれる危険性が高い。<br>　特に、関東圏では広域放送局が集約され、資本力・制作力ともに地方局を大きく上回る構造が既に形成されている。この構造のまま兼営・支配を緩和すれば、地方ローカル局が買収・統合され、広域局主導の番組編成が全国へ広がる可能性が高い。結果として、地域ニュースや地域文化の発信量が減少し、放送番組が画一化することが懸念される。<br>　放送は公共財であり、地域の多様性を守る役割を担っている。資本力の強い事業者が放送内容を左右する構造を拡大させることは、放送法が掲げる「多元性」「地域性」の理念に反する。市場原理をそのまま放送に持ち込めば、地域住民が必要とする情報が削られ、地域社会の文化的基盤が弱体化する。制度改正はローカル局の経営基盤強化を目的としているが、結果として地域放送の独自性を奪う方向へ進んでは本末転倒である。<br>　また、改正案では「多元性・多様性・地域性の確保に留意する」とされているものの、具体的な担保措置が示されていない。編集権の独立性、地域報道の最低基準、番組編成の多様性など、視聴者の知る権利に直結する要素を制度的に守る仕組みが必要である。さらに、広域局・準広域局の定義や兼営・支配の可否基準が | 　今回のマスメディア集中排除原則に関する制度改正については、放送事業者の経営強化の観点と放送の多元性・多様性・地域性の両方に配慮し、同一放送対象地域における兼営・支配について緩和するとしても抑制的なものとし、広域放送を除き２局までとするものです。<br>　また、基幹放送普及計画のテレビの放送系の数に係る変更は、第４次取りまとめにおいて「全国各地域における放送系の数の拡大を目指して規定したものと考えられるが、人口減少などの制定当初からの環境変化を踏まえて、（１）の同一放送対象地域内におけるテレビの複数局の兼営・支配の容認に併せて、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正を行うことが適当」と示されたことを踏まえて実施するものです。<br>　総務省においては、放送を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の放送事業の在り方について、引き続き検討してまいります。 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 曖昧であり、地域差を踏まえた制度設計が不十分である点も懸念される。<br>放送系数（民放4系統）の見直しについても、地域ごとの判断基準が示されておらず、視聴者の受信環境の公平性をどのように確保するのかが不透明である。ローカル局のネット配信強化を促す方針は理解できるが、著作権処理や地域制限、広域局との権利調整など制度的課題が未整理のままである。<br>以上の点から、今回の規制緩和は地域差を踏まえた慎重な制度設計が不可欠であり、放送の公共性・多元性を守るための具体的な担保措置を明確にした上で進めるべきである。地域の放送が資本力によって画一化されることのないよう、制度運用において十分な配慮を求める。<br>【個人19】 | | |
| 97 | ○　今回の省令案および告示案の改正案に関して、地上テレビジョン放送におけるマスメディア集中排除原則の見直し及び基幹放送普及計画の変更について、メディア状況の変化に即した適切なアップデートを図る方向性には賛意を表します。<br>現在、新時代のメディアであるYouTubeやX（旧Twitter）、Instagramといった多様なプラットフォームが台頭し、情報の発信源が多様化する中で、伝統的なテレビ局には経営基盤の立て直しと強化や、注目を浴びたSNS情報をただ焼き直して二番煎じの陳腐な放送を流すといった手法に頼らない、独自性の発揮が強く求められています。<br>しかしながら、多く指摘されている偏向性を是正し、報道の公平性と独立性を保つうえで、特定の大手広告代理店や特定のスポンサー企業、さらには経団連の意向への配慮が影響を及ぼしているのではないかとの懸念が根強く存在します。さらに、放送局の経営が、特定の宗教団体や中国共産党、朝鮮半島などの外国 | 賛同の御意見として承ります。<br>放送局に関する御意見につきましては、放送行政及び放送事業者に対する一つの見解として承ります。<br>なお、スパイ防止法に関する御意見は、本件意見募集の対象外です。 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 勢力、あるいは過剰なグローバリスト企業の介入を受ける事態を防ぎ、日本の伝統や文化を守り維持するためには、より慎重に議論を深める必要性があると思います。<br>つきましては、現状の規制の緩和を推進したり、電波オークションの導入を進める前に、外国勢力による買収のリスクや不当な影響力を排除できるような「スパイ防止法」などの法整備こそが必須項目です。これらを事前に確実に整備していただくことが、何にも増して重要であると確信しております。<br>【個人 09】 | | |
| 98 | ○　取りまとめ文中、「ローカル局の存在意義を踏まえた地域性を表す指標の一つとして、自社制作番組比率が考えられるが、その拡大と人員や制作に係るコストはトレードオフの関係にあり、地域性の向上が経営基盤を棄損するおそれもあることから、同比率のみをもって地域性を判断することは、必ずしも適当ではない」という意見に同意いたします。<br>【株式会社熊本県民テレビ】 | 第４次取りまとめに関する御意見は、本意見募集の対象外ですが、第４次取りまとめにおいては御指摘のとおりの意見があったところです。なお、同取りまとめにおいては「インターネット配信を含めた地域情報の発信に関する取組について積極的に情報開示していくことにより、地域で活動する事業主体としての信頼性の確保に繋がるのではないか」との意見もあったところ、各放送事業者においては、自社制作番組比率といった指標等の形に捕らわれることなく、各放送事業者が行う地域情報の発信に関する取組について積極的な公表等に努めることが適当であると考えます。 | 無 |
| 99 | ○　また、番組のネット配信は NHK が既に行っているが、ペイウォール（有料制限）により 万人がアクセスできない状態だ。<br>受信料を受け取らない民放が同じ状態になってしまっては、市民が無料で情報を得る事が出来なくなってしまう。<br>NHK も含めて、ネット配信を無料化すべきだ。<br>（英米の様に）運営費用は、自主制作番組数などにより、自動的に国費からの補助を出すようにすべきだろう。<br>【個人 05】 | ＮＨＫに関する制度に関する御意見は、本件意見募集の対象外ですが、ＮＨＫ及び放送行政に対する一つの見解として承ります。 | 無 |
| 100 | ○**意見**<br>NHK のスクランブル化及び受信料制度の抜本的見直しを検討 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 項目から除外したまま本改正案を進めることには反対する。<br><br>**理由**<br>本改正案は、放送・通信融合の推進や事業規制の緩和を通じて、新規参入の促進や競争環境の整備を目指すものである。しかしながら、その一方でNHKについては、受信料制度を前提とした従来の制度的保護を維持したまま事業領域の拡大を認める内容となっており、規制緩和の理念との整合性が十分に説明されていない。<br>総務省及びNHKはこれまで、災害報道、緊急情報の提供、教育・福祉番組の制作、全国一律サービスの維持等を理由として、受信料制度の必要性を主張してきた。しかし、本改正案により放送事業を取り巻く競争環境を大きく変化させるのであれば、それらの説明が引き続き妥当であるかについても同時に検証されるべきである。<br>特に災害情報の分野においては、自治体、防災アプリ、地域放送事業者、インターネット配信事業者等による情報提供が発達しており、地域特性に応じたきめ細かな情報提供という観点では、地域密着型事業者の方が優位性を発揮する場合もある。公共放送のみが災害情報提供を担うという従来の前提は、現在の情報環境を踏まえて再検討されるべきである。<br>また、規制緩和によって新規参入事業者との競争を促進するのであれば、受信料制度による安定的財源を有する事業者と、市場競争の中で収益を確保しなければならない事業者との間に生じる競争条件の差についても検討が不可欠である。公正な競争環境の確保という観点からも、NHKのスクランブル化を含む受信料制度の見直しは避けて通れない論点である。<br>さらに、NHKが保有する剰余金、積立金及び各種資産の規模に | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ついても、その必要性及び受信料負担との関係を国民に対して十分説明する必要がある。公共放送としての特別な地位を維持するのであれば、それに見合う説明責任が求められる。<br>以上のことから、NHKのスクランブル化及び受信料制度の抜本的見直しを検討対象から除外したまま放送事業制度の規制緩和を進めることは、制度全体の整合性及び競争の公平性の観点から問題があるため、本改正案には反対する。<br>以上、芯の通った再考を求める<br>【個人01】 | | |
| 101 | ○【意見の概要】<br>本省令改正案に関し、放送事業者に対する外国資本の支配・影響力について、以下の観点から意見を提出する。<br><br>【意見1：TBSホールディングスと韓国CJ ENMの合弁会社「StudioMonowa」における支配関係の認定】<br>2026年4月10日、TBSホールディングスは韓国総合コンテンツ大手CJ ENMおよびU-NEXT HOLDINGSと合弁会社「StudioMonowa株式会社」を設立した。出資比率はCJ ENM51%・TBS40%・U-NEXT9%であり、CJ ENMがコンテンツ企画・制作の主導権を握る構造となっている。<br>放送法第52条の8は放送事業者に対する外国人等の議決権保有制限（5分の1未満）を定めているが、TBSの放送免許を持つ基幹放送事業者としての中核コンテンツ業務を、外国企業が51%を保有する合弁会社に委ねる行為が、放送法が外資規制を設けた趣旨と整合するかについて、本省令改正の「支配関係の定義」の観点から明確な基準を設けるべきである。<br><br>【意見2：スポンサー・広告主を通じた外国資本の放送内容への | 放送分野における外資規制等に関する御意見は、本件意見募集の対象外ですが、放送行政に対する一つの見解として承ります。 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 間接的影響力の規制】<br>現行の放送法外資規制は株式・議決権の直接保有を規制対象としているが、スポンサー（広告主）として外国資本・外国政府系企業が放送事業者に対して多額の広告費を支出することにより、番組内容に間接的な影響力を及ぼすことは規制対象外となっている。<br>特に以下の問題を指摘する。<br>(1) 韓国政府のコンテンツ輸出機関 KOCCA（年間約 485 億円規模の補助金）の支援を受けた韓国エンターテインメント企業が、民放・NHK の番組においてスポンサー・タイアップの形で参入し、番組内容の韓国向け編集や韓国文化の宣伝に影響力を行使することは、スポンサーを通じた「支配関係」の一形態として規制の対象とすべきである。<br>(2) NHK は受信料という公的財源で運営される公共放送であるにもかかわらず、韓国政府補助金を受けたアーティストを音楽番組「Venue101」等に継続的に起用し、韓国の食文化の紹介まで行っている。受信料で運営される公共放送の番組編成に外国政府のコンテンツ輸出戦略が影響を及ぼすことは、公共放送の中立性・公正性の観点から問題であり、NHK の番組編成における外国政府補助金受領コンテンツの起用に関する基準を整備すべきである。<br><br>【意見 3：フジテレビ・TBS の外資比率の実態と法的措置の必要性】<br>報告によれば、フジテレビは外資比率が約 42%、TBS は約 41%に達しており、放送法の外資規制（20%未満）を超えていると指摘されているにもかかわらず、行政措置が取られていない。本省令改正において、外資比率の算定方法・調査方法・違反時の行政 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 措置について明確な基準を設け、厳格な運用を確保すべきである。<br><br>【意見 4：外国政府・外国政府系機関との資本関係を持つ企業による放送事業者への参入規制】<br>香港系ファンド「オアシス・マネジメント」による KADOKAWA（議決権 11.89%）および花王（議決権 12.52%）への参入に見られるように、2020 年国家安全維持法施行以降に中国共産党の実質的影響下に入った香港を拠点とする資本が、日本のコンテンツ・メディア関連企業の主要株主となるケースが増加している。放送事業者またはその関連会社・コンテンツ子会社への出資における「支配関係」の定義において、外国政府・外国政府系機関との資本関係を持つ企業については、より厳格な審査基準を設けるべきである。<br><br>【意見 5：外国人スタッフ・外国籍外部ディレクターを通じた番組編集への影響】<br>総務省の行政指導実績にもあるように、NHK を含む放送事業者の番組制作に関与する外部スタッフ・外注ディレクターの中には外国籍保有者が含まれており、その国籍構成は非公表となっている。特定役員の定義のみならず、番組編集に実質的な影響力を持つ外部制作スタッフについても、外国政府の影響力遮断の観点から情報開示義務を整備すべきである。<br><br>【まとめ・要求事項】<br>(1) 合弁会社・子会社を通じた外国資本の放送事業者コンテンツ部門への実質的支配を「支配関係」として明確に定義し規制対象とすること | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | (2) スポンサー・広告主を通じた外国政府系資本の番組内容への間接的影響力を規制する基準を設けること<br>(3) NHK の番組編成における外国政府補助金受領コンテンツの起用基準を整備すること<br>(4) フジテレビ・TBS の外資比率超過問題に対し、本省令改正を機に厳格な是正措置を実施すること<br>(5) 外国政府・外国政府系機関との資本関係を持つ企業による放送関連企業への参入に対し、より厳格な審査基準を設けること<br>(6) 番組制作に関与する外部スタッフの外国籍比率・国籍構成の定期公表を義務付けること<br>以上<br>○ 放送法施行規則における支配関係の定義の改正にあたり、以下の点について意見を申し上げます。<br><br>1.LINE ヤフーへの韓国 NAVER の支配関係<br>LINE ヤフー株式会社は日本人の 8 割以上が使用する通信・情報インフラです。しかし親会社 A ホールディングスを通じてソフトバンクと韓国 NAVER（ネイバー）がそれぞれ 50%の議決権を保有しており、実質的に韓国資本が日本最大の通信・情報プラットフォームを支配しています。<br>2023 年には日本人ユーザーの個人情報が韓国サーバーに漏洩する問題が発生し、総務省の行政指導後もデータ移管対応が大幅に遅延しました。<br><br>2.FAST プラットフォームを通じた外国コンテンツの支配<br>韓国サムスン電子・LG 電子が自社スマートテレビに搭載した FAST プラットフォーム（Samsung TV Plus・LG Channels）を通 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | じて K コンテンツを無料配信し日本市場に浸透する戦略を推進しています。FAST は放送法の規制対象外という法的空白を利用しており、実質的な放送サービスが外国資本によって規制なしに提供される状況が生まれています。<br><br>3.支配関係の定義に関する具体的な意見<br>　現行の支配関係の定義は議決権比率・役員兼任比率に基づいていますが、以下の観点からの強化を求めます。<br>ア）外国資本が議決権の 3 分の 1 以上を保有する場合を支配関係とみなす基準の明確化<br>イ）インターネット経由の FAST プラットフォーム等の実質的放送サービスへの支配関係規定の適用拡大<br>ウ）外国資本による支配関係が認められる事業者に対するデータ管理・情報セキュリティ基準の強化<br>エ）外国政府と密接な関係を持つ資本による支配関係への追加規制の検討<br><br>4.表現の自由享有基準の特例について<br>　外国資本が支配する通信・放送プラットフォームにおいてアルゴリズムによる特定コンテンツの優先表示が行われている実態があります。LINE マンガにおける韓国発コンテンツの優先表示はその典型例です。表現の自由享有基準の特例を設ける際には、このようなアルゴリズムによる情報操作の観点も含めた検討を求めます。<br>　日本の放送・通信インフラが外国資本の支配下に置かれることは、国民の情報環境・安全保障上の重大な問題です。今回の省令改正において、外国資本による支配関係の規制を実効性ある形で強化されることを強く求めます。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 【個人 03】 | | |
| 102 | ○　公共の財産であるはずの電波を利用する地上波放送を視聴するために、なぜ国民は多重の経済的負担を強いられなければならないのか。ラジオの聴取が受信機購入のみで完結するように、テレビ放送もまた公共財としての適正な還元がなされるべきである。本改正案は、こうした「公共財の私物化・搾取構造」を放置し、かつ政府によるメディア支配を強化する恐れがあるため、断固反対する。<br><br>公共財の不当な私物化（ラジオとテレビの矛盾）<br>　ラジオは受信機を購入すれば聴取する権利が保障される。なぜテレビ放送は、テレビ本体を購入するだけでは足りず、強制的な受信料徴収に加え、アンテナ、ケーブル、光回線等の多重のインフラ維持費用を国民が負担しなければならないのか。公共の財産である「電波」を使いながら、国民から過度な経済的搾取を続ける現行の仕組みは、憲法が保障する「知る権利」の実質的な行使を阻害しており、制度上の重大な矛盾である。<br><br>「表現の自由」を人質にした情報統制の強化<br>　改正案が「表現の自由」を冠しながら、支配関係の定義を政府の恣意的な運用が可能な形へと書き換えようとしている点に強い疑念を抱く。この定義の改悪は、政権の意向に反するメディアに対し、「役員構成」を理由として免許取り消し等の圧力をかけるための「監視ツール」として悪用されるリスクが高い。これは、公共の電波を政府の意のままに操る検閲と等しい。<br><br>国民への背信行為と民主主義の危機<br>　国民に経済的負担を課し続けながら、その放送内容までを政 | 　今回のマスメディア集中排除原則に関する制度改正については、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成２７年総務省令第２６号）第３章「基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例」を改正するものであって、第２章「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義」を改正するものではありません。<br>　なお、公共財産である電波の私物化等に関する御意見は、放送行政に対する一つの見解として承ります。 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 府の監視下に置こうとするやり方は、民主主義への背信行為である。「支配関係の透明化」という大義名分のもとで、実質的には「政権への忠誠度」を測るスクリーニング制度を構築しようとしているのなら、断固として容認できない。<br><br>真の放送改革への転換を求める<br>　真に表現の自由を重んじ、国民のための放送制度を確立するならば、以下の改革こそが行われるべきである。<br>公共財としての電波の還元：受信料の強制徴収を廃止し、電波本来の公共性に立ち返った視聴のあり方を再構築すること。<br>政府からの独立性担保：役員定義の小手先操作ではなく、政府が放送内容へ介入することを法律で明確に禁じること。<br><br>　現状の改正案は、既得権益の保護と情報統制の強化を目的としたものであり、国民の利益を著しく損なう。携帯電話料金にも言えることだが、行政は既得権益の保護ではなく公共財である電波を国民の手に取り戻す抜本的な制度改革を優先せよ。<br>【個人 17】 | | |
| 103 | ○　公共の財産であるはずの電波を利用する地上波放送を視聴するために、なぜ国民は多重の経済的負担を強いられなければならないのか。ラジオの聴取が受信機購入のみで完結するように、テレビ放送もまた公共財としての適正な還元がなされるべきである。本改正案は、こうした「公共財の私物化・搾取構造」を放置し、かつ政府によるメディア支配を強化する恐れがあるため、断固反対する。<br><br>公共財の不当な私物化（ラジオとテレビの矛盾）<br>　ラジオは受信機を購入すれば聴取する権利が保障される。な | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ぜテレビ放送は、テレビ本体を購入するだけでは足りず、強制的な受信料徴収に加え、アンテナ、ケーブル、光回線等の多重のインフラ維持費用を国民が負担しなければならないのか。公共の財産である「電波」を使いながら、国民から過度な経済的搾取を続ける現行の仕組みは、憲法が保障する「知る権利」の実質的な行使を阻害しており、制度上の重大な矛盾である。<br><br>「表現の自由」を人質にした情報統制の強化<br>　改正案が「表現の自由」を冠しながら、支配関係の定義を政府の恣意的な運用が可能な形へと書き換えようとしている点に強い疑念を抱く。この定義の改悪は、政権の意向に反するメディアに対し、「役員構成」や「支配関係」を理由として免許取り消し等の圧力をかけるための「監視ツール」として悪用されるリスクが高い。これは、公共の電波を政府の意のままに操る検閲と等しい。<br><br>国民への背信行為と民主主義の危機<br>　国民に経済的負担を課し続けながら、その放送内容までを政府の監視下に置こうとするやり方は、民主主義への背信行為である。「支配関係の透明化」という大義名分のもとで、実質的には「政権への忠誠度」を測るスクリーニング制度を構築しようとしているのなら、断固として容認できない。<br><br>真の放送改革への転換を求める<br>　真に表現の自由を重んじ、国民のための放送制度を確立するならば、以下の改革こそが行われるべきである。<br>　・公共財としての電波の還元：受信料の強制徴収を廃止し、電波本来の公共性に立ち返った視聴のあり方を再構築すること。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ・政府からの独立性担保：役員定義の小手先操作ではなく、政府が放送内容へ介入することを法律で明確に禁じること。<br><br>現状の改正案は、既得権益の保護と情報統制の強化を目的としたものであり、国民の利益を著しく損なう。行政は既得権益の保護ではなく、公共財である電波を国民の手に取り戻す抜本的な制度改革を優先せよ。また、本改正案のような小手先の規制変更を論じる前に、なぜ通信インフラの事実上の寡占による不当な値上げには行政が介入しないのか。交通インフラの運賃値上げには厳格な審査を行う一方で、通信インフラには競争を口実に介入を避ける行政のダブルスタンダードこそが、国民の不信感の源泉であることを指摘しておく。<br>【個人 20】 | | |

# 参照条文

【必要的諮問事項関係】

○放送法（昭和25年法律第132号）（抄）

（電波監理審議会への諮問）

第百七十七条　総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一　第二十条の二第一項第一号の規定による指定地上基幹放送地域の指定、第九十一条第一項若しくは第四項の規定による基幹放送普及計画の制定若しくは変更、第百十六条の三第一項の規定による指定放送対象地域の指定又は第百五十条の三第一項各号の規定による有料放送の役務の指定

二～四　（略）

五　第二条第二十四号（基幹放送局設備）、同条第三十三号（特定役員）、同条第三十四号（支配関係）、第二十条第一項第四号（放送番組の配信を行う期間）、第二十条の三第一項（配信用設備等の基準）、同条第四項（報告を要する重大事故の基準）、同条第十項（配信の品質の制限その他の措置）、第六十四条第六項（割増金の額に係る倍数）、第九十三条第一項第四号（衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準）、同項第五号ただし書（基幹放送による表現の自由享有基準）、同条第四項（基幹放送の業務の認定の申請期間）、第九十七条第一項ただし書（基幹放送に係る軽微な変更）、第百三条第二項第三号（基幹放送の業務に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項）、第百十条の二第二項（放送番組の視聴のための措置の公表）、第百十一条第一項（基幹放送設備等の基準）、第百十三条、第百二十二条若しくは第百三十七条（報告を要する重大事故の基準）、第百二十一条第一項（基幹放送局設備等の基準）、第百二十六条第一項ただし書（登録を要しない一般放送）、第百三十六条第一項（一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の技術基準）、第百五十条（有料放送の役務の提供条件の説明）、第百五十条の二第一項（書面の交付）、第百五十条の三第一項若しくは第四項ただし書（書面による解除）、第百五十一条の二第二号（有料放送事業者等の禁止行為）、第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第五号ただし書（基幹放送による表現の自由享有基準の特例）、第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十三条第一項第五号ハ（認定放送持株会社に係る特例）、第百六十四条第二項（保有基準割合）又は第百六十六条第二項第三号（認定放送持株会社に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項）の規定による総務省令の制定又は改廃

２　（略）

【委任元条項関係】

○放送法（昭和25年法律第132号）（抄）

（基幹放送普及計画）

第九十一条　総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

２・３　（略）

４　総務大臣は、前項の事情の変動により必要があると認めるときは、基幹放送普及計画を変更することができる。

５　（略）

（認定）

第九十三条　基幹放送の業務を行おうとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

一～四　（略）

五　当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

イ・ロ　（略）

ハ　イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者

（基幹放送の業務の認定等の特例）

第百六十二条　総務大臣が認定放送持株会社の関係会社について第九十三条第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項第五号の規定の適用については、同号ただし書中「当該業務に係る」とあるのは「認定放送持株会社の関係会社であることの特性を勘案しつつ、当該業務に係る」と、同号ハ中「ロに掲げる者」とあるのは「ロに掲げる者（申請をした者がその関係会社である場合における認定放送持株会社であつて総務省令で定めるものを除く。）」とする。

２～４　（略）

（議決権の保有制限）

第百六十四条　（略）

２　前項の保有基準割合は、第九十一条第二項各号に掲げる事項を勘案して十分の一以上三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合をいう。

**○行政手続法（平成５年法律第88号）（抄）**

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七　（略）

八　命令等　内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ　（略）

ロ　審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ハ・二　（略）

（意見公募手続）

第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２～４　（略）

（結果の公示等）

第四十三条　命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布（公布をしないものにあっては、公にする行為。第五項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一　命令等の題名

二　命令等の案の公示の日

三　提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）

四　提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。）及びその理由

２～５　（略）

（写）
（公印・契印省略）

諮 問 第 ２ ７ 号
令和８年８月 31 日

電波監理審議会
　会長　笹瀬　巌　殿

総務大臣　林　芳正

# 諮　問　書

放送法施行規則及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案及び基幹放送普及計画の一部を変更する告示案について、放送法（昭和25年法律第132号）第177条第１項第１号及び第５号の規定に基づき、別紙により諮問する。

別紙

○総務省令第　　号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十三条第一項第五号ただし書（同法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第百六十四条第二項の規定に基づき、放送法施行規則及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年　　月　　日

総務大臣　林　芳正

放送法施行規則及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（必要的諮問事項はゴシック体）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （還元目的積立金の計算方法）<br>第三十二条の二　［略］<br>２　前項の規定にかかわらず、別表第四号の注５の規定に基づき対象事業年度の収入支出決算表の欄外に記載した前期繰越金の額から当該収入支出決算表上の一般勘定の前期繰越金受入れの額を減じて得た額から、対象事業年度の翌事業年度における予算書上の一般勘定の事業支出の額に百分の八を乗じて得た額の範囲内で協会が必要と認めた額を減じて得た額が零を上回る額である場合は、法第七十三条の二第一項に規定する総務省令で定めるところにより計算した額は、対象事業年度について、前項第一号に掲げる額から前項第二号イに掲げる額を減じて得た額及び当該上回る額の合計額とする。<br>（保有基準割合）<br>第二百七条　［略］<br>［２　略］<br>**３　一の者に係る特定集団が一の特定放送対象地域の全部又は一部においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計がいずれの特定放送対象地域においても二を超えない場合（当該合計に含まれる広域放送に係る放送系の数が一を超えない場合に限る。）における当該一の者に係る前項の規定の適用については、テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、特別地上基幹放送事業者に該当しないものとみなす。**<br>［４・５　略］<br>別表第六十四号（第201条関係）<br>外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書<br>［略］<br>［表略］<br>［（注１）・（注２）　略］<br>（注３）　記載の事業年度に係る第203条第１号に規定する外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がないものであつて、別表第六十号の１の（注３）に規定する様式の内容に変更があつたものの全てについて記載し、変更内容を証するものとして同様式を添付すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。<br>［（注４）・（注５）　略］<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 | （還元目的積立金の計算方法）<br>第三十二条の二　［同上］<br>２　前項の規定にかかわらず、別表第四号の注４の規定に基づき対象事業年度の収入支出決算表の欄外に記載した前期繰越金の額から当該収入支出決算表上の一般勘定の前期繰越金受入れの額を減じて得た額から、対象事業年度の翌事業年度における予算書上の一般勘定の事業支出の額に百分の八を乗じて得た額の範囲内で協会が必要と認めた額を減じて得た額が零を上回る額である場合は、法第七十三条の二第一項に規定する総務省令で定めるところにより計算した額は、対象事業年度について、前項第一号に掲げる額から前項第二号イに掲げる額を減じて得た額及び当該上回る額の合計額とする。<br>（保有基準割合）<br>第二百七条　［同上］<br>［２　同上］<br>**３　一の者に係る特定集団が一の特定放送対象地域の全部又は一部においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計がいずれの特定放送対象地域においても一を超えない場合における当該一の者に係る前項の規定の適用については、テレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、特別地上基幹放送事業者に該当しないものとみなす。**<br>［４・５　同上］<br>別表第六十四号（第201条関係）<br>外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書<br>［同左］<br>［表同左］<br>［（注１）・（注２）　同左］<br>（注３）　記載の事業年度に係る第203条の４第１号に規定する外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がないものであつて、別表第六十号の１の（注３）に規定する様式の内容に変更があつたものの全てについて記載し、変更内容を証するものとして同様式を添付すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。<br>［（注４）・（注５）　同左］ |

（基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部改正）

第二条　基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

（必要的諮問事項はゴシック体）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （通則）<br>第八条　法第九十三条第一項第五号ただし書（法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の総務省令で定める場合は、申請者等（二以上の者が申請者に対して支配関係を有する場合にあっては、当該二以上の者ごとの申請者等）が次の各号のいずれにも適合する場合（当該申請者等が認定放送持株会社等である場合にあっては、当該認定放送持株会社等が次の各号のいずれにも適合する場合又は当該認定放送持株会社等に係る認定放送持株会社が次条各号のいずれにも適合する場合）とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。<br>一　申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が一を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。<br>**イ　当該テレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る一の放送対象地域の全部又は一部において申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計（ロの放送系の数の合計に含まれるものを除く。）にロの放送系の数の合計を加えた数が、いずれの放送対象地域においても九を超えないこと。**<br>［ロ　略］<br>**ハ　当該テレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る一の放送対象地域の全部又は一部において申請者等がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に関し使用する放送系の数の合計が、いずれの放送対象地域においても二を超えないこと。ただし、当該合計に含まれる広域放送に係る放送系の数は一を超えないこと。**<br>［二～十　略］<br>（認定放送持株会社であって総務省令で定めるもの）<br>第九条　法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第五号ハの認定放送持株会社であって総務省令で定めるものは、次の各号のいずれにも適合する認定放送持株会社とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。<br>**一　当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が前条各号（第一号イ及びロ、第二号イ及びロ、第三号、第四号ロ並びに第七号を除く。）のいずれにも適合すること。**<br>**二　当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第一号イ及びロ、第二号イ及びロ、第三号並びに第四号ロのいずれにも適合する場合は、この限りでない。**<br>［イ～ハ　略］<br>［三～五　略］<br>（第九条第二号の規定の適用に係る特例）<br>第十二条　［略］<br>**2　認定放送持株会社等が第八条第一号の規定に適合する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号の規定の適用については、同号イからハまでの規定中「こと」とあるのは、「こと。ただし、当該地上基幹放送の業務がいずれもテレビジョン放送による地上基幹放送の** | （通則）<br>第八条　［同上］<br>一　［同上］<br>**イ　当該テレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る放送対象地域が重複しないこと。**<br>［ロ　同上］<br>**［新設］**<br>［二～十　同上］<br>（認定放送持株会社であって総務省令で定めるもの）<br>第九条　［同上］<br>**一　当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が前条各号（第一号ロ、第二号イ及びロ、第三号、第四号ロ並びに第七号を除く。）のいずれにも適合すること。**<br>**二　当該認定放送持株会社に係る認定放送持株会社等が次のいずれにも該当すること。ただし、当該認定放送持株会社等が前条第一号ロ、第二号イ及びロ、第三号並びに第四号ロのいずれにも適合する場合は、この限りでない。**<br>［イ～ハ　同上］<br>［三～五　同上］<br>（第九条第二号の規定の適用に係る特例）<br>第十二条　［同上］<br>**2　認定放送持株会社等が第八条第一号の規定に適合する場合は、当該認定放送持株会社等に対する第九条第二号の規定の適用については、同号イ及びハの規定中「こと」とあるのは、「こと。ただし、当該地上基幹放送の業務がいずれもテレビジョン放送による地上基幹放送の業務** |

| | |
|---|---|
| **業務である場合は、この限りでない」とする。**<br>［3・4　略］ | **である場合は、この限りでない」とする。**<br>［3・4　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省告示第　　号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第四項の規定に基づき、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

令和八年　　月　　日

総務大臣　林　芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規定として移動し、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（必要的諮問事項はゴシック体）

| 変　更　後 | 変　更　前 |
|---|---|
| 第１　基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項<br>［略］<br>１　基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針<br>(1)　国内放送の普及<br>ア　地上基幹放送<br>地上基幹放送については、地上基幹放送局(地上基幹放送をする無線局をいう。)を用いて行われる当該放送を国民に最大限に普及させるようにするため、次のとおりとする。<br>［(ｱ)～(ｳ)　略］<br>**(ｴ)　テレビジョン放送**<br>**協会の放送については総合放送及び教育放送各１系統の放送が全国各地域においてあまねく受信できること。また、民間基幹放送事業者の放送については、全国各地域において現に受信できる系統数の総合放送が受信できることを基本とし、その放送が当該地域においてあまねく受信できること。**<br>［(ｵ)　略］<br>［イ・ウ　略］<br>［(2)～(4)　略］<br>［２　略］<br>３　その他基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項<br>［(1)　略］<br>**(2)　地上基幹放送（全国放送を除く。）を行う民間基幹放送事業者については、(1)を持続的に達成するため、その経営基盤の強化を図るとともに、自らが制作する放送番組を有するように努めること。また、当該放送番組その他の情報を積極的に配信するなど当該地上基幹放送の価値の向上に資する多様な取組を行うように努めること。**<br>**(3)　［略］** | 第１　［同左］<br>［同左］<br>１　［同左］<br>(1)　［同左］<br>ア　［同左］<br>［(ｱ)～(ｳ)　同左］<br>**(ｴ)　テレビジョン放送**<br>**協会の放送については総合放送及び教育放送各１系統の放送並びに民間基幹放送事業者の放送については総合放送４系統の放送が、全国各地域においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、５系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。**<br>［(ｵ)　同左］<br>［イ・ウ　同左］<br>［(2)～(4)　同左］<br>［２　同左］<br>３　［同左］<br>［(1)　同左］<br>**［新設］**<br>**(2)　［同左］** |
| 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。 | |

**資料２**

電波監理審議会審議資料

令和８年８月３１日

# 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案
# （令和８年８月３１日　諮問第２８号）

［AM中継局廃止の際の聴取者保護等に係る制度整備］

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、後藤官、宮内官）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省情報流通行政局放送技術課
（戸部課長補佐、小林係長、荒巻官）
電話：０３－５２５３－５７８６

諮問第２８号説明資料

# 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案
# （AM 中継局廃止の際の聴取者保護等に係る制度整備）

## １　諮問の概要

特定地上基幹放送事業者等は、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 92 条第２項に基づき、地域の人口の著しい減少その他の理由により中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止するときは、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域において、当該基幹放送に係る放送番組を引き続き視聴することができるようにするための措置（以下「視聴継続措置」という。）を講ずるように努めるものとされている。また、放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）第 86 条の３第３項のとおり、ラジオ放送においては、原則として FM 補完放送により当該地域における放送を確保することとされている。

今般、民間ラジオ放送事業者がやむを得ず廃止する AM ラジオ放送の中継局に係るその他の補完中継局が 76.1MHz から 90.0MHz までを使用している場合に聴取者保護の観点等から引き続き当該周波数を使用できるようにするため、及び FM ラジオ放送における放送波中継の放送波と同一周波数による同期放送を導入できるようにするため、基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する。

## ２　改正概要

**※必要的諮問事項はゴシック体**

- 放送確保対策を目的とする場合で真に必要なときは、76.1MHz から 90.0MHz までの周波数をその他の FM 補完中継局で使用を可能とする。**【基幹放送用周波数使用計画　第１の５】**
- FM ラジオ放送における放送波中継の放送波と同一周波数による同期放送を導入でき、今後新たな同期放送が登場した際に迅速に導入ができるよう、品質を維持することのみを条件とする。**【基幹放送用周波数使用計画　第１の 12】**

## ３　施行期日

答申を受けた場合は、速やかに制定予定。（公布日の施行を予定）

## ４　意見募集の結果

本件に係る行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第１項の規定に基づく意見公募の手続については、令和８年７月 14 日（火）から令和８年８月 17 日（月）までの期間において実施済みであり、38 件の意見の提出があった。

# 放送確保対策のFM補完中継局として使用可能な周波数の拡充



○　特定地上基幹放送事業者等は、地域の人口の著しい減少その他の理由により**中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止するときは**、当該中継地上基幹放送局による基幹放送を受信することができなくなる地域において、当該基幹放送に係る**放送番組を引き続き視聴することができるようにするための措置**（視聴継続措置）**を講ずる努力義務がある**（放送法第92条第2項）。

○AMラジオ放送の**中継局廃止に伴う視聴継続措置は、**原則として**放送確保対策を目的とするFM補完放送になるが**、使用できる**周波数は90.1～98.9MHzに限られている**。
そのため、聴取者保護等の観点では、次のような対応が必要だが、現行制度では講ずることができない。
・災害対策等を目的として76.1～90.0MHzを使用している既存のFM補完中継局の継続利用
・90.1～98.9MHzの周波数を割り当てることができない場合の76.1～90.0MHzを活用したFM補完中継局の開設
・同期放送を活用した補完中継局の開設

○　このため、放送確保対策を目的とする場合であっても、**「真に必要なとき」は、76.1-90.0MHzの周波数を使用するFM補完中継局の使用を可能とするため基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する**。

周波数使用計画改正イメージ

改正案

①災害対策：90.1-98.9MHz
（ただし、90.1-98.9MHzの周波数が使用できず真に必要な場合は76.1-90.0MHzの周波数を使用できる。）

②都市型難聴対策：90.1-98.9MHz

③外国波混信対策及び地理的・地形的難聴対策：76.1-98.9MHz

④放送確保対策：90.1-98.9MHz
（ただし、放送確保対策のために真に必要なときは、76.1MHzから90.0MHzまでの周波数を選定することができる。）

放送確保対策の「真に必要なとき」の事例

1　告示の施行の際に開設している、76.1MHzから90.0MHzまでの周波数を使用するFM補完中継局に係るAMラジオ放送の中継局をやむを得ず廃止するとき。

2　告示の施行の後に開設した、76.1MHzから90.0MHzまでの周波数を使用するFM補完中継局に係るAMラジオ放送の中継局が、災害等不可抗力によってやむを得ず廃止するとき。

3　放送確保対策として90.1MHzから98.9MHzまでの周波数を割り当てることができないとき。

4　１から３までに該当するFM補完中継局と同一の周波数による同期放送を行うFM補完中継局を開設するとき。

# （参考）FM補完中継局の開設目的



## ① 災害対策

中波放送の放送設備が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策を開設目的とするもの

## ② 都市型難聴対策

ＡＭ波
ＦＭ波

建築物による遮へいによる電界強度の低下又は電気雑音の影響等の要因による受信障害対策を開設目的とするもの

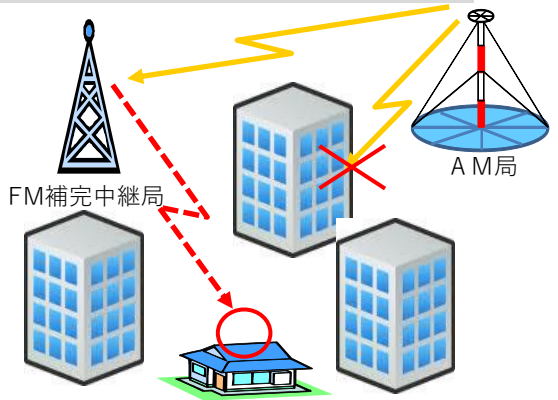


## ③ 外国波混信対策、地理的・地形的難聴対策

外国波との混信による難聴対策、地形的原因で生じる遮へいによる受信障害対策又は地理的原因による受信障害対策を開設目的とするもの

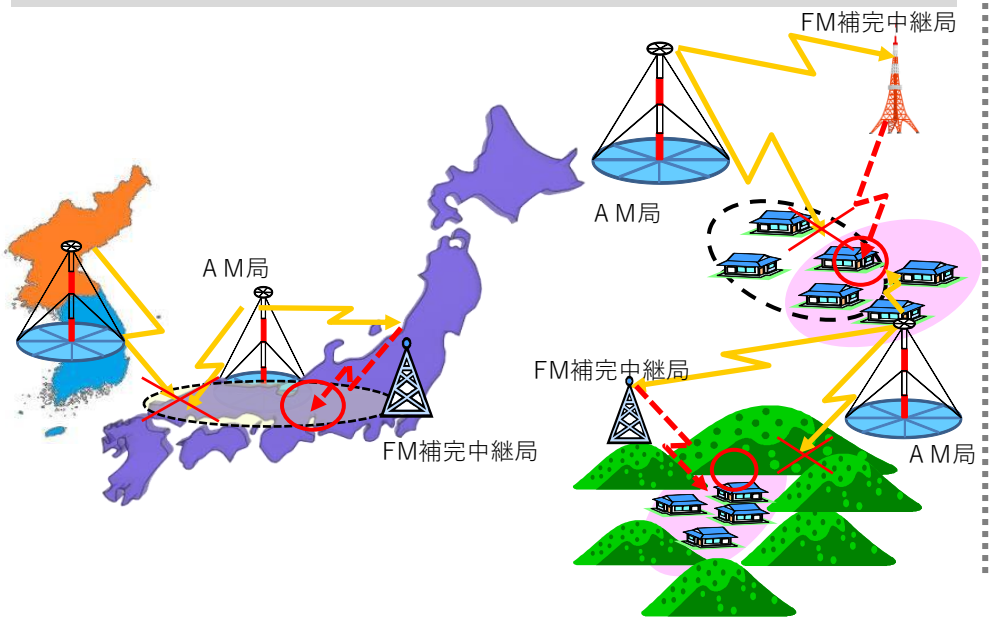


## ④ 放送確保対策

ＡＭ局を正当な理由をもって６か月以上休止しようとする場合若しくは休止している場合又は廃止しようとする場合若しくは廃止した場合に、そのＡＭ局の放送区域における放送を確保することを開設目的とするもの

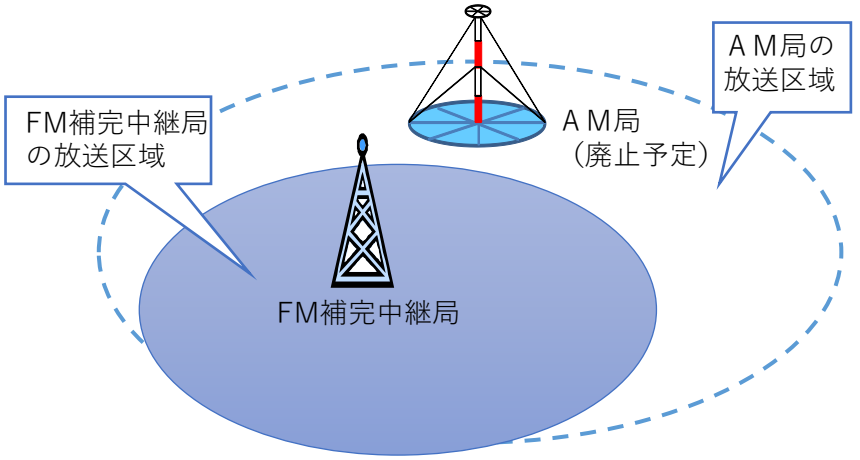

# FM同一周波数放送波中継による同期放送の導入



○　FM放送における**放送波中継の放送波（Ｆ１）と同一周波数による同期放送**の実用化の目途※が立った。
※令和６年度から令和７年度に中国総合通信局の技術試験事務で実施

○　現行の基幹放送用周波数使用計画では、同期放送の関係にあるFMラジオ放送局同士の条件を定めている。

○　今回実用化の目途が立った同期放送等、新たな同期放送が登場した際に迅速に導入ができるよう、品質を維持することのみを条件とするよう、**基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する**。

| ①通常 | ②放送波中継 | ③同期放送 | **今回導入の同期方式**<br>**④放送波中継＋同期放送** |
|---|---|---|---|
| 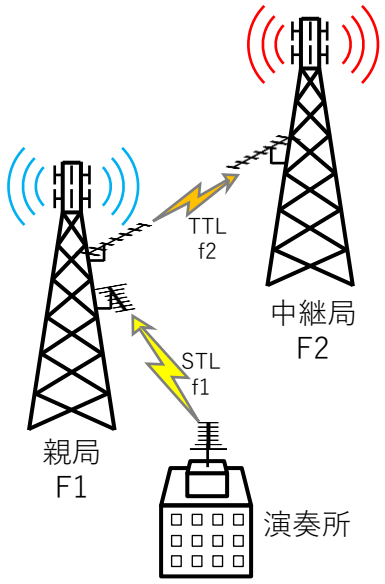 | 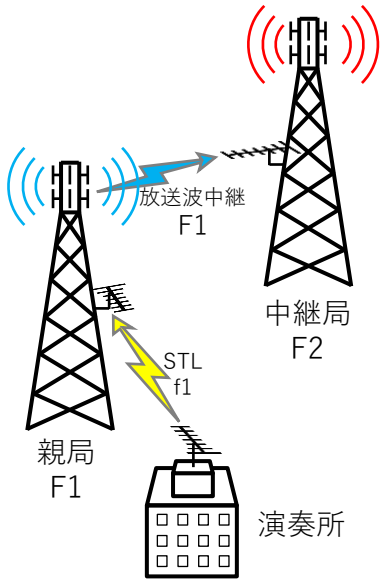 | 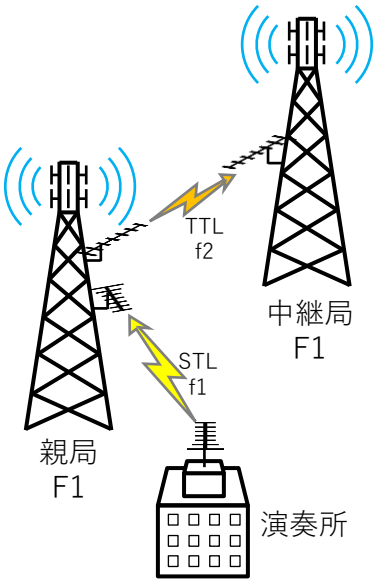 | 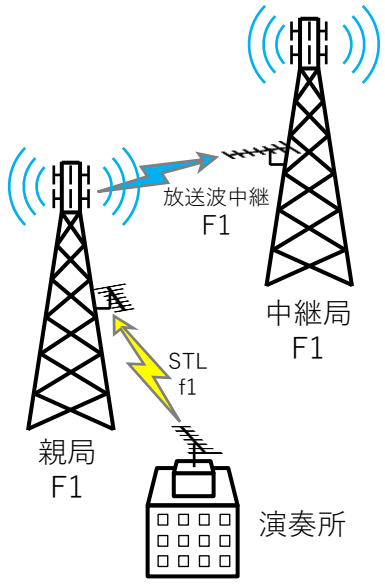 |
| 演奏所→親局：ｆ１(STL)<br>親局→中継局：ｆ２(TTL)<br><br>親局：Ｆ１<br>中継局：Ｆ２<br><br>**→放送波２波、放送事業用２波** | 演奏所→親局：ｆ１(STL)<br>親局→中継局：Ｆ１(放送波中継)<br><br>親局：Ｆ１<br>中継局：Ｆ２<br><br>**→放送波２波、放送事業用１波** | 演奏所→親局：ｆ１(STL)<br>親局→中継局：ｆ２(TTL)<br><br>親局：Ｆ１（同期放送）<br>中継局：Ｆ１（同期放送）<br><br>**→放送波１波、放送事業用２波** | 演奏所→親局：ｆ１(STL)<br>親局→中継局：Ｆ１(放送波中継)<br><br>親局：Ｆ１（同期放送）<br>中継局：Ｆ１（同期放送）<br><br>**→放送波１波、放送事業用１波** |

# 「基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案等に関する意見募集」の結果

Ⅰ　意見募集期間　令和８年７月14日（火）から同年８月17日（月）まで

Ⅱ　提出された意見の件数　38件（放送事業者等：33件、個人：３件、匿名：２件）

Ⅲ　意見提出者

○ 放送事業者等【33件】（意見提出順）

株式会社山陰放送、南海放送株式会社、株式会社MBSラジオ、北陸放送株式会社、一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社中国放送、株式会社ニッポン放送、株式会社TBSラジオ、株式会社ラジオ大阪、青森放送株式会社、株式会社文化放送、株式会社エフエム東京、株式会社熊本放送、長崎放送株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、東海ラジオ放送株式会社、株式会社大分放送、株式会社山梨放送、株式会社高知放送、北海道放送株式会社、株式会社TBSホールディングス、静岡放送株式会社、株式会社宮崎放送、株式会社南日本放送、中部日本放送株式会社・株式会社CBCラジオ、株式会社STVラジオ、琉球放送株式会社、四国放送株式会社、信越放送株式会社、株式会社フジ・メディア・ホールディングス、株式会社radiko、山口放送株式会社、福井放送株式会社

○ 個人【３件】

○ 匿名【２件】

Ⅳ　提出された意見と総務省の考え方

「基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案等に関する意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は、次に掲げる表のとおりです。

| No | 意見【意見提出者名】 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|---|---|---|---|
| 1 | 全体について | | |
| 1 | ○　親局以外のＡＭ中継局について、2028年の再免許を待たずに廃止手続が可能となる制度改正は、放送事業者が中長期的な設備更新や経営計画、資金計画を検討する上で選択肢が広がるものであり、賛同します。<br>　一方、ＡＭ送信アンテナ等の撤去に当たっては、50～100mという大型構造物であることに加え、塗料に含まれるＰＣＢの有無を確認するための検査が必要で、その結果によっては撤去費用が大幅に増加する可能性があります。また、山間部や丘陵部に設置されているＡＭ中継局は重機の臨局が困難な場所もあり、撤去工事には相当の費用と期間を要します。<br>　このため、ＡＭ中継局の廃止後について、設備撤去まで一定の猶予期間を設けること、撤去費用に対する補助制度や税制上の支援措置について検討いただくよう要望します。<br><br>【南海放送株式会社】 | ○　賛同の御意見として承ります。御要望については、今後の制度整備の検討を進めていく上での参考として承ります。 | 無 |
| 2 | ○　本改正案等は、2024年度から2025年度にかけて、中国総合通信局の技術試験事務において実施されたFM放送の放送波中継による同一周波数同期放送について、実用化に向けた技術的な見通しが得られたことを踏まえ、必要な制度整備を行うものと理解しており、賛成いたします。<br>　本方式は、光ファイバー等による有線中継回線の整備が困難又は著しく不経済となる山間部等において、FM中継局の整備および維持に係る選択肢を拡大するものです。また、同一周波数の利用によって使用周波数を削減し、電波の有効利用を図るとともに、放送ネットワークの効率的かつ持続可能な構築に資するものと考えます。<br>　一方、本方式は、主として有線中継回線の確保が困難な地域への導入が想定されることから、運用に当たっては、過度な冗長構成や設備要件を一律に求めることなく、地域の実情に応じた合理的かつ実現可能な信頼性確保策を認めるなど、柔軟な制度運用を要望します。<br><br>【株式会社TBSラジオ】 | | |
| 3 | ○　改正案自体は問題ないと考えるため、賛成する。<br>　もっとも、聴取者としては、ワイドFM対応受信機の普及促進及びAM局休止・廃止等に関しての周知広報の徹底を総務省、各放送事業者及び対象市町村に引き続きお願いしたい。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 【匿名B】 | | |
| 4 | ○　基本的に、本改正案に賛成いたします。<br>　放送設備の維持更新費の増大やラジオへの広告費が縮小する中、地方ラジオ事業者にとって、AM と FM の二重設備を維持・運用し続ける経営負担の解消は切実な課題です。2028 年の一斉再免許に向け、地域の文化や防災情報を伝えるメディアの責務を将来にわたり果たすため、ラジオ事業を持続可能な形で継続する方策を模索しています。<br>　こうした経営上の予見可能性を高め、将来の選択肢を確保するため、再免許申請の約 1 年前となる 2027 年秋までに、①FM 転換に係る審査基準、②AM 親局廃止に係る判断基準、③radiko 等のインターネット配信を中継局廃止時の「代替的視聴手段（視聴継続措置）」として位置付ける関係法令等の整備、の 3 点について制度確定と手続きの明確化を要望いたします。<br>　特に radiko 等のインターネット配信は、スマホの普及や災害時の情報収集行動の変化を踏まえれば、放送波を補完し、難聴取地域においては重要な役割を担います。また若年層との接点確保やデジタル広告等を通じて経営基盤を支える重要インフラでもあります。<br>　道路トンネル内設備の縮減等により放送波のみでの維持が困難になりつつある実態も踏まえ、ネット配信を単なる付加的サービスとせず、放送波を補完する正規の手段として制度上明確に位置付け、聴取機会の確保と経営の持続可能性を両立させる制度整備を要望します。<br><br>【信越放送株式会社】 | | |
| 5 | ○　・「ＡＭ局の運用休止に係る特例措置」を適用し、運用を休止したＡＭ中継局について早期廃止を可能とする改定は、当該民放ラジオ社の実情を考慮したものであり賛同する。<br>　・ガイドラインにおいて「ラジオ番組のインターネット配信」が独立した項目として位置づけられたことは、時代に即した対応であり賛同する。<br>　・今後、radiko について、ＡＭ・ＦＭを問わず、放送の補完・代替手段として明確に位置付け、ラジオ親局・中継局を廃止する際の視聴継続手段として認めることを強く要望する。<br><br>【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 | | |
| 6 | ○　FM 同期放送は、従来、別途中継回線を確保する必要がある放送方式として認識されてまいりましたが、本方式の導入により、同期放送ネットワークを円滑かつ効率的に構築できるようになるものと考えています。こうした新たな仕組みの制度化に向けたご検討に敬意を表するとともに、その趣旨に賛同いたします。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 【山口放送株式会社】 | | |
| 2　基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案について | | | |
| 7 | ○　災害対策等を目的として例外的に90MHz以下を割り当てられているＦＭ補完中継局が、ＡＭ中継局の廃止・休止後も同じ周波数を継続使用できるようにすることは、当該の民放ラジオ社にとって必要不可欠であり、リスナー保護にも適うものです。<br>【一般社団法人日本民間放送連盟】 | ○　賛同の御意見として承ります。御要望については、今後の制度整備の検討を進めていく上での参考として承ります。 | 無 |
| 8 | ○　90.1MHzから98.9MHzまでの周波数に加え、災害対策及び放送確保対策のために真に必要なときは、76.1MHzから90.0MHzまでを選定できることは、当該の民放ラジオ社にとって必要なことであります。<br>【株式会社文化放送】 | | |
| 9 | ○　「基幹放送周波数使用計画の一部を変更する告示案」について基本的に賛成します。当該計画第1の５（４）で「放送確保対策の為に真に必要なときは、76.1MHzから90.0MHzまでの0.1MHz間隔の周波数を選定することができる」とあります。定義される条件は付きますが使用周波数の選定余地が増え、条件緩和されたものと捉えています。ワイドFMの周波数（90.0～98.9MHz）においては特に逼迫する周波数帯域であるとともに未だ受信機の普及が課題となっております。90.0MHz未満の周波数については既に利用されている周波数との干渉等も考慮した上で、放送事業者のニーズも踏まえ有効的に割り当てされるよう要望します。<br>【株式会社山梨放送】 | | |
| 3　電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案について | | | |
| 10 | ○　放送波中継によるＦＭ同期放送の制度化は、技術方式の選択肢を拡大し、周波数有効利用に資するものであるため、賛成します。<br>【一般社団法人日本民間放送連盟】 | ○　賛同の御意見として承ります。 | 無 |
| 11 | ○　ＦＭ同一周波数放送波中継による同期放送の導入は、ＴＴＬ回線が不要になる等の経済的効率に優れ、周波数の有効活用もでき、放送ネットワークの構築における選択肢を広げられる点などから、賛同します。<br>【株式会社文化放送】 | | |
| 12 | ○　電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令67号)の一部を改正する訓令案について | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 基本的に賛成いたします<br><br>【株式会社山梨放送】 | | |
| 13 | ○　FM同期放送局の利用促進及び新たな周波数割当てに当たっては、既設放送局の放送エリア及び受信環境への影響を十分に考慮した制度運用をお願いしたい。今回の制度改正では周波数有効利用の観点が重視されているが、沿岸部等においては海上伝搬の影響により遠距離の既設FM放送局の電波が良好に受信される地域が存在することから、単純な机上検討だけでは把握できない混信リスクに十分配慮する必要がある。<br>　そのため、周波数の選定に際しては、海上伝搬等による遠距離受信の実態を踏まえた検討を行い、既設局との混信が想定される地域においては、既設局の使用周波数と同一周波数のみならず、受信機の特性等も考慮し、既設局の使用周波数の前後200kHzの範囲内の周波数についても原則として割当てを避けるべきである。<br>　また、やむを得ず既設局の放送に影響を及ぼすおそれのある周波数を割り当てる場合には、実地測定を含む十分な事前調査を実施し、既設局の受信環境に支障が生じないことを確認した上で免許手続を進めるべきである。<br>　さらに、運用開始後に既設局の受信障害や混信等の影響が認められた場合には、原因者負担の原則に基づき、新たな周波数の割当て又は運用に起因する事業者が必要な技術的対策及び改善措置を速やかに実施することを制度上明確化していただきたい。<br>　以上の観点から、既設放送局の受信環境及び聴取者利益の保護に十分配慮した周波数割当て・運用を要望する。<br><br>【個人B】 | ○　同期放送を使用するFM放送局であっても、通常のFM放送局の新設と同様に、既設放送局の放送エリア及び受信環境への影響を十分に考慮した上で運用を開始することとしております。 | 無 |
| ４　基幹放送用周波数使用計画第１の５（４）ただし書に規定する真に必要なときについて（通達） | | | |
| 14 | ○　基幹放送用周波数使用計画第１の５（４）ただし書に規定する「真に必要なとき」の事例を明確化したことは有意義であり、適切です。<br><br>【一般社団法人日本民間放送連盟】 | ○　賛同の御意見として承ります。 | 無 |
| 15 | ○　また「真に必要なとき」についての該当事例を定めることも適切であると考えます。<br><br>【株式会社文化放送】 | | |
| 16 | ○　本告示の施行後に、当該計画第１の５（１）又は（３）に掲げる対策を開設目的として76.1MHzから90.0MHzまでの周波数を使用するその他の補完中継局において、 | ○　改正案の基幹放送用周波数計画第１の５（１）又は（３）に掲げる対 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 当該その他の補完中継局に係る中波放送を行う中継局が、特定地上基幹放送事業者等の責めに帰する事由により廃止された場合、当該その他の補完中継局は、90.1MHzから98.9MHzの周波数を使用することになると理解しております。<br><br>【株式会社エフエム東京】 | 策を開設目的として76.1MHzから90.0MHzまでの周波数を使用するその他の補完中継局に係る中波放送を行う中継局の廃止が、特定地上基幹放送事業者等の責めに帰することができない事由によるものである場合には、基幹放送用周波数使用計画第１の５（４）ただし書に規定する「真に必要なとき」に該当し得ます。なお、「特定地上基幹放送事業者等の責めに帰することができない事由」は、個別具体の事情に応じて該当要否を判断いたします。 | |
| 17 | ○　基幹放送用周波数使用計画第１の５(4)ただし書に規定する真に必要なときについて(通達)案について、「真に必要なとき」の判断については、民放ラジオ各社の意見や個別の事情を汲み上げ、反映させることを要望します。<br><br>【株式会社山梨放送】 | | |
| 18 | ○　該当箇所:<br>1ページ、記の1および2 「やむを得ず廃止しようとするとき又は廃止したとき」<br>意見の理由:<br>「やむを得ず」という表現のみでは、事業者の経営判断の恣意性を完全に排除しきれず、行政審査における客観的な担保が不足する懸念があります。事業者による置局維持の努力義務との整合性を保つためにも、基準の明確化が必要です。<br>具体的な修正案(対案):<br>当該箇所の本文または注記に、以下の文言を追加することを提案します。「なお、やむを得ない事由の判断にあたっては、令和5年法律第40号に基づく中継局の共同利用等のコスト削減策を講じてもなお維持が困難な場合など、事業者が維持のための努力を尽くしたことを前提とする。」<br><br>【個人A】 | ○　御指摘の「やむを得ず」とは、客観的事情により中継局の継続が困難であり、廃止以外の現実的な選択肢がない場合を想定しているものであり、個別の事案ごとに具体的事情を踏まえて判断することから、原案のとおりとします。 | 無 |
| ５　AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針の改定案 | | | |
| （１）賛同の意見 | | | |
| 19 | ○　改定案で示されている通り、第2回特例措置の実施後、早期のAM局廃止が可能となるよう、制度整備を行うことを希望します。<br><br>【青森放送株式会社】 | ○　賛同の御意見として承ります。 | 無 |
| 20 | ○　「ＡＭ局の運用休止に係る特例措置」を適用して運用を休止したＡＭ中継局について、早期廃止を可能とする措置を講じることは、当該民放ラジオ社の設備事情等に配慮した合理的な対応であるため、賛成します。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 【一般社団法人日本民間放送連盟】 | | |
| （２）AM親局廃止・FM転換に係る今後の制度整備に関する要望 | | | |
| 21 | ○　ガイドライン改定案は、中継局の廃止及びその前段階としての運用休止期間の延長を対象としており、親局の廃止については明示的な言及がありません。一方で、基本方針の改定案末尾の参考図では、ＡＭ親局を廃止するＦＭ転換の類型が示されています。親局の廃止は、中継局の廃止以上に聴取者への影響が大きいことから、今後予定されている制度検討において、親局廃止に関する取扱い及び必要な制度整備について早期に整理・検討を進め、その方向性を可能な限り具体的にお示しいただくよう要望いたします。<br>　あわせて、適切な視聴継続措置の要件とされている「運用休止前の世帯・エリアカバー率が最大限維持された場合」及び「地方自治体との合意及び住民理解」の該当性については、地域特性や各事業者の置かれた状況が異なることを踏まえ、画一的な数値基準によることなく、総務省と事業者との協議を通じて、柔軟なご判断をいただきたく存じます。<br><br>【株式会社ニッポン放送】 | ○　今後、FM転換を可能とする制度整備の検討を進めていく上での参考として承ります。 | 無 |
| 22 | ○　ＡＭ広域局がＦＭ転換を行う場合、現行制度ではＦＭ放送に「広域放送」に相当する放送対象地域の制度がなく、県域免許を前提とした枠組みとなっております。ＦＭ転換を円滑に進めるため、ＡＭ広域局から転換したＦＭ局の制度上の位置付けを整理し、早期に制度設計の方向性をお示しいただくよう要望いたします。<br><br>【株式会社ニッポン放送】 | | |
| 23 | ○　基本的に、本改正案に賛成します。<br>　特例措置の適用期間を2028年10月31日まで延長するための手続を整備するとともに、運用休止中のAM中継局について、検証結果を踏まえた廃止を可能とする方向性を明示することは、設備の維持・更新費や電力費等が上昇する中、民放ラジオ事業の持続可能性を確保するために必要な措置です。<br>　一方、今回の改正はAM中継局を対象とする先行的な措置であり、AM親局を維持する事業者にとっては､FM転換およびAM親局の廃止に係る制度整備が実現しない限り、AM・FMの二重設備を維持する負担は解消されません。<br>　2028年の再免許申請に向けて、一部の地域では、複数のラジオ事業者がFM転換と並行して事業統合も視野に入れながら、地域の文化や生活に密着した情報を伝えるメディアとしての責務を将来にわたり果たすため、ラジオ事業を持続可能な形で継続する方策を懸命に模索しています。<br>　民放ラジオ事業者の経営上の予見可能性を高め、将来の選択肢を確保するため、再免許申請の約1年前となる2027年秋までに、 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ① FM転換に係る審査基準<br>② AM親局の廃止に係る判断基準<br>③ radiko等のインターネット配信を、ラジオ中継局を廃止する際の視聴継続措置として位置付けるための、関係法令等の整備<br>について制度を確定し、申請手続および標準処理期間を明確化することを要望します。<br><br>【株式会社TBSラジオ】 | | |
| 24 | ○　「AM局の運用休止に係る特別措置」の適用期間を2028年10月31日まで延長可能とし、運用休止中のAM中継局について検証結果を踏まえた早期廃止を可能とする方向性が明示されたことに賛成いたします。設備維持費・更新費や電力費等の高騰が経営を圧迫する中、弊社ラジオ事業の持続可能性を確保するために非常に合理的かつ必要な措置であると考えます。<br>　一方、今回の改正は中継局を対象とした先行的な措置にとどまり、AM親局を維持する弊社にとっては､FM転換およびAM親局の廃止に係る制度整備が実現しない限り、AM・FMの二重設備維持による経営負担は解消されません。休止期間中であっても設備維持費や追加投資が発生している実態も踏まえ、運用休止をしていないAM局および親局においても、速やかな制度整備を講じていただくよう要望いたします。<br>　将来の選択肢を確実に確保するため､2028年の再免許申請の約1年前となる2027年秋までに、以下の制度を確定し、申請手続および標準処理期間を明確化することを強く要望します。<br>① FM転換に係る審査基準<br>② AM親局（およびradiko等で代替するAM局）の廃止に係る判断基準<br>③ radiko等のインターネット配信をラジオ中継局･親局廃止時の聴取継続措置として位置付ける関係法令等の整備<br><br>【株式会社熊本放送】 | | |
| 25 | ○　特例適用局でのカバーが地理的・地形的特性等の観点から困難な場合に、radiko等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮できるとする点は、当社が従来より要望してきた方向性と合致するものであり、高く評価します。今後、この考慮の対象を、中継局の休止・廃止の場面に限らず、当社のような広域AM局によるFM転換への移行の場面にも広げていただきたい。<br><br>【株式会社ラジオ大阪】 | | |
| 26 | ○　現在、AM局の運用休止に係る特例処置を受けている局での適用期間延長は歓迎いたします。一方、特例処置を受けていない局で、AM親局を維持しており、将来FM転換を希望している局に対しても、AM局の負荷軽減ができるような制度方針が早急に | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 提示されることを望みます。<br><br>【朝日放送ラジオ株式会社】 | | |
| 27 | ○　「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用期間を延長するとともに、早期にAM中継局の廃止を可能にする案に賛成いたします。<br>　AM送信機については、現時点で更新や保守が困難な市場環境にあることを認識しています。つきましては、今回の特例措置の対象となっていないAM親局および中継局についても廃局を可能にする制度整備を速やかに実現していただくよう要望いたします。<br><br>【株式会社大分放送】 | | |
| 28 | ○　今回の基本方針の改定案では、放送事業者の意向を汲み緩和的な基本方針が示されるとともにＡＭ中継局廃止を進めるための政策案を明確に示されていると評価します。今後、放送事業者として社会的影響、特に聴取者への影響を最小限にする前提においてFM転換及びAM局廃止の施策を迅速化させラジオ局の経営基盤強化につながるよう、廃止手続きの簡素化、審査基準の明確化、親局廃局に至るまでの規制緩和、国の支援を強く要望します。また、中継局の空中線電力を原則100W以下とする規定についてもAM放送波とFM放送波の伝搬特性の違いから地形的影響で局地的な難聴も起こることが想定されるため、空中線電力を増力できる旨の改正を新たに要望します。<br><br>【株式会社山梨放送】 | | |
| 29 | ○　当社は、AMラジオ放送を取り巻く環境が大きく変化する中、安定的なラジオ放送サービスを提供していくためには、FM転換をより柔軟に進められる制度が必要と考えます。<br>　今回の制度改正は、周波数の有効利用や放送事業の持続可能性の確保を目的とするものであり、方向性には賛同します。<br>　一方で、ラジオ放送事業者を取り巻く状況は地域によって異なり、AM設備の維持コスト増加や人口減少、広告市場の縮小など、多くの課題を抱えています。そのため、FM転換を希望する事業者については、地域の実情を踏まえ、柔軟に選択・移行できる制度設計を要望します。<br>　また、地域の情報インフラを担うローカルラジオ局が将来にわたり放送サービスを維持できるよう、持続可能な事業運営に資する制度環境の整備についても検討されることを要望します。<br><br>【株式会社高知放送】 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 30 | ○　・民放ラジオの経営環境は、ますます厳しさを増しており、放送制度を迅速かつ柔軟に見直していくことが、経営基盤強化に資すると考えております。<br>　・その意味でも「ＡＭ局の運用休止に係る特例措置」を適用して運用を休止したＡＭ中継局について、早期廃止を可能とする措置を講じることは、当該民放ラジオ社の設備事情等に配慮した合理的な対応と考え、賛成いたします。<br>　・一方、今回の措置に加え、再免許時のFM転換に伴うAM親局の停波・廃局の制度整備について、検討の加速を期待しているところです。<br>　・北海道のAM親局の放送区域は広いため、100近い自治体が含まれます。AM親局の廃止については全ての自治体に対して、丁寧な事前周知、説明を行ったうえで、合意形成を得る必要がありますが、相当の時間が必要になることは容易に想像できます。また、AM親局の設備は大規模であり、老朽化が著しい状況に加え長納期のため、早期に将来を見据えた設備計画の立案が必要です。よって、現在、特例措置でAM親局を停波していない社に対して、次の再免許で必要となるAM親局の廃止手続きについて、radikoを放送代替手段として認めることも併せ、早い段階で公表頂くことを強く要望いたします。<br>　・加えて、総務省において、ＦＭ転換やラジオ中継局のradiko代替について制度化を行う際は、ラジオ各社の個別の事情や意見を丁寧に汲み上げ、施策に反映していただくよう要望いたします。<br><br>【北海道放送株式会社】 | | |
| 31 | ○　・「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用期間を2028年10月31日まで延長可能として、運用休止したAM中継局について早期廃止を可能とすることを明示したことは、民放ラジオ事業者の設備維持に関する持続可能性を高めるために合理的かつ必要な措置である、と考えております。<br>　・多くの民放AMラジオ事業者は、ラジオ事業を継続していくために、2028年の再免許に向けてFM転換と並行して様々な方策を懸命に模索しています。<br>　民放ラジオ事業者にとって経営の予見可能性を高め選択肢を拡大するために、以下を改めて強く要望します。<br>　・再免許の1年前となる2027年秋までに、radiko等のインターネット配信を、ラジオ中継局を廃止する際の代替手段・視聴継続措置として、関連する法令等に規定することを含めて制度として確定すること。<br><br>【株式会社TBSホールディングス】 | | |
| 32 | ○　・「AM局の運用休止に係る特例措置」に関しては適用期間を2028年10月31日まで延長可能としたこと、また運用を休止したAM中継局について早期廃止を可能とする方向性を明示したことは、民放ラジオ事業者の設備維持及び運用について選択肢が増え、またラジオ事業に係る持続可能性を高めるために必要な措置であると考えます。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ・2028年の再免許及びFM転換に向け、民放ラジオ事業社の経営上の予見、判断をする際の裏付けや根拠となるよう、2027年の秋までには、FM転換に係る審査基準などラジオ中継局の廃止に係る関係法令等の整備を希望します。<br><br>【静岡放送株式会社】 | | |
| 33 | ○　特例措置の適用期間について2028年10月31日までの延長を可能とし、運用休止中のAM中継局について検証結果を踏まえた廃止を可能とする方向性が明示されたことは、設備更新費用や電気料金が高騰する中で、ラジオ事業の継続性を確保するために必要な措置と考えます。<br>　一方、今回の改正は中継局を対象とした先行的な措置にとどまっており、AM親局を維持する事業者にとっては、FM転換およびAM親局の廃止に係る制度整備が実現しない限り、AMとFMの二重投資による経営的負担は解消されません。<br>　ラジオ事業者の将来の選択肢を確実に確保するため、次回の再免許申請の約1年前となる2027年秋までに、以下の項目について制度を確定し、申請手続および標準処理期間を明確化されるよう要望いたします。<br><br>① FM転換に係る審査基準の策定<br>② AM親局の廃止に係る判断基準の策定<br>③ radiko等のインターネット配信を、ラジオ中継局廃止時の聴取継続措置として位置付けるための関係法令等の整備<br><br>【株式会社宮崎放送】 | | |
| 34 | ○　今般の改正はFM転換に向けた第一段階と理解している。radiko等のインターネット配信は、現代のライフスタイルや災害時の情報収集において既に不可欠なインフラである。インターネット配信を「放送波を補完する聴取手段」として制度上明確に定義し、聴取機会確保とラジオ事業者の事業継続を両立させる総合的な制度整備を要望する。<br>　今後の中継局・親局廃止等に係る第二段階の制度整備につきましても、周知期間確保など聴取者保護の観点から、速やかな検討を求める。その際、ＦＭ補完局の設置が困難なエリアを抱える事業者が将来の判断を円滑に行えるよう、radikoによる代替を容認する制度とすることを重ねて要望する。<br><br>【株式会社南日本放送】 | | |
| 35 | ○　北海道のラジオ放送のカバーエリアは、他の地域と比較すると非常に広く、現状のＡＭ局によるカバーをＦＭ局で実現する為には、ＡＭ局を上回る数の中継局が必要となります。その設備投資は現状のラジオを取り巻く環境では、経営努力を超える負担となる為、非常に困難です。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | また、将来的には、現状のＡＭ局の設備を維持できず、廃止せざるを得ない事も考えられます。<br>今後の「第２段階」の制度整備では地域ごとの事情や各社の経営体力に十分配慮した上で、特例措置の適用を受けていないＡＭ親局やＡＭ中継局を廃止可能とする他、radiko等のラジオ番組のインターネット配信も視聴継続措置として頂けるよう、強く要望します。<br><br>【株式会社STVラジオ】 | | |
| 36 | ○　「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用期間を延長し、早期にAM中継局の廃止を可能にする案に賛成です。但し今回の改正は中継局が対象の為、AM親局の廃止について検討期間及び聴取者への周知期間確保の観点より、早期な制度整備を講じて頂くようお願い致します。また親局廃止の際の聴取継続措置としてradikoなどインターネット配信による聴取代替を容認する制度を要望致します。<br><br>【琉球放送株式会社】 | | |
| 37 | ○　特例措置の適用期間を延長するための制度を整備するとともに、運用休止中のAM中継局について、休止期間中の検証結果を踏まえた廃止を可能とする方向性を示すことは、設備の維持・更新費や電力費等の上昇が続く中、ラジオ事業を維持するために必要な措置であり、賛成します。<br>AM中継局については今回の制度改正により先行的な措置が可能となる一方、FM転換やAM親局の廃止に関する制度や手続は不透明なままです。地域情報の担い手としての役割を永続的に果たすため、また将来に向けた経営判断や設備投資のためにも、少なくとも2028年の再免許申請の1年前には、FM転換やAM親局の廃止についての制度整備、radiko等のインターネット配信を聴取継続措置として明確に位置付けることを要望します。<br>特に、radiko等のインターネット配信は既に広く世の中に普及し、ラジオ放送と共に生活や文化、災害情報などの取得ツールとしても一定の役割を果たしています。こうした実態を踏まえ、今後のラジオ放送制度の見直しに当たっては、放送とインターネット配信の双方を活用し、地域住民への情報提供機能を維持しつつ、事業者が持続可能な形でサービスを提供できる制度整備を進めることを期待します。<br><br>【四国放送株式会社】 | | |
| 38 | ○　特例措置の適用を受けたAM中継局の廃止およびFM転換について、今後、必要な制度整備が行われることに賛同します。<br>なお、休止中の局については、送信設備の老朽化に伴う設備更新を回避する観点から、一刻も早く廃止が実現するよう、手続きの円滑化にご配慮を強くお願いします。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 【山口放送株式会社】 | | |
| 39 | ○　特例措置の適用期間の延長において、終了日及び具体的な措置が示されたことに賛意を表します。<br>当社では、特例措置の適用を受け、令和6年2月よりAM中継局の運用休止を実施しております。休止以降、ワイドFM等への聴取移行の周知・案内に一段と力を入れたところ現在では問い合わせもほぼなくなり、中継局の廃止による地域住民への影響は少ないものと考えております。<br>　一方で、AM中継局の廃止により回線費等の経費削減の見込みは立つものの、AM親局の経費負担は依然として非常に大きい状況にあります。民間ラジオ事業を持続可能なものとし、地域メディアとしての安定した情報発信機能を維持するためには、経営の選択肢としての「FM転換」及び「AM・FM二重投資の一刻も早い解消」が不可欠です。つきましては、中継局のみならず、AM親局につきましても速やかな廃止およびFM転換が実現できるよう、更なる制度整備と支援を求めたく存じます。<br><br>【福井放送株式会社】 | | |
| （３）修正意見 | | | |
| 40 | ○　該当箇所:<br>4ページ、3 特例措置の適用を受けるための要件、注記7の「延長後の適用期間終了日が2027年1月31日までの間である場合」の要件緩和措置<br>意見の理由:<br>　延長期間の長短にかかわらず、既存の聴取者に対して情報を届ける最も直接的かつ効果的な手段である「ラジオ放送での周知」を一律で免除することは、聴取者保護の観点から不適切です。スポットCMの放送などは事業者にとって比較的容易であり、既存の放送インフラを最後まで活用すべきです。<br>具体的な修正案(対案):<br>　当該箇所の「ただし、ラジオ放送での周知は求めず」という文言を、以下のように修正することを提案します。「ただし、ラジオ放送での周知については、技術的または運用上困難な場合を除き、原則としてこれを求めるものとし」<br><br>【個人A】 | ○　御指摘は「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針の改定案」の４ページの脚注６の記載に係るものと理解しております。<br>　本記載は、既に特例措置に基づくAM局の運用休止を行っている放送事業者が適用期間の延長を行う場合を想定したものであるため、一度周知広報及び検証等が実施されていることを踏まえ、合理的な範囲で要件の緩和する趣旨のものです。<br>　住民への周知広報については、ラジオ放送、事務所への備置き及びホームページの３媒体による周知広報を求めておりますが、特例措置により運用休止中のラジオ放送局を用いて改めて周知を行う必要は認められないことから、ラジオ放送による周知は求めないこととしたものです。<br>したがって、原案のとおりとします。 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | |
| ６　地上基幹放送の中継局を廃止する際の視聴継続措置の実施及び公表義務に関する望ましい対応についてのガイドラインの改定案 | | | |
| （１）radiko等のインターネット配信サービスに係る制度整備の要望についての意見 | | | |
| 41 | ○　radiko等のインターネット配信サービスを、中継局廃止時の視聴継続措置における正式な「代替的視聴手段」として早期に認定すること、あるいは確実な制度化を担保する形にする事を強く要望します。<br>　今回の「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針」の改定案において、FM局等によるカバーが困難な地域における「radiko等のインターネット配信サービスによるカバーの考慮」が引き続き明記されたことは大いに評価しています。これを真に実効性のあるものとするためには、インターネット配信を特例措置の検証用としてだけでなく、恒久的な「代替的視聴手段」として正式に認定して頂くことが不可欠だと考えます。<br>　鳥取･島根という東西に約300kmと長く複雑な地形と広大なエリアを抱える地方局にとって、老朽化したAM中継局のカバーエリアを、すべてFM補完中継局の新設で維持することは経済合理性の観点から極めて困難です。<br>　また山陰地域は日本海をはさみ、直接海外に面している事から、FM補完中継局を建設したとしても、中国、韓国、台湾の外国波混信の影響は排除できず、上空の電離層（E層）の異常などにより、季節によっては深刻な混信を受けている実態があります。<br>　インターネット配信の活用がAM廃局の視聴代替手段として認められないと、今後の事業継続において死活問題となりかねません。<br>　現在のガイドライン改定案では、radiko等が代替的視聴手段となり得るかについて「特例措置の検証の結果等を踏まえ、総務省において検討し必要に応じ、FM転換を可能とする制度整備の際に措置するものとする」と記載されるにとどまっています。地方局がAM中継局廃止に向けた住民への丁寧な説明や経営判断をいち早く滞りなく進められるよう、検証結果を待たずに早期に正式認定される、あるいは確実な制度化を担保する文言へと修正されることを要望いたします。<br><br>【株式会社山陰放送】 | ○　御要望については、今後の制度整備の検討を進めていく上での参考として承ります。 | 無 |
| 42 | ○　「radiko等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかについては、２回目の特例措置において行われる検証の結果等を踏まえ、総務省において検討し必要に応じ、FM転換を可能とする制度整備の際に措置するものとする」考えについて賛同致します。<br>　また、FM転換や設備投資軽減を目的とした将来的な広域AM廃止に向けての必要な制度整備でも、FMでの世帯・エリアカバー率の算出においては、新たに中継局を建 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | てるのではなく、聴取の実態を反映してradiko等のラジオ番組のインターネット配信を考慮することを恒常的に最大限認めていただきたい。<br><br>【株式会社MBSラジオ】 | | |
| 43 | ○　ラジオ番組のインターネット配信の取り扱いについて、「2回目の特例措置において行われる検証の結果等を踏まえ、総務省において検討し必要に応じ、FM転換を可能とする制度整備の際に措置するものとする」とありますが、現在のAM放送の放送区域全体を、FM放送だけでカバーする事には費用面においても、地理・地形的な面においても限界があります。FM転換は「持続可能な放送体制の維持と経営基盤の強化」を目的としてこれまでの制度整備の検討が進められたと認識しています。「持続可能な放送体制の維持と経営基盤の強化」に重点を置いてご判断いただきたくお願いいたします。<br><br>【北陸放送株式会社】 | | |
| 44 | ○　民放ラジオ社の予見可能性を高め、また経営の選択肢を拡大するため、今回の措置に加え、①ＦＭ転換およびＡＭ親局廃止に必要な制度整備を加速すること、②ＡＭ、ＦＭを問わず、radikoを放送の補完・代替手段として認め、ラジオ中継局を廃止する際の代替手段として追加すること――を、あらためて強く要望します。<br>　総務省において、ＦＭ転換やラジオ中継局のradiko代替について制度化を行う際は、ラジオ各社の個別の事情や意見を丁寧に汲み上げ、施策に反映していただくよう要望します。<br><br>【一般社団法人日本民間放送連盟】 | | |
| 45 | ○　「radiko等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかについては、２回目の特例措置において行われる検証の結果等を踏まえ、総務省において検討し必要に応じ、FM転換を可能とする制度整備の際に措置するものとする」という方向性に賛同致します。加えて、広域AM局が将来的にFM転換へ移行する場合についても、地上波FMとインターネット配信の組み合わせによる実質的なエリアカバーの考え方を早期に確立していただくことが、AM設備の維持コスト削減と聴取者保護の両立に資するものと考えております。<br><br>【株式会社ラジオ大阪】 | | |
| 46 | ○　インターネット配信が視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかを検討いただき、AMとFMを同等に扱っていただくことを要望いたします。<br><br>【株式会社エフエム東京】 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 47 | ○　改定案では、radiko等のインターネット配信が視聴継続措置における代替的な視聴手段となり得るかについて、今後検討を行い、FM転換を可能とする制度整備の際に措置するとされています。<br>　しかし、第2回特例措置においては、FM放送等でカバーできない地域について、インターネット配信による補完を考慮した運用がすでに行われており、インターネット配信のみで聴取可能となる世帯数や住民の受容性についても検証の対象とされています。<br>　また、道路トンネル内のラジオ再放送設備についても、NEXCO西日本や首都高速道路において、AA等級以外のトンネルを対象とした廃止、または縮減が進められるなど、放送波のみを前提として聴取環境を維持することは困難になりつつあります。<br>　スマートフォンの普及や、災害時における住民の情報収集行動の変化を踏まえれば、radikoは放送波を補完し、地域によっては聴取機会を確保する上で十分な役割を担い得ます。<br>　さらに、radikoは若年層を中心とする新たなリスナーとの重要な接点であるとともに、聴取ログを活用したデジタル広告等を通じて、民放ラジオ事業の収益基盤を支えるインフラとなっています。<br>　このため、radiko等のインターネット配信を単なる付加的なサービスとして扱うのではなく、上記の検証結果を踏まえ、放送波を補完する聴取手段となり得るものとして、制度上明確に位置付けるとともに、聴取機会の確保と民放ラジオ事業の持続可能性を両立させる制度整備を要望します。<br><br>【株式会社TBSラジオ】 | | |
| 48 | ○　ラジオ番組のインターネット配信について、ガイドライン上で独立した項目として整理されたことを歓迎いたします。本整理は、ラジオの視聴継続手段の多様化という観点からも有意義であると考えます。今後のＦＭ転換及びＡＭ局廃止に係る制度整備においても、radiko等のインターネット配信サービスを代替的な視聴手段として明確に位置付けていただくことを強く要望いたします。<br>　一方で、特例適用の選定要件では、「地理的・地形的特性、経済合理性等の観点から」他の手段によるカバーが困難な場合に、radiko等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮できるとされていますが、「困難な場合」の該当性についても、地域ごとの実情が大きく異なり得ることから、一律の要件にとらわれることなく、各事業者の置かれた状況に即した個別の判断がなされるようご配慮いただきたく存じます。<br><br>【株式会社ニッポン放送】 | | |
| 49 | ○　radiko等のＩＰユニキャスト配信は民放ラジオ社の経営への負担が比較的少なく、かつ現時点において広く普及し、認知が進んでいることを鑑み、更には第2回目 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | の特例措置でも認められている通り、ＦＭ転換を可能とする制度整備時の代替聴取手段に追加するようあらためて強く要望します。<br>　一部の高速道路会社は、トンネル内におけるラジオ再放送を、一部を除き廃止するとしております。その代替聴取手段はradikoによるものになり、今後はこのような動きも視野に入れた制度整備を要望します。<br>　なお民放ラジオ社毎に事情も異なりますので、各社の地域性、実情を十分に踏まえた上で、民放ラジオに関する施策に反映していただくよう要望します。<br>　公表期間を廃止日の前日から起算して、少なくとも９０日前に改定するのは適切であると考えます。<br><br>【株式会社文化放送】 | | |
| 50 | ○　改定案では、radiko等のインターネット配信が代替的な聴取手段となり得るかについて「第2段階で検討する」とされています。しかしながら、以下の理由から、第1段階（現時点）から正式な聴取継続措置として柔軟に認めるべきと考えます。<br>・運用の実態：すでに第2回目の特例措置において、FM放送でカバーできない地域に対し、インターネット配信による補完を考慮した運用や受容性検証が行われていること。<br>・生活環境の変化：スマートフォンの普及や災害時の情報収集行動の変化により、radikoは放送波を補完し、地域の聴取機会を確保する十分な役割を果たしていること。また、若い世代との接点やデジタル広告等、事業の収益基盤を支える重要インフラとなっていること。<br>・聴取環境の変化：NEXCO西日本等の道路トンネル内におけるラジオ再放送設備の廃止・縮減が進むなど、放送波のみを前提とした聴取環境の維持は極めて困難になりつつあること。<br>　つきましては、radiko等を単なる付加的サービスではなく、放送波を補完する聴取エリアと同等のものとして制度上明確に位置付け、FM補完放送と併せ、あるいは単体であっても聴取継続措置として認めるよう要望いたします。<br><br>【株式会社熊本放送】 | | |
| 51 | ○　2028年以降の「FM転換」に向けて、多くの民放AMラジオ事業者は、ラジオ事業を継続していくために、2028年の再免許に向け様々な方策を懸命に模索しています。<br>　再免許の1年前となる2027年秋までに、インターネット配信（radiko）を、ラジオ中継局を廃止する際の代替手段・視聴継続措置として、関連する法令等に規定することを含めて制度として確定していただきたく要望します。<br><br>【長崎放送株式会社】 | | |
| 52 | ○　「特例措置の適用を受けようとするAM局がカバーする一部の地域において、地理 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 的・地形的特性、経済合理性等の観点からFM局等の放送によるカバーが困難な場合には、radiko等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮することを可能とした。」という記述につきましては、radiko等のインターネット配信によるカバーを考慮することを可能としたことに賛同いたします。<br>「radiko等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかについては、２回目の「AM局の運用休止に係る特例措置」において行われる検証の結果等を踏まえ、総務省において検討し必要に応じ、FM転換を可能とする制度整備の際に措置するものとする。」という記述につきましては、radikoを代替手段となりえるか検証され制度整備される旨、賛同いたします。FM転換の制度整備に置かれましては、radikoを代替手段として認めて頂きますよう、早急の制度化を望みます。<br><br>【朝日放送ラジオ株式会社】 | | |
| 53 | ○　今後のFM転換等に向けた制度整備において、radikoなどのインターネット配信を「代替的視聴手段」として正式に位置づけていただくよう、強く希望いたします<br>AM中継局の休・廃止を進める中では、山間部などの地形的な条件からFM波だけで従来の放送エリアをカバーすることには限界があります。<br>経営環境の悪化に伴う切実な判断の中で、それを補うための新たな設備投資およびその後の維持費用は、将来的に放送事業者の経営破綻を招く恐れすらあります。<br>一方で、現在はスマートフォンが広く普及し、多くの方が日常的にインターネットを通じて情報を得る環境が整っています。特に地震や台風などの自然災害時には、常時携行しているスマートフォンからradikoを利用して情報収集を行うケースが見られ、緊急時の情報インフラとしても十分な実効性があることがうかがえます。<br>また、ラジオ受信機の保有率が低い若年層においては、radiko等でラジオ番組に親しむスタイルが定着しており、新たなリスナー層の拡大に貢献しています。<br>AM放送事業者を取り巻く厳しい経営環境と、ラジオ聴取の現状を踏まえ、多くのリスナーに定着しているradiko等のインターネット配信を正式な代替選択肢として活用できれば、放送事業者の費用面での負担を減らし、万が一の際にも確実な聴取環境を維持できます。<br>社会環境の変化と利用実態に即した、柔軟な制度設計がなされるよう前向きなご検討をお願いいたします。<br><br>【東海ラジオ放送株式会社】 | | |
| 54 | ○　AM廃局の際の聴取代替および聴取継続措置としてradiko等のインターネット配信を認め、かつ単独での代替聴取対象として位置づけることを要望いたします。<br>また、聴取代替および聴取継続措置とした場合に、放送事業者が現実的に選択できる、負担のない条件を設定していただきますよう要望いたします。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 【株式会社大分放送】 | | |
| 55 | ○　〈13ページ③ラジオ番組のインターネット配信の取り扱い〉<br>　今回のガイドライン改定案では､｢radiko等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかについては、2回目の特例措置において行われる検証の結果等を踏まえ､総務省において検討し必要に応じ、FM転換を可能とする制度整備の際に措置するものとする」とあります。経営環境の厳しいラジオ業界においては、既にradikoによるラジオ番組リスナーの確保、デジタル広告による収益基盤の強化、普及率の高いスマホによる災害報道聴取手段として扱えるなど、それらの受容性と経営を支えるインフラとして位置付けており、ラジオ業界全体が一丸となりradiko普及推進キャンペーンなど展開を進めています。単に特例措置期間だけの検証結果に囚われる判定でなく、これらラジオ業界の動向も加味して「放送を補完するサービス」としてradikoの制度的位置付けの明確化と放送代替への容認を速やかに進めることを要望します。<br><br>【株式会社山梨放送】 | | |
| 56 | ○　radikoは多くのリスナーに利用される重要な聴取手段となっており、放送サービスを補完する役割を果たしています。<br>　AM局廃止やFM転換に伴う聴取者保護の評価にあたっては、FM放送によるカバー状況だけでなく、radikoによる聴取環境も含めた総合的な評価が必要と考えます。<br>　特に、地理的・地形的要因等によりFMによる完全なカバーが困難な地域については、radiko等のインターネット配信サービスを聴取継続手段として適切に位置付ける制度整備を要望します。<br><br>【株式会社高知放送】 | | |
| 57 | ○　・現在スマートフォンはその普及率により、災害時における情報収集のための主要なツールとして認知されている状況であり、スマートフォン上で利用可能なradikoも特に若年層を中心として幅広く認知されています。このような状況を踏まえるとradikoは単にインターネット配信による付加的なサービスではなく、放送波を補完するための主要なインフラとして機能している現状も考慮し、ラジオ中継局を廃止する際の代替手段かつ視聴継続措置として、制度上明確に位置付けることを希望します。<br><br>【静岡放送株式会社】 | | |
| 58 | ○　改定案では、radiko等のインターネットの配信が視聴継続措置の代替的手段となり得るかについては、今後検討を進め、FM転換を可能とする制度整備の際に措置す | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | るものとされています。<br>　すでに第２回目特例措置では、radiko等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮することが可能とされていること。また、NEXCO西日本等のトンネル内における再放送設備の廃止や縮減が進められているなど、放送波のみを前提とした聴取環境の維持が困難になりつつあること。<br>　このため、radiko等のインターネット配信を単なる付加的なサービスとして扱うのではなく、放送波の聴取手段となり得るものとして、制度上明確に位置付け、放送波の補完や代替とするよう要望いたします。<br><br>【株式会社宮崎放送】 | | |
| 59 | ○　インターネットを通じたラジオ配信（radiko）が視聴継続措置として妥当かについては、実証結果等を踏まえ適切にご判断いただきたい。<br>スマートフォンの普及や災害時の情報収集行動の変化を踏まえると、radikoは地域によっては放送波を補完するに留まらず、聴取機会確保に十分な役割を果たし得る。若年層との接点やデジタル広告を通じた事業基盤強化の観点からも重要性が増している。<br>　特に、離島等の地理的・経済的要因により放送波でのカバーが困難な区域においては、radikoを「完全な代替手段」として位置付け、柔軟な制度とすることを強く求める。<br><br>【株式会社南日本放送】 | | |
| 60 | ○　４月２日の「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する検討会」の資料で示された「ラジオ受信機の保有世帯が40%未満に減少した」との調査結果は、今後の電波によるラジオ放送の接触機会がさらに危機的状況になりかねない経営環境に直結する深刻な課題で、経営基盤の強化は喫緊の課題です。このラジオ全体が直面している深刻なインフラ危機の現実に即し、ガイドライン案におけるインターネット配信の取扱いに関する記述は、合理的な対応であり賛同いたします。そのため、radiko等のインターネット配信サービスを今後のラジオ聴取のインフラのひとつとして認める柔軟な制度改正を速やかに行うとともに、その実施時期を明記していただくことを改めて要望いたします。<br><br>【中部日本放送株式会社・株式会社CBCラジオ】 | | |
| 61 | ○　第2回特例措置において、radiko等のインターネット配信での代替を考慮した運用がなされ、インターネット配信のみでしか聴取できない地域住民の受容性も検証の対象となっていることから、インターネット配信は既に制度的にも一定の位置付けがなされているものと考えられ、聴取継続措置における代替的な受信手段として位置付けることが適当と考えます。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | そのため、radiko等のインターネット配信については、将来の制度改正時の検討事項にとどめるのではなく、聴取継続措置における補完的な手段としての位置付けや評価の考え方を早期に整理し、FM転換やAM局廃止に係る制度設計の中で明確化することを要望します。<br><br>【四国放送株式会社】 | | |
| 62 | ○　特例適用の選定要件で、「地理的・地形的特性、経済合理性等の観点から」他の手段によるカバーが困難な場合に、radiko等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮できるとしているが、地域ごとに「困難な場合」の事情が異なることから、一律の要件を設定するのではなく、各事業者の実情を踏まえた対応を要望する。<br><br>【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 | | |
| 63 | ○　ラジオ番組のインターネット配信サービスであるradikoが、代替的視聴手段として検討対象に盛り込まれたことを、大いに歓迎いたします。放送を取り巻く環境や聴取スタイルが変化する中、インターネット配信を活用し、リスナーが継続してラジオ番組を聴取できる環境を確保することは重要であると考えます。radikoとしても、さらなる利便性向上や機能拡充に向けた改良を前向きに進めてまいります。総務省におかれましては、今後、実際の聴取状況や通信環境等も踏まえた検証を重ねていただき、実効性のある制度整備につなげていただくことを強く期待いたします。<br><br>【株式会社radiko】 | | |
| 64 | ○　当社の放送エリアには山間部が多く、これまで災害対策および難聴対策として、公的支援を賜りながらFM補完局の整備を順次進めてまいりました。しかし、既存のAM放送エリア全域をFM放送等でカバーすることは困難であり、radikoを補完的な伝送手段として位置付けることが必要であると考えます。<br>　つきましては、放送を基軸としつつ、radikoを補完的な伝送手段として活用できるよう、必要な制度整備を要望します。<br><br>【山口放送株式会社】 | | |
| （２）中継局廃止に係る周知広報についての意見 | | | |
| 65 | ○　特例措置による6か月以上の運用休止、住民への周知広報、地方公共団体等との調整、問合せ窓口の設置、影響検証および報告等を、AM中継局廃止時の適切な聴取継続措置として評価し、公表を継続すべき期間を原則1年から90日に短縮できるとする整理に賛成します。すでに実質的な措置を講じた事業者の負担に配慮した、合理的な制度整備です。<br>　あわせて、廃止日の90日前からの公表と特例措置　期間中に実施済みの周知広報 | ○　賛同の御意見として承ります。本改正案では、特例措置の延長後の適用期間満了日が2026年11月１日から2027年１月31日までの間である場合は、廃止日の90日前からの公表については、AM局の運用休止に係る特例 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | について、同一内容の対応を重複して求めないよう、手続の一体化および簡素化を要望します。<br><br>【株式会社TBSラジオ】 | 措置の際に既に周知広報を実施済みであることを踏まえ､｢休止期間の延長に加えて、特例適用局を廃止する場合にはその廃止に関する周知等を適切に行うこと。｣(｢AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針改定案」の４ページの脚注６）と、その手続きを簡素化することとしております。<br>なお、本改正案で措置する場合以外の中継局の廃止に係る手続の一体化及び簡素化についての御意見は、今後の施策の参考として承ります。 | |
| 66 | ○　特例措置による6か月以上の運用休止や周知広報等の実績を評価し、廃止時の公表継続期間を原則1年から90日に短縮する整理に賛成いたします。すでに実質的な措置を講じている弊社への配慮として大変合理的な制度整備であると受け止めております。<br>併せて、さらなる手続きの簡素化として以下を要望いたします。<br>・公表手続きの簡素化: 廃止日90日前からの公表と特例措置期間中に実施済みの周知広報について、重複対応を求めない一体的な手続きを要望します。<br><br>【株式会社熊本放送】 | | |
| 67 | ○　特例措置の適用を受けて検証を行った局は、AM中継局廃止時の適切な視聴継続措置に相当し、公表を継続すべき期間を原則1年から90日に短縮できることに賛成します。<br>あわせて、廃止日の90日前からの公表と特例措置期間中に実施済みの周知広報について、同一内容の対応を重複して求めないよう、手続の一体化および簡素化を要望します。<br><br>【長崎放送株式会社】 | | |
| 68 | ○　特例措置による6か月以上の運用休止、周知広報や影響検証の報告等を適切な聴取継続措置として評価し、公表すべき期間を原則1年から90日に短縮できるとする整理に賛同いたします。<br>あわせて、廃止90日前からの公表と特例措置期間中に実施済みの周知広報について、同一内容の重複を求めることがないよう、手続きの一体化および簡素化を要望いたします。<br><br>【株式会社宮崎放送】 | | |
| 69 | ○　「ただし、特例措置の検証結果を踏まえて～廃止日の前日から起算して少なくとも90日前から当該廃止日の前日までの間、廃止に関する公表を行うこととする。」との記述は、具体的なAM中継局廃止のスキームを初めて示したものであり、AM中継局運用休止の実証実験結果を踏まえたAM放送事業者の経営選択肢として非常に有用であると考えます。<br><br>【中部日本放送株式会社・株式会社CBCラジオ】 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 70 | ○　特例措置の趣旨を鑑み、特例措置として実施された6か月以上の運用休止、住民や地方公共団体等への周知広報、問合せ窓口の設置、放送休止による影響の検証等そのものがAM中継局廃止時の適切な聴取継続措置として整理されることについては、十分な対応を講じた事業者に対する負担軽減の観点からも、賛成します。<br>　また、廃止日90日前からの公表内容が、特例措置による休止期間中の周知広報と同等の趣旨の場合、重複した周知とならないような手続きの簡素化を希望します。<br><br>【四国放送株式会社】 | | |
| （３）地方自治体や住民との合意形成についての意見 | | | |
| 71 | ○　ＡＭ中継局の休止・廃止やＦＭ転換は、各放送事業者が自社の経営状況をふまえて行う判断でありますし、合意形成に向けた自治体や住民への丁寧な説明は事業者の責務であると認識しておりますが、地方局単独の取り組みでは限界があるのも実情です。<br>　これが国の制度整備の一環として進められていることについて、総務省から直接、地方自治体に対して趣旨説明や周知を図っていただくなど、現場の放送局が合意形成の交渉を進めやすくなるための環境づくりをお願いいたします<br>　地方自治体や住民との合意形成を進めるうえで最大の障壁となるのが、地形的要因等でＦＭ波によるエリアカバーが不十分となる地域の存在です。こうした地域では、すでに多くのリスナーがradiko等のインターネット配信を利用して聴取を補完しています。つきましては、できるだけ早期に実質的な視聴継続措置として、既存のインターネット配信サービス（radiko等）を容認していただくよう、強く要望いたします。<br><br>【株式会社中国放送】 | ○　本制度は、やむを得ず地上基幹放送の中継局を廃止する場合に、地上基幹放送事業者の責任において視聴継続措置を実施することを求めるものであり、中継局廃止の影響を受ける住民・地方自治体への説明や代替的視聴手段の確保等については、地上基幹放送事業者が主体的に取り組むべきものと考えております。 | 無 |
| 72 | ○　地方自治体等から合意を得る為には、視聴継続措置が受け入れられる必要があります。radiko等のラジオ番組のインターネット配信も本制度の視聴継続措置として頂き、その旨を総務省から地方自治体等へ周知して頂くよう、要望します。<br><br>【株式会社STVラジオ】 | | |
| 73 | ○　改定案では、地方自治体との合意がAM中継局の廃止に当たっての条件であるとも受け取られるような文言が盛り込まれました。<br>　民間AMラジオ放送事業者は、経営判断に基づくFM転換及びAM局廃止の実現をめざし、AM局運用休止に係る特例措置の適用を受けて検証を進めています。<br>　地方自治体や住民の理解は重要な要素ではありますが、合意の有無がAM中継局廃止の実質的な要件となって放送事業者の経営判断を制約することがないよう、配慮をお願いいたします。 | ○　本ガイドラインでは、住民理解を得るに当たり、放送事業者が、特に地方自治体や自治会等の住民代表に対し、事前に説明 を行い、中継局の廃止と視聴継続措置の実施について、あらかじめ合意を得ることが適当であるとしています。御要望につ | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 【青森放送株式会社】 | きましては、今後検討を進めていく上での参考として承ります。 | |
| 74 | ○　・地方公共団体との合意要件の柔軟化：周波数使用計画等の手続きにおいて「地方公共団体との合意」が求められていますが、自治体側から「書面による明確な合意」を得ることは実務上著しく困難です。協議・報告の実施をもって合意とみなすなど、親局・中継局双方の廃局手続きにおける合意要件の簡素化・柔軟化を要望します。<br>【株式会社熊本放送】 | | |
| 75 | ○　廃局手続きにおける「地方自治体との合意」要件について、民間放送局の廃局に対して地方自治体から合意を得ることは､実務上非常に困難であると考えられます。合意を得ることに最大限の努力をいたしますが、地方自治体との合意については、「条件の緩和」、あるいは「手続きのさらなる簡素化（当該要件の撤廃を含む）」を要望いたします。<br>【株式会社大分放送】 | | |
| 76 | ○　適切な視聴継続措置の要件としている「運用休止前の世帯・エリアカバー率が最大限維持された場合」及び「地方自治体との合意及び住民理解」の対象について、画一的な基準を設け運用するのではなく、地域特性や事業者ごとに状況が異なることを踏まえ、事業者の意見を十分に聞いて柔軟に判断いただくことを要望する。<br>【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 | | |
| （４）その他の意見 | | | |
| 77 | ○　AM局の運用休止に関する特例措置については、制度を検証するうえで一定の役割を果たしたものと考えています。<br>　しかし、特例措置への参加については各事業者の事情によるものであり、参加しなかったことを理由にFM転換の機会が制限されるべきではないと考えます。<br>　ラジオ放送事業者ごとにエリア特性や設備状況、経営課題は異なることから、FM転換については特例措置参加の有無にかかわらず、地域の実情や聴取環境を踏まえて柔軟に判断できる制度とすることを要望します。<br>【株式会社高知放送】 | ○　今後、FM転換を可能とする制度整備の検討を進めていく上での参考として承ります。 | 無 |
| 78 | ○　基幹放送局のうち、いわゆる『親局』については、当該放送局を廃止した場合、その地上基幹放送事業者は放送事業者たり得ないことから､本規定の対象外である」とされていることについて、ＡＭ親局の廃止を伴うＦＭ転換については、現行制度 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 上の取扱いが明確ではなく、ＦＭ転換を円滑に進めるため、聴取者への影響も十分に考慮しつつ、早期に整理し、具体的な方針を示していただくよう要望する。<br><br>【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 | | |
| 79 | ○　現行制度ではＦＭ放送は、県域免許を前提とし、「広域放送」に対応する放送対象地域の制度がないため、早期にＡＭ広域局から転換するＦＭ局の制度上の位置付けを整理し制度整備することを要望する。<br><br>【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 | | |
| 80 | ○　中継局廃止に向けた具体的な対応スケジュール及び手続きの明確化が示されたことに賛同いたします。当社は第1期特例措置の適用を受けて実証実験に参加し、地域住民及び関係団体に対しては、平成29年から整備を進めてきたワイドFM（FM補完放送）等の周知を図ってまいりました。<br>　中継局を廃止する際のガイドラインにおきまして、これまでの特例措置による検証が「視聴継続措置」の履行に相当するものとして整理されたことを踏まえ、地域に混乱を生じさせない円滑なFM転換に務める方針であり、<br>引き続きご支援を求めたく存じます。<br><br>【福井放送株式会社】 | | |
| 81 | ○　該当箇所：<br>19ページ、第3章(2)省令条文解説(施行規則第86条の3関係)、5「合理的な理由」の解説部分<br>意見の理由：<br>「視聴実態がないことがすでに明らかである場合」という免除要件について、客観的な確認プロセスが示されていないため、事業者の簡易的な調査のみで1年前の公表義務が短縮されるリスクがあります。住民が不意打ち的に放送を失う事態を防ぐための文言追加が必要です。<br>具体的な修正案(対案)：<br>「視聴実態がないことがすでに明らかである場合」という文言の直後に、以下の括弧書きを追記することを提案します。「(関係地方公共団体への事前ヒアリングや、統計的に十分なサンプル数に基づく受信実態調査等により客観的に証明されている場合に限る)」<br><br>【個人A】 | ○　本ガイドラインでは、地上基幹放送事業者に対して、「視聴実態がないことがすでに明らかである」ことをもって「合理的な理由」に該当すると判断した場合、その判断根拠の公表を求めております。地上基幹放送事業者はすでに「視聴実態がないことがすでに明らかである場合」の判断の根拠について説明を求められていることから、原案において客観性は担保されるものと考えます。したがって、原案のとおりとします。 | 無 |
| ６　その他 | | | |
| 82 | ○　なお、本意見募集の対象外ではありますが、休止・廃止の告知について国による | ○　今後検討を進めていく上での参考 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 支援を要望します。<br>　事業者は、自社の放送やウェブサイト等を通じて周知を行いますが、放送による告知は、主として日常的に当該放送を聴取しているリスナーに届く手段です。このため、普段ラジオを利用しておらず、災害時に初めてラジオを必要とするリスナーには、運用休止や廃止に関する情報が届きにくいという構造的な課題があります。<br>　こうした住民にも確実に情報を届けるため、政府広報および総務省ウェブサイトの活用、地方公共団体の広報紙や防災情報伝達手段等を通じた周知への協力を要望します。<br>　また、新聞広告、折り込み広告、ポスティング等、放送以外の経路による周知には相応の費用負担が生じることから、これらの周知に要する費用についても、国による支援措置を講じるよう要望します。<br><br>【株式会社TBSラジオ】 | として承ります。 | |
| 83 | ○　本意見募集の対象外ではございますが、円滑な移行と持続可能なラジオ事業の継続に向け、国による以下の支援を要望いたします。<br>　・告知・周知に対する支援: 自社放送等の周知は日常的なリスナーにしか届かず、災害時にのみラジオを利用する層へ情報を行き届かせることが構造的に困難です。政府広報や自治体の防災情報伝達手段を活用した周知協力に加え、新聞折り込み・ポスティング等の放送外広報に要する費用への財政的支援をお願いいたします。<br>　・AM放送設備の撤去費用の補助: FM転換等に伴い不要となるAM送信所・中継局等の施設撤去・土地原状回復には巨額の費用を要し、厳しい経営環境下にある民放ラジオ事業者にとって大きな重荷となっています。新設するFM補完中継局への補助にとどまらず、既存AM放送設備の撤去・処分費用も対象に含めた包括的な財政支援措置の創設を切に要望いたします。<br><br>【株式会社熊本放送】 | | |
| 84 | ○　まず、今後永続的に提供されない可能性のある「radiko」アプリへの言及は、削るべきだ。<br>　カバー率を問題にしているはずなのに、海外視聴の出来ないアプリへの誘導は、おかしいのではないか。<br>　アプリではなく、海外でも聴け、運用も楽で、災害時でも動作する可能性が高く、セキュリティの問題も少ないストリーミングを推奨すべきだ。<br>　アプリはあくまで放送局による文字・画像・映像情報の副次的な提供が目的であり、ラジオ放送の主体とすべきではない。<br>　(むしろ、政府事業として特定アプリに支援を行えば、他の情報提供企業の自由競争を、侵害する事になる。)<br><br>　また、計画案では言及されていないが、FM局の増設に際して、総務省から「マスメディア集中排除原則」の緩和案が出ているはずだが、メディアの公正を欠く緩和 | ○　御意見として承ります。今後の施策の参考とさせていただきます。 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 案には、反対する。<br>　現に一部のコミュニティFM局では、反社会的組織(右翼団体)が独占運営して、人種差別・ジェンダー差別、投票誘導など、放送法・公職選挙法に違反する放送を行っている事が明らかになっている(BPOより)。<br>　その様な放送局への規制も充分でないまま、AM廃止・FM化を議論するのは、尚早なのではないか。<br><br>　そもそもが、AM廃止は、民放連側からの「AM設備・運営のコストが高い」という理由によるものだが、本当に廃止していいのか、国民側からの検証・討論が、充分行われていないのではないか。<br>　FM電波が入らない地域は日本に多数あり、安易な切り捨ては災害時・非常時の人命に関わる事態にもなり兼ねない。<br>　実施を急ぐのではなく、国会等で充分議論を尽くして、(FM移行するのであれば)取りこぼしの無いよう案を練り、試験を重ね、万全の代替準備を行ってからAM廃止に進むべきだ。<br><br>【匿名A】 | | |
| 85 | ○　私は、減税を重視し、日本人の利益を最優先に考える立場から、今回の一連の改正案について是々非々で意見を述べます。民間事業者の経営合理化と災害時を含む国民への情報提供の両立を図る方向性自体は評価しますが、税金負担の増大や日本人の安全・利益を損なう部分については、明確に修正を求めます。<br><br>一、基本的な評価（賛同する点）<br><br>FM補完中継局の周波数拡充と「放送確保対策」の明確化<br>　AM局の休止・廃止時に、76.1から90.0MHz帯を「真に必要なとき」に限定して使用可能とする案は、周波数の有効活用として合理的です。民間AMラジオ事業者の維持コスト削減を促し、無駄な設備投資を抑える点で、減税派の立場から支持します。国が補助金を増やしてAMを無理やり維持するより、市場原理で効率化を進める方が、将来の税負担軽減につながります。<br><br>同期放送方式の導入・審査基準の明確化<br>　同一周波数による同期放送を制度化し、技術条件（搬送周波数差・周波数偏移差）を明確にする点は、効率的なネットワーク構築に資するものです。放送事業者の設備負担を軽減する方向性として評価します。<br><br>AM局運用休止特例措置の継続・要件柔軟化<br>　特例措置を延長・柔軟化し、radiko等のインターネット配信も一定程度カバーとして考慮可能とする点は、事業者の経営判断を尊重するものです。民間企業の自由 | ○　一、については賛同の御意見として承ります。なお、二、でいただいた御意見については、制度運用に当たっての参考とさせていただきます。 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | な合理化を妨げない姿勢は、健全です。<br><br>これらは「日本人ファースト」の観点からも、災害時に情報を届ける手段を多様化しつつ、過大なコストを抑える点で一定の意義があります。<br><br>二、是正・慎重を求める点（批判的指摘）<br><br>視聴継続措置ガイドラインの負担増リスク<br>中継局廃止時の視聴継続措置を努力義務とし、詳細な周知・合意形成・代替手段確保を求める方向は、聴取者保護の建前としては理解できます。しかし、これが実質的に事業者に高コストの義務を押しつける形になれば、結局は広告料やサービス価格に転嫁され、日本人消費者の負担増につながります。<br><br>求める修正：<br>努力義務を厳格化しすぎず、経済合理性を明確に優先する文言を追加すること。<br>国や自治体による補助金・公的負担を安易に前提としないこと（減税派として、新規財政支出は原則反対）。<br>radiko等のIP配信を「代替的視聴手段」としてより積極的に位置づけ、物理的中継局維持に固執しないこと。<br>- 「真に必要なとき」の運用と災害対応の優先<br>通達で「真に必要なとき」を具体例で明確化する方向は評価しますが、運用が緩くなり、安易に76.1から96.0MHz帯を開放しすぎると、既存の県域FMやコミュニティ放送との混信・周波数逼迫を招く恐れがあります。<br><br>求める修正：<br>- 災害対策・放送確保対策を最優先とし、都市型難聴など他の目的への拡大を抑制すること。<br>- AM波が持つ「山間部・停電時・車載受信での優位性」を軽視せず、完全なFM一本化を急がないこと。日本人の命に直結する災害情報伝達能力を損なわないよう、検証を徹底すること。<br>- 日本人ファーストの観点からの追加要望<br>- 代替手段としてインターネット配信を過度に頼る場合、通信障害・停電・海外プラットフォーム依存のリスクが高まります。日本人の情報主権と災害レジリエンスを最優先し、地上波（特にAMの特性）の最低限の維持を制度的に担保すること。<br>- 外国波混信対策を含む周波数管理において、日本国民の利益を最優先し、国際調整で安易な譲歩をしないこと。<br>- 過疎地域の日本人高齢者が「情報難民」にならないよう、カバー率維持を数値目標で明確にすること。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 三、結論<br><br>　今回の改正案は、民間事業者の合理化を進め、周波数を効率的に使う点で方向性は正しい部分が多く、基本的に賛同します。しかし、視聴継続措置が新たな規制・コスト増につながったり、災害時の堅牢性を犠牲にしたりする形にならないよう、厳しく是々非々で運用してください。<br><br>　税金を無駄に使わず､日本人の安全と利益を最優先する制度設計を強く求めます。過剰な規制や補助金依存ではなく、市場と技術革新で解決する道を選ぶべきです。<br><br>以上、意見として提出いたします。<br><br>【個人C】 | | |

**○行政手続法（平成５年法律第 88 号）（抄）**

（意見公募手続）

第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２～４　（略）

（結果の公示等）

第四十三条　命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布（公布をしないものにあっては、公にする行為。第五項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一　命令等の題名

二　命令等の案の公示の日

三　提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）

四　提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。）及びその理由

２～５　（略）

**○電波法（昭和 25 年法律第 131 号）（抄）**

（申請の審査）

第七条　（略）

２　（略）

３　基幹放送用周波数使用計画は、放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画に定める同条第二項第三号の放送系の数の目標（次項において「放送系の数の目標」という。）の達成に資することとなるように、基幹放送用割当可能周波数の範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるものとする。

４　総務大臣は、放送系の数の目標、基幹放送用割当可能周波数及び前項に規定する混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項の変更により必要があると認めるときは、基幹放送用周波数使用計画を変更することができる。

５～６（略）

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一　総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一（略）

二　第七条第三項又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画（同条第二項第四号に係る部分を除く。）の作成又は変更、第二十七条の十二第一項の開設指針の制定、第二十七条の十三第二項の規定による開設指針の制定の要否の決定又は変更及び第七十一条の二第二項の特定公示局の決定又は変更

三～五（略）

（写）
（公印・契印省略）

諮 問 第 ２ ８ 号
令和８年８月 31 日

電波監理審議会
　会長　笹瀬　巌　殿

総務大臣　林　　芳正

# 諮　問　書

基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）の一部を変更する告示案に関し、電波法（昭和25年法律第131号）第99条の11第１項第２号の規定に基づき、別紙により諮問する。

（別紙）

○総務省告示第　　号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更することとしたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　林　　芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

（改正部分に下線）

| 変　更　後 | 変　更　前 |
| --- | --- |
| 第１　総則 | 第１　総則 |
| ［１～４　略］ | ［１～４　同左］ |
| ５　中波放送を行う基幹放送局の放送区域において災害対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局及び中波放送を行う基幹放送局を正当な理由により六箇月以上休止しようとする場合若しくは休止している場合又は廃止しようとする場合若しくは廃止した場合に当該基幹放送局の放送区域における放送を確保するために超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（以下「補完中継局」という。）のうち第４の１(2)及び第４の３に定める周波数を使用するもの以外のもの（以下「その他の補完中継局」という。）の周波数等は、個別に定めるものとする。この場合において、その他の補完中継局の開設目的に応じ、周波数については次に掲げるものの中から選定する。また、空中線電力については原則として100W以下とし、⑴から⑷までの開設目的を達成する必要最小のものとする。 | ５　［同左］ |
| ⑴　中波放送の放送設備が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策を開設目的とするその他の補完中継局<br>90.1MHzから98.9MHzまでの0.1MHz間隔の周波数。ただし、当該周波数を割り当てることができない場合であって、災害対策のために真に必要なときは、76.1MHzから90.0MHzまでの0.1MHz間隔の周波数を選定することができる。 | ⑴　中波放送の放送設備が災害発生時に被害を受け、放送の継続が困難となる事態への対策を開設目的とするその他の補完中継局<br>90.1MHzから98.9MHzまでの0.1MHz間隔の周波数<br>ただし、当該周波数を割り当てることができず、災害対策のために真に必要な場合に限り、76.1MHzから90.0MHzまでの0.1MHz間隔の周波数を使用させることができる。 |
| ［⑵・⑶　略］ | ［⑵・⑶　同左］ |
| ⑷　中波放送を行う基幹放送局を正当な理由により六箇月以上休止しようとする場合若しくは休止している場合又は廃止しようとする場合若しくは廃止した場合の当該基幹放送局の放送区域における放送の確保を開設目的とするその他の補完中継局<br>90.1MHzから98.9MHzまでの0.1MHz間隔の周波数。ただし、放送確保対策のために真に必要なときは、76.1MHzから90.0MHzまでの0.1MHz間隔の周波数を選定することができる。 | ⑷　中波放送を行う基幹放送局を正当な理由により六箇月以上休止しようとする場合若しくは休止している場合又は廃止しようとする場合若しくは廃止した場合の当該基幹放送局の放送区域における放送の確保を開設目的とするその他の補完中継局<br>90.1MHzから98.9MHzまでの0.1MHz間隔の周波数 |
| ［６～11　略］ | ［６～11　同左］ |
| 12　以上のほか、基幹放送用の周波数の使用は、電波に関する国際的取り決め及び次に掲げる要件に適合するとともに、電波の公平かつ能率的な利用の確保に資するものとする。 | 12　［同左］ |
| ［⑴・⑵　略］ | ［⑴・⑵　同左］ |
| ⑶　超短波放送（地上系）（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。） | ⑶　超短波放送（地上系）（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。） |
| ア　必要と認められる場合には、指向性空中線、俯角付き空中線、垂直偏波及び次に掲げる基準に合致する同期放送方式を使用させることができるものとする。 | ア　必要と認められる場合には、指向性空中線、俯角付き空中線、垂直偏波及び次に掲げる基準に合致する同期放送方式を使用させることができるものとする。 |

| | |
|---|---|
| 相互に同期放送の関係にある基幹放送局は、同時に同一番組を放送するものであって、相互に同期放送の関係にある基幹放送局の搬送周波数の差及び最大周波数偏移の差が、受信機において単一の放送波として適切に受信できる範囲内であること。<br>［イ　略］ | 相互に同期放送の関係にある基幹放送局は、同時に同一番組を放送するものであって、相互に同期放送の関係にある基幹放送局の搬送周波数の差が2Hzを超えて変わらないものであること、かつ、最大周波数偏移の差が1kHzを超えて変わらないものであること。<br>［イ　同左］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**資料３**

電波監理審議会審議資料

令和８年８月３１日

# 株式会社エフエム石川所属基幹放送局の業務管理体制の変更の許可（令和８年８月３１日　諮問第２９号）

［新たな業務委託の開始］

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、後藤官、宮内官）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省情報流通行政局放送技術課
（戸部課長補佐、小林係長、荒巻官）
電話：０３－５２５３－５７８６

諮問第２９号説明資料

# 株式会社エフエム石川所属基幹放送局の業務管理体制の変更の許可（新たな業務委託の開始）

## １　諮問の概要

株式会社エフエム石川（代表取締役社長 築田 和夫。以下「エフエム石川」という。）より、同社の基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の運用の一部を他人に委託しようとすることから、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 17 条第１項の規定に基づき、同法第６条第２項第６号に掲げる事項（委託しようとする設備の概要及び委託先の名称）に関する変更申請がなされた。

本件の変更申請について、総務大臣が処分をするにあたり、電波法第 99 条の 11 第１項第４号の規定に基づき、電波監理審議会に諮問するもの。

## ２　変更概要

**※必要的諮問事項はゴシック体**

エフエム石川が同社の番組送出設備及び中継回線設備の装置全般の運用監視、運用管理、保守点検及び故障対応について、業務委託により外部の事業者に実施させるもの。**【電波法第６条第２項第６号の内容の変更】**

## ３　審査の結果の概要

本件の変更申請について、電波法第７条第２項第４号イに基づき、放送法第 111 条第１項の総務省令で定める基準（設備等維持のための業務管理体制に関する基準）に適合しているか審査を行った結果、いずれの内容についても、当該基準に適合しており、許可することが適当であると判断したところ。

## ４　今後の予定

電波監理審議会より、本件の変更申請に対する許可が適当である旨の答申を受けた場合には、エフエム石川に対し、速やかに変更許可を行う予定。

（電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表）

# 2．エフエム石川の業務委託の範囲　赤字部分が対象装置

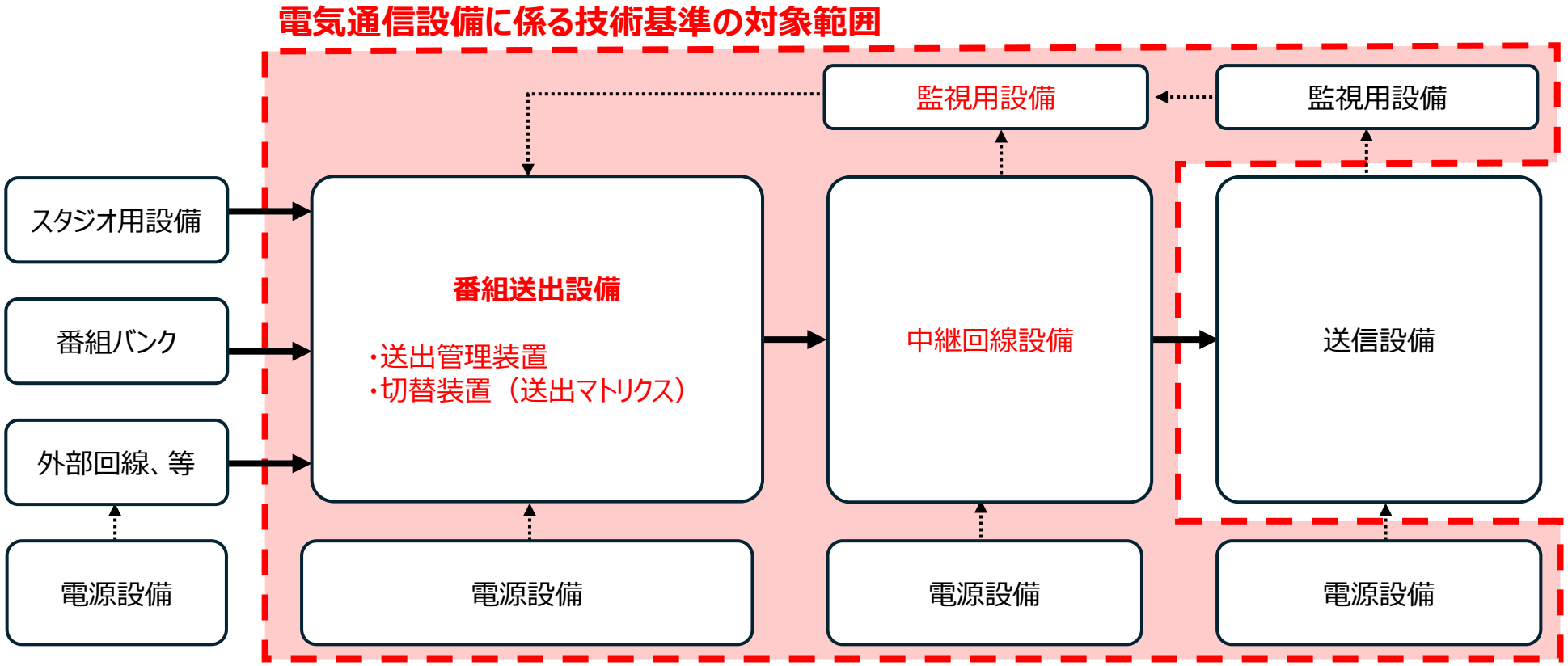


※　関係する電気通信設備について模式的に示したものであり、実際の構成とは必ずしも一致しない場合がある。

| 基幹放送設備 | 委託先 | 委託の作業内容 |
|---|---|---|
| 番組送出設備 | 新たな委託先① | 番組送出設備の運用監視、運用管理、保守点検及び故障対応 |
| | 新たな委託先② | 番組送出設備の定期的な保守点検及び故障対応 |
| 中継回線設備 | 新たな委託先① | 中継回線設備の運用監視、運用管理、保守点検及び故障対応 |

（電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表）

（電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表）

（電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表）

（電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表）

## ■電波法（昭和25年法律第131号）

（免許の申請）
第六条　略
２　基幹放送局（基幹放送をする無線局をいい、当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
一～五　略
六　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の概要並びに当該電気通信設備の一部を構成する設備（無線設備を除く。）の**運用を他人に委託しようとする場合にあつては、当該設備の概要及び委託先の氏名又は名称**
七～九　略
３～９　略

（申請の審査）
第七条　略
２　総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なく**その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査**しなければならない。
一～三　略
四　特定地上基幹放送局にあつては、次のいずれにも適合すること。
イ　基幹放送の業務に用いられる**電気通信設備が放送法第百十一条第一項の総務省令で定める基準に適合**すること。
ロ・ハ　略
五～八　略
３～６　略

（変更等の許可等）
第十七条　略
２　次の各号に掲げる無線局の免許人は、当該各号に定める変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
一　略
二　**基幹放送局**　**第六条第二項**第三号、第四号、**第六号**、第八号又は第九号に掲げる事項の変更（同項第六号に掲げる事項にあつては前項の総務省令で定める軽微な変更（特に軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。）に限り、同条第二項第九号に掲げる事項にあつては当該変更によつて第五条第四項第二号又は第三号に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。）
３　略

（必要的諮問事項）
第九十九条の十一　総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。
一～三　略
四　第四条の規定による免許（地上基幹放送をする無線局の再免許であるものに限る。）、第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第四項若しくは**第十七条第一項の規定による**無線局の目的、放送事項若しくは**第六条第二項第六号に掲げる事項の変更の許可**、第二十七条の五第一項の規定による包括免許、第二十七条の八第一項の規定による特定無線局の目的の変更の許可、第二十七条の十四第一項の規定による開設計画の認定、第三十九条の二第一項の規定による指定講習機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、第七十条の五の二第一項の規定による無線設備等保守規程の認定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更対策機関の指定、第百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定、第百二条の十七第一項の規定によるセンターの指定又は第百二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定
五　略
２　略

# 【参考】放送法関係規定



## ■放送法（昭和25年法律第132号）

（設備等の維持）
第百十一条　**認定基幹放送事業者は**、**基幹放送設備**及びその運用のための**業務管理体制**（当該認定基幹放送事業者が基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあつては、**委託先における業務管理体制を含む**。以下「基幹放送設備等」という。）を**総務省令で定める基準 に適合するように維持しなければならない**。
２　前項の基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。
一　**基幹放送設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること**。
二　基幹放送設備等を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

第百十二条　**特定地上基幹放送事業者は**、自己の地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備（当該業務が第百五条の二第一項第二号に掲げる方法により行われる場合にあつては、当該業務に用いられる基幹放送局提供事業者の基幹放送局設備を除く。以下「特定地上基幹放送局等設備」という。）及びその運用のための**業務管理体制**（当該特定地上基幹放送事業者が特定地上基幹放送局等設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあつては、**委託先における業務管理体制を含む**。以下「特定地上基幹放送局等設備等」という。）を**前条第一項の総務省令で定める基準及び第百二十一条第一項の総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない**。

（設備等の維持）
第百二十一条　**基幹放送局提供事業者は**、基幹放送局設備及びその運用のための**業務管理体制**（当該基幹放送局提供事業者が基幹放送局設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあつては、**委託先における業務管理体制を含む**。以下「基幹放送局設備等」という。）を**総務省令で定める基準 に適合するように維持しなければならない**。
２　略

## ■放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）

第二款　設備の運用に係る業務管理体制の整備

（実施体制）
第百二十三条の四　基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、**設備等維持業務を確実に実施することができる体制を整備しなければならない**。

（規程）
第百二十三条の五　基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、**設備等維持業務を確実に実施するため、規程を定め、当該規程で定めるところにより、設備等維持業務を実施しなければならない**。

（実務経験等の能力）
第百二十三条の六　設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者は、**当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していなければならない**。

（委託業務の的確な実施を確保するための措置）
第百二十三条の七　基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、**設備等維持業務を他人に委託する場合には、当該設備等維持業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない**。
**一　設備等維持業務を確実に実施することができる能力を有する者に委託するための措置**
**二　委託先における設備等維持業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、委託先が当該設備等維持業務を確実に実施しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の委託先に対する必要かつ適切な監督を行うための措置**
**三　委託先が設備等維持業務を適切に行うことができない事態が生じた場合又は当該設備等維持業務の確実な運営を確保するため必要がある場合には、当該設備等維持業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置**

（写）
（公印・契印省略）

諮　問　第　２　９　号
令 和 ８ 年 ８ 月 31 日

電波監理審議会
　会長　笹瀬　巌　殿

総務大臣　林　芳正

# 諮　問　書

株式会社エフエム石川から電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 17 条第１項の規定に基づき、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の一部を構成する設備の運用について、同法第６条第２項第６号に掲げる事項（委託しようとする設備の概要及び委託先の名称）に関する変更の許可申請があり、その概要は別紙１のとおりである。

これについて審査した結果は、別紙２のとおりであり、電波法第７条第２項に適合していると認められる。

よって、電波法第６条第２項第６号に掲げる事項に関する変更について、申請のとおり許可することとしたい。

上記について、電波法第 99 条の 11 第１項第４号の規定に基づき諮問する。

**資料４**

電波監理審議会審議資料

令和８年８月３１日

# 電波法施行規則等の一部を改正する省令案
# （令和８年８月３１日　諮問第３０号）

［衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの導入に係る制度整備］

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、後藤官、宮内官）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課
（渡辺課長補佐、矢萩係長、小山官、佐々木官）
電話：０３－５２５３－５８１６

諮問第 30 号説明資料

# 電波法施行規則等の一部を改正する省令案
# （衛星コンステレーションによる携帯電話向け 700MHz 帯非静止衛星通信システムの導入に係る制度整備）

## 1　諮問の概要

衛星コンステレーションによる携帯電話向け 700MHz 帯非静止衛星通信システムは、離島、海上、山間部等の通信インフラが整備されていない地域を効率的にカバーできるほか、自然災害等の非常時の通信手段としても有用であることから、その導入・展開が期待されている。

国内の利用ニーズに迅速に対応し、円滑な導入を図るため、令和 7 年 9 月から情報通信審議会において「衛星コンステレーションによる携帯電話向け 700MHz 帯非静止衛星通信システムの技術的条件」の検討を進め、令和 8 年 6 月に情報通信審議会から一部答申を受けたところである。

今般の改正は、当該答申を踏まえて、衛星コンステレーションによる携帯電話向け 700MHz 帯非静止衛星通信システムの導入に係る制度整備を行うため、電波法施行規則等の一部を改正するものである。

## 2　改正又は変更概要

**※必要的諮問事項はゴシック体**

(1) 電波法施行規則関係

**・700MHz 帯衛星ダイレクト通信システムの無線局を特定無線局とする規定を追加　【第 15 条の 3】**

(2) 無線設備規則

**・700MHz 帯衛星ダイレクト通信システムの無線局の無線設備の空中線電力の許容偏差を追加　【第 14 条】**

**・700MHz 帯衛星ダイレクト通信システムの無線局の無線設備の技術基準に係る規定を追加　【第 49 条の 23 の 7】**

**・700MHz 帯衛星ダイレクト通信システムの無線局の無線設備の周波数の許容偏差を追加　【別表第 1 号】**

**・700MHz 帯衛星ダイレクト通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を追加　【別表第 2 号】**

(3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

**・700MHz 帯衛星ダイレクト通信システムの無線局の無線設備を特定無線設備とする規定を追加　【第 2 条】**

(4) 特定無線局の開設の根本的基準

**・衛星ダイレクト通信を行う無線局の開設が可能な者を当該無線局の周波数と同一の周波数を使用する携帯無線通信を行う無線局を開設し、運用している者に限定する規定を追加　【第 2 条】**

## 3　施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。（令和 8 年 9 月末頃施行予定）

## 4　意見募集の結果

本件に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募の手続については、令和 8 年 7 月 11 日（土）から同年 8 月 10 日（月）までの期間において実施済みであり、計 10 件の意見があった。

# 改正の背景等



- 衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムは、**離島、海上、山間部等の通信インフラが整備されていない地域を効率的にカバー**できるほか、**自然災害等の非常時の通信手段としても有用**であることから、その導入・展開が期待されている。
- 国内の利用ニーズに迅速に対応し、円滑な導入を図るため、令和7年9月から情報通信審議会において「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」の検討を進め、**令和8年6月に情報通信審議会から一部答申を受けた**ところである。
- 今般の改正は、当該答申を踏まえて、衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの導入に係る制度整備を行うため、電波法施行規則等の一部を改正するものである。

**システム構成**

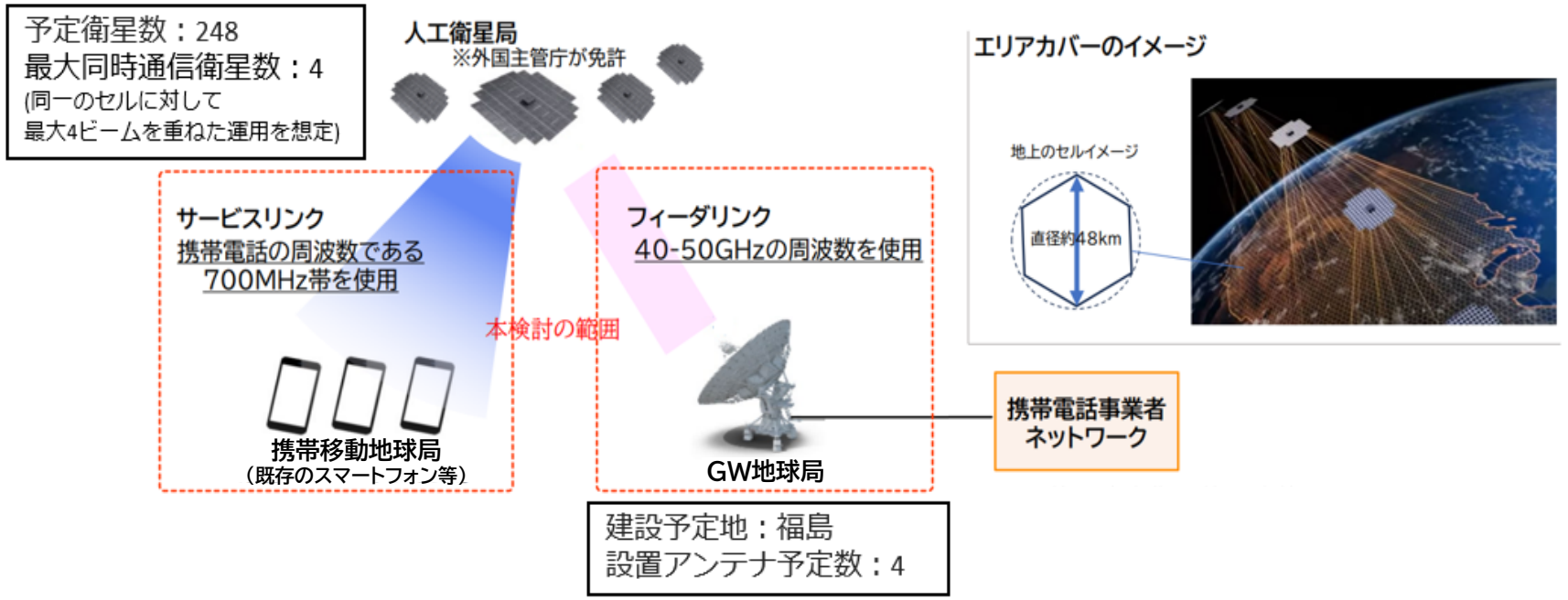


**検討経過**

- 令和7年9月　情報通信審議会において技術的条件に関する検討開始
- 令和8年6月　情報通信審議会から技術的条件に関する一部答申

# システムの諸元



- 700MHz帯非静止衛星通信システムの利用周波数は、携帯移動地球局と衛星局間（**サービスリンク**）**は700MHz帯**（衛星局から携帯移動地球局：770-773MHz、携帯移動地球局から衛星局：715-718MHz）を使用し、衛星局とGW地球局間（**フィーダリンク**）**は40GHzから50GHzまでの周波数帯**（衛星局からGW地球局：39.5-41GHz、42-42.5GHz、GW地球局から衛星局： 45.5-47GHz、48.2-48.7GHz）を使用する。

**700MHz帯非静止衛星通信システム**（衛星局、移動局、GW地球局）**の諸元**

| 項目 | | 内容 |
|---|---|---|
| 衛星総数 | | 248基 |
| 衛星軌道高度 | | 520km / 685km / 690km |
| 利用周波数 | サービスリンク | 衛星局から携帯移動地球局： 770-773 MHz※<br>携帯移動地球局から衛星局： 715-718 MHz |
| | フィーダリンク | 衛星局からGW地球局： 39.5-41 GHz、42-42.5 GHz<br>GW地球局から衛星局： 45.5-47 GHz、48.2-48.7 GHz |
| 空中線電力 | サービスリンク | 携帯移動地球局から衛星局： 23dBm （携帯電話端末と同等）<br>衛星局から携帯移動地球局： 36.4dBm/MHz |
| | フィーダリンク | 衛星局からGW地球局： 6.8dBm/MHz<br>GW地球局から衛星局： - |
| アンテナ利得 | サービスリンク | 携帯移動地球局から衛星局： 0dBi （EIRP 23dBm） （携帯電話端末と同等）<br>衛星局から携帯移動地球局： 38.6dBi（仰角15度）、32.2dBi（仰角90度） |
| | フィーダリンク | 衛星局からGW地球局： 45dBi<br>GW地球局から衛星局： 58.3dBi |
| サービスリンクの衛星ビーム径 | | 直径約48km |
| 複数衛星からの同時送信 | | 最大４基 |

※ 開設計画の認定期間中における当該周波数の衛星ダイレクト通信での利用は、認定を受けた開設計画の内容に抵触しない範囲に限定して行われることが必要。

# 衛星ダイレクト通信システムの構成



- 衛星ダイレクト通信システムは、携帯電話に割り当てられた周波数（IMT周波数）を使用して携帯電話端末が人工衛星と直接通信を行い、当該人工衛星を介して携帯電話網のコアネットワークに接続することで通信を実施。

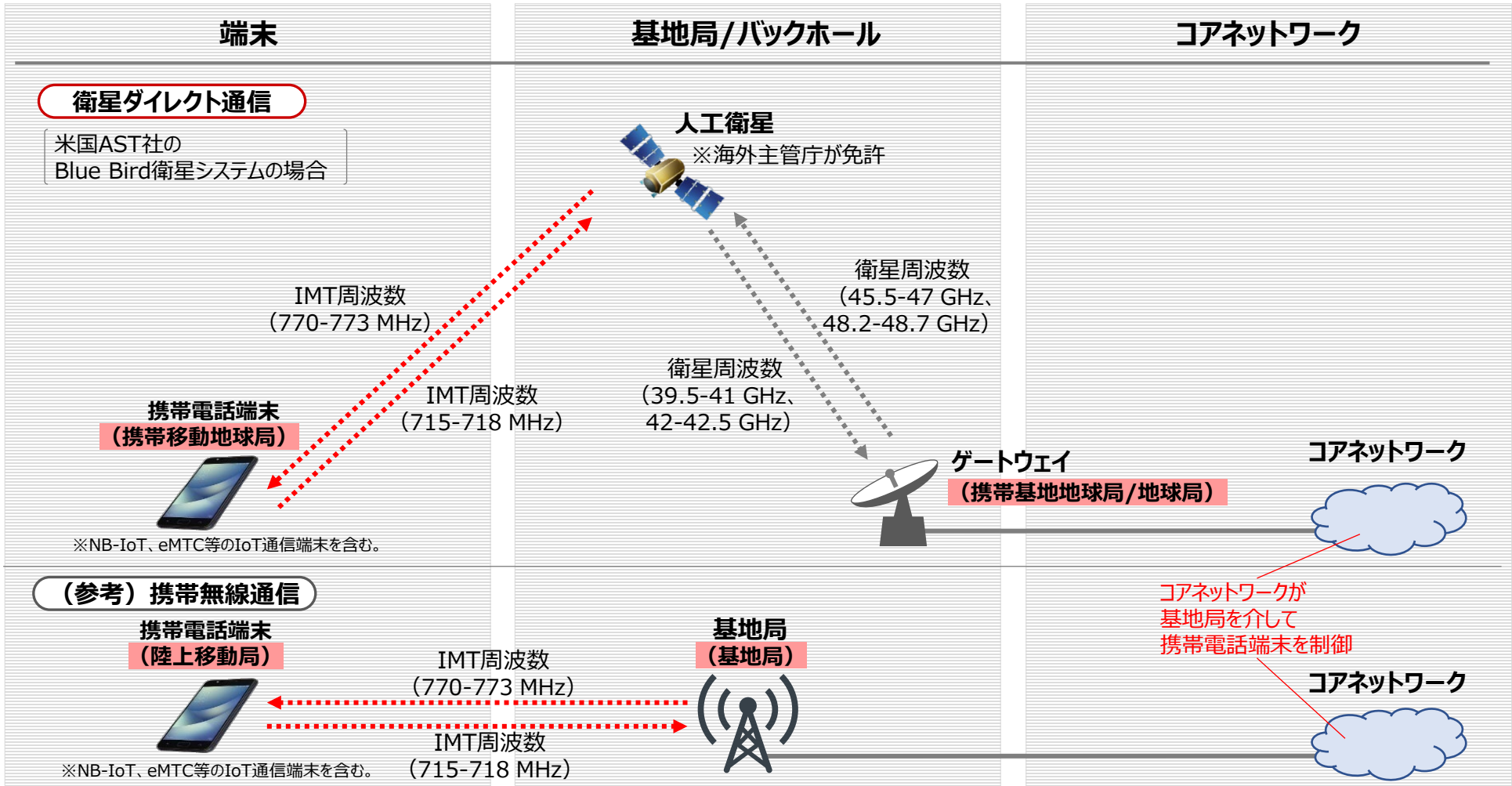


⇒ 衛星ダイレクト通信対応の携帯電話端末について、新たに「携帯移動地球局」として免許を付与することにより、従来の基地局との通信に加え、人工衛星との直接通信も可能とする。（携帯電話端末は「陸上移動局」と「携帯移動地球局」の二重の免許を受けることとなる。）

# 主な改正法令



■ **電波法施行規則**（昭和25年電波監理委員会規則第14号）

- 700MHz帯衛星ダイレクト通信システムの無線局を特定無線局とする規定を追加（第15条の３）

■ **無線設備規則**（昭和25年電波監理委員会規則第18号）

- 700MHz帯衛星ダイレクト通信システムの無線局の無線設備の空中線電力の許容偏差を追加（第14条）
- 700MHz帯衛星ダイレクト通信システムの無線局の無線設備の技術基準に係る規定を追加（第49条の23の7）
- 700MHz帯衛星ダイレクト通信システムの無線局の無線設備の周波数の許容偏差を追加（別表第１号）
- 700MHz帯衛星ダイレクト通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を追加（別表第２号）

※一部具体的数値は告示で規定

■ **特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則**（昭和56年郵政省令第37号）

- 700MHz帯衛星ダイレクト通信システムの無線局の無線設備を特定無線設備とする規定を追加（第２条）

■ **特定無線局の開設の根本的基準**（平成9年郵政省令第72号）

- 衛星ダイレクト通信システムの無線局等の開設が可能な者を、当該無線局の周波数と同一の周波数を使用する携帯無線通信を行う無線局を開設し、運用している者に限定する規定を追加（第２条）

■ **周波数割当計画**（令和6年総務省告示第402号）

- 現在携帯無線通信用に割り当てられている700MHz帯の周波数について、携帯移動衛星通信を行う移動衛星業務（地球から宇宙／宇宙から地球）でも二次業務で使用することができる旨の脚注を追加
- 48.2-48.7GHzの周波数帯について、一定の条件の下で、放送衛星業務のフィーダリンク以外の固定衛星業務の局にも使用することができる旨の脚注を追加

※諮問第31号で諮問

その他、関連する告示及び電波法関係審査基準を改正予定

7

# 電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する総務省の考え方

「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの導入に向けた制度整備」に対して提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方

[意見期間：令和8年7月11日（土）～令和8年8月10日（月）]

意見提出者：計10件（法人等4件、個人6件）

【意見提出者一覧(五十音順)】

| | | |
|---|---|---|
| 楽天モバイル株式会社 | ソフトバンク株式会社 | 自然科学研究機構国立天文台 電波天文周波数委員会 |
| 一般社団法人日本アマチュア無線連盟 | 個人（6件） | |

【提出意見件数(意見提出者数):10 件】

| No. | 意見提出者 | 該当箇所 | 提出された意見 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 楽天モバイル株式会社 | 全般 | 本改正は情報通信審議会からの「非静止衛星を利用する移動衛星通信システムの技術的条件」のうち 「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」について一部答申された内容に基づき、本システムの導入に向けた制度整備を行うために、電波法施行規則等の一部を改正するものであり、本省令案等に賛同いたします。<br>本システムの導入により、既存の携帯電話端末から衛星通信を利用することが可能となり、離島、海上、山間部等の通信インフラが整備されていない地域を効率的にカバーして当該地域に通信サービスを提供するとともに、自然災害時等の非常時においては既存の携帯電話網を補完する通信手段として利用することにより、電波の有効利用が拡大すると考えております。<br>また、本省令改正案は電波政策懇談会における「陸・海・空・宇宙といったあらゆる空間における電波利用の拡大への対応」として、「衛星ダイレクト通信の円滑なサービス開始に向けて、総務省においては、技術基準の策定を速やかに行う」との報告に沿うものであり、本制度整備に向けた取り組みに感謝申し上げるとともに、本システムの速やかな導入に向け、本省令案等の公布および施行につきまして、速やかな対応を希望致します。 | 本案への賛同意見として承ります。 | 無 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 2 | ソフトバンク株式会社 | 全般 | 700MHz帯の衛星ダイレクト通信は、衛星・地上ネットワークでの同一周波数利用が前提となるため、運用には地理的な分割等の措置が必要となります。その際、特に、移動局から衛星へのアップリンク干渉を回避する観点から、700MHz帯衛星ダイレクト通信のサービスエリアの設定に際しては、移動通信システムの地上エリアの端部から一定程度の離隔距離を確保する必要がある点について、十分な配慮が求められるものと考えます。<br>また、令和8年6月に一部答申された衛星通信システム委員会報告では、「開設計画の認定期間中における当該周波数の衛星ダイレクト通信での利用は、認定を受けた開設計画の内容に抵触しない範囲に限定して行われることが必要である」とされています。<br>このため、本省令等の施行後においても、認定開設者においては、移動通信システムの地上エリアと700MHz帯衛星ダイレクト通信エリアの地理的離隔を適切に確保するとともに、認定を受けた開設計画に従い、地上系の特定基地局を計画どおり整備・開設し、当該開設計画が着実に履行されることが重要と考えます。あわせて、その履行状況についても適切な監督が行われることを期待します。 | 電波法関係法令に基づき、総務省として適切な制度運用に努めてまいります。 | 無 |
| 3 | 自然科学研究機構国立天文台電波天文周波数委員会 | 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令 別紙２（第５条関係）無線局の目的別審査基準 他の無線局との干渉調整等 | 700 MHz帯非静止衛星通信システムのフィーダリンクのアップリンクで使用する45.7-47.0 GHzは、電波天文にとって重要で一次分配のある42.5 - 43.5 GHzに近い周波数帯です。共用検討の結果が示された衛星通信システム委員会報告書では、電波天文への有害干渉を避けるために「GW地球局については、適切な離隔距離の確保が必要」とされています。GW地球局が福島にある場合には必要離隔距離が確保できるため共用可能という結論ですが、今後福島以外に設置する場合は離隔距離の確保あるいは個別の運用調整が必要となります。<br>電波天文局は受信のみの業務のため電波法上の「無線局」ではありませんが、無線局の目的別審査基準における「他の無線局との干渉調整等」の対象として、離隔距離を確保するために事前の運用調整が必要なことを適切に明記いただきたくお願いいたします。 | フィーダリンクで使用する地球局等については、免許申請の都度、具体的条件の下で、電波天文の受信設備を含む既存無線局等への干渉影響を確認し、その結果を踏まえて免許の可否を個別に判断することとしております。 | 無 |
| 4 | 一般社団法人日本アマチュア無線連盟 | フィーダリンク地球局 | この度の意見募集について、当連盟として次のとおり意見を提出いたします。<br>アマチュア無線で使用している47.0-47.2GHz帯と隣接周波数を使用するフィーダリンク衛星局・地球局間通信との間における与干渉・被干渉については、他の無線システムとは異なり、十分な干渉影響に関する共用検討が行われていないことを、当連盟として大変遺憾に存じます。<br>これまで検討されてきた衛星通信システム委員会報告の資料を拝見すると、既に共用検討が行われた「38GHz帯無線アクセスシステム」の送受信諸元におけるアンテナ利得は42.6dBiであり、アマチュア無線においても47GHz帯ではアンテナ利得45dBi程度を使用しており、比較して近似しているほか、送信電力についても一部相違はあるものの、全体として類似した条件であると考えられます。つきましては、十分な干渉影響について検討を行っていただくことを希望いたします。<br>なお、アマチュア無線における47GHz帯の運用では、山岳地等へ移動し、高利得アンテナを使用した運用形態も多く見られます。このため、フィーダリンク地球局近隣での運用など、免許時の想定を超える与干渉・被干渉が発生する可能性も考えられます。 | フィーダリンクで使用する地球局等については、免許申請の都度、具体的条件の下で、アマチュア無線局を含む既存無線局等への干渉影響を確認し、その結果を踏まえて免許の可否を個別に判断することとしております。 | 無 |
| 5 | 個人1 | - | 47.0―47.2GHzの一次業務であるアマチュア無線周波数は45.5-47.0GHzの衛星へのフィーダリンクとの隣接周波数になっており、他の既存無線システムと同様に共用検討後に制度化するものと考えます。本制度化は共用検討せずに進めているため前提要件を満足していないのではと考えます。 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 6-1 | 個人2 | 平成15年総務省告示第344号（外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を改正する告示案について | のちに出された令和8年8月4日付報道資料『電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集』と，改正箇所が重なっている（ぶつかっている）のではないでしょうか.<br><br>第2項において,<br><br>〇7月10日付改正案（700MHz帯衛星ダイレクト通信対応）<br>15号を改正，16号（NB-IoT）・17号（eMTC）を割り込ませ新設，旧16号（ローカル5G）を18号に繰り下げ.<br><br>〇8月4日付改正案（免許手続きの迅速化・簡素化）<br>7号を改正（RedCapをここに巻き取り），8・9号を削り，旧10？16号を繰り上げ8？14号に，15号（ローカル5G RedCap）を新設. | 本案の施行前に他の改正条文が施行され、対象条文に変更が生じた場合には、その内容を踏まえ必要な条文の整理を行います。 | 無 |
| 6-2 | | 令和６年総務省告示第447号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備等の不要発射の強度の許容値その他の条件を定める件）の一部を改正する告示案　について | (1) 列記の最後に「及び」を入れる／入れないの統一を.<br><br>改正後の1項4号の表の3列目（見出し列を除く，以下同じ.）では，以下のとおり「及び」あり.<br>「...八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。」<br><br>同 9列目では，以下のとおり「及び」なし.<br>「...四、一〇〇MHz以下、四五〇〇MHz以上四九〇〇MHz以下を除く。」<br><br>なお，改正前の1項3号の表の5列目では,「及び」なし.<br>「...二、〇二五MHz以下、二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。」<br><br>(2) 改正前の表の注で，末尾の「。」が欠落.<br>改正前の1項1号(1)の表の注で,「...周波数とする」に続いてあるべき「。」が欠落.<br>同号(2)，および，同項2号においても同様. | ご意見を踏まえ、記載の不統一及び誤記を修正いたします。 | 有 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 個人3 | － | 意見の要旨<br><br>本改正案の全部に賛成します。<br>国民にとって明確な利益があり、かつ減税派の立場から見て、新たな税負担や政府支出の増大を招かず、民間活力と既存の電波資源を最大限活用して公共の便益を高める健全な制度整備であるためです。国民に不利益を与える部分は見当たらないため、反対すべき箇所はありません。<br><br>賛成する理由（国民利益と減税派の観点）<br><br>1. 国民の利益（通信格差の解消と災害時の安全確保）<br>本制度整備は、衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システム（サービスリンク:上り715-718 MH z、下り770-773 MHzなど）の導入を可能にするものです。離島・海上・山間部など地上インフラが十分でない地域を効率的にカバーし、自然災害時の通信手段としても有用です。既存のスマートフォンで衛星と直接通信できる仕組みは、国民の通信アクセスを向上させ、緊急時の安否確認や情報伝達を確実にします。これにより、災害による人的・経済的被害を抑制し、長期的に国民生活の安定に寄与します。<br>2. 減税派として強く評価できる点（税負担増なし・民間主導の効率化）<br>- 大規模な地上基地局建設や政府による直接的なインフラ投資を必要とせず、民間事業者（衛星コンステレーション運営者および携帯事業者）の技術・投資によりカバーを実現します。これは「民間にできることは民間に任せる」原則に沿い、公費投入を最小限に抑えるものです。<br>既存の携帯電話用700 M H z帯の一部を、干渉防止措置を講じた上で移動衛星業務に活用する周波数割当計画の変更は、有限な電波資源の有効利用そのものです。新規の周波数確保や大規模再編に伴うコストを避け、行政コストを抑制します。<br>技術基準（占有周波数帯幅、不要発射の強度、審査基準など）や混信防止条件の明確化は、既存システム（地上デジタルテレビ、特定ラジオマイク、I TSなど）との共存を確保しつつ、過度な規制ではなく必要な最小限のルール整備です。これにより、サービスの早期導入が促進され、競争を通じた料金の低廉化やサービス向上が期待できます。<br>結果として、過疎地対策や災害対策に充てるべき公費の削減・効率化につながり、税負担を増やさない方向で国民全体の利益を拡大します。<br>3. 不利益部分について<br>本改正案を精査しても、国民に不利益を及ぼす部分（新たな税金・手数料の賦課、民間への不当な負担転嫁、競争制限、電波秩序の破壊など）は認められません。技術基準の設定や干渉防止措置は、むしろ電波の適正利用と既存利用者の保護に資するものであり、経過措置も適切に設けられています。したがって、反対する部分はありません。<br><br>要望（減税派としての追加意見）<br><br>制度施行後も、技術基準が過度に厳格化されて機器コストを不必要に押し上げ、利用者負担増につ | 本案への賛同意見として承ります。<br>国際標準との整合や柔軟な運用に関するご要望については、今後の施策の参考とさせていただきます。 | 無 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | ながらないよう、国際標準との整合や柔軟な運用を維持してください。<br>周波数の共用状況を定期的に検証し、遊休や非効率が生じた場合はさらなる民間開放や規制緩和を検討してください。これにより、長期的に税負担を増やさない健全な電波行政を実現できます。<br>意見募集結果を踏まえ、速やかに制度整備を進め、国民が早期に恩恵を受けられるようにしてください。<br><br>以上の理由から、本省令案・関連告示案・訓令案の全部に賛成し、迅速な制度化を強く支持します。 | | |
| 8-1 | 個人4 | 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案<br>別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準<br>第3 衛星関係 1 システム別審査基準 (19) エ (7) B | * **意見の要旨**<br>特定の民間システム名（Blue Birdシステム）の明記を避け、技術的要件および軌道要素による包括的な表現に改めるべきである。<br>* **意見及び理由**<br>審査基準案において「Blue Birdシステムの人工衛星局」と特定の民間システム名が名指しで規定されています。公的な審査基準において特定のシステム名を明記することは、技術的中立性および今後の他事業者参入時における公平性の観点から課題が残ります。<br><br>将来的により多くの事業者が同様の700MHz帯を用いた非静止衛星通信システムを導入しようとした際、その都度審査基準を改正せねばならず、行政手続きの硬直化や参入障壁を招く恐れがあります。<br>比較的容易に実施できる改善点として、システム名を削除して「高度500kmから700kmまでの軌道に位置する非静止衛星通信システムの人工衛星局」とするか、あるいは「Blue Birdシステム等の非静止衛星通信システムの人工衛星局」のように記述を包括化することで、公平性と将来の拡張性を確保することを提案します。 | 電波法関係審査基準の改正案は、BlueBirdシステムの無線局諸元を前提とした共用検討の結果を踏まえて策定したものであり、700MHz帯の周波数を使用する非静止衛星通信システム一般を対象とすることは想定していません。<br>また、地球局等の免許申請においては、通信の相手方となる人工衛星又は衛星通信システムが特定されることが適切であるため、本審査基準案ではシステム名を記載しています。したがって、本案については、原案のとおりとします。 | 無 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 8-2 | | 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案<br>別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準<br>第3 衛星関係 1 システム別審査基準 (19) コ (7) (ウ) | * **意見の要旨**<br>特定ラジオマイク等の既存局免許人への情報提供や窓口設置について、関係事業者間での共同実施や共通プラットフォームの活用を容認・推奨する文言を追加すべきである。<br>* **意見及び理由**<br>案では、既存の特定ラジオマイク等の免許人に対し、人工衛星局のビーム照射区域に係る情報の事前提供や問合せ窓口の設置などを申請者（事業者）に求めています。しかし、特定ラジオマイクはイベント等で移動して運用されることも多く、将来的に複数の衛星事業者が参入した場合、個々の事業者が個別に情報提供や窓口対応を行う形式では、地上の既存免許人側における情報確認の負荷が過大になり、運用の実効性が低下する懸念があります。<br><br>比較的容易にできる改善点として、該当規定の末尾に「(関係事業者間で共同して実施する措置を含む。)」などの文言を追加することを提案します。これにより、事業者間で共通の情報提供プラットフォームやワンストップの共同窓口を構築することが制度上明確になり、既存局免許人の利便性向上と事業者側の運用負荷軽減を両立させ、干渉調整の実効性を高めることが可能となります。 | 情報提供等の具体的な方法については関係事業者間の調整・判断に委ねることが適切であり、制度上特定の手法を示す必要はないと考えられることから、原案のとおりとします。 | 無 |
| 9 | 個人5 | - | 本省令案等の公表および意見募集にあたり、現在日本社会を深刻に蝕む経済格差の拡大というすべての元凶、および通信や電波利用の分野において金儲け優先の構造がもたらしている数々の矛盾と過剰な負担に対し、重大な懸念と強い怒りをもって以下の通り意見を述べさせていただきます。<br>第一に、携帯電話や通信インフラは、現代社会において生活必需品であり極めて重要な公共インフラであるにもかかわらず、大手事業者による寡占状態、複雑怪奇なセット割引、巧妙な囲い込みや乗り換え制限、さらにはサポート終了を口実にした端末の強制買い替えビジネスや高騰化が野放しにされてきたという現実に対する徹底的な是正です。生活苦や物価高に喘ぐ一般の労働者・生活者を尻目に、特定の通信キャリアや大資本が金儲けを最優先し、過度なコストや複雑な料金プランの負担を国民に押し付け続ける構造は、社会の分断と格差の拡大を加速させる元凶にほかならないため、直ちに公共料金並みの厳格な規制と公平性の担保へと舵を切るべきです。<br>第二に、セキュリティ対策、防災、あるいは最新の通信システムの導入やデジタル化という美名の下で、次々と新たな無線・衛星の管理枠組みや不要な制度変更を重ねるアプローチは、実効性を伴わない「いたちごっこ」の形骸化した管理強化にすぎません。現場の実態や一般市民の生活実感を置き去りにしたまま、管理・監視の網や形ばかりのシステム対応を広げる行政手法は、国民のプライバシーを脅かし、不要なコストや手続きの負担を強いるものであり断じて容認できません。<br>第三に、行政や総務省が真に注力すべきは、特定事業者のための過剰な電波・インフラの利便性向上や、実態を無視した形骸化したデジタル投資の推進ではありません。最優先されるべきは、格差の拡大に苦しむ勤労者や生活者の生活防衛であり、通信の公共化と、すべての市民が過度な負担や分断を感じることなく安心して暮らせる、公正で開かれた社会経済基盤の構築です。金儲け優先の社会構造を終わりにするため、特定資本の論理を優遇する制度設計を根底から改め、国民生活全体の公平性と納得感を担保する政策運営を強く求めます。 | ご意見として承りますが、「厳格な規制」、「公平性の担保」、「国民生活全体の公平性と納得感を担保する政策運営」などの具体的内容が明らかでないため、本案については、原案のとおりとします。 | 無 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 10 | 個人6 | | 1. 制度導入の方向性について<br>離島、海上、山間部その他地上携帯電話網の整備が困難な地域の通信確保や、大規模災害等により地上基地局が利用できなくなった場合の通信手段として、衛星コンステレーションを活用する方向性には賛成します。<br>一方、700MHz帯は我が国の携帯電話通信に利用される重要な電波資源です。一般国民の携帯電話が外国企業を含む衛星ネットワークと直接通信し得る制度を整備する以上、利便性だけでなく、通信主権、情報保全、サイバーセキュリティ及び経済安全保障を制度設計の中心に位置付けることを要望します。<br>2. 日本の電波資源に対する国内の管理権限を確保すること<br>電波は国民共有の有限な資源であり、外国企業又は外国政府が実質的に日本の周波数利用を支配する状態を生じさせてはなりません。<br>今回の制度では700MHz帯の衛星利用は既存業務に対する二次業務として位置付けられていますが、この原則を厳格に維持し、日本国内の携帯電話事業者及び総務省が周波数利用を実質的に管理できる制度としてください。<br>外国衛星事業者との契約や技術仕様によって、事実上外国企業が日本国内で使用する周波数、サービス地域、通信の優先順位等を自由に決定できる状態とならないことを求めます。<br>日本国内で利用する電波については、日本法及び日本政府の監督権限が確実に及ぶことを制度上明確にしてください。<br>3. 外国企業による不正な情報取得を防止すること<br>衛星通信では、通信内容だけでなく、<br>・端末識別情報<br>・契約者情報<br>・位置情報<br>・通信日時<br>・接続先<br>・通信履歴<br>・ネットワーク運用情報<br>等の重要情報を事業者が技術的に取り扱う可能性があります。<br>これらの情報が外国衛星事業者、海外の関連会社、外国政府その他第三者によって不正に取得・利用されないことを制度上担保してください。<br>特に、通信経路の一部が国外に存在する場合について、どの国の設備・地上局・データセンター・クラウド等を経由するのかを携帯事業者及び行政が把握できる制度としてください。<br>4. 日本国内データの国外移転を厳格に管理すること<br>可能な限り、日本国内の利用者に関係する通信管理情報、位置情報その他重要情報について、国内で処理・保存できる体制を求めます。<br>国外で処理又は保存する必要がある場合には、<br>・保存国<br>・保存事業者 | 本案は、衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの導入を可能とするため、情報通信審議会からの一部答申を踏まえ、電波法の枠組みの下で関係規定の整備を行うものです。<br>ご意見全般について、今後の施策を検討するに当たっての参考とさせていただきます。 | 無 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | ・保存期間<br>・アクセス権限<br>・第三者提供の条件<br>・外国政府から開示要求を受けた場合の対応<br>等を明確化してください。<br>外国法に基づく開示命令等によって、日本国内利用者の情報が日本政府の関与なく外国政府へ提供されるリスクについても事前に審査すべきです。<br>特に国、自治体、防衛、警察、消防、医療その他重要インフラ関係者の通信については、通常以上に厳格な情報管理を求めます。<br>5. 外国衛星事業者・関係会社の実質的支配者を確認すること<br>外国企業と契約する場合、表面的な法人名や登記国だけでなく、<br>・実質的支配者<br>・主要株主<br>・外国政府からの出資・支援<br>・親会社及び関連会社<br>・衛星の運用主体<br>・地上局運用主体<br>・ソフトウェア開発主体<br>等を確認してください。<br>外国政府、外国軍、外国情報機関その他これらと密接な関係を有する主体による不当な影響を受ける具体的な安全保障上のリスクが確認された場合には、日本の携帯電話通信への参加を制限又は停止できる制度を求めます。<br>6. 外国製設備・ソフトウェアの安全性を技術基準だけで判断しないこと<br>今回の制度案には、一定の外国無線設備について国際的な技術基準との適合性を確認する制度整備も含まれています。<br>しかし、電波干渉等の技術基準に適合していることと、情報安全保障上安全であることは別問題です。<br>外国製設備については、<br>・バックドア等の不正機能<br>・遠隔操作機能<br>・ファームウェア<br>・ソフトウェア更新経路<br>・暗号鍵の管理主体<br>・脆弱性管理<br>・保守担当者のアクセス権限<br>等についても確認してください。<br>必要な場合には第三者機関によるソースコード・ファームウェア等の安全性検証を行える制度とすることを要望します。 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 7. 外国衛星事業者への過度な依存を避けること<br>日本の携帯通信圏外対策や災害通信が、特定の外国衛星事業者一社又は少数企業に依存する状態を避けてください。<br>外国企業への過度な依存が生じれば、外交関係の悪化、外国政府による規制、事業者の経営判断、料金変更、システム障害等によって日本の通信サービスが影響を受ける可能性があります。<br>複数事業者の利用可能性、国内技術の育成、代替通信手段の確保等を進め、特定外国企業がサービスを停止しても日本の通信機能を維持できる体制を整備してください。<br>8. 緊急時には日本側が運用を統制できること<br>大規模災害、武力攻撃、重大なサイバー攻撃その他国家的緊急事態において、外国企業側の判断を待たなければ通信を維持・変更できない制度としてはなりません。<br>日本政府及び国内携帯事業者が必要に応じ、<br>・通信の優先順位変更<br>・特定地域への通信確保<br>・不正端末の遮断<br>・サービス継続命令への対応<br>・他の衛星・地上網への切替え<br>等を実施できる技術的・契約上の権限を確保してください。<br>日本の国民の生命・安全に関係する通信について、外国企業が一方的に停止・制限できない体制が必要です。<br>9. 地上通信網を衛星通信で安易に代替しないこと<br>衛星通信の導入を理由として、国内の基地局、光回線その他地上通信インフラへの投資を過度に削減しないことを求めます。<br>衛星通信は災害時や圏外地域の補完手段として有用ですが、外国衛星事業者への依存を抑える観点からも、国内通信基盤を維持することが重要です。<br>平時の地上通信と非常時・圏外時の衛星通信を組み合わせ、多重化された強靱な通信基盤としてください。<br>10. 日本資本の海外流出を検証すること<br>衛星通信サービスの導入によって、日本の携帯事業者や利用者が支払う料金、設備投資費、衛星利用料等が長期間にわたり国外へ流出する可能性についても検証してください。<br>外国衛星事業者等との契約については、可能な範囲で、<br>・年間支払額<br>・契約期間<br>・料金改定条件<br>・国内設備への投資額<br>・国内企業への発注額<br>・国内雇用や技術移転への効果<br>等を確認し、日本側が過度に不利な契約条件を負わないようにしてください。<br>特に公的支援、補助金、政府系金融等が関係する場合には、最終的な資金受益者を確認し、公費が | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 実質的に外国企業の利益へ過度に移転することを防止してください。<br>11. 国内衛星・通信技術の育成を進めること<br>外国衛星サービスを利用するだけでなく、日本国内の衛星、通信設備、アンテナ、半導体、ソフトウェア等の研究開発・生産能力を維持・強化することも重要です。<br>短期的な価格の安さだけを理由として海外サービスへ全面依存すれば、将来的に日本国内から技術や人材が失われるおそれがあります。<br>衛星通信導入による経済効果については、外国企業への支払額だけでなく、国内企業への発注、国内雇用、技術蓄積、サプライチェーン強靱化等も評価してください。<br>12. 重大な情報漏えい等が発生した場合の措置を明確にすること<br>衛星事業者又は関連事業者について、<br>・重大な情報漏えい<br>・不正な情報取得<br>・無断の第三者提供<br>・外国政府等への不適切な情報提供<br>・重大なサイバーセキュリティ違反<br>・虚偽報告<br>等が確認された場合には、改善命令だけでなく、重大性に応じて日本国内でのサービス制限、利用停止、契約見直しその他必要な措置を講じられる制度を整備してください。<br>また、事故発生時には原因、影響人数、流出情報、再発防止策等について速やかな報告を義務付けてください。<br>13. 制度導入後の透明性と検証<br>制度導入後には、<br>・衛星直接通信の利用者数<br>・圏外解消効果<br>・災害時の利用実績<br>・通信障害<br>・情報漏えい<br>・サイバー攻撃<br>・外国事業者への支払額<br>・国外へのデータ移転状況<br>・国内への設備投資効果<br>等について継続的に検証してください。<br>安全保障上の秘密や企業秘密に配慮しつつ、国民が制度の安全性と効果を確認できる範囲で公表することを要望します。<br>14. 総括<br>衛星コンステレーションによって、離島、海上、山間部等の通信圏外を減少させ、大規模災害時の通信手段を確保する方向性には賛成します。<br>しかし、700MHz帯は我が国の重要な電波資源であり、一般国民の携帯電話が衛星ネットワークへ直 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 接接続する制度である以上、外国事業者への依存や情報流出のリスクを軽視すべきではありません。<br>日本の電波については日本側が実質的な管理権限を維持し、外国企業や外国政府が不当に通信情報、位置情報等を取得できない制度としてください。<br>外国衛星・外国製設備を利用する場合には、実質的支配者、データ処理場所、外国政府との関係、サイバーセキュリティ、サービス停止リスク等を厳格に審査し、重大なリスクが認められる事業者については利用制限を可能とすることを要望します。<br>同時に、日本の携帯事業者・利用者から外国企業へ資金が過度に流出しないことを検証し、国内通信・宇宙産業への投資、技術、人材を維持してください。 | | |

# 参 照 条 文

【必要的諮問事項関係】

〇電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一　総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一　第四条第一号から第三号まで（免許等を要しない無線局）、第四条の二第一項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の三（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、同項第五号（通信の最大距離）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第七号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第八号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第四項及び第十七条第一項（第六条第二項第六号に掲げる事項の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査）、第二十六条の三第一項第四号（有効利用評価の評価事項）、**第二十七条の二（特定無線局）**、**第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）**、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十二第二項第一号（電波の有効利用の程度に関する基準）、第二十七条の十三第一項ただし書（申出人に関する事項）、同条第二項（開設指針の制定の要否に係る勘案事項）、第二十七条の十四第七項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十六第二項第三号（開設計画の認定の取消し猶予に係る勘案事項）、第二十七条の二十の三第八項（特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間）、第二十七条の二十の四第四項（特定高周波数無線局の開設の認定の取消しに係る特別の事情）、第二十七条の二十一第一項（登録）、第二十七条の二十五（登録の有効期間）、第二十七条の二十六第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十三第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十四（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十八第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、**第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）**、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局等の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、**第三十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）**、**第三十八条の二の二第一項（特定無線設備）**、第三十八条の三第一項第二号（登録の基準）、第三十八条の三十三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号から第四号まで（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条（試験事務の実施）、第四十八条の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九条（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号から第三号まで及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項（遭難通信）、第六十七条第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書（無線設備等保守規程の認定等）、第七十条の八第一項（免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局）、第七十一条の三第四項（第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。）（給付金の支給基準）、第七十三条第一項（検査）、同条第三項（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。）（国の定期検査を必要とする無線局）、第七十五条第二項第三号（無線局の免許の取消し猶予に係る勘案事項）、第七十八条（第四条の二第五項において準用する場合を含む。）（電波の発射を防止するための措置）、第百条第一項第二号（高周波利用設備）、第百二条の十一第四項（適正な運用の確保が必要な無線局）、第百二条の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第百二条の十四第一項（指定無

**線設備の販売における告知等）、第百二条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第百二条の十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の業務の実施）、第百二条の十九第一項（相当数の無線局を開設している者の定めに係るものに限る。）（国の機関等による申請等の特例）並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十一項（電波利用料の徴収等）の規定による総務省令の制定又は改廃**

二～五　（略）

２　（略）

**【委任元条項関係】**

**○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）**

（特定無線局の免許の特例）

**第二十七条の二**　次の各号のいずれかに掲げる無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用するもの（以下「特定無線局」という。）を二以上開設しようとする者は、その特定無線局が目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）を同じくするものである限りにおいて、次条から第二十七条の十一までに規定するところにより、これらの特定無線局を包括して対象とする免許を申請することができる。

一　移動する無線局であつて、通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射するもののうち、総務省令で定める無線局

二　（略）

（申請の審査）

**第二十七条の四**　総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一・二　（略）

三　前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること。

（電波の質）

**第二十八条**　送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

（その他の技術基準）

**第三十八条**　無線設備（放送の受信のみを目的とするものを除く。）は、この章に定めるものの外、総務省令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

（登録証明機関の登録）

**第三十八条の二の二**　小規模な無線局に使用するための無線設備であつて総務省令で定めるもの（以下「特定無線設備」という。）について、前章に定める技術基準に適合していることの証明（以下「技術基準適合証明」という。）の事業を行う者は、次に掲げる事業の区分（次項、第三十八条の五第一項、第三十八条の十、第三十八条の三十一第一項及び別表第三において単に「事業の区分」という。）ごとに、総務大臣の登録を受けることができる。

一～三　（略）

２～４　（略）

（公印・契印省略）　写

諮 問 第 ３０ 号
令和８年８月 31 日

電波監理審議会
　会長　笹瀬　巌　殿

総務大臣　林　　芳正

# 諮　問　書

電波法（昭和25年法律第131号）第27条の２、第27条の４第３号、第28条、第38条及び第38条の２の２第１項の規定による省令委任事項を定めるため、電波法施行規則等の一部を改正することとしたい。

ついては、同法第99条の11第１項第１号の規定に基づき、別紙により諮問する。

○総務省令第　　号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二、第二十七条の四第三号、第二十八条、第三十八条及び第三十八条の二の二第一項の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　林　　芳正

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（必要的諮問事項はゴシック体）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （特定無線局の無線設備の規格）<br>第十五条の三　法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。<br>［一～四　略］<br>五　電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局<br>［(1)～(9)　略］<br>(10)　設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第二項に規定する技術基準<br>(11)　設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第三項に規定する技術基準<br>(12)　設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第四項に規定する技術基準<br>(13)～(22)　［略］<br>［六～十二　略］ | （特定無線局の無線設備の規格）<br>第十五条の三　［同上］<br>［一～四　同上］<br>五　［同上］<br>［(1)～(9)　同上］<br>(10)　設備規則第四十九条の二十三の七に規定する技術基準<br>［新設］<br>(11)～(20)　［同上］<br>［六～十二　同上］ |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（必要的諮問事項はゴシック体）

## 改正後

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 送信設備 | | 許容偏差 | |
|---|---|---|---|
| | | 上限（パーセント） | 下限（パーセント） |
| ［略］ | | ［略］ | ［略］ |
| 二十　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う無線局の送信設備 | 第四十九条の二十三の七において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の送信設備 | 占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzの場合 | 八七 | 四七 |
| | | 占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzの場合 | 八七 | 五三 |
| | | その他の場合 | 八七 | 七九 |
| | 第四十九条の二十三の八において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の送信設備であつて、携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行う携帯移動地球局を除く。）と通信を行うもの | | 八七 | 六二 |
| | 第四十九条の二十三の八において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の送信設備であつて、人工衛星局と通信を行うもの | | 八七 | 七四 |
| ［略］ | | ［略］ | ［略］ |

第四十九条の二十三の七　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備であつて、七一五MHzを超え七一八MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信し、七七〇MHzを超え七七三MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信するもの（次条に規定する無線設備を除く。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

## 改正前

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　［同上］

| 送信設備 | | 許容偏差 | |
|---|---|---|---|
| | | 上限（パーセント） | 下限（パーセント） |
| ［同上］ | | ［同上］ | ［同上］ |
| 二十　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う無線局の送信設備 | 第四十九条の二十三の七において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の送信設備 | 八七 | 七九 |
| | 第四十九条の二十三の八において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の送信設備であつて、携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行う携帯移動地球局を除く。）と通信を行うもの | 八七 | 六二 |
| | 第四十九条の二十三の八において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の送信設備であつて、人工衛星局と通信を行うもの | 八七 | 七四 |
| ［同上］ | | ［同上］ | ［同上］ |

第四十九条の二十三の七　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備であつて、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信し、二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信するもの（次条に規定する無線設備を除く。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

イ　通信方式は、携帯移動地球局から人工衛星局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。ただし、占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzのものにあつては半複信方式とすることとし、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのものにあつては半複信方式とすることができる。

［ロ～ニ　略］

ホ　チャネル間隔は、七一五MHzを超え七一八MHz以下の周波数の電波を送信する場合は、一八〇kHz、一・〇八MHz又は三MHzとし、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信する場合は、五MHzとすること。

［ヘ　略］

2　前項の携帯移動地球局の無線設備（同項及び次項に規定する携帯移動地球局の無線設備並びに前項及び第四項に規定する携帯移動地球局の無線設備を除く。）は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

三　搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次のとおりであること。

イ　チャネル間隔が三MHzのものにあつては、任意の二・七MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。ロにおいて同じ。）以下であること。

ロ　チャネル間隔が五MHzのものにあつては、任意の四・五MHz幅で（一）四八・五デシベル以下であること。

［四・五　略］

3　第一項の携帯移動地球局の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzのものは、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　送信する電波の周波数は、通信の相手方である人工衛星局の電波を受信することによつて、総務大臣が別に告示する周波数の範囲内から自動的に選択されること。

二　人工衛星局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である人工衛星局からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

三　搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の一八〇kHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四　空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。

五　送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

4　第一項の携帯移動地球局の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのものは、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　送信する電波の周波数は、通信の相手方である人工衛星局の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

一　一般的条件

イ　通信方式は、携帯移動地球局から人工衛星局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

［ロ～ニ　同上］

ホ　チャネル間隔は、五MHzとすること。

［ヘ　同上］

2　前項の携帯移動地球局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一・二　同上］

三　搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の四・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

［新設］

［四・五　同上］

［新設］

［新設］

| | |
|---|---|
| 二　人工衛星局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である人工衛星局からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるように自動的に制御する機能を有すること。 | |
| 三　搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信周波数帯域の周波数帯で、空中線電力の帯域内における平均電力より14dB以下であること。 | |
| 四　空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。 | |
| 五　送信設備の終段管は、三以下であること。 | |
| 別表第一号（第５条関係） | 別表第一号（第５条関係） |
| 周波数許容偏差の表 | 周波数許容偏差の表 |
| ［表略］ | ［表同左］ |
| ［注１～57　略］ | ［注１～57　同左］ |
| 58　次に掲げる携帯移動地球局及び地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 | 58　［同左］ |
| (1)　第49条の23の７に規定する携帯移動地球局<br>次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。 | (1)　第49条の23の７に規定する携帯移動地球局<br>次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。 |
| ア　第49条の23の７第１項及び第３項に規定する携帯移動地球局の無線設備又は同条第１項及び第４項に規定する携帯移動地球局の無線設備のうち半複信方式のものであつて連続送信時間が64ミリ秒を超えるもの<br>$(0.2\times f\times 10^{-6}+15)$ Hz | $(0.1\times f\times 10^{-6}+15)$ Hz |
| イ　アに掲げる以外の無線設備<br>$(0.1\times f\times 10^{-6}+15)$ Hz | |
| ［(2)　略］ | ［(2)　同左］ |
| ［59　略］ | ［59　同左］ |
| 別表第二号（第６条関係） | 別表第二号（第６条関係） |
| ［第１～第79　略］ | ［第１～第79　同左］ |
| 第80　第49条の23の７及び第49条の23の８に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。 | 第80　第49条の23の７及び第49条の23の８に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、５MHzとする。 |
| １　チャネル間隔が３MHzのもの　３MHz | ［新設］ |
| ２　チャネル間隔が５MHzのもの　５MHz | ［新設］ |
| ３　携帯移動地球局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、チャネル間隔が180kHzのもの　200kHz | ［新設］ |
| ４　携帯移動地球局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、チャネル間隔が1.08MHzのもの　1.4MHz | ［新設］ |
| ［第81～第85　略］ | ［第81～第85　同左］ |
| 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 | |

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（必要的諮問事項はゴシック体）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （特定無線設備等）<br>第二条　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。<br>［一～十一の十八　略］<br>十一の十九　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の無線設備を含む。）<br>十一の十九の二　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の無線設備を含む。）<br>十一の十九の三　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の無線設備を含む。）<br>［十一の二十～八十七　略］<br>［2　略］ | （特定無線設備等）<br>第二条　［同上］<br>［一～十一の十八　同上］<br>十一の十九　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十三の七においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の無線設備を含む。）<br>十一の十九の二　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備<br>十一の十九の三　設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備<br>［十一の二十～八十七　同上］<br>［2　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（特定無線局の開設の根本的基準の一部改正）

第四条　特定無線局の開設の根本的基準（平成九年郵政省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（必要的諮問事項はゴシック体）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （電気通信業務を行う特定無線局）<br>第二条　包括免許に係る二以上の特定無線局であって、電気通信業務を行うことを目的として開設するものは、次の各号の条件を満たすものでなければならない。<br>［一～五　略］<br>六　それらの局が設備規則第四十九条の二十三の七においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局であるときは、それらの局の免許を受けようとする者は、電気通信役務の提供の用に供するために当該無線局と同一の周波数の電波を送信する設備規則第四十九条の六の九においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局を現に開設し、運用する者であること。<br>七　それらの局が設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局であるときは、それらの局の免許を受けようとする者は、電気通信役務の提供の用に供するために当該無線局と同一の周波数の電波を送信する設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は陸上移動中継局を現に開設し、運用する者であること。<br>八　［略］ | （電気通信業務を行う特定無線局）<br>第二条　［同上］<br>［一～五　同上］<br>［新設］<br>［新設］<br>六　［同上］ |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に受けている第二条の規定による改正前の無線設備規則第四十九条の二十三の七に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

第三条　この省令の施行の日前に技術基準適合証明等を受けた無線設備（技術基準適合証明等を受けたとみなされるものを含む。）であって、次の表の一の欄に掲げる占有周波数帯幅の許容値を満たす同表の二の欄に掲げる周波数を使用する同表の三の欄に掲げる無線設備は、当該技術基準適合証明等に係る工事設計に変更がない限りにおいて、同表の一の欄に掲げる占有周波数帯幅の許容値を満たす同表の四の欄に掲げる周波数の電波を送信する無線設備であって、同表の五の欄に掲げる技術基準に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

| 一　占有周波数帯幅の許容値 | 二　周波数 | 三　無線設備 | 四　周波数 | 五　技術基準 |
|---|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 三MHz | | | |
| 七一五MHzを超え七一八MHz以下 | 無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備 | 無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備として技術基準適合証明等を受けている周波数 | 第二条の規定による改正後の無線設備規則（以下この表において「新設備規則」という。）第四十九条の二十三の七第一項及び第二項に規定する技術基準 |
| 七一五MHzを超え七一八MHz以下 | 無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められ | 無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められ | 新設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第三項に規定する技術基準 |
| 二〇〇kHz | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 一・四MHz |
| | | | 七一五MHzを超え七一八MHz以下 |
| れている陸上移動局の無線設備 | 無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備 | | |
| れている陸上移動局の無線設備として技術基準適合証明等を受けている周波数 | 無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備として技術基準適合証明等を受けている周波数 | 新設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第四項に規定する技術基準 | |

第四条　この省令の施行の際現にされている第三条の規定による改正前の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第二条第一項第十一号の十九の無線設備、同項第十一号の十九の二の無線設備及び同項第十一号の十九の三の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めについては、それぞれ第三条の規定による改正後の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第二条第一項第十一号の十九の無線設備、同項第十一号の十九の二の無線設備及び同項第十一号の十九の三の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めとみなす。

**資料５**

電波監理審議会審議資料

令和８年８月３１日

# 周波数割当計画の一部を変更する告示案
# （令和８年８月３１日　諮問第３１号）

［衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの導入等に係る制度整備］

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、後藤官、宮内官）
電話：０３－５２５３－５８２９
諮問内容について
総務省総合通信基盤局電波政策課
（長澤周波数調整官、加地係長）
電話：０３－５２５３－５８７５

諮問第 31 号説明資料

# 周波数割当計画の一部を変更する告示案

## （衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの導入等に係る制度整備）

### 1　諮問の概要

衛星コンステレーションによる携帯電話向け 700MHz 帯非静止衛星通信システムは、離島、海上、山間部等の通信インフラが整備されていない地域を効率的にカバーできるほか、自然災害等の非常時の通信手段としても有用であることから、その導入・展開が期待されている。

国内の利用ニーズに迅速に対応し、円滑な導入を図るため、令和７年９月から情報通信審議会において「衛星コンステレーションによる携帯電話向け 700MHz 帯非静止衛星通信システムの技術的条件」の検討を進め、令和８年６月に情報通信審議会から一部答申を受けたところである。

また、900MHz 帯を使用する新たな無線利用に関し、「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」(900MHz 帯を使用する新たな無線利用)について、令和８年５月に情報通信審議会から一部答申を受けたところである。

本件は、これらの状況を受け、衛星コンステレーションによる携帯電話向け 700MHz 帯非静止衛星通信システムの関係規定の整備を行うとともに、900MHz 帯の高度ＭＣＡ陸上移動通信の無線局の目的に電気通信業務用を追加するため、周波数割当計画の変更を行うものである。

### 2　変更概要

**※必要的諮問事項はゴシック体**

- **700MHz帯衛星ダイレクト通信を導入可能とするため、周波数割当表第２表を変更し、国内周波数分配の脚注を追加する。**

**【周波数割当計画　第２　周波数割当表、国内周波数分配の脚注】**

- **700MHz 帯衛星ダイレクト通信を導入可能とするため、47.2-49.2GHz の周波数帯を放送衛星業務のフィーダリンク以外の固定衛星業務の局に使用できるようにするため、国内周波数分配の脚注を変更する。**

**【国内周波数分配の脚注】**

- **900MHz 帯の高度ＭＣＡ陸上移動通信の無線局の目的に電気通信業務用を追加するため、周波数割当表第２表を変更する。**

**【周波数割当計画　第２　周波数割当表】**

## 3　施行期日

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更する。

## 4　意見募集結果

本件に係る行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第１項の規定に基づく意見公募の手続については、令和８年７月 11 日（土）から同年８月 10 日（月）までの期間において実施したところ、周波数割当計画の変更に関する意見の提出はなかった。

# 周波数割当計画の一部変更の概要



周波数割当表　第２表　27.5MHz-10000MHz

**変更前**

| 国内分配（MHz） | | 無線局の目的 | 周波数の使用に関する条件 |
|---|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 714-750 | 移動 | 電気通信業務用 | 携帯無線通信用とし、割当ては別表10－２による。 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 770-806 | 移動 | 電気通信業務用<br>一般業務用 | 電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10－２による。 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 895-900<br>J77 | 移動<br>J106 | 一般業務用 | 高度ＭＣＡ陸上移動通信用とし、940-945MHz帯と対の二周波方式に限る。 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 940-945<br>J77 | 移動<br>J106 | 一般業務用 | 高度ＭＣＡ陸上移動通信用とし、895-900MHz帯と対の二周波方式に限る。 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |

周波数割当表　第２表　27.5MHz-10000MHz

**変更後**

| 国内分配（MHz） | | 無線局の目的 | 周波数の使用に関する条件 |
|---|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 714-750<br>J104A | 移動 | 電気通信業務用 | 携帯無線通信用とし、割当ては別表10－２による。 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 770-806<br>J104B | 移動 | 電気通信業務用<br>一般業務用 | 電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10－２による。 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 895-900<br>J77 | 移動<br>J106 | 電気通信業務用<br>一般業務用 | 高度ＭＣＡ陸上移動通信用とし、940-945MHz帯と対の二周波方式に限る。 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 940-945<br>J77 | 移動<br>J106 | 電気通信業務用<br>一般業務用 | 高度ＭＣＡ陸上移動通信用とし、895-900MHz帯と対の二周波方式に限る。 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |

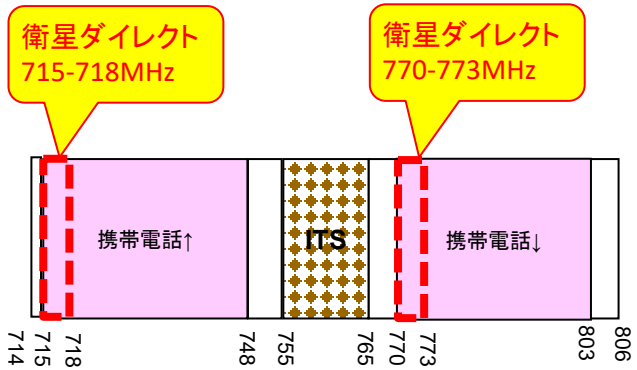


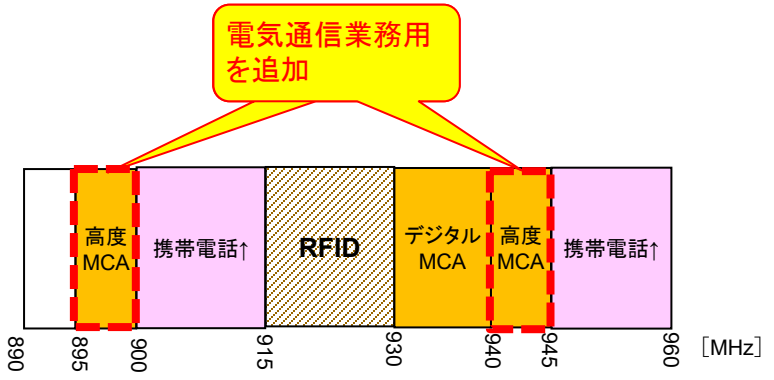

国内周波数分配の脚注　（変更前）

J1～J104　（略）

［新設］

J105～J310　（略）

J311

47.2-49.2GHzの周波数帯は、40.5-42.5GHzの周波数帯で運用する放送衛星業務のフィーダリンクに使用するため、周波数の割当てを保留する。

J312～J337　（略）

国内周波数分配の脚注　（変更後）

J1～J104　（略）

J104A

715-718MHzの周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する移動衛星業務（地球から宇宙）にも使用することができる。ただし、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

J104B

770-773MHzの周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する移動衛星業務（宇宙から地球）にも使用することができる。ただし、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

J105～J310　（略）

J311

47.2-49.2GHzの周波数帯は、40.5-42.5GHzの周波数帯で運用する放送衛星業務のフィーダリンクに使用するため、周波数の割当てを保留する。ただし、48.2-48.7GHzの周波数帯は、放送衛星業務のフィーダリンクに有害な混信を生じさせないこと及び放送衛星業務のフィーダリンクからの有害な混信に対して保護を要求しないことを条件に、放送衛星業務のフィーダリンク以外の固定衛星業務の局にも使用することができる。

J312～J337　（略）

# 参照条文



**【必要的諮問事項関係】**

**〇電波法（昭和 25 年法律第 131 号）**

（必要的諮問事項）

**第九十九条の十一**　総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一　（略）

二　第七条第三項又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画（同条第二項第四号に係る部分を除く。）の作成又は変更、第二十七条の十二第一項の開設指針の制定又は変更、第二十七条の十三第二項の規定による開設指針の制定の要否の決定及び第七十一条の二第二項の特定公示局の決定又は変更

三～五　（略）

２　（略）

**【委任元条項関係】**

**〇電波法（昭和 25 年法律第 131 号）**

（周波数割当計画）

**第二十六条**　総務大臣は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数の表（以下「周波数割当計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　周波数割当計画には、割当てを受けることができる無線局の範囲を明らかにするため、割り当てることが可能である周波数ごとに、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　無線局の行う無線通信の態様

二　無線局の目的

三　周波数の使用の期限その他の周波数の使用に関する条件

四　第二十七条の十四第六項の規定により指定された周波数であるときは、その旨

五　放送をする無線局に係る周波数にあつては、次に掲げる周波数の区分の別

イ　放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てる周波数

ロ　イに掲げる周波数以外のもの

（公印・契印省略）

写

諮 問 第 ３ １ 号
令和８年８月 31 日

電波監理審議会
　会長　笹瀬　巌　殿

総務大臣　林　芳正

# 諮　問　書

電波法（昭和25年法律第131号）第26条第１項に規定する周波数割当計画（令和６年総務省告示第402号）について、その一部を変更することとしたい。

ついては、同法第99条の11第１項第２号の規定に基づき、別紙により諮問する。

別紙

○総務省告示第　　号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　林　　芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

別紙

（傍線部分は改正部分）

## 変　更　後

第２　周波数割当表

［１～７　略］

周波数割当表

［第１表　略］

第２表　27.5MHz - 10000MHz

| ［略］ | 国内分配（MHz）（４） | | 無線局の目的（５） | 周波数の使用に関する条件（６） |
|---|---|---|---|---|
| | ［略］ | | | |
| | 714-750<br>J104A | 移動 | 電気通信業務用 | 携帯無線通信用とし、割当ては別表10－２による。 |
| | ［略］ | | | |
| | 770-806<br>J104B | 移動 | 電気通信業務用<br>一般業務用 | 電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10－２による。 |
| | ［略］ | | | |
| | 895-900<br>J77 | 移動<br>J106 | 電気通信業務用<br>一般業務用 | 高度ＭＣＡ陸上移動通信用とし、940-945MHz帯と対の二周波方式に限る。 |
| | ［略］ | | | |
| | 940-945<br>J77 | 移動<br>J106 | 電気通信業務用<br>一般業務用 | 高度ＭＣＡ陸上移動通信用とし、895-900MHz帯と対の二周波方式に限る。 |
| | ［略］ | | | |

［第３表　略］

国内周波数分配の脚注

［J1～J104　略］

J104A

715-718MHzの周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する移動衛星業務（地球から宇宙）にも使用することができる。ただし、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

J104B

770-773MHzの周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する移動衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。ただし、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

## 変　更　前

第２　［同左］

［１～７　同左］

周波数割当表

［第１表　同左］

第２表　27.5MHz - 10000MHz

| ［同左］ | 国内分配（MHz）（４） | | 無線局の目的（５） | 周波数の使用に関する条件（６） |
|---|---|---|---|---|
| | ［同左］ | | | |
| | 714-750 | ［同左］ | ［同左］ | ［同左］ |
| | ［同左］ | | | |
| | 770-806 | ［同左］ | ［同左］ | ［同左］ |
| | ［同左］ | | | |
| | ［同左］ | ［同左］ | 一般業務用 | ［同左］ |
| | ［同左］ | | | |
| | ［同左］ | ［同左］ | 一般業務用 | ［同左］ |
| | ［同左］ | | | |

［第３表　同左］

国内周波数分配の脚注

［J1～J104　同左］

［新設］

［新設］

別紙

| | |
|---|---|
| ［J105～J310　略］ | ［J105～J310　同左］ |
| J311<br>47.2-49.2GHzの周波数帯は、40.5-42.5GHzの周波数帯で運用する放送衛星業務のフィーダリンクに使用するため、周波数の割当てを保留する。ただし、48.2-48.7GHzの周波数帯は、放送衛星業務のフィーダリンクに有害な混信を生じさせないこと及び放送衛星業務のフィーダリンクからの有害な混信に対して保護を要求しないことを条件に、放送衛星業務のフィーダリンク以外の固定衛星業務の局にも使用することができる。 | J311<br>47.2-49.2GHzの周波数帯は、40.5-42.5GHzの周波数帯で運用する放送衛星業務のフィーダリンクに使用するため、周波数の割当てを保留する。 |
| ［J312～J337　略］ | ［J312～J337　同左］ |
| ［別表１－１～11－３　略］ | ［別表１－１～11－３　同左］ |
| ［国際周波数分配の脚注　略］ | ［国際周波数分配の脚注　同左］ |
| 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。 | |

**資料６**

電波監理審議会審議資料

令和８年８月３１日

# 日本放送協会令和７年度決算の概要
# （令和８年８月３１日）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、後藤官、宮内官）
電話：０３－５２５３－５８２９
報告内容について
総務省情報流通行政局放送政策課
（林田課長補佐、岸原係長）
電話：０３－５２５３－５７７７

# ＮＨＫ令和７年度決算の概要

## １．予算との比較

（１）一般勘定

（単位：億円　端数切捨て）

| | Ｒ７<br>当初予算 | Ｒ７決算 | Ｒ７予算<br>からの増減 | Ｒ６決算 |
|---|---|---|---|---|
| 事業収入 | ６，０３４ | ６，１３０ | ９５ | ６，１２５ |
| 受信料 | ５，８００ | ５，８５１ | ５１ | ５，９０１ |
| その他 | ２３４ | ２７９ | ４４ | ２２３ |
| 事業支出 | ６，４３４ | ６，４４９ | １４ | ６，５７４ |
| 国内放送費 | ３，２４４ | ３，３１１ | ６６ | ３，２９１ |
| 国際放送費 | ２０２ | １９４ | △８ | １９８ |
| 国内放送番組等配信費 | １４０ | １４９ | ９ | １１５ |
| 国際放送番組等配信費 | ２９ | ２４ | △５ | ２４ |
| 契約収納費 | ４６２ | ４７４ | １２ | ４１５ |
| 受信対策費 | ６ | ５ | △１ | ７ |
| 人件費 | １，４２５ | １，３８９ | △３６ | １，４３０ |
| 予備費 | ３０ | － | △３０ | － |
| その他 | ８９３ | ９００ | ６ | １，０９０ |
| 事業収支差金 | △４００ | △３１８ | ８１ | △４４９ |

## 【令和７年度決算のポイント】

○　令和７年度は<u>４００億円の赤字予算に対し、３１８億円の赤字決算</u>

- 受信料収入増（５１億円）等により事業収入が９５億円増
- 人件費減（３６億円）等による支出減の一方で、
  国内放送費増（６６億円）・契約収納費増（１２億円）等により、
  事業支出が１４億円増
- 令和７年度決算時の受信料支払数は、３，８５９万件で、
  令和７年度当初予算時の見込みに比べて１２万件の増加

【財政安定のための繰越金及び還元目的積立金の状況】　（単位:億円　端数切捨て）

| 区　　分 | Ｒ６年度末 | Ｒ７年度増減 | Ｒ７年度末 |
|---|---|---|---|
| 財政安定のための繰越金 | ４１６ | △１６４ | ２５１ |
| 還元目的積立金 | １，３７５ | △４００ | ９７５ |

- 「財政安定のための繰越金」から、建設費の財源として１６４億円を取り崩し、令和７年度末の残高は２５１億円
- 「還元目的積立金」から、事業収支差金の不足額３１８億円と資本収支差金の不足額８１億円に使用するため、４００億円を取り崩し、令和７年度末の残高は９７５億円

（２）有料インターネット活用業務勘定　（単位:億円　端数切捨て）

| | Ｒ７<br>当初予算 | Ｒ７決算 | Ｒ７予算<br>からの増減 | Ｒ６決算 |
|---|---|---|---|---|
| 事業収入 | ５９．８ | ７１．３ | １１．４ | ６５．４ |
| 放送番組等有料配信収入 | ５９．８ | ７１．０ | １１．２ | ６５．４ |
| 雑収入 | － | ０．２ | ０．２ | ０ |
| 事業支出 | ５５．６ | ６５．１ | ９．４ | ５６．３ |
| 放送番組等有料配信費 | ５１．７ | ５９．９ | ８．１ | ５２．０ |
| その他 | ３．９ | ５．２ | １．３ | ４．３ |
| 事業収支差金 | ４．１ | ６．１ | １．９ | ９．０ |

【令和７年度決算のポイント】

○　令和７年度の有料インターネット活用業務勘定は、**４．１億円の黒字予算に対し、６．１億円の黒字決算**

- 放送番組等有料配信収入の増：１１．２億円

○　事業収支差金６．１億円は一般勘定へ繰り入れ

## ２．業務報告書の概要

| | |
|---|---|
| **放送番組等の概況** | 〔国内放送〕<br>・ 公共放送としての使命に徹し、信頼性あるジャーナリズム機能と文化創造機能を一層向上させ、公正な報道と多様で質の高い放送番組を提供することを基本とした。<br>・ 番組改定を行い、総合テレビジョンでは、最新のニュースや社会の仕組みを分かりやすく伝える番組を新設したほか、平日及び土曜夜間に家族で楽しめる番組を強化した。<br>・ 東日本大震災関連番組、夏期特集として戦争と平和を考える番組を編成するなど、年間を通じて特別編成を随時実施した。<br>・ ＮＨＫ ＢＳでは、広域性や大容量性といった衛星放送の特性を生かして国内外の最新動向を伝えるとともに、過去の優れた文化の保存や文化の育成・普及を図るチャンネルとして、報道、スポーツ、教養、エンターテインメント番組を中心に編成し、マルチ編成を随時実施した。<br>・ 令和８年３月、ラジオ３波をＮＨＫ ＡＭとＮＨＫ ＦＭの２波に再編した。<br>〔国際放送〕<br>・ 番組改定を行い、日本の視座の発信を強化するため、最新のニュースや日本ならではの取り組みを伝える番組を拡充した。<br>・ イラン情勢の変化に伴い、令和８年３月、中東向け日本語放送について、臨時に放送時間を拡大した。<br>〔インターネットサービス〕<br>・ 令和７年１０月、放送法の改正に基づき、必要的配信業務として、国内放送の放送番組の同時配信、見逃し・聞き逃し配信、ニュース記事や動画等の番組関連情報を一つにまとめた「ＮＨＫ ＯＮＥ」のサービスを実施した。国際放送の配信は、「ＮＨＫ ＷＯＲＬＤ－ＪＡＰＡＮ」のサービスとして実施した。<br>・ 受信契約が確認されたＮＨＫ ＯＮＥのアカウントの数は、年度末で３６２万であった。 |
| **営業及び受信関係業務の概況** | ・ 受信料支払率は、77.3％（令和６年度末 77.5％）となった。<br>・ 従来の巡回訪問を中心とした契約・収納活動からの抜本的な構造改革を推進し、受信料の公平負担と営業経費の抑制に取り組んだ。<br>・ 受信料の支払いについて、支払督促の申し立て（1,368 件）、未契約者について、受信料及び割増金の支払いを求める民事訴訟の提起（30 件）を行った。<br>・ 令和７年１０月、インターネット配信業務の必須業務化に伴い、配信の受信を開始した場合における受信契約の種別や単位、割引や免除の適用等、必要となる規定を整備した。 |
| **視聴者関係業務の概況** | ・ 「ＮＨＫ ＯＮＥ」の開始にあたり、全国の放送局やイベント会場等でアカウントの登録方法やアプリの利用方法について対面で案内をしたほか、放送での周知を行った。 |

| | |
|---|---|
| **放送設備の<br>建設改修及び<br>運用の概況** | ・ 放送センター建替について、第Ⅰ期工事を進めた。また、第Ⅱ期工事については、令和７年４月、「放送センター建替 改定基本計画」を公表した。基本設計者の契約候補者を決定した。<br>・ 大型スタジオ等を備えた映像制作拠点となる川口施設（仮称）の東棟の工事を進めるとともに、基本計画を変更し、西棟の設計を進めた。<br>・ 津波による浸水に備え、高知放送会館サブステーションの整備を進めた。 |
| **放送技術<br>の研究** | ・ ＣＧを用いた手話アニメーションを自動生成する技術の研究では、ニュースの日本語文から手話ＣＧを生成するための翻訳技術と手話特有の表現を制作できる手話ＣＧシステムの開発を進めた。<br>・ 番組制作業務の効率化を目的として、協会が保有する番組映像やニュース記事等のデータを用いて、放送コンテンツに対する理解力を向上させたマルチモーダル大規模言語モデル構築に関する研究開発を進めた。 |
| **業務組織の<br>概要及び<br>職員の状況** | ・ 令和７年６月、大草透（元三菱地所取締役常勤監査委員）、榊原一夫（弁護士　アンダーソン・毛利・友常法律事務所　外国法共同事業）が経営委員会委員に再任され、新たに岡田美弥子（北海道大学大学院経済学研究院教授）、田渕正朗（元住友商事代表取締役専務執行役員）が経営委員会委員に任命された。同年１２月、新たに岩井睦雄（日本たばこ産業社友）、榊原陽子（さくら社会保険労務士法人代表社員　マザーリーフ代表取締役）が経営委員会委員に任命された。<br>・ 「ＮＨＫグループ 働き方改革宣言」の実現に向けて、長時間労働に頼らない組織風土づくりを一層進め、業務改善や多様な働き方の浸透・支援を進めた。<br>・ 令和８年１月、「ＮＨＫハラスメント防止・撲滅宣言」を公表し、令和８年４月、「ＮＨＫ人権方針」を公表した。<br>・ 要員について、本部管理部門・地域放送局の業務体制の見直し等による削減を行う一方で、取材・制作部門等への増員配置を行い、令和７年度末の人員は9,825 人となった。<br>・ 女性職員比率は、24.2％（令和６年度末 23.5％）、女性管理職の割合は14.0％（同 13.5％）であった。 |
| **内部統制に関する<br>体制等及び<br>その運用状況** | ・ 会長等は、協会の業務並びに協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備及び監査委員会の職務の執行のため必要な事項についての経営委員会議決等を遵守して職務にあたった。 |
| **子会社等の概要** | ・ 中期経営計画の実現に向けた体制構築とガバナンス強化のため、グループ経営改革を進めた。<br>・ 関連事業持株会社の株式会社ＮＨＫメディアホールディングスは、傘下子会社の管理部門の業務集約や効率化、内部監査機能の強化等を進めた。 |
| **その他** | ・ 会長の諮問機関であるＮＨＫ受信料制度等検討委員会は３回開催され、事業所等における負担の在り方について意見交換を行うなど、今後の受信料制度のあり方に関する意見交換を行った。 |

**資料７**

電波監理審議会審議資料

令和８年８月３１日

# 26GHz帯における第５世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針に係る価額競争の実施に関するアンケート調査の結果（令和８年８月３１日）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、後藤官、宮内官）
電話：０３－５２５３－５８２９
報告内容について
総務省総合通信基盤局移動通信課
（宮本課長補佐、川畑係長）
電話：０３－５２５３－５８９３

電波監理審議会（第1160回）報告資料

# 26GHz帯における第５世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針に係る価額競争の実施に関するアンケート調査の結果

令和８年８月
総　　務　　省
移 動 通 信 課

（電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表）

# 価額競争アンケートの項目①



26GHz帯における５Ｇの普及のための価額競争実施指針に係る価額競争への参加者を対象として実施したアンケートの項目は以下のとおり。

## 1　価額競争への参加について

- 今回の価額競争に参加した理由

## 2　価額競争のルールについて

- 競り上げ方式（時計方式）
- その他価額競争のルール（競り上げ幅、活動ルール、撤回ルール）
- 参加者名等の情報開示の在り方

## 3　保証金の提供について

- 保証金の提供に関する手続は円滑に進められたか
- 保証状を利用しなかった理由

## 4　参加者説明会（動画配布）及び模擬オークション（個社別）について

- ルールや入札サイトの操作方法の理解に支障はありませんでしたか
- 参加者説明会（動画配布）の資料や説明は分かりやすかったですか
- 参加者説明会資料のうち、参加者マニュアルは価額競争入札サイトの理解につながりましたか
- 模擬オークション（個社別）の資料や進め方は分かりやすかったですか

# 価額競争アンケートの項目②



## 5　価額競争の進め方について

- １日あたりのラウンド数は適正でしたか
- １ラウンドあたりの競り上げ幅は妥当でしたか
- 価額競争の実施中にトラブル等は生じましたか

## 6　価額競争入札サイトについて

- サイト全体の満足度を教えてください（５段階評価）
- サイトの画面の見やすさ、サイトの操作方法の分かりやすさについて教えてください（５段階評価）
- サイトの処理速度（応答速度）は許容できるものであったか教えてください（５段階評価）
- サイト利用中に不具合があったか教えてください（５段階評価）
- マニュアルはわかりやすかったか教えてください（５段階評価）
- サイトに追加されると有用と考えられる機能があれば教えてください
- サポートデスクの満足度を教えてください（５段階評価）
- サポートデスクの対応は適切だったか教えてください（アクセスのしやすさ、電話・メール・サイト内アナウンスそれぞれの要否等）　（５段階評価）
- メール・サイト内のアナウンスの頻度・内容が適切であったか教えてください（５段階評価）

## 7　その他御意見がございましたら御回答ください。

# 価額競争アンケートの結果①



26GHz帯における５Ｇの普及のための価額競争実施指針に係る価額競争への参加者を対象として実施したアンケートの結果は以下のとおり。

※結果の集計の都合上、内容の要約や回答いただいた項目とは異なる項目への記載をしている。

## 1　価額競争への参加について

| 項目 | 参加者からの回答 |
|---|---|
| 今回の価額競争に参加した理由 | ・今後のトラヒック増加予測を踏まえ、将来的に追加周波数の活用が必要と判断したため。<br>・ミリ波活用に積極的に取り組んでおり、26GHz帯も将来的な活用の可能性があると考えたため。<br>・周波数特性を活かした産業領域等での活用のため。<br>・屋内・屋外の通信インフラ構築に加え、周波数そのものを共用型アセットとして保有・提供する「アクティブシェアリングモデル」を検討するため。<br>・地方自治体・民間企業等のDX化による業務効率化・省人化を推進し、地域に新たな価値を創出するにあたり、26GHz帯を活用する機会を確保するため。 |

## 2　価額競争のルールについて

| 項目 | 参加者からの回答 |
|---|---|
| 競り上げ方式（時計方式） | ・シンプルでわかりやすい方式であった。<br>・各ラウンドにおける価額変動を把握した上で入札の有無を判断できた。 |
| その他価額競争のルール（競り上げ幅、活動ルール、撤回ルール）<br>※競り上げ幅に関する回答は５へ集約 | ・全国枠及び地域枠のすべての区域の競り上がりが終了するまで価額競争全体が終了しない設計であったため、各枠ごとに終了される制度も検討いただきたい。<br>・長期化することを抑止するルールを検討いただきたい。<br>・撤回ルールについて、本社と研究施設など、複数区域を一体的に利用する明確な事業上の理由がある場合には、理由を明記した上で撤回を認める運用も検討いただきたい。 |
| 参加者名等の情報開示の在り方 | ・公平性・透明性確保の観点から、オークション開始前及び実施中に他の参加者情報を非開示とした点は適切であった。<br>・入札枠や入札者数が多い場合は、互いにけん制機能が働くことや、入札プロセスにおける新たな価額発見の機能も期待できるため、参加者名の開示を選択肢として設けることも有用であると考える。 |

# 価額競争アンケートの結果②



## 3　保証金の提供について

| 項目 | 参加者からの回答 |
|---|---|
| 保証金の提供に関する手続は円滑に進められたか | ・手続きは円滑だった。<br>・支払手順の周知から期限までが約３週間と短く、より余裕のあるスケジュールが望ましい。<br>・指定された支店での手続きが必要であったため、複数の金融機関での提供が可能とするなど柔軟な手続きを設けてほしい。<br>・オンライン手続きを導入してほしい。 |
| 保証状を利用しなかった理由 | ・現金での提供の方が簡便であると判断したため。 |

## 4　参加者説明会（動画配布）及び模擬オークション（個社別）について

| 項目 | 参加者からの回答 |
|---|---|
| ルールや入札サイトの操作方法の理解に支障はありませんでしたか | ・支障なし。 |
| 参加者説明会（動画配布）の資料や説明は分かりやすかったですか | ・動画配布形式であったため、担当者のペースで複数回確認できたため、わかりやすかった。<br>・実際の画面と操作手順を対応させたマニュアル等があると、具体的な利用イメージをより把握しやすかった。 |
| 参加者説明会資料のうち、参加者マニュアルは価額競争入札サイトの理解につながりましたか | ・円滑に理解することができた。<br>・追加質問にも適切な回答があった。 |
| 模擬オークション（個社別）の資料や進め方は分かりやすかったですか | ・円滑に理解することができた。<br>・本番と同等の環境で操作体験ができ、不安が解消できた。<br>・他の参加者の落札時の画面表示、参加者自身の落札時の他の参加者の画面表示等については具体的なイメージが把握しづらい部分も一部あったため、それぞれの画面イメージも共有されるとよかった。 |

# 価額競争アンケートの結果③



## 5　価額競争の進め方について

| 項目 | 参加者からの回答 |
|---|---|
| １日あたりのラウンド数は適正でしたか | ・全国枠については、１日当たり１ラウンドで終了したため、適切であった。<br>・地域枠については、１日当たり最大７ラウンドが実施され、入札対応のための拘束時間が長いと感じた。ただし、ラウンド数を減少させても拘束時間は大きく変わらないため、自動で継続入札が可能となる等の参加者の拘束時間を減少する設計が望ましい。<br>・価額競争中のラウンド数の増加は、意思決定に向けた調整が困難になるため、価額競争の前にラウンド数を定められることが望ましい。 |
| １ラウンドあたりの競り上げ幅は妥当でしたか | ・20%の競り上げ幅は基本的には妥当であり、急激な価額高騰を抑える効果があった。<br>・開始価額が小さい区域については、競り上げ幅も同様に小さくなり、ラウンド数の増加の原因になった。価額競争の状況に応じた競り上げ幅の調整や、開始価額に応じた区域ごとの競り上げ幅の設定が必要と考えられる。 |
| 価額競争の実施中にトラブル等は生じましたか | ・トラブル等は生じなかった。<br>・サイト上に全国の警報情報が掲載されていたが、サイトへアクセスできる状況であれば入札可能とも感じられるため、延期判断の基準が明確になるとよい。 |

## 6　価額競争入札サイトについて

| 項目 | 参加者からの回答 |
|---|---|
| サイト全体の満足度を教えてください（次の選択肢から選んでください） | ・非常に満足（１者）、おおむね満足（４者） |
| サイトの画面の見やすさ、サイトの操作方法の分かりやすさについて教えてください（次の選択肢から選んでください） | ・非常に満足（１者）、おおむね満足（４者）<br>・一度入札した後に入札内容の変更手続きを開始すると、変更が完了していない段階であっても、当該ラウンドにおいて未入札であるかのような表示となっていたため、変更手続き中も変更前の入札内容を有効なものとして表示し、変更手続きが完了した時点で変更後の内容を反映する仕様としていただきたい。 |
| サイトの処理速度（応答速度）は許容できるものであったか教えてください（次の選択肢から選んでください） | ・十分に速い（４者）、おおむね問題ない（１者） |
| サイト利用中に不具合があったか教えてください（次の選択肢から選んでください） | ・不具合なし（５者） |

# 価額競争アンケートの結果④

## 6　価額競争入札サイトについて（続き）

| 項目 | 参加者からの回答 |
|---|---|
| マニュアルはわかりやすかったか教えてください（次の選択肢から選んでください） | ・非常に満足（１者）、おおむね満足（３者）、どちらとも言えない（１者）<br>・実際の画面と操作手順を対応させたマニュアル等があると、具体的な利用イメージをより把握しやすかった。 |
| サイトに追加されると有用と考えられる機能があれば教えてください | ・事務局からシステム上で新たなメッセージがアナウンスされた際に、アカウントに紐付いたメールアドレス宛てに新規メッセージがある旨を通知する機能<br>・参加可能枠に限らず、特定入札の数が２以上となる単位をシステム画面上で簡便に確認できる機能<br>・前ラウンド結果を一目で確認できる機能（ワンクリック表示等）<br>・変更手続き中も変更前の入札内容を有効なものとして表示し、変更手続きが完了した時点で変更後の内容を反映する仕様<br>・自身の参加枠を問わず、入札が行われている単位のみを表示するなどのフィルタ、ソート機能<br>・最終的な落札金額の表示機能<br>・上限額又は継続するラウンド数をあらかじめ設定し、条件の範囲内で自動的に継続入札できる機能<br>・地域枠のオークションが継続する限り、既に落札者が決定した全国枠についても、システム上の入札を続ける必要があったが、全国枠の操作は入札結果に影響を与えない形式的なものであるため、参加者の事務負担を軽減する観点から、入札結果に影響を与えない操作は不要とするための見直し |
| サポートデスクの満足度を教えてください（次の選択肢から選んでください） | ・非常に満足（１者）、おおむね満足（２者）、どちらとも言えない（２者）<br>・問合せ時の電話がつながりにくかった。 |
| サポートデスクの対応は適切だったか教えてください（アクセスのしやすさ、電話・メール・サイト内アナウンスそれぞれの要否等）（次の選択肢から選んでください） | ・迅速・的確だった（１者）、おおむね適切だった（３者）、対応に時間がかかった（１者）<br>・問合せ時の電話がつながりにくかった。 |
| メール・サイト内のアナウンスの頻度・内容が適切であったか教えてください（次の選択肢から選んでください） | ・適切だった（３者）、おおむね適切だった（１者）、やや適切ではなかった（１者）<br>・入札受付完了時やラウンド終了時の入札状況や次回のラウンド情報等の重要な事項に関しては、メールでの通知もあることが望ましい。<br>・災害情報のアナウンス頻度が高く、改善の余地がある。<br>・ラウンド進行のアナウンスも同一の文章で繰り返し行われるため、確認作業が煩雑であったため、これらはトップページ上で一元的に確認できるよう改善することが望ましい。 |

# 価額競争アンケートの結果⑤



## 7　その他

| 項目 | 参加者からの回答 |
| --- | --- |
| その他 | ・価額競争の一連の実施スケジュールについては、社内における保証金拠出の準備期間や意思決定プロセスの構築を円滑に行うため、前もって十分な期間を設けた上で、事前にご案内いただきたい。<br>・最低落札価額の決定にあたっては、よりオープンかつ丁寧な議論の場が設けられることが望ましいと考える。<br>・価額競争の実施期間中、毎朝決められた時間に動作確認を行う運用は、入札対応に加えて参加者の拘束時間を長くするため、見直しを希望します。 |

# 今後に向けた課題



## 価額競争のルールについて

- 同時時計オークションにおいて、2者以上の入札があった単位について、最も高い金額を入札した者が1者以下となるまでに引き上げる1ラウンドあたりの競り上げ幅を定額（最低落札価額の20%）としていた。
  - 最低落札価額が比較的低かった単位について、競り上げ額も限定的であったため、相当数のラウンドを重ねる結果となった。
  - 今後の価額競争にあたっては、適正な価額形成を確保しつつより効率的な競り上げを行うため、価額競争ルールの改善策を検討することが考えられる。

## その他

- 価額競争の実施にあたって必要になる具体的な手続等のスケジュールについて、上記改善策の検討も踏まえつつ、余裕をもって事前の周知を行うことが考えられる。
- 参加者がより利用しやすい、価額競争入札サイトの運用改善や機能拡充が考えられる。

# 参考資料

# 26GHz帯における周波数割当てについて



- 利用意向調査において一定の利用意向が示された**26GHz帯**について、既存無線局との共用可能性が高い周波数帯を、今回の価額競争による割当ての対象とする。
- 「全国各地の様々なニーズに応じた柔軟な基地局展開」、「地域のエリアを選択的に整備」の双方のニーズに応じるため、**全国枠**と**地域枠**を**１枠ずつ**設け、**全国枠の周波数を400MHz幅**（25.8～26.2GHz）、**地域枠の周波数を200MHz幅**（26.8～27.0GHz）とする。
- **地域枠**については、**市町村を割当区域**※とする。

  ※ 特別区については、23区を1つの区域とする。
- 新規事業者・地域事業者の参入を促進するための措置として、**地域枠は、新規事業者・地域事業者向けの専用枠**とする。

## 割り当てる周波数

- 25.8～26.2GHz：**全国枠**（全国が割当区域）
- 26.8～27.0GHz：**地域枠**（市町村が割当区域　×　新規事業者・地域事業者向けの**専用枠**）

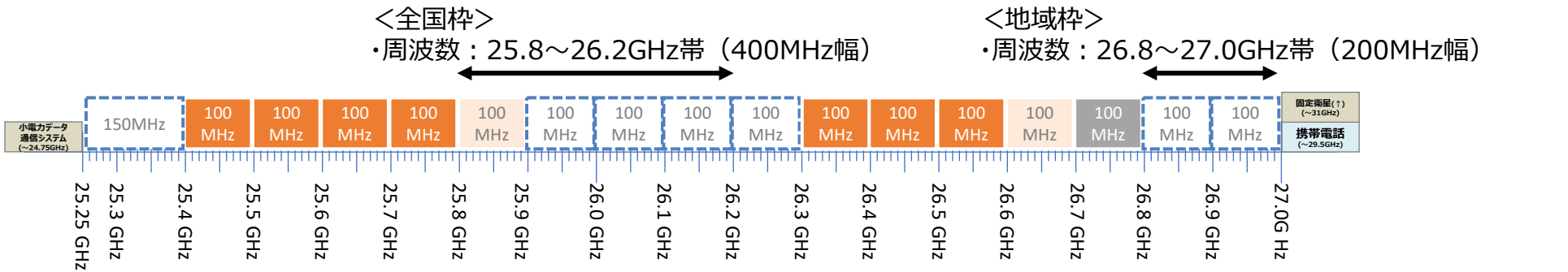


## 無線通信システム

既存無線局との共用可能性　高　高（FWA）　低（FWA）　低（公共業務用無線局）

- 第５世代移動通信システム（**５G**）

## 認定期間

- 特定高周波数無線局の認定の有効期間は、**10年間**

# 26GHz帯の価額競争による割当てに向けた主な流れ



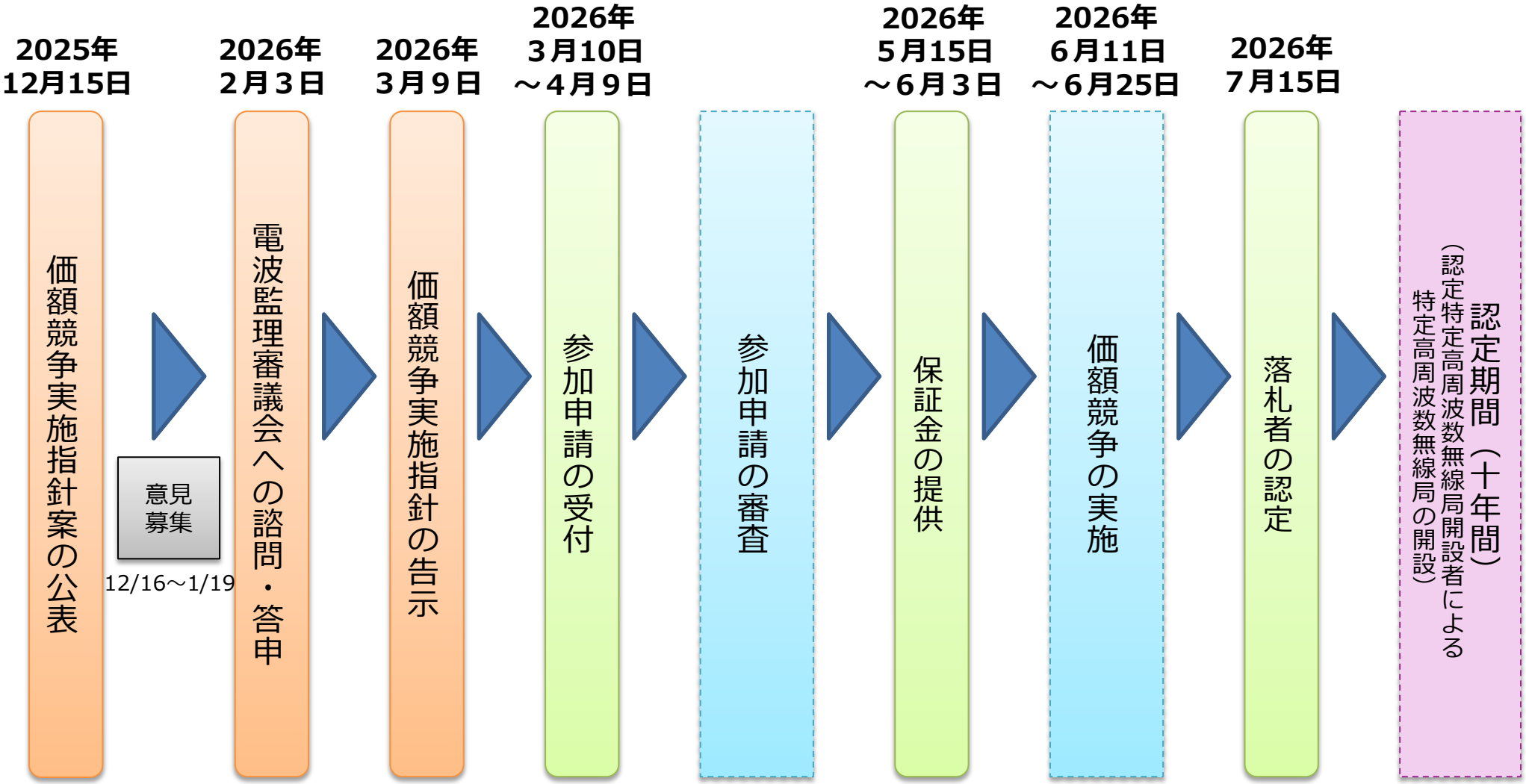

# 価額競争の実施（概要）①



## 同時時計オークション

- **総務省が**各単位※1について**金額を提示**（提示価額）し、**参加者は入札の有無を判断**する。
- 総務省は、２者以上の入札※2があった単位について、最も高い金額を入札※2した者が１者以下となるまで、**提示価額を１ラウンド当たり最低落札価額の20%ずつ引き上げ**ていく。
- 参加者は、提示価額で入札※2したラウンドの次のラウンド以降、提示価額で入札しないと判断した場合、前ラウンドの提示価額（現ラウンドの開始価額）以上、現ラウンドの提示価額未満の金額を入札する（退出入札）。
- ある単位において**最も高い金額を入札**（退出入札を含む）※2**した者が１者**となった場合、当該入札者が**暫定落札者**となる。
- **全ての単位について最も高い金額を入札**※2**した者が１者以下**となった場合、**価額競争を終了**し、暫定落札者を落札者とし、当該暫定落札者が入札した金額を落札額とする。

※1 全国枠：1単位、地域枠：1,719単位（1,719区域）の合計1,720単位を入札の対象とする。
※2 特定入札（①各単位において最も高い金額を申し出た入札であること、②入札の対象単位の単位ポイント数を合計したときに各参加者の保有するポイント数を超えない範囲に収まること　のいずれも満たすように選定された入札をいう。）である必要がある（入札ポイント制については次ページを参照。）。

〔具体的なイメージ〕※１つの単位に対して参加者（２者）が入札を行い、第３ラウンドで終了した場合の例

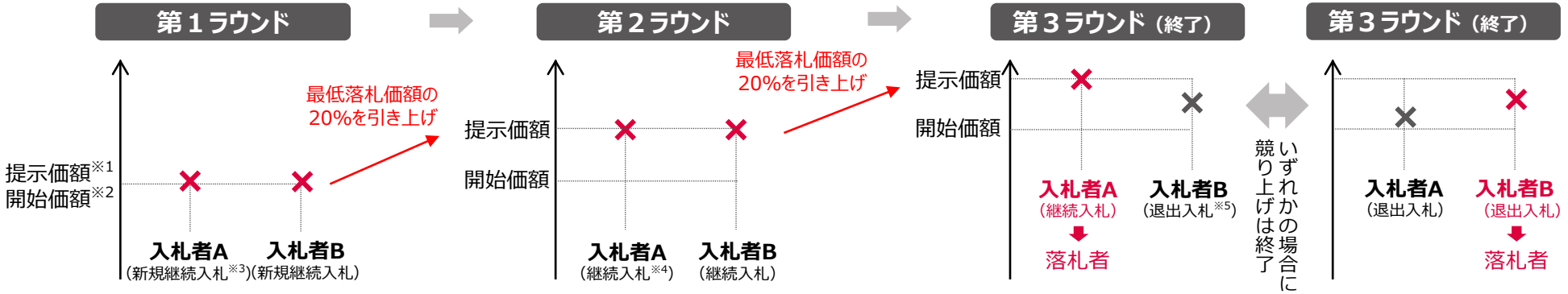


※1 提示価額　入札者がラウンド中に入札することができる金額の上限をいう。
※2 開始価額　入札者がラウンド中に入札することができる金額の下限をいう。
※3 新規継続入札　初回のラウンドで提示価額で入札すること及び2回目以降のラウンドで前ラウンドの特定入札と異なる単位に提示価額で入札することをいう。
※4 継続入札　2回目以降のラウンドで前ラウンドの特定入札と同じ単位に提示価額で入札することをいう。
※5 退出入札　2回目以降のラウンドで前ラウンドの特定入札と同じ単位に開始価額以上提示価額未満の金額（開始価額＝提示価額の場合はその金額）で入札をいう。

# 価額競争の実施（概要）②



## 積極的な入札行動を促すためのルール（入札ポイント制）

- **積極的な入札行動を促すためのルール**として**入札ポイント制を採用**する。
- 入札者は、事前に提供した保証金の金額に応じて、初回の入札に必要なポイントが与えられる（保証金100円につき１ポイント）。
- 各単位の入札に必要なポイントは最低落札価額に基づき設定されており（最低落札価額1,000円につき１ポイント）、入札者は、各ラウンドにおいて、自らが保有するポイントを超えないように入札する。
- 参加者は、**各ラウンドにおいて入札**（特定入札）**を行わなかった分のポイントは、これを失う。**

**【入札ポイント制のイメージ※1】**

※1 ポイント数、ラウンド数等は例
※2 特定入札の対象単位のポイント数の合計が次のラウンドの保有ポイントとなる。
※3 ただし、退出入札が特定入札とならなかった場合に当該退出入札の分のポイントを現ラウンドの入札（新規継続入札）に充てることができる

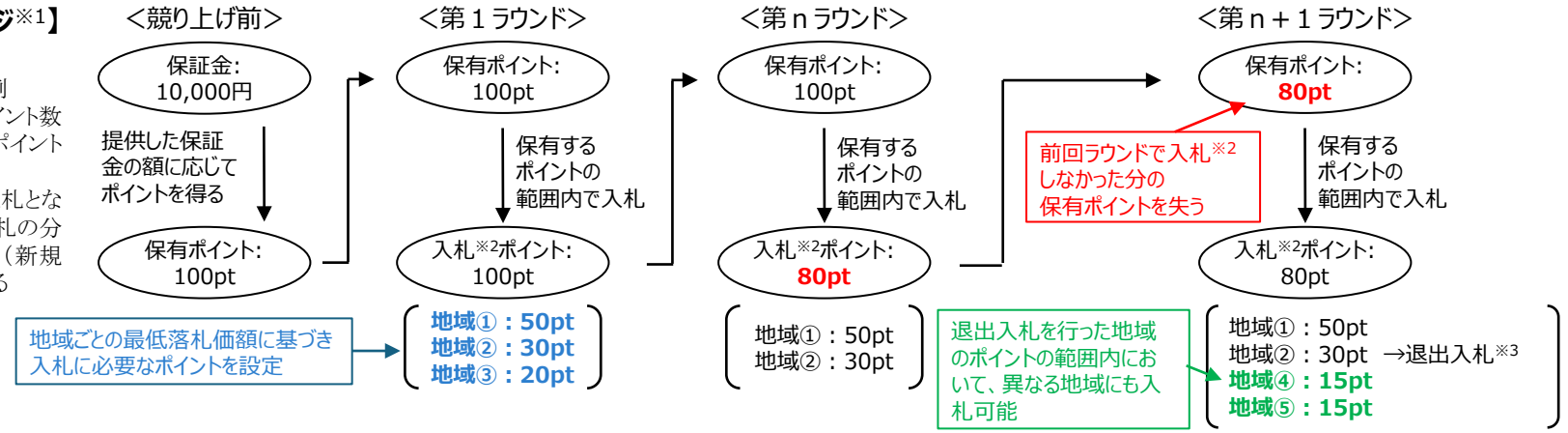


## 暫定落札の撤回

- **地域枠のみ暫定落札の撤回を１回に限り可能**とする。
- ２以上の単位に入札し、競合入札により暫定落札できなかった単位が１以上生じた場合において、当該暫定落札できなかった単位と**市町村が隣接している単位に限り、撤回を認める**こととする。
- 撤回が行われた単位の提示価額は、撤回が行われたラウンドの開始価額とする。

**【暫定落札の撤回のイメージ】**

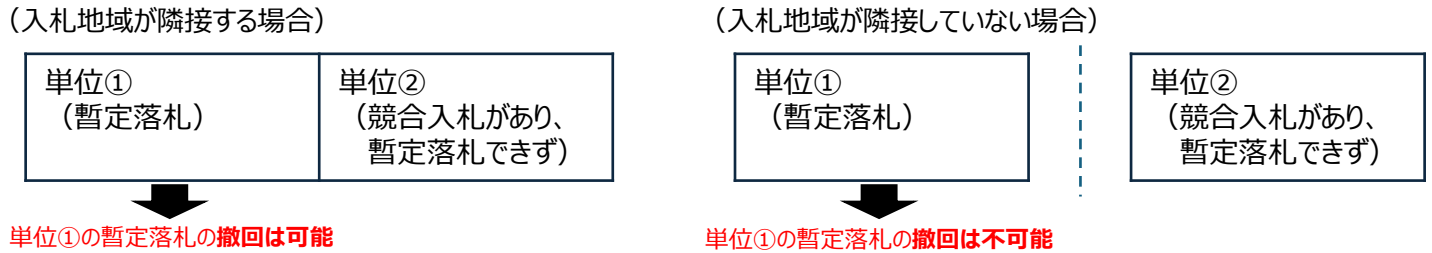

# 価額競争の実施の結果①



● 株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）、KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社（以下「KDDI／沖縄セルラー電話」という。）、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）、株式会社JTOWER（以下「JTOWER」という。）、ハイテクインター株式会社（以下「ハイテクインター」という。）の５者を対象として、令和８年６月11日（木）から同年６月25日（木）までの間、26GHz帯における5Gの普及のための価額競争実施指針に係る価額競争を実施した結果は、下表のとおり。

## 【価額競争の実施の結果】

| 周波数 | 使用区域 | 最低落札価額（10年間） | 入札者 | 落札者の決定に要したラウンド数 | 落札額（10年間） | 落札者 | 落札者ごとの落札額の合計（10年間） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全国枠（25.8～26.2GHz） | 全国 | 39億3,000万円 | NTTドコモ<br>KDDI／沖縄セルラー電話<br>ソフトバンク | 4 | 62億8,800万円 | NTTドコモ | 62億8,800万円 |
| 地域枠（26.8～27.0GHz） | 北海道千歳市 | 130万円 | JTOWER<br>ハイテクインター | 35 | 1,014万円 | JTOWER | 4億6,871万円 |
| | 千葉県千葉市 | 1,100万円 | JTOWER | 1 | 1,100万円 | | |
| | 千葉県浦安市 | 200万円 | | | 200万円 | | |
| | 東京都特別区の存する区域 | 2億8,000万円 | | | 2億8,000万円 | | |
| | 神奈川県横浜市 | 4,800万円 | | | 4,800万円 | | |
| | 愛知県名古屋市 | 4,500万円 | | | 4,500万円 | | |
| | 大阪府大阪市 | 4,500万円 | | | 4,500万円 | | |
| | 大阪府泉佐野市 | 160万円 | | | 160万円 | | |
| | 大阪府泉南市 | 98万円 | | | 98万円 | | |
| | 大阪府泉南郡田尻町 | 14万円 | | | 14万円 | | |
| | 兵庫県宝塚市 | 330万円 | | | 330万円 | | |
| | 福岡県福岡市 | 2,100万円 | | | 2,100万円 | | |
| | 熊本県菊池郡菊陽町 | 55万円 | | | 55万円 | | |

# 価額競争の実施の結果②



| 周波数 | 使用区域 | 最低落札価額（10年間） | 入札者 | 落札者の決定に要したラウンド数 | 落札額（10年間） | 落札者 | 落札者ごとの落札額の合計（10年間） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地域枠（26.8～27.0GHz） | 北海道富良野市 | 28万円 | ハイテクインター | 1 | 28万円 | ハイテクインター | 818万4,000円 |
| | 北海道恵庭市 | 94万円 | | | 94万円 | | |
| | 北海道北広島市 | 78万円 | | | 78万円 | | |
| | 北海道雨竜郡沼田町 | 3万9,000円 | | | 3万9,000円 | | |
| | 北海道空知郡上富良野町 | 14万円 | | | 14万円 | | |
| | 北海道空知郡中富良野町 | 6万4,000円 | | | 6万4,000円 | | |
| | 北海道厚岸郡厚岸町 | 12万円 | | | 12万円 | | |
| | 北海道厚岸郡浜中町 | 7万4,000円 | | | 7万4,000円 | | |
| | 北海道野付郡別海町 | 19万円 | | | 19万円 | | |
| | 山梨県富士吉田市 | 72万円 | | | 72万円 | | |
| | 山梨県南都留郡忍野村 | 14万円 | | | 14万円 | | |
| | 山梨県南都留郡山中湖村 | 8万円 | | | 8万円 | | |
| | 静岡県御殿場市 | 150万円 | | | 150万円 | | |
| | 静岡県裾野市 | 86万円 | | | 86万円 | | |
| | 静岡県駿東郡小山町 | 31万円 | | | 31万円 | | |
| | 滋賀県高島市 | 77万円 | | | 77万円 | | |
| | 長崎県対馬市 | 34万円 | | | 34万円 | | |
| | 大分県由布市 | 48万円 | | | 48万円 | | |
| | 大分県玖珠郡九重町 | 13万円 | | | 13万円 | | |
| | 大分県玖珠郡玖珠町 | 21万円 | | | 21万円 | | |
| | 沖縄県八重山郡与那国町 | 1万7,000円 | | | 1万7,000円 | | |

**資料８**

電波監理審議会審議資料

令和８年８月３１日

# 「自動運転社会を支える通信インフラ戦略」等の概要
# （令和８年８月３１日）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（松下課長補佐、後藤官、宮内官）

電話：０３－５２５３－５８２９

報告内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

新世代移動通信システム推進室

（生天目課長補佐、松尾係長、堤官）

電話：０３－５２５３－５８９６

電波監理審議会（第1160回）報告資料

総 務 省

# 自動運転社会を支える通信インフラ戦略

2026年7月14日

**総 務 省**

# 構成

１　主な経緯

２　自動運転に係る取組の進展

３　通信インフラに係る取組の進展

４　課題解決に向けて実施すべき取組（アクションプラン）

【別紙】自動運転と通信インフラに関する類型・見通し・課題等

# 1　主な経緯

（2023年4月）
**●改正道路交通法の施行（自動運転レベル4が制度上可能に）**
⇒　我が国での自動運転の実現に向け、政府全体の目標※が定められ、関係省庁や事業者等の取組が本格化

※ 無人自動運転を2027年までに100箇所実現（2023年12月：デジタル田園都市国家構想総合戦略）
自動運転トラックを2025年以降に実現（新東名・東北道等で実証）等（2024年6月：デジタルライフライン全国総合整備計画）

自動運転の実現を支える通信環境の確保や
インフラ整備が課題

## 総務省の政策

**【有識者会議】**
（2023年2月～2024年9月）
**●自動運転時代の“次世代のITS通信”研究会《第1期・第2期》**
・国内外における自動運転やV2X通信の動向等を踏まえつつ、
我が国における5.9GHz帯の新たな周波数割当てや既存無線局の
周波数移行、ITS無線技術に関する事項にフォーカスした検討・とりまとめ

**【制度整備・予算事業】**
（2024年～）
**●5.9GHz帯V2X導入のための既存無線局の周波数移行**

（2025年12月～）
**●700MHz帯ITS通信の無線局免許人の拡大**

（2024年～）
**●自動運転の遠隔監視等のための携帯基地局高度化（5G SA化）**

**●地域での自動運転に必要となる通信の信頼性等の検証・実証**

地域の移動手段や物流等の社会課題が待ったなしの状況、AI技術の高度化を背景とする自動運転の開発や関係者の取組等が一層進展
⇒ **自動運転を支える通信インフラに関する課題、国の政策や民間の取組の方向性について、最新かつ広い視点からの検討が必要**

**【有識者会議】**（2025年9月～2026年6月）
**●自動運転時代の“次世代のITS通信”研究会《第3期》**
・**総務副大臣が参画**し、有識者や主要関係者により再構成した上で、【自動運転ｘ通信】の広い視点からの政策検討を実施
・自動運転社会の本格的到来を見据え、関連する最新の動向・取組や見通し等を踏まえた通信インフラ政策の在り方等について整理・とりまとめ

**●自動運転社会を支える通信インフラ戦略**（2026年7月14日）
総務省として、有識者会議の提言（上記研究会の第3期報告書）を踏まえ、**我が国の自動運転社会を支えていくために重要となる通信インフラの強化や技術・サービスの実装・展開に向けた戦略**を策定

# 2　自動運転に係る取組の進展

## ①社会的課題と自動運転の意義

●ドライバー不足等による**地域の移動手段や物流の確保が課題**であり、自動運転がその解決手段として期待

●交通死亡事故の大部分は**運転者の違反に起因**しており、自動運転による事故削減効果に期待

●AI技術の急速な進化により、**自動運転技術**が「**End to End AIモデル**」と呼ばれる**人間に近い運転行動**を実現するシステムに**高性能化**

●人手不足が深刻化する**農業・林業での課題解決手段**としても期待

<交通死亡事故起因の割合>
（2024年度）

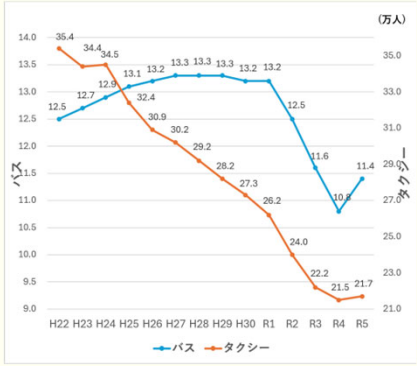

<バス・タクシードライバー数の推移>

<宅配便個数>

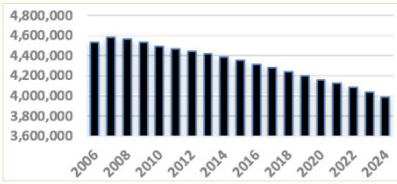
<大型自動車(一種)免許保有者数>

## ②多様な主体・方法による取組の深化・拡大

●乗用車（自家用車）のみならず、**サービス車両（バス・タクシー・トラック）で一定条件下の無人自動運転の早期実装**を狙った取組が進展

●**自動運転の推進主体や技術・運用手法が多様化**し、地域や社会課題に応じた**協業・連携が加速**

●国内の**一般道（全国各地域）**や**高速道路（東名/名神、東北道等）**で自動運転の実装を目指した**実証等の取組事例が多数**

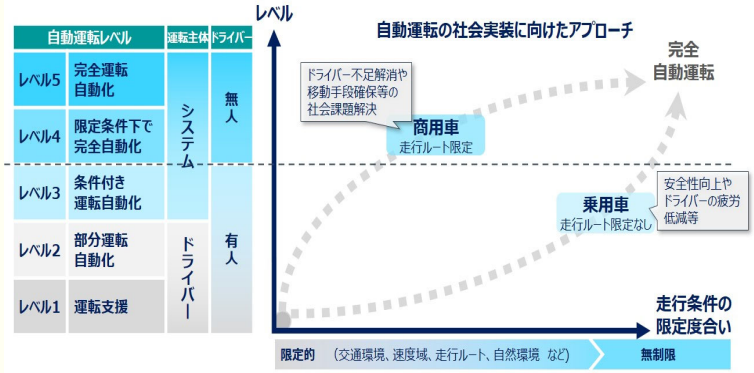


一般道（地域交通）

<自動運転バス>

<自動運転タクシー>

高速道路（物流）

<自動運転トラック>

## ③政府全体による政策の推進

●政府として**自動運転サービス車両の新たな数値目標（2030年度10000台）**を2026年1月に決定（第3次交通政策基本計画）

●地域における**自動運転バス・タクシーの早期事業化や事業継続可能なビジネスモデル構築**のため、政府として2026年3月に**「先行的事業化地域」（13地域）を選定**し、**関係省庁の施策を集中**

●政府の**成長戦略の戦略分野**（デジタル・サイバーセキュリティ、情報通信）において、**自動運転**とこれを支える**通信インフラ**に関する**戦略的投資促進**に向けた**「官民投資ロードマップ」**を具体化

# 3　通信インフラに係る取組の進展

## ①通信インフラに求められる役割

＜法令対応＞

●**無人自動運転（レベル4）**で、**車両・道路交通状況を映像・音声で確認できる遠隔監視装置**の設置義務（道路交通法）により、**安定的な通信環境**が必要

＜自動運転の安全・円滑な運行等への対応＞

●自動運転サービスの**事業運営上**、運行管理、OTA（ソフトウェア管理・更新）等に**通信環境**が必要

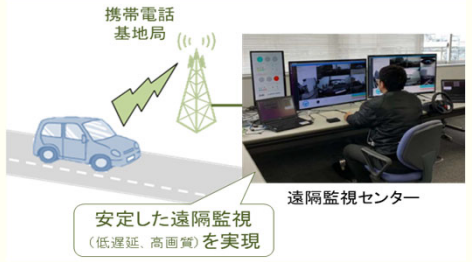


●**事故多発地点、複雑な交通環境、バス内乗客・トラック積載物**等を考慮した**自動運転の安全・円滑な運行**、走行ルートにおける**他の交通参加者の安全確保**のため、車両単体で対応困難な条件に対する**通信インフラによる支援**が必要

## ②通信インフラの進化とAI社会への対応

●**5G**について、**面的なエリアカバーや常時接続性、SA※化による高品質通信**により、**自動運転車の遠隔監視**等への活用が期待

※5G SA（Stand-Alone）：5Gの機能・性能（高速大容量・低遅延・多数同時接続）を最大限発揮できる方式。特定用途向け高品質通信の確保（ネットワークスライシング）が可能

●**ITS通信**について、**カメラ・各種センサー・AIを組み合わせる**ことにより、**自動運転車への信号、右左折、合流の情報提供等**による**安全・円滑な運行**への寄与が期待

→ 通信の類型等は別紙参照

●**オール光ネットワーク（APN）の活用**により、自動運転における**長距離でも低遅延での常時監視**や、**AIによる画像分析や推論も活用した運行の最適化**等が期待

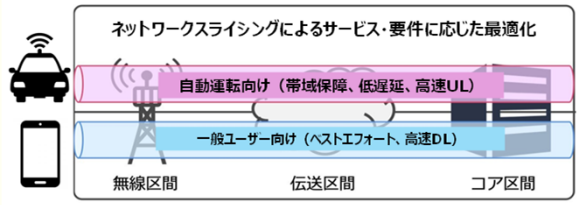


＜5G SA化による自動運転向け高品質通信＞

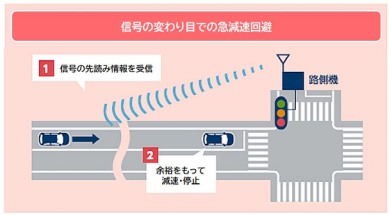


＜ITS通信による自動運転車への信号情報提供＞

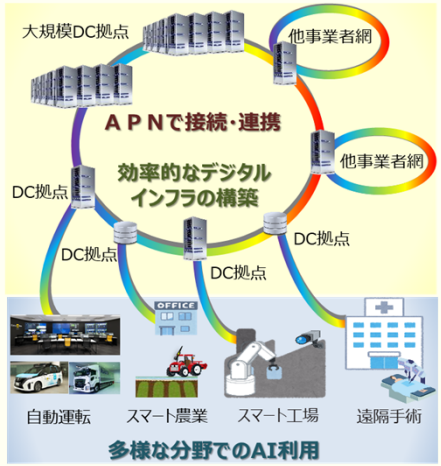


＜AI社会を支える通信インフラ＞

## ③自動運転と通信の業界動向の変化

●**NTT、KDDIによる自動運転関連新会社の設立**、通信事業者による自動運転事業会社との資本提携、モビリティ向け通信サービスの開始など、**自動運転/通信における業界を越えた連携・共創が加速**

＜NTT、KDDIによる自動運転関連新会社の設立＞

# 4　課題解決に向けて実施すべき取組（アクションプラン）

## 基本となる考え方

### （1）自動運転を支える通信インフラの整備拡充・高度化

政府が選定した「先行的事業化地域」や主要高速道路をはじめ、自動運転のニーズや地域課題にあわせ、自動運転の実装が見込まれるエリアを対象に、官民による通信インフラの整備拡充・高度化等の施策や関連の投資を推進していくことが重要

### （2）自動運転実装主体と通信インフラ主体の間での一層の連携・共創

自動運転実装主体と通信インフラ主体の間で、通信インフラに関する課題や知識・情報等の共有、課題解決に向けたコンセンサスや協業において、より一層の連携・共創が、具体的な行動として進められることが重要

### （3）実証で終わらない事業モデル・エコシステム構築

通信インフラの実証等について、「技術面」だけでなく、費用対効果も含め、実証後の実運用や普及までを見据えた「事業面」も十分考慮して計画・実施し、実証で終わらない事業モデルやエコシステムの構築が進められることが重要

➡ **これら(1)(2)(3)は、個々の独立した考え方ではなく、実効的に進めるためには、相互に連携し、有機的に連動することが重要**

# 4　課題解決に向けて実施すべき取組（アクションプラン）

## 具体的施策

### （1）自動運転を支える通信インフラの整備拡充・高度化

〇自動運転ニーズ等にあわせた主要エリアを中心に、関係事業者による下記の早期整備を推進

①**携帯基地局（5G SA等）の整備拡充**

②**ITSインフラの整備・展開**

〇総務省においては、予算事業（通信インフラ整備、地域実証）を通じた早期整備の支援とともに、ITSインフラについては、関係省庁・団体との連携により、技術仕様の標準化や関連の制度整備等を促進

### （2）自動運転実装主体と通信インフラ主体の間での一層の連携・共創

**〇「自動運転×通信」の取組・連携を促進する関係者会合の設置**

・「自動運転時代の“次世代のITS通信”研究会（第3期）」の下に、主要な有識者・関係事業者等で構成されるWGを新たに設置し、自動運転実装主体と通信インフラ主体における、通信インフラに関する課題や知識・情報等の共有、課題解決に向けたコンセンサスや協業について、一層の連携・共創を促進

### （3）実証で終わらない事業モデル・エコシステム構築

自動運転/通信に関する実証から実装・普及に向け、下記の取組等を通じて、関係事業者による早期の実装・事業モデル構築を推進

**①地域における実証事業での検討**

・ニーズの高い地域での実証等を予算面で支援し、その中で通信利用の有効性や費用対効果等を検証するとともに、他地域にも共有・展開

**②自動運転の通信利用に係るガイドラインの策定**

・無人自動運転の遠隔監視等において必要となる通信性能（常時接続性、伝送速度等）など、自動運転の実運用において共通的に必要となる通信利用の条件について、関係省庁とも連携し、ガイドラインとして整理・策定

### （4）上記取組の促進に向けた環境整備

**①電波関連制度の整備**

・新たに割り当てるITS通信用周波数（5.9GHz帯）の早期利用の拡大に向けた既存無線局の移行促進、関連技術基準の早期整備、無線局免許手続の柔軟化 等

**②オール光ネットワーク（APN）等による情報通信基盤の高度化**

・無人自動運転の普及期も見据え、オール光ネットワーク（APN）の早期展開等、情報通信基盤の高度化を推進

# 4　課題解決に向けて実施すべき取組（アクションプラン）

## 主な施策のロードマップ

●政府全体の方針、関係省庁や関係事業者の取組・計画も踏まえ、**自動運転に関する今後の見通し、自動運転を支える通信インフラに関する主な施策についてのロードマップ**を以下に示す

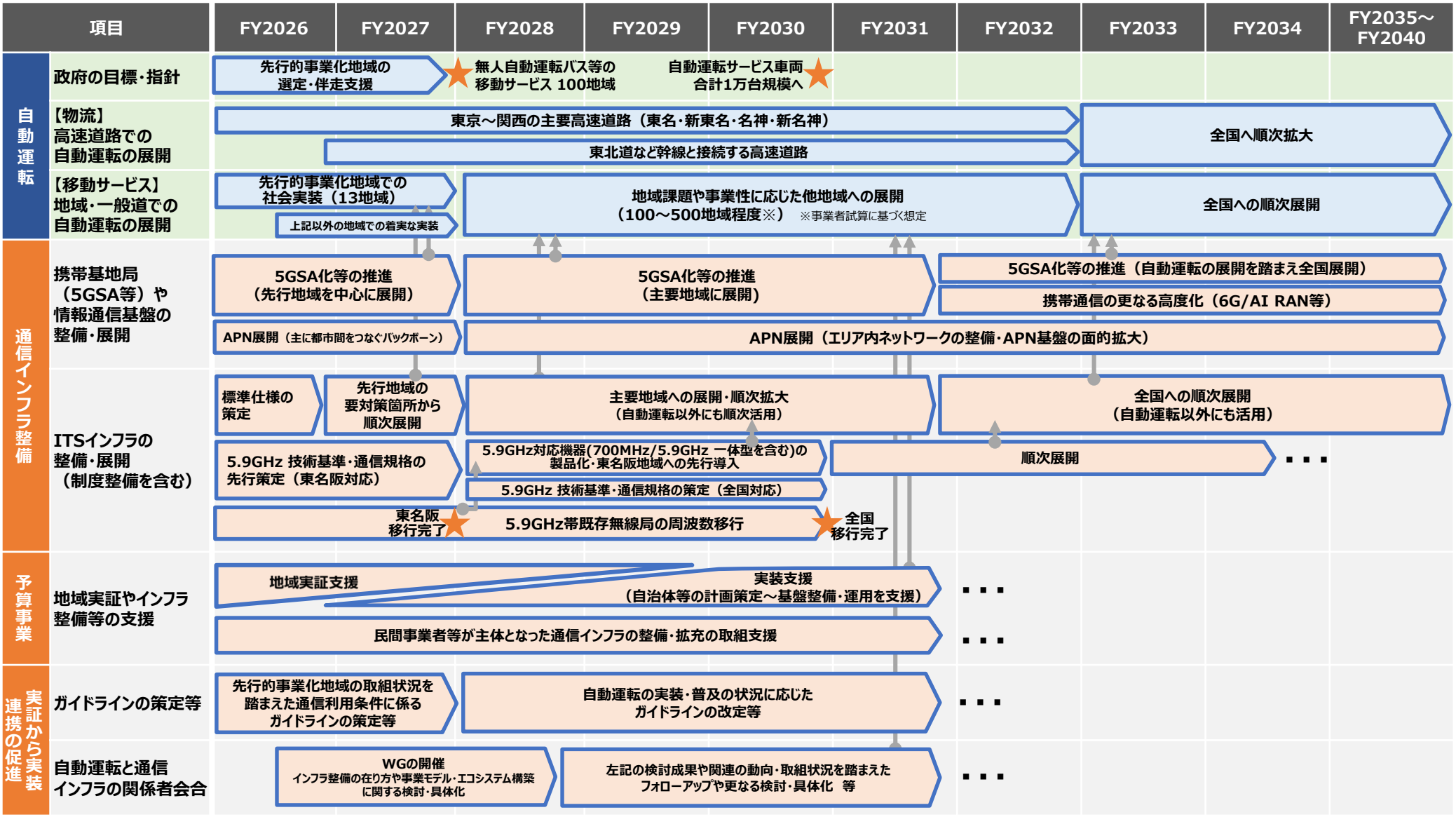

# 【別紙】自動運転と通信インフラに関する見通し・課題等

## ①自動運転を支える通信インフラの類型と課題

●自動運転を支える通信インフラは、主に、**「携帯通信」**と**「ITS通信」**に大別

| | 「携帯通信」 | 「ITS通信」 |
|---|---|---|
| 特徴 | ●インフラ主体は通信事業者<br>●携帯（5G/4G）用の電波を使う<br>●カバーエリアや常時接続性（5Gであれば高速大容量性）に優れている | ●インフラ主体は国、自治体、民間事業者<br>●ITS専用の電波を使う<br>●即時性や安定品質に優れている |
| 有効な用途 | ●自動運転車の遠隔監視、運行管理、ソフトウェア更新・管理 | ●自動運転車への情報提供（信号情報、交差点での車/バイク/自転車/歩行者の情報など）を通じた安全・円滑な運行の支援 |
| 主な課題 | ●建物・木々・トンネルの影響や人のスマホ利用集中による通信品質の低下<br>●通信事業者による（実証後の）実運用ネットワークでの対策 | ●インフラの統一的な技術仕様の標準化、関係省庁との調整<br>●インフラの費用対効果や整備・普及、対応機器の普及 等 |

※「ローカル5G」は、地域の企業や自治体等が、5G通信の機能を特定エリアで高品質に提供可能、との特徴があり、上記の両方の用途が考えられる

## ②国内における自動運転の実装と通信インフラの主な見通し

●自動運転時代の”次世代のITS通信”研究会 第3期報告書において、**短期的な見通し**を以下のとおり整理

| | 自動運転の実装見通し | | 左記に応じて必要と見込まれる通信インフラ | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 先行エリア | 実現時期 | 通信の利用目的（ユースケース） | インフラの種類 | インフラの主体 |
| 高速道路 | 東京～関西（東名/新東名・名神/新名神）<br>東京～東北（東北道）<br>他 | 2027年度～ | 車両の遠隔監視、運行管理（配送業務効率化）<br>OTA（ソフトウェア更新・管理）、先読み情報支援　等 | 携帯通信（5G/4G） | 通信事業者 |
| | | | 合流支援、先読み情報支援　等 | ITS通信 | 道路管理者（高速道路会社） |
| | | | 緊急車両情報支援 | ITS通信（主に車車間） | 車両事業者 |
| 地域/一般道 | 政府が選定した「先行的事業化地域※」をはじめとする地域・道路<br>※2026年3月に横浜市、堺市、神戸市、日立市、塩尻市、仙台市、つくば市、川崎市、平塚市、小松市、愛知県、京都府、三豊市の13地域を選定 | 2027年度～ | 車両の遠隔監視、運行管理<br>OTA（ソフトウェア更新・管理）、走行データアップロード　等 | 携帯通信（5G/4G）※ | 通信事業者（ローカル5Gでは地域企業や自治体等） |
| | | | 信号情報支援<br>物標情報支援(右左折、死角）等 | ITS通信※ | 道路管理者、<br>自治体、民間事業者 |
| | | | 緊急車両情報支援 | ITS通信（主に車車間） | 車両事業者 |
| その他 | 全国の農地・林地（私道含む） | （今後具体化） | 農機等の遠隔監視　等 | 携帯通信（5G/4G）※ | 通信事業者 |

※エリア・条件によってはローカル5Gもあり

**資料９**

電波監理審議会審議資料

令和８年８月３１日

# 令和７年度電波の利用状況調査
# （各種無線システム・714MHz超の周波数帯）に係る
# 電波の有効利用の程度の評価結果
# （令和８年８月３１日）

（連絡先）

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

（松下課長補佐、後藤官、宮内官）

電話：０３－５２５３－５８２９

審議内容について

総務省総務省総合通信基盤局総務課

（柏崎課長補佐、井上係長、岩波主査）

電話：０３－５２５３－５９８８

電波監理審議会（第1160回）
審議事項（1） 資料1

# 電波の有効利用の程度の評価結果（案）に対する意見募集結果及び提出された意見に対する電波監理審議会の考え方（案）等
# （各種無線システム・714MHz超の周波数帯）

令和8年8月31日
電波監理審議会
有効利用評価部会

# 意見募集の結果（全体概要）



■ 意見募集対象

・令和7年度電波の利用状況調査（各種無線ｼｽﾃﾑ・714MHz超の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）
・令和7年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）

■ 意見募集期間：令和８年６月16日（火）～７月15日（水）

■ 提出された意見の件数：７件【法人等３件、個人４件】（全体）

うち、各種無線システム（全般を含む。）に係るものは６件【法人等２件、個人４件】

公共業務用無線局に係るものは２件【法人等２件】

※　提出意見数は、意見提出者数としています。提出者の属性が不明なものについては、提出意見ごとに個人・1者と扱っています。

■ 意見提出者：法人等（五十音順）

(1) 各種無線システムの評価結果（案）に係る意見

・自然科学研究機構 国立天文台 電波天文周波数委員会
・ソフトバンク株式会社

(2) 公共業務用無線局の評価結果（案）に係る意見

・自営無線通信研究所
・ソフトバンク株式会社

■ 提出意見を踏まえた案の修正の有無：　無

# 意見募集結果及び電波監理審議会の考え方（案）（各種無線システム）



| 意見提出者 | No. | 対象 | 提出された意見 | 電波監理審議会の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|---|---|---|---|---|---|
| 自然科学研究機構 国立天文台 電波天文周波数委員会 | 1 | 各種無線システム（全般） | 電波の有効利用の程度の評価にあたっては、電波天文業務等、受動業務のみを行なっている帯域が多くあることを考慮いただき、電波を発射する免許人や無線局の数及びその増減のみを根拠に有効利用の程度を評価しないようお願いいたします。<br>また、本評価結果を周波数再編アクションプランに反映する際も、受動業務の利用状況を十分に考慮いただき、既存の受動業務への有害干渉が生じないようご配慮いただきたくお願いいたします。 | 電波法令上、電波の利用状況調査及びその調査結果に基づく有効利用評価は、無線局を対象としており、その評価指標として無線局数等が定められております（電波法第26条の3）。<br>受信のみを目的とする受信設備は、調査・評価の対象外となっておりますが、電波天文業務は周波数割当計画において周波数分配がなされているとともに、電波法（第56条第１項）により、電波天文業務等の受信設備は、他の無線システムからの混信その他の妨害によりその運用が阻害されないよう、保護の対象となっております。<br>また、周波数再編アクションプランに関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。 | 無 |
| ソフトバンク株式会社 | 2 | 各種無線システム<br><br>第二章<br>重点調査対象システムの調査結果に対する評価<br>第1款<br>映像STL/TTL/TSL(Bバンド)<br>(4)評価 | 映像STL/TTL/TSL（Bバンド）が使用する周波数帯の移行先候補として、他の周波数帯（C/M/D/Nバンド）の既存システムへの代替可能性が示されていますが、C/M/Dバンドが含まれる6425～7125MHz帯はBeyond 5G/6Gに向けて、諸外国においてIMT利用や6G主要バンド化の検討が進展している帯域でもあります。このため、移行先の選定にあたっては、既存システム保護にも留意しつつ、将来的に既存・新規システムの双方に干渉調整や運用制約等の負担が生じないよう、6G導入に係る国際動向や国内の将来的なIMT需要を十分に踏まえ、IMTとの調和及び双方の発展を見据えた検討を進めることを要望します。 | 6.5GHz帯（6425～7125MHz）の5G/6G利用に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。 | 無 |

# 意見募集結果及び電波監理審議会の考え方（案）（各種無線システム）



| 意見提出者 | No. | 対象 | 提出された意見 | 電波監理審議会の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|---|---|---|---|---|---|
| ソフトバンク株式会社 | 3 | 各種無線システム<br><br>第二章<br>重点調査対象システムの調査結果に対する評価<br>第2款<br>15GHz帯の電気通信業務用<br>(4)評価 | 15GHz帯の電気通信業務用のうち、WRC-27議題1.7においてIMT特定の候補とされている14.8-15.35GHzについては、現時点で当社として具体的な携帯電話サービスへの導入需要が顕在化しているものではありませんが、国際的な検討状況を注視する必要があると考えます。このため、評価結果案に記載のとおり、WRC-27における検討状況、国内における新たな無線システムへの需要、既存システムの移行方法等を踏まえ、引き続き調査・検討を行うことに賛同します。<br>また、14.4-14.5GHzについては、Ku帯衛星通信システムのアップリンクと周波数が重複している一方、15GHz帯電気通信業務の無線局数は減少傾向にあり、Ku帯衛星地球局は増加傾向にあることから、周波数利用ニーズの重心は衛星側に移りつつあるものと考えます。加えて、欧州では英国・仏国等において14-14.5GHz帯の固定業務の新規免許発行を終了している国が存在し、電波有効利用委員会報告においても、航空機・無人航空機でKu帯ブロードバンド衛星通信をより広範に利用したいとの意見が示されていますこれらを踏まえ、既存利用に十分配慮しつつ、14.4-14.5GHzを衛星向けにより使いやすくする方向で、15GHz帯電気通信業務を14.5GHz超等へ集約・移行することも含め、検討を進めることを要望します。 | 本案に賛成のご意見として承ります。<br><br>14～15GHz帯の衛星通信への利用及び既存システムの集約・移行に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。 | 無 |

# 意見募集結果及び電波監理審議会の考え方（案）（各種無線システム）



| 意見提出者 | No. | 対象 | 提出された意見 | 電波監理審議会の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|---|---|---|---|---|---|
| ソフトバンク株式会社 | 4 | 各種無線システム<br><br>第三章<br>714MHz超の調査結果に対する評価<br>第3款<br>3.4GHz超8.5GHz以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価<br>(3)評価 | 6GHz帯無線LANについては、AFCシステムの導入により、既存無線システムへの干渉を回避しつつ、SPモードによる屋外を中心とした利用が拡大し、新たな需要の創出が期待される点は有意義であると認識しております。<br>一方、6570～6870MHz帯を含む6425～7125MHz帯は、Beyond 5G/6Gに向けて、諸外国においてIMT利用や6G主要バンド化の検討が進展している帯域でもあります。このため、無線LANへの周波数拡張を先行して進めるのではなく、6G導入に係る国際動向や国内の将来的なIMT需要を十分に踏まえ、既存システム保護にも留意しつつ、IMTとの調和及び無線LAN・IMT双方の発展を見据えた検討を進めることを要望します。 | 6.5GHz帯（6425～7125MHz）の5G/6G利用に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。 | 無 |
| ソフトバンク株式会社 | 5 | 各種無線システム<br><br>第三章<br>714MHz超の調査結果に対する評価<br>第4款<br>8.5GHz超15.35GHz以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価<br>(3)評価 | 15GHz帯の利用方針については、本評価結果（案）第二章「重点調査対象システムの調査結果に対する評価」第2款「15GHz帯の電気通信業務用」に対して当社が提出した意見のとおり、WRC-27における国際的な検討状況や、国内における新たな無線システムへの需要、既存システムの移行方法等を踏まえ、引き続き調査・検討を行う方向性に賛同します。<br>また、近年増加傾向にある衛星通信システム（Ku帯等）の利用ニーズを踏まえ、14.4-14.5GHzを衛星向けにより使いやすくする観点から、上記の継続検討とあわせて、周波数の集約・移行の可能性も含め、検討を進めることを要望します。 | 本案に賛成のご意見として承ります。<br><br>14～15GHz帯の衛星通信への利用及び既存システムの集約・移行に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。 | 無 |

# 意見募集結果及び電波監理審議会の考え方（案）（各種無線システム）



| 意見提出者 | No. | 対象 | 提出された意見 | 電波監理審議会の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|---|---|---|---|---|---|
| ソフトバンク株式会社 | 6 | 各種無線システム<br><br>第三章<br>714MHz超の調査結果に対する評価<br>第4款<br>15.35GHz超36GHz以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価<br>(3)評価 | ミリ波帯におけるローカル5Gの利用状況については、情報通信審議会　情報通信技術分科会　新世代モバイル通信システム委員会　ローカル5G検討作業班（第23回）資料23－1「ローカル５Ｇ検討作業班の審議再開について」に示されているとおり、基地局数がピーク時から約3分の1に減少しており（2026年3月末時点）、現状における利用は限定的な状況にあると認識しております。<br>このような利用状況が継続するようであれば、ローカル5Gの更なる普及拡大及び周波数の有効利用を推進する観点から、例えば全国事業者による補完的な利用が可能となるような方策を含め、検討を進めることが望ましいと考えます。 | ローカル5Gの更なる普及拡大に関するご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。<br>なお、ローカル5Gの主なユーザは、地域の企業や自治体等、無線局の免許手続に関してあまり詳しくない方が想定されるため、ご提示いただいたとおり、総務省において、より一層の普及に資するよう、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入に関する検討が開始されており、本評価に記載のとおり、その検討を推進することが適切と考えます。<br>併せて、ミリ波帯のローカル5Gの利用実態等に関しては、今後の総務省における調査の検討に当たって参考としていただきたいと考えます。 | 無 |
| ソフトバンク株式会社 | 7 | 各種無線システム<br><br>第五章<br>総括<br>＜今後の調査及び評価に向けた検討課題等＞<br>①調査について | 評価結果（案）において、共用や移行等が求められるシステムや無線局数の増減等の変化が大きいシステムに対して調査周期を短縮し、それ以外のシステムより優先的に調査を行う方向性が示されたことについて賛同します。<br>共用・移行が求められているシステムは、他用途での利用ニーズが顕在化している場合が多く、これらシステムを重点的に調査することは電波の更なる有効利用の促進に資する取組であると考えます。<br>加えて、評価結果（案）において、免許人に対してヒアリングなどを行うことの有意性について示されているとおり、免許人への直接のヒアリングの実施については、「令和7年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）」において先行的に実施され、システムごとの利用実態や共用・移行・デジタル化等に向けた課題の把握等に一定の効果があったものと認識しています。<br>共用や移行等が求められるシステムや無線局数の増減等の変化が大きいシステムにおいても同様の効果が期待できることから、次回調査より速やかに免許人ヒアリングを導入・実施することが適当であると考えます。 | 本案に賛成のご意見として承ります。<br><br>調査の見直しについては、本評価に記載のとおり、総務省において準備が整ったものから順次反映していただきたいと考えております。 | 無 |

# 意見募集結果及び電波監理審議会の考え方（案）（各種無線システム）



| 意見提出者 | No. | 対象 | 提出された意見 | 電波監理審議会の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|---|---|---|---|---|---|
| 個人１ | 8 | 全般 | 災害対応についても述べられているが、なぜ、原発事故時や、今 政府の武力政策により危険が高まっている 戦災について、言及が無いのか?<br>想定できないのであれば、原発政策も 軍国化も、やめていただきたい。 | 「評価に当たり考慮すべき事項」として、評価対象の無線局における「災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組状況」が項目としてあり、無線局が被害を受け得る一般的な災害として、地震、水害、火災などへの対策状況を挙げております。運用中の無線局が、災害等においても運用継続性を確保するための取組を評価の中で考慮するものです。 | 無 |
| 個人２ | 9 | 全般 | 「電波の有効利用の程度の評価結果」の評価事項に、「ア 公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用」と有るが、「秩序の維持」は 削除すべきではないか。<br>「秩序」の文言は、戦前 偽の情報によって 政府が国民を騙した歴史を髣髴とさせる。<br>第一に 公共の安全であり、秩序は 自然に不随するものである。<br>秩序を優先し 公共の安全を侵害する事にならない様、「秩序の維持」を 削るべきだ。 | 「ア　公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用」は、「評価に当たり考慮すべき事項」の「電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性」の中の一つの項目として、猶予期間なく電波の利用停止・周波数変更した場合における社会的影響について評価の中で考慮するものです。<br>評価対象の無線局には、公共の安全や秩序の維持を目的とする国の機関により運用されるものもあるため、そのように記載しております。 | 無 |
| 個人３ | 10 | 全般 | 電波の利用目的評価だが (「電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性」)、「広い範囲の事実報道を行い、国民の『知る権利』を満たすこと」も、付け加えるべきだ。<br>この15年で 日本のメディアは 「報道の自由度」を転落させ、偏向的な放送が まかり通っている。<br>ともすれば、政権・大資本の PR のごとき放送が、電波を埋め尽くす事態だ。<br>ファクトチェック・放送倫理チェックの設置義務化など メディアの公共性を高めるためにも、電波の公正性を計る文言を追加すべきだ。 | 「評価に当たり考慮すべき事項」として、「電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性」が項目としてあり、これについては、猶予期間なく電波の利用停止・周波数変更した場合における社会的影響について評価の中で考慮するものであり、放送の内容については意見募集対象外です。 | 無 |

# 意見募集結果及び電波監理審議会の考え方（案）（各種無線システム）



| 意見提出者 | No. | 対象 | 提出された意見 | 電波監理審議会の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|---|---|---|---|---|---|
| 個人４ | 11 | 全般 | 電波は国民共有の財産であり、特定の通信事業者の利益を肥大化させるための「私的な利権」として扱われるべきではない。電波の有効利用を評価するにあたっては、それが「通信の公共料金化」を促進する方向に寄与しているかを最優先基準とせよ。企業利益のための既得権益維持を許さず、国民が安価で安定した通信環境を享受できる権利を実質的に保障する電波行政への転換を強く求める。<br><br>電波の「公共料金化」という視点の欠如<br>電気・水道・ガスと同様に、通信は現代生活において必要不可欠な生存インフラである。それにもかかわらず、電波を割り当てられた通信事業者が独占的に市場を支配し、高止まりした料金を国民に課し続ける現状は、公共財の私物化と言わざるを得ない。今回の評価において、「有効利用」の判断基準が、単なる事業者の利便性や投資効率のみに置かれているのであれば、それは国民の共有財産を食い物にしているに等しい。電波は国民全体の権利であり、インフラとして「公共料金化」されるべきものである。今回の評価プロセスが、この視点を完全に欠落させていることを強く批判する。<br><br>既得権益の囲い込みを追認する評価結果の是正<br>評価結果が、既存の主要事業者による電波の囲い込みを追認し、結果として新たな競争を阻害し、通信コストの引き下げを妨げているのではないか。総務省には、通信事業者のロビー活動や過去の慣習に縛られず、国民の視点から「どれだけ安価に、誰もが平等にアクセスできているか」を評価指標の中心に据えることを求める。既得権益の維持は、進化するはずの通信市場を停滞させ、国際的な競争力をも削ぐ要因となっている。<br><br>透明な評価基準と国民への責任<br>総務省は、どのような根拠で「有効利用されている」と判断したのか、その基準を不透明なままにせず、徹底して公開する責任がある。通信事業者との密室での折衝や、形式的な審議会による追認は、もはや市民の納得を得られない。公共財を扱う行政官庁として、特定の企業の利益を最大化する「管理官庁」から脱却し、国民の利益を最大化する「公的機関」として、通信の未来を再設計せよ。<br>電波の有効利用とは、特定の企業の収益最大化ではなく、誰もが安価で安全な通信環境を享受できる社会の実現にある。私は今後も、総務省の電波行政が国民の手に取り戻されるまで、その不透明な評価過程を厳しく監視していく。本計画が、国民の生活コストを引き下げ、真にインフラとしての公共性を高めるものとなるよう、評価結果を根本から見直すことを強く求める。 | 本案は、総務省において実施された、携帯電話・BWA以外の無線システムに係る電波の利用状況調査の結果に対し、電波の有効利用の程度を評価したものであり、通信料金等に関するご意見については、本意見募集の対象外です。<br><br>電波の有効利用の程度の評価については、電波法第26条の3に基づき、無線局の数、通信量及び能率的な技術の導入状況の他、「電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令」に定めた事項の評価を行っております。また、評価に当たっては、具体的な評価の基準、方法等として有効利用評価方針を定め、公表しております。<br>（参考）有効利用評価方針<br>https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/research/yuko.pdf | 無 |

# 意見募集後の状況を反映するための修正等（案）（各種無線システム）



| 修正概要 | 対象ページ※ |
|---|---|
| ① 700MHz帯衛星ダイレクト通信の検討状況について、令和8年6月に情報通信審議会からの答申がなされたため修正。 | P57、58、60 |
| ② 920MHz帯空間型ワイヤレス電力伝送の屋外利用について、令和8年6月に制度整備が完了したため修正。 | P59 |
| ③ 6GHz帯無線LANの周波数拡張について、令和8年7月に情報通信審議会からの答申がなされたため修正。 | P91、96、97 |
| ④ ローカル5Gについて、「運用調整機関を活用した免許手続簡素化」に関して15.35～36GHzの評価結果（P125）で言及している一方で、その前段に現状の記載がなかったため、P93、123にアクションプラン記載状況及び情報通信審議会の状況を追記。 | P93、123 |
| ⑤ 26GHz帯オークションについて、令和8年6月に落札者が決定、同年7月に認定が行われたため修正。 | P120、125、163 |

これらの他、評価内容に関わらない形式的修正、誤記修正等を行っております。

※ 審議事項（１）資料２のページ

電波監理審議会（第 1160 回）
審議事項（1） 資料2

# 令和７年度電波の利用状況調査
# （各種無線システム・714MHz 超の周波数帯）
# に係る電波の有効利用の程度の評価結果
# （案）

令和８年８月

電 波 監 理 審 議 会

目　次

Ⅰ　はじめに……1
Ⅱ　重点調査対象システムの調査結果に対する評価……4
１　映像 STL/TTL/TSL(B バンド)……4
（１）各評価基準に照らした分析……6
（２）実測による発射状況等の分析……15
（３）評価にあたって考慮する事項……18
（４）評価……19
２　15GHz 帯電気通信業務用……21
（１）各評価基準に照らした分析……23
（２）実測による発射状況等の分析……37
（３）評価にあたって考慮する事項……41
（４）評価……43
Ⅲ　714MHz 超の調査結果に対する評価……45
１　714MHz 超 1.4GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価……45
（１）各評価事項に照らした分析……47
（２）評価にあたって考慮する事項……59
（３）評価……60
２　1.4GHz 超 3.4GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価……62
（１）各評価事項に照らした分析……65
（２）評価にあたって考慮する事項……73
（３）評価……74
３　3.4GHz 超 8.5GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価……76
（１）各評価事項に照らした分析……80
（２）評価にあたって考慮する事項……95
（３）評価……96

４　8.5GHz 超 15.35GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価 ..... 98
（１）各評価事項に照らした分析 ..... 101
（２）評価にあたって考慮する事項 ..... 109
（３）評価 ..... 110
５　15.35GHz 超 36GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価 ..... 111
（１）各評価事項に照らした分析 ..... 113
（２）評価にあたって考慮する事項 ..... 124
（３）評価 ..... 125
６　36GHz 超の周波数区分に関する調査結果に対する評価 ..... 126
（１）各評価事項に照らした分析 ..... 128
（２）評価にあたって考慮する事項 ..... 134
（３）評価 ..... 135
Ⅳ　各総合通信局の管轄区域ごとの調査結果に対する評価 ..... 136
１　北海道総合通信局 ..... 137
２　東北総合通信局 ..... 139
３　関東総合通信局 ..... 141
４　信越総合通信局 ..... 143
５　北陸総合通信局 ..... 145
６　東海総合通信局 ..... 148
７　近畿総合通信局 ..... 150
８　中国総合通信局 ..... 152
９　四国総合通信局 ..... 154
10　九州総合通信局 ..... 156
11　沖縄総合通信事務所 ..... 158
Ⅴ　総括 ..... 161

別添１　714MHz 超の無線システムに係る免許人数・無線局数の推移 ..... 168
別添２　参考資料　有効利用評価方針等 ..... 181

## Ⅰ　はじめに

社会全体のデジタル化の進展により、電波の利用ニーズの拡大が予想される中、有限希少で国民共有の財産である電波の一層の有効利用が求められている。

電波の有効利用の程度の評価（有効利用評価）については、平成15年度より総務大臣が電波の利用状況調査に基づき行ってきたところ、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号。以下「改正電波法」という。令和4年10月１日施行）により、電波監理審議会が行うこととされ、令和4年度の電波の利用状況調査より電波監理審議会が有効利用評価を実施しているところである。

当審議会では、令和7年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯。調査基準日は令和7年4月1日）の結果を踏まえ、当審議会の下に設定した有効利用評価部会（以下「部会」という。）を計6回開催し、有効利用評価方針に基づき、有効利用評価を行った。

有効利用評価は、重点調査の調査結果及び重点調査以外の調査結果に対する評価を、対象周波数帯（714MHz超の周波数帯）を6つに区分した周波数区分ごとに定性的に行った。また、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域ごとの調査結果に基づく評価を行った。

- 審議会第 1154 回（令和 8 年 3 月 11 日）調査結果の報告
- 部会第 57 回　（　同　3 月 18 日）調査結果の概要報告
- 部会第 58 回　（　同　4 月 7 日）　重点調査の詳細報告
- 部会第 59 回　（　同　5 月 7 日）　・重点調査の評価結果案の検討
  ・周波数区分ごと※1の詳細報告
- 部会第 60 回　（　同　5 月 21 日）・周波数区分ごと※1の評価結果案の検討
  ・周波数区分ごと※2及び総合通信局ごとの詳細報告
- 部会第 61 回　（　同　6 月 4 日）　・周波数区分ごと※2及び総合通信局ごとの評価結果案の検討
  ・評価結果案の取りまとめ
- 審議会第 1157 回（　同　6 月 15 日）評価結果案の審議
  （6 月 16 日から 7 月 15 日まで）　評価結果案に対する意見募集を実施
- 部会第 62 回　（　同　7 月 28 日）意見募集に対する提出意見への考え方案の検討
- 審議会第 1160 回（　同　8 月 31 日）意見募集に対する提出意見への考え方案の審議、評価結果の取りまとめ

※1　周波数区分①714MHz 超 1.4GHz 以下、②1.4GHz 超 3.4GHz 以下、③3.4GHz 超 8.5GHz 以下
※2　周波数区分④8.5GHz 超 15.35GHz 以下、⑤15.35GHz 超 36GHz 以下、⑥36GHz 超

評価を行った重点調査の対象システム及び周波数区分並びに有効利用評価方針の評価基準を次に示す。なお、電波の利用状況調査は、電波法第 103 条の 2 第 4 項第 2 号に規定される総合無線局管理ファイルに記録されている情報の整理（以下「PARTNER 調査」という。）及び電波法第 26 条の 2 第 3 項の規定に基づき免許人等に対して報告を求める事項の収集（以下「調査票調査」という。）、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号。以下「総務省令」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づく電波の発射状況に係る調査（以下「発射状況調査」という。）に基づき実施されている。

**＜評価を行った重点調査の対象システム＞**

重点調査の対象は、総務省令第 6 条に規定する重点調査の実施に係る基本的な方針（令和 2 年総務省告示第 126 号）に基づき、以下のいずれかに該当するものから選定することとされている。

(1) 周波数の使用期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している電波利用システム
(2) 周波数再編アクションプランにおいて対応が求められている電波利用システム
(3) 新たな電波利用システムに関して需要がある周波数を使用している電波利用システム
(4) 周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を考慮して、周波数の再編に関する検討が必要な電波利用システム

令和 7 年度は、次の 3 システムが重点調査対象システムとして選定され、調査結果の報告がなされており、これらの評価を行った。

・映像 STL/TTL/TSL(B バンド)
・15GHz 帯電気通信業務（中継系・エントランス）
・15GHz 帯電気通信業務災害対策用

**＜評価を行った周波数区分＞**

利用状況調査の結果の概要は、総務省令第 8 条に基づき、周波数の特性、電波の利用形態その他の事情を勘案して適切な周波数帯等ごとに取りまとめることとされている。

令和 7 年度の 714MHz 超の周波数帯については、次の 6 区分の周波数帯に係る調査結果の報告がなされ、当該区分ごとに評価を行った。

１． 714MHz 超 1.4GHz 以下
２． 1.4GHz 超 3.4GHz 以下
３． 3.4GHz 超 8.5GHz 以下
４． 8.5GHz 超 15.35GHz 以下
５． 15.35GHz 超 36GHz 以下
６． 36GHz 超

**＜有効利用評価方針の評価基準（各種無線システムに係る部分を抜粋）＞**

三　評価の事項、方法及び基準

3　電気通信業務用基地局及び公共業務用無線局以外の無線局に係る評価は、当該無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

(1)評価の事項

ア　無線局の数

イ　無線局の行う無線通信の通信量

ウ　無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況（以下「技術導入状況」という。）

エ　総務省令に規定する事項（免許人の数、無線局の目的及び用途、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画）

(2)評価の方法及び基準

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

ア　(1)評価の事項アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

エ　周波数割当計画[1]において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況

オ　新たな電波利用システムに関する需要の動向

4　重点調査対象システムについては、1から3までに掲げる事項のほか、実測による発射状況等を分析することにより評価を行うものとする。

5　1から4までに掲げる事項の評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

(1)電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

ア　公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用

イ　非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用

ウ　国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用

エ　電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用

(2)電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

[1] 電波法第26条第1項に規定する周波数割当計画をいう。

## Ⅱ　重点調査対象システムの調査結果に対する評価

### 1　映像 STL/TTL/TSL(B バンド)

**＜システム概要＞**

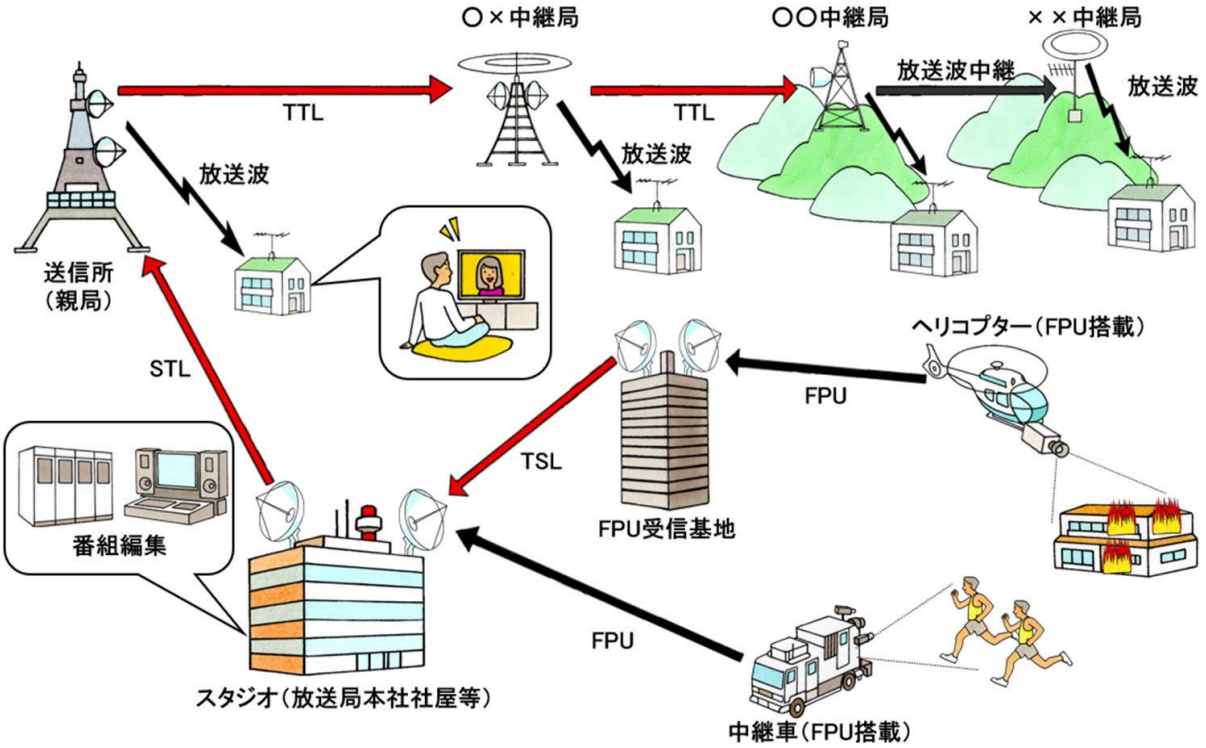


| 免許人 | 主な利用目的<br>（利用シーン） | 通信内容 | 免許人数 | 無線局数 |
|---|---|---|---|---|
| テレビジョン放送事業者 | スタジオから送信所（親局）及び中継局まで放送番組を伝送（STL/TTL） | 音声/データ等 | 31 者 | 129 局 |

（調査結果 図表-全-2-1-2 を基に作成）

映像 STL[2]/TTL[3]/TSL[4](B バンド[5])は、5.9GHz 帯（5850～5925MHz）において、テレビジョン放送事業者がスタジオから送信所（親局及び中継局）まで（STL）又は送信所から送信所まで（TTL）放送番組を伝送するために利用している。また、ニュース音声等の番組素材を取材現場から放送局のスタジオまで伝送（TSL）するために利用されている。B バンドは、雨や霧による影響が少ないことから、中長距離の伝送に適している。

[2] STL：Studio to Transmitter Link（放送番組をスタジオから送信所に伝送する無線回線）
[3] TTL：Transmitter to Transmitter Link（放送番組を送信所間で伝送する無線回線）
[4] TSL：Transmitter to Studio Link（番組素材をスタジオへ中継する無線回線）
[5] 5.9GHz 帯（5850～5925MHz）

**＜重点調査システムに選定された理由の概要＞**

本システムが利用する周波数は、V2X[6]とも呼ばれる自動運転システムの国際的な周波数検討が行われている帯域であり、周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版 [7]）において、既存無線システムの移行先周波数の確保や移行支援、5.9GHz 帯 V2X システムの隣接システム等との周波数共用検討などを実施し、令和 8 年度中を目処に V2X 通信向けの周波数割当てを行うこととされていた。

このため、同帯域を使用する既存システムである、映像 STL/TTL/TSL(B バンド)の利用状況を詳細に調査し、移行動向を把握するため、重点調査の対象として選定されたものである。

**周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）（抜粋）**

・自動運転については、AI 技術の急速な高度化等を背景に開発等が進展しており、これを支える通信環境の確保や通信インフラの整備が急務となっている。総務省においては、既存の ITS 用周波数帯（760MHz 帯等）に加え、国際的に検討が進められている 5.9GHz 帯（5850～5925MHz）のうち 5895～5925MHz の最大 30MHz 幅を V2X 通信向けに割り当てる方向で、必要となる各種取組を推進する。

・具体的には、5.9GHz 帯の一部（5888～5925MHz）について、令和 5 年度補正予算でのデジタルインフラ整備基金による既存無線局の周波数移行を引き続き進めるとともに、V2X 通信向けの割当てを可能とすることや既存無線局に関する使用の期限を定めるなどの周波数割当計画の変更を令和 7 年度中目途に実施し、特定周波数変更対策業務によって、既存無線局の周波数移行を全国に展開する。

・加えて、政府戦略等を踏まえ、主要自動車道等における技術実証や他の通信とも連携した面的な通信環境の検証、隣接システム等との周波数共用検討など、5.9GHz 帯 V2X 通信システムの技術基準等の整備に向けた技術的検討を進める。

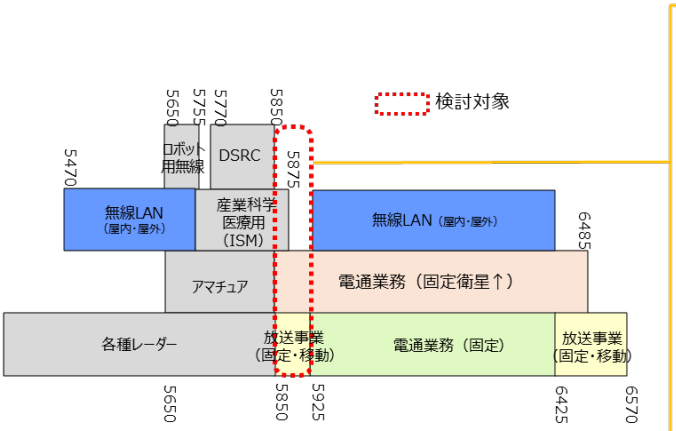


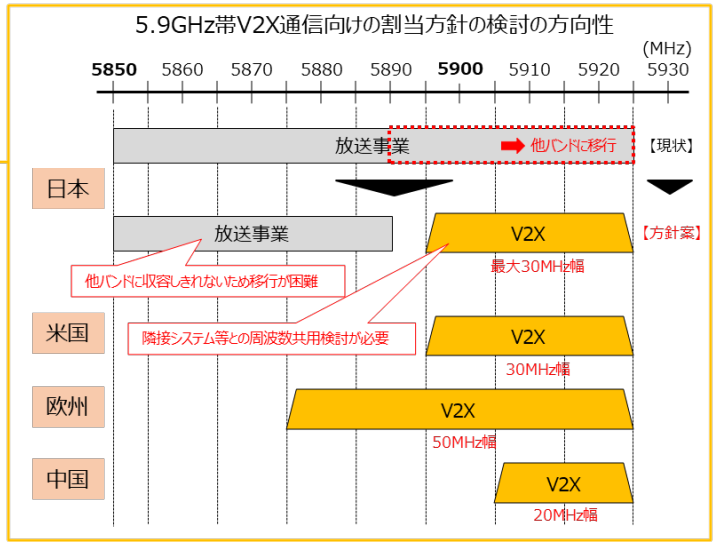


[6] V2X：Vehicle to Everything（車と様々なモノとの通信の総称）
[7] 重点調査対象を選定する時点のバージョンである。

## （1）各評価基準に照らした分析

＜令和 7 年度電波の利用状況の調査結果*1＞

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和 3 年度 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 令和 3 年度 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 |
| 映像 STL/TTL/TSL (B バンド) | 32 者 | 32 者 | 31 者*2 | 131 局 | 131 局 | 129 局*2 |

*1　免許人数及び無線局数以外の調査の結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz 超の周波数帯）の調査結果を参照。

*2　免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人 1 者として集計している。なお、調査に対する有効回答数（各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値。重複計上されうる。）は、免許人数：40 者、無線局数：129 局。

（調査結果 図表-全-2-1-2 を基に作成）

### ア　有効利用評価方針三３（１）アからエまでに掲げる事項[8]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

#### ① 無線局の数

PARTNER 調査の結果、前回調査時から、無線局数は九州で減少（131 局 → 129 局：2 局減）しているが、横ばい傾向にある。本システムは、概ね地上デジタル放送の送信所（親局、中継局）の数に比例することが想定されるが、既に地上デジタル放送の中継ネットワークは構築されており、需要の大きな変動がないためと考えられる。

**無線局数及びその増減**

| システム名 | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 3 年度 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 |
| 映像 STL/TTL/TSL(B バンド) | 131 局 | 131 局（±0） | 129 局（▲2 局） |

（調査結果 図表-全-2-1-2 を基に作成）

[8] P3 の三 3(1)ア～エ参照（ア 無線局の数、イ 無線局の行う無線通信の通信量、ウ 技術導入状況、エ 総務省令に規定する事項（免許人の数、無線局の目的及び用途、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画））。以下同じ。

**総合通信局別無線局数の推移**

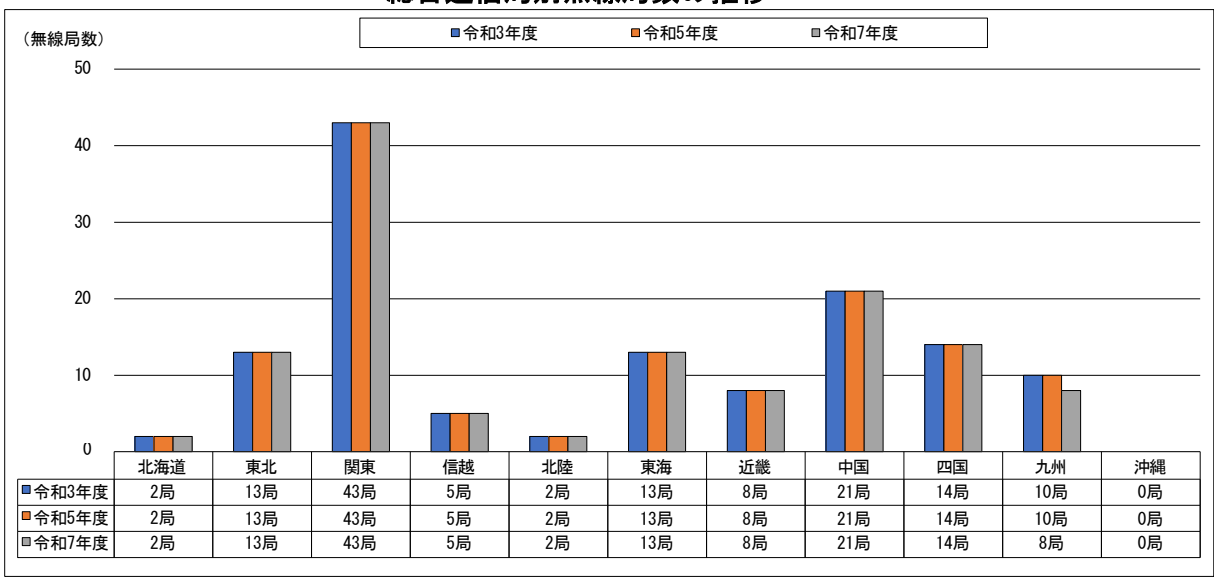


| | 北海道 | 東北 | 関東 | 信越 | 北陸 | 東海 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 | 沖縄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和3年度 | 2局 | 13局 | 43局 | 5局 | 2局 | 13局 | 8局 | 21局 | 14局 | 10局 | 0局 |
| 令和5年度 | 2局 | 13局 | 43局 | 5局 | 2局 | 13局 | 8局 | 21局 | 14局 | 10局 | 0局 |
| 令和7年度 | 2局 | 13局 | 43局 | 5局 | 2局 | 13局 | 8局 | 21局 | 14局 | 8局 | 0局 |

（調査結果 図表-全-2-1-3）

免許人数 31 者、無線局数 129 局は、後述する 714MHz 超の調査の結果に基づくと、他の同様の目的で使用される他の周波数帯の免許人数・無線局数と比べ、比較的少ない免許人、無線局の運用が確認された。

**映像 STL/TTL/TSL の周波数帯ごと免許人数及び無線局数**

| 周波数帯 | 免許人数 | 無線局数 |
|---|---|---|
| **映像 STL/TTL/TSL(B バンド)（5.85～5.925GHz）** | **31 者** | **129 局** |
| 映像 STL/TTL/TSL(C バンド)（6.425～6.57GHz） | 80 者 | 367 局 |
| 映像 STL/TTL/TSL(M バンド)（6.57～6.87GHz） | 50 者 | 124 局 |
| 映像 STL/TTL/TSL(D バンド)（6.87～7.125GHz） | 115 者 | 815 局 |
| 映像 STL/TTL/TSL(N バンド)（7.425～7.75GHz） | 41 者 | 59 局 |
| 映像 STL/TTL/TSL(E バンド)（10.25～10.45GHz） | 29 者 | 53 局 |
| 映像 STL/TTL/TSL(F バンド)（10.55～10.68GHz） | 24 者 | 72 局 |
| 映像 STL/TTL/TSL(G バンド)（12.95～13.25GHz） | 75 者 | 166 局 |

免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人 1 者として集計している。

（部会資料 57-1-5 を基に作成）

今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減予定は、「無線局数の増減の予定なし」が 55.0%(22 者)、「無線局数は減少予定」及び「全ての無線局を廃止予定」が合わせて 45.0%(18 者)であり、「無線局数は増加予定」の回答はなかった。およそ半数の免許人において、今後無線局数が減少する予定であることが確認された。

**今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無**

| | 有効回答数 | 無線局数は増加予定 | 無線局数は減少予定 | 無線局数の増減の予定なし | 全ての無線局を廃止予定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 映像 STL/TTL/TSL (Bバンド) | 40者 | 0% (0者) | 27.5% (11者) | 55.0% (22者) | 17.5% (7者) |

（調査結果 図表-全-2-1-17）

### ② 無線局の行う無線通信の通信量

今後 3 年間で見込まれる通信量の増減予定は、「増減の見込みなし」が 95.0%(38 者)、「減少見込み」が 5.0%(2 者)であり、「増加見込み」の回答はなかった。今後、通信量には大きな変化が見込まれないことが確認された。

**今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無**

| | 有効回答数 | 通信量は増加見込み | 通信量は減少見込み | 通信量の増減の見込みなし |
|---|---|---|---|---|
| 映像 STL/TTL/TSL (B バンド) | 40 者 | 0% (0 者) | 5.0% (2 者) | 95.0% (38 者) |

（調査結果 図表-全-2-1-19）

### ③ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況

以下のとおり、いずれもデジタル変調を用い、多重化等（デジタル信号の 2 以上のチャネル）が行われており、能率的な利用が図られていることが確認された。

**電波の能率的な利用を確保するための技術の導入状況／無線設備の使用技術**

| 変調方式（電波の型式*） | G7W | D7W | X7W |
|---|---|---|---|
| 局数（割合） | 1.6%（2 局） | 75.2%（97 局） | 26.4%（34 局） |

（部会資料 58-2-2 を基に作成）

*型式表示

| 1 文字目（変調方式） | 2 文字目（変調信号） | 3 文字目（伝送情報） |
|---|---|---|
| G：角度変調（位相）<br>D：振幅変調及び角度変調を同時に又は一定の順序で変調<br>X：その他（OFDM[9]等） | 7：デジタル信号の 2 以上のチャネル | W：電話、データ、映像など複数の組み合わせ |

[9] OFDM: Orthogonal Frequency-Division Multiplexing（直交周波数分割多重方式）

### ④ 総務省令に規定する事項

#### (1) 免許人の数

PARTNER 調査の結果、前回調査時から、免許人数は減少（32 者 → 31 者：1 者減）しているが、増減はほぼない傾向にある。

**免許人数及びその増減**

| システム名 | 免許人数* | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 3 年度 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 |
| 映像 STL/TTL/TSL(B バンド) | 32 者 | 32 者（±0） | 31 者（▲1 者） |

＊ 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人 1 者として集計している。

（調査結果 図表-全-2-1-2 を基に作成）

#### (2) 無線局の目的及び用途

無線局の目的は、全ての無線局が「放送事業用」であり、用途及び用途ごとの無線局数は、以下のとおりであった。

**無線局の目的及び用途**

| 目的 | 用途（通信事項） | 無線局数 | 割合 |
|---|---|---|---|
| 放送事業用 | 放送番組の中継に関する事項 | 106 局 | 82.2% |
| | 放送番組素材の中継に関する事項 | 48 局 | 37.2% |
| | 無線設備の監視・制御に関する事項 | 33 局 | 25.6% |
| | 放送番組の取材等の連絡に関する事項 | 12 局 | 9.3% |
| | 放送事業に関する事項（中継、連絡又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。） | 1 局 | 0.8% |

（部会資料 58-2-2 を基に作成）

#### (3) 無線設備の使用技術

③で述べたとおり、いずれもデジタル変調を用い、多重化等（デジタル信号の 2 以上のチャネル）が行われており、能率的な利用が図られていることが確認された。

### (4) 無線局の具体的な使用実態

#### （ア） 無線局の利用形態

調査票調査の結果、利用形態は、全ての無線局において放送サービスの提供となっている。本システムは、テレビジョン放送事業者がスタジオから送信所、送信所間、又は番組素材を取材現場から放送局のスタジオまで伝送するために利用するものであり、調査結果からも確認できた。

**電波を常時発射した無線局の利用形態***

| | 有効回答数 | 放送サービスの提供 |
|---|---|---|
| 映像 STL/TTL/TSL(B バンド) | 129 局 | 100%<br>(129 局) |

＊ 設問の回答対象：「電波の発射は常時発射か否か」で「常時発射した」と回答した無線局

（調査結果 図表-全-2-1-6 を基に作成）

#### （イ） 時間利用状況

調査票調査の結果、全ての無線局において、テレビジョン放送事業者がスタジオから送信所、送信所間、又は番組素材を取材現場から放送局のスタジオまで伝送するため、常時発射したとの回答であった。

**電波の発射は常時発射か否か**

| | 有効回答数 | 常時発射した | 常時発射しなかった |
|---|---|---|---|
| 映像 STL/TTL/TSL(B バンド) | 129 局 | 100%<br>(129 局) | 0%<br>(0 局) |

（調査結果 図表-全-2-1-5）

#### (ウ)エリア利用状況

調査票調査の結果、最も割合が多かった無線局の区間距離は、「25km 超 50km 以下」が 43.4%（56 局）、続いて「10km 超 25km 以下」が 29.5%（38 局）、「50km 超」が 22.5%（29 局）であり、75%超（100 局）の無線局において、主に 50km 以下の区間で利用されている。

**無線局の区間距離**

| | 有効<br>回答数 | 1km 以下 | 1km 超<br>5km 以下 | 5km 超<br>10km 以下 | 10km 超<br>25km 以下 | 25km 超<br>50km 以下 | 50km 超 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 映像<br>STL/TTL/TSL<br>(B バンド) | 129 局 | 0%<br>(0 局) | 0%<br>(0 局) | 4.7%<br>(6 局) | 29.5%<br>(38 局) | 43.4%<br>(56 局) | 22.5%<br>(29 局) |

（調査結果 図表-全-2-1-8）

### (5) 他の電気通信手段への代替可能性

「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、「無線局数は減少予定」または「全ての無線局を廃止予定」と回答した免許人（18 者）を対象とし、「無線局数減少・廃止理由（複数回答可）」の調査結果は以下のとおりであり、「他の電波利用システム」及び「有線（光ファイバー等）」への代替可能性が示されている。

**無線局数減少・廃止理由（複数回答可）**

| | 有効回答数 | 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため | 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため | 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため | その他 |
|---|---|---|---|---|---|
| 映像 STL/TTL/TSL (Bバンド) | 18者 | 77.8% (14者) | 11.1% (2者) | 0% (0者) | 72.2% (13者) |

（調査結果 図表-全-2-1-18）

「移行・代替・廃止予定時期(映像 STL/TTL/TSL(B バンド))」において、移行を予定していると回答があった無線局に対し、「移行・代替・廃止手段（複数回答可）」の調査結果は以下のとおりであり、他の周波数帯（C/M/D/N バンド）の映像 STL/TTL/TSL への移行がほとんどであった。

**移行・代替・廃止手段(映像 STL/TTL/TSL(B バンド))（複数回答可）**

| | 有効回答数 | 映像STL/TTL/TSLへ移行又は代替 | | | | | | | 有線(光ファイバー等)へ移行又は代替 | 廃止 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | Cバンド | Mバンド | Dバンド | Nバンド | Eバンド | Fバンド | Gバンド | | | |
| 映像 STL/TTL/TSL (Bバンド) | 124局 | 62.9% (78局) | 75.8% (94局) | 70.2% (87局) | 55.6% (69局) | 0% (0局) | 0% (0局) | 0% (0局) | 1.6% (2局) | 0% (0局) | 4.0% (5局) |

（調査結果 図表-全-2-1-23）

他方、「移行・代替・廃止予定時期(映像 STL/TTL/TSL(B バンド))」において、「移行等予定なし」と回答した免許人を対象とし、「代替可能なシステムの有無」の調査結果は以下のとおりであり、全て、代替可能なシステムが「ない」との回答であった。

**代替可能なシステムの有無**

| | 有効回答数 | ある | ない |
|---|---|---|---|
| 映像STL/TTL/TSL(Bバンド) | 5局 | 0% (0局) | 100% (5局) |

（調査結果 図表-全-2-1-24）

本システムは、放送番組をスタジオから送信所等に伝送する目的で常時使用されていることを鑑みれば、速度の性能や高い信頼性が求められるものであり、光ファイバー等のインフラが利用できる環境であれば代替可能であるものの、そうでない場合は、地形等の条件から無線システムを使用する必要があると考えられる。

「代替可能なシステムの有無」において、「ない」と回答した免許人を対象とし、「代替できない理由（複数回答可・1 位～3 位の順位選択）」の調査結果は以下のとおりであり、コストの課題も挙げられているが、「代替先システムの周波数の選定が困難」「情報が不足しており回答できない」といった回答が 1 位として選ばれている。

**代替できない理由**

| 順位 | 1 位 | 2 位 | 3 位 |
|---|---|---|---|
| 有効回答数 | 5 局 | 3 局 | 3 局 |
| 導入コストの確保が困難 | 0% | 66.7%(2 局) | 33.3%(1 局) |
| ランニングコストの確保が困難 | 0% | 33.3%(1 局) | 66.7%(2 局) |
| 代替先システムの周波数の選定が困難 | 80%(4 局) | 0% | 0% |
| 代替先システムの機器の調達が困難 | 0% | 0% | 0% |
| 代替先システムを検討予定又は検討中 | 0% | 0% | 0% |
| 廃止又は廃止予定 | 0% | 0% | 0% |
| 代替の必要がない | 0% | 0% | 0% |
| 情報が不足しており回答できない | 20%(1 局) | 0% | 0% |
| その他 | 0% | 0% | 0% |

（調査結果 図表-全-2-1-25 を基に作成）

### (6) 電波を有効利用するための計画

およそ3分の2（66.7%）の無線局が、令和10年度末までに移行・代替・廃止予定であり、また、3 割程度（29.5%）の無線局が、令和 12 年度以降の移行・代替・廃止予定であるとの調査結果が得られている。

**移行・代替・廃止予定時期(映像 STL/TTL/TSL(B バンド))**

| | 有効回答数 | 令和7年度中 | 令和8年度中 | 令和9年度中 | 令和10年度中 | 令和11年度中 | 令和12年度以降 | 移行等予定なし |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 映像 STL/TTL/TSL (Bバンド) | 129局 | 1.6% (2局) | 24.8% (32局) | 9.3% (12局) | 31.0% (40局) | 0% (0局) | 29.5% (38局) | 3.9% (5局) |

（調査結果 図表-全-2-1-22）

移行・代替・廃止予定時期の最多回答を都道府県単位でマッピングした結果、「令和 7 年度中（移行済も含む）」が最多回答の都道府県は、愛知県のみ、また、「令和 8 年度中」が最多回答となった都道府県は 7 県（秋田県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、静岡県）であった。

移行等予定時期を地域ごとに表示することにより、今後、移行等の対策を実施するための計画策定にあたり、有意であると考えられる。

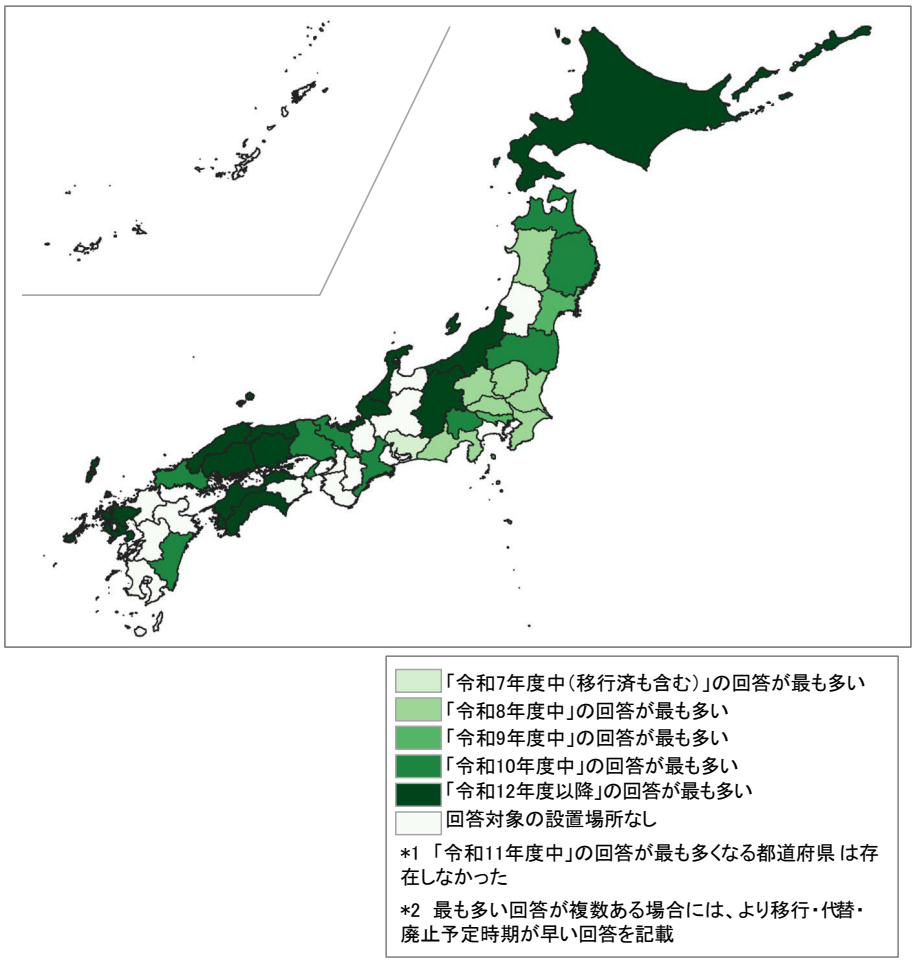


（部会資料 58-2-2 より）

### (7) 使用周波数の移行計画

(6)で記載した調査結果のとおり、「予定あり」が 96.1%（124 局）、「予定なし」が 3.9%（5 局）となっている。

この状況に対し、次のイで述べるとおり、令和 8 年 1 月の周波数割当計画の変更により、本システムの周波数の使用期限を令和 13 年 3 月 31 日までと設定し、また、電波法に基づく「特定周波数変更対策業務」を活用し、本システムを移行させる計画である。

**イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況**

5.9GHz 帯の一部の周波数帯（5888～5925MHz）は、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「令和 5 年度補正予算でのデジタルインフラ整備基金による既存無線局の周波数移行を引き続き進めるとともに、V2X 通信向けの割当てを可能とすることや既存無線局に関する使用の期限を定めるなどの周波数割当計画の変更を令和 7 年度中目途に実施し、特定周波数変更対策業務によって、既存無線局の周波数移行を全国に展開する。」とされている。

また、「加えて、政府戦略等を踏まえ、東北自動車道等における技術実証や他の通信とも連携した面的な通信環境の検証、隣接システム等との周波数共用検討など、5.9GHz 帯 V2X 通信システムの技術基準等の整備に向けた技術的検討を進める」とされている。

総務省に対し検討状況を確認した結果、「令和 8 年 1 月 30 日に周波数割当計画の一部変更を実施し、既存無線局（映像 STL/TTL/TSL（B バンド））に係る使用期限の設定、及び新たに導入する無線局（V2X）を追加。また、電波法第 71 条の 3 に基づき、令和 8 年 4 月 1 日に、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会を特定周波数変更対策業務を行う変更対策機関として指定。当該機関を通じ、周波数変更対策を進めていく。また、周波数逼迫対策技術試験事務により本年度から技術的検討、周波数共用検討を進めていく予定。」としており、周波数再編アクションプランに沿った取組が着実に進められていることが確認された。

**ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況**

令和 5 年度評価において、以下のように評価を行ったところである。

| |
|---|
| ・V2X システムの導入が検討されている 5.9GHz 帯の一部（5888～5925MHz）については、令和 5 年度調査時点で、既存システムである映像 STL/TTL/TSL(B バンド)の免許人が 32 者、無線局が 131 局存在することから、自動運転に係る実証実験等の状況を踏まえつつ、引き続き周波数移行先や移行方策の検討を行っていくこと。 |

これを受け、上記イのとおり、周波数再編アクションプランにおいて必要な対応を適切に反映し、また、これに沿った取組が着実に進められていると認められる。

**エ　周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況**

上記イのとおり、周波数再編アクションプランに沿った取組が進められている状況である。

**オ　新たな電波利用システムに関する需要の動向**

自動運転については、AI 技術の急速な高度化等を背景に開発等が進展しており、これを支える通信環境の確保や通信インフラの整備が急務であり、5.9GHz 帯（5850～5925MHz）は、V2X とも呼ばれる自動運転システムの導入に向けて国際的な検討が行われている帯域である。よって上記イのとおり、新たな電波利用システム（V2X）への需要に応じるため、周波数再編アクションプランでは、5.9GHz 帯のうち 5895～5925MHz の最大 30MHz 幅において V2X 通信を導入するため、必要となる各種取組を推進することとされている。

### （２）実測による発射状況等の分析

発射状況調査に先立って実施されている調査票調査の結果に基づくと、「時間的利用状況」は、（１）ア④(4)（イ）に示すとおり、全て「常時発射」の無線局であった。

**電波の発射は常時発射か否か（再掲）**

| | 有効回答数 | 常時発射した | 常時発射しなかった |
|---|---|---|---|
| 映像 STL/TTL/TSL(B バンド) | 129 局 | 100%<br>(129 局) | 0%<br>(0 局) |

（調査結果 図表-全-2-1-5）

以上のような時間的利用傾向を持つ本システムについて、以下の要領により、実測による電波の発射状況調査が実施された。

時間利用状況の測定：　2 局を測定対象として選定し、30 日間の固定測定を実施。
エリア利用状況の測定：　2 局を測定対象として選定し、移動測定を実施。

時間利用状況に係る発射状況調査の結果、調査対象の稼働率（しきい値以上の出力で受信できた比率）は、A 局は概ね 80%程度、B 局では概ね 95%程度であり、また、時間帯、曜日及び日による偏りはみられないことから、調査期間である 30 日間中、常時電波を発射していることが推察される。これは、テレビジョン放送が概ね 24 時間提供されているため、放送番組等を中継している本システムも同様の時間利用となっていることが推察される。

これらより、2 局の時間的利用状況に係る発射状況調査の結果は、本システムの電波の常時発射の実態を裏付けるものとなっている。

## 固定測定結果 A 局

### ＜日別 発射時間＞

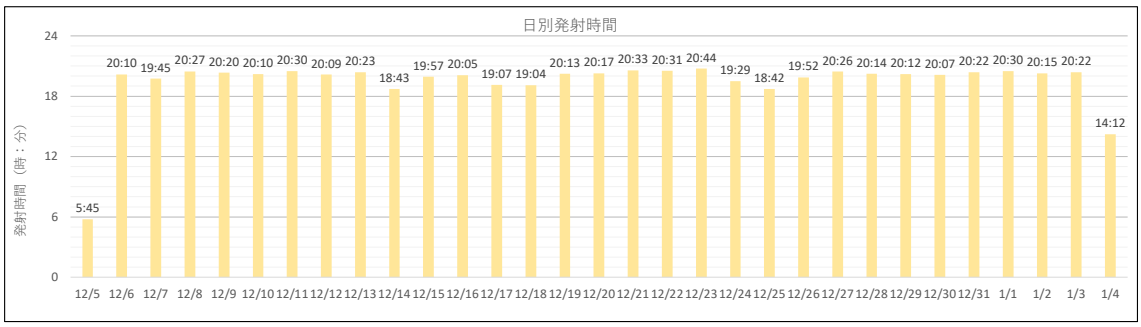


測定期間　2025/12/05（金曜日）17:00～2026/01/04（日曜日）16:59　30 日間

### ＜曜日別 平均発射時間＞

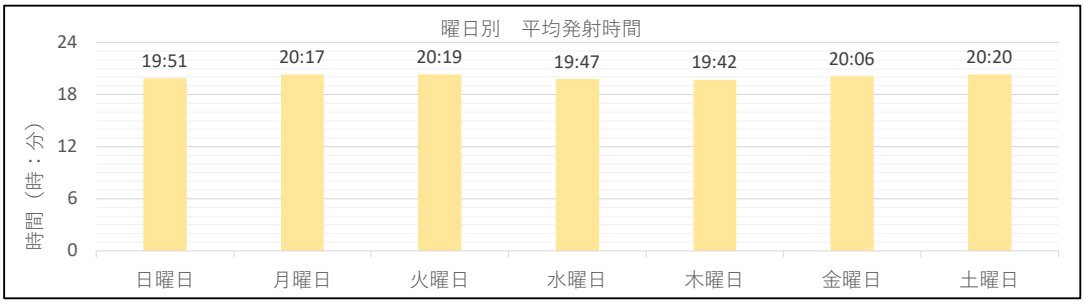


測定期間　2025/12/05（金曜日）17:00:00～2026/01/04（日曜日）16:59:59　30 日間

### ＜時刻別 平均発射時間＞

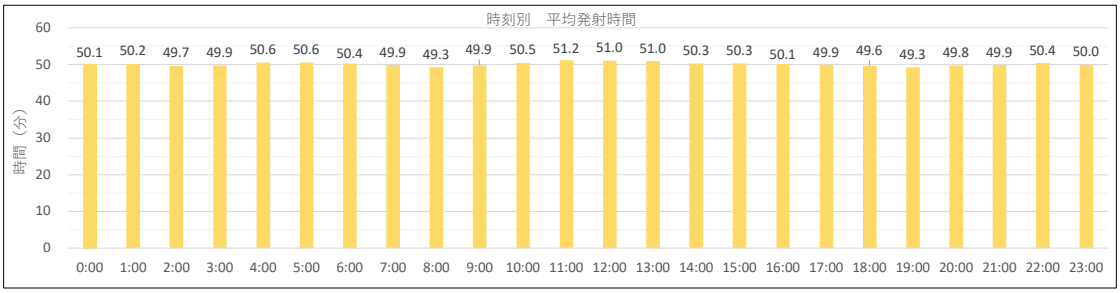


測定期間　2025/12/05（金曜日）17:00:00～2026/01/04（日曜日）16:59:59　30 日間

（調査結果 図表-全-2-1-29 を基に作成）

**固定測定結果 B 局**

**＜日別 発射時間＞**

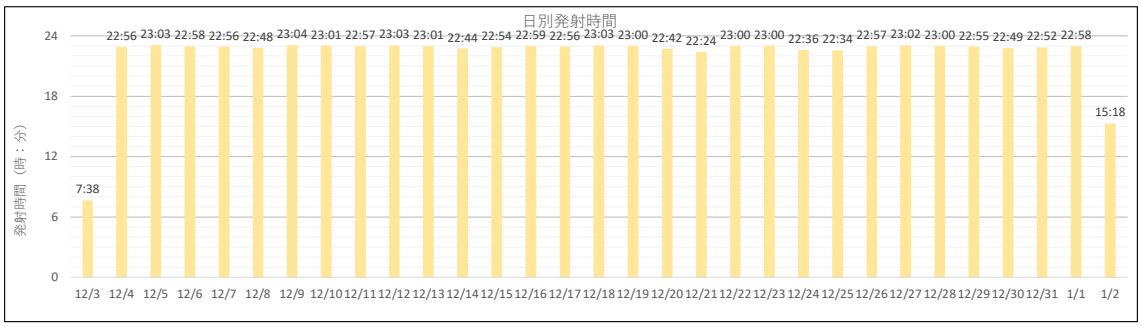


測定期間　2025/12/03（水曜日）16:00～2026/01/02（金曜日）15:59　30 日間

**＜曜日別 平均発射時間＞**

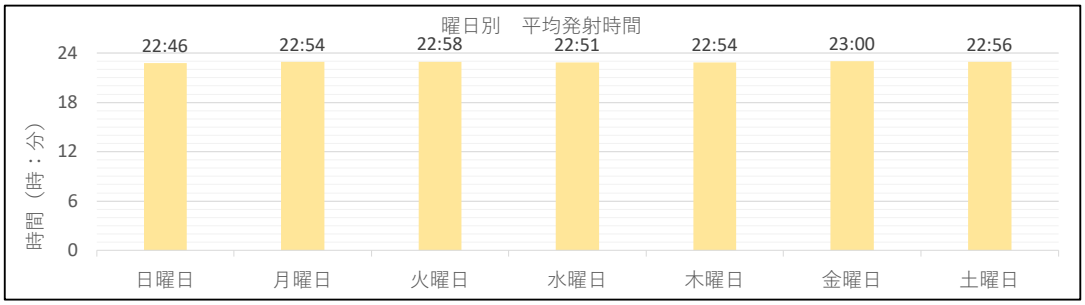


測定期間　2025/12/03（水曜日）16:00:00～2026/01/02（金曜日）15:59:59　30 日間

**＜時刻別 平均発射時間＞**

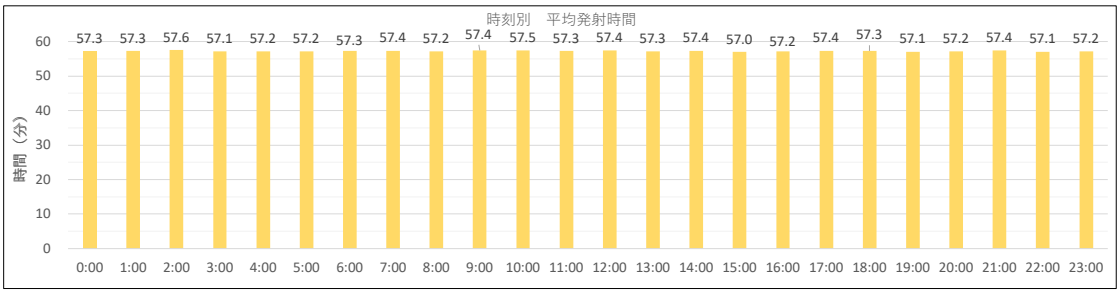


測定期間　2025/12/03（水曜日）16:00:00～2026/01/02（金曜日）15:59:59　30 日間

（調査結果 図表-全-2-1-30 を基に作成）

また、調査票調査の結果に基づくと、「エリア利用状況」は、（１）アに示すとおり、主に 50km 以下の区間距離で、全ての無線局において常時発射により全国的に利用されているという回答が得られている。

以上のようなエリア利用傾向を持つ本システムについて、調査票回答における区間距離が異なるＣ局（区間距離 10～25 km）及びＤ局（区間距離 25～50 km）の 2 局が選定され、フィールドにおける実測による電波の発射状況調査が実施された。また、シミュレーション値と、実測値の比較も実施されている。

| 対象局 | アンテナ指向性 | 調査票回答（区間距離） |
|---|---|---|
| C 局 | あり | 10km 超 25km 以下 |
| D 局 | あり | 25km 超 50km 以下 |

なお、高所に設置されている本システムの指向方向に対し、移動測定のアンテナ高は低く（アンテナ高 2m）、垂直面で指向方向外の関係となっている。

発射状況調査の結果、測定範囲内において、C局は-96.3～-89.1dBm、D局は-120.0～-88.4dBm の電波を計測しており、本システムの回線設計上の標準受信入力（-58.5dBm）と比べて 30dB 程度低いことから、C局及びD局はいずれも、指向方向以外の電波発射の強度が小さく、指向性を持って発射されていることが確認された。シミュレーション結果においても、C局、D局ともにおおむね-90dBm 以下の強度となっており、測定結果と同様の傾向を示している。

### （3）評価にあたって考慮する事項

**・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[10]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

社会的貢献性（複数回答可）について調査した結果、「非常時等における人命又は財産の保護」が 100%（40 者）、「国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展」が 95.0%（38 者）、「公共の安全、秩序の維持」が 90.0%（36 者）であった。

本システムは、テレビジョン放送の放送番組及び番組素材の中継回線として利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止又は周波数を変更した場合、放送サービスが国民生活の重要なインフラとなっている状況も踏まえると、社会・経済活動に影響を及ぼす可能性があるものと考えられる。

**・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況**

調査の結果、運用継続性の確保のための対策は、全ての免許人が、全ての無線局について運用継続性の確保のための対策を実施している。また、主な対策の内容としては「定期的な保守点検の実施」が 100%（40 者）、「運用状況の常時監視（遠隔含む）」が 97.5%（39 者）、「予備電源の保有」が 90%（36 者）、「無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有」が 75%（30 者）などであった。

これらより、災害等や継続的な運用を確保するため、無線設備の対策（ハード面の対策）及び運用管理や体制等の対策（ソフト面の対策）の両方の対策を行っている免許人が多いことが確認された。なお、放送法第 112 条において、放送事業者に対し、放送設備やその運用のための業務管理体制の維持が義務付けられている。

[10] P3 の三 5(1)ア～エ参照（ア　公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用、イ　非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用、ウ　国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用、エ　電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用）。以下同じ。

### （4）評価

新たな無線システム（V2X）への需要がある周波数帯（5.9GHz 帯（5850～5925MHz）のうち5895～5925MHz の最大 30MHz 幅）に係る電波の利用状況は以下のとおりである。

時間的利用状況について、調査票調査の結果、全ての無線局（129 局）が常時発射であり、利用形態は放送サービスの提供のためであった。また、発射状況調査の結果からも、ほぼ 24 時間 365 日、常時電波を発射していることが推察できた。

エリア利用状況について、本システムは、おおむね 50km 以下の区間距離で利用され、指向性の高いアンテナを使い、固定的に運用されている。

社会的貢献性（複数回答可）について調査した結果、「非常時等における人命又は財産の保護」、「国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展」及び「公共の安全、秩序の維持」がいずれも 90%を超えており、本システムは、テレビジョン放送の提供のため重要なシステムであると考えられる。

今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無に対しては、「増減の見込みなし」が 95%（38 者）であり、「減少見込み」が 5%（2 者）であった。また、「移行・代替・廃止予定時期」については、96.1%（124 局）が何らかの時期に移行予定を有しており、多くは他の周波数帯（C/M/D/N バンド）の映像 STL/TTL/TSL であった。

今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無に対しては、「増減の予定なし」が 55%（22 者）であり、「減少予定・全て廃止予定」が 45%（18 者）、「増加予定」と回答した者はいなかった。「減少予定」の主な理由は、「他の電波利用システムへ移行・代替予定のため」であった。

本システムが使用する周波数帯は、V2X と呼ばれる自動運転システムの導入に向けて国際的な検討が行われている帯域であり、新たなシステム（V2X）に需要がある帯域である。

以上から、電波の有効利用の程度としては、一定程度の有効利用は行われているものの、以下の観点から、更なる電波の有効利用を図っていくことが適当である。

- 映像 STL/TTL/TSL（B バンド）については、時間的利用は常時発射されており、また、利用目的は、国民の生活の利便性向上や、安心安全に寄与するテレビジョン放送の提供に不可欠なものであるため、今後も一定の需要があるものと認められるが、テレビジョン放送の中継局や中継回線ネットワークは既に構築されており、調査結果からも、今後の増加は見込まれないこと。

- 全国で 129 局（有効回答数）であり、高い指向性を持ったアンテナで固定的に運用されている。他の周波数帯（C/M/D/N バンド）の既存システムへの代替可能性が示されているため、効率的な周波数利用のためには、他の周波数帯や他システム（光ファイバー等）に整理集約することが望ましいこと。

- 自動運転等を実現するための新たなシステム（V2X）に需要がある帯域であり、国内の需要に応じ、周波数利用の国際的な調和を図っていくことが望ましいこと。

また、周波数再編アクションプランに記載されている内容に沿い、総務省において、V2X導入に向け、映像STL/TTL/TSL（Bバンド）のうち、5.9GHz帯の一部（5888～5925MHz）に対して周波数使用期限の設定（令和 13 年 3 月 31 日まで）及び当該周波数を使用する映像STL/TTL/TSL（Bバンド）の移行に向けた特定周波数変更対策業務の実施など、制度的な対応が取られていることが確認できた。

本システムは、テレビジョン放送の提供に当たり重要な役割を担っているシステムであり、テレビジョン放送の提供に影響を及ぼすことがないよう十分に留意しつつ、国際的な技術の進展に対応するためには、早期に本システムを移行し、V2X の導入を可能とすることが求められる。よって、総務省においては引き続き、本システムの着実かつ早期の移行が図れるよう、変更対策機関を通じて、特に移行時期が「令和 12 年度以降」や「移行等予定なし」と回答した免許人に対しては移行期限の周知や必要な情報提供等も行いながら、移行を進めていくことを期待する。

## ２　15GHz 帯電気通信業務用

### ＜15GHz 帯電気通信業務のシステム概要＞

15GHz 帯（14.4GHz～15.35GHz 帯）において、電気通信業務用無線局は、大きく分けて２つの使い方がされている。

(1) 15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス)

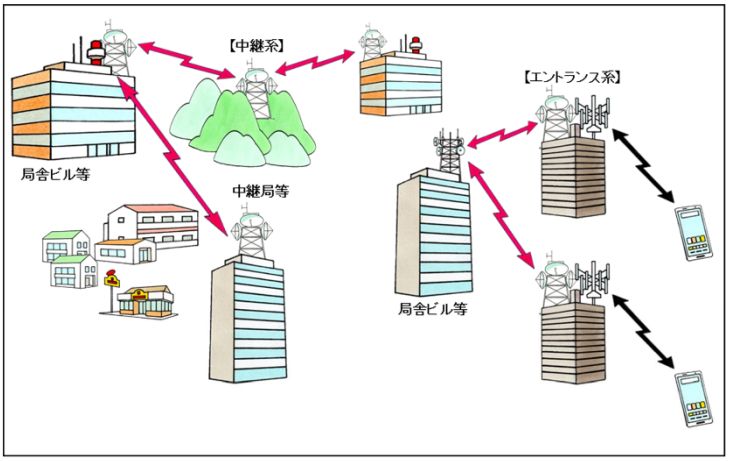


11GHz 帯、18GHz 帯の固定通信システムと同様、電気通信事業者が、概ね十数 km までのスパンにおいて、用途に応じた通信回線（25～150Mbps）に利用している。本周波数帯は、比較的短い距離の通信に適しており、主に携帯電話等の基地局エントランスとして用いられている。

(2) 15GHz 帯電気通信業務災害対策用

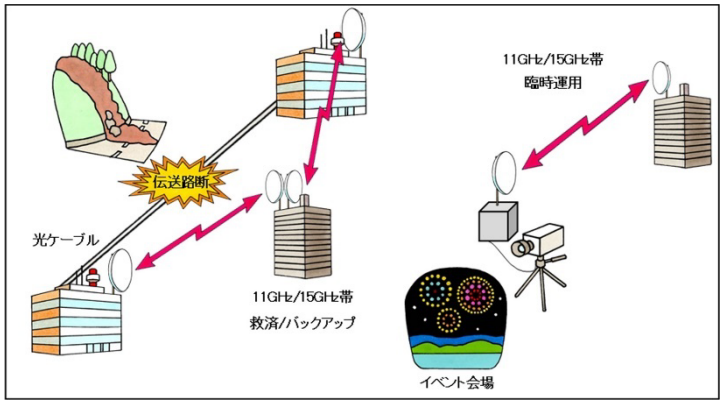


電気通信事業者が災害等発生時の伝送路の救済や確保のために、臨時回線を構築する目的で利用している。また、イベント等開催時に、現地からの臨時映像を伝送するために利用している。

**＜重点調査システムに選定された理由の概要＞**

15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス)及び 15GHz 帯電気通信業務災害対策用が利用する周波数帯は、周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版 [11]）において、WRC[12]-27 に向けて IMT 特定 [13]の可能性の検討が実施されている周波数帯（14.8～15.35GHz）については、諸外国における動向や具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等を踏まえ、適切な時期に WRC-27 での対処方針について検討を行うこととされていることから、同帯域を使用している既存システムである電気通信業務用のシステムについて、WRC の議論に資するデータを取得するため、具体的な利用実態を無線局単位で調査し、今後の動向の把握を行う必要があったためである。

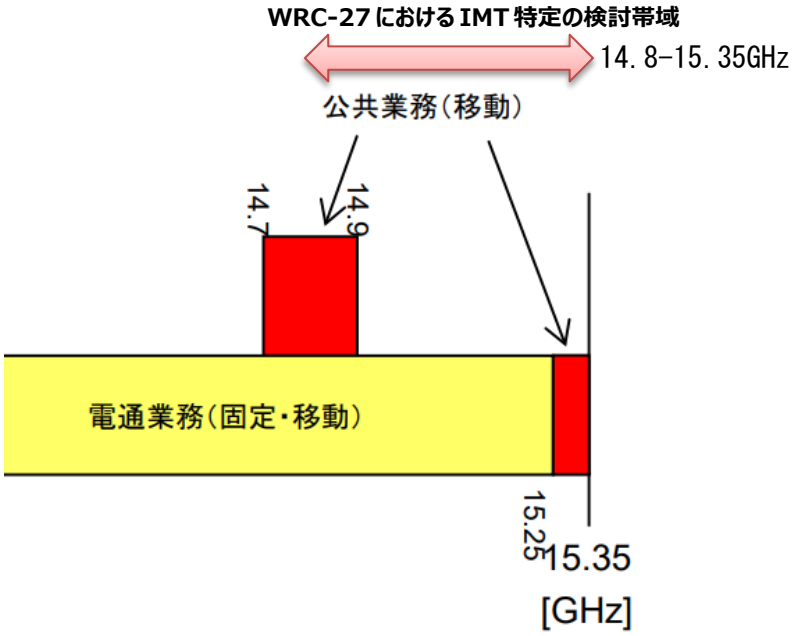


| |
|---|
| WRC-27 議題 1.7<br>既存一次業務を考慮した、4400-4800MHz、7125-8400MHz（またはその一部）、及び 14.8-15.35GHz における IMT 使用のための共用・両立性検討、及び技術的条件の策定 |

**周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）（抜粋）**

| |
|---|
| ・ITU-R の WRC-27 において IMT 特定が議題となる周波数帯（14.8～15.35GHz）について、国民生活や社会経済活動において必要不可欠な基盤であり、今後もモバイルトラヒックの更なる増大や利用の多様化等が見込まれる 5G 及びその発展となる 6G を念頭に、諸外国の動向、具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等も踏まえつつ、IMT 周波数特定に向けた検討を加速し、WRC-27 における日本の対処方針に反映していく。 |

[11] 重点調査対象を選定する時点のバージョンである。

[12] WRC: World Radiocommunication Conference（世界無線通信会議）

[13] IMT：International Mobile Telecommunications、IMT 特定とは、携帯電話等に利用可能な周波数として特定することを意味する。

### （1）各評価基準に照らした分析

＜令和 7 年度電波の利用状況の調査結果*1＞

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和 3 年度 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 令和 3 年度 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 |
| 15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 3 者 | 3 者 | 3 者*2 | 1,053 局 | 935 局 | 873 局*2 |
| 15GHz 帯電気通信業務災害対策用 | 2 者 | 1 者 | 1 者*2 | 32 局 | 28 局 | 24 局*2 |

*1 免許人数及び無線局数以外の調査の結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz 超の周波数帯）の調査結果を参照。

*2 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人 1 者として集計している。なお、調査に対する有効回答数（各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値。重複計上されうる。）は、中継系・エントランスは免許人数：11 者、無線局数：871 局、災害対策用は免許人数：6 者、無線局数：24 局。

（調査結果 図表-全-2-2-3 を基に作成）

### ア　有効利用評価方針三３（１）アからエまでに掲げる事項[14]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

#### ① 無線局の数

PARTNER 調査の結果、前回調査時から、無線局数は減少傾向にある（中継系・エントランス 935 局 → 873 局：62 局減、災害対策用 28 局 → 24 局：4 局減）。

**無線局数及びその増減**

| システム名 | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 3 年度 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 |
| 15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 1,053 局 | 935 局(▲118 局) | 873 局(▲62 局) |
| 15GHz 帯電気通信業務災害対策用 | 32 局 | 28 局(▲4 局) | 24 局(▲4 局) |

（調査結果 図表-全-2-2-3 を基に作成）

地域ごとの傾向を見ると、中継系・エントランスについては、関東、東海及び四国に比較的多くの無線局数が存在している。また、災害対策用については、西日本で利用されていることが分かる。

[14] P3 の三 3(1)ア～エ参照。

**総合通信局別無線局数の推移（中継系・エントランス）**

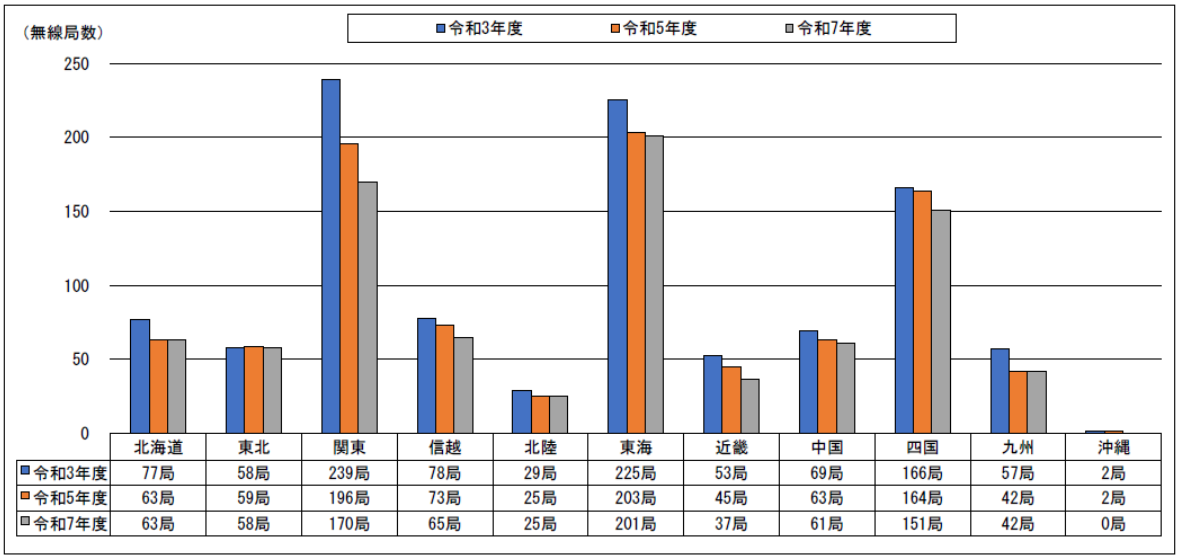


| | 北海道 | 東北 | 関東 | 信越 | 北陸 | 東海 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 | 沖縄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和3年度 | 77局 | 58局 | 239局 | 78局 | 29局 | 225局 | 53局 | 69局 | 166局 | 57局 | 2局 |
| 令和5年度 | 63局 | 59局 | 196局 | 73局 | 25局 | 203局 | 45局 | 63局 | 164局 | 42局 | 2局 |
| 令和7年度 | 63局 | 58局 | 170局 | 65局 | 25局 | 201局 | 37局 | 61局 | 151局 | 42局 | 0局 |

（調査結果 図表-全-2-2-4）

**総合通信局別無線局数の推移（災害対策用）**

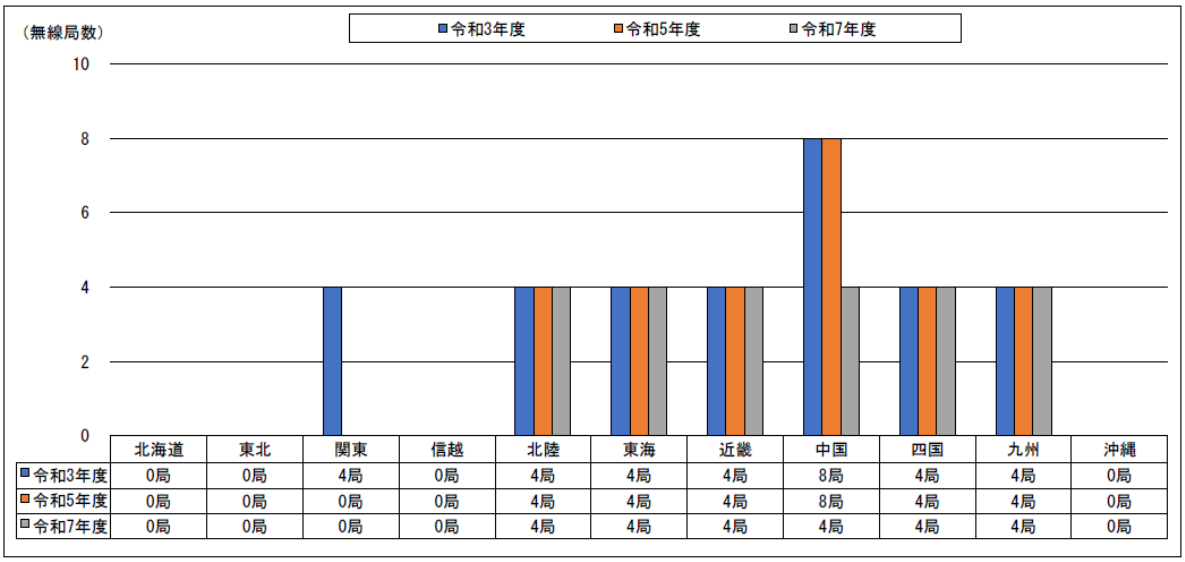


| | 北海道 | 東北 | 関東 | 信越 | 北陸 | 東海 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 | 沖縄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和3年度 | 0局 | 0局 | 4局 | 0局 | 4局 | 4局 | 4局 | 8局 | 4局 | 4局 | 0局 |
| 令和5年度 | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 4局 | 4局 | 4局 | 8局 | 4局 | 4局 | 0局 |
| 令和7年度 | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 4局 | 4局 | 4局 | 4局 | 4局 | 4局 | 0局 |

（調査結果 図表-全-2-2-5）

中継系・エントランスの免許人数 3 者、無線局数 873 局及び災害対策用の免許人数 1 者、無線局数 24 局は、後述する 714MHz 超の調査の結果に基づくと、他の同様の目的で使用される他の周波数帯（主に 11/18GHz 帯）の免許人数・無線局数と比べると、比較的少ない免許人、無線局の運用が確認された。

**電気通信業務用中継系・エントランス等の周波数帯ごと免許人数及び無線局数**

| 周波数帯 | 免許人数 | 無線局数 |
|---|---|---|
| 11GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 6 者 | 2,350 局 |
| **15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス)** | **3 者** | **873 局** |
| 18GHz 帯電気通信業務(エントランス) | 4 者 | 2,973 局 |
| 22GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 1 者 | 26 局 |
| 22GHz 帯 FWA | 1 者 | 34 局 |
| 38GHz 帯 FWA（公共用［国］） | 1 者 | 90 局 |
| 80GHz 帯高速無線伝送システム | 40 者 | 1,352 局 |
| 11GHz 帯電気通信業務災害対策用 | 2 者 | 132 局 |
| **15GHz 帯電気通信業務災害対策用** | **1 者** | **24 局** |

免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人 1 者として集計している。

（部会資料 58-2-2 を基に作成）

今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減予定は、中継系・エントランスについては「減少予定」が 54.5%（6 者）、「増減の予定なし」が 36.4%（4 者）、「増加予定」が 9.1%（1 者）であり、今後無線局数は減少が見込まれることが確認された。「増加予定」の主な理由は、「使用エリアやサービスの拡大予定のため」、また、「減少予定」の主な理由は、「有線（光ファイバー等）へ代替予定のため」であった。

また、災害対策用については、「増減の予定なし」が 100%（6 者）であり、増減は見込まれないことが確認された。

**今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無**

| | 有効回答数 | 無線局数は増加予定 | 無線局数は減少予定 | 無線局数の増減の予定なし | 全ての無線局を廃止予定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 11者 | 9.1%<br>(1者) | 54.5%<br>(6者) | 36.4%<br>(4者) | 0%<br>(0者) |
| 15GHz帯電気通信業務災害対策用 | 6者 | 0%<br>(0者) | 0%<br>(0者) | 100%<br>(6者) | 0%<br>(0者) |

（調査結果 図表-全-2-2-26）

### ② 無線局の行う無線通信の通信量

今後 3 年間で見込まれる通信量の増減予定は、中継系・エントランスについては「増加見込み」及び「増減の見込みなし」がいずれも 36.4%、「減少見込み」が 27.3%であり、回答がほぼ均等に分かれたため、全体の増減傾向についてはうかがえなかった。総務省に確認したところ、「調査時点では移行が確定していない状況である」とのことであり、そのような状況が背景にあるものと考えられる。なお、「増加見込み」の主な理由は、「現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため」、また、「減少見込み」の主な理由は、「無線局を廃止する見込みのため」であった。

一方、災害対策用については、「増減の見込みなし」が 100%であり、増減は見込まれないことが確認された。

**今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無**

| | 有効<br>回答数 | 通信量は<br>増加見込み | 通信量は<br>減少見込み | 通信量の増減の<br>見込みなし |
|---|---|---|---|---|
| 15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 11 者 | 36.4%<br>(4 者) | 27.3%<br>(3 者) | 36.4%<br>(4 者) |
| 15GHz 帯電気通信業務災害対策用 | 6 者 | 0%<br>(0 者) | 0%<br>(0 者) | 100%<br>(6 者) |

（調査結果 図表-全-2-2-26）

### ③ 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況

以下のとおり、いずれもデジタル変調を用い、多重化等（デジタル信号の 2 以上のチャネル）が行われており、能率的な利用が図られていることが確認された。

**電波の能率的な利用を確保するための技術の導入状況／無線設備の使用技術**

| 変調方式（電波の型式*） | G7W | D7W |
|---|---|---|
| 15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 7.1%（62 局） | 99.8%（871 局） |
| 15GHz 帯電気通信業務災害対策用 | 100%（24 局） | 100%（24 局） |

（部会資料 58-2-2 を基に作成）

*型式表示

| 1 文字目（変調方式） | 2 文字目（変調信号） | 3 文字目（伝送情報） |
|---|---|---|
| G：角度変調（位相）<br>D：振幅変調及び角度変調を同時に又は一定の順序で変調 | 7：デジタル信号の 2 以上のチャネル | W：電話、データ、映像など複数の組み合わせ |

### ④ 総務省令に規定する事項

#### (1) 免許人の数

PARTNER 調査の結果、前回調査時から、中継系・エントランスの免許人数は増減なし、災害対策用については減少（2 者 → 1 者：1 者減）しており、増減はほぼない傾向にある。

**免許人数及びその増減**

| システム名 | 免許人数* | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 3 年度 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 |
| 15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 3 者 | 3 者(±0) | 3 者(±0) |
| 15GHz 帯電気通信業務災害対策用 | 2 者 | 1 者(▲1) | 1 者(±0) |

＊ 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人 1 者として集計している。

（調査結果 図表-全-2-2-3 を基に作成）

### (2) 無線局の目的及び用途

全ての無線局において、無線局の目的は「電気通信業務用」であり、用途は「電気通信業務に関する事項」であった。また、用途ごとの無線局数は、以下のとおりであった。

**無線局の目的及び用途**

| | 目的 | 用途（通信事項） | 無線局数 | 割合 |
|---|---|---|---|---|
| 15GHz 帯電気通信業務（中継系・エントランス） | 電気通信業務用 | 電気通信業務に関する事項 | 873 局 | 100% |
| 15GHz 帯電気通信業務災害対策用 | 電気通信業務用 | 電気通信業務に関する事項 | 24 局 | 100% |

（部会資料 58-2-2 を基に作成）

### (3) 無線設備の使用技術

③で述べたとおり、いずれもデジタル変調を用い、多重化等（デジタル信号の 2 以上のチャネル）が行われており、能率的な利用が図られていることが確認された。

### (4) 無線局の具体的な使用実態

#### （ア） 無線局の利用形態

調査票調査の結果、中継系・エントランスの利用形態については、「携帯電話サービスの提供のための伝送路として運用」が 70.8%（617 局）、「基地局の伝送路として運用」が 29.2%（254 局）であり、中継系・エントランスに利用されていることが調査結果からも確認できた。

災害対策用については、年間の発射実績は無いが、その理由は「災害時のみ運用するため」であり、災害対策用に利用されていることが調査結果からも確認できた。

**電波を常時発射した無線局の利用形態***

| | 有効回答数 | 携帯電話サービスの提供のための伝送路として運用 | 基地局の伝送路として運用 |
|---|---|---|---|
| 15GHz 帯電気通信業務（中継系・エントランス） | 871 局 | 70.8%（617 局） | 29.2%（254 局） |

＊ 設問の回答対象：「電波の発射は常時発射か否か」で「常時発射した」と回答した無線局

（調査結果 図表-全-2-2-8 を基に作成）

**年間の発射実績がない理由***

| | 有効回答数 | その他：災害時のみ運用するため |
|---|---|---|
| 15GHz 帯電気通信業務災害対策用 | 24 局 | 100%（24 局） |

*設問の回答対象：「月ごとの電波の発射日数」で全ての月において「0 日」と回答した無線局

（調査結果 図表-全-2-2-11 及び図表-全-2-2-12 を基に作成）

### （イ） 時間利用状況

調査票調査の結果、中継系・エントランスについては全ての無線局において、携帯電話サービスの提供等を目的とする伝送路のため、「常時発射した」との回答であった。

災害対策用については全ての無線局において、「常時発射しなかった」、また、月ごとの発射日数は「全ての月で発射しなかった」、その理由は「災害時にのみ運用するため」とのことであった。総務省に確認したところ、点検は行っているものの、電波の発射を行わずに点検を実施しているとのことであった。

**電波の発射は常時発射か否か**

| | 有効回答数 | 常時発射した | 常時発射しなかった | 月ごとの電波の発射日数 |
|---|---|---|---|---|
| 15GHz 帯電気通信業務（中継系・エントランス） | 871 局 | 100%<br>(871 局) | 0%<br>(0 局) | ― |
| 15GHz 帯電気通信業務災害対策用 | 24 局 | 0%<br>(0 局) | 100%<br>(24 局) | 全ての月で発射しなかった |

（調査結果 図表-全-2-2-7 及び図表-全-2-2-10 を基に作成）

### （ウ）エリア利用状況

調査票調査の結果、中継系・エントランスについては、最も割合が多かった無線局の区間距離は、「1km 超 5km 以下」が 59.6%（519 局）、続いて「5km 超 10km 以下」が 39.7%（346 局）であった。また、災害対策用については、全て「5km 超 10km 以下」であった。

以上より、中継系・エントランスについては主に 10 km以下、災害対策用については 10km 以下の区間で利用されているという結果となった。

**無線局の区間距離**

| | 有効回答数 | 1km 以下 | 1km 超 5km 以下 | 5km 超 10km 以下 | 10km 超 25km 以下 | 25km 超 50km 以下 | 50km 超 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 871 局 | 0%<br>(0 局) | 59.6%<br>(519 局) | 39.7%<br>(346 局) | 0.7%<br>(6 局) | 0%<br>(0 局) | 0%<br>(0 局) |
| 15GHz 帯電気通信業務災害対策用 | 24 局 | 0%<br>(0 局) | 0%<br>(0 局) | 100%<br>(24 局) | 0%<br>(0 局) | 0%<br>(0 局) | 0%<br>(0 局) |

（調査結果 図表-全-2-2-13）

都道府県ごと周波数の利用状況について、中継系・エントランスでは次のとおりであり、都道府県ごとに多少の分布のばらつきはあるが、ブロック 6（14.50-14.52GHz）／30（14.98-15.00GHz）を中心周波数とする無線局が多いことが確認された。

なお、図の左右に対称的に分布しているのは、上り下り（送受信）周波数が対になっているからである。（二周波方式）

## 都道府県ごと周波数の利用状況（中継系・エントランス）

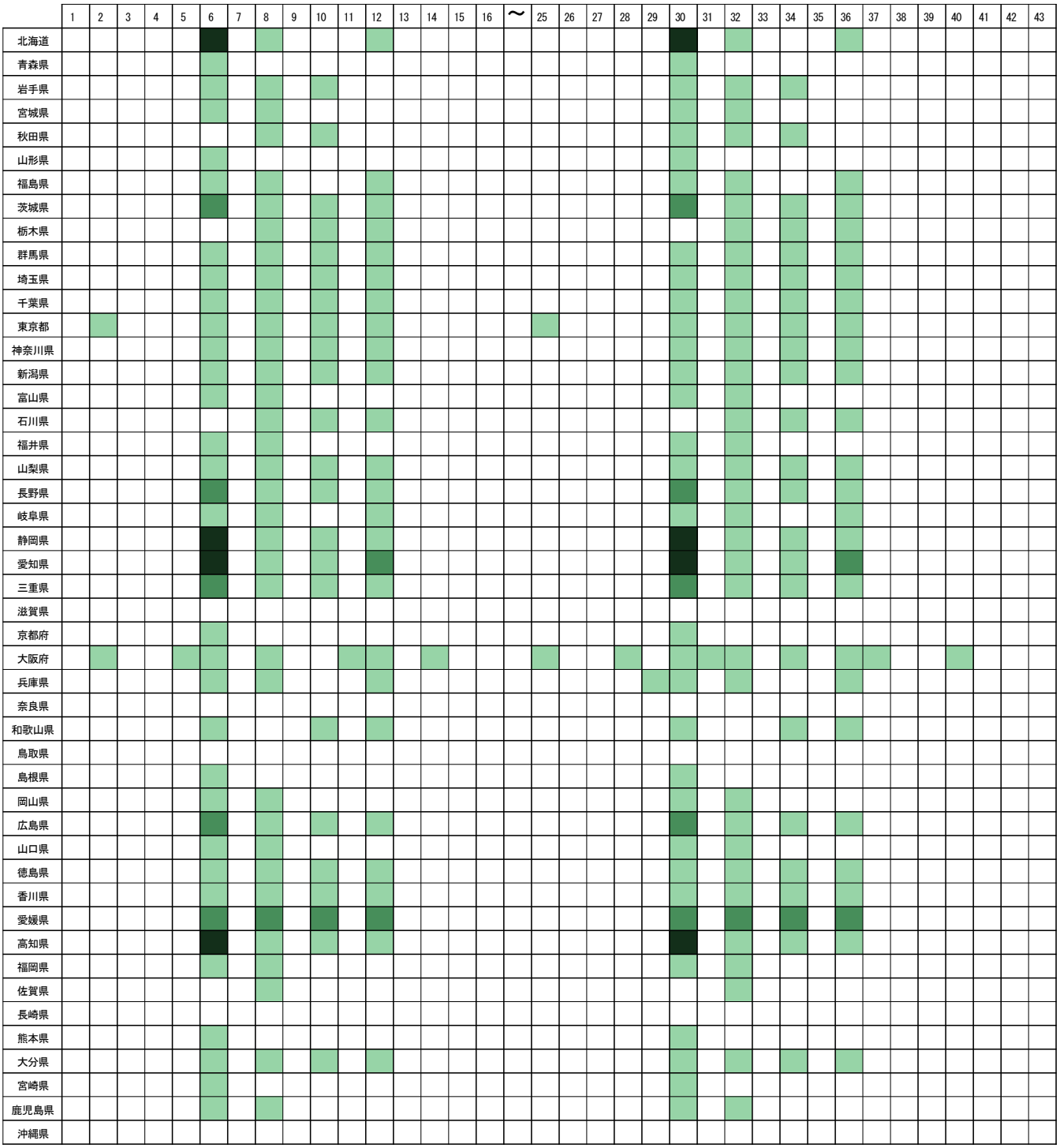


※1　本図表は、各無線局の中心周波数を元にブロック分けを実施。横軸の数字は周波数ブロック番号を表し、周波数との対応は次表のとおり。

※2 本システムが一般的に割当てられている帯域のみ。

（部会資料 58-2-2 より）

ブロックと周波数集計区分の対応表

| ブロック | 周波数集計区分 | ブロック | 周波数集計区分 | ブロック | 周波数集計区分 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 14.40 - 14.42GHz | 13 | 14.64 - 14.66GHz | 32 | 15.02 - 15.04GHz |
| 2 | 14.42 - 14.44GHz | 14 | 14.66 - 14.68GHz | 33 | 15.04 - 15.06GHz |
| 3 | 14.44 - 14.46GHz | 15 | 14.68 - 14.70GHz | 34 | 15.06 - 15.08GHz |
| 4 | 14.46 - 14.48GHz | 16 | 14.70 - 14.72GHz | 35 | 15.08 - 15.10GHz |
| 5 | 14.48 - 14.50GHz | （略） | （略） | 36 | 15.10 - 15.12GHz |
| 6 | 14.50 - 14.52GHz | 25 | 14.88 - 14.90GHz | 37 | 15.12 - 15.14GHz |
| 7 | 14.52 - 14.54GHz | 26 | 14.90 - 14.92GHz | 38 | 15.14 - 15.16GHz |
| 8 | 14.54 - 14.56GHz | 27 | 14.92 - 14.94GHz | 39 | 15.16 - 15.18GHz |
| 9 | 14.56 - 14.58GHz | 28 | 14.94 - 14.96GHz | 40 | 15.18 - 15.20GHz |
| 10 | 14.58 - 14.60GHz | 29 | 14.96 - 14.98GHz | 41 | 15.20 - 15.22GHz |
| 11 | 14.60 - 14.62GHz | 30 | 14.98 - 15.00GHz | 42 | 15.22 - 15.24GHz |
| 12 | 14.62 - 14.64GHz | 31 | 15.00 - 15.02GHz | 43 | 15.24 - 15.25GHz |

災害対策用の都道府県ごと周波数の利用状況は次のとおりであり、西日本を中心に一部の府県のみに無線局が開設されており、また、使用ブロックの分布は 2 パターンと偏りが少ないことが確認された。

総務省に確認したところ、災害対策用については可搬型の無線機であり、これらの都道府県は、無線機を管理・保管する常置場所を意味しており、災害発生時には他の都道府県に運んで使用するとのことであった。

## 都道府県ごと周波数の利用状況（災害対策用）

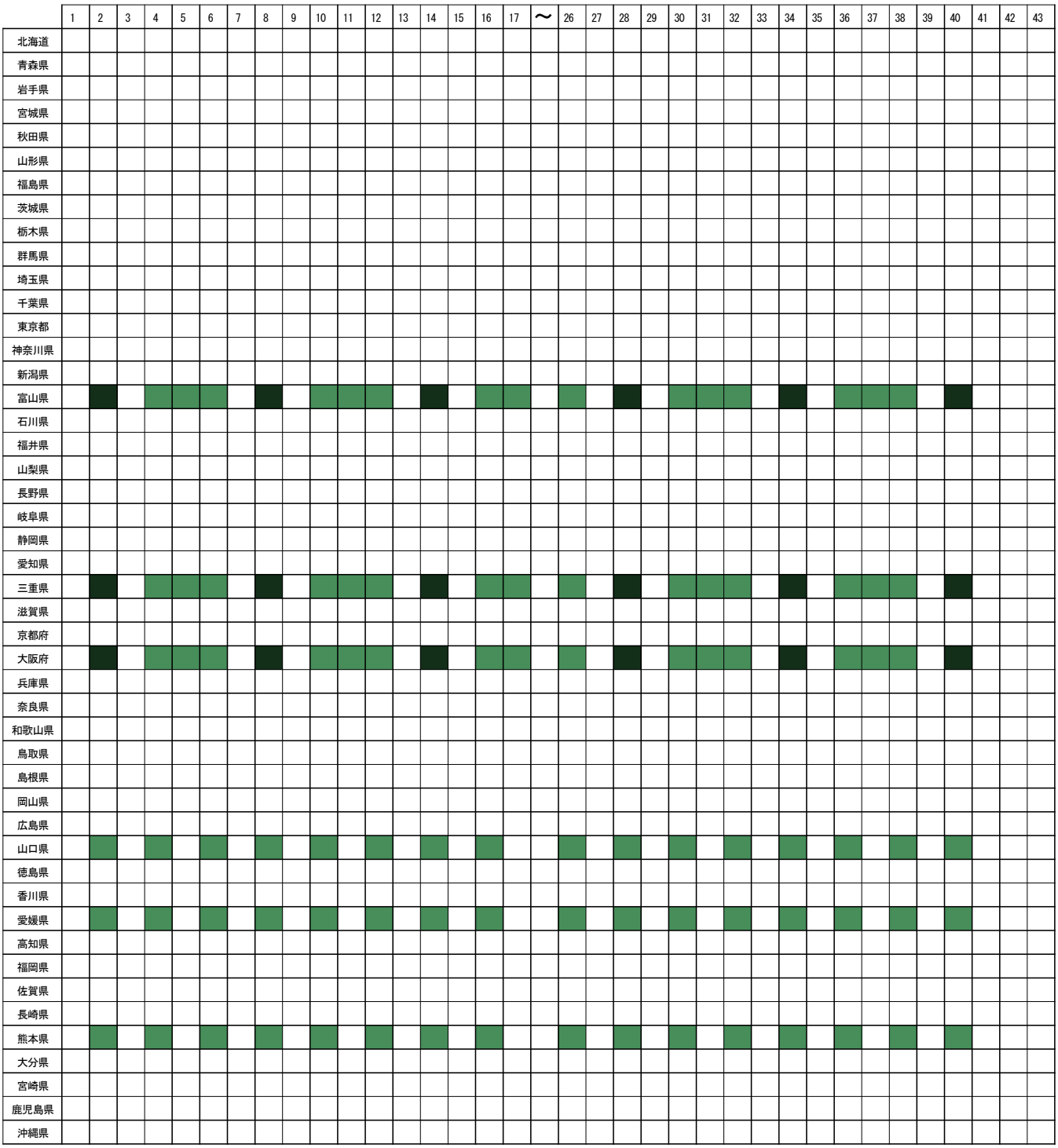


※1　本図表は、各無線局の中心周波数を元にブロック分けを実施。横軸の数字は周波数ブロック番号を表し、周波数との対応は、中継系・エントランスと同じ。

※2 本システムが一般的に割当てられている帯域のみ。

（部会資料 58-2-2 より）

### (5) 他の電気通信手段への代替可能性

「今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無」において、「無線局数は減少予定」又は「全ての無線局を廃止予定」と回答した免許人（中継系・エントランス：6者）を対象とし、「無線局数減少・廃止理由（複数回答可）」の調査結果は以下のとおりであり、「有線（光ファイバー等）」への代替可能性が示されている。

なお、「その他」については、「3G サービス終了のため」であった。

**無線局数減少・廃止理由（複数回答可）**

| | 有効回答数 | 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため | 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため | 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため | その他 |
|---|---|---|---|---|---|
| 15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 6者 | 0%<br>(0者) | 50.0%<br>(3者) | 0%<br>(0者) | 50.0%<br>(3者) |
| 15GHz帯電気通信業務災害対策用 | 0者 | ー | ー | ー | ー |

（調査結果 図表-全-2-2-28 を基に作成）

「移行・代替・廃止予定時期」については、中継系・エントランスは「移行等予定なし」が 49.6%（432 局）、「令和 8 年度中」が 30.1%（262 局）であり、災害対策用は「移行等予定なし」が 100%（24 局）であった。

**移行・代替・廃止予定時期**

| | 有効回答数 | 令和7年度中 | 令和8年度中 | 令和9年度中 | 令和10年度中 | 令和11年度中 | 令和12年度以降 | 移行等予定なし |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 871局 | 1.1%<br>(10局) | 30.1%<br>(262局) | 4.9%<br>(43局) | 0%<br>(0局) | 0%<br>(0局) | 14.2%<br>(124局) | 49.6%<br>(432局) |
| 15GHz帯電気通信業務災害対策用 | 24局 | 0%<br>(0局) | 0%<br>(0局) | 0%<br>(0局) | 0%<br>(0局) | 0%<br>(0局) | 0%<br>(0局) | 100%<br>(24局) |

（調査結果 図表-全-2-2-33）

「移行・代替・廃止予定時期」において、移行等を予定していると回答があった無線局に対し、「移行・代替・廃止手段（複数回答可）」の調査結果は以下のとおりであり、廃止がほとんど（98.6%（433 局））であり、他の無線システム等への移行等はなかった。廃止する主な理由は、「回線網の見直しにより、無線区間を有線化または廃止するため」であった。

**移行・代替・廃止手段（複数回答可）**

| | 有効回答数 | 他の無線システム等への移行又は代替 | | | | | 有線（光ファイバー等）へ移行又は代替 | 廃止 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 15GHz帯電気通信業務用システムの他の周波数ブロック | 11/18GHz帯電気通信業務用システム | 22GHz帯FWAシステム | 38GHz帯FWAシステム | 80GHz帯高速無線伝送システム | | | |
| 15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 439局 | 0%<br>(0局) | 0%<br>(0局) | 0%<br>(0局) | 0%<br>(0局) | 0%<br>(0局) | 1.4%<br>(6局) | 98.6%<br>(433局) | 0%<br>(0局) |

（調査結果 図表-全-2-2-34）

「各システムへの代替可能性」の調査結果は以下のとおりであり、中継系・エントランスについては「11/18GHz 帯電気通信業務用システム」が 36.4%（4 者）であったが、それ以外の他のシステムに代替可能という回答はなかった。主な代替できない理由については、22/38/80GHz 帯のシステムでは「通信距離が長い又は短い」となっており、周波数が高くなるにつれ伝搬距離が短くなるため、移行・代替が困難であることが確認された。また、「11/18GHz 帯電気通信業務用システム」に代替できない理由として、「他の相手方と調整が必要」といったものも見られる。加えて、「有線（光ファイバー等）」に代替できない理由として、「立地及び周辺環境により、使用が困難」が挙げられており、立地等の条件により無線システムの利用が不可欠な場所で使用されていることがうかがえる。

また、災害対策用については、代替可能という回答はなかった。主な代替できない理由として、「代替の必要がない」という回答が挙げられており、総務省に確認したところ、本システムについては、現時点では IMT に特定されている周波数帯ではなく、移行・代替の方針は特段定まっていないこと、また、調査票調査の設問・回答選択肢が他のシステムと概ね共通的に設定されていることから、このような回答が見られたものと考えられるとのことであった。

**各システムへの代替可能性（中継系・エントランス）**

| 移行・代替先システム | 有効回答数 | 代替可能 | 代替できない | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 主な代替できない理由 |
| 11/18GHz 帯電気通信業務用システム | 11 者 | 36.4%<br>(4 者) | 63.6%<br>(7 者) | 通信距離が長い又は短い/他の相手方と調整が必要 |
| 15GHz 帯電気通信業務用システムの他の周波数ブロック | 11 者 | 0%<br>(0 者) | 100%<br>(11 者) | 仕様や目的が適さない |
| 22GHz 帯 FWA システム | 11 者 | 0%<br>(0 者) | 100%<br>(11 者) | 通信距離が長い又は短い |
| 38GHz 帯 FWA システム | 11 者 | 0%<br>(0 者) | 100%<br>(11 者) | 通信距離が長い又は短い |
| 80GHz 帯高速無線伝送システム | 11 者 | 0%<br>(0 者) | 100%<br>(11 者) | 通信距離が長い又は短い |
| 有線（光ファイバー等） | 11 者 | 0%<br>(0 者) | 100%<br>(11 者) | 立地及び周辺環境により、使用が困難 |

（部会資料 58-2-2 より）

**各システムへの代替可能性（災害対策用）**

| 移行・代替先システム | 有効回答数 | 代替可能 | 代替できない | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 主な代替できない理由 |
| 11/18GHz 帯電気通信業務用システム | 6 者 | 0%<br>(0 者) | 100%<br>(6 者) | 災害時、非常時に使用できない恐れがある |
| 15GHz 帯電気通信業務用システムの他の周波数ブロック | 6 者 | 0%<br>(0 者) | 100%<br>(6 者) | 代替の必要がない |
| 22GHz 帯 FWA システム | 6 者 | 0%<br>(0 者) | 100%<br>(6 者) | 代替の必要がない |
| 38GHz 帯 FWA システム | 6 者 | 0%<br>(0 者) | 100%<br>(6 者) | 代替の必要がない |
| 80GHz 帯高速無線伝送システム | 6 者 | 0%<br>(0 者) | 100%<br>(6 者) | 代替の必要がない |
| 有線（光ファイバー等） | 6 者 | 0%<br>(0 者) | 100%<br>(6 者) | 災害時、非常時に使用できない恐れがある |

（部会資料 58-2-2 より）

### (6) 電波を有効利用するための計画

中継系・エントランスについては、約半数の 49.6%（432 局）が「移行等予定なし」であるが、それ以外の約半数が、何らかの時期に移行・代替・廃止予定であるとの調査結果が得られている。

**移行・代替・廃止予定時期（再掲）**

| | 有効回答数 | 令和7年度中 | 令和8年度中 | 令和9年度中 | 令和10年度中 | 令和11年度中 | 令和12年度以降 | 移行等予定なし |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 15GHz帯電気通信業務（中継系・エントランス） | 871局 | 1.1%（10局） | 30.1%（262局） | 4.9%（43局） | 0%（0局） | 0%（0局） | 14.2%（124局） | 49.6%（432局） |
| 15GHz帯電気通信業務災害対策用 | 24局 | 0%（0局） | 0%（0局） | 0%（0局） | 0%（0局） | 0%（0局） | 0%（0局） | 100%（24局） |

（調査結果 図表-全-2-2-33）

中継系・エントランスの無線局数について、都道府県単位でマッピングしたものが下図であり、調査時点で 42 都道府県に開設されている。

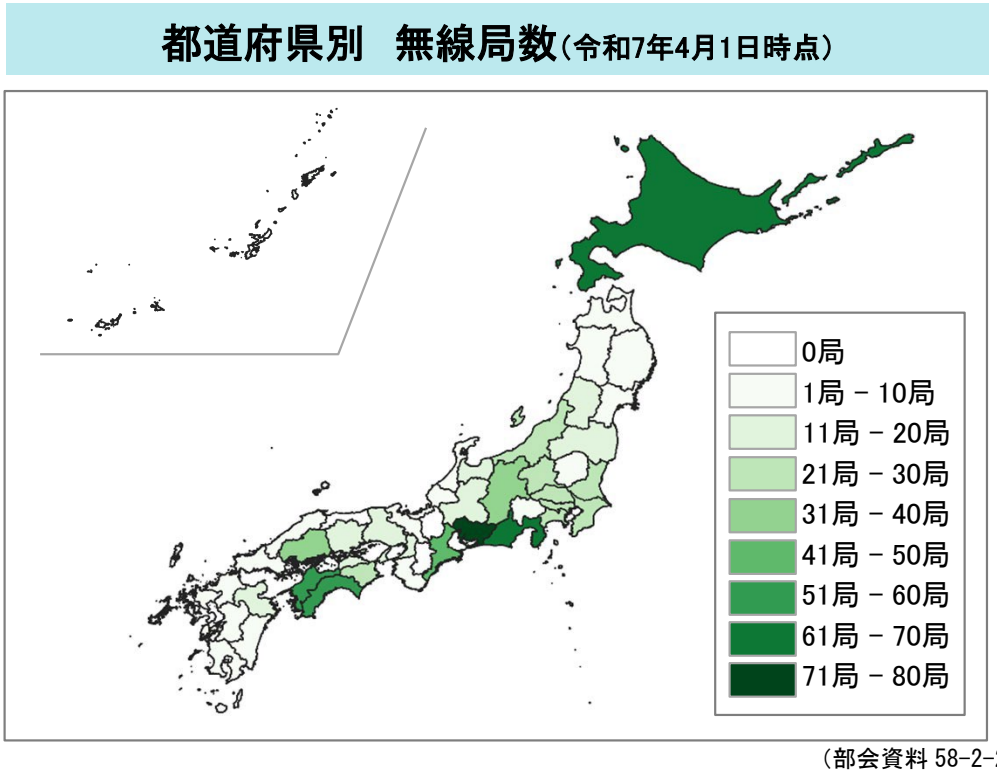


（部会資料 58-2-2 より）

これに対し、移行・代替・廃止予定時期への回答結果から、5 年後（令和 12 年 4 月）以降の想定無線局分布を作成したものが下図であり、移行等予定時期を地域ごとに表示することにより、今後、移行等の対策を実施するための計画策定にあたり、有意であると考えられる。

## 都道府県別　5年後以降の想定無線局分布

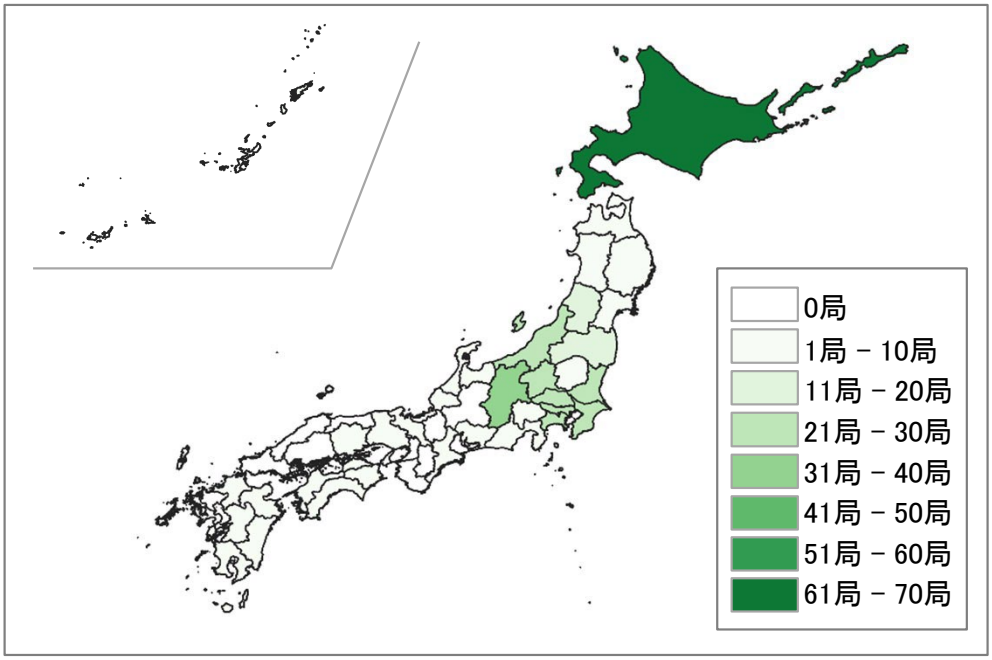


（部会資料 58-2-2 より）

### (7) 使用周波数の移行計画

(6)で記載した調査結果のとおり、中継系・エントランスの移行予定時期については、「移行等予定なし」が 49.6%（432 局）、令和 7～9 年度中があわせて 36.1%（315 局）、「令和 12 年度以降」が 14.2%（124 局）となっている。また、災害対策用については、全てが「移行等予定なし」と回答している。

これは、本システムに対しては特段、移行等の方針が定まっていない状況下において、免許人による計画であり、今後、WRC-27 の結果を踏まえて、新たな無線システムを導入することとなった場合には、総務省において移行計画が検討されることとなる。

### イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、本システムが利用する周波数帯は、「ITU-R の WRC-27 において IMT 特定が議題となる周波数帯（14.8～15.35GHz）について、国民生活や社会経済活動において必要不可欠な基盤であり、今後もモバイルトラヒックの更なる増大や利用の多様化等が見込まれる 5G 及びその発展となる 6G を念頭に、諸外国の動向、具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等も踏まえつつ、IMT 周波数特定に向けた検討を加速し、WRC-27 における日本の対処方針に反映していく。」とされている。

WRC-27 に向けた対応は進行中であり、総務省は WRC-27 に向けた国内検討体制を整えて、国内の関係者による WRC 関係機関連絡会を開催し、各議題に対し対処方針等を検討していることが確認できた。

### ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

令和5年度評価において、以下のように評価を行ったところである。

| |
|---|
| ・WRC-27 において、IMT 特定に向けた検討が実施される予定である周波数帯（14.8～15.35GHz）については、諸外国における動向や具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等を踏まえ、適切な時期に WRC-27 への対処方針についての検討を推進していくこと。 |

これを受け、上記イのとおり、周波数再編アクションプランにおいて必要な対応を適切に反映し、また、これに沿った取組が着実に進められていると認められる。

### エ　周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況

15GHz 帯電気通信業務用（中継系・エントランス）及び災害対策用が使用する周波数帯（14.4GHz～15.35GHz 帯）は、周波数割当計画において使用の期限等の条件が定められていないため、本項目の分析は行わない。

### オ　新たな電波利用システムに関する需要の動向

WRC-23 において、第5世代移動通信システム（5G）・Beyond 5G（6G）等で使用することができる周波数の拡大（IMT 特定）に向けた検討が行われた結果、4,400-4,800MHz、7,125～8,400MHz 及び 14.8～15.35GHz については、WRC-27 の議題として検討されることとなった。

よって、現在、本周波数帯の IMT 特定の可能性について、国際的に検討が進行中である。

## （２）実測による発射状況等の分析

発射状況調査に先立って実施されている調査票調査の結果に基づくと、「時間的利用状況」は、（１）ア④(4)（イ）に示すとおり、中継系・エントランスについては全て「常時発射」であり、災害対策用については全て「常時発射しなかった」「全ての月で発射しなかった」であった。

**電波の発射は常時発射か否か（再掲）**

| | 有効回答数 | 常時発射した | 常時発射しなかった | 月ごとの電波の発射日数 |
|---|---|---|---|---|
| 15GHz 帯電気通信業務（中継系・エントランス） | 871 局 | 100%（871 局） | 0%（0 局） | ― |
| 15GHz 帯電気通信業務災害対策用 | 24 局 | 0%（0 局） | 100%（24 局） | 全ての月で発射しなかった |

（調査結果 図表-全-2-2-7 及び図表-全-2-2-10 を基に作成）

以上のような時間的利用傾向を持つ本システムについて、以下の要領により、実測による電波の発射状況調査が実施された。

時間利用状況の測定： 中継系・エントランスの 2 局を測定対象として選定し、30 日間の固定測定を実施。

エリア利用状況の測定： 中継系・エントランスの 2 局及び災害対策用の 2 局の、計 4 局を測定対象として選定し、移動測定を実施。

時間利用状況に係る発射状況調査の結果、調査対象の稼働率（しきい値以上の出力で受信できた比率）は、E 局は 100%、F 局では概ね 85%以上であり、また、時間帯、曜日及び日による偏りはみられないことから、調査期間である 30 日間中、常時電波を発射していることが推察される。これは、携帯電話の中継回線等は 24 時間運用されているためと推察される。

これらより、2 局の時間的利用状況に係る発射状況調査の結果は、本システムの電波の常時発射の実態を裏付けるものとなっている。

## 固定測定結果 E 局

### ＜日別 発射時間＞

測定期間　2025/12/26（金曜日）17:00～2026/01/25（日曜日）16:59　30 日間

### ＜曜日別 平均発射時間＞

測定期間　2025/12/26（金曜日）17:00:00～2026/01/25（日曜日）16:59:59　30 日間

### ＜時刻別 平均発射時間＞

測定期間　2025/12/26（金曜日）17:00:00～2026/01/25（日曜日）16:59:59　30 日間

（調査結果 図表-全-2-2-56 を基に作成）

## 固定測定結果Ｆ局

### ＜日別 発射時間＞

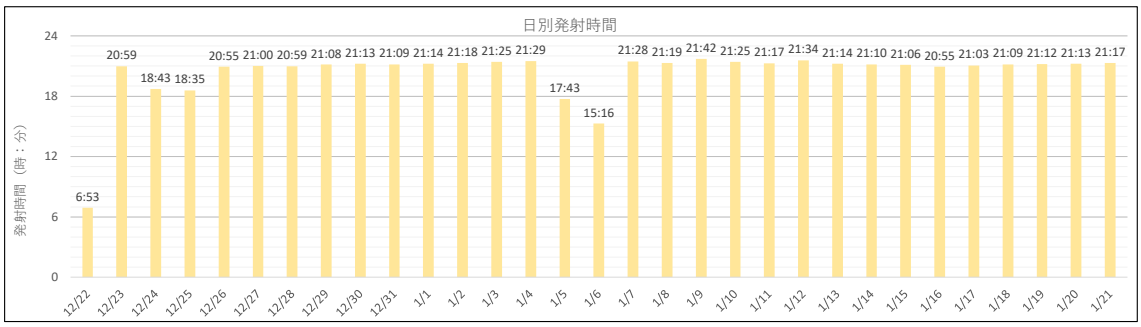


測定期間　2025/12/22（月曜日）16:00～2026/01/21（水曜日）2:59　30 日間
（1/5、1/6 については、24 時間測定ではない。）

### ＜曜日別 平均発射時間＞

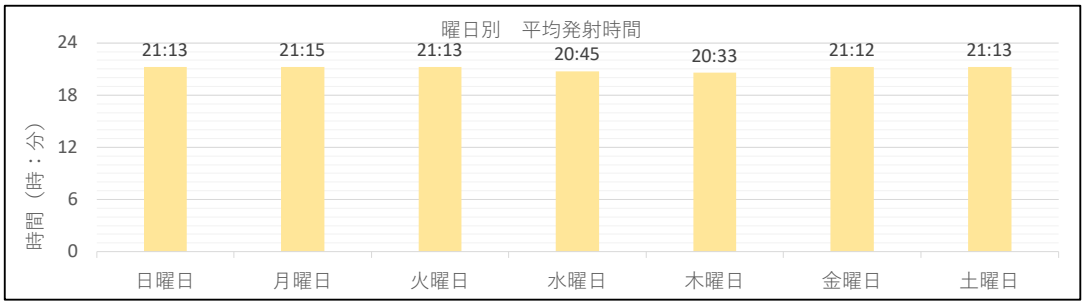


測定期間　2025/12/22（月曜日）16:00:00～2026/01/21（水曜日）2:59:59　30 日間

### ＜時刻別 平均発射時間＞

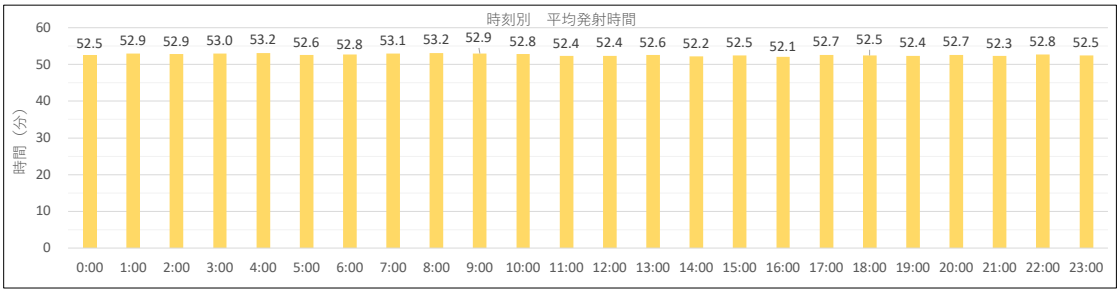


測定期間　2025/12/22（月曜日）16:00:00～2026/01/21（水曜日）2:59:59　30 日間

（調査結果 図表-全-2-2-57 を基に作成）

また、調査票調査の結果に基づくと、中継系・エントランスの「エリア利用状況」は、（１）アに示すとおり、中継系・エントランスについては主に 10km 以下、災害対策用については 10 ㎞以下の区間距離で、常時発射により全国的に利用されているという回答が得られている。

以上のようなエリア利用傾向を持つ本システムについて、調査票回答における区間距離が異なるＧ、Ｈ局（区間距離 1～5 ㎞）及びＩ、Ｊ局（区間距離 5～10 ㎞）の 4 局が選定され、フィールドにおける電波の受信電力の実測による電波の発射状況調査が実施された。また、シミュレーション値と、実測値の比較も実施されている。

| 対象局 | システム名 | アンテナ指向性 | 調査票回答（区間距離） |
|---|---|---|---|
| G 局 | 15GHz 帯電気通信業務<br>（中継系・エントランス） | あり | 1km 超 5km 以下 |
| H 局 | 15GHz 帯電気通信業務<br>（中継系・エントランス） | あり | 1km 超 5km 以下 |
| I 局 | 15GHz 帯電気通信業務<br>災害対策用 | あり | 5km 超 10km 以下 |
| J 局 | 15GHz 帯電気通信業務<br>災害対策用 | あり | 5km 超 10km 以下 |

なお、高所に設置されている本システムの指向方向に対し、移動測定のアンテナ高は低く（アンテナ高 2m）、垂直面で指向方向外の関係となっている。

発射状況調査の結果、中継系・エントランスについては、測定範囲内においてＧ局は-99.0～-83.3dBm、Ｈ局は-98.0～-84.2dBm の電波を計測しており、本システムの回線設計上の標準受信入力（-54.5dBm（36.5MHz・64QAM の最下限））と比べて 30dB 程度低いことから、Ｇ局及びＨ局はいずれも、指向方向以外の電波発射の強度が小さく、指向性を持って発射されていることが確認された。シミュレーション結果においても、Ｇ局、Ｈ局ともにおおむね-85dBm 以下の強度となっており、測定結果と同様の傾向を示している。

また、災害対策用については、測定範囲内においてＩ局は-97.5～-85.6dBm、Ｊ局は-107.1～-76.4dBm の電波を計測した。災害対策用については陸上移動局のため公表されている回線設計値がないが、測定結果及びシミュレーション結果は中継系・エントランスと同様の傾向を示している。

**（３）評価にあたって考慮する事項**

**・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[15]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

社会的貢献性について調査した結果、中継系・エントランスの全てが「非常時等における人命または財産の保護」、「国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展」と、災害対策用の全てが「公共の安全、秩序の維持」、「非常時等における人命または財産の保護」との回答があった。

中継系・エントランスは、携帯電話の基地局等に接続される無線回線に、また、災害対策用は電気通信事業者の通信回線が災害等により途絶した場合の臨時の回線に利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、携帯電話ほか通信サービスに影響を及ぼす可能性があるものと考えられる。

[15] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

**電波を利用する社会的貢献性（複数回答可）**

| | 有効回答数 | 公共の安全、秩序の維持 | 非常時等における人命又は財産の保護 | 国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の抄出その他の経済発展 | 電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献 |
|---|---|---|---|---|---|
| 15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 11 者 | 90.9% | 100% | 100% | 90.9% |
| 15GHz 帯電気通信業務災害対策用 | 6 者 | 100% | 100% | 0% | 0% |

**・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況**

調査の結果、全ての免許人が、全ての無線局について運用継続性の確保のための対策を実施している。また、主な対策の内容としては、中継系・エントランスについては「定期的な保守点検の実施」、「無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有」（100%）、「ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保」（90.9%）など、災害対策用については「定期的な保守点検の実施」、「復旧要員体制の常時構築」、「ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保」（100%）であった。

これらより、災害等への対策や継続的な運用を確保するため、無線設備の対策（ハード面の対策）及び運用管理や体制等の対策（ソフト面の対策）の両方の対策が行われていることが確認された。

なお、災害対策用についてはこれ自体が他の無線システムに対する予備的なシステムであるため、これに対する予備電源等や代替手段などの回答はなかった。

**運用継続性の確保のための対策の具体的内容（複数回答可）**

| | 有効回答数 | 設備や装置等の運用管理・保守の委託 | 定期的な保守点検の実施 | 運用状況の常時監視（遠隔含む） | 復旧要員体制の常時構築 | 定期的な動作確認・訓練の実施 | 災害時に使用する無線局の平時利用による取扱い習熟度向上 | 定期的な試験電波の発射 | 代替用の無線設備一式の保有 | 予備電源の保有 | 無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有 | 優先を利用した冗長性の確保 | 無線設備の通信経路の多ルート化等による冗長性の確保 | ほかの電波利用システムによる臨時無線設備の確保 | 非常時に備えたマニュアルの策定 | 非常時における代替運用手順の規定 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 11 者 | 100% | 100% | 100% | 100% | 72.7% | 72.7% | 72.7% | 45.5% | 100% | 100% | 36.4% | 54.5% | 90.9% | 90.9% | 90.9% |
| 15GHz 帯電気通信業務災害対策用 | 6 者 | 0% | 100% | 0% | 100% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% | 100% | 0% | 0% |

### （4）評価

15GHz 帯電気通信業務用（中継系・エントランス）及び災害対策用が利用している周波数帯（14.4GHz～15.35GHz 帯）に係る電波の利用状況は以下のとおりである。

時間的利用状況について、調査票調査の結果、中継系・エントランスについては全ての無線局（871 局）が常時発射であり、利用形態は携帯電話サービスの提供のための伝送路として運用等、通信サービスの提供のためであった。また、発射状況調査の結果からも、ほぼ 24 時間 365 日、常時電波を発射していることが推察できた。

災害対策用については、全ての無線局（24 局）で常時発射しておらず、月ごとの電波の発射日数に関しては全ての月で発射していなかった。理由は、災害時のみに利用するものであり、点検等も電波を出さない状態で行っているためとのことであった。

エリア利用状況について、中継系・エントランスについては主に 10km 以下、災害対策用については 10km 以下の区間距離で利用され、指向性の高いアンテナを使い運用されている。

今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無に対しては、中継系・エントランスについては、調査時点では移行が確定していない状況であり、全体の増減傾向についてはうかがえなかったが、「増加見込み」の主な理由は、「現在の通信量より大容量の通信を行う見込みのため」、また、「減少見込み」の主な理由は、「無線局を廃止する見込みのため」であった。一方、災害対策用については、「増減の見込みなし」が 100%であり、増減は見込まれないことが確認された。

今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無に対しては、中継系・エントランスについては「減少予定」が 54.5%、「増減の予定なし」が 36.4%、「増加予定」が 9.1%であり、今後無線局数は減少が見込まれることが確認された。「増加予定」の主な理由は、「使用エリアやサービスの拡大予定のため」、また、「減少予定」の主な理由は、「有線（光ファイバー等）へ代替予定のため」であった。一方、災害対策用については、「増減の予定なし」が 100%であり、増減は見込まれないことが確認された。

代替可能性については、中継系・エントランスについては 11/18GHz 帯へ代替可能という回答が 11 者中 4 者（36.4%）あり、今後、移行代替を検討するに当たって参考となるものと考えられる。他方、災害対策用については、代替可能という回答がなかったが、現時点では移行再編の方針が定まっていない状況であり、今後、調査を行う場合には、移行再編を前提とした質問、回答選択肢の工夫によって、移行可能性があるシステムの把握が可能と考えられる。

社会的貢献性（複数回答可）について調査した結果、中継系・エントランスでは「非常時等における人命または財産の保護」、「国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展」、また、災害対策用では「公共の安全、秩序の維持」、「非常時等における人命または財産の保護」がいずれも 100%となっており、これらのシステムは、携帯電話サービスの提供や、通信サービスが途絶したときの応急復旧のため重要なシステムであると考えられる。

本システムが使用する周波数帯については、IMT 特定（携帯電話サービスへの利用）に向けて国際的な検討が行われている帯域である。

以上から、電波の有効利用の程度としては、一定程度の有効利用は行われているものの、以下の観点から、更なる電波の有効利用を図っていくことが適当である。

・WRC-27の検討状況をみながら、国内における新たな無線システム（携帯電話サービス）への需要や、既存システムの移行方法について、引き続き調査、検討を行うこと。

## Ⅲ　714MHz 超の調査結果に対する評価

### １　714MHz 超 1.4GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価

### ＜本周波数区分における割当状況及び電波利用システムの概況＞

本周波数区分は、主に、移動業務、航空無線航行業務、アマチュア業務等に分配されている。

個別の電波利用システムは、携帯電話、MCA[16]、1.2GHz 帯映像 FPU[17]、特定ラジオマイク、航空交通管制システム、アマチュア無線のほか、テレメータ・RFID[18]等の免許不要の電波利用システム等で使用されている。

なお、前回の令和 5 年度調査以降、周波数割当ての大きな変更はない。なお、デジタル MCA 陸上移動通信システムについては、周波数の使用期限が令和 11 年 5 月 31 日までとなっている。

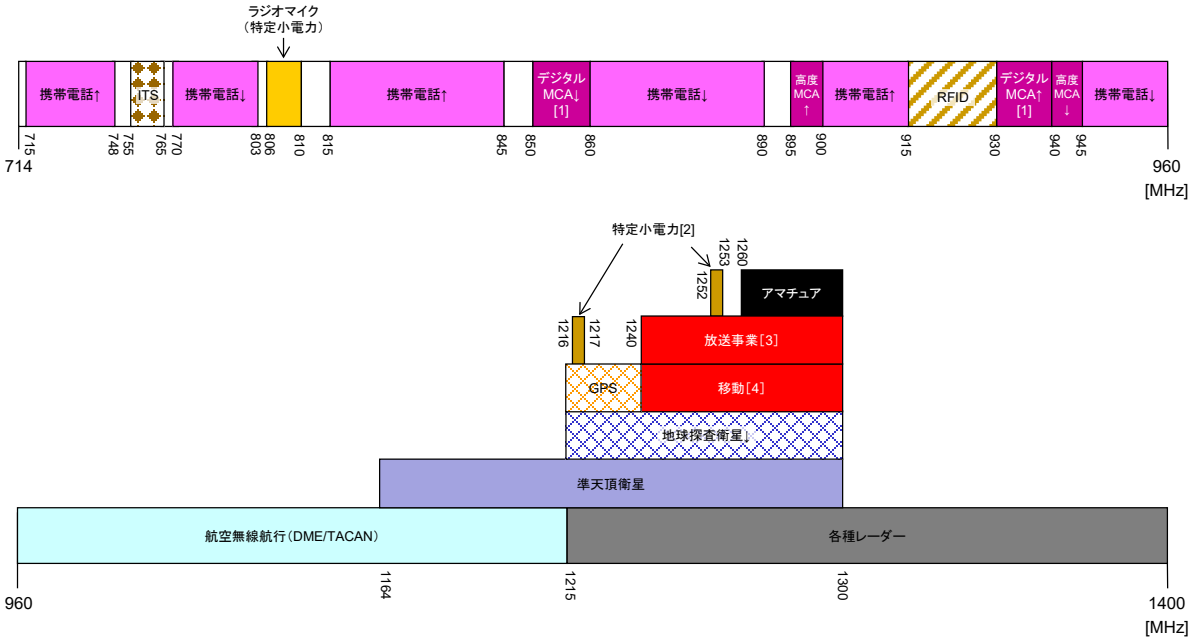


| 番号 | 周波数帯(MHz) | 主 な 用 途 等 |
|---|---|---|
| [1] | 850－860, 930-940 | デジタルMCA。周波数の使用期限は、令和11年5月31日まで |
| [2] | 1216－1217, 1252－1253 | データ伝送装置等の免許を要しない無線局（特定小電力無線局） |
| [3] | 1240－1300 | 放送事業者のTV番組素材中継 |
| [4] | 1240－1260 | 特定ラジオマイク |
| | 1278.5－1284.5 | 画像伝送用 |

（調査結果 図表-全-3-1-1 無線局免許等を要する電波利用システムの割当状況より一部抜粋）

[16] MCA: Multi-Channel Access

[17] FPU: Field Pick-up Unit（放送番組の映像・音声を取材現場（報道中継等）から受信基地局等へ伝送するシステム）

[18] RFID: Radio Frequency Identification

本周波数区分を利用する電波利用システム（調査結果報告が行われたシステム）は、無線局免許等を要するシステムが 39 システム、無線局免許等を要しないシステムが 5 システムとなっている。

＜無線局免許等を要するシステム（39 システム）＞

| | 免許人数 | 無線局数 | 無線局数の割合 |
|---|---|---|---|
| 炭坑用(基地局) | 0 者 | 0 局 | － |
| 炭坑用(陸上移動局) | 0 者 | 0 局 | － |
| 800MHz 帯 MCA 陸上移動通信(基地局) | 0 者 | 0 局 | － |
| 800MHz 帯 MCA 陸上移動通信(陸上移動中継局) | 1 者 | 127 局 | 0.05% |
| 800MHz 帯 MCA 陸上移動通信(陸上移動局) | 3,696 者 | 104,027 局 *6 | 39.37% |
| 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信(陸上移動中継局) | 1 者 | 118 局 *6 | 0.04% |
| 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信(陸上移動局) | 210 者 | 8,181 局 *6 | 3.10% |
| 900MHz 帯電波規正用無線局 | 1 者 | 2 局 | 0.00% |
| 920MHz 帯移動体識別(構内無線局(免許局)) | 1,455 者 | 9,689 局 | 3.67% |
| 920MHz 帯移動体識別(構内無線局(登録局)) | 1,218 者 *7 | 19,092 局 *8 | 7.23% |
| 920MHz 帯テレメータ用、テレコントロール用、データ伝送用(陸上移動局(登録局)) | 122 者 *7 | 7,782 局 *8 | 2.95% |
| 920MHz 帯テレメータ用、テレコントロール用、データ伝送用(陸上移動局(免許局)) | 0 者 | 0 局 | － |
| 920MHz 帯移動体識別(陸上移動局(免許局)) | 93 者 | 744 局 | 0.28% |
| 920MHz 帯移動体識別(陸上移動局(登録局)) | 1,039 者 *7 | 15,802 局 *8 | 5.98% |
| 920MHz 帯無線電力伝送 (構内無線局) | 3 者 | 468 局 | 0.18% |
| スポーツ審判無線(陸上移動局) | 2 者 | 342 局 | 0.13% |
| 携帯等抑止(714MHz 超 960MHz 以下)(特別業務の局) | 103 者 | 221 局 | 0.08% |
| 実験試験局(714MHz 超 960MHz 以下) | 38 者 | 322 局 | 0.12% |
| その他(714MHz 超 960MHz 以下) | 3 者 | 97 局 *6 | 0.04% |
| 航空用 DME／TACAN(無線航行陸上局) | 6 者 | 188 局 | 0.07% |
| 航空用 DME／TACAN(航空機局) | 317 者 | 1,694 局 | 0.64% |
| 航空交通管制用レーダービーコンシステム(ATCRBS)・二次監視レーダー(SSR)又は洋上航空路監視レーダー(ORSR) | 1 者 | 109 局 | 0.04% |
| 航空交通管制用レーダービーコンシステム(ATCRBS)・ATC トランスポンダ(無線航行移動局) | 4 者 | 15 局 | 0.01% |
| 航空交通管制用レーダービーコンシステム(ATCRBS)・ATC トランスポンダ(航空機局) | 558 者 | 2,191 局 | 0.83% |
| 航空機衝突防止システム(ACAS) | 187 者 | 1,356 局 | 0.51% |
| RPM・マルチラテレーション | 1 者 | 38 局 | 0.01% |
| 実験試験局(960MHz 超 1.215GHz 以下) | 15 者 | 64 局 | 0.02% |
| その他(960MHz 超 1.215GHz 以下) | 4 者 | 72 局 *6 | 0.03% |
| 災害時救出用近距離レーダー | 9 者 | 9 局 | 0.00% |
| テレメータ・テレコントロール・データ伝送用(構内無線局) | 1 者 | 39 局 | 0.01% |
| 1.2GHz 帯アマチュア無線 | 68,423 者 | 72,344 局 | 27.38% |
| 1.2GHz 帯画像伝送用携帯局 | 56 者 | 140 局 | 0.05% |
| 1.2GHz 帯画像伝送用携帯局(公共用[国以外]) | 0 者 | 0 局 | － |
| 1.2GHz 帯電波規正用無線局 | 1 者 | 3 局 | 0.00% |
| 1.2GHz 帯映像 FPU | 41 者 | 123 局 | 0.05% |
| 1.2GHz 帯特定ラジオマイク・1.2GHz 帯デジタル特定ラジオマイク(A 型)(陸上移動局) | 874 者 | 18,747 局 | 7.10% |
| 1.3GHz 帯ウインドプロファイラレーダー | 1 者 | 33 局 | 0.01% |
| 実験試験局(1.215GHz 超 1.4GHz 以下) | 11 者 | 25 局 | 0.01% |
| その他(1.215GHz 超 1.4GHz 以下) | 0 者 | 0 局 *6 | － |
| 合計 | 78,495 者 | 264,204 局 | 100.0% |

*1 複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。

*2 携帯無線通信(携帯電話)及び全国広帯域移動無線アクセスシステム(全国 BWA)の免許人数・無線局数は含まない。

*3 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人 1 者として集計している。

*4 0.005%未満については、0.00%と表示している。

*5 〔－〕と表示している場合は、当該システムの無線局が存在しないことを示している。

*6 包括免許を持つ電波利用システムについては、個別及び包括免許の無線局数の合算値を示している。

*7 登録局の電波利用システムについては、免許人数ではなく登録人数を示している。

*8 包括登録されている登録局が存在する場合は、個別及び包括登録の登録局数の合算値を示している。

（調査結果 図表-全-3-1-2 電波利用システムごとの免許人数と無線局数及び無線局数の割合より一部抜粋）

＜無線局免許等を要しないシステム（5 システム）＞

| | 無線局数*1 |
|---|---|
| 特定小電力無線局の機器（テレメーター用）（915MHz を超え 930MHz 以下） | 3,287,442 局 |
| 特定小電力無線局の機器（テレメーター用）（1,215MHz を超え 1,260MHz 以下） | 2,282 局 |
| 特定小電力無線局の機器（ラジオマイク用）（806MHz を超え 810MHz 以下） | 21,498 局 |
| 特定小電力無線局の機器（移動体識別用）（915MHz を超え 930MHz 以下） | 4,957 局 |
| 700MHz 帯高度道路交通システムの陸上移動局（755.5MHz を超え 764.5MHz 以下） | 273,991 局 |
| 合計 | 3,590,170 局 |

*1 令和 5 年度から令和 6 年度までの全国における登録証明機関から報告を得た証明台数及び認証取扱業者から報告を得た検査台数を合計した値である。

（調査結果 図表-全-3-1-3 無線局免許等を要しない電波利用システムより）

### （１）各評価事項に照らした分析

### ア　有効利用評価方針三３（１）アからエまでに掲げる事項[19]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

#### ①免許人数及び無線局数

本周波数区分における PARTNER 調査結果報告に基づく免許人数は約 7.8 万者、無線局数は約 26 万局となっている。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数及び無線局数ともに減少している。また、前々回調査（令和 3 年度）から前回調査にかけても、免許人数及び無線局数は減少しており、いずれも減少傾向にある（システムごとの前回調査及び前々回調査からの免許人数及び無線局数の推移は別添 1 参照。）。

| | 免許人数（前年度比） | | 無線局数（前年度比） | |
|---|---|---|---|---|
| 令和 7 年度 | 78,495 者 | ▲8,262 者 | 264,204 局 | ▲14,948 局 |
| 令和 5 年度 | 86,757 者 | ▲6,228 者 | 279,152 局 | ▲3,458 局 |
| 令和 3 年度 | 92,985 者 | － | 282,610 局 | － |

なお、本周波数区分においては、これらの他に携帯無線通信（携帯電話）に係る 700MHz 帯、800MHz 帯及び 900MHz 帯が含まれる。

[19] P3 の三 3(1)ア～エ参照。

令和 7 年度の免許人数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの免許人数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜免許人数が多い上位 6 システム＞

| システム名 | 免許人数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 1.2GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 76,168 者 | 68,423 者 | ▲7,745 者 |
| 800MHz 帯 MCA 陸上移動通信(陸上移動局) | 4,684 者 | 3,696 者 | ▲988 者 |
| 920MHz 帯移動体識別(構内無線局(免許局)) | 1,389 者 | 1,455 者 | ＋66 者 |
| 920MHz 帯移動体識別(構内無線局(登録局)) | 1,230 者 | 1,218 者 | ▲12 者 |
| 920MHz 帯移動体識別(陸上移動局(登録局)) | 692 者 | 1,039 者 | 347 者 |
| 1.2GHz 帯特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ・1.2GHz 帯ﾃﾞｼﾞﾀﾙ特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ(A 型)(陸上移動局) | 788 者 | 874 者 | ＋86 者 |
| （参考）その他 | 1,806 者 | 1,790 者 | ▲16 者 |

（調査結果 図表-全-3-1-7 を基に作成）

＜前回調査時からの免許人数の増減数が大きい上位 6 システム＞

| システム名 | 免許人数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 1.2GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 76,168 者 | 68,423 者 | ▲7,745 者 |
| 800MHz 帯 MCA 陸上移動通信(陸上移動局) | 4,684 者 | 3,696 者 | ▲988 者 |
| 920MHz 帯移動体識別(陸上移動局(登録局)) | 692 者 | 1,039 者 | ＋347 者 |
| 1.2GHz 帯特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ・1.2GHz 帯ﾃﾞｼﾞﾀﾙ特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ(A 型)(陸上移動局) | 788 者 | 874 者 | ＋86 者 |
| 920MHz 帯移動体識別(構内無線局(免許局)) | 1,389 者 | 1,455 者 | ＋66 者 |
| 実験試験局(714MHz 超 960MHz 以下) | 95 者 | 38 者 | ▲57 者 |

（調査結果 図表-全-3-1-7 を基に作成）

本周波数区分における免許人数は、1.2GHz 帯アマチュア無線が 87.2%（68,423 者）と大半を占め、次いで 800MHz 帯 MCA 陸上移動通信(陸上移動局)が 4.7%（3,696 者）となっている。

前回調査時から、本周波数区分の免許人数が 8,262 者減少した主な内訳として、920MHz 帯移動体識別（陸上移動局(登録局)）が 347 者増加、1.2GHz 帯特定ラジオマイク・1.2GHz 帯デジタル特定ラジオマイク（A 型）（陸上移動局）が 86 者増加している一方で、1.2GHz 帯アマチュア無線が 7,745 者減少、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信（陸上移動局)が 988 者減少している。

令和 7 年度の無線局数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの無線局数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜無線局数が多い上位 6 システム＞

| システム名 | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 800MHz 帯 MCA 陸上移動通信(陸上移動局) | 124,541 局 | 104,027 局 | ▲20,514 局 |
| 1.2GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 80,076 局 | 72,344 局 | ▲7,732 局 |
| 920MHz 帯移動体識別(構内無線局(登録局)) | 19,588 局 | 19,092 局 | ▲496 局 |
| 1.2GHz 帯特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ・1.2GHz 帯ﾃﾞｼﾞﾀﾙ特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ(A 型)(陸上移動局) | 16,445 局 | 18,747 局 | ＋2,302 局 |
| 920MHz 帯移動体識別(陸上移動局(登録局)) | 10,078 局 | 15,802 局 | ＋5,724 局 |
| 920MHz 帯移動体識別(陸上移動局(免許局)) | 7,745 局 | 9,689 局 | ＋1,944 局 |
| （参考）その他 | 20,679 局 | 24,503 局 | ＋3,824 局 |

（調査結果 図表-全-3-1-6 を基に作成）

＜前回調査時からの無線局数の増減数が大きい上位 6 システム＞

| システム名 | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 800MHz 帯 MCA 陸上移動通信(陸上移動局) | 124,541 局 | 104,027 局 | ▲20,514 局 |
| 1.2GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 80,076 局 | 72,344 局 | ▲7,732 局 |
| 920MHz 帯移動体識別(構内無線局(登録局)) | 10,078 局 | 15,802 局 | ＋5,724 局 |
| 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信(陸上移動局) | 5,194 局 | 8,181 局 | ＋2,987 局 |
| 1.2GHz 帯特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ・1.2GHz 帯ﾃﾞｼﾞﾀﾙ特定ﾗｼﾞｵﾏｲｸ(A 型)(陸上移動局) | 16,445 局 | 18,747 局 | ＋2,302 局 |
| 920MHz 帯移動体識別(構内無線局(免許局)) | 7,745 局 | 9,689 局 | ＋1,944 局 |

（調査結果 図表-全-3-1-6 を基に作成）

本周波数区分における無線局数は、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信（陸上移動局)が 39.4%（104,027 局)、1.2GHz 帯アマチュア無線が 27.4%（72,344 局）であり、これら 2 システムで 60%超を占めている。

前回調査時から、本周波数区分の無線局数が 14,948 局減少した主な内訳として、920MHz 帯移動体識別（陸上移動局（登録局））が 5,724 局増加、900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信（陸上移動局）が 2,987 局増加している一方で、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信（陸上移動局)が 20,514 局減少、1.2GHz 帯アマチュア無線が 7,732 局減少している。

また、本周波数区分において、調査票調査が行われたシステム（7 システム）に係る免許人数及び無線局数の推移は、次表のとおりである。

| | 免許人数 *1 | | | 免許人数*2<br>(有効回答数) | 無線局数 | | | 無線局数*3<br>(有効回答数) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和 3 年度 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 令和 7 年度 | 令和 3 年度 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 令和 7 年度 |
| 800MHz 帯 MCA 陸上移動通信<br>(陸上移動中継局) | 1 者 | 1 者 | 1 者 | 11 者 | 258 局 | 128 局 | 127 局 | － |
| 800MHz 帯 MCA 陸上移動通信<br>(陸上移動局) | 5,237 者 | 4,684 者 | 3,696 者 | 143 者 | 137,277 局 | 124,541 局 | 104,027 局 | － |
| 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信<br>(陸上移動中継局) | 1 者 | 1 者 | 1 者 | 11 者 | 64 局 | 120 局 | 118 局 | － |
| 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信<br>(陸上移動局) | 6 者 | 170 者 | 210 者 | 143 者 | 390 局 | 5,194 局 | 8,181 局 | － |
| 1.2GHz 帯画像伝送用携帯局 | 144 者 | 80 者 | 56 者 | 52 者 | 228 局 | 172 局 | 140 局 | － |
| 1.2GHz 帯画像伝送用携帯局<br>(公共用[国以外]) | 1 者 | 1 者 | 0 者 | 0 者 | 1 局 | 1 局 | 0 局 | － |
| 1.2GHz 帯映像 FPU | 42 者 | 42 者 | 41 者 | 41 者 | 120 局 | 123 局 | 123 局 | － |

*1 複数の電波利用システムを利用している免許人・無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。

*2 免許人数（有効回答数）の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。

*3 重点調査以外の調査票調査では無線局単位の調査を行っていない。

（調査結果 図表-全-3-1-8 調査票調査の対象となったシステムとその免許人数及び無線局数より一部抜粋）

### ②無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量については、調査票調査対象 4 システム（無線局数が 0 局であった 1 システムを除く。）について、「年間の発射日数」、「電波の発射時間帯」及び「今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する予定の有無」に関しては、システムごとに、次のとおりであった。

・800MHz 帯 MCA 陸上移動通信（陸上移動中継局）（免許人数 1 者：有効回答数 11 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「減少見込み」であった。

・900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信（陸上移動中継局）（免許人数 1 者：有効回答数 11 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「減少見込み」であった。

・1.2GHz 帯画像伝送用携帯局（免許人数 56 者：有効回答数 52 者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」が 46.2%（24 者）、「0 日」が 34.6%（18 者）、「31 日～90 日」が 15.4%（8 者）であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 75.0%（39 者）と支配的である一方で、「減少見込み」が 17.3%（9 者）、「増加見込み」が 7.7%（4 者）であった。

・1.2GHz 帯映像 FPU（免許人数 41 者：有効回答数 41 者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」が 56.1%（23 者）、「31 日～90 日」が 26.8%（11 者）、「91 日～180 日」が 9.8%（4 者）等であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の予定なし」が 90.2%（37 者）と支配的である一方で、「増加見込み」が 7.3%（3 者）、「減少見込み」が 2.4%（1 者）であった。

| | 有効回答数 | 0日 | 1日～30日 | 31日～90日 | 91日～180日 | 181日～270日 | 271日～364日 | 365日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 800MHz帯MCA陸上移動通信(陸上移動中継局) | 11 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 900MHz帯高度MCA陸上移動通信(陸上移動中継局) | 11 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 1.2GHz帯画像伝送用携帯局 | 52 | 34.6% | 46.2% | 15.4% | 3.8% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 1.2GHz帯映像FPU | 41 | 0.0% | 56.1% | 26.8% | 9.8% | 2.4% | 0.0% | 4.9% |

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*6 令和6年4月1日から令和7年3月31日までにおいて、管理する全ての無線局のうち1局でも発射状態（1日あたりの発射時間がどの程度かは問わない）であった場合、1日とカウントしている。記録がない場合は、おおよその日数で回答している。

（調査結果 図表-全-3-1-10 年間の発射日数より一部抜粋）

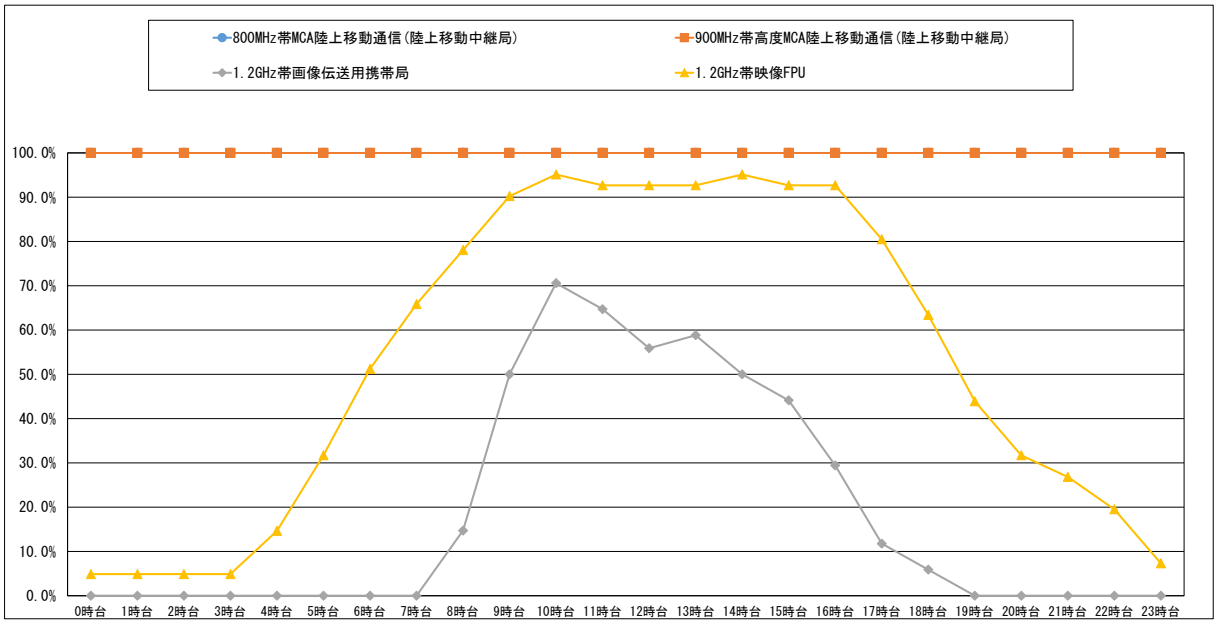


*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。
*2 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*3 発射実績がある日のうち、代表的な電波を発射している日（電波を発射している状態（発射状態）の時間帯のパターンとして発射実績が最も多い時間帯を含む日）に基づく、電波を発射している時間帯の回答を示している。
*4 0.05%未満については、0.0%と表示している。

（調査結果 図表-全-3-1-11 電波の発射時間帯より一部抜粋）

| | 有効回答数 | 通信量は増加見込み | 通信量は減少見込み | 通信量の増減の見込みなし |
|---|---|---|---|---|
| 800MHz帯MCA陸上移動通信(陸上移動中継局) | 11 | 0.0% | 100.0% | 0.0% |
| 900MHz帯高度MCA陸上移動通信(陸上移動中継局) | 11 | 0.0% | 100.0% | 0.0% |
| 1.2GHz帯画像伝送用携帯局 | 52 | 7.7% | 17.3% | 75.0% |
| 1.2GHz帯映像FPU | 41 | 7.3% | 2.4% | 90.2% |

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 本調査基準日（令和7年4月1日）以降、本調査回答時点までに通信量の増減があった場合も各設問における「予定」に該当するとして回答している。
*6 通信量とは、調査対象の免許人が保有する全ての無線局の通信量の合計ではなく、1無線局あたりの通信量のこととしている。

（調査結果 図表-全-3-1-28 今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無より一部抜粋）

### イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において求められている主な取組は、以下の「周波数の移行」に係る 3 つの取組である。

#### ①800MHz 帯 MCA 陸上移動通信

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「デジタル MCA 陸上移動通信システムについて、令和 11 年 5 月末をもってサービスを終了するとの発表があったことを踏まえ、代替可能なシステムへの移行を促進するとともに、移行により開放される周波数において新たな無線システムを早期に導入できるよう、移行期間中からの周波数共用による段階的導入の可能性も含め、三次元測位システム及び 800MHz 帯広帯域小電力無線システムの技術的条件等について令和 7 年 10 月に取りまとめた。引き続き、令和 7 年度中を目途に制度整備を行う。」とされている。

調査の結果、通信を中継する陸上移動中継局については、免許人数は増減なし、無線局数は 1 局減少となっている一方で、主に MCA のユーザーが免許人となっている陸上移動局の免許人数は 988 者減少、無線局数は 20,514 局減少となっている。

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 800MHz 帯 MCA 陸上移動通信（陸上移動中継局） | 1 者 | 1 者 | ±0 者 | 128 局 | 127 局 | ▲1 局 |
| 800MHz 帯 MCA 陸上移動通信（陸上移動局） | 4,684 者 | 3,696 者 | ▲988 者 | 124,541 局 | 104,027 局 | ▲20,514 局 |

一方、令和11年5月末までという将来的なサービス終了がアナウンスされているところ、陸上移動局の利用終了予定時期については調査の結果、利用終了予定時期が決まっている者が 58.9%（83 者）であり、時期は未定の者が 41.1%（58 者）であった。また、移行先は「IP 無線」が 39.2%（56 者（有効回答数 143））と最も多かった。

| | 有効回答数 | 令和7年度中 | 令和8年度中 | 令和9年度中 | 令和10年度中 | サービス終了まで | 時期は未定 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 800MHz帯MCA陸上移動通信（陸上移動局） | 141 | 4.3% | 2.1% | 1.4% | 15.6% | 35.5% | 41.1% |

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 本設問の有効回答数について、「電波利用システムの種類（デジタル MCA・高度 MCA）」において「800MHz 帯 MCA 陸上通信」と回答した免許人を対象としているため、800MHz 帯 MCA 陸上通信（陸上移動局）の免許人数よりも少なくなっている。

（調査結果 図表-全-3-1-36 利用終了予定時期（デジタル MCA）抜粋）

800MHz 帯 MCA 陸上移動通信は、周波数割当計画に定められた期限である令和 11 年 5 月 31 日をもってサービス終了予定であり、陸上移動局については、無線局数も減少傾向にあることから移行が進んでいることが確認された一方で、約 4 割の陸上移動局の免許人において、移行時期が未定であることも確認された。

### ②900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「高度 MCA 無線通信システムについて、令和 9 年 3 月末をもってサービスを終了するとの発表があったことを踏まえ、代替可能なシステムへの移行を促進するとともに、サービス終了後の周波数について利用意向調査を実施し、令和 7 年度中を目途に活用方策を決定する。」とされている。

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信（陸上移動中継局） | 1 者 | 1 者 | ±0 者 | 120 局 | 118 局 | ▲2 局 |
| 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信（陸上移動局） | 170 者 | 210 者 | ＋40 者 | 5,194 局 | 8,181 局 | ＋2,987 局 |

（調査結果 図表-全-3-1-8 を基に作成）

調査の結果、通信を中継する陸上移動中継局については、免許人数は増減なし、無線局数は 2 局減少している。今後 3 年間で見込まれる無線局の増減に関する予定の有無において「全ての無線局を廃止予定」が 100.0%（11 者）、その理由は「使用エリアやサービス縮小又は廃止予定のため」が 100.0%（11 者）であるので、サービスを終了する令和 9 年 3 月末をもってすべての無線局が廃止予定であることが確認された。

＜今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無＞

| | 通信量は減少見込み |
|---|---|
| 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信（陸上移動中継局） | 100.0%（11 者） |

（調査結果 図表-全-3-1-28 を基に作成）

＜今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無＞

| | 全ての無線局を廃止予定 |
|---|---|
| 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信（陸上移動中継局） | 100.0%（11 者） |

（調査結果 図表-全-3-1-24 を基に作成）

一方、主に MCA のユーザーが免許人となっている陸上移動局の免許人数は 40 者増加、無線局数は 2,987 局増加しており、令和 6 年 7 月にサービス提供事業者から令和 9 年度 3 月末をもってサービスを終了することがアナウンスされている状況の中、令和 5 年度から令和 7 年度にかけて免許人数及び無線局数が増加している調査結果となった。

この状況について、総務省に確認したところ「900MHz 帯高度 MCA に関しては、令和 6 年 7 月 1 日に終了時期に関する案内文が公開されていることもあり、調査時点では無線局が 8,181 局あったところ、令和 8 年 4 月時点では約 6,500 局まで減少している。」とのことであった。

なお、陸上移動局の利用終了予定時期については調査の結果、利用終了予定時期が決まっている者が 66.7%（90 者）であり、時期は未定の者が 33.3%（45 者）であった。

| | 有効回答数 | 令和7年度中 | 令和8年度中 | サービス終了まで | 時期は未定 |
|---|---|---|---|---|---|
| 900MHz帯高度MCA陸上移動通信(陸上移動局) | 135 | 11.9% | 20.0% | 34.8% | 33.3% |

（調査結果 図表-全-3-1-37）

したがって、900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信については、調査時点では増加傾向にあったものの、令和 9 年 3 月末をもってサービス終了予定である当該期日に向けて移行が進んでいることが確認された。

### ③1.2GHz 帯画像伝送用携帯局の 2.4GHz 帯・5.7GHz 帯等への移行

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「2.4、5.7GHz 帯等の周波数の電波を使用して上空からのデジタル方式による画像伝送が可能な、無人移動体画像伝送システムの無線局に係る制度整備を平成 28 年に行った。これを踏まえ、1.2GHz 帯を使用するアナログ方式の画像伝送システムの新たな免許取得が可能な期限を令和 9 年度までとし、2.4、5.7GHz 帯等への早期の移行を図る。」とされている。

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 1.2GHz 帯画像伝送用携帯局 | 80 者 | 56 者 | ▲24 者 | 172 局 | 140 局 | ▲32 局 |
| 2.4GHz 帯無人移動体画像伝送ｼｽﾃﾑ | 43 者 | 47 者 | ＋4 者 | 194 局 | 286 局 | ＋92 局 |
| 5.7GHz 帯無人移動体画像伝送ｼｽﾃﾑ | 531 者 | 601 者 | ＋70 者 | 1,840 局 | 2,198 局 | ＋358 局 |

（調査結果 図表-全-3-1-6、図表-全-3-1-7、図表-全-3-2-6、図表-全-3-2-7、図表-全-3-3-6 及び図表-全-3-3-7 を基に作成）

調査の結果、1.2GHz 帯画像伝送用携帯局については、免許人数は 24 者減少、無線局数は 32 局減少となっている一方で、2.4GHz 帯無人移動体画像伝送システムの免許人数は 4 者増加、無線局数は 92 局増加、また、5.7GHz 帯無人移動体画像伝送システムの免許人数は 70 者増加、無線局数は 358 局増加している。

調査票調査の結果、今後 3 年間で見込まれる無線局数について、「増減の予定なし」と回答している者が 76.9%（40 者）であり、「全ての無線局を廃止予定」と回答している者が 15.4%（8 者）、「無線局数は減少予定」と回答している者が 5.8%（3 者）おり、無線局数減少・廃止理由において、「他の電波利用システムへの移行・代替予定のため」及び「使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため」と回答している者があわせて 81.8%（9 者）いること、今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込み通信量が「減少する見込み」と回答した者が 17.3%（9 者）おり、そのうち「無線局を廃止する見込みのため」と回答している者が 66.7%（6 者）いることから、一定程度の移行等が見込まれるものの、8 割近くの免許人において増減が予定されていない状況が伺える。

＜今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無＞

| システム名 | 無線局数は増加予定 | 無線局数は減少予定 | 無線局数の増減の予定なし | 全ての無線局を廃止予定 |
|---|---|---|---|---|
| 1.2GHz 帯画像伝送用携帯局 | 1.9%(1 者) | 5.8%(3 者) | 76.9%(40 者) | 15.4%(8 者) |

（調査結果 図表-全-3-1-24 を基に作成）

＜無線局数減少・廃止理由＞

（全ての無線局を廃止及び無線局数は減少予定と回答した者（11 者）に限る）

| 無線局数減少・廃止理由 | 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため | | 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため | その他 |
|---|---|---|---|---|
| | 45.5%(5 者) | | 36.4%(4 者) | 18.2%(2 者) |
| 移行・代替先システム | WiFi・小電力通信 | 検討中・未定 | | |
| | 80.0%(4 者) | 20.0%(1 者) | | |

（調査結果 図表-全-3-1-26、図表-全-3-1-27 を基に作成）

＜今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無＞

| システム名 | 通信量は増加見込み | 通信量は減少見込み | 通信量の増減の見込みなし |
|---|---|---|---|
| 1.2GHz 帯画像伝送用携帯局 | 7.7%(4 者) | 17.3%(9 者) | 75.0%(39 者) |

（調査結果 図表-全-3-1-28 を基に作成）

＜通信量減少理由＞（通信量は減少見込みと回答した者（9 者）に限る）

| システム名 | 通信の頻度が減少する見込みのため | ユーザー数が減少する見込みのため | 無線鏡を廃止する見込みのため |
|---|---|---|---|
| 1.2GHz 帯画像伝送用携帯局 | 22.2%(2 者) | 11.1%(1 者) | 66.7%(6 者) |

（調査結果 図表-全-3-1-30 を基に作成）

### ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応状況は以下のとおりであり、適切に対応されていることが確認できた。

#### ①800MHz 帯 MCA 陸上移動通信及び 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信

令和 5 年度の評価結果において、以下のように評価した。

| |
|---|
| サービス終了に向け、陸上移動中継局の免許人と連携して、代替可能なシステムへの移行などについてユーザーに対し丁寧な周知・広報に努めること。また、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信の下り回線（陸上移動中継局から陸上移動局向け）で利用されている帯域については、新たな電波システムの需要に対応するため、既に令和 6 年 3 月より検討が開始されている情報通信審議会における技術的条件の検討状況を踏まえつつ、可能な限り早期の制度整備を検討していくこと。更に、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信の上り回線（陸上移動局から陸上移動中継局向け）及び 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信に利用されている帯域については、代替可能なシステムへの移行の状況や需要の動向を注視しつつ、新たな電波利用システムの導入可能性を含め周波数の活用方策を検討していくこと。 |

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されている。

| |
|---|
| デジタル MCA 陸上移動通信システムについて、令和 11 年 5 月末をもってサービスを終了するとの発表があったことを踏まえ、代替可能なシステムへの移行を促進するとともに、移行により開放される周波数において新たな無線システムを早期に導入できるよう、移行期間中からの周波数共用による段階的導入の可能性も含め、三次元測位システム及び 800MHz 帯広帯域小電力無線システムの技術的条件等について令和 7 年 10 月に取りまとめた。引き続き、令和 7 年度中を目途に制度整備を行う。」また、「高度 MCA 無線通信システムについて、令和 9 年 3 月末をもってサービスを終了するとの発表があったことを踏まえ、代替可能なシステムへの移行を促進するとともに、サービス終了後の周波数について利用意向調査を実施し、令和 7 年度中を目途に活用方策を決定する。 |

800MHz 帯広帯域小電力無線システム及び三次元測位システムの導入に係る技術基準については令和 8 年 3 月に電波監理審議会から答申が出され、また、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信の上り回線（陸上移動局から陸上移動中継局向け）及び 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信に利用されている帯域については、情報通信審議会において「900MHz 帯の活用方策」の検討が行われ、令和 8 年 5 月にとりまとめられていることからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

#### ②1.2GHz 帯画像伝送用携帯局

令和 5 年度の評価結果において、以下のように評価した。

| |
|---|
| 2.4GHz 帯や 5.7GHz 帯への移行の進展が伺えるが、令和 5 年度調査時点で、免許人が約 81 者、無線局が 173 局存在することから、引き続き早期の移行を推進すること。 |

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

| |
|---|
| 2.4、5.7GHz 帯等の周波数の電波を使用して上空からのデジタル方式による画像伝送が可能な、無人移動体画像伝送システムの無線局に係る制度整備を平成 28 年に行った。これを踏まえ、1.2GHz 帯を使用するアナログ方式の画像伝送システムの新たな免許取得が可能な期限を令和 9 年度までとし、2.4、5.7GHz 帯等への早期の移行を図る。 |

### ③非地上系ネットワーク(NTN[20])

令和 5 年度の評価結果において、「非地上系ネットワーク(NTN)実現のため、衛星ダイレクト通信及び HAPS の導入に向けた検討を推進していくこと。」と評価した。

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において「700MHz 帯を利用する衛星ダイレクト通信システムの導入のため、既存無線システムとの共用条件等の技術的な検討を進め、令和 8 年中を目途に制度整備を行う。」と記載されており、令和 8 年 6 月に情報通信審議会から「衛星コンステレーションによる携帯電話向け 700MHz 帯非静止衛星通信システムの技術的条件」の一部答申がなされた。これを受け、関係省令等の改正案について、同年 7 月から 8 月までの間、意見募集が実施されたことからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

### ④1.2GHz 帯アマチュア無線

令和 5 年度の評価結果において、以下のように評価した。

| |
|---|
| 1.2GHz 帯アマチュア無線は、前回調査（令和 3 年度）より免許人数が約 6 千者減少、無線局数が約 6 千局減少している。5GHz 帯アマチュア無線等、免許人数や無線局数の増加が見られるアマチュア帯域もあるものの、アマチュア無線については、ピーク時の１／４に近い数字にまで利用者が減少している状況にある。アマチュア無線は、我が国におけるワイヤレス人材育成の裾野を広げることに資するものであることから、引き続きその取組を進めるとともに、国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の態様等を踏まえ、将来的なアマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進に向けた検討を進めていくこと。 |

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

| |
|---|
| アマチュア無線については、ピーク時の１／４程度（ピーク時（平成 6 年度）：1,364,316 局、令和 7 年 3 月末：344,105 局（25.2%）） にまで利用者が減少している状況であり、電波監理審議会による電波の有効利用の程度の評価結果に基づき、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための取組を引き続き進めるとともに、国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の態様等を踏まえた、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進等に向けた検討を行う。 |

[20] NTN: Non-Terrestrial Network

### エ　周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況

800MHz 帯 MCA 陸上移動通信については、周波数割当計画（令和 7 年 1 月）において、周波数の使用期限が令和 11 年 5 月 31 日と規定されている。800MHz 帯 MCA 陸上移動通信における移行状況については、イ①に記載のとおりであり、周波数の使用期限に向けた移行が進んでいることが確認された。

### オ　新たな電波利用システムに関する需要の動向

本周波数区分について、700MHz 帯における非地上系ネットワーク(NTN)の実現が期待されており、令和 8 年 6 月に情報通信審議会から「衛星コンステレーションによる携帯電話向け 700MHz 帯非静止衛星通信システムの技術的条件」の一部答申がなされ、これを受け、関係省令等の改正案について、同年 7 月から 8 月までの間、意見募集が実施された。

デジタル MCA 陸上移動通信システムの移行により開放される周波数において、三次元測位システム及び 800MHz 帯広帯域小電力無線システムのニーズがあり、その技術的条件について令和 7 年 10 月に情報通信審議会から答申が出され、技術基準については、令和 8 年 3 月に電波監理審議会から答申が出されている。

また、900MHz 帯高度 MCA 無線通信システムについても、サービス終了後の周波数について情報通信審議会において令和 7 年 8 月から 10 月にかけて利用ニーズ調査が実施され、7 者から（新）高度 MCA 無線通信システム、携帯電話、小電力無線局、特定ラジオマイク等の提案があり、これらに対し、ニーズ、実現可能性、社会的な効果及び技術的な要素の視点から検討が行われた。その結果、以下の理由により主に高度 MCA 陸上移動通信の帯域（895-900MHz/940-945MHz）については「（新）高度 MCA」、主にデジタル MCA 陸上移動通信の帯域（928-940MHz）については「特定ラジオマイク」としての活用方策として、令和 8 年 5 月に同審議会から答申が出されている。

| 主に高度ＭＣＡ陸上移動通信の帯域 | | 主にデジタルＭＣＡ陸上移動通信の帯域 | |
|---|---|---|---|
| (新)高度ＭＣＡ | 携帯電話 | 小電力無線局 | 特定ラジオマイク |
| ・現行の高度 MCA システムを基盤としており、具体的なニーズや社会的意義、事業体制が明確で実現可能性が高い。<br>・一方、現行サービス終了の理由となったユーザーの確保や端末コストの低廉化の実現性に留意が必要。 | ・技術的に確立されており実現性は高い。<br>・一方、想定されるニーズが抽象的であり、周波数の割当状況から利用は限定的なものとなることが想定。 | ・ニーズや技術的な実現可能性について一定程度評価できる。<br>・一方、高速化等の志向は携帯電話等既存システムでの代替可能性が考えられ、提案システムの必然性が不明確。 | ・既存の特定ラジオマイクの技術的基盤等を背景としており実現可能性が高く、高音質・低遅延性の点から代替困難なシステムであると考えられる。<br>・一方、国際的な周波数調和の観点やユーザーの利用が進むかといった点に留意が必要。 |
| 以上を踏まえ、ニーズや社会的意義が明確で実現可能性も高い（新）高度 MCA としての活用を検討していくことが適当。 | | 以上を踏まえ、よりニーズが明確で他システムによる代替が困難である特定ラジオマイクとしての活用を検討していくことが適当。 | |

なお、（新）高度 MCA 無線通信システムについては、提案において、電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けることで初期投資の抑制や、市販のスマートフォンを利用可能とし端末コストの低廉化を図るなどといった特徴が示されている。

その他、920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムのさらなる普及に向け、屋外利用等のための技術的条件について令和 7 年 10 月に情報通信審議会から答申が出され、技術基準については、令和 8 年 3 月に電波監理審議会から答申が出され、同年 6 月に制度整備が実施された。

### （２）評価にあたって考慮する事項

**・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[21]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

800MHz 帯 MCA 陸上移動通信(陸上移動中継局)及び 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信(陸上移動中継局)の社会的貢献性については、調査の結果、「非常時等における人命又は財産の保護」及び「国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展」との回答であった。同システムは、市区町村における住民への情報伝達、陸上運輸等を行う免許人間の通信の中継用として用いられており、免許人の回答を踏まえると、直ちに本システムの電波の利用を停止等した場合、これらの陸上移動局の免許人であるユーザーの通信が出来なくなるなどにより、国民生活等への影響を及ぼす可能性があるものと考えられる。

また、1.2GHz 帯画像伝送用携帯局の社会的貢献性については、調査の結果、「公共の安全、秩序の維持」、「非常時等における人命又は財産の保護」、「国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展」等との回答であった。本システムは、上空で撮影した映像を地上に伝送するために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに本システムの電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時における人命又は財産の保護、国民生活の利便の向上等へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

**・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況**

本周波数区分における調査票調査対象システムの運用継続性の確保のための対策の有無について、一部の例外はあるものの、おおむね高い割合で対策に取り組んでいることが確認された。

[21] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

### （３）評価

本周波数区分は、主に、移動業務、航空無線航行業務、アマチュア業務等に分配され、携帯電話、MCA、1.2GHz 帯映像 FPU、特定ラジオマイク、航空交通管制システム、アマチュア無線等で使用されている。

本周波数区分の免許人数及び無線局数（携帯電話を除く。）は、約 7.8 万者、約 26.4 万局となっている。

免許人数は、全体として減少傾向（前回調査から約 8.3 千者減少）にあり、その内訳として、920MHz 帯移動体識別等の免許人数が増加している一方で、1.2GHz 帯アマチュア無線、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信等の免許人数が減少している。

無線局数は、全体として減少傾向（前回調査から約 1.5 万局減少）にあり、その内訳として、920MHz 帯移動体識別（陸上移動局）、900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信等の無線局数が増加している一方で、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信、1.2GHz 帯アマチュア無線等の無線局数が減少している。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、800MHz 帯 MCA、900MHz 帯高度 MCA のサービス終了に伴う移行、1.2GHz 帯画像伝送用携帯局は 2.4GHz 帯・5.7GHz 帯の無人移動体画像伝送システム等への移行が推進されているところ、本調査の結果、いずれも移行が進捗している状況が伺える。

本周波数区分は、免許人数及び無線局数はいずれも減少傾向にあるものの、電波が飛びやすく建物等の障害物を回り込みやすいという電波の特性から陸上の移動通信システム（携帯電話、MCA 等）に多く利用されている。また、前回調査以降、新たな電波利用ニーズへの対応として、700MHz 帯を利用する衛星ダイレクト通信、920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信及び 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信のサービス終了により開放される周波数の跡地利用等に係る制度化が完了又は進展しており、当該 MCA に係る無線局については移行が進んでいること等を総合的に勘案すると、電波の有効利用が一定程度行われている。

更なる電波の有効利用の促進に向け、今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当である。

・700MHz 帯における非地上系ネットワーク(NTN)実現のため、令和 8 年 6 月に、情報通信審議会から「衛星コンステレーションによる携帯電話向け 700MHz 帯非静止衛星通信システムの技術的条件」の一部答申がなされ、関係省令等の改正案について、同年 7 月から 8 月までの間、意見募集が実施された。衛星ダイレクト通信は地上の基地局のエリア外での通信を可能とし、エリア面で有効利用の拡大に資するものであることから、早期の導入に向けた取組を期待する。

・800MHz 帯 MCA 陸上移動通信は令和 11 年 5 月にサービス終了予定であり、令和 7 年度調査時点で、ユーザー側である陸上移動局の免許人が約 4 千者、無線局が約 10 万局存在する。また、900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信は、令和 9 年 3 月にサービス終了予定であり、令和 7 年度調査時点で、ユーザー側の免許人が 210 者、無線局が約 8 千局存在する。800MHz 帯については減少傾向が確認でき、また、900MHz 帯については調査時点では令和 5 年度より増加しているものの、その後、減少に転じているとのことであった。引き続きサービス終了に向け、陸上移動中継局の免許人と連携し、代替可能なシステムへの移行などについてユーザーに対し丁寧な周知・広報に努めること。

・800MHz 帯 MCA 陸上移動通信の上り回線（陸上移動局から陸上移動中継局向け）及び 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信に利用されている帯域については、情報通信審議会において「900MHz 帯の活用方策」の検討が行われ、令和 8 年 5 月にとりまとめられた。当該活用方策では、主に高度 MCA 陸上移動通信の帯域（895-900MHz/940-945MHz）では（新）高度 MCA としての活用を検討、また、主にデジタル MCA 陸上移動通信の帯域（928-940MHz）では特定ラジオマイクとしての活用を検討することが示されていることから、これら新たな電波利用システムの導入に向けて検討を推進すること。

・1.2GHz 帯画像伝送用携帯局については、免許人数、無線局数ともに減少しており、2.4GHz 帯や 5.7GHz 帯への移行等の進展が伺えるが、令和 7 年度調査時点で、免許人が約 56 者、無線局が 140 局存在する。当該システムの新たな免許取得が可能な期限は令和 9 年度までとなっているが、引き続き着実な移行を推進すること。

・1.2GHz 帯アマチュア無線は、前回調査（令和 5 年度）より免許人数及び無線局数が約 8 千者減少している。5GHz 帯アマチュア無線等、免許人数や無線局数の増加が見られるアマチュア帯域もあるものの、アマチュア無線については、ピーク時の１／４に近い数字にまで利用者が減少している状況にある。アマチュア無線は、我が国におけるワイヤレス人材育成の裾野を広げることに資するものであることから、引き続きその取組を進めるとともに、国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の態様等を踏まえ、将来的なアマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進に向けた検討を引き続き進めていくこと。

## ２　1.4GHz 超 3.4GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価

### ＜本周波数区分における割当状況及び電波利用システムの概況＞

本周波数区分は、主に、移動業務、移動衛星業務、無線航行衛星業務、アマチュア業務、無線標定業務等に分配されている。

個別の電波利用システムは、携帯電話、広帯域移動無線アクセスシステム(BWA[22])、電気通信業務の移動衛星通信、準天頂衛星、2.3GHz 帯映像 FPU、空港監視レーダー(ASR[23])、船舶レーダー等のほか、無線 LAN 等の免許不要の電波利用システムで使用されている。

前回令和 5 年度調査以降、周波数割当ての大きな変更はない。

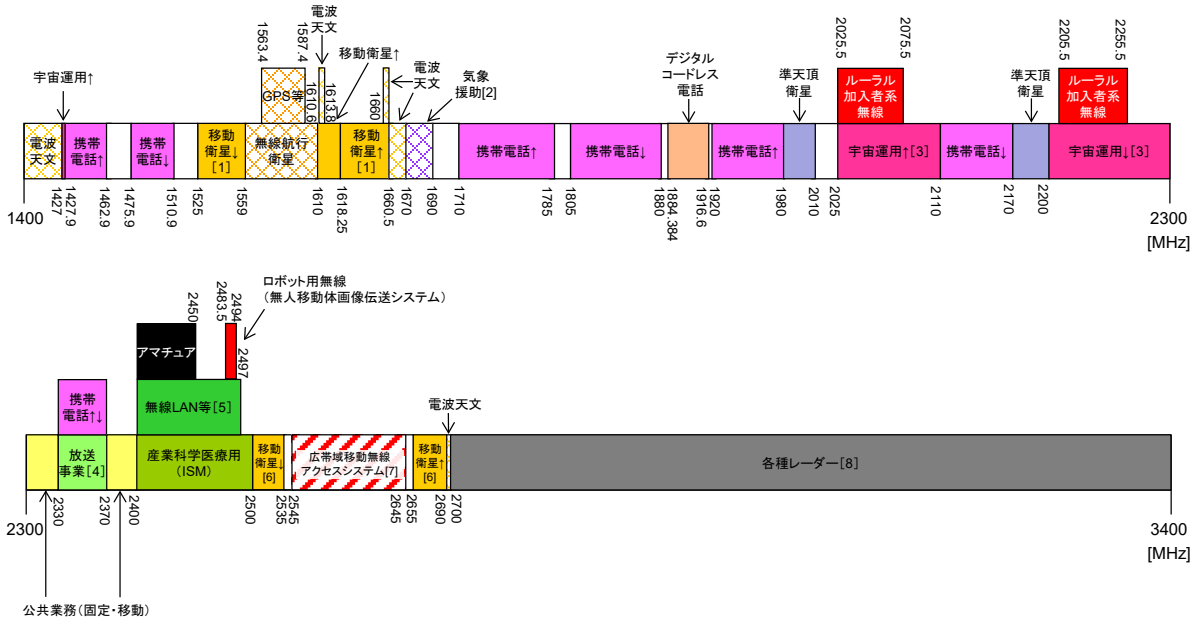


| 番号 | 周波数帯(MHz) | 主 な 用 途 等 |
|---|---|---|
| [1] | 1525－1559, 1618.25－1660.5 | インマルサット衛星等による移動体衛星通信サービス |
| [2] | 1670－1690 | 気象ラジオゾンデ |
| [3] | 2025－2110, 2200－2300 | 衛星及びロケットの追跡管制 |
| [4] | 2330－2370 | 放送事業者のTV番組素材中継 |
| [5] | 2400－2497 | 無線LAN等<br>2400－2483.5MHz　小電力データ通信システム、移動体識別<br>2471－2497MHz　小電力データ通信システム<br>2412MHz, 2437MHz, 2462MHz, 2484MHz　空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム(WPT) |
| [6] | 2500－2535, 2655－2690 | 移動体衛星通信サービス |
| [7] | 2545－2645 | 2545－2575MHz及び2595－2645MHzは全国展開する移動通信で使用<br>2575－2595MHzは各地域や敷地内等における移動通信又は固定的な通信で使用 |
| [8] | 2700－3400 | 船舶の航行用等レーダー |

（調査結果　図表-全-3-2-1 無線局免許等を要する電波利用システムの割当状況より一部抜粋）

[22] BWA：Broadband Wireless Access

[23] ASR：Airport Surveillance Radar

本周波数区分を利用する電波利用システム（調査結果報告が行われたシステム）は、無線局免許等を要するものが 58 システム、無線局免許等を要しないシステムが 9 システムとなっている。

＜無線局免許等を要するシステム（58 システム）＞

| | 免許人数 | 無線局数 | 無線局数の割合 |
|---|---|---|---|
| インマルサットシステム(航空地球局) | 0 者 | 0 局 | - |
| インマルサットシステム(地球局) | 0 者 | 0 局 | - |
| インマルサットシステム(海岸地球局) | 0 者 | 0 局 | - |
| インマルサットシステム(携帯基地地球局) | 0 者 | 0 局 | - |
| インマルサットシステム(船舶地球局) | 1 者 | 997 局 | 0.28% |
| インマルサットシステム(航空機地球局) | 3 者 | 352 局 | 0.10% |
| インマルサットシステム(携帯移動地球局) | 10 者 | 19,346 局 *6 | 5.46% |
| インマルサットシステム(地球局(可搬)) | 0 者 | 0 局 | - |
| イリジウムシステム(携帯移動地球局) | 12 者 | 23,774 局 *6 | 6.71% |
| 1.6GHz 帯気象衛星 | 0 者 | 0 局 | - |
| 1.6GHz 帯気象援助業務(空中線電力が 1kW 未満の無線局(ラジオゾンデ)) | 2 者 | 6 局 | 0.00% |
| 準天頂衛星システム(人工衛星局) | 2 者 | 5 局 | 0.00% |
| グローバルスターシステム(携帯移動地球局) | 1 者 | 5,771 局 *6 | 1.63% |
| スラヤシステム(携帯移動地球局) | 0 者 | 0 局 *6 | - |
| 携帯等抑止(1.4GHz 超 1.71GHz 以下)(特別業務の局) | 103 者 | 220 局 | 0.06% |
| 実験試験局(1.4GHz 超 1.71GHz 以下) | 29 者 | 68 局 | 0.02% |
| その他(1.4GHz 超 1.71GHz 以下) | 1 者 | 3 局 *6 | 0.00% |
| 公衆 PHS サービス(基地局) | 0 者 | 0 局 | - |
| 公衆 PHS サービス(基地局(登録局)) | 0 者 *7 | 0 局 *8 | - |
| 公衆 PHS サービス(陸上移動局(登録局)) | 0 者 *7 | 0 局 *8 | - |
| 公衆 PHS サービス(陸上移動中継局) | 0 者 | 0 局 | - |
| 公衆 PHS サービス(陸上移動局) | 0 者 | 0 局 | - |
| ルーラル加入者系無線(基地局) | 2 者 | 12 局 | 0.00% |
| ルーラル加入者系無線(陸上移動局) | 2 者 | 36 局 *6 | 0.01% |
| 衛星管制(地球局) | 7 者 | 10 局 | 0.00% |
| 衛星管制(人工衛星局) | 5 者 | 14 局 | 0.00% |
| 2.3GHz 帯映像 FPU | 41 者 | 123 局 | 0.03% |
| 準天頂衛星システム(携帯基地地球局) | 1 者 | 3 局 | 0.00% |
| 準天頂衛星システム(携帯移動地球局) | 1 者 | 671 局 *6 | 0.19% |
| 携帯等抑止(1.71GHz 超 2.4GHz 以下)(特別業務の局) | 103 者 | 220 局 | 0.06% |
| 実験試験局(1.71GHz 超 2.4GHz 以下) | 38 者 | 405 局 | 0.11% |
| その他(1.71GHz 超 2.4GHz 以下) | 4 者 | 21 局 *6 | 0.01% |
| 2.4GHz 帯アマチュア無線 | 4,998 者 | 5,313 局 | 1.50% |
| 2.4GHz 帯移動体識別(構内無線局(免許局)) | 26 者 | 119 局 | 0.03% |
| 2.4GHz 帯移動体識別(構内無線局(登録局)) | 1 者 *7 | 18 局 *8 | 0.01% |
| 2.4GHz 帯無人移動体画像伝送システム | 47 者 | 286 局 | 0.08% |
| 2.4GHz 帯道路交通情報通信システム(VICS ビーコン) | 0 者 | 0 局 | - |
| 2.4GHz 帯無線電力伝送 (構内無線局) | 0 者 | 0 局 | - |
| N-STAR 衛星移動通信システム(人工衛星局) | 1 者 | 2 局 | 0.00% |
| N-STAR 衛星移動通信システム(携帯基地地球局) | 1 者 | 2 局 | 0.00% |
| N-STAR 衛星移動通信システム(携帯移動地球局) | 1 者 | 45,955 局 *6 | 12.96% |
| 地域広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く)) | 115 者 | 7,376 局 *6 | 2.08% |
| 地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動中継局) | 0 者 | 0 局 *6 | - |
| 地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局) | 112 者 | 239,582 局 *6 | 67.59% |
| 地域広帯域移動無線アクセスシステム(フェムトセル基地局・屋内小型基地局) | 0 者 | 0 局 *6 | - |
| 自営等広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く)) | 28 者 | 52 局 | 0.01% |
| 自営等広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動中継局) | 1 者 | 1 局 | 0.00% |
| 自営等広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局) | 30 者 | 1,448 局 *6 | 0.41% |
| 自営等広帯域移動無線アクセスシステム(フェムトセル基地局・屋内小型基地局) | 0 者 | 0 局 | - |
| 携帯等抑止(2.4GHz 超 2.7GHz 以下)(特別業務の局) | 98 者 | 173 局 | 0.05% |
| 実験試験局(2.4GHz 超 2.7GHz 以下) | 49 者 | 666 局 | 0.19% |
| その他(2.4GHz 超 2.7GHz 以下) | 0 者 | 0 局 *6 | - |
| 空港監視レーダー(ASR) | 1 者 | 32 局 | 0.01% |
| 位置・距離測定用レーダー(船位計) | 0 者 | 0 局 | - |
| 3GHz 帯船舶レーダー(船舶局) | 517 者 | 1,311 局 | 0.37% |
| 3GHz 帯船舶レーダー(特定船舶局) | 13 者 | 13 局 | 0.00% |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 実験試験局(2.7GHz 超 3.4GHz 以下) | 16 者 | 72 局 | 0.02% |
| その他(2.7GHz 超 3.4GHz 以下) | 2 者 | 4 局 *6 | 0.00% |
| 合計 | 6,425 者 | 354,482 局 | 100.0% |

*1 複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している
*2 携帯無線通信(携帯電話)及び全国広帯域移動無線アクセスシステム(全国 BWA)の免許人数・無線局数は含まない。
*3 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人 1 者として集計している。
*4 0.005%未満については、0.00%と表示している。
*5 〔-〕と表示している場合は、当該システムの無線局が存在しないことを示している。
*6 包括免許を持つ電波利用システムについては、個別及び包括免許の無線局数の合算値を示している。
*7 登録局の電波利用システムについては、免許人数ではなく登録人数を示している。
*8 包括登録されている登録局が存在する場合は、個別及び包括登録の登録局数の合算値を示している。

（調査結果 図表-全-3-2-2 電波利用システムごとの免許人数と無線局数及び無線局数の割合より一部抜粋）

## ＜無線局免許等を要しないシステム（9 システム）＞

| | 無線局数*1 |
|---|---|
| 特定小電力無線局の機器（移動体識別用）（2,400MHz 以上 2483.5MHz 以下） | 0 局 |
| 2.4GHz 帯小電力データ通信システム（2,400MHz 以上 2,483.5MHz 以下） | 55,724,328 局 |
| 2.4GHz 帯小電力データ通信システム（2,471MHz 以上 2,497MHz 以下） | 338,955 局 |
| 2.4GHz 帯小電力データ通信システム（屋外で使用する模型飛行機の無線操縦用）（2,400MHz 以上 2,483.5MHz 以下） | 5,011 局 |
| 2.4GHz 帯小電力データ通信システム（屋外で使用する模型飛行機の無線操縦用）（2,471MHz 以上 2,497MHz 以下） | 0 局 |
| 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話（1,893.65MHz 以上 1,905.95MHz 以下） | 15,696 局 |
| 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話（1,895.616MHz 以上 1,902.528MHz 以下） | 621,446 局 |
| 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話（1,895.75MHz 以上 1,902.95MHz 以下） | 8,569,500 局 |
| PHS 陸上移動局（1,884.65MHz 以上 1,915.55MHz 以下） | 0 局 |
| 合計 | 65,274,936 局 |

*1 令和 5 年度から令和 6 年度までの全国における登録証明機関から報告を得た証明台数及び認証取扱業者から報告を得た検査台数を合計した値である。

（調査結果 図表-全-3-2-3 無線局免許等を要しない電波利用システムより）

## （１）各評価事項に照らした分析

### ア　有効利用評価方針三３（１）アからエまでに掲げる事項[24]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

#### ① 無線局及び免許人の数

本周波数区分における PARTNER 調査結果報告に基づく免許人数は約 6.5 千者、無線局数は約 35 万局となっている。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数及び無線局数は減少し、また、前々回調査（令和 3 年度）から前回の調査にかけては、免許人数は減少、無線局数は増加しているが、免許人数及び無線局数は減少傾向にある（システムごとの前回調査及び前々回調査からの免許人数及び無線局数の推移は別添 1 参照。）。

| | 免許人数（前年度比） | | 無線局数（前年度比） | |
|---|---|---|---|---|
| 令和 7 年度 | 6,425 者 | ▲276 者 | 354,482 局 | ▲264,819 局 |
| 令和 5 年度 | 6,701 者 | ▲628 者 | 619,301 局 | ＋88,084 局 |
| 令和 3 年度 | 7,329 者 | － | 531,217 局 | － |

なお、本周波数区分においては、これらの他に携帯無線通信（携帯電話）に係る 1.5GHz 帯、1.7GHz 帯、2GHz 帯及び 2.3GHz 帯並びに全国広帯域移動無線アクセスシステム（全国 BWA）に係る 2.5GHz 帯が含まれる。

令和 7 年度の免許人数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの免許人数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜免許人数が多い上位 6 システム＞

| システム名 | 免許人数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 2.4GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 5,230 者 | 4,998 者 | ▲232 者 |
| 3GHz 帯船舶ﾚｰﾀﾞｰ(船舶局) | 510 者 | 517 者 | ＋7 者 |
| 地域広帯域移動無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ(基地局(屋内小型基地局・ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局を除く)) | 115 者 | 115 者 | ±0 者 |
| 地域広帯域移動無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ(陸上移動局) | 115 者 | 112 者 | ▲3 者 |
| 携帯等抑止(1.4GHz 超 1.71GHz 以下)(特別業務の局) | 57 者 | 103 者 | ＋46 者 |
| 携帯等抑止(1.71GHz 超 2.4GHz 以下)(特別業務の局) | 57 者 | 103 者 | ＋46 者 |
| (参考)その他 | 617 者 | 477 者 | ▲140 者 |

（調査結果 図表-全-3-2-7 を基に作成）

[24] P3 の三 3(1)ア～エ参照。

＜前回調査時からの免許人数の増減数が大きい上位 6 システム＞

| システム名 | 免許人数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 2.4GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 5,230 者 | 4,998 者 | ▲232 者 |
| 実験試験局(1.71GHz 超 2.4GHz 以下) | 93 者 | 38 者 | ▲51 者 |
| 実験試験局(1.4GHz 超 1.71GHz 以下) | 81 者 | 29 者 | ▲52 者 |
| 実験試験局(2.4GHz 超 2.7GHz 以下) | 100 者 | 49 者 | ▲51 者 |
| 携帯等抑止(1.4GHz 超 1.71GHz 以下)(特別業務の局) | 57 者 | 103 者 | ＋46 者 |
| 携帯等抑止(1.71GHz 超 2.4GHz 以下)(特別業務の局) | 57 者 | 103 者 | ＋46 者 |

（調査結果 図表-全-3-2-7 を基に作成）

本周波数区分における免許人数は、2.4GHz 帯アマチュア無線が 77.8%（4,998 者）であり、このシステムで 75%超を占めている。

前回調査時から、本周波数区分の免許人数が 276 者減少した主な内訳として、携帯等抑止（1.4GHz 超 1.71GHz 以下）（特別業務の局）及び携帯等抑止（1.71GHz 超 2.4GHz 以下）（特別業務の局）がそれぞれ 46 者増加している一方で、2.4GHz 帯アマチュア無線が 232 者減少している。

令和 7 年度の無線局数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの無線局数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜無線局数が多い上位 6 システム＞

| システム名 | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 地域広帯域移動無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ(陸上移動局) | 265,096 局 | 239,582 局 | ▲25,514 局 |
| N-STAR 衛星移動通信システム(携帯移動地球局) | 47,339 局 | 45,955 局 | ▲1,384 局 |
| イリジウムシステム(携帯移動地球局) | 24,227 局 | 23,774 局 | ▲453 局 |
| インマルサットシステム(携帯移動地球局) | 21,676 局 | 19,346 局 | ▲2,330 局 |
| 地域広帯域移動無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ(基地局(屋内小型基地局・ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局を除く)) | 6,702 局 | 7,376 局 | ＋674 局 |
| グローバルスターシステム(携帯移動地球局) | 529 局 | 5,771 局 | ＋5,242 局 |
| (参考)その他 | 253,732 局 | 12,678 局 | ▲241,054 局 |

（調査結果 図表-全-3-2-6 を基に作成）

＜前回調査時からの無線局数の増減数が大きい上位 6 システム＞

| システム名 | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 公衆 PHS サービス(陸上移動局(登録局)) | 132,205 局 | 0 局 | ▲132,205 局 |
| 公衆 PHS サービス(基地局(登録局)) | 89,289 局 | 0 局 | ▲89,289 局 |
| 地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局) | 265,096 局 | 239,582 局 | ▲25,514 局 |
| スラヤシステム(携帯移動地球局) | 17,840 局 | 0 局 | ▲17,840 局 |
| グローバルスターシステム(携帯移動地球局) | 529 局 | 5,771 局 | ＋5,242 局 |
| インマルサットシステム(携帯移動地球局) | 21,676 局 | 19,346 局 | ▲2,330 局 |

（調査結果 図表-全-3-2-6 を基に作成）

本周波数区分における無線局数は、多い順に、地域広帯域移動無線アクセスシステム（陸上移動局）が 67.6%（239,582 局）、N-STAR 衛星移動通信システム（携帯移動地球局）が 13.0%（45,955 局）であり、これらのシステムで 80%超を占めている。

前回調査時から、本周波数区分の無線局数が 264,819 局減少した主な内訳として、公衆 PHS サービス（基地局（登録局））が 132,205 局減少、公衆 PHS サービス（陸上移動局（登録局））が 89,289 局減少している一方で、グローバルスターシステム（携帯移動地球局）が 5,242 局増加している。その理由について総務省に確認したところ、「令和 6 年（2024 年）7 月に、携帯電話端末によるグローバルスター衛星を用いた衛星経由の緊急 SOS サービスが開始されたことに伴い、無線局数が伸びたもの」という回答があった。

公衆 PHS サービスについては、令和 5 年 3 月 31 日にサービスが終了しているものの、同年 5 月末日までに全ての無線局を廃止する予定だったため、前回調査時点（令和 5 年 4 月 1 日時点）において無線局が存在していたが、今回の調査において 0 局となっており、全て廃止されていることが確認された。

スラヤシステム（携帯移動地球局）については、令和 6 年 8 月 31 日に日本でのサービスが終了した。今回の調査において無線局数が 0 局となっており、全て廃止されていることが確認された。

また、本周波数区分において、調査票調査が行われたシステム（5 システム）に係る免許人数及び無線局数の推移は、次表のとおりである。

| | 免許人数 *1 | | | 免許人数*2（有効回答数） | 無線局数 | | | 無線局数*3（有効回答数） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和 3 年度 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 令和 7 年度 | 令和 3 年度 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 令和 7 年度 |
| ルーラル加入者系無線(基地局) | 2 者 | 2 者 | 2 者 | 4 者 | 26 局 | 12 局 | 12 局 | － |
| 2.3GHz 帯映像 FPU | 42 者 | 42 者 | 41 者 | 41 者 | 120 局 | 123 局 | 123 局 | － |
| N-STAR 衛星移動通信システム(人工衛星局) | 1 者 | 1 者 | 1 者 | 1 者 | 2 局 | 2 局 | 2 局 | － |
| 地域広帯域移動無線アクセスシステム（基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く)） | 103 者 | 115 者 | 115 者 | 121 者 | 5,110 局 | 6,702 局 | 7,376 局 | － |
| 自営等広帯域移動無線アクセスシステム（基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く)） | 27 者 | 34 者 | 28 者 | 27 者 | 44 局 | 61 局 | 52 局 | － |

*1 複数の電波利用システムを利用している免許人・無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。
*2 免許人数（有効回答数）の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。
*3 重点調査以外の調査票調査では無線局単位の調査を行っていない。

（調査結果 図表-全-3-2-8 調査票調査の対象となったシステムとその免許人数及び無線局数より一部抜粋）

### ② 無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量については、調査票調査対象 5 システムについて、「年間の発射日数」、「電波の発射時間帯」及び「今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する予定の有無」に関しては、システムごとに次のとおりであった。

・ルーラル加入者系無線（基地局）（免許人数 2 者：有効回答数 4 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射し、今後 3 年間で見込まれる通信量については、「増減の見込みなし」との回答であった。

・2.3GHz 帯映像 FPU（免許人数 41 者：有効回答数 41 者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」が 58.5%（24 者)、「31 日～90 日」が 19.5%（8 者)、「91 日～180 日」が 14.6%（6 者）等であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の予定なし」が 90.2%（37 者）と支配的である一方で、「増加見込み」が 7.3%（3 者)、「減少見込み」が 2.4%（1 者）であった。

・N-STAR 衛星移動通信システム（人工衛星局）（免許人数 1 者：有効回答数 1 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増加見込み」であった。

・地域広帯域移動無線アクセスシステム（基地局（屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く））（免許人数 115 者：有効回答数 121 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 95.0%（115 者)、「181 日～270 日」が 1.7%（2 者）等であった。電波の発射時間帯はおおむね 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増加見込み」が 58.7%（71 者)、「増減の見込みなし」が 32.2%（39 者)、「減少見込み」が 9.1%（11 者）であった。

・自営等広帯域移動無線アクセスシステム（基地局（屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く））（免許人数 28 者：有効回答数 27 者）については、年間の発射日数は、「365 日」及び「271 日～364 日」が 29.6%（8 者)、「181 日～270 日」が 18.5%（5 者）等であった。電波の発射時間帯は、日中はおおむね 9 割、深夜から早朝にかけてはおおむね 6 割の免許人が電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減見込みなし」が 48.1%（13 者)、「増加見込み」が 33.3%（9 者)、「減少見込み」が 18.5%（5 者）であった。

| | 有効回答数 | 0日 | 1日～30日 | 31日～90日 | 91日～180日 | 181日～270日 | 271日～364日 | 365日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ルーラル加入者系無線(基地局) | 4 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 2.3GHz帯映像FPU | 41 | 0.0% | 58.5% | 19.5% | 14.6% | 2.4% | 0.0% | 4.9% |
| N-STAR衛星移動通信システム(人工衛星局) | 1 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 地域広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く)) | 121 | 0.0% | 0.8% | 0.8% | 0.8% | 1.7% | 0.8% | 95.0% |
| 自営等広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く)) | 27 | 3.7% | 7.4% | 11.1% | 0.0% | 18.5% | 29.6% | 29.6% |

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*6 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までにおいて、管理する全ての無線局のうち 1 局でも発射状態（1 日あたりの発射時間がどの程度かは問わない）であった場合、1 日とカウントしている。記録がない場合は、おおよその日数で回答している。

（調査結果 図表-全-3-2-10 年間の発射日数より一部抜粋）

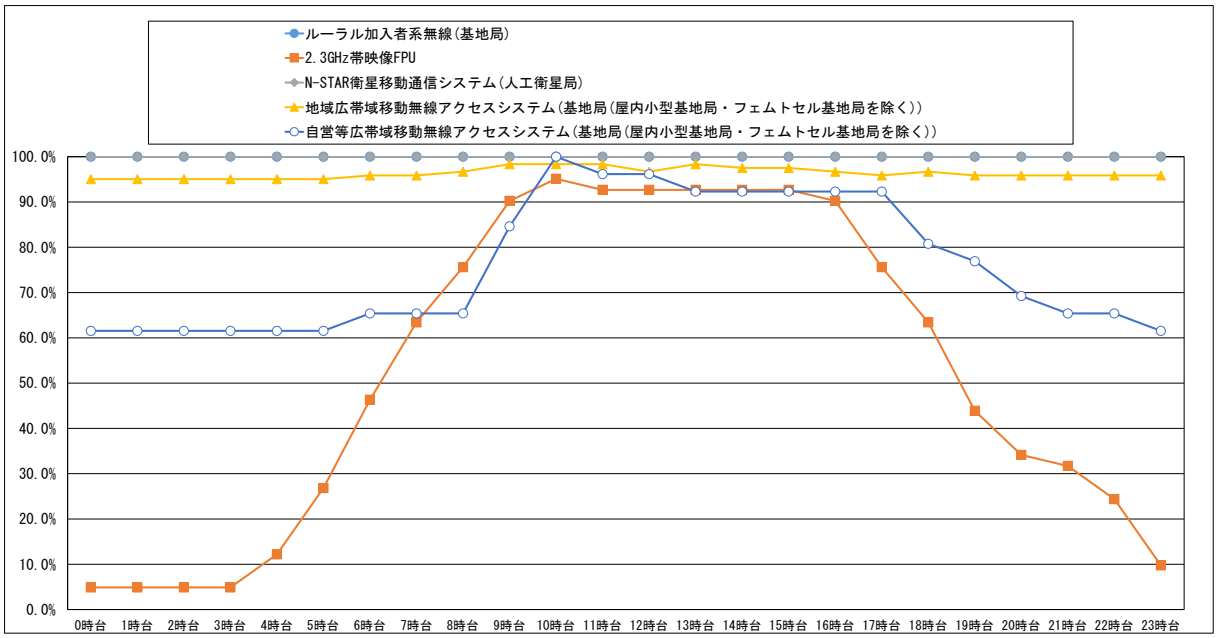


*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。
*2 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*3 発射実績がある日のうち、代表的な電波を発射している日（電波を発射している状態（発射状態）の時間帯のパターンとして発射実績が最も多い時間帯を含む日）に基づく、電波を発射している時間帯の回答を示している。
*4 0.05%未満については、0.0%と表示している。

（調査結果 図表-全-3-2-11 電波の発射時間帯より一部抜粋）

| | 有効回答数 | 通信量は増加見込み | 通信量は減少見込み | 通信量の増減の見込みなし |
|---|---|---|---|---|
| ルーラル加入者系無線(基地局) | 4 | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 2.3GHz帯映像FPU | 41 | 7.3% | 2.4% | 90.2% |
| N-STAR衛星移動通信システム(人工衛星局) | 1 | 100.0% | 0.0% | 0.0% |
| 地域広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く)) | 121 | 58.7% | 9.1% | 32.2% |
| 自営等広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く)) | 27 | 33.3% | 18.5% | 48.1% |

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 本調査基準日（令和７年４月１日）以降、本調査回答時点までに通信量の増減があった場合も各設問における「予定」に該当するとして回答している。
*6 通信量とは、調査対象の免許人が保有する全ての無線局の通信量の合計ではなく、1 無線局あたりの通信量のこととしている。

（調査結果 図表-全-3-2-43 今後３年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無より一部抜粋）

### イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において求められている取組は、以下の「周波数移行」に係る 1 つの取組である。

**・ルーラル加入者系無線（基地局）の周波数移行**

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「2GHz 帯ルーラル加入者系無線については、令和 5 年度電波の利用状況調査において、他の無線システムへの移行等により離島・山間部地域以外の需要が減少しており、着実な進展が認められることから、引き続き令和 2 年 7 月に高度化を行った VHF 帯加入者系デジタル無線システム等へ移行を進め、令和 12 年度に移行を完了させることを目指す」とされている。

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| ﾙｰﾗﾙ加入者系無線(基地局) | 2 者 | 2 者 | ±0 者 | 12 局 | 12 局 | ±0 局 |

（調査結果 図表-全-3-2-6 及び図表 3-2-7 を基に作成）

調査の結果、免許人数及び無線局数に増減はない。

調査票調査の結果、今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無（有効回答数：4 者）について、25.0%（1 者）が「全ての無線局を廃止予定」と回答があり、残りの 75.0%（4 者）については「無線局数は減少予定」と回答している。また、無線局数減少・廃止理由は「他の電波利用システムへの移行・代替予定のため」であり、移行予定のシステムとしては、「ワイヤレス固定通信システム」と回答している。

これらにより、ルーラル加入者系無線（基地局）については、回答があった全ての者において廃止又はワイヤレス固定通信システムへ移行する計画があると回答があったことから、今後、移行等が進められる予定であることを確認した。

＜今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無＞

| | 全ての無線局を廃止予定 | 無線局数は減少予定 |
|---|---|---|
| ﾙｰﾗﾙ加入者系無線(基地局) | 25.0%（1 者） | 75.0%（3 者） |

（調査結果 図表-全-3-2-35 を基に作成）

＜無線局数減少・廃止理由（複数回答可）＞

| | 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため |
|---|---|
| ﾙｰﾗﾙ加入者系無線(基地局) | 100.0%（4 者） |

（調査結果 図表-全-3-2-38 を基に作成）

＜移行・代替先システム(無線局数の減少・廃止が予定される場合)（自由記述）＞

| | ワイヤレス固定通信システム |
|---|---|
| ﾙｰﾗﾙ加入者系無線(基地局) | 100.0%（4 者） |

（調査結果 図表-全-3-2-39 を基に作成）

### ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応状況は以下のとおりであり、適切に対応されていることが確認できた。

#### ①ルーラル加入者系無線（基地局）

令和5年度の評価結果において、以下のように評価した。

| |
|---|
| ルーラル加入者系無線については、今後、VHF 帯加入者無線等へ代替していく計画が確認されたが、令和 5 年度調査時点で、免許人が 2 者、無線局が 12 局存在することから、引き続き早期の移行を推進すること。 |

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

| |
|---|
| 2GHz 帯ルーラル加入者系無線については、令和5年度電波の利用状況調査において、他の無線システムへの移行等により離島・山間部地域以外の需要が減少しており、着実な進展が認められることから、引き続き令和2年7月に高度化を行った VHF 帯加入者系デジタル無線システム等へ移行を進め、令和12年度に移行を完了させることを目指す。 |

#### ②N-STAR 衛星移動通信システム

令和5年度の評価結果において、以下のように評価した。

| |
|---|
| N-STAR 衛星移動通信システムが利用する周波数帯における平時と災害時のダイナミックな周波数の共用による移動通信システムの導入可能性については、N-STAR の高度化システムへの移行の状況を注視しつつ、適切な時期に具体的な検討を進めていくこと。 |

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

| |
|---|
| 2.6GHz 帯（2645～2665MHz）については、既存の衛星移動通信システムの高度化システムへの移行状況等を踏まえ、既存無線システムへの影響に配慮しつつ、平時と災害時のダイナミックな周波数共用の適用を含め、移動通信システムの導入の可能性について検討を進める。 |

#### ③広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）

令和5年度の評価結果において、以下のように評価した。

| |
|---|
| 広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）については、具体的なニーズを調査の上、データ伝送の付加的な位置付けとして音声利用を認める必要性について検討を進めるとともに、ドローン等による上空利用について、早期に技術的条件等の検討を開始すること。 |

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されており、②については、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件に係る情報通信審議会からの一部答申（令和 6 年 12 月）を踏まえ、令和 7 年 5 月に制度整備を実施しており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

① 2.5GHz 帯（2545～2645MHz）を使用する広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）について、具体的なニーズを踏まえ、データ伝送の付加的な位置付けとして、音声利用を認める必要性について検討を行う。
② 2.5GHz 帯（2545～2645MHz）を使用する広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）について、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件に係る情報通信審議会からの一部答申（令和 6 年 12 月）を踏まえ、令和 7 年 5 月に制度整備を実施した。

**④非地上系ネットワーク(NTN)**

令和 5 年度の評価結果において、「非地上系ネットワーク(NTN)実現のため、HAPS や衛星ダイレクト通信向けの割当て可能な周波数に係る共用検討等を推進すること。」と評価した。

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版）において以下のとおり記載されており、2GHz 帯衛星ダイレクト通信に関して令和6年12月に制度整備が行われた。

非静止衛星通信システムについて、IMT 特定された周波数帯による携帯電話等との直接通信の早期実現に向け、WRC-23 の決議を踏まえ、国際的な検討状況とも調和を図りつつ、周波数共用を含めた技術的条件、免許手続の在り方等について検討を進め、2GHz 帯については令和 6 年内を目途に制度整備を行う。

また、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されており、これに関して令和 8 年 4 月に制度整備を行っており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

HAPS の国内導入に向け、必要な技術基準の策定を目的として、固定系リンク及び移動系リンクに関する無線システムについて、他の無線システムとの周波数共用に係る技術的条件等について検討を進め、早期の活用が想定される 2GHz 帯（1920～1980MHz、2110～2170MHz）を用いた移動系リンクについて、令和 7 年度内を目途に制度整備を行う。

**エ　周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況**

本周波数区分における周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局は存在しない。

**オ　新たな電波利用システムに関する需要の動向**

2GHz 帯においては、令和 7 年 4 月から商用サービスを開始した衛星ダイレクト通信をはじめ、HAPS[25]を利用した携帯電話基地局用（HIBS[26]）として NTN 分野の周波数需要が存在している。

他にも、2.5GHz 帯においては、地域 BWA のサービスの高度化などの周波数需要が存在している。

**（２）評価にあたって考慮する事項**

**・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[27]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

ルーラル加入者系無線（基地局）の社会的貢献性については、調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」、「国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展」と回答している。

本システムは、公衆電話網の加入者回線として、山間部、離島、国立公園等、地理的制約等により有線の使用が困難な地域において、交換局と、き線点までの間を有線に代替するために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、国民生活の利便の向上等へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

**・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況**

本周波数区分における調査票調査対象システムの運用継続性の確保のための対策の有無について、一部の例外はあるものの、おおむね高い割合で対策に取り組んでいることが確認された。

[25] HAPS: High Altitude Platform Stations（高高度プラットフォーム）

[26] HIBS: HAPS as IMT Base Stations

[27] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

### （３）評価

本周波数区分は、主に、移動業務、移動衛星業務、無線航行衛星業務、アマチュア業務、無線標定業務等に分配され、携帯電話、広帯域移動無線アクセスシステム(BWA)、電気通信業務の移動衛星通信、準天頂衛星、2.3GHz 帯映像 FPU、空港監視レーダー(ASR)、船舶レーダー等のほか、無線 LAN 等の免許不要の電波利用システムで使用されている。

本周波数区分の免許人数及び無線局数（携帯電話及び全国 BWA を除く。）は、約 6.5 千者、約 35 万局となっている。

免許人数は、全体として減少傾向（前回調査から約 300 者減少）にあり、その内訳として、携帯等抑止（特別業務の局）等の免許人数が増加している一方で、2.4GHz 帯アマチュア無線等の免許人数が大きく減少している。

無線局数は、全体として減少傾向（前回調査から約 26 万局減少）にあり、その内訳として、サービス終了に伴い公衆 PHS サービス等の無線局数が全て廃止され、大きく減少した一方で、グローバルスターシステム（携帯移動地球局）の無線局数が大きく増加している。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、ルーラル加入者系無線は高度化された VHF 帯加入者系デジタル無線システム等への移行が推進されているところ、本調査の結果、すべての免許人においてワイヤレス固定通信システムへ代替する計画が確認された。

本周波数区分は、免許人数及び無線局数は減少傾向にあるものの、主たる減少要因としては公衆 PHS サービス終了に伴うものであり、陸上の移動通信システム（携帯電話、地域 BWA 等）のほか、国内衛星では N-STAR 衛星、海外衛星ではインマルサットやイリジウム等の地球局（いわゆる衛星携帯電話や船舶・航空機に搭載の無線設備等）、そのほか無線 LAN やデジタルコードレス電話等の免許不要局に多く利用されており、2.3GHz 帯においてはダイナミック周波数共用により放送事業用システムと携帯電話システムが運用されている。また、前回調査以降、新たな電波利用ニーズへの対応として、2GHz 帯における衛星ダイレクト通信や HAPS といった NTN の導入や、BWA の上空利用などに係る制度化が完了していること等を総合的に勘案すると、電波の有効利用が一定程度行われている。

更なる電波の有効利用の促進に向け、今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当である。

・令和 5 年 11 月に帯域拡張に係る制度整備が実施された、1.9GHz 帯のデジタルコードレス電話（免許不要局）について、特に時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話については前回調査から大きく増加している。本システムに限らず、周波数利用の国際調和に向けた取組について推進すること。

・ルーラル加入者系無線については、引き続き、VHF 帯加入者無線等へ代替していく計画が確認されたが、令和 7 年度調査時点で、免許人が 2 者、無線局が 12 局存在することから、引き続き早期の移行を推進すること。

・ダイナミック周波数共用は、地理的・時間的に周波数を共用することで周波数の効率的な利用を実現するものであり、令和4年には2.3GHz帯において放送事業用FPUと携帯電話の間でこの方策を取ることにより、携帯電話に対し周波数の割当てがなされた。周波数再編アクションプラン（令和7年度版）においては、「2.6GHz帯（2645～2665MHz）については、既存の衛星移動通信システムの高度化システムへの移行状況等を踏まえ、既存無線システムへの影響に配慮しつつ、平時と災害時のダイナミックな周波数共用の適用を含め、移動通信システムの導入の可能性について検討を進める。」と書かれており、引き続きアクションプランに記載の取組を推進すること。

・広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）については、令和7年5月に上空利用が制度化され、利用拡大が期待される。周波数再編アクションプラン（令和7年度版）においては、データ伝送の付加的な位置付けとしての音声利用を認める検討を進めるとされており、BWAシステムの技術基準その他関連制度の在り方については、技術やサービスの進展、ユーザーのニーズの変化等に応じて不断に検討を行うことが求められる。

・非地上系ネットワーク(NTN)実現のため、令和6年12月に、衛星コンステレーションによる携帯電話向け2GHz帯非静止衛星通信システム（2GHz帯衛星ダイレクト通信）の導入に係る制度整備が、令和8年4月に、HAPSの2GHz帯（1920～1980MHz、2110～2170MHz）を用いた移動系リンクに係る制度整備がなされた。引き続き、国内のニーズや国際的な動向等を踏まえながらNTNの導入に向けた研究開発等を推進すること。

## ３　3.4GHz 超 8.5GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価

### ＜本周波数区分における割当状況及び電波利用システムの概況＞

本周波数区分は、主に、固定業務、移動業務、固定衛星業務、航空無線航行業務、アマチュア業務、無線標定業務等に分配されている。

個別の電波利用システムは、電気通信業務用及び放送事業用の固定局、携帯電話、ローカル 5G、狭域通信(DSRC)、マイクロ波帯映像 FPU、電気通信業務用の衛星通信システム、電波高度計、アマチュア無線、気象レーダー、無線 LAN 等の免許不要の電波利用システム等で使用されている。

なお、5GHz 帯無線アクセスシステム（4900～5000MHz）については、周波数の使用期限が令和 18 年 3 月 31 日まで、また、5.9GHz 帯の一部（5888～5925MHz）を使用する放送事業用の固定局については、周波数の使用期限が令和 13 年 3 月 31 日までとなっている。

また、前回の令和 5 年度調査以降、以下のとおり新たな周波数割当て等が行われている。

- 令和 6 年 9 月に 4.9GHz 帯の第 5 世代移動通信システムに係る制度化を完了し、同年 12 月に開設計画を認定。
- 令和 7 年 2 月に、ローカル 5G 基地局について、周波数 4.8～4.9GHz を使用し、海底に固定又は海底に係留されている海上プラットフォームなどに設置可能とする制度改正（海上利用）を実施。
- 令和 7 年 4 月に 5.2GHz 帯無線 LAN について、条件付きで上空利用が可能（屋外利用可能）とする制度改正を実施。
- 令和 7 年 5 月に TDD 方式の周波数帯を使用する携帯電話の一部、BWA 及びローカル 5G の上空利用を可能とする制度改正を実施。
- 令和 8 年 1 月に、V2X 通信システムの導入に向けて、5.9GHz 帯（5850～5925MHz）のうち 5895～5925MHz の最大 30MHz 幅を V2X 通信向けに割り当てるため制度改正を実施。当該システムの導入にあたっては、同一の周波数帯を使用する放送事業用の既存無線局の周波数移行のため、同年 4 月に周波数変更対策機関を指定。

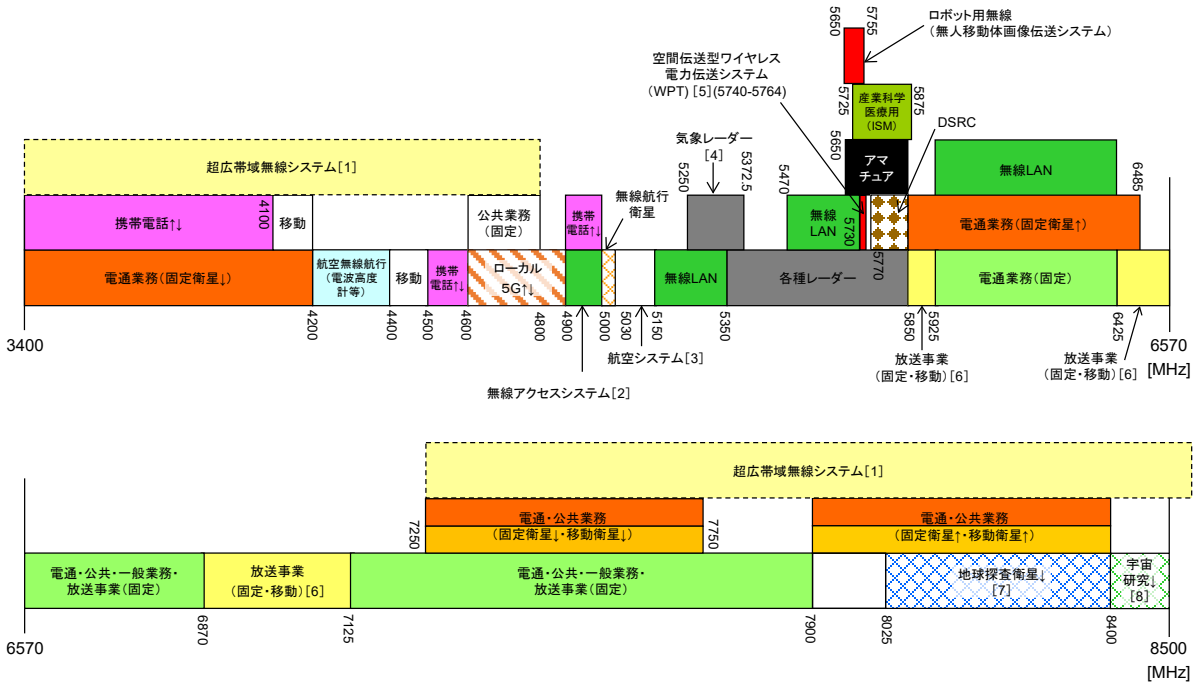

| 番号 | 周波数帯(MHz) | 主 な 用 途 等 |
|---|---|---|
| [1] | 3400－4800, 7250－10250 | 屋内限定の大容量データ通信用<br>(7.25-9.0GHzについては、上空を除き屋外利用可能) |
| [2] | 4900－5000 | 5GHz帯無線アクセスシステム。周波数の使用期限は、令和18年3月31日まで |
| [3] | 5030－5150 | 将来の国際的に標準化された航空システムのために保留 |
| [4] | 5250－5372.5 | 公共機関等の気象レーダー |
| [5] | 5740, 5742, 5744, 5746, 5748,<br>5750, 5752, 5758, 5764 | 空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム(WPT) |
| [6] | 5850－5925, 6425－6570,<br>6870－7125 | 放送事業者のTV番組中継、TV番組素材中継 |
| [7] | 8025－8400 | 地球探査衛星からのデータ伝送として利用 |
| [8] | 8400－8500 | 科学衛星からのデータ伝送として利用 |

(調査結果 図表-全-3-3-1 無線局免許等を要する電波利用システムの割当状況より一部抜粋)

本周波数区分を利用する電波利用システム(調査結果報告が行われたシステム)は、無線局免許等を要するシステムが 47 システム、無線局免許等を要しないシステムが 12 システムとなっている。

＜無線局免許等を要するシステム（47 システム）＞

| | 免許人数 | 無線局数 | 無線局数の割合 |
|---|---|---|---|
| 放送監視制御(S バンド) | 0 者 | 0 局 | － |
| 3.4GHz 帯音声 STL/TTL/TSL | 0 者 | 0 局 | － |
| 衛星ダウンリンク(C バンド)(3.4GHz 超 3.6GHz 以下) | 0 者 | 0 局 | － |
| 衛星ダウンリンク(C バンド)(3.6GHz 超 4.2GHz 以下) | 1 者 | 8 局 | 0.01% |
| 移動衛星ダウンリンク(C バンド) | 1 者 | 2 局 | 0.00% |
| 航空機電波高度計 | 163 者 | 1,298 局 | 2.11% |
| 携帯等抑止(3.4GHz 超 4.4GHz 以下)(特別業務の局) | 40 者 | 70 局 | 0.11% |
| 実験試験局(3.4GHz 超 4.4GHz 以下) | 9 者 | 162 局 | 0.26% |
| その他(3.4GHz 超 4.4GHz 以下) | 1 者 | 2 局 *6 | 0.00% |
| ローカル 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(基地局(屋内小型基地局・ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局を除く)) | 161 者 | 2,088 局 | 3.39% |
| ローカル 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(陸上移動中継局) | 0 者 | 0 局 | － |
| ローカル 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(陸上移動局) | 161 者 | 9,501 局 *6 | 15.43% |
| ローカル 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局・屋内小型基地局) | 0 者 | 0 局 *6 | － |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局) | 671 者 *7 | 13,126 局 *8 | 21.31% |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(公共用[国]) | 1 者 | 17 局 *6 | 0.03% |
| 5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー | 2 者 | 2 局 | 0.00% |
| 5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C 帯)(公共用[国]) | 2 者 | 55 局 | 0.09% |
| 5GHz 帯アマチュア無線 | 7,125 者 | 7,302 局 | 11.86% |
| 5.8GHz 帯画像伝送 | 0 者 | 0 局 | － |
| 5.7GHz 帯無人移動体画像伝送システム | 601 者 | 2,198 局 | 3.57% |
| 5.7GHz 帯無線電力伝送（構内無線局） | 0 者 | 0 局 | － |
| 狭域通信(DSRC) | 243 者 | 7,584 局 | 12.31% |
| 携帯等抑止(4.4GHz 超 5.85GHz 以下)(特別業務の局) | 1 者 | 3 局 | 0.00% |
| 実験試験局(4.4GHz 超 5.85GHz 以下) | 123 者 | 3,777 局 | 6.13% |
| その他(4.4GHz 超 5.85GHz 以下) | 4 者 | 12 局 *6 | 0.02% |
| 映像 STL/TTL/TSL(B バンド) | 31 者 | 129 局 | 0.21% |
| 映像 FPU(B バンド) | 26 者 | 269 局 | 0.44% |
| 6GHz 帯電気通信業務用固定無線システム | 5 者 | 124 局 | 0.20% |
| 衛星アップリンク(移動衛星を除く)(C バンド)(5.85GHz 超 6.57GHz 以下) | 5 者 | 34 局 | 0.06% |
| 移動衛星アップリンク(C バンド)(5.85GHz 超 6.57GHz 以下) | 2 者 | 4 局 | 0.01% |
| 映像 STL/TTL/TSL(C バンド) | 80 者 | 367 局 | 0.60% |
| 映像 FPU(C バンド) | 76 者 | 2,316 局 | 3.76% |
| 6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス) | 43 者 | 2,273 局 | 3.69% |
| 6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(公共用[国以外]) | 15 者 | 76 局 | 0.12% |
| 6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(公共用[国]) | 2 者 | 1,020 局 | 1.66% |
| 映像 STL/TTL/TSL(M バンド) | 50 者 | 124 局 | 0.20% |
| 音声 STL/TTL/TSL(M バンド) | 75 者 | 338 局 | 0.55% |
| 放送監視制御(M バンド) | 20 者 | 234 局 | 0.38% |
| 映像 STL/TTL/TSL(D バンド) | 115 者 | 815 局 | 1.32% |
| 映像 FPU(D バンド) | 100 者 | 2,870 局 | 4.66% |
| 7.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス) | 336 者 | 3,223 局 | 5.23% |
| 映像 STL/TTL/TSL(N バンド) | 41 者 | 59 局 | 0.10% |
| 音声 STL/TTL/TSL(N バンド) | 3 者 | 3 局 | 0.00% |
| 放送監視制御(N バンド) | 0 者 | 0 局 | － |
| 地球探査衛星 | 6 者 | 17 局 | 0.03% |
| 実験試験局(5.85GHz 超 8.5GHz 以下) | 18 者 | 87 局 | 0.14% |
| その他(5.85GHz 超 8.5GHz 以下) | 2 者 | 2 局 *6 | 0.00% |
| 合計 | 10,361 者 | 61,591 局 | 100.0% |

*1 複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。
*2 携帯無線通信（携帯電話）及び全国広帯域移動無線アクセスシステム（全国 BWA）の免許人数・無線局数は含まない。
*3 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人 1 者として集計している。
*4 0.005%未満については、0.00%と表示している。
*5 〔－〕と表示している場合は、当該システムの無線局が存在しないことを示している。
*6 包括免許を持つ電波利用システムについては、個別及び包括免許の無線局数の合算値を示している。
*7 登録局の電波利用システムについては、免許人数ではなく登録人数を示している。
*8 包括登録されている登録局が存在する場合は、個別及び包括登録の登録局数の合算値を示している。

（調査結果 図表-全-3-3-2 電波利用システムごとの免許人数と無線局数及び無線局数の割合より一部抜粋）

＜無線局免許等を要しないシステム（12 システム）＞

| | 無線局数*1 |
|---|---|
| 5GHz 帯小電力データ通信システム(5,150MHz を超え 5,350MHz 以下、5,470MHz を超え 5,730MHz 以下) | 23,025,551 局 |
| 5GHz 帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局（空中線電力 0.01W 以下）（4,900MHz を超え 5,000MHz 以下） | 0 局 |
| 狭域通信システムの陸上移動局（5,815MHz 以上 5,845MHz 以下） | 14,474 局 |
| 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局(5,775MHz 以上 5,805MHz 以下) | 364 局 |
| 超広帯域無線システム（3.4GHz 以上 4.8GHz 未満） | 0 局 |
| 超広帯域無線システム（7.25GHz 以上 10.25GHz 未満）*2 | 0 局 |
| 超広帯域無線システム（7.587GHz 以上 8.4GHz 未満） | 781,951 局 |
| UWB 無線システム（7.25GHz 以上 9GHz 未満）*2 | 118 局 |
| 5.2GHz 帯高出力データ通信システムの陸上移動局（5,150MHz を超え 5,250MHz 以下） | 0 局 |
| 5GHz 帯小電力データ通信システム（自動車内に設置するもの）（5,150MHz を超え 5,250MHz 以下） | 37,581 局 |
| 6GHz 帯小電力データ通信システム（VLP（25mW 以下））（5,925MHz を超え 6,425MHz 以下） | 1,052,381 局 |
| 6GHz 帯小電力データ通信システム（LPI（25mW を超え 200mW 以下））（5,925MHz を超え 6,425MHz 以下） | 2,083,850 局 |
| 合計 | 26,996,270 局 |

*1 令和 5 年度から令和 6 年度までの全国における登録証明機関から報告を得た証明台数及び認証取扱業者から報告を得た検査台数を合計した値である。

*2 本周波数区分 3 に収まらないことから、周波数区分 3 及び周波数区分 4 の両方に掲載している。

（調査結果 図表-全-3-3-3 無線局免許等を要しない電波利用システムより一部加工）

## （１）各評価事項に照らした分析

### ア　有効利用評価方針三３（１）アからエまでに掲げる事項[28]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

#### ①免許人数及び無線局数

本周波数区分における PARTNER 調査結果報告に基づく免許人数は約 1.0 万者、無線局数は約 6.2 万局となっている。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数及び無線局数は増加している。また、前々回調査（令和 3 年度）から前回調査にかけても、免許人数及び無線局数は増加しており、いずれも増加傾向にある（システムごとの前回調査及び前々回調査からの免許人数及び無線局数の推移は別添 1 参照。）。

| | 免許人数（前年度比） | | 無線局数（前年度比） | |
|---|---|---|---|---|
| 令和 7 年度 | 10,361 者 | ＋552 者 | 61,591 局 | ＋11,087 局 |
| 令和 5 年度 | 9,809 者 | ＋1,420 者 | 50,504 局 | ＋3,595 局 |
| 令和 3 年度 | 8,389 者 | － | 46,909 局 | － |

なお、本周波数区分においては、携帯無線通信（携帯電話）に係る 3.4GHz 帯、3.5GHz 帯、3.7GHz 帯、4.0GHz 帯、4.5GHz 帯及び 4.9GHz 帯が含まれる。

[28] P3 の三 3(1)ア～エ参照。

令和 7 年度の免許人数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの免許人数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜免許人数が多い上位 6 システム＞

| システム名 | 免許人数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 5GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 6,730 者 | 7,125 者 | ＋395 者 |
| 5GHz 帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局) | 679 者 | 671 者 | ▲8 者 |
| 5.7GHz 帯無人移動体画像伝送ｼｽﾃﾑ | 531 者 | 601 者 | ＋70 者 |
| 7.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・ｴﾝﾄﾗﾝｽ) | 343 者 | 336 者 | ▲7 者 |
| 狭域通信(DSRC) | 228 者 | 243 者 | ＋15 者 |
| 航空機電波高度計 | 159 者 | 163 者 | ＋4 者 |
| （参考)その他 | 1,139 者 | 1,222 者 | ＋83 者 |

（調査結果 図表-全-3-3-7 を基に作成）

＜前回調査時からの免許人数の増減数が大きい上位 6 システム＞

| システム名 | 免許人数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 5GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 6,730 者 | 7,125 者 | ＋395 者 |
| 5.7GHz 帯無人移動体画像伝送ｼｽﾃﾑ | 531 者 | 601 者 | ＋70 者 |
| ﾛｰｶﾙ 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(陸上移動局) | 132 者 | 161 者 | ＋29 者 |
| ﾛｰｶﾙ 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(基地局) | 133 者 | 161 者 | ＋28 者 |
| 携帯等抑止(3.4GHz 超 4.4GHz 以下)(特別業務の局) | 14 者 | 40 者 | ＋26 者 |
| 狭域通信(DSRC) | 228 者 | 243 者 | ＋15 者 |
| 実験試験局(4.4GHz 超 5.85GHz 以下) | 24 者 | 9 者 | ▲15 者 |

（調査結果 図表-全-3-3-7 を基に作成）

本周波数区分における免許人数は、5GHz 帯アマチュア無線が 68.8%（7,125 者)、5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局)が 6.5%（671 者）であり、これら 2 システムで 75%超を占めている。

アマチュア無線については全体的に減少傾向にある中、5GHz 帯では増加している点について総務省に確認したところ、「アマチュア無線の一般的な利用形態である他の免許人との通話や通信を楽しむ場合、免許人数が多い 145MHz 帯や 435MHz 帯の周波数帯の機器を使用する免許人が多くを占めるが、5GHz 帯は 5GHz 帯の機器のみを使用する免許人が大半であること等から、ドローンからの映像伝送利用の増加によるものと考えられる。」とのことであった。

前回調査時から、本周波数区分の免許人数が 552 者増加した主な内訳として、5GHz 帯アマチュア無線が 395 者増加、5.7GHz 帯無人移動体画像伝送システムが 70 者増加している。

令和 7 年度の無線局数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの無線局数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜無線局数が多い上位 6 システム＞

| システム名 | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 5GHz 帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局) | 13,855 局 | 13,126 局 | ▲729 局 |
| ﾛｰｶﾙ 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(陸上移動局) | 1,911 局 | 9,501 局 | ＋7,590 局 |
| 狭域通信(DSRC) | 7,291 局 | 7,584 局 | ＋293 局 |
| 5GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 6,872 局 | 7,302 局 | ＋430 局 |
| 実験試験局(4.4GHz 超 5.85GHz 以下) | 1,901 局 | 3,777 局 | ＋1,876 局 |
| 7.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス) | 3,369 局 | 3,223 局 | ▲146 局 |
| （参考)その他 | 15,305 局 | 17,078 局 | ＋1,773 局 |

（調査結果 図表-全-3-3-6 を基に作成）

＜前回調査時からの無線局数の増減数が大きい上位 6 システム＞

| システム名 | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| ﾛｰｶﾙ 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(陸上移動局) | 1,911 局 | 9,501 局 | ＋7,590 局 |
| 実験試験局(4.4GHz 超 5.85GHz 以下) | 1,901 局 | 3,777 局 | ＋1,876 局 |
| ﾛｰｶﾙ 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(基地局) | 733 局 | 2,088 局 | ＋1,355 局 |
| 5GHz 帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局) | 13,855 局 | 13,126 局 | ▲729 局 |
| 5GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 6,872 局 | 7,302 局 | ＋430 局 |
| 5.7GHz 帯無人移動体画像伝送ｼｽﾃﾑ | 1,840 局 | 2,198 局 | ＋358 局 |

（調査結果 図表-全-3-3-6 を基に作成）

本周波数区分における無線局数は、多い順に、5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局)が 21.3%（13,126 局）、ローカル 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(陸上移動局)が 15.4%（9,501 局）、狭域通信(DSRC)が 12.3%（7,584 局）となっている。

前回調査時から、本周波数区分の無線局数が 11,252 局増加した主な内訳として、5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局)が 729 局減少している一方で、ローカル 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(陸上移動局)が 7,590 局増加、実験試験局(4.4GHz 超 5.85GHz 以下)が 1,876 局増加、ローカル 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(基地局)が 1,355 局増加している。

また、本周波数区分において、調査票調査が行われたシステム（18 システム）に係る免許人数及び無線局数の推移は、次表のとおりである。

| | 免許人数 *1 | | | 免許人数*2 (有効回答数) | 無線局数 | | | 無線局数*3 (有効回答数) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和 3 年度 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 令和 7 年度 | 令和 3 年度 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 令和 7 年度 |
| ローカル 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く)) | 12 者 | 133 者 | 161 者 | 177 者 | 42 局 | 733 局 | 2,088 局 | － |
| 映像 FPU(B バンド) | 27 者 | 27 者 | 26 者 | 26 者 | 289 局 | 267 局 | 269 局 | － |
| 6GHz 帯電気通信業務用固定無線システム | 5 者 | 5 者 | 5 者 | 21 者 | 137 局 | 126 局 | 124 局 | － |
| 衛星アップリンク(移動衛星を除く)(C バンド)(5.85GHz 超 6.57GHz 以下) | 6 者 | 6 者 | 5 者 | 10 者 | 29 局 | 35 局 | 34 局 | － |
| 移動衛星アップリンク(C バンド)(5.85GHz 超 6.57GHz 以下) | 2 者 | 2 者 | 2 者 | 3 者 | 4 局 | 4 局 | 4 局 | － |
| 映像 STL/TTL/TSL(C バンド) | 82 者 | 81 者 | 80 者 | 90 者 | 370 局 | 369 局 | 367 局 | － |
| 映像 FPU(C バンド) | 76 者 | 76 者 | 76 者 | 86 者 | 2,434 局 | 2,331 局 | 2,316 局 | － |
| 6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス) | 40 者 | 41 者 | 43 者 | 101 者 | 2,239 局 | 2,240 局 | 2,273 局 | － |
| 映像 STL/TTL/TSL(M バンド) | 50 者 | 50 者 | 50 者 | 59 者 | 126 局 | 122 局 | 124 局 | － |
| 音声 STL/TTL/TSL(M バンド) | 73 者 | 75 者 | 75 者 | 91 者 | 335 局 | 338 局 | 338 局 | － |
| 放送監視制御(M バンド) | 19 者 | 20 者 | 20 者 | 30 者 | 235 局 | 238 局 | 234 局 | － |
| 7.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス) | 349 者 | 343 者 | 336 者 | 383 者 | 3,435 局 | 3,369 局 | 3,223 局 | － |
| 映像 STL/TTL/TSL(D バンド) | 115 者 | 115 者 | 115 者 | 129 者 | 818 局 | 815 局 | 815 局 | － |
| 映像 STL/TTL/TSL(N バンド) | 41 者 | 41 者 | 41 者 | 47 者 | 60 局 | 59 局 | 59 局 | － |
| 音声 STL/TTL/TSL(N バンド) | 3 者 | 3 者 | 3 者 | 3 者 | 3 局 | 3 局 | 3 局 | － |
| 映像 FPU(D バンド) | 100 者 | 100 者 | 100 者 | 111 者 | 2,943 局 | 2,869 局 | 2,870 局 | － |
| 6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(公共用[国以外]) | 14 者 | 15 者 | 15 者 | 15 者 | 75 局 | 77 局 | 76 局 | － |
| 地球探査衛星 | 4 者 | 6 者 | 6 者 | 6 者 | 5 局 | 13 局 | 17 局 | － |

*1 複数の電波利用システムを利用している免許人・無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。また、携帯無線通信（携帯電話）及び全国広帯域移動無線アクセスシステム（全国 BWA）の免許人数・無線局数は含まない。

*2 免許人数(有効回答数)の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。

*3 重点調査以外の調査票調査では無線局単位の調査を行っていない。

（調査結果 図表-全-3-3-8 調査票調査の対象となったシステムとその免許人数及び無線局数より一部抜粋）

**②無線局の行う無線通信の通信量**

無線局の行う無線通信の通信量については、調査票調査対象 18 システムについて、「年間の発射日数」、「電波の発射時間帯」及び「今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無」に関しては、システムごとに、次のとおりであった。

・ローカル 5G(4.6GHz 超 4.9GHz 以下)(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く))（免許人数 161 者：有効回答数 177 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 45.8%（81 者)、「271 日～364 日」が 20.9%（37 者)、「1 日～30 日」が 11.3%（20 者）等であった。電波の発射時間帯は、日中はおおむね 90%程度、深夜から早朝にかけてはおおむね 70%程度の免許人が電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 50.8%（90 者)、「増加見込み」が 41.2%（73 者)、「減少見込み」が 7.9%（14 者）との回答であった。

・映像 FPU(B バンド)（免許人数 26 者：有効回答数 26 者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」が 30.8%（8 者)、「31 日～90 日」が 23.1%（6 者)、「365 日」、「271 日～364 日」、「181 日～270 日」がそれぞれ 11.5%（3 者）等であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 96.2%（25 者）と支配的である一方で、「減少見込み」が 3.8%（1 者）との回答であった。

・6GHz 帯電気通信業務用固定無線システム（免許人数 5 者：有効回答数 21 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 66.7%（14 者)、「増加見込み」が 33.3%（7 者）との回答であった。

・衛星アップリンク(移動衛星を除く)(C バンド)(5.85GHz 超 6.57GHz 以下)（免許人数 5 者：有効回答数 10 者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」が 40%（4 者)、「365 日」が 30%（3 者)、「31 日～90 日」が 20%（2 者)、「91 日～180 日」が 10%（1 者）との回答であった。電波の発射時間帯は、日中はおおむね 50%程度、それ以外はおおむね 30%程度の免許人が電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 60.0%（6 者)、「増加見込み」、「減少見込み」がそれぞれ 20.0%（2 者）との回答であった。

・移動衛星アップリンク(C バンド)(5.85GHz 超 6.57GHz 以下)（免許人数 2 者：有効回答数 3 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間にすべての免許人が電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 66.7%（2 者)、「増加見込み」が 33.3%（1 者）との回答であった。

・映像 STL/TTL/TSL(C バンド)（免許人数 80 者：有効回答数 90 者）については、年間の発射日数は「365 日」が 98.9%（89 者)、「1 日～30 日」が 1.1%（1 者）との回答であった。電波の発射時間帯はおおむね 24 時間電波を発射している傾向が確認できた。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」であった。

・映像 FPU(C バンド)（免許人数 76 者：有効回答数 86 者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」が 32.6%（28 者)、「365 日」が 30.2%（26 者)、「31 日～90 日」が 22.1%（19 者）等であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後、3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 94.2%（81 者）と支配的である一方で、「減少見込み」が 3.5%（3 者)、「増加見込み」が 2.3%（2 者）との回答であった。

・6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)（免許人数 43 者：有効回答数 101 者）については、年間の発射日数は、「365 日」であった。電波の発射時間帯は、おおむね 24 時間電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は「増減の見込みなし」が 57.4%（58 者)、「増加見込み」が 41.6%（42 者)、「減少見込み」が 1.0%（1 者）との回答であった。

・映像 STL/TTL/TSL(M バンド)（免許人数 50 者：有効回答数 59 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後、3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」であった。

・音声 STL/TTL/TSL(M バンド)（免許人数 75 者：有効回答数 91 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は、おおむね 24 時間電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 98.9%（90 者）と支配的である一方で、「減少見込み」が 1.1%（1 者）との回答であった。

・放送監視制御(M バンド)（免許人数 20 者：有効回答数 30 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 96.7%（29 者）と支配的である一方で、「減少見込み」が 3.3%（1 者)、との回答であった。

・7.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)（免許人数 336 者：有効回答数 383 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 93.2%（357 者)、「1 日～30 日」が 2.9%（11 者)、「0 日」が 1.6%（6 者）等であった。電波の発射時間帯は、おおむね 24 時間 70%前後の免許人が電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 77.0%（295 者)、「増加見込み」が 15.4%（59 者)、「減少見込み」が 7.6%（29 者）との回答であった。

・映像 STL/TTL/TSL(D バンド)（免許人数 115 者：有効回答数 129 者）については、年間の発射日数は「365 日」が 99.2%（128 者)、「91 日～180 日」が 0.8%（1 者）との回答であった。電波の発射時間帯はおおむね 24 時間電波を発射している傾向が確認できた。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」であった。

・映像 FPU(D バンド)（免許人数 100 者：有効回答数 111 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 31.5%（35 者)、「1 日～30 日」、「31 日～90 日」がそれぞれ 24.3%（27 者ずつ）等であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 94.6%（105 者）と支配的である一方で、「増加見込み」、「減少見込み」がそれぞれ 2.7%（3 者）との回答であった。

・映像 STL/TTL/TSL(N バンド)（免許人数 41 者：有効回答数 47 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は、おおむね 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」であった。

・音声 STL/TTL/TSL(N バンド)（免許人数 3 者：有効回答数 3 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」であった。

・地球探査衛星（免許人数 6 者：有効回答数 6 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は、「9 時台」、「20 時台」が 100.0%、それ以外の時間帯においておおむね 7～8 割程度の免許人が電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増加見込み」が 83.3%（5 者）と支配的である一方で、「増減の見込みなし」が 16.7%（1 者）との回答であった。

・6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(公共用[国以外])（免許人数 15 者：有効回答数 15 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 80.0%（12 者）、「1 日～30 日」が 20.0%（3 者）との回答であった。電波の発射時間帯は、日中を中心にそれ以外の時間帯もおおむね 70%程度の免許人が電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 73.3%（11 者）、「増加見込み」、「減少見込み」がそれぞれ 13.3%（2 者）との回答であった。

| | 有効回答数 | 0日 | 1日～30日 | 31日～90日 | 91日～180日 | 181日～270日 | 271日～364日 | 365日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ローカル５Ｇ(4.6GHz超4.9GHz以下)(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く)) | 177 | 4.5% | 11.3% | 3.4% | 5.1% | 9.0% | 20.9% | 45.8% |
| 映像FPU(Bバンド) | 26 | 3.8% | 30.8% | 23.1% | 7.7% | 11.5% | 11.5% | 11.5% |
| 6GHz帯電気通信業務用固定無線システム | 21 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下) | 10 | 0.0% | 40.0% | 20.0% | 10.0% | 0.0% | 0.0% | 30.0% |
| 移動衛星アップリンク(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下) | 3 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 映像STL/TTL/TSL(Cバンド) | 90 | 0.0% | 1.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 98.9% |
| 映像FPU(Cバンド) | 86 | 4.7% | 32.6% | 22.1% | 1.2% | 5.8% | 3.5% | 30.2% |
| 6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス) | 101 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 映像STL/TTL/TSL(Mバンド) | 59 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 音声STL/TTL/TSL(Mバンド) | 91 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 放送監視制御(Mバンド) | 30 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 7.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス) | 383 | 1.6% | 2.9% | 0.8% | 0.3% | 0.8% | 0.5% | 93.2% |
| 映像STL/TTL/TSL(Dバンド) | 129 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.8% | 0.0% | 0.0% | 99.2% |
| 映像FPU(Dバンド) | 111 | 6.3% | 24.3% | 24.3% | 7.2% | 1.8% | 4.5% | 31.5% |
| 映像STL/TTL/TSL(Nバンド) | 47 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 音声STL/TTL/TSL(Nバンド) | 3 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 地球探査衛星 | 6 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(公共用[国以外]) | 15 | 0.0% | 20.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 80.0% |

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。

*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。

*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。

*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。

*5 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。

*6 令和６年４月１日から令和７年３月31日までにおいて、管理する全ての無線局のうち１局でも発射状態（1日あたりの発射時間がどの程度かは問わない）であった場合、１日とカウントしている。記録がない場合は、おおよその日数で回答している。

（調査結果 図表-全-3-3-10 年間の発射日数より一部抜粋）

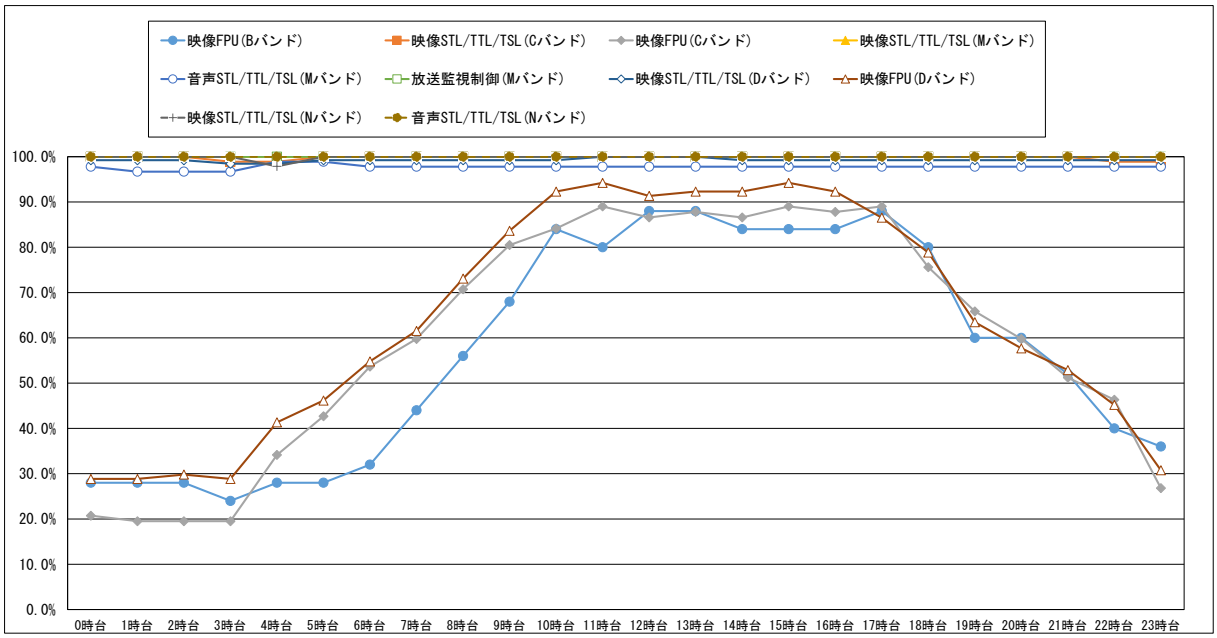


*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。

*2 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。

*3 発射実績がある日のうち、代表的な電波を発射している日（電波を発射している状態（発射状態）の時間帯のパターンとして発射実績が最も多い時間帯を含む日）に基づく、電波を発射している時間帯の回答を示している。

*4 0.05%未満については、0.0%と表示している。

（調査結果 図表-全-3-3-11 電波の発射時間帯（グループ1）より一部抜粋）

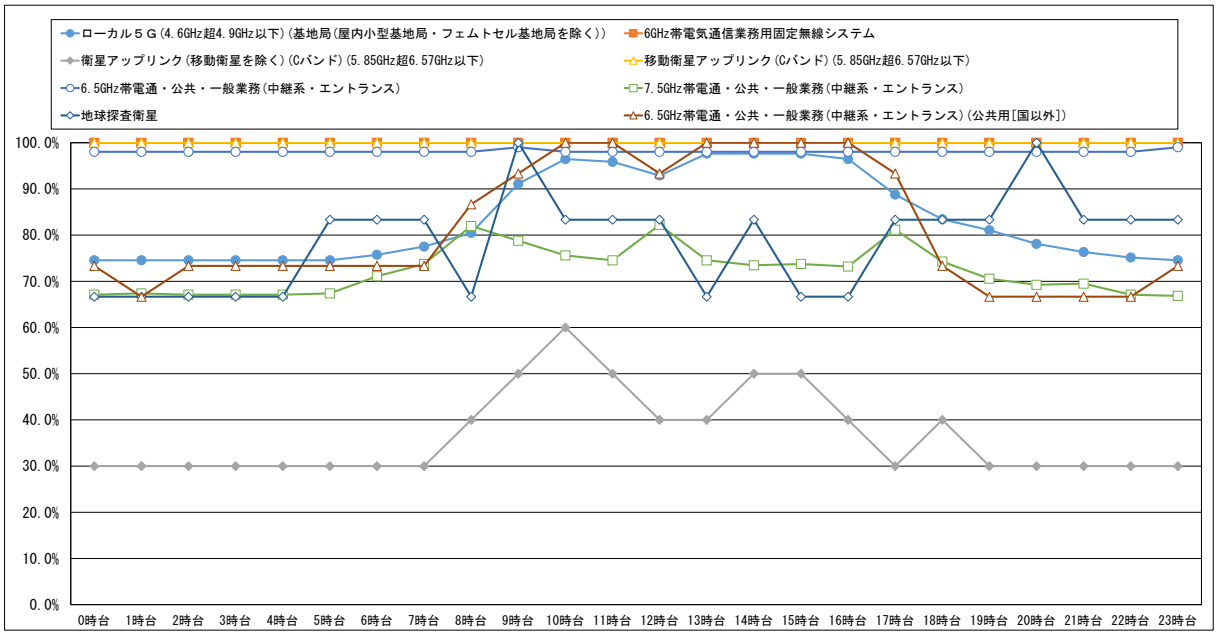


*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。

*2 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。

*3 発射実績がある日のうち、代表的な電波を発射している日（電波を発射している状態（発射状態）の時間帯のパターンとして発射実績が最も多い時間帯を含む日）に基づく、電波を発射している時間帯の回答を示している。

*4 0.05%未満については、0.0%と表示している。

（調査結果 図表-全-3-3-12 電波の発射時間帯（グループ2）より一部抜粋）

| | 有効回答数 | 通信量は増加見込み | 通信量は減少見込み | 通信量の増減の見込みなし |
|---|---|---|---|---|
| ローカル５Ｇ(4.6GHz超4.9GHz以下)(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く)) | 177 | 41.2% | 7.9% | 50.8% |
| 映像FPU(Bバンド) | 26 | 0.0% | 3.8% | 96.2% |
| 6GHz帯電気通信業務用固定無線システム | 21 | 33.3% | 0.0% | 66.7% |
| 衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下) | 10 | 20.0% | 20.0% | 60.0% |
| 移動衛星アップリンク(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下) | 3 | 33.3% | 0.0% | 66.7% |
| 映像STL/TTL/TSL(Cバンド) | 90 | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 映像FPU(Cバンド) | 86 | 2.3% | 3.5% | 94.2% |
| 6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス) | 101 | 41.6% | 1.0% | 57.4% |
| 映像STL/TTL/TSL(Mバンド) | 59 | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 音声STL/TTL/TSL(Mバンド) | 91 | 0.0% | 1.1% | 98.9% |
| 放送監視制御(Mバンド) | 30 | 0.0% | 3.3% | 96.7% |
| 7.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス) | 383 | 15.4% | 7.6% | 77.0% |
| 映像STL/TTL/TSL(Dバンド) | 129 | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 映像FPU(Dバンド) | 111 | 2.7% | 2.7% | 94.6% |
| 映像STL/TTL/TSL(Nバンド) | 47 | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 音声STL/TTL/TSL(Nバンド) | 3 | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 地球探査衛星 | 6 | 83.3% | 0.0% | 16.7% |
| 6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(公共用[国以外]) | 15 | 13.3% | 13.3% | 73.3% |

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 本調査基準日（令和７年４月１日）以降、本調査回答時点までに通信量の増減があった場合も各設問における「予定」に該当するとして回答している。
*6 通信量とは、調査対象の免許人が保有する全ての無線局の通信量の合計ではなく、1無線局あたりの通信量のこととしている。

（調査結果 図表-全-3-3-51 今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無より抜粋）

### イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において求められている取組は、以下の「周波数の移行」に係る 2 つの取組及び「周波数の共用」に係る 3 つの取組である。

#### ①5GHz 帯無線アクセスシステムの移行

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）においては、「当該周波数を使用する既存の 5GHz 帯無線アクセスシステムの移行のため、当該システムの新規開設可能期限を令和 7 年度末まで、使用期限を令和 17 年度末までとしているほか、認定開設者において終了促進措置を実施することとしている。」とされている。

5GHz 帯無線アクセスシステム用に割り当てている 4900～5000MHz については、周波数割当計画の一部変更（令和 6 年 9 月 30 日）により、周波数の使用期限が令和 18 年 3 月 31 日までと規定された。

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 5GHz 帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(公共用[国]) | 1 者 | 1 者 | ±0 者 | 17 局 | 17 局 | ±0 局 |
| 5GHz 帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局) | 679 者 | 671 者 | ▲8 者 | 13,855 局 | 13,126 局 | ▲729 局 |

前回調査時から、本システムの免許人数及び無線局数がそれぞれ 8 者と 729 局減少しており、同アクションプランに沿って、他システムへの代替に向けた検討状況や廃止の状況について調査が進められている。

#### ②5GHz 帯無線 LAN の上空利用

周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版）において、「5GHz 帯（主に 5.2GHz 帯）の無線 LAN が使用している周波数について、他の無線システム等への混信を防止しつつ、上空における更なる利用拡大を図るための検討を行い、令和 6 年度中を目途に制度整備を行う。」とされている。

共用検討の結果、令和 7 年 4 月に 5.2GHz 帯無線 LAN の上空利用の制度化が完了しており、同アクションプランに沿って、制度整備が完了している。

#### ③V2X システム導入に向けた放送事業用システム（B バンド）の移行

映像 STL/TTL/TSL（B バンド)放送事業用に割り当てられている周波数帯のうち、5.9GHz 帯の一部（5888～5925MHz）については、周波数割当計画の一部変更（令和 8 年 1 月 30 日）により、周波数の使用期限が令和 13 年 3 月 31 日までと規定された。本件に係る対応状況は「Ⅱ　重点調査対象システムの調査結果に対する評価」のとおり、対応が進められていることが確認された。

### ④無線 LAN（6GHz 帯）の周波数拡張・屋外高出力化に係る共用検討

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「6GHz 帯無線 LAN の屋外利用及び 6.5GHz 帯（6425～7125MHz）への屋外利用を含む周波数帯域の拡張に係る技術的条件について、令和 6 年度までの検討結果を踏まえ、SP（Standard Power）モード無線 LAN の実機による実環境下における検証や既存無線システムとの周波数共用のために必要な AFC[29]システムの技術的要件及び運用に関する基本的な考え方の整理を行った上で、令和 7 年度中を目途に取りまとめる。」とされている。

総務省に対し検討状況を確認した結果、「令和 8 年 4 月に情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において『6GHz 帯無線 LAN の周波数拡張等に係る技術的条件』に係る委員会報告（案）をとりまとめ。同委員会報告案について、同年 5 月 26 日まで意見募集中。」としていたところ、同年 7 月に情報通信審議会から答申がなされており、同アクションプランに沿った検討等が進められた。

また、本周波数帯を使用する 6GHz 帯等の固定通信システムについては、情報通信審議会情報通信技術分科会において、「6/6.5/7.5GHz 帯固定通信システムの高度化に係る技術的条件」について審議が行われ、令和 7 年 7 月に、情報通信審議会から一部答申がされている。

なお、本周波数帯に係る主なシステムの免許人数、無線局数の増減は下表のとおりである。

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 6GHz 帯電気通信業務用固定無線ｼｽﾃﾑ | 5 者 | 5 者 | ±0 者 | 126 局 | 124 局 | ▲2 局 |
| 衛星ｱｯﾌﾟﾘﾝｸ(移動衛星を除く)(C ﾊﾞﾝﾄﾞ)(5.85GHz 超 6.57GHz 以下) | 6 者 | 5 者 | ▲1 者 | 35 局 | 34 局 | ▲1 局 |
| 移動衛星ｱｯﾌﾟﾘﾝｸ(Cﾊﾞﾝﾄﾞ)(5.85GHz超6.57GHz以下) | 2 者 | 2 者 | ±0 者 | 4 局 | 4 局 | ±0 局 |
| 6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・ｴﾝﾄﾗﾝｽ) | 41 者 | 43 者 | ＋2 者 | 2,240 局 | 2,273 局 | ＋33 局 |
| 6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・ｴﾝﾄﾗﾝｽ)(公共用[国以外]) | 15 者 | 15 者 | ±0 者 | 77 局 | 76 局 | ▲1 局 |
| 6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・ｴﾝﾄﾗﾝｽ)(公共用[国]) | 2 者 | 2 者 | ±0 者 | 1,031 局 | 1,020 局 | ▲11 局 |
| 映像 STL/TTL/TSL(Cﾊﾞﾝﾄﾞ) | 81 者 | 80 者 | ▲1 者 | 369 局 | 367 局 | ▲2 局 |
| 映像 FPU(Cﾊﾞﾝﾄﾞ) | 76 者 | 76 者 | ±0 者 | 2,331 局 | 2,316 局 | ▲15 局 |
| 映像 STL/TTL/TSL(Dﾊﾞﾝﾄﾞ) | 115 者 | 115 者 | ±0 者 | 818 局 | 815 局 | ▲3 局 |
| 映像 FPU(Dﾊﾞﾝﾄﾞ) | 100 者 | 100 者 | ±0 者 | 2,869 局 | 2,870 局 | ＋1 局 |
| 映像 STL/TTL/TSL(Mﾊﾞﾝﾄﾞ) | 50 者 | 50 者 | ±0 者 | 122 局 | 124 局 | ＋2 局 |
| 放送監視制御(Mﾊﾞﾝﾄﾞ) | 20 者 | 20 者 | ±0 者 | 238 局 | 234 局 | ▲4 局 |

[29] AFC: Automated Frequency Coordination（自動周波数調整）

### ⑤狭域通信（DSRC）システムの共用検討

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において「主に有料道路での自動料金収受（ETC）に用いられる DSRC システムは、使用できるチャネルが複数あるが、実際に使用されているチャネルには偏りが存在している。今後も利用形態や周波数利用状況を調査するとともに、その利用状況を踏まえ、他の無線システムとの共用の可能性等を検討する。」とされている。

調査の結果、狭域通信（DSRC）システムについては、免許人数は 15 者増加、無線局数は、293 局増加となっていることが確認できた。

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和5年度 | 令和7年度 | 増減数 | 令和5年度 | 令和7年度 | 増減数 |
| 狭域通信（DSRC） | 228者 | 243者 | ＋15者 | 7,291局 | 7,584局 | ＋293局 |

### ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応状況は以下のとおりであり、適切に対応されていることが確認できた。

#### ①4.9GHz 帯の終了促進措置の適用による 5G への割当て

令和 5 年度の評価結果において、以下のように評価した。

| |
|---|
| 5G の割当てに向けた検討が進められている 4.9～5.0GHz 帯については、令和 5 年度調査時点で、既存無線システムである 5GHz 帯無線アクセスシステムの免許人が 680 者、無線局が約 1.4 万局存在することから、引き続き、免許人に対し移行先候補の丁寧な周知・広報に努めるとともに、移行に要する期間の検討を行った上で、終了促進措置の適用による 5G への割当てを検討していくこと。 |

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されており、令和 6 年 9 月に 4.9GHz 帯の第 5 世代移動通信システムに係る制度化を完了し、同年 12 月に終了促進措置の適用を条件として開設計画を認定したことからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

| |
|---|
| 4.9GHz 帯について、令和 6 年 12 月に 5G への周波数割当てを行った。当該周波数を使用する既存の 5GHz 帯無線アクセスシステムの移行のため、当該システムの新規開設可能期限を令和 7 年度末まで、使用期限を令和 17 年度末までとしているほか、認定開設者において終了促進措置を実施することとしている。 |

#### ②ローカル 5G の海上での利用に向けた制度整備等

令和 5 年度の評価結果において、以下のように評価した。

| |
|---|
| 令和 6 年 2 月から、情報通信審議会において、ローカル 5G の海上での利用可能性等のより柔軟な運用に向けた技術的条件等の検討が行われており、当該検討状況を踏まえつつ、可能な限り早期の制度整備を検討していくこと。 |

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版）において以下のとおり記載されており、令和 7 年 2 月に関係省令が改定されていることからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

| |
|---|
| ローカル 5G（4.6～4.9GHz）については、海上利用（4.8～4.9GHz に限る。）に係る技術的条件や電波伝搬パラメータの精緻化等について情報通信審議会にて一部答申が令和 6 年 7 月に取りまとめられたことを踏まえ、令和 6 年度中を目途に制度整備を行う。 |

また、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されているところ、令和 8 年 7 月に、情報通信審議会における検討が開始されている。

| |
|---|
| ローカル 5G（4.6～4.9GHz）については、今後の需要動向等を踏まえ、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入に関して、令和 7 年度中を目途に検討を開始する。 |

### ③無線 LAN（6GHz 帯）の周波数拡張・屋外高出力化

令和 5 年度の評価結果において、以下のように評価した。

| |
|---|
| 6GHz 帯の無線 LAN については、周波数の拡張（候補帯域:6425～7125MHz）及び屋外での高出力化に向けた技術検討が進められている。総務省は、既存の固定局へ干渉が生じないよう自動で周波数を調整する AFC システムを構築するとともに、これに対応する機能を無線 LAN 側に実装することにより、周波数共用の実現性が高まるとしている。当該技術検討を踏まえつつ、無線 LAN の技術的条件の検討を早期に開始するとともに、AFC システムの構築や運用等に必要な検討を進めること。また、無線 LAN の周波数の拡張候補帯域のうち、WRC-23 において IMT 特定された周波数帯（7025～7125MHz）については、具体的な利用ニーズ等を踏まえ、周波数利用方策の検討を行っていくこと。 |

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

| |
|---|
| 6GHz 帯無線 LAN の屋外利用及び 6.5GHz 帯（6425～7125MHz）への屋外利用を含む周波数帯域の拡張に係る技術的条件について、令和 6 年度までの検討結果を踏まえ、SP（Standard Power）モード無線 LAN の実機による実環境下における検証や既存無線システムとの周波数共用のために必要な AFC（Automated Frequency Coordination）システムの技術的要件及び運用に関する基本的な考え方の整理を行った上で、令和 7 年度中を目途に取りまとめる。取りまとめに当たっては、WRC-23 において IMT 特定された周波数帯（7025～7125MHz）に留意する。 |

### ④WRC-27 における対処方針

令和 9 年 10 月に WRC-27 が開催予定であるところ、令和 5 年度の評価結果において以下のように評価した。

| |
|---|
| 「WRC-27 において、IMT 特定に向けた検討が実施される予定である周波数帯（7125～8400MHz）については、諸外国における動向や具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等を踏まえ、適切な時期に WRC-27 への対処方針についての検討を推進していくこと。 |

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランの対応がなされている。

| |
|---|
| ITU-R の WRC-27 において IMT 特定が議題となる周波数帯（4400～4800MHz、7125～8400MHz）について、国民生活や社会経済活動において必要不可欠な基盤であり、今後もモバイルトラヒックの更なる増大や利用の多様化等が見込まれる 5G 及びその発展となる 6G を念頭に、諸外国の動向、具体的な利用ニーズ、既存無線システムとの共用可能性等も踏まえつつ、我が国として、関連会合における提案等を適切に行い、IMT 周波数の特定に向けた検討を加速し、WRC-27 における対処方針に反映していく。 |

**エ　周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況**

5GHz 帯無線アクセスシステム用に割り当てている 4900～5000MHz については、周波数割当計画の一部変更（令和 6 年 9 月 30 日）により、周波数の使用期限が令和 18 年 3 月 31 日と規定された。対応状況は、イ①に示すとおりである。

映像 STL/TTL/TSL（B バンド)用に割り当てられている周波数帯のうち、5.9GHz 帯の一部（5888～5925MHz）については、周波数割当計画の一部変更（令和 8 年 1 月 30 日）により、周波数の使用期限が令和 13 年 3 月 31 日と規定された。対応状況は、重点調査に示すとおりである。

**オ　新たな電波利用システムに関する需要の動向**

6.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス)等により利用されている周波数帯（6425～7125MHz）においては、無線 LAN 向けの周波数需要があり、また、同周波数帯のうち 7025～7125MHz 帯は WRC-23 において IMT 特定がなされている。

7.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス)等により利用されている周波数帯（7125～8400MHz）については、WRC-27 において、IMT 特定に向けた検討が進められており、総務省に対し状況を確認した結果、「既存無線システムや携帯電話の需要動向を踏まえ、今後、WRC 関係機関連絡会等において、国内の利害関係者を交えて WRC-27 への対処方針について意見集約を行っていく予定」としている。

**（２）評価にあたって考慮する事項**

**・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項 [30]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

調査票調査の対象システムは、調査時点において移行が求められているものはなく、主に無線 LAN との共用が想定されるもの等であり、これらの社会的貢献性について、調査の結果、「非常時等における国民の生命及び財産の保護」、「国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展」等との回答であった。免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、放送番組の制作等に影響を及ぼす可能性があるものと考えられる。

**・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況**

本周波数区分における調査票調査対象システムの運用継続性の確保のための対策の有無について、免許人のほとんどが、「全ての無線局について対策を実施している」と回答しており、おおむね高い割合で対策に取り組んでいることが確認できた。

[30] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

### （３）評価

本周波数区分は、主に、固定業務、移動業務、固定衛星業務、航空無線航行業務、アマチュア業務、無線標定業務等に分配され、電気通信業務用及び放送事業用の固定局、携帯電話、ローカル 5G、狭域通信(DSRC)、マイクロ波帯映像 FPU、電気通信業務用の衛星通信システム、電波高度計、アマチュア無線、気象レーダー、無線 LAN 等の免許不要の電波利用システム等で使用されている。

本周波数区分の免許人数及び無線局数（携帯電話を除く。）は、約 1.0 万者、約 6.2 万局となっている。

免許人数は、全体として増加傾向（前回調査から約 600 者増加）にあり、その内訳として、5GHz 帯アマチュア無線、5.7GHz 帯無人移動体画像伝送システム等の免許人数が増加しており、増加している 5GHz 帯アマチュア無線の利用形態について総務省に確認したところ、ドローンからの映像伝送に特化した利用形態と想定されるとのことであった。

無線局数は、全体として増加傾向（前回調査から約 1.1 万局増加）にあり、その内訳として、5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)等の無線局数が減少している一方で、ローカル 5G の陸上移動局、実験試験局(4.4GHz 超 5.85GHz 以下)、ローカル 5G 陸上移動局・基地局、5GHz 帯アマチュア無線等が増加している。

本周波数区分は、免許人数や無線局数はいずれも増加傾向にあり、陸上の移動通信システム（携帯電話、ローカル 5G 等）のほか、固定通信システム、C バンドと呼称される周波数帯を使用するレーダーや衛星系の通信、無線 LAN など、多種多様な無線局に利用されている。また、前回調査以降、新たな電波利用ニーズへの対応として、4.9GHz 帯の 5G への割当、5.9GHz 帯の V2X への割当のほか、5.2GHz 帯無線 LAN の上空利用や、ローカル 5G の海上利用・上空利用に係る制度化が完了しており、5GHz 帯無線アクセスシステムについては移行が進展していること等を総合的に勘案すると、電波の有効利用が一定程度行われている。

更なる電波の有効利用の促進に向け、今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当である。

・5GHz 帯無線アクセスシステムの免許人・登録人に対し、引き続き、移行先候補の丁寧な周知・広報に努めるとともに、移行にあたって、認定開設者による終了促進措置の状況を確認していくこと。

・6GHz 帯の無線 LAN については、令和 4 年 9 月に制度整備され、前回調査から大幅に無線局数が増加している。さらなる利用拡大のため、周波数の拡張（候補帯域:6425～7125MHz）及び屋外での高出力化に向けた技術検討が進められ、令和 8 年 7 月に情報通信審議会から「6GHz 帯無線 LAN の周波数拡張等に係る技術的条件」の一部答申がなされた。引き続き、制度化に向けた対応とともに、既存の固定局へ干渉が生じないよう自動で周波数を調整する AFC システムの構築や運用等に必要な検討を進めること。

・狭域通信（DSRC）システムについては、割当状況や実際に使用されているチャネルの偏り状況を可視化する等、今後も利用形態や周波数利用状況を調査するとともに、その利用状況を踏まえ、他の無線システムとの共用の可能性の検討を行っていくこと。

・令和 7 年 2 月にローカル 5G の海上利用、同年 4 月に 5.2GHz 帯無線 LAN の上空利用、同年 5 月に携帯電話等の上空利用の拡大（一部の TDD 方式の周波数帯を追加）が実現し、また、情報通信審議会からの答申を受け、上述のとおり 6GHz 帯無線 LAN の屋外での高出力化に向けた制度化の対応が進められている。引き続き、これら以外のシステムも含め、利用シーンの拡大に向けた検討を推進していくこと。

・6/6.5/7.5GHz 帯固定通信システムについては、情報通信審議会から令和 7 年 7 月に高度化に係る技術的条件が一部答申され、また、同審議会において、マイクロ波帯を使用する放送事業用無線局（STL/TTL/TSL）の高度化のための技術的条件が検討中である。いずれも伝送容量を拡大する高次の多値変調の導入などであり、年々増加する通信トラヒックに効率的に対応していくためには、引き続き、これら以外のシステムも含め、高度な技術の導入に向けた検討を推進していくこと。

## ４　8.5GHz 超 15.35GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価

＜本周波数区分における割当状況及び電波利用システムの概況＞

本周波数区分は、主に、無線標定業務、固定業務、放送衛星業務、固定衛星業務、移動衛星業務、アマチュア業務等に分配されている。

個別の電波利用システムは、公共業務用及び一般業務用の各種レーダー、電気通信業務用及び放送事業用の固定局、電気通信業務用の衛星通信システム、BS・CS 放送、アマチュア無線等で使用されている。

前回令和 5 年度調査以降、周波数割当ての大きな変更はない。

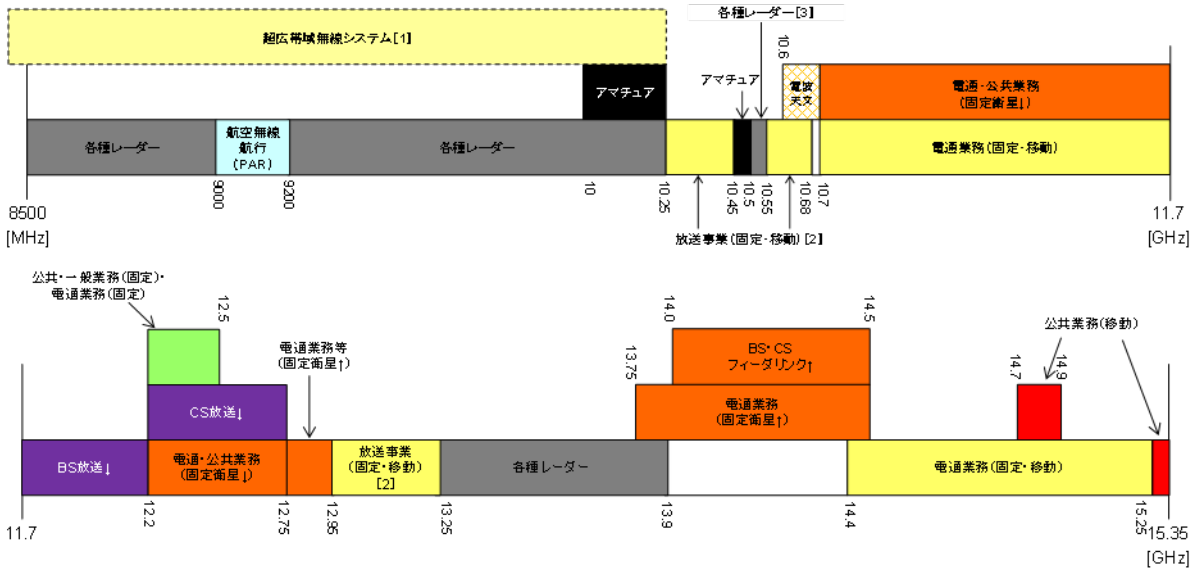


| 番号 | 周波数帯(GHz) | 主 な 用 途 等 |
|---|---|---|
| [1] | 7250－10250MHz | 屋内限定での大容量データ通信用<br>(7250-9000MHzについては、上空を除き屋外利用可能) |
| [2] | 10.25－10.45, 10.55－10.68,<br>12.95－13.25 | 放送事業者のTV番組素材中継 |
| [3] | 10.5－10.55, 24.05－24.25 | 速度測定等のレーダー |

（調査結果 図表-全-3-4-1 無線局免許等を要する電波利用システムの割当状況より抜粋）

本周波数区分を利用する電波利用システム（調査結果報告が行われたシステム）は、無線局免許等を要するものが 46 システム、無線局免許等を要しないものが 3 システムとなっている。

＜無線局免許等を要するシステム（46 システム）＞

| | 免許人数 | 無線局数 | 無線局数の割合 |
|---|---|---|---|
| 位置・距離測定用レーダー | 0 者 | 0 局 | － |
| 精測進入レーダー(PAR) | 1 者 | 2 局 | 0.00% |
| 航空機用気象レーダー | 143 者 | 1,165 局 | 1.12% |
| 9GHz 帯航空機搭載型合成開口レーダー | 1 者 | 1 局 | 0.00% |
| X 帯沿岸監視用レーダー | 50 者 | 109 局 | 0.11% |
| レーマークビーコン・レーダービーコン | 1 者 | 1 局 | 0.00% |
| 捜索救助用レーダートランスポンダ(SART) | 2,418 者 | 5,330 局 | 5.15% |
| 船舶航行用レーダー | 37,763 者 | 47,516 局 | 45.88% |
| X 帯沿岸監視用レーダー(移動型) | 9 者 | 93 局 | 0.09% |
| 9GHz 帯気象レーダー | 7 者 | 49 局 | 0.05% |
| 9GHz 帯気象レーダー(可搬型) | 1 者 | 1 局 | 0.00% |
| 10.125GHz 帯アマチュア無線 | 1,546 者 | 1,667 局 | 1.61% |
| 実験試験局(8.5GHz 超 10.25GHz 以下) | 92 者 | 363 局 | 0.35% |
| その他(8.5GHz 超 10.25GHz 以下) | 1 者 | 1 局 *6 | 0.00% |
| 映像 STL/TTL/TSL(E バンド) | 29 者 | 53 局 | 0.05% |
| 映像 FPU(E バンド) | 129 者 | 2,092 局 | 2.02% |
| 10.475GHz 帯アマチュア無線 | 1,256 者 | 1,352 局 | 1.31% |
| 速度センサ／侵入検知センサ | 97 者 | 1,760 局 | 1.70% |
| 映像 STL/TTL/TSL(F バンド) | 24 者 | 72 局 | 0.07% |
| 映像 FPU(F バンド) | 79 者 | 1,355 局 | 1.31% |
| 11GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 6 者 | 2,350 局 | 2.27% |
| 11GHz 帯電気通信業務災害対策用 | 2 者 | 132 局 | 0.13% |
| 11GHz 帯電気通信業務テレビ伝送用 | 0 者 | 0 局 | － |
| 衛星ダウンリンク(Ku バンド)(10.7GHz 超 11.7GHz 以下) | 1 者 | 7 局 | 0.01% |
| BS 放送 | 1 者 | 9 局 | 0.01% |
| 衛星ダウンリンク(Ku バンド)(11.7GHz 超 12.75GHz 以下) | 4 者 | 33 局 | 0.03% |
| 12GHz 帯公共・一般業務(中継系・エントランス) | 97 者 | 863 局 | 0.83% |
| CS 放送 | 1 者 | 4 局 | 0.00% |
| 映像 STL/TTL/TSL(G バンド) | 75 者 | 166 局 | 0.16% |
| 映像 FPU(G バンド) | 1 者 | 3 局 | 0.00% |
| 15GHz 帯ヘリテレデジタル画像伝送(公共用[国]) | 0 者 | 0 局 | － |
| 実験試験局(10.25GHz 超 15.35GHz 以下) | 21 者 | 45 局 | 0.04% |
| その他(10.25GHz 超 15.35GHz 以下) | 1 者 | 3 局 *6 | 0.00% |
| 13GHz 帯航空機航行用レーダー | 0 者 | 0 局 | － |
| 13GHz 帯船舶航行管制用レーダー | 2 者 | 2 局 | 0.00% |
| 接岸援助用レーダー | 0 者 | 0 局 | － |
| 衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Ku バンド)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下) | 16 者 | 33,374 局 *6 | 32.23% |
| 14GHz 帯 BS フィーダリンク | 0 者 | 0 局 | － |
| CS フィーダリンク | 1 者 | 1 局 | 0.00% |
| 移動衛星サービスリンクのアップリンク(Ku バンド) | 15 者 | 2,584 局 *6 | 2.50% |
| 15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 3 者 | 873 局 | 0.84% |
| 15GHz 帯電気通信業務災害対策用 | 1 者 | 24 局 | 0.02% |
| 15GHz 帯電気通信業務テレビ伝送用 | 0 者 | 0 局 | － |
| 15GHz 帯ヘリテレデジタル画像伝送(公共用[国以外]) | 40 者 | 50 局 | 0.05% |
| 15GHz 帯ヘリテレ画像伝送(公共用[国以外]) | 43 者 | 57 局 | 0.06% |
| 15GHz 帯ヘリテレ画像伝送(公共用[国]) | 2 者 | 2 局 | 0.00% |
| 合計 | 43,980 者 | 103,564 局 | 100.0% |

*1 複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。
*2 携帯無線通信(携帯電話)及び全国広帯域移動無線アクセスシステム(全国 BWA)の免許人数・無線局数は含まない。
*3 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人 1 者として集計している。
*4 0.005%未満については、0.00%と表示している。
*5 〔－〕と表示している場合は、当該システムの無線局が存在しないことを示している。
*6 包括免許を持つ電波利用システムについては、個別及び包括免許の無線局数の合算値を示している。

（調査結果 図表-全-3-4-2 電波利用システムごとの免許人数と無線局数及び無線局数の割合より抜粋）

＜無線局免許等を要しないシステム（3 システム）＞

| | 無線局数*1 |
|---|---|
| 特定小電力無線局の機器（移動体検知センサー用）（10.5GHz を超え 10.55GHz 以下） | 0 局 |
| 超広帯域無線システム（7.25GHz 以上 10.25GHz 未満）*2 | 0 局 |
| UWB 無線システム（7.25GHz 以上 9GHz 未満）*2 | 118 局 |
| 合計 | 118 局 |

*1 令和 5 年度から令和 6 年度までの全国における登録証明機関から報告を得た証明台数及び認証取扱業者から報告を得た検査台数を合計した値である。

*2 本節の周波数区分に収まらないことから、第 3 節及び第 4 節に掲載している。

（調査結果 図表-全-3-4-3 無線局免許等を要しない電波利用システムより抜粋）

## （１）各評価事項に照らした分析

### ア　有効利用評価方針三３（１）アからエまでに掲げる事項[31]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

#### ①　免許人数及び無線局数

本周波数区分における PARTNER 調査結果報告に基づく免許人数は約 4.4 万者、無線局数は約 10.4 万局となっている。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数及び無線局数は増加している。また、前々回調査（令和 3 年度）から前回の調査にかけても、免許人数及び無線局数は増加しており、免許人数及び無線局数は増加傾向にある（システムごとの前回調査及び前々回調査からの免許人数及び無線局数の推移は別添 1 参照。）。

| | 免許人数（前年度比） | | 無線局数（前年度比） | |
|---|---|---|---|---|
| 令和 7 年度 | 43,980 者 | ＋425 者 | 103,564 局 | ＋17,630 局 |
| 令和 5 年度 | 43,555 者 | ＋306 者 | 85,934 局 | ＋5,543 局 |
| 令和 3 年度 | 43,249 者 | － | 80,391 局 | － |

令和 7 年度の免許人数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの免許人数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜免許人数が多い上位 6 システム＞

| システム名 | 免許人数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 船舶航行用ﾚｰﾀﾞｰ | 37,728 者 | 37,763 者 | ＋35 者 |
| 捜索救助用ﾚｰﾀﾞｰﾄﾗﾝｽﾎﾟﾝﾀﾞ(SART) | 2,535 者 | 2,418 者 | ▲117 者 |
| 10.125GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 1,314 者 | 1,546 者 | ＋232 者 |
| 10.475GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 983 者 | 1,256 者 | ＋273 者 |
| 航空機用気象ﾚｰﾀﾞｰ | 132 者 | 143 者 | ＋11 者 |
| 映像 FPU(Eﾊﾞﾝﾄﾞ) | 129 者 | 129 者 | ±0 者 |
| (参考)その他 | 734 者 | 725 者 | ▲9 者 |

（調査結果 図表-全-3-4-7 を基に作成）

＜前回調査時からの免許人数の増減数が大きい上位 6 システム＞

| システム名 | 免許人数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 10.475GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 983 者 | 1,256 者 | ＋273 者 |
| 10.125GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 1,314 者 | 1,546 者 | ＋232 者 |
| 捜索救助用ﾚｰﾀﾞｰﾄﾗﾝｽﾎﾟﾝﾀﾞ(SART) | 2,535 者 | 2,418 者 | ▲117 者 |
| 船舶航行用ﾚｰﾀﾞｰ | 37,728 者 | 37,763 者 | ＋35 者 |
| 速度ｾﾝｻ／侵入検知ｾﾝｻ | 83 者 | 97 者 | ＋14 者 |
| 実験試験局(8.5GHz 超 10.25GHz 以下) | 106 者 | 92 者 | ▲14 者 |

（調査結果 図表-全-3-4-7 を基に作成）

[31] P3 の三 3(1)ア～エ参照。

本周波数区分における免許人数は、船舶航行用レーダーが 85.8%（37,763 者）と大半を占め、次いで捜索救助用レーダートランスポンダ（SART[32]）が 5.5%（2,418 者）となっている。

前回調査時から、本周波数区分の免許人数が 425 者増加した主な内訳として、捜索救助用レーダートランスポンダ(SART)が 117 者減少した一方で、10.475GHz 帯アマチュア無線が 273 者増加、10.125GHz 帯アマチュア無線が 232 者増加している。

令和 7 年度の無線局数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの無線局数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜無線局数が多い上位 6 システム＞

| システム名 | 免許人数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 船舶航行用ﾚｰﾀﾞｰ | 47,201 局 | 47,516 局 | ＋315 局 |
| 衛星ｱｯﾌﾟﾘﾝｸ(移動衛星を除く)(Ku ﾊﾞﾝﾄﾞ)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下) | 18,557 局 | 33,374 局 | ＋14,817 局 |
| 捜索救助用ﾚｰﾀﾞｰﾄﾗﾝｽﾎﾟﾝﾀﾞ(SART) | 5,410 局 | 5,330 局 | ▲80 局 |
| 移動衛星ｻｰﾋﾞｽﾘﾝｸのｱｯﾌﾟﾘﾝｸ(Ku ﾊﾞﾝﾄﾞ) | 712 局 | 2,584 局 | ＋1,872 局 |
| 11GHz 帯電気通信業務(中継系・ｴﾝﾄﾗﾝｽ) | 2,392 局 | 2,350 局 | ▲42 局 |
| 映像 FPU(E ﾊﾞﾝﾄﾞ) | 2,052 局 | 2,092 局 | ＋40 局 |
| (参考)その他 | 9,610 局 | 10,318 局 | ＋708 局 |

（調査結果 図表-全-3-4-6 を基に作成）

＜前回調査時からの無線局数の増減数が大きい上位 6 システム＞

| システム名 | 免許人数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 衛星ｱｯﾌﾟﾘﾝｸ(移動衛星を除く)(Ku ﾊﾞﾝﾄﾞ)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下) | 18,557 局 | 33,374 局 | ＋14,817 局 |
| 移動衛星ｻｰﾋﾞｽﾘﾝｸのｱｯﾌﾟﾘﾝｸ(Ku ﾊﾞﾝﾄﾞ) | 712 局 | 2,584 局 | ＋1,872 局 |
| 速度ｾﾝｻ／侵入検知ｾﾝｻ | 1,359 局 | 1,760 局 | ＋401 局 |
| 船舶航行用ﾚｰﾀﾞｰ | 47,201 局 | 47,516 局 | ＋315 局 |
| 10.475GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 1,060 局 | 1,352 局 | ＋292 局 |
| 10.125GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 1,416 局 | 1,667 局 | ＋251 局 |

（調査結果 図表-全-3-4-6 を基に作成）

本周波数区分における無線局数は、船舶航行用レーダーが 44.5%（47,516 局）、衛星アップリンク（移動衛星を除く）（Ku バンド）（13.75GHz 超 14.5GHz 以下）が 31.3%（33,374 局）であり、これら 2 システムで 75%超を占めている。

前回調査時から、本周波数区分の無線局数が 17,630 局増加した主な内訳として、12GHz 帯公共・一般業務(中継系・エントランス)が 121 局減少している一方で、衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Ku バンド)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下)が 14,817 局と大きく増加している。

[32] SART: Search And Rescue Transponder

また、本周波数区分において、調査票調査が行われたシステム（13 システム）に係る免許人数及び無線局数の推移は、次表のとおりである。

| | 免許人数 *1 | | | 免許人数*2（有効回答数） | 無線局数 | | | 無線局数*3（有効回答数） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和 3 年度 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 令和 7 年度 | 令和 3 年度 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 令和 7 年度 |
| X 帯沿岸監視用レーダー | 62 者 | 51 者 | 50 者 | 62 者 | 236 局 | 105 局 | 109 局 | － |
| X 帯沿岸監視用レーダー(移動型) | 11 者 | 9 者 | 9 者 | 11 者 | 88 局 | 93 局 | 93 局 | － |
| 9GHz 帯気象レーダー | 6 者 | 6 者 | 7 者 | 17 者 | 46 局 | 46 局 | 49 局 | － |
| 9GHz 帯気象レーダー(可搬型) | 1 者 | 1 者 | 1 者 | 1 者 | 1 局 | 1 局 | 1 局 | － |
| 映像 STL/TTL/TSL(E バンド) | 29 者 | 29 者 | 29 者 | 33 者 | 53 局 | 53 局 | 53 局 | － |
| 映像 STL/TTL/TSL(F バンド) | 24 者 | 24 者 | 24 者 | 29 者 | 74 局 | 72 局 | 72 局 | － |
| 映像 STL/TTL/TSL(G バンド) | 75 者 | 75 者 | 75 者 | 84 者 | 173 局 | 170 局 | 166 局 | － |
| 映像 FPU(E バンド) | 129 者 | 129 者 | 129 者 | 138 者 | 2,095 局 | 2,052 局 | 2,092 局 | － |
| 15GHz 帯電気通信業務テレビ伝送用 | 0 者 | 0 者 | 0 者 | 0 者 | 0 局 | 0 局 | 0 局 | － |
| 映像 FPU(F バンド) | 80 者 | 80 者 | 79 者 | 83 者 | 1,350 局 | 1,362 局 | 1,355 局 | － |
| 映像 FPU(G バンド) | 1 者 | 1 者 | 1 者 | 1 者 | 5 局 | 5 局 | 3 局 | － |
| 15GHz 帯ヘリテレデジタル画像伝送(公共用[国以外]) | 39 者 | 39 者 | 40 者 | 40 者 | 47 局 | 48 局 | 50 局 | － |
| 15GHz 帯ヘリテレ画像伝送(公共用[国以外]) | 43 者 | 42 者 | 43 者 | 43 者 | 58 局 | 56 局 | 57 局 | － |

*1 複数の電波利用システムを利用している免許人・無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。
*2 免許人数（有効回答数）の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。
*3 重点調査以外の調査票調査では無線局単位の調査を行っていない。

（調査結果 図表-全-3-4-8 調査票調査の対象となったシステムとその免許人数及び無線局数より抜粋）

### ②無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量については、重点調査対象である 15GHz 帯電気通信業務用及び無線局数が 0 局であった 1 システムを除いた調査票調査対象 12 システムについて、「年間の発射日数」、「電波の発射時間帯」及び「今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無」に関しては、システムごとに次のとおりであった。

・X 帯沿岸監視用レーダー（免許人数 50 者：有効回答数 62 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 64.5%（40 者）、「271 日～364 日」が 9.7%（6 者）、「1 日～30 日」が 8.1%（5 者）等との回答であった。電波の発射時間帯は、全時間帯を通して 8 割程度の免許人が電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 95.2%（59 者）と支配的である一方で、「減少見込み」が 3.2%（2 者）、「増加見込み」が 1.6%（1 者）との回答であった。

・X 帯沿岸監視用レーダー(移動型)（免許人数 9 者：有効回答数 11 者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」が 54.5%（6 者）、「0 日」が 27.3%（3 者）、「31 日～90 日」及び「91 日～180 日」がそれぞれ 9.1%（1 者）との回答であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 72.7%（8 者）、「増加見込み」が 18.2%（2 者）、「減少見込み」が 9.1%（1 者）との回答であった。

・9GHz 帯気象レーダー（免許人数 7 者：有効回答数 17 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 70.6%（12 者）、「271 日～364 日」が 23.5%（4 者）との回答であった。電波の発射時間帯は、全時間帯を通して 9 割以上の免許人が電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」との回答であった。

・9GHz 帯気象レーダー（可搬型）（免許人数 1 者：有効回答数 1 者）については、年間の発射日数は「1 日～30 日」、電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」との回答であった。

・映像 STL/TTL/TSL（E バンド）（免許人数 29 者：有効回答数 33 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 97.0%（32 者）、「31 日～90 日」が 3.0%（1 者）との回答であった。電波の発射時間帯は、全時間帯を通して 9 割以上の免許人が電波を発射している。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」との回答であった。

・映像 FPU（E バンド）（免許人数 129 者：有効回答数 138 者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」が 39.9%（55 者）、「31 日～90 日」が 23.9%（33 者）、「365 日」が 17.4%（24 者）等との回答であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 94.9%（131 者）と支配的である一方で、「減少見込み」が 2.9%（4 者）、「増加見込み」が 2.2%（3 者）との回答であった。

・映像 STL/TTL/TSL（F バンド）（免許人数 24 者：有効回答数 29 者）については、年間の発射日数は、「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」との回答であった。

・映像 FPU（F バンド）（免許人数 79 者：有効回答数 83 者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」が 33.7%（28 者）、「31 日～90 日」及び「365 日」がそれぞれ 22.9%（19 者）、「91 日～180 日」が 8.4%（7 者）等との回答であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 96.4%（80 者）と支配的である一方で、「減少見込み」が 2.4%（2 者）、「増加見込み」が 1.2%（1 者）との回答であった。

・映像 STL/TTL/TSL（G バンド）（免許人数 75 者：有効回答数 84 者）については、年間の発射日数は「365 日」が 98.8%（83 者）、「1～30 日」が 1.2%（1 者）であった。電波の発射時間帯は、おおむね 24 時間電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」との回答であった。

・映像 FPU（G バンド）（免許人数 1 者：有効回答数 1 者）については、年間の発射日数は、「0 日」、今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」との回答であった。なお、発射実績がないのは「使用機会（訓練等）が無いため」と回答しており、「イベント時に利用する」との回答であった。

| | 有効回答数 | 0日 | 1日～30日 | 31日～90日 | 91日～180日 | 181日～270日 | 271日～364日 | 365日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| X帯沿岸監視用レーダー | 62 | 3.2% | 8.1% | 6.5% | 4.8% | 3.2% | 9.7% | 64.5% |
| X帯沿岸監視用レーダー(移動型) | 11 | 27.3% | 54.5% | 9.1% | 9.1% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 9GHz帯気象レーダー | 17 | 0.0% | 0.0% | 5.9% | 0.0% | 0.0% | 23.5% | 70.6% |
| 9GHz帯気象レーダー(可搬型) | 1 | 0.0% | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 映像STL/TTL/TSL(Eバンド) | 33 | 0.0% | 0.0% | 3.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 97.0% |
| 映像FPU(Eバンド) | 138 | 0.7% | 39.9% | 23.9% | 10.9% | 2.9% | 4.3% | 17.4% |
| 映像STL/TTL/TSL(Fバンド) | 29 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 映像FPU(Fバンド) | 83 | 7.2% | 33.7% | 22.9% | 8.4% | 2.4% | 2.4% | 22.9% |
| 映像STL/TTL/TSL(Gバンド) | 84 | 0.0% | 1.2% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 98.8% |
| 映像FPU(Gバンド) | 1 | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 15GHz帯ヘリテレデジタル画像伝送(公共用[国以外]) | 40 | 5.0% | 52.5% | 17.5% | 5.0% | 5.0% | 7.5% | 7.5% |
| 15GHz帯ヘリテレ画像伝送(公共用[国以外]) | 43 | 2.3% | 58.1% | 14.0% | 7.0% | 7.0% | 4.7% | 7.0% |

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*6 令和6年4月1日から令和7年3月31日までにおいて、管理する全ての無線局のうち1局でも発射状態（1日あたりの発射時間がどの程度かは問わない）であった場合、1日とカウントしている。記録がない場合は、おおよその日数で回答している。

（調査結果 図表-全-3-4-10 年間の発射日数より一部抜粋）

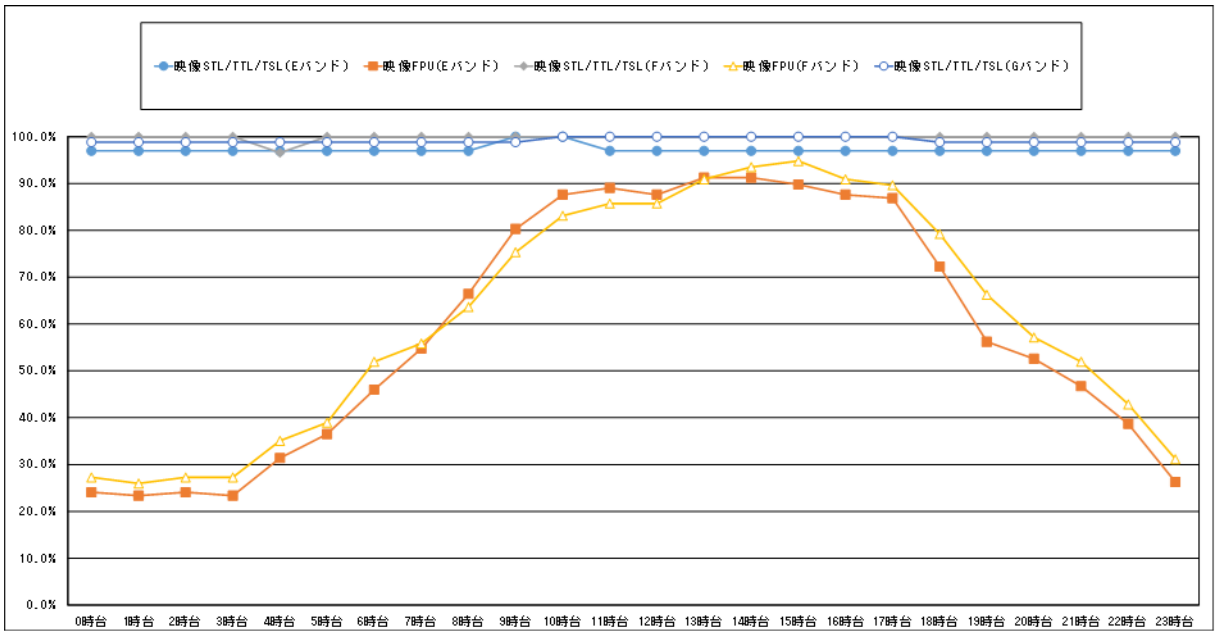


*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。
*2 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*3 発射実績がある日のうち、代表的な電波を発射している日（電波を発射している状態（発射状態）の時間帯のパターンとして発射実績が最も多い時間帯を含む日）に基づく、電波を発射している時間帯の回答を示している。
*4 0.05%未満については、0.0%と表示している。

（調査結果 図表-全-3-4-11 電波の発射時間帯（グループ1）より一部抜粋）

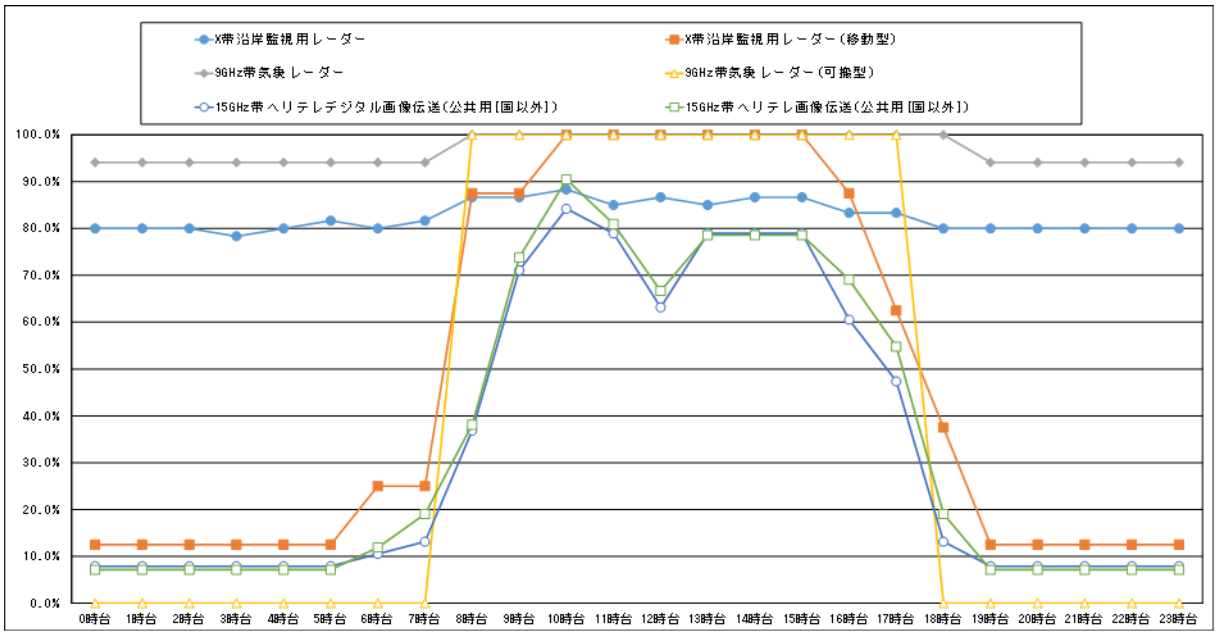


*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。
*2 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*3 発射実績がある日のうち、代表的な電波を発射している日（電波を発射している状態（発射状態）の時間帯のパターンとして発射実績が最も多い時間帯を含む日）に基づく、電波を発射している時間帯の回答を示している。
*4 0.05%未満については、0.0%と表示している。

（調査結果 図表-全-3-4-12 電波の発射時間帯（グループ2）より一部抜粋）

| | 有効回答数 | 通信量は増加見込み | 通信量は減少見込み | 通信量の増減の見込みなし |
|---|---|---|---|---|
| X帯沿岸監視用レーダー | 62 | 1.6% | 3.2% | 95.2% |
| X帯沿岸監視用レーダー(移動型) | 11 | 18.2% | 9.1% | 72.7% |
| 9GHz帯気象レーダー | 17 | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 9GHz帯気象レーダー(可搬型) | 1 | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 映像STL/TTL/TSL(Eバンド) | 33 | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 映像FPU(Eバンド) | 138 | 2.2% | 2.9% | 94.9% |
| 映像STL/TTL/TSL(Fバンド) | 29 | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 映像FPU(Fバンド) | 83 | 1.2% | 2.4% | 96.4% |
| 映像STL/TTL/TSL(Gバンド) | 84 | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 映像FPU(Gバンド) | 1 | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 15GHz帯ヘリテレデジタル画像伝送(公共用[国以外]) | 40 | 12.5% | 5.0% | 82.5% |
| 15GHz帯ヘリテレ画像伝送(公共用[国以外]) | 43 | 9.3% | 4.7% | 86.0% |

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 本調査基準日（令和7年4月1日）以降、本調査回答時点までに通信量の増減があった場合も各設問における「予定」に該当するとして回答している。
*6 通信量とは、調査対象の免許人が保有する全ての無線局の通信量の合計ではなく、1無線局あたりの通信量のこととしている。

（調査結果 図表-全-3-4-38 今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無より抜粋）

### イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において求められる主な取組は、以下の「デジタル化に向けた対応」に係る 1 取組である。

**・公共業務用無線局のうちアナログ方式を用いるシステム［15GHz 帯］**

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「15GHz 帯ヘリテレ画像伝送は、デジタル化又はヘリサットでの代替が進展している。これらの進捗について調査を行う。」とされている。

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 15GHz 帯ヘリテレ画像伝送(公共用[国以外]) | 42 者 | 43 者 | ＋1 者 | 56 局 | 57 局 | ＋1 局 |

（調査結果 図表-全-3-4-6 及び図表-全-3-4-7 を基に作成）

今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無の調査においても、「無線局数の増減の予定なし」が 93.0%（40 者）となっている。増加予定の 1 者について、その理由は「使用エリアやサービスの拡大予定のため」、減少・廃止予定の計 2 者について、その理由は「他の電波利用システムへ移行・代替予定のため」等であった。また、15GHz 帯ヘリテレデジタル画像伝送(公共用[国以外])において無線局数が「増加予定」と回答した 2 者のうち、1 者の増加理由は「他の電波利用システムから本システムへ移行・代替予定のため」であり、その移行元はアナログ方式の 15GHz 帯ヘリテレ画像伝送であった。

以上より、15GHz 帯ヘリテレ画像伝送(公共用[国以外])においては、一部、デジタル化等の計画はあるものの、おおむね引き続き無線局の目的等に沿った運用を継続する予定であることが確認された。

| システム名 | 無線局数は増加予定 | 無線局数は減少予定 | 無線局数の増減の予定なし | 全ての無線局を廃止予定 |
|---|---|---|---|---|
| 15GHz 帯ヘリテレ画像伝送(公共用[国以外]) | 2.3%(1 者) | 2.3%(1 者) | 93.0%(40 者) | 2.3%(1 者) |

（調査結果 図表-全-3-4-31 を基に作成）

### ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応状況は以下のとおりであり、適切に対応されていることが確認できた。

**①9.7GHz 帯気象レーダーの高機能化（フェーズドアレイ気象レーダーの導入）**

9.7GHz 帯気象レーダーの高機能化に係る制度整備に向けた取組については、令和 5 年度の評価結果において「引き続き早期の制度化を推進すること。」と記載したところ、令和 6 年 6 月に制度整備が行われている。

**②X 帯沿岸監視用レーダーの高度化**

令和 5 年度の評価結果において、以下のように評価した。

| |
|---|
| 令和 6 年 4 月から情報通信審議会において、X 帯沿岸監視用レーダーの高度化に係る技術的条件の検討が行われており、当該検討状況を踏まえつつ、可能な限り早期の制度整備を検討していくこと。 |

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版）において以下のとおり記載されており、また、令和 7 年 3 月に制度整備が完了していることからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

| |
|---|
| 沿岸監視用レーダーの需要の増加に対応するため、周波数帯域の拡張の検討や複数帯域対応型を含む高度化等を実施し、令和 6 年度中に技術基準を策定する。 |

**③BS 放送右旋の帯域の効率的な利用に向けた映像符号化方式の高度化**

令和 5 年度の評価結果において、以下のように評価した。

| |
|---|
| BS 放送については、ひっ迫している右旋の帯域の効率的な利用に向けた映像符号化方式の高度化に向けた検討が進められおり、令和 6 年夏頃予定の取りまとめ結果を踏まえ、可能な限り早期の制度整備を検討していくこと。 |

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版）において以下のとおり記載されており、また、令和 7 年 3 月に制度整備が完了していることからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

| |
|---|
| 衛星放送において、2K 放送の映像符号化方式を高度化し、4K 放送と同一トランスポンダに搭載することを可能とするため、技術試験の結果を踏まえ、令和 5 年度からデジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会衛星放送 WG において検討を開始しており、令和 6 年 12 月を目途に検討結果を取りまとめ、令和 6 年度内に制度整備を行う。 |

**④WRC-27 において、IMT 特定に向けた検討が実施される予定である周波数帯（14.8～15.35GHz）**

当該周波数帯における対応状況は「Ⅱ　重点調査対象システムの調査結果に対する評価」のとおり、対応が進められていることが確認された。

**エ　周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況**

本周波数区分において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局は存在しない。

**オ 新たな電波利用システムに関する需要の動向**

Ku／Ka バンドにおいては、低軌道衛星コンステレーションを用いたブロードバンド衛星通信サービス、また、携帯電話基地局のバックホール回線や船舶・航空機等での利用を含めたNTN 分野の周波数需要が存在している。

また、14.8GHz 超 15.35GHz 以下の周波数については、WRC-27 において IMT 特定が議題となる周波数帯である。

**（２）評価にあたって考慮する事項**

**・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[33]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

本周波数区分における調査票調査対象システムにおける社会的貢献性について調査した結果、免許人は「非常時等における国民の生命及び財産の保護」、「国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展」等と回答している。

これらシステムは、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、非常時等における人命又は財産の保護、国民生活の利便の向上等へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

**・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況**

本周波数区分における調査票調査対象システムの運用継続性の確保のための対策の有無について、一部の例外はあるものの、おおむね高い割合で対策に取り組んでいることが確認された。

[33] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

### （３）評価

本周波数区分は、主に、無線標定業務、固定業務、放送衛星業務、固定衛星業務、移動衛星業務、アマチュア業務等に分配され、公共業務用及び一般業務用の各種レーダー、電気通信業務用及び放送事業用の固定局、電気通信業務用の衛星通信システム、BS・CS 放送、アマチュア無線等で使用されている。

本周波数区分の免許人数及び無線局数（携帯電話を除く。）は、約 4.4 万者、約 10.4 万局となっている。

免許人数は、全体として増加傾向（前回調査から 425 者増加）にあり、その内訳として、10.125GHz 帯及び 10.475GHz 帯アマチュア無線等の免許人が増加している一方で、探索救助用レーダートランスポンダ（SART）等の免許人が減少している。

無線局数は、全体として増加傾向（前回調査から 17,630 局増加）にあり、その内訳として、衛星アップリンク（移動衛星を除く）（Ku バンド）（13.75GHz 超 14.5GHz 以下）及び移動衛星サービスリンクのアップリンク（Ku バンド）が大きく増加している。

本周波数区分は、免許人数及び無線局数は増加傾向にあり、X 帯レーダーや固定通信システム、Ku 帯衛星アップリンク回線（地上から非静止衛星コンステレーション等）、衛星放送に多く利用されている。また、前回調査以降、新たな電波利用ニーズへの対応として、X 帯における気象レーダーや沿岸監視レーダー、また、BS 放送の映像符号化方式に関し高度化に係る制度化が完了していること等を総合的に勘案すると、電波の有効利用が一定程度行われている。

更なる電波の有効利用の促進に向け、今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当である。

・3.4～8.5GHz 帯の評価にも示したとおり、放送事業用無線局（STL/TTL/TSL）（E バンド（10GHz 帯）、F バンド（10.5GHz 帯）及び G バンド（13GHz 帯））については、情報通信審議会において高度化のための技術的条件が検討中であり、伝送容量を拡大する高次の多値変調や、伝搬環境に応じて変調方式を切り替える適応変調、偏波 MIMO などの導入は、放送の安定的な提供と周波数資源の効率的な利用に資する技術であり、引き続き、制度化に向けた対応を推進していくこと。

・今回の調査の結果、Ku 帯を利用する衛星／移動衛星システム（アップリンク）の無線局数が大きく増加している。衛星通信システム、特に車載、船舶及び航空機向けの移動体衛星通信システムについては、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）に記載のとおり、さらなる利用向上に資するため、より柔軟な運用が可能となるよう見直し等の検討を引き続き推進していくこと。

・WRC-27 における IMT 特定の検討帯域となっている 15GHz 帯については、15GHz 帯電気通信業務に係る重点調査の評価に示した取組を実施していくこと。

## ５　15.35GHz 超 36GHz 以下の周波数区分に関する調査結果に対する評価

＜本周波数区分における割当状況及び電波利用システムの概況＞

本周波数区分は、主に、固定衛星業務、移動衛星業務、固定業務、無線標定業務、移動業務等に分配されている。

個別の電波利用システムは、電気通信業務用の衛星通信システム、電気通信業務用及び公共業務用の固定局、固定無線アクセスシステム(FWA[34])、公共業務用の各種レーダー、携帯電話、ローカル 5G 等で使用されている。

前回の令和 5 年度調査以降、周波数割当ての大きな変更はない。

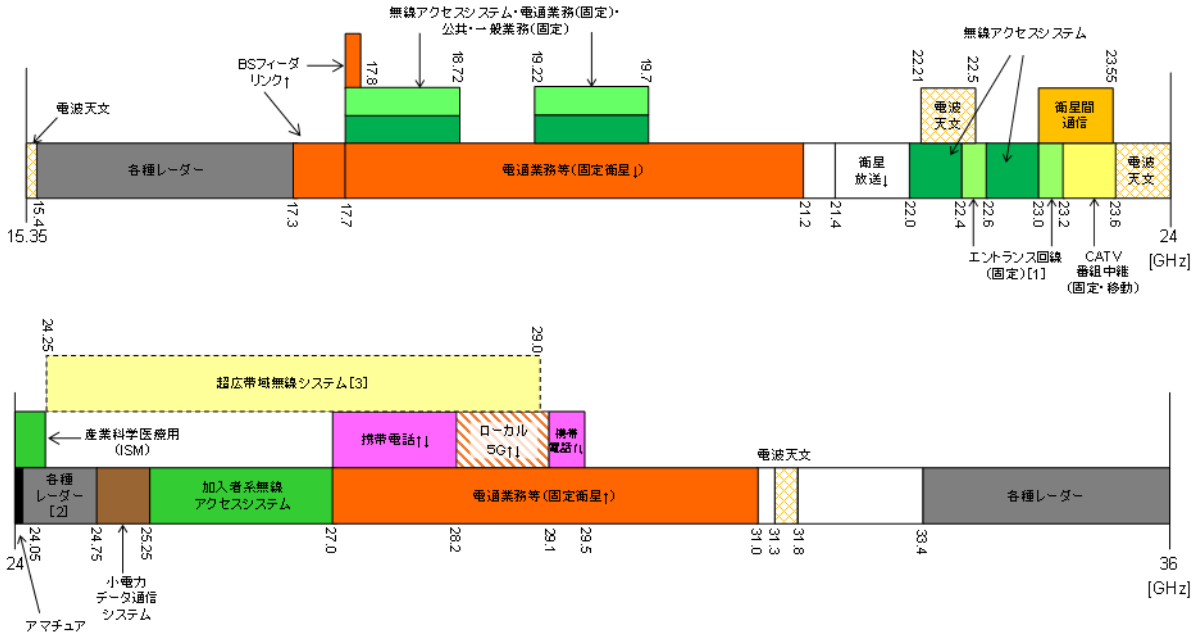


| 番号 | 周波数帯(GHz) | 主 な 用 途 等 |
|---|---|---|
| [1] | 22.4－22.6, 23.0－23.2 | 携帯電話等の交換局と基地局との間の中継回線 |
| [2] | 24.05－24.25 | 速度測定等のレーダー |
| [3] | 24.25－29 | 自動車等の衝突防止システム用レーダー |

（調査結果 図表-全-3-5-1 無線局免許等を要する電波利用システムの割当状況より一部抜粋）

[34] FWA: Fixed Wireless Access

本周波数区分を利用する電波利用システム（調査結果報告が行われたシステム）は、無線局免許等を要するものが 27 システム、無線局免許等を要しないものが 3 システムとなっている。

＜無線局免許等を要するシステム（27 システム）＞

| | 免許人数 | 無線局数 | 無線局数の割合 |
|---|---|---|---|
| 17GHz 帯 BS フィーダリンク | 10 者 | 31 局 | 0.19% |
| 衛星ダウンリンク(Ka バンド)(17.3GHz 超 20.2GHz 以下) | 2 者 | 7 局 | 0.04% |
| 衛星ダウンリンク(Ka バンド)(20.2GHz 超 21.2GHz 以下) | 0 者 | 0 局 | － |
| 18GHz 帯公共用小容量固定 | 276 者 | 1,353 局 | 8.18% |
| 18GHz 帯 FWA | 45 者 | 607 局 | 3.67% |
| 18GHz 帯電気通信業務(エントランス) | 4 者 | 2,973 局 | 17.96% |
| 実験試験局(15.35GHz 超 21.2GHz 以下) | 15 者 | 45 局 | 0.27% |
| その他(15.35GHz 超 21.2GHz 以下) | 0 者 | 0 局 *6 | － |
| 有線テレビジョン放送事業用(移動) | 4 者 | 21 局 | 0.13% |
| 22GHz 帯 FWA | 1 者 | 34 局 | 0.21% |
| 22GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 1 者 | 26 局 | 0.16% |
| 有線テレビジョン放送事業用(固定) | 6 者 | 11 局 | 0.07% |
| 実験試験局(21.2GHz 超 23.6GHz 以下) | 3 者 | 8 局 | 0.05% |
| その他(21.2GHz 超 23.6GHz 以下) | 0 者 | 0 局 *6 | － |
| 24GHz 帯アマチュア無線 | 695 者 | 744 局 | 4.50% |
| 速度測定用等レーダー | 144 者 | 226 局 | 1.37% |
| 空港面探知レーダー | 1 者 | 10 局 | 0.06% |
| 26GHz 帯 FWA | 7 者 | 5,454 局 *6 | 32.96% |
| 衛星アップリンク(ESIM を除く)(Ka バンド)(27.0GHz 超 31.0GHz 以下) | 4 者 | 55 局 *6 | 0.33% |
| ローカル 5G(28.2GHz 超 29.1GHz 以下)(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く)) | 21 者 | 44 局 | 0.27% |
| ローカル 5G(28.2GHz 超 29.1GHz 以下)(陸上移動局) | 22 者 | 3,886 局 *6 | 23.48% |
| ローカル 5G(28.2GHz 超 29.1GHz 以下)(陸上移動中継局) | 0 者 | 0 局 | － |
| ローカル 5G(28.2GHz 超 29.1GHz 以下)(フェムトセル基地局・屋内小型基地局) | 0 者 | 0 局 *6 | － |
| ESIM アップリンク(Ka バンド)(29.5GHz 超 30.0GHz 以下) | 6 者 | 380 局 *6 | 2.30% |
| 踏切障害物検知レーダー | 0 者 | 0 局 | － |
| 実験試験局(23.6GHz 超 36GHz 以下) | 34 者 | 630 局 | 3.81% |
| その他(23.6GHz 超 36GHz 以下) | 2 者 | 4 局 *6 | 0.02% |
| 合計 | 1,303 者 | 16,549 局 | 100.0% |

*1 複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。
*2 携帯無線通信(携帯電話)及び全国広帯域移動無線アクセスシステム(全国 BWA)の免許人数・無線局数は含まない。
*3 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人 1 者として集計している。
*4 0.005%未満については、0.00%と表示している。
*5 〔-〕と表示している場合は、当該システムの無線局が存在しないことを示している。
*6 包括免許を持つ電波利用システムについては、個別及び包括免許の無線局数の合算値を示している。

（調査結果 図表-全-3-5-2 電波利用システムごとの免許人数と無線局数及び無線局数の割合より一部抜粋）

＜無線局免許等を要しないシステム（3 システム）＞

| | 無線局数*1 |
|---|---|
| 特定小電力無線局の機器（移動体検知センサー用）（24.05GHz を超え 24.25GHz 以下） | 107,143 局 |
| 準ミリ波帯小電力データ通信システム（24.77GHz 以上 25.23GHz 以下） | 245 局 |
| 超広帯域無線システム（24.25GHz 以上 29GHz 未満） | 0 局 |
| 合計 | 107,388 局 |

*1 令和 5 年度から令和 6 年度までの全国における登録証明機関から報告を得た証明台数及び認証取扱業者から報告を得た検査台数を合計した値である。

（調査結果 図表-全-3-5-3 無線局免許等を要しない電波利用システムより）

## （１）各評価事項に照らした分析

### ア　有効利用評価方針三３（１）アからエまでに掲げる事項[35]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

#### ①免許人数及び無線局数

本周波数区分における PARTNER 調査結果報告に基づく免許人数は約 1.3 千者、無線局数は約 1.7 万局となっている。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数は減少、無線局数は増加している。また、前々回調査（令和 3 年度）から前回の調査にかけても、免許人数は減少、無線局数は増加しており、免許人数は減少傾向、無線局数は増加傾向にある（システムごとの前回調査及び前々回調査からの免許人数及び無線局数の推移は別添 1 参照。）。

| | 免許人数（前年度比） | | 無線局数（前年度比） | |
|---|---|---|---|---|
| 令和 7 年度 | 1,303 者 | ▲71 者 | 16,549 局 | ＋2,992 局 |
| 令和 5 年度 | 1,374 者 | ▲74 者 | 13,557 局 | ＋587 局 |
| 令和 3 年度 | 1,448 者 | － | 12,970 局 | － |

なお、本周波数区分においては、携帯無線通信（携帯電話）に係る 28GHz 帯が含まれる。

令和 7 年度の免許人数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの免許人数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜免許人数が多い上位 6 システム＞

| システム名 | 免許人数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 24GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 739 者 | 695 者 | ▲44 者 |
| 18GHz 帯公共用小容量固定 | 284 者 | 276 者 | ▲8 者 |
| 速度測定用等ﾚｰﾀﾞｰ | 128 者 | 144 者 | ＋16 者 |
| 18GHz 帯 FWA | 53 者 | 45 者 | ▲8 者 |
| 実験試験局(23.6GHz 超 36GHz 以下) | 35 者 | 34 者 | ▲1 者 |
| ﾛｰｶﾙ 5G(28.2GHz 超 29.1GHz 以下)(陸上移動局) | 34 者 | 22 者 | ▲12 者 |
| （参考）その他 | 101 者 | 87 者 | ▲14 者 |

（調査結果 図表-全-3-5-7 を基に作成）

＜前回調査時からの免許人数の増減数が大きい上位 6 システム＞

| システム名 | 免許人数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 24GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 739 者 | 695 者 | ▲44 者 |
| 速度測定用等ﾚｰﾀﾞｰ | 128 者 | 144 者 | ＋16 者 |
| ﾛｰｶﾙ 5G(28.2GHz 超 29.1GHz 以下)(基地局(屋内小型基地局・ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局を除く)) | 34 者 | 21 者 | ▲13 者 |
| ﾛｰｶﾙ 5G(28.2GHz 超 29.1GHz 以下)(陸上移動局) | 34 者 | 22 者 | ▲12 者 |
| 18GHz 帯公共用小容量固定 | 284 者 | 276 者 | ▲8 者 |
| 18GHz 帯 FWA | 53 者 | 45 者 | ▲8 者 |

（調査結果 図表-全-3-5-7 を基に作成）

[35] P3 の三 3(1)ア～エ参照。

本周波数区分における免許人数は、24GHz 帯アマチュア無線が 53.3%（695 者)、18GHz 帯公共用小容量固定が 21.2%（276 者)、速度測定用等レーダーが 11.1%（144 者）であり、これら 3 システムで 85%超を占めている。

前回調査時から、本周波数区分の免許人数が 71 者減少した主な内訳として、速度測定用等レーダーが 16 者増加した一方で、24GHz 帯アマチュア無線が 44 者減少、ローカル 5G（28.2GHz 超 29.1GHz 以下）（基地局（屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く））が 13 者減少、ローカル 5G（28.2GHz 超 29.1GHz 以下）（陸上移動局）が 12 者減少している。

令和 7 年度の無線局数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの無線局数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜無線局数が多い上位 6 システム＞

| システム名 | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 26GHz 帯 FWA | 5,577 局 | 5,454 局 | ▲123 局 |
| ﾛｰｶﾙ 5G(28.2GHz 超 29.1GHz 以下)(陸上移動局) | 806 局 | 3,886 局 | ＋3,080 局 |
| 18GHz 帯電気通信業務(ｴﾝﾄﾗﾝｽ) | 3,013 局 | 2,973 局 | ▲40 局 |
| 18GHz 帯公共用小容量固定 | 1,378 局 | 1,353 局 | ▲25 局 |
| 24GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 792 局 | 744 局 | ▲48 局 |
| 実験試験局(23.6GHz 超 36GHz 以下) | 534 局 | 630 局 | ＋96 局 |
| (参考)その他 | 1,457 局 | 1,509 局 | ＋52 局 |

（調査結果 図表-全-3-5-6 を基に作成）

＜前回調査時からの無線局数の増減数が大きい上位 6 システム＞

| システム名 | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| ﾛｰｶﾙ 5G(28.2GHz 超 29.1GHz 以下)(陸上移動局) | 806 局 | 3,886 局 | ＋3,080 局 |
| 26GHz 帯 FWA | 5,577 局 | 5,454 局 | ▲123 局 |
| ESIM ｱｯﾌﾟﾘﾝｸ(Ka ﾊﾞﾝﾄﾞ)(29.5GHz 超 30.0GHz 以下) | 280 局 | 380 局 | ＋100 局 |
| 実験試験局(23.6GHz 超 36GHz 以下) | 534 局 | 630 局 | ＋96 局 |
| 24GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 792 局 | 744 局 | ▲48 局 |
| 18GHz 帯電気通信業務(ｴﾝﾄﾗﾝｽ) | 3,013 局 | 2,973 局 | ▲40 局 |

（調査結果 図表-全-3-5-6 を基に作成）

本周波数区分における無線局数は、26GHz 帯 FWA が 33.0%（5,454 局)、ローカル 5G（28.2GHz 超 29.1GHz 以下）（陸上移動局）が 23.5%（3,886 局)、18GHz 帯電気通信業務(エントランス)が 17.8%（2,973 局）であり、これら 3 システムで約 75%を占めている。

前回調査時から、本周波数区分の無線局数が 2,992 局増加した主な内訳として、26GHz 帯 FWA が 123 局、24GHz 帯アマチュア無線が 48 局減少した一方で、ローカル 5G（28.2GHz 超 29.1GHz 以下）（陸上移動局）が 3,080 局増加している。その理由について総務省に確認したところ、「ローカル 5G は令和元年にミリ波帯で制度化され、翌年に周波数が拡大（Sub6 帯の割当て、ミリ波帯の拡大）された。ローカル 5G の端末が大きく伸びているのは、元々の局数が少なかったところ、一部の電気通信事業者が通信サービス用に大量に陸上移動局を開設したため」という回答があった。

また、本周波数区分において、調査票調査が行われたシステム（14 システム）に係る免許人数及び無線局数の推移は、次表のとおりである。

| | 免許人数*1 | | | 免許人数*2（有効回答数） | 無線局数 | | | 無線局数*3（有効回答数） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和 3 年度 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 令和 7 年度 | 令和 3 年度 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 令和 7 年度 |
| 18GHz 帯 FWA | 60 者 | 53 者 | 45 者 | 57 者 | 1,378 局 | 643 局 | 607 局 | － |
| 衛星ﾀﾞｳﾝﾘﾝｸ(Ka ﾊﾞﾝﾄﾞ)（17.3GHz 超 20.2GHz 以下） | 2 者 | 2 者 | 2 者 | 2 者 | 14 局 | 7 局 | 7 局 | － |
| 有線テレビジョン放送事業用(移動) | 4 者 | 4 者 | 4 者 | 11 者 | 21 局 | 21 局 | 21 局 | － |
| 22GHz 帯 FWA | 1 者 | 1 者 | 1 者 | 6 者 | 54 局 | 53 局 | 34 局 | － |
| 17GHz 帯 BS フィーダリンク | 10 者 | 10 者 | 10 者 | 12 者 | 30 局 | 31 局 | 31 局 | － |
| 18GHz 帯公共用小容量固定 | 288 者 | 284 者 | 276 者 | 291 者 | 1,360 局 | 1,378 局 | 1,353 局 | － |
| 18GHz 帯電気通信業務(ｴﾝﾄﾗﾝｽ) | 4 者 | 4 者 | 4 者 | 32 者 | 3,238 局 | 3,013 局 | 2,973 局 | － |
| 22GHz 帯電気通信業務(中継系･ｴﾝﾄﾗﾝｽ) | 2 者 | 1 者 | 1 者 | 3 者 | 36 局 | 26 局 | 26 局 | － |
| 有線テレビジョン放送事業用(固定) | 11 者 | 7 者 | 6 者 | 7 者 | 19 局 | 12 局 | 11 局 | － |
| 空港面探知レーダー | 1 者 | 1 者 | 1 者 | 5 者 | 9 局 | 9 局 | 10 局 | － |
| 26GHz 帯 FWA | 7 者 | 7 者 | 7 者 | 39 者 | 5,624 局 | 5,577 局 | 5,454 局 | － |
| 衛星ｱｯﾌﾟﾘﾝｸ(ESIM を除く)（Ka ﾊﾞﾝﾄﾞ）(27.0GHz 超 31.0GHz 以下) | 3 者 | 4 者 | 4 者 | 12 者 | 50 局 | 50 局 | 55 局 | － |
| ローカル 5G(28.2GHz 超 29.1GHz 以下)（基地局(屋内小型基地局･ﾌｪﾑﾄｾﾙ基地局を除く)） | 29 者 | 34 者 | 21 者 | 21 者 | 59 局 | 73 局 | 44 局 | － |
| ESIM ｱｯﾌﾟﾘﾝｸ(Ka ﾊﾞﾝﾄﾞ)（29.5GHz 超 30.0GHz 以下） | 6 者 | 7 者 | 6 者 | 6 者 | 172 局 | 280 局 | 380 局 | － |

*1 複数の電波利用システムを利用している免許人・無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。

*2 免許人数（有効回答数）の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。

*3 重点調査以外の調査票調査では無線局単位の調査を行っていない。

（調査結果 図表-全-3-5-8 調査票調査の対象となったシステムとその免許人数及び無線局数より一部抜粋）

### ②無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量については、調査票調査対象 14 システムについて、「年間の発射日数」、「電波の発射時間帯」及び「今後 3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無」に関しては、システムごとに次のとおりであった。

17GHz 帯 BS フィーダリンク（免許人数 10 者：有効回答数 12 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 83.3%（10 者）、「1 日～30 日」が 16.7%（2 者）との回答であり、電波の発射時間帯は、いずれの時間帯においても 8 割以上の免許人が発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」との回答であった。

衛星ダウンリンク（Ka バンド）（17.3GHz 超 20.2GHz 以下）（免許人数 2 者：有効回答数 2 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しており、今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増加見込み」及び「増減の見込みなし」がいずれも 50.0%（1 者）との回答であった。

18GHz 帯公共用小容量固定（免許人数 276 者：有効回答数 291 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 86.6%（252 者）、「1 日～30 日」が 6.9%（20 者）、「181 日～270 日」が 2.4%等であった。電波の発射時間帯は、いずれの時間帯においても 5 割以上の免許人が発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 83.2%（242 者）と支配的である一方で、「増加見込み」が 9.3%（27 者）、「減少見込み」が 7.6%（22 者）との回答であった。

18GHz 帯 FWA（免許人数 45 者：有効回答数 57 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 87.7%（50 者）、「0 日」が 7.0%（4 者）、「1 日～30 日」が 3.5%（2 者）等であった。電波の発射時間帯は、いずれの時間帯においても 8 割以上の免許人が発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減見込みなし」が 89.5%（51 者）

と支配的である一方で、「減少見込み」が 7.0%（4 者）、「増加見込み」が 3.5%（2 者）との回答であった。

18GHz 帯電気通信業務用（エントランス）（免許人数 4 者：有効回答数 32 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増加見込み」が 81.3%（26 者）と支配的である一方で、「増減の見込みなし」が 18.8%（6 者）との回答であった。

有線テレビジョン放送事業用（移動）（免許人数 4 者：有効回答数 11 者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」が 72.7%（8 者）、「0 日」が 27.3%（3 者）との回答であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」との回答であった。

22GHz 帯 FWA（免許人数 1 者：有効回答数 6 者）については、年間の発射日数は「0 日」であり、電波の発射実績がない今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」との回答であった。なお、発射実績がない理由については「災害時等に利用するため」との回答であった。

22GHz 帯電気通信業務（中継系・エントランス）（免許人数 1 者：有効回答数 3 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は、24 時間電波を発射しており、今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「減少見込み」が 66.7%（2 者）、「増加見込み」が 33.3%（1 者）との回答であった。

有線テレビジョン放送事業用（固定）（免許人数 6 者：有効回答数 7 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は、24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減見込みなし」が 85.7%（6 者）と支配的である一方で、「減少見込み」が 14.3%（1 者）との回答であった。

空港面探知レーダー（免許人数 1 者：有効回答数 5 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 80.0%（4 者）、「31 日～90 日」が 20.0%（1 者）との回答であった。電波の発射時間帯は、24 時間電波を発射しており、今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」との回答であった。

26GHz 帯 FWA（免許人数 7 者：有効回答数 39 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 97.4%（38 者）、「0 日」が 2.6%（1 者）との回答であった。電波の発射時間帯は、24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増加見込み」が 79.5%（31 者）と支配的である一方、「増減の見込みなし」が 12.8%（5 者）、「減少見込み」が 7.7%（3 者）との回答であった。

衛星アップリンク（ESIM を除く）（Ka バンド）（27.0GHz 超 31.0GHz 以下）（免許人数 4 者：有効回答数 12 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 50.0%（6 者）、「1 日～30 日」が 41.7%（5 者）、「31 日～90 日」が 8.3%（1 者）との回答であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射しており、それ以外の時間帯もおおむね 5 割前後の免許人が電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 66.7%（8 者）、「増加予定」が 33.3%（4 者）との回答であった。

ローカル 5G（28.2GHz 超 29.1GHz 以下）（基地局（屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く））（免許人数 21 者：有効回答数 21 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 52.4%（11 者）、「271 日～364 日」が 23.8%（5 者）、「31 日～90 日」及び「181 日～270 日」がいずれも 9.5%（2 者）等との回答であった。電波の発射時間帯は、日中を中心に電波を発射しており、それ以外の時間帯も 7 割以上の免許人が電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 42.9%（9 者）、「増加見込み」及び「減少見込み」がいずれも 28.6%（6 者）との回答であった。

ESIM[36]アップリンク（Ka バンド）（29.5GHz 超 30.0GHz 以下）（免許人数 6 者：有効回答数 6 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 83.3%（5 者）、「0 日」が 16.7%（1 者）との回答であった。電波の発射時間帯は、24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増加見込み」が 50.0%（3 者）、「増減の見込みなし」が 33.3%（2 者）、「減少見込み」が 16.7%（1 者）との回答であった。

| | 有効回答数 | 0日 | 1日～30日 | 31日～90日 | 91日～180日 | 181日～270日 | 271日～364日 | 365日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 17GHz帯BSフィーダリンク | 12 | 0.0% | 16.7% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 83.3% |
| 衛星ダウンリンク（Kaバンド）（17.3GHz超20.2GHz以下） | 2 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 18GHz帯公共用小容量固定 | 291 | 1.7% | 6.9% | 1.7% | 0.0% | 2.4% | 0.7% | 86.6% |
| 18GHz帯FWA | 57 | 7.0% | 3.5% | 1.8% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 87.7% |
| 18GHz帯電気通信業務（エントランス） | 32 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 有線テレビジョン放送事業用（移動） | 11 | 27.3% | 72.7% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 22GHz帯FWA | 6 | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 22GHz帯電気通信業務（中継系・エントランス） | 3 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 有線テレビジョン放送事業用（固定） | 7 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 空港面探知レーダー | 5 | 0.0% | 0.0% | 20.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 80.0% |
| 26GHz帯FWA | 39 | 2.6% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 97.4% |
| 衛星アップリンク（ESIMを除く）（Kaバンド）（27.0GHz超31.0GHz以下） | 12 | 0.0% | 41.7% | 8.3% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 50.0% |
| ローカル５Ｇ（28.2GHz超29.1GHz以下）（基地局（屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く）） | 21 | 4.8% | 0.0% | 9.5% | 0.0% | 9.5% | 23.8% | 52.4% |
| ESIMアップリンク（Kaバンド）（29.5GHz超30.0GHz以下） | 6 | 16.7% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 83.3% |

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。

*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。

*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。

*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。

*5 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。

*6 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までにおいて、管理する全ての無線局のうち 1 局でも発射状態（1 日あたりの発射時間がどの程度かは問わない）であった場合、1 日とカウントしている。記録がない場合は、おおよその日数で回答している。

（調査結果 図表-全-3-5-10 年間の発射日数より一部抜粋）

[36] ESIM: Earth stations in motion（船舶や航空機等の移動体向けブロードバンド衛星通信システム）

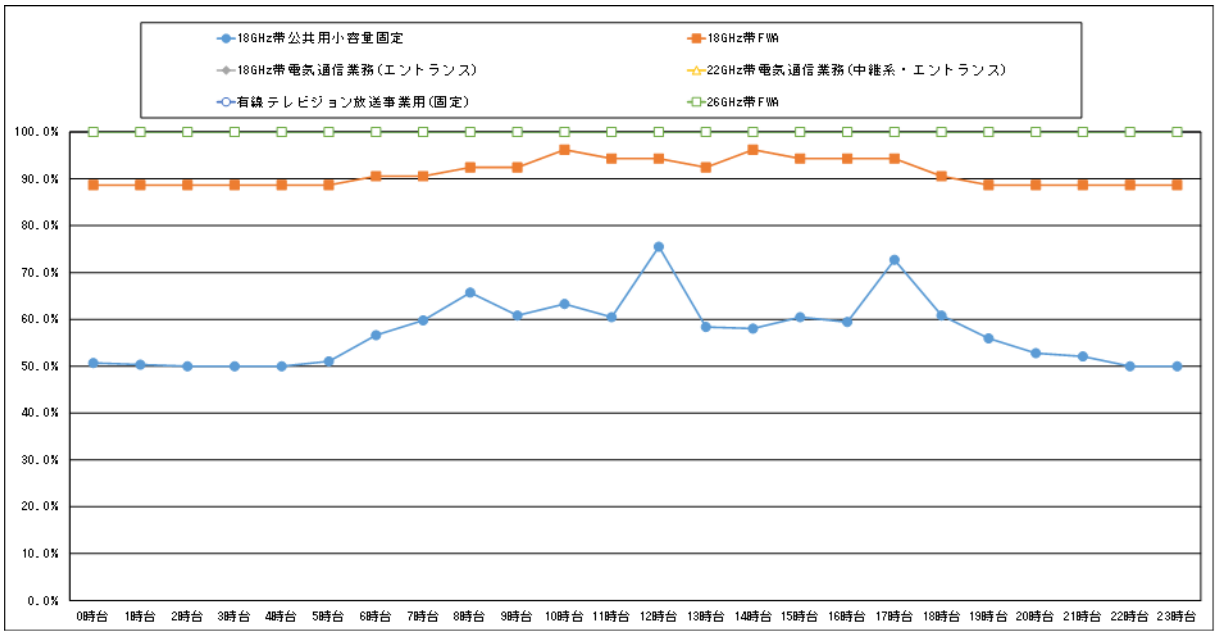


（調査結果 図表-全-3-5-11 電波の発射時間帯（グループ1）より一部抜粋）

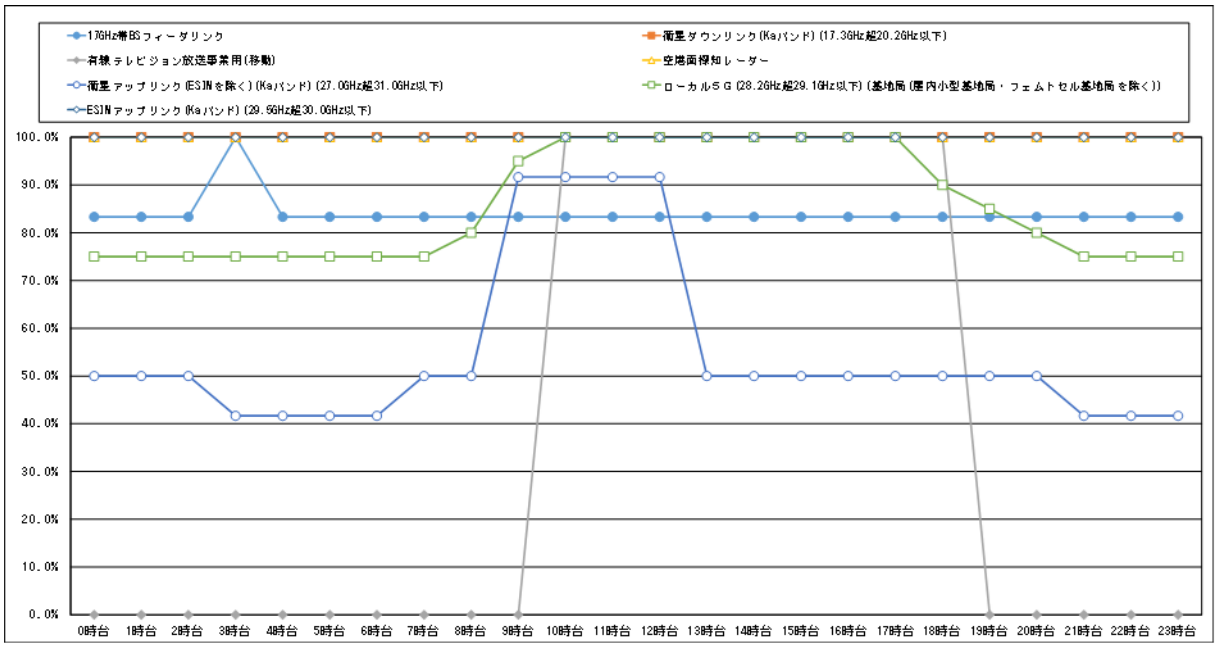


*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。
*2 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*3 発射実績がある日のうち、代表的な電波を発射している日（電波を発射している状態（発射状態）の時間帯のパターンとして発射実績が最も多い時間帯を含む日）に基づく、電波を発射している時間帯の回答を示している。
*4 0.05%未満については、0.0%と表示している。

（調査結果 図表-全-3-5-12 電波の発射時間帯（グループ2）より一部抜粋）

| | 有効回答数 | 通信量は増加見込み | 通信量は減少見込み | 通信量の増減の見込みなし |
|---|---|---|---|---|
| 17GHz帯BSフィーダリンク | 12 | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 衛星ダウンリンク(Kaバンド)(17.3GHz超20.2GHz以下) | 2 | 50.0% | 0.0% | 50.0% |
| 18GHz帯公共用小容量固定 | 291 | 9.3% | 7.6% | 83.2% |
| 18GHz帯FWA | 57 | 3.5% | 7.0% | 89.5% |
| 18GHz帯電気通信業務(エントランス) | 32 | 81.3% | 0.0% | 18.8% |
| 有線テレビジョン放送事業用(移動) | 11 | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 22GHz帯FWA | 6 | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 22GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 3 | 33.3% | 66.7% | 0.0% |
| 有線テレビジョン放送事業用(固定) | 7 | 0.0% | 14.3% | 85.7% |
| 空港面探知レーダー | 5 | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 26GHz帯FWA | 39 | 79.5% | 7.7% | 12.8% |
| 衛星アップリンク(ESIMを除く)(Kaバンド)(27.0GHz超31.0GHz以下) | 12 | 33.3% | 0.0% | 66.7% |
| ローカル５Ｇ(28.2GHz超29.1GHz以下)(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く)) | 21 | 28.6% | 28.6% | 42.9% |
| ESIMアップリンク(Kaバンド)(29.5GHz超30.0GHz以下) | 6 | 50.0% | 16.7% | 33.3% |

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 本調査基準日（令和７年４月１日）以降、本調査回答時点までに通信量の増減があった場合も各設問における「予定」に該当するとして回答している。
*6 通信量とは、調査対象の免許人が保有する全ての無線局の通信量の合計ではなく、１無線局あたりの通信量のこととしている。
（調査結果 図表-全-3-5-47 今後３年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無より一部抜粋）

### イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

本周波数区分においては、周波数再編アクションプラン（令和７年度版）において求められている取組は、以下の「周波数移行」及び「周波数共用」に係る３つの取組である。

#### ①26GHz 帯移動通信システムの導入に伴う周波数共用及び移行

周波数再編アクションプラン（令和７年度版）において、「26GHz 帯については、令和７年５月に実施した利用意向調査の結果を踏まえ、令和７年度内を目途に 5G に係る技術基準及び価額競争の実施に向けた指針を整備する。その後、速やかに既存無線システムと共用可能性が高い周波数を価額競争により 5G に割り当てることを目指す。」とされている。

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和５年度 | 令和７年度 | 増減数 | 令和５年度 | 令和７年度 | 増減数 |
| 26GHz 帯 FWA | ７者 | ７者 | ±0 者 | 5,577 局 | 5,454 局 | ▲123 局 |

（調査結果 図表-全-3-5-6 及び図表-全-3-5-7 を基に作成）

26GHz 帯については、令和 7 年 5 月、情報通信審議会情報通信技術分科会において 5G と他システムとの共用条件を含む技術的条件に係る一部答申があり、これを踏まえて 5G に係る技術基準が整備され、既存無線システムと共用可能性が高い周波数に関しては令和 8 年 3 月に価額競争での 5G への割当てを実施するための指針を整備の上、同年 6 月に価額競争が実施された。その後、同月末に落札結果が公示され、同年 7 月に落札者に対し、特定高周波数無線局を開設することができる旨の認定が行われた。

加えて、同プランにおいて、「更なる 5G 利用の需要動向等を踏まえつつ、26GHz 帯の既存無線システムに割当済みの周波数については、5 年以内を目途に既存無線システムを他の周波数へ移行させること等を前提として 5G に割り当てることを目指す。今後は既存免許人等と調整を図りつつ、周波数の使用期限等を定めるものとする。」とされている。

26GHz 帯の既存無線システムである 26GHz 帯 FWA において、今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無の調査においても、「無線局数の増減の予定なし」が 59.0%（23 者）、「無線局数は減少予定」が 41.0%（16 者）となっており、今後、無線局数は減少傾向であり、そのうち「無線局数は減少予定」と回答した者（16 者）において、「有線（光ファイバー等）へ代替予定のため」が 87.5%（14 者）、「他の電波利用システムへ移行・代替予定のため」が 25.0%（4 者）等と回答しており、主に有線（光ファイバー等）へ代替が進む傾向があることが確認された。

＜今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無＞

| システム名 | 無線局数は増加予定 | 無線局数は減少予定 | 無線局数の増減の予定なし | 全ての無線局を廃止予定 |
|---|---|---|---|---|
| 26GHz 帯 FWA | 0.0%(0 者) | 41.0%(16 者) | 59.0%(23 者) | 0.0%(0 者) |

（調査結果 図表-全-3-5-38 を基に作成）

＜無線局数減少・廃止理由（無線局数は減少予定（16 者）を対象、複数回答可）＞

| システム名 | 他の電波利用システムへ移行・代替予定のため | 有線(光ファイバー等)へ代替予定のため | 使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため | その他 |
|---|---|---|---|---|
| 26GHz 帯 FWA | 25.0%(4 者) | 87.5%(14 者) | 18.8%(3 者) | 0.0%(0 者) |

（調査結果 図表-全-3-5-41 を基に作成）

そのほか、隣接周波数帯を使用するシステムの増減は以下のとおりである。

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 衛星ｱｯﾌﾟﾘﾝｸ(ESIM を除く)(Ka ﾊﾞﾝﾄﾞ)(27.0GHz 超 31.0GHz 以下) | 4 者 | 4 者 | ±0 者 | 50 局 | 55 局 | ＋5 局 |
| ESIM ｱｯﾌﾟﾘﾝｸ(Ka ﾊﾞﾝﾄﾞ)(29.5GHz 超 30.0GHz 以下) | 7 者 | 6 者 | ▲1 者 | 280 局 | 380 局 | ＋100 局 |

（調査結果 図表-全-3-5-6 及び図表-全-3-5-7 を基に作成）

### ②22GHz 帯無線アクセスシステム（FWA）の高度化（26GHz 帯 FWA の移行先として想定）

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「26GHz 帯及び 40GHz 帯の 5G への割当てに向け、当該周波数帯における既存の無線システムの移行先候補である、22GHz 帯無線アクセスシステム（FWA）の高度化に係る技術試験を踏まえ、同試験の検討状況を適宜反映しながら、令和 7 年冬頃を目途に技術的条件を取りまとめ、令和 8 年春頃を目途に制度整備を実施する。」とされている。

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 22GHz 帯 FWA | 1 者 | 1 者 | ±0 者 | 53 局 | 34 局 | ▲19 局 |
| 22GHz 帯電気通信業務（中継系･ｴﾝﾄﾗﾝｽ） | 1 者 | 1 者 | ±0 者 | 26 局 | 26 局 | ±0 局 |

（調査結果 図表-全-3-5-6 及び図表-全-3-5-7 を基に作成）

当該システムの高度化に関する技術的条件（他システムとの共用条件を含む。）については、令和 7 年 12 月に情報通信審議会において一部答申を受け、令和 8 年 3 月に制度整備が完了している。

今回の調査結果では、22GHz 帯 FWA の無線局数は前回調査から減少、また、今後の無線局数の増減は「予定なし」、22GHz 帯電気通信業務（中継系・エントランス）については「減少予定」となっているものの、今後、26GHz 帯の 5G 割当ての拡大に向け、上述の 26GHz 帯 FWA の調査結果において、他システムへの移行・代替を予定している回答があることからも、26GHz 帯の FWA が高度化された 22GHz 帯 FWA 等へ移行し、無線局数が増加することも想定される。

今後 3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無

| システム名 | 無線局数は増加予定 | 無線局数は減少予定 | 無線局数の増減の予定なし | 全ての無線局を廃止予定 |
|---|---|---|---|---|
| 22GHz 帯 FWA | 0.0%(0 者) | 0.0%(0 者) | 100.0%(6 者) | 0.0%(0 者) |
| 22GHz 帯電気通信業務（中継系･ｴﾝﾄﾗﾝｽ） | 0.0%(0 者) | 100.0%(3 者) | 0.0%(0 者) | 0.0%(0 者) |

（調査結果 図表-全-3-5-38 を基に作成）

### ③Ka 帯非静止衛星通信システムの導入

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「高度約 600km の軌道を利用する Ka 帯の非静止衛星通信システムの導入に向け、既存無線システムとの周波数共用に係る技術的条件等について検討を進め、令和 7 年度内を目途に制度整備を行う。」とされている。

当該システムに関する技術的条件（他システムとの共用条件を含む。）については、令和 7 年 12 月に情報通信審議会において一部答申を受け、令和 8 年 3 月に制度整備が完了している。

### ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応状況は以下のとおりであり、適切に対応されている状況であることが確認できた。

#### ①22GHz 帯無線アクセスシステム（FWA）の高度化（26GHz 帯 FWA の移行先として想定）

令和 5 年度の評価結果において、以下のとおり評価した。

| |
|---|
| 22GHz 帯（22.0～23.6GHz）においては、26GHz 帯 FWA に係る重点調査の評価「22GHz 帯 FWA の高度化の検討結果を踏まえ、26GHz 帯 FWA の既存免許人の意向も考慮しつつ、26GHz 帯 FWA の全体を 22GHz 帯へ移行する可能性も含めて検討を実施していくこと。 |

この評価を受けて、上記イ②のとおり評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

#### ②26GHz 帯（25.25～27.0GHz）

令和 5 年度の評価結果において、26GHz 帯は重点調査の評価結果として、以下の（ア）から（エ）までの取組を求めたところである。

| | |
|---|---|
| （ア） | 26GHz 帯 FWA の無線局は、24 時間 365 日常時電波を発射する無線局が運用されていることから、5G との共用を行う場合は、26GHz 帯 FWA と 5G 相互に干渉が生じないよう、適切な離隔距離を確保することが必要である。このため、5G の利用可能エリアがどの程度のエリアとなるのか検討を実施していくこと。その際、実測値とシミュレーション値に差異があることに留意しつつ検討を実施すべきである。 |
| （イ） | 26GHz 帯 FWA の無線局は、電波を常時発射しない無線局も運用されており、また、調査期間の 1 年間では、無線局の免許は付与されているものの発射実績がなかった周波数帯も確認されている。このため、運用されていない周波数・時間・区域においては、ダイナミック周波数共用による 5G の利用可能性について検討を実施していくこと。 |
| （ウ） | 26GHz 帯 FWA の無線局が運用されていない未割当帯域が存在することから、26GHz 帯の共用検討の結果、現状においても 5G に割当てが可能な帯域が確保できる場合は、早期の電波の有効利用に向け、具体的な周波数の利用ニーズを踏まえつつ、当該帯域の先行的な 5G 割当ての可能性も含めて検討を実施していくこと。 |
| （エ） | 以上の検討結果や 22GHz 帯 FWA の高度化の検討結果を踏まえ、26GHz 帯 FWA の既存免許人の意向も考慮しつつ、26GHz 帯 FWA の全体を 22GHz 帯へ移行する可能性も含めて検討を実施していくこと。 |

この評価を受けて、（ア）～（ウ）については上記イ①のとおり、（エ）については上記イ②のとおり、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

**③ローカル 5G のより柔軟な運用に向けた技術的条件等の検討**

令和 5 年度の評価結果において、以下のように評価した。

| |
|---|
| 令和 6 年 2 月から情報通信審議会において、ローカル 5G の干渉影響の低減可能性等、より柔軟な運用に向けた技術的条件等の検討が行われており、当該検討状況を踏まえつつ、可能な限り早期の制度整備を検討していくこと。 |

この評価を受けて、周波数再編アクションプランにおいて以下のとおり記載されており、海上利用等については令和 7 年 2 月、上空利用については同年 5 月に制度整備が完了していること、また、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入等に関しては令和 8 年 7 月に情報通信審議会において検討開始していることからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版）

| |
|---|
| ローカル 5G（28.2～29.1GHz）については、電波伝搬パラメータの精緻化等について情報通信審議会にて一部答申が令和６年７月に取りまとめられたことを踏まえ、令和６年度中を目途に制度整備を行う。また、手続が簡素化された実験試験局制度を、令和７年度内に導入することを目指す。 |

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）

| |
|---|
| 5G（28GHz 帯）及びローカル 5G（28.2～29.1GHz）について、他の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件に係る情報通信審議会からの一部答申（令和 6 年 12 月）を踏まえ、令和 7 年 5 月に制度整備を実施した。<br>ローカル 5G（28.2～29.1GHz）については、手続が簡素化された実験試験局制度を令和 7 年 7 月に導入した。さらに、今後の需要動向等を踏まえ、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入に関して、令和 7 年度中を目途に検討を開始する。 |

**④新たな Ka 帯の非静止衛星通信システムの導入**

令和 5 年度の評価結果において、以下のように評価した。

| |
|---|
| 令和 6 年 1 月から情報通信審議会において、新たな Ka 帯の非静止衛星通信システムの導入に向けた技術的条件の検討が行われており、当該検討状況を踏まえつつ、可能な限り早期の制度整備を検討していくこと。 |

この評価を受けて、上記イ③のとおり評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

**エ　周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況**

本周波数区分において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局は存在しない。

### オ　新たな電波利用システムに関する需要の動向

衛星通信について、コンステレーションを用いたブロードバンド衛星通信サービスや、航空機内等におけるインターネットの利用、災害時の通信など多様なへのニーズがある。また、26GHz 帯においては 5G 利用、22GHz 帯においては 5G 等のバックホール回線として FWA（26GHz 帯 FWA の移行先）の需要が存在する。

## （２）評価にあたって考慮する事項

**・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項 [37]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

本周波数区分における調査票調査対象システムにおける社会的貢献性について調査した結果、免許人は「非常時等における国民の生命及び財産の保護」、「国の安全確保及び公共の秩序維持」や「電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれへの貢献」と回答している。

これらシステムは、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、非常時等における人命又は財産の保護、公共の安全や秩序の維持や電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩等へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

**・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況**

本周波数区分における調査票調査対象システムの運用継続性の確保のための対策の有無について、一部の例外はあるものの、おおむね高い割合で対策に取り組んでいることが確認された。

[37] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

### （３）評価

本周波数区分は、主に、固定衛星業務、移動衛星業務、固定業務、無線標定業務、移動業務等に分配され、電気通信業務用の衛星通信システム、電気通信業務用及び公共業務用の固定局、固定無線アクセスシステム(FWA)、公共業務用の各種レーダー、携帯電話、ローカル5G等で使用されている。

本周波数区分の免許人数及び無線局数（携帯電話を除く。）は、約 1.3 千者及び約 1.7 万局となっている。

免許人数は、全体として減少傾向（前回調査から 71 者減少）にあり、その内訳として、速度測定用等レーダー等の免許人が増加している一方で、24GHz 帯アマチュア無線、ローカル 5G（28.2GHz 超 29.1GHz 以下）等が減少している。

無線局数は、全体として増加傾向（前回調査から 2,992 局増加）にあり、その内訳として、26GHz 帯 FWA、24GHz 帯アマチュア無線等の無線局が減少している一方で、ローカル 5G（28.2GHz 超 29.1GHz 以下）（陸上移動局）の無線局が大きく増加している他、ESIM アップリンク（Kaﾊﾞﾝﾄﾞ）（29.5GHz 超 30.0GHz 以下）等が増加している。

本周波数区分は、免許人数は減少傾向にあるものの、無線局数は増加傾向にあり、陸上の FWA や移動通信システム（携帯電話、ローカル 5G 等）に多く使われているほか、Ka 帯衛星系のアップリンク回線の利用が進展している。また、前回調査以降、新たな電波利用ニーズへの対応として、22GHz 帯 FWA の高度化や、Ka 帯非静止衛星通信システムの導入に係る制度化が完了していることや、26GHz 帯において価額競争による 5G への割当てに向けた対応が取られたこと等を総合的に勘案すると、電波の有効利用が一定程度行われている。

更なる電波の有効利用の促進に向け、今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当である。

・26GHz 帯における価額競争による割当ての対象以外の周波数については、22GHz 帯無線アクセスシステムの高度化の制度整備がなされたことを踏まえ、22GHz 帯等への移行に向けた取組を推進するとともに、移行を前提とした 5G への割当てについて引き続き検討すること。

・ローカル 5G（28.2～29.1GHz）については、今回の調査の結果、免許人数は減少しているものの、陸上移動局（端末）の無線局数が大幅に増加した。対応機器を含め、ミリ波利用の普及はローカル 5G と携帯電話で相乗効果も期待できると考えられる。ローカル 5G については、地域や産業の個別のニーズに応じて地域の企業や自治体等の様々な主体が免許を申請しているが、より一層の普及に資するため、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）に記載のとおり、今後の需要動向等を踏まえ、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入に関する検討を推進すること。

## ６　36GHz 超の周波数区分に関する調査結果に対する評価

＜本周波数区分における割当状況及び電波利用システムの概況＞

本周波数区分は、主に、移動業務、固定業務、電波天文等に分配されている。

個別の電波利用システムは、画像伝送システム、40/55GHz 帯映像 FPU、50GHz 帯簡易無線、38GHz 帯 FWA、60GHz 帯小電力データ通信システムや自動車レーダー等の免許不要の電波利用システム等で使用されている。

前回令和 5 年度調査以降、以下のとおり新たな周波数割当てを行っている。

・　令和 8 年 4 月に 38～39.5GHz 帯を電気通信業務用固定局（HAPS 用）に制度整備。

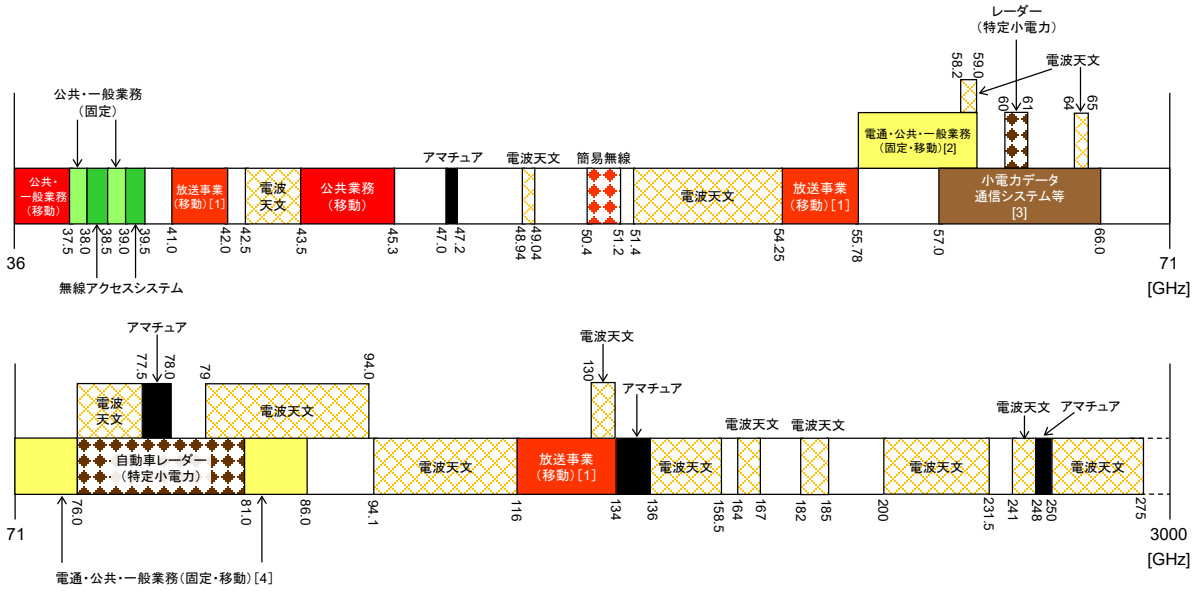


| 番号 | 周波数帯(GHz) | 主 な 用 途 等 |
|---|---|---|
| [1] | 41.0－42.0, 54.25－55.78, 116－134 | 放送事業者のTV番組素材中継 |
| [2] | 55.78－59.0 | 高速無線回線システム等 |
| [3] | 57.0－66.0 | 小電力データ通信システム、移動体検知センサー |
| [4] | 71.0－76.0, 81.0－86.0 | 80GHz帯高速無線伝送システム |

（調査結果 図表-全-3-6-1 無線局免許等を要する電波利用システムの割当状況より一部抜粋）

本周波数区分を利用する電波利用システム（調査結果報告が行われたシステム）は、無線局免許等を要するものが 23 システム、無線局免許等を要しないものが 6 システムとなっている。

＜無線局免許等を要するシステム（23 システム）＞

| | 免許人数 | 無線局数 | 無線局数の割合 |
|---|---|---|---|
| 40GHz 帯画像伝送(公共業務用)(公共用[国以外]) | 1 者 | 2 局 | 0.05% |
| 40GHz 帯画像伝送(公共業務用)(公共用[国]) | 0 者 | 0 局 | － |
| 40GHz 帯公共・一般業務(中継系) | 0 者 | 0 局 | － |
| 40GHz 帯公共・一般業務(中継系)(公共用[国以外]) | 1 者 | 2 局 | 0.05% |
| 40GHz 帯公共・一般業務(中継系)(公共用[国]) | 0 者 | 0 局 | － |
| 38GHz 帯 FWA | 0 者 | 0 局 *6 | － |
| 38GHz 帯 FWA(公共用[国]) | 1 者 | 90 局 *6 | 2.04% |
| 40GHz 帯映像 FPU | 1 者 | 9 局 | 0.20% |
| 40GHz 帯駅ホーム画像伝送 | 12 者 | 945 局 | 21.47% |
| 40GHz 帯列車無線（基地局） | 1 者 | 34 局 | 0.77% |
| 40GHz 帯列車無線（陸上移動局） | 2 者 | 58 局 | 1.32% |
| 47GHz 帯アマチュア無線 | 450 者 | 489 局 | 11.11% |
| 50GHz 帯簡易無線 | 37 者 | 211 局 | 4.79% |
| 55GHz 帯映像 FPU | 1 者 | 3 局 | 0.07% |
| 60GHz 帯無線アクセスシステム | 0 者 | 0 局 | － |
| 80GHz 帯高速無線伝送システム | 40 者 | 1,352 局 | 30.71% |
| 90GHz 帯滑走路面異物検知レーダー | 0 者 | 0 局 | － |
| 77.75GHz 帯アマチュア無線 | 209 者 | 236 局 | 5.36% |
| 120GHz 帯映像 FPU | 0 者 | 0 局 | － |
| 135GHz 帯アマチュア無線 | 142 者 | 167 局 | 3.79% |
| 249GHz 帯アマチュア無線 | 19 者 | 24 局 | 0.55% |
| 実験試験局(36GHz 超) | 37 者 | 777 局 | 17.65% |
| その他(36GHz 超) | 2 者 | 3 局 *6 | 0.07% |
| 合計 | 956 者 | 4,402 局 | 100.0% |

*1 複数の電波利用システムを利用している無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。
*2 携帯無線通信(携帯電話)及び全国広帯域移動無線アクセスシステム(全国 BWA)の無線局数は含まない。
*3 免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人 1 者として集計している。
*4 0.005%未満については、0.00%と表示している。
*5 〔-〕と表示している場合は、当該電波利用システムの無線局が存在しないことを示している。
*6 包括免許を持つ電波利用システムについては、個別及び包括免許の無線局数の合算値を示している。

（調査結果 図表-全-3-6-2 電波利用システムごとの免許人数と無線局数及び無線局数の割合より一部抜粋）

＜無線局免許等を要しないシステム（6 システム）＞

| | 無線局数*1 |
|---|---|
| 特定小電力無線局の機器（ミリ波レーダー用）（60GHz を超え 61GHz 以下） | 95,689 局 |
| 特定小電力無線局の機器（ミリ波レーダー用）（76GHz を超え 77GHz 以下） | 5,702 局 |
| 特定小電力無線局の機器（ミリ波レーダー用）（77GHz を超え 81GHz 以下） | 2,959 局 |
| 特定小電力無線局の機器（移動体検知センサー用）（57.0GHz を超え 66.0GHz 以下） | 27,266 局 |
| 60GHz 帯小電力データ通信システム（57GHz を超え 66GHz 以下） | 737 局 |
| 60GHz 帯小電力データ通信システム（空中線電力 10mW 以下）（57GHz を超え 66GHz 以下） | 153 局 |
| 合計 | 132,506 局 |

*1 令和 5 年度から令和 6 年度までの全国における登録証明機関から報告を得た証明台数及び認証取扱業者から報告を得た検査台数を合計した値である。

（調査結果 図表-全-3-6-3 無線局免許等を要しない電波利用システムより）

## （１）各評価事項に照らした分析

### ア　有効利用評価方針三３（１）アからエまでに掲げる事項[38]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

#### ①免許人数及び無線局数

本周波数区分における PARTNER 調査結果報告に基づく免許人数は約 1.0 千者、無線局数は約 4.4 千局となっている。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数は減少、無線局数は増加している。また、前々回調査（令和 3 年度）から前回の調査にかけても、免許人数は減少、無線局数は増加しており、免許人数は減少傾向、無線局数は増加傾向にある（システムごとの前回調査及び前々回調査からの免許人数及び無線局数の推移は別添 1 参照。）。

| | 免許人数（前年度比） | | 無線局数（前年度比） | |
|---|---|---|---|---|
| 令和 7 年度 | 956 者 | ▲33 者 | 4,402 局 | ＋474 局 |
| 令和 5 年度 | 989 者 | ▲50 者 | 3,928 局 | ＋575 局 |
| 令和 3 年度 | 1,039 者 | － | 3,353 局 | － |

令和 7 年度の免許人数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの免許人数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜免許人数が多い上位 6 システム＞

| システム名 | 免許人数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 47GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 492 者 | 450 者 | ▲42 者 |
| 77.75GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 212 者 | 209 者 | ▲3 者 |
| 135GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 143 者 | 142 者 | ▲1 者 |
| 80GHz 帯高速無線伝送ｼｽﾃﾑ | 37 者 | 40 者 | ＋3 者 |
| 50GHz 帯簡易無線 | 46 者 | 37 者 | ▲9 者 |
| 実験試験局(36GHz 超) | 25 者 | 37 者 | ＋12 者 |
| （参考）その他 | 34 者 | 41 者 | ＋7 者 |

（調査結果 図表-全-3-6-7 を基に作成）

＜前回調査時からの免許人数の増減数が大きい上位 6 システム＞

| システム名 | 免許人数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 47GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 492 者 | 450 者 | ▲42 者 |
| 実験試験局(36GHz 超) | 25 者 | 37 者 | ＋12 者 |
| 50GHz 帯簡易無線 | 46 者 | 37 者 | ▲9 者 |
| 77.75GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 212 者 | 209 者 | ▲3 者 |
| 80GHz 帯高速無線伝送ｼｽﾃﾑ | 37 者 | 40 者 | ＋3 者 |
| 249GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 17 者 | 19 者 | ＋2 者 |
| 40GHz 帯列車無線(陸上移動局) | 0 者 | 2 者 | ＋2 者 |
| その他(36GHz 超) | 0 者 | 2 者 | ＋2 者 |

（調査結果 図表-全-3-6-7 を基に作成）

[38] P3 の三 3(1)ア～エ参照。

本周波数区分における免許人数は、47GHz 帯アマチュア無線が 47.1%（450 者）、77.75GHz 帯アマチュア無線が 21.9%%（209 者）、135GHz 帯アマチュア無線が 14.9%（142 者）であり、これら 3 システムで 80%超を占めている。

前回調査時から、本周波数区分の免許人数が 33 者減少した主な内訳として、実験試験局（36GHz 超）が 12 者増加している一方で、47GHz 帯アマチュア無線が 42 者減少、50GHz 帯簡易無線が 9 者減少している。

令和 7 年度の無線局数が多い上位 6 システム、前回調査時（令和 5 年度）からの無線局数の増減数が大きい 6 システムを抽出した結果を次表に示す。

＜無線局数が多い上位 6 システム＞

| システム名 | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 80GHz 帯高速無線伝送ｼｽﾃﾑ | 1,234 局 | 1,352 局 | ＋118 局 |
| 40GHz 帯駅ﾎｰﾑ画像伝送 | 850 局 | 945 局 | ＋95 局 |
| 実験試験局（36GHz 超） | 462 局 | 777 局 | ＋315 局 |
| 47GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 535 局 | 489 局 | ▲46 局 |
| 77.75GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 239 局 | 236 局 | ▲3 局 |
| 50GHz 帯簡易無線 | 312 局 | 211 局 | ▲101 局 |
| （参考）その他 | 296 局 | 392 局 | ＋96 局 |

（調査結果 図表-全-3-6-6 を基に作成）

＜前回調査時からの無線局数の増減数が大きい 6 システム＞

| システム名 | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 実験試験局（36GHz 超） | 462 局 | 777 局 | ＋315 局 |
| 80GHz 帯高速無線伝送ｼｽﾃﾑ | 1,234 局 | 1,352 局 | ＋118 局 |
| 50GHz 帯簡易無線 | 312 局 | 211 局 | ▲101 局 |
| 40GHz 帯駅ﾎｰﾑ画像伝送 | 850 局 | 945 局 | ＋95 局 |
| 40GHz 帯列車無線（陸上移動局） | 0 局 | 58 局 | ＋58 局 |
| 47GHz 帯ｱﾏﾁｭｱ無線 | 535 局 | 489 局 | ▲46 局 |

（調査結果 図表-全-3-6-6 を基に作成）

本周波数区分における無線局数は、多い順に 80GHz 帯高速無線伝送システムが 30.7%（1,352 局）、40GHz 帯駅ホーム画像伝送が 21.5%（945 局）、実験試験局（36GHz 超）が 17.7%（777 局）であり、これら 3 システムで 70%弱を占めている。

前回調査時から、本周波数区分の無線局数が 474 局増加した主な内訳として、50GHz 帯簡易無線が 101 局減少している一方で、実験試験局（36GHz 超）が 315 局増加、80GHz 帯高速無線伝送システムが 118 局増加、40GHz 帯駅ホーム画像伝送が 95 局増加している。

なお、実験試験局の無線局数が大きく増加している点について、総務省に傾向を確認したところ、「主に車載のミリ波レーダーや 5G、6G の実験目的で使用されているものが多くなっている。」とのことであった。

また、本周波数区分において、調査票調査が行われたシステム（6 システム）に係る免許人数及び無線局数の推移は、次表のとおりである。

| | 免許人数 *1 | | | 免許人数*2（有効回答数） | 無線局数 | | | 無線局数*3（有効回答数） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和 3 年度 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 令和 7 年度 | 令和 3 年度 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 令和 7 年度 |
| 40GHz 帯画像伝送(公共業務用)(公共用[国以外]) | 1 者 | 1 者 | 1 者 | 1 者 | 2 局 | 2 局 | 2 局 | － |
| 40GHz 帯公共・一般業務(中継系)(公共用[国以外]) | 8 者 | 1 者 | 1 者 | 1 者 | 34 局 | 2 局 | 2 局 | － |
| 40GHz 帯映像 FPU | 1 者 | 1 者 | 1 者 | 1 者 | 9 局 | 9 局 | 9 局 | － |
| 40GHz 帯駅ホーム画像伝送 | 11 者 | 12 者 | 12 者 | 13 者 | 656 局 | 850 局 | 945 局 | － |
| 80GHz 帯高速無線伝送システム | 30 者 | 37 者 | 40 者 | 69 者 | 742 局 | 1,234 局 | 1,352 局 | － |
| 120GHz 帯映像 FPU | 0 者 | 0 者 | 0 者 | 0 者 | 0 局 | 0 局 | 0 局 | － |

*1 複数の電波利用システムを利用している免許人・無線局は、それぞれの電波利用システムで計上している。
*2 免許人数(有効回答数)の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。
*3 重点調査以外の調査票調査では、無線局単位の調査を行っていない。

（調査結果 図表-全-3-6-8 調査票調査の対象となったシステムとその免許人数及び無線局数より一部抜粋）

### ②無線局の行う無線通信の通信量

無線局の行う無線通信の通信量については、調査票調査対象 5 システム（無線局数が 0 局であった 1 システムを除く。）について、「年間の発射日数」、「電波の発射時間帯」及び「今後、3 年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無」に関しては、システムごとに、次のとおりであった。

・40GHz 帯画像伝送(公共業務用)(公共用[国以外]) （免許人数 1 者：有効回答数 1 者）については、年間の発射日数は「1 日～30 日」、電波の発射時間帯は「10 時台」との回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」であった。

・40GHz 帯公共・一般業務(中継系)(公共用[国以外]) （免許人数 1 者：有効回答数 1 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は 24 時間電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「減少見込み」であった。

・40GHz 帯映像 FPU（免許人数 1 者：有効回答数 1 者）については、年間の発射日数は、「1 日～30 日」、電波の発射時間帯は、「6 時台～23 時台」との回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」であった。

・40GHz 帯駅ホーム画像伝送（免許人数 12 者：有効回答数 13 者）については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は、列車の運行時間あわせ、「6 時台～23 時台」が 100%の免許人、それ以外の時間帯は 3 割から 9 割の免許人が電波を発射しているとの回答であった。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 92.3%（12 者）と支配的である一方で、「増加見込み」が 7.7%（1 者）であった。

・80GHz 帯高速無線伝送システム（免許人数 40 者：有効回答数 69 者）については、年間の発射日数は、「365 日」が 73.9%（51 者）、「1 日～30 日」が 11.6%（8 者）、「181 日～270 日」、「0 日」が 5.8%（4 者）等との回答であった。電波の発射時間帯は、常時 8 割以上の免許人が電波を発射している傾向が確認された。今後 3 年間で見込まれる通信量の増減は、「増減の見込みなし」が 47.8%（33 者）、「増加見込み」が 46.4%（32 者）、「減少見込み」が 5.8%（4 者）であった。

| | 有効回答数 | 0日 | 1日～30日 | 31日～90日 | 91日～180日 | 181日～270日 | 271日～364日 | 365日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 40GHz帯画像伝送(公共業務用)(公共用[国以外]) | 1 | 0.0% | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 40GHz帯公共・一般業務(中継系)(公共用[国以外]) | 1 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 40GHz帯映像FPU | 1 | 0.0% | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |
| 40GHz帯駅ホーム画像伝送 | 13 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 80GHz帯高速無線伝送システム | 69 | 5.8% | 11.6% | 2.9% | 0.0% | 5.8% | 0.0% | 73.9% |

*1 図表中の割合は、調査票に回答した免許人数に基づき算出している。
*2 有効回答数とは、調査票に回答した免許人数を示している。
*3 0.05%未満については、0.0%と表示している。
*4 システムごとに、最も小さい値を白として、値が大きいほど色が濃くなる。
*5 発射状態とは、電波を発射している状態の時間帯を指し、電波を受信している状態のみの時間帯は含まない。
*6 令和6年4月1日から令和7年3月31日までにおいて、管理する全ての無線局のうち1局でも発射状態（1日あたりの発射時間がどの程度かは問わない）であった場合、1日とカウントしている。記録がない場合は、おおよその日数で回答している。

（調査結果 図表-全-3-6-10 年間の発射日数）

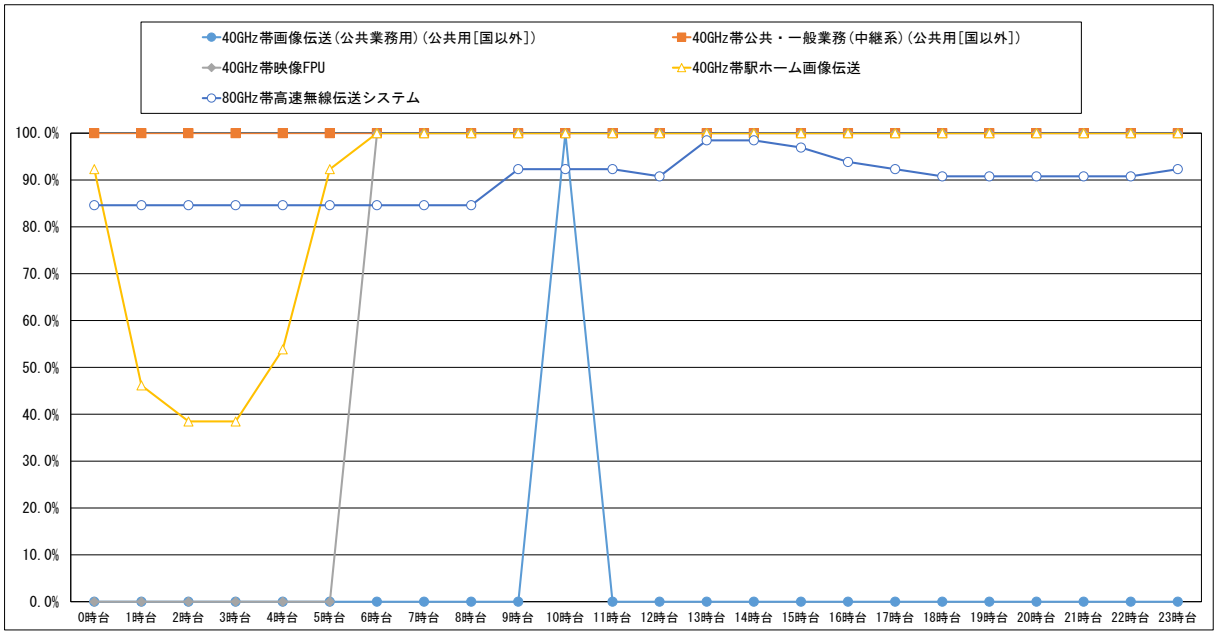


（調査結果 図表-全-3-6-11 電波の発射時間帯より一部抜粋）

| | 有効回答数 | 通信量は増加見込み | 通信量は減少見込み | 通信量の増減の見込みなし |
|---|---|---|---|---|
| 40GHz帯画像伝送(公共業務用)(公共用[国以外]) | 1 | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 40GHz帯公共・一般業務(中継系)(公共用[国以外]) | 1 | 0.0% | 100.0% | 0.0% |
| 40GHz帯映像FPU | 1 | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| 40GHz帯駅ホーム画像伝送 | 13 | 7.7% | 0.0% | 92.3% |
| 80GHz帯高速無線伝送システム | 69 | 46.4% | 5.8% | 47.8% |

（調査結果 図表-全-3-6-30 今後3年間で見込まれる通信量の増減に関する見込みの有無より抜粋）

### イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において求められている取組は、以下の「周波数の共用」等に係る 1 取組である。

#### ・HAPS の導入に向けた検討

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「HAPS の国内導入に向け、必要な技術基準の策定を目的として、固定系リンク及び移動系リンクに関する無線システムについて、他の無線システムとの周波数共用に係る技術的条件等について検討を進め、早期の活用が想定される 38～39.5GHz を用いた固定系リンクについて、令和 7 年度内を目途に制度整備を行う。」とされている。

これに関して令和 7 年 11 月に、他の無線システムとの共用条件を含む技術的条件の一部答申が出されており、これに基づき、令和 8 年 4 月に制度整備が完了している。

### ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応状況は以下のとおりであり、適切に対応されている状況であることが確認できた。

#### ①40GHz 帯の 5G 割当てに向けた検討

令和 5 年度の評価結果において、以下のように評価した。

| |
|---|
| 5G の割当てに向けた検討が進められている 40GHz 帯（37.0～43.5GHz）のうち、40GHz 帯映像 FPU に係る周波数帯（41.0～42.0GHz）については、重点調査の評価に示した取組を実施していくこと。他の周波数帯においては、令和 6 年度まで検討が進められている既存システムとの共用検討等を踏まえ、5G への割当てに向けた検討を推進していくこと。 |

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版）において以下のとおり記載され、これに沿った取組が進められていたところである。

| |
|---|
| 令和 7 年度末を目途に条件付オークションを実施し、5G に割り当てることを目指す。そのために、既存無線システムとの共用条件、ダイナミック周波数共用の適用帯域や共用管理システムの要件等に係る技術試験の検討状況を適宜反映しながら令和 7 年春頃を目途に技術的条件を取りまとめ、同年秋頃を目途に技術基準を策定する。 |

その後、令和 7 年 5 月に、情報通信審議会から「第 5 世代移動通信システム（26GHz 帯/40GHz 帯）に関する技術的条件」に係る一部答申が出されたところであるが、並行して実施されていた利用意向調査の結果、40GHz 帯については、早期の 5G の割当て希望が示されなかった。この状況を踏まえ、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されていることから、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

| |
|---|
| 40GHz 帯については、令和 7 年 5 月に実施した利用意向調査の結果、早期の 5G の割当て希望が示されなかったことから、技術的な動向や国内外の需要動向等を勘案しつつ、改めて割当て時期等を検討する。 |

**②HAPS の導入に向けた検討**

令和 5 年度の評価結果において、以下のとおり評価した。

| |
|---|
| 40GHz 帯のうち 38.0～39.5GHz の周波数帯においては、HAPS の導入に向けた需要もあることから、同帯域全体の周波数利用方策の検討を行っていくこと。 |

この評価を受けて、上記イのとおり評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

**③滑走路面異物検知レーダーの制度整備**

令和 5 年度の評価結果において、以下のとおり評価した。

| |
|---|
| 滑走路面異物検知レーダー（92～100GHz）については、令和 6 年 4 月の情報通信審議会からの技術的条件に係る答申に基づき、可能な限り早期の制度整備を行うこと。 |

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 6 年度版）において以下のとおり記載されており、また、令和 6 年 12 月に制度整備が完了していることからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

| |
|---|
| 空港の滑走路監視等重要インフラの可用性、安全性確保の実現に向けて、高速・高精度のイメージング技術を活用した滑走路面異物検知レーダー（92～100GHz）の導入に向け、令和 6 年 4 月の情報通信審議会からの技術的条件に係る答申を踏まえ、令和 6 年内に制度整備を行う。 |

**④ミリ波鉄道無線システムの技術的条件**

令和 5 年度の評価結果において、以下のとおり評価した。

| |
|---|
| ミリ波鉄道無線システムについては、令和 5 年度に実施した技術検討を踏まえ、早期に技術的条件の検討を開始すること。 |

この評価を受けて、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において以下のとおり記載されており、また、令和 8 年 2 月に制度整備が完了していることからも、評価結果に基づき周波数再編アクションプランへの対応がなされている。

| |
|---|
| 指令室における車両内の状況把握等のための映像伝送や、ワンマン運転のためのホーム画像の伝送等の需要の増加に対応するため令和 7 年 7 月に取りまとめられた技術的条件を踏まえ、令和 7 年度中を目途に制度整備を実施する。 |

**エ　周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況**

本周波数区分において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局は存在しない。

**オ 新たな電波利用システムに関する需要の動向**

40GHz 帯公共・一般業務等により利用されている周波数帯（37.0～43.5GHz）においては、5G 及び HAPS 向けの周波数需要が存在しており、80GHz 帯高速無線伝送システム等により利用されている周波数帯（75～110GHz）においては、セキュリティ監視レーダー向けの周波数需要が存在している。

**（２）評価にあたって考慮する事項**

**・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[39]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

社会的貢献性について調査した結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」「非常時等における人命又は財産の保護」等と回答している。

これらシステムは、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、非常時等における人命又は財産の保護、公共の安全や秩序の維持等へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

**・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況**

本周波数区分における調査票調査対象システムの運用継続性の確保のための対策の有無について、おおむね高い割合で対策に取り組んでいることが確認された。

[39] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

### （３）評価

本周波数区分は、主に、移動業務、固定業務、電波天文等に分配され、画像伝送システム、40/55GHz 帯映像 FPU、50GHz 帯簡易無線、38GHz 帯 FWA のほか、60GHz 帯小電力データ通信システムや自動車レーダー等の免許不要の電波利用システム等で使用されている。

本周波数区分の免許人数及び無線局数は、約 1.0 千者、約 4.4 千局となっている。

免許人数は、全体として減少傾向（前回調査から約 33 者減少）にあり、その内訳として、実験試験局(36GHz 超)等の免許人が増加している一方で、47GHz 帯アマチュア無線、50GHz 帯簡易無線等の免許人が減少している。

無線局数は、全体として増加傾向（前回調査から約 474 局増加）にあり、その内訳として、50GHz 帯簡易無線等が減少している一方で、実験試験局、40GHz 帯駅ホーム画像伝送、80GHz 帯高速無線伝送システム等が増加している。

本周波数区分は、免許人数は減少傾向にあるものの、無線局数は増加傾向にあり、最も高い周波数区分であるが、80GHz 帯高速無線伝送システムや 40GHz 帯駅ホーム画像伝送等、免許不要局では自動車に搭載されるミリ波レーダーの利用が進展している。また、新たな電波利用ニーズへの対応として、前回調査以降、ミリ波鉄道無線システム、滑走路面異物検知レーダー及び HAPS の固定系リンクの制度化が完了していること等を総合的に勘案すると、電波の有効利用が一定程度行われている。

更なる電波の有効利用の促進に向け、今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当である。

・5G の割当てに向けた検討が進められていた 40GHz 帯（37.0～43.5GHz）は、令和 7 年 5 月に実施した利用意向調査の結果、早期の 5G の割当て希望が示されなかったが、技術的な動向や国内外の需要動向等を勘案しつつ、引き続き割当て時期等を検討すること。また、40GHz 帯以外の IMT 特定済の周波数帯（47.2～48.2GHz、66～71GHz）についても、ITU[40]、3GPP[41]等における検討状況や諸外国の動向等を踏まえつつ、5G への割当て可能性について検討を推進すること。

[40] ITU: International Telecommunication Union（国際電気通信連合）

[41] 3GPP: 3rd Generation Partnership Project（移動通信システムの仕様を検討・策定することを目的として設立された、日米欧等の標準化機関によるプロジェクト）

## Ⅳ　各総合通信局の管轄区域ごとの調査結果に対する評価

総合通信局の管轄区域ごとの調査結果は、全国を一の区域とした調査結果の傾向とおおむね同様であるため、その総合通信局の管轄区域について 6 つの周波数区分に分けて行う評価についても、全国を一の区域とした評価と原則同様である。

他方で、全国と総合通信局の管轄区域ごとを比較し、免許人数及び無線局数の増減の傾向の違い、全国の無線局の中で当該総合通信局が占める割合が高いシステム並びに 6 つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位 10 システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものを総合通信局の管轄区域ごとに、次のとおり取りまとめた。

## １　北海道総合通信局

北海道総合通信局（以下「北海道」という。）における 714MHz 超全体の免許人数は 12,197 者（全国の 8.62%）、無線局数は 29,068 局（全国の 3.61%）である。前回調査（令和 5 年度）から、免許人数は 1,025 者減少（13,222 者→12,197 者）、無線局数は 8,327 局減少（37,395 局→29,068 局）している。免許人数及び無線局数の減少はいずれも全国と同様である。

6 つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

| | 免許人数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 北海道総合通信局 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 714MHz 超<br>1.4GHz 以下 | 6,620 者 | 5,737 者 | ▲883 者 | 86,757 者 | 78,495 者 | ▲8,262 者 |
| 1.4GHz 超<br>3.4GHz 以下 | 393 者 | 390 者 | ▲3 者 | 6,701 者 | 6,425 者 | ▲276 者 |
| 3.4GHz 超<br>8.5GHz 以下 | 417 者 | 448 者 | ＋31 者 | 9,809 者 | 10,361 者 | ＋552 者 |
| 8.5GHz 超<br>15.35GHz 以下 | 5,677 者 | 5,504 者 | ▲173 者 | 43,555 者 | 43,980 者 | ＋425 者 |
| 15.35GHz 超<br>36GHz 以下 | 72 者 | 74 者 | ＋2 者 | 1,374 者 | 1,303 者 | ▲71 者 |
| 36GHz 超 | 43 者 | 44 者 | ＋1 者 | 989 者 | 956 者 | ▲33 者 |
| 合計 | 13,222 者 | 12,197 者 | ▲1,025 者 | 149,185 者 | 141,520 者 | ▲7,665 者 |

また、6 つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

| | 無線局数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 北海道総合通信局 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 714MHz 超<br>1.4GHz 以下 | 17,564 局 | 14,250 局 | ▲3,314 局 | 279,152 局 | 264,204 局 | ▲14,948 局 |
| 1.4GHz 超<br>3.4GHz 以下 | 6,887 局 | 2,734 局 | ▲4,153 局 | 619,301 局 | 354,482 局 | ▲264,819 局 |
| 3.4GHz 超<br>8.5GHz 以下 | 4,537 局 | 3,864 局 | ▲673 局 | 50,504 局 | 61,591 局 | ＋11,087 局 |
| 8.5GHz 超<br>15.35GHz 以下 | 7,290 局 | 7,090 局 | ▲200 局 | 85,934 局 | 103,564 局 | ＋17,630 局 |
| 15.35GHz 超<br>36GHz 以下 | 994 局 | 990 局 | ▲4 局 | 13,557 局 | 16,549 局 | ＋2,992 局 |
| 36GHz 超 | 123 局 | 140 局 | ＋17 局 | 3,928 局 | 4,402 局 | ＋474 局 |
| 合計 | 37,395 局 | 29,068 局 | ▲8,327 局 | 1,052,376 局 | 804,792 局 | ▲247,584 局 |

免許人数について、周波数区分ごとの増減傾向は、8.5GHz 超 15.35GHz 以下の 1 区分において、全国では増加しているのに対し北海道では減少、15.35GHz 超 36GHz 以下及び 36GHz 超の 2 区分において、全国では減少しているのに対し北海道では増加している。他 3 区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、3.4GHz 超 8.5GHz 以下、8.5GHz 超 15.35GHz 以下及び 15.35 超 36GHz 以下の 3 区分において、全国では増加しているのに対し北海道では減少している。他 3 区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、北海道においては、全国に対し実験試験局（15.35GHz 超 21.2GHz 以下）は 46.7%（21 局）を、航空交通管制用レーダービーコンシステム（ATCRBS[42]）・ATC トランスポンダ（無線航行移動局）は 46.7%（7 局）を占めており、高い割合であることが確認された。

6 つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位 10 システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、7 システムが該当した。

（上段は令和 5 年度（前回調査）から令和 7 年度への増加率、下段は令和 7 年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz 超 1.4GHz 以下

| システム名 | 北海道 | 全国 |
|---|---|---|
| 1.2GHz 帯特定ラジオマイク・1.2GHz 帯デジタル特定ラジオマイク(A 型)(陸上移動局) | ▲2.3%<br>(376 局、▲9 局) | ＋14.0%<br>(18,747 局、＋2,302 局) |
| 920MHz 帯移動体識別(構内無線局(登録局)) | ＋1.6%<br>(377 局、+6 局) | ▲2.5%<br>(19,092 局、▲496 局) |

(2)1.4GHz 超 3.4GHz 以下

| システム名 | 北海道 | 全国 |
|---|---|---|
| 地域広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く)) | ▲2.2%<br>(567 局、▲13 局) | ＋10.1%<br>(7,376 局、＋674 局) |

(3)3.4GHz 超 8.5GHz 以下

| システム名 | 北海道 | 全国 |
|---|---|---|
| 実験試験局(4.4GHz 超 5.85GHz 以下) | ▲61.2%<br>(19 局、▲30 局) | ＋98.7%<br>(3,777 局、＋1,876 局) |

(4)8.5GHz 超 15.35GHz 以下

| システム名 | 北海道 | 全国 |
|---|---|---|
| 衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Ku バンド)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下) | ▲29.0%<br>(44 局、▲18 局) | ＋79.8%<br>(33,374 局、＋14,817 局) |
| 船舶航行用レーダー | ▲3.2%<br>(6,064 局、▲200 局) | ＋0.7%<br>(47,516 局、＋315 局) |

(5)15.35GHz 超 36GHz 以下

該当システムなし。

(6)36GHz 超

| システム名 | 北海道 | 全国 |
|---|---|---|
| 40GHz 帯駅ホーム画像伝送 | ▲4.3%<br>(45 局、▲2 局) | ＋11.2%<br>(945 局、＋95 局) |

[42] ATCRBS: Air Traffic Control Radar Beacon System

## ２　東北総合通信局

東北総合通信局（以下「東北」という。）における 714MHz 超全体の免許人数は 11,978 者（全国の 8.46%）、無線局数は 25,298 局（全国の 3.14%）である。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数は 948 者減少（12,926 者→11,978 者）、無線局数は 8,800 局減少（34,098 局→25,298 局）している。免許人数及び無線局数の減少はいずれも全国と同様である。

6 つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

| | 免許人数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 東北総合通信局 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 714MHz 超<br>1.4GHz 以下 | 7,324 者 | 6,521 者 | ▲803 者 | 86,757 者 | 78,495 者 | ▲8,262 者 |
| 1.4GHz 超<br>3.4GHz 以下 | 415 者 | 375 者 | ▲40 者 | 6,701 者 | 6,425 者 | ▲276 者 |
| 3.4GHz 超<br>8.5GHz 以下 | 755 者 | 742 者 | ▲13 者 | 9,809 者 | 10,361 者 | ＋552 者 |
| 8.5GHz 超<br>15.35GHz 以下 | 4,267 者 | 4,180 者 | ▲87 者 | 43,555 者 | 43,980 者 | ＋425 者 |
| 15.35GHz 超<br>36GHz 以下 | 125 者 | 122 者 | ▲3 者 | 1,374 者 | 1,303 者 | ▲71 者 |
| 36GHz 超 | 40 者 | 38 者 | ▲2 者 | 989 者 | 956 者 | ▲33 者 |
| 合計 | 12,926 者 | 11,978 者 | ▲948 者 | 149,185 者 | 141,520 者 | ▲7,665 者 |

また、6 つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

| | 無線局数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 東北総合通信局 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 714MHz 超<br>1.4GHz 以下 | 13,911 局 | 12,833 局 | ▲1,078 局 | 279,152 局 | 264,204 局 | ▲14,948 局 |
| 1.4GHz 超<br>3.4GHz 以下 | 9,116 局 | 1,491 局 | ▲7,625 局 | 619,301 局 | 354,482 局 | ▲264,819 局 |
| 3.4GHz 超<br>8.5GHz 以下 | 3,678 局 | 3,702 局 | ＋24 局 | 50,504 局 | 61,591 局 | ＋11,087 局 |
| 8.5GHz 超<br>15.35GHz 以下 | 6,075 局 | 5,950 局 | ▲125 局 | 85,934 局 | 103,564 局 | ＋17,630 局 |
| 15.35GHz 超<br>36GHz 以下 | 1,160 局 | 1,156 局 | ▲4 局 | 13,557 局 | 16,549 局 | ＋2,992 局 |
| 36GHz 超 | 158 局 | 166 局 | ＋8 局 | 3,928 局 | 4,402 局 | ＋474 局 |
| 合計 | 34,098 局 | 25,298 局 | ▲8,800 局 | 1,052,376 局 | 804,792 局 | ▲247,584 局 |

免許人数について、周波数区分ごとの増減傾向は、3.4GHz 超 8.5GHz 以下及び 8.5GHz 超 15.35GHz 以下の 2 区分において、全国では増加しているのに対し東北では減少している。他の 4 区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、8.5GHz 超 15.35GHz 以下及び 15.35 超 36GHz 以下の 2 区分において、全国では増加しているのに対し東北では減少している。他の 4 区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、東北においては、全国に対し映像 STL/TTL/TSL（E バンド）は 60.4%（32 局）を、18GHz 帯 FWA は 37.6%（228 局）を占めており、高い割合であることが確認された。

6 つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位 10 システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、6 システムが該当した。

（上段は令和 5 年度（前回調査）から令和 7 年度への増加率、下段は令和 7 年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz 超 1.4GHz 以下

| システム名 | 東北 | 全国 |
|---|---|---|
| 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信(陸上移動局) | ▲71.0%<br>(9 局、▲22 局) | ＋57.5%<br>(8,181 局、＋2,987 局) |

(2)1.4GHz 超 3.4GHz 以下

| システム名 | 東北 | 全国 |
|---|---|---|
| 地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局) | ＋35.6%<br>(590 局、＋155 局) | ▲9.6%<br>(239,582 局、▲25,514 局) |

(3)3.4GHz 超 8.5GHz 以下

該当システムなし。

(4)8.5GHz 超 15.35GHz 以下

| システム名 | 東北 | 全国 |
|---|---|---|
| 衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Ku バンド)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下) | ▲23.3%<br>(79 局、▲24 局) | ＋79.8%<br>(33,374 局、＋14,817 局) |
| 船舶航行用レーダー | ▲2.0%<br>(4,484 局、▲92 局) | ＋0.7%<br>(47,516 局、＋315 局) |

(5)15.35GHz 超 36GHz 以下

| システム名 | 東北 | 全国 |
|---|---|---|
| 26GHz 帯 FWA | ＋1.2%<br>(417 局、＋5 局) | ▲2.2%<br>(5,454 局、▲123 局) |
| 18GHz 帯公共用小容量固定 | ＋1.6%<br>(194 局、＋3 局) | ▲1.8%<br>(1,353 局、▲25 局) |

(6)36GHz 超

該当システムなし。

## ３　関東総合通信局

関東総合通信局（以下「関東」という。）における 714MHz 超全体の免許人数は 34,401 者（全国の 24.31%）、無線局数は 361,834 局（全国の 44.96%）である。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数は 1,409 者減少（35,810 者→344,01 者）、無線局数は 163,562 局減少（525,396 局→36,1834 局）している。免許人数及び無線局数の減少はいずれも全国と同様である。

6 つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

| | 免許人数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 関東総合通信局 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 714MHz 超<br>1.4GHz 以下 | 24,795 者 | 23,128 者 | ▲1,667 者 | 86,757 者 | 78,495 者 | ▲8,262 者 |
| 1.4GHz 超<br>3.4GHz 以下 | 2,128 者 | 2,048 者 | ▲80 者 | 6,701 者 | 6,425 者 | ▲276 者 |
| 3.4GHz 超<br>8.5GHz 以下 | 3,657 者 | 3,818 者 | ＋161 者 | 9,809 者 | 10,361 者 | ＋552 者 |
| 8.5GHz 超<br>15.35GHz 以下 | 4,339 者 | 4,559 者 | ＋220 者 | 43,555 者 | 43,980 者 | ＋425 者 |
| 15.35GHz 超<br>36GHz 以下 | 463 者 | 427 者 | ▲36 者 | 1,374 者 | 1,303 者 | ▲71 者 |
| 36GHz 超 | 428 者 | 421 者 | ▲7 者 | 989 者 | 956 者 | ▲33 者 |
| 合計 | 35,810 者 | 34,401 者 | ▲1,409 者 | 149,185 者 | 141,520 者 | ▲7,665 者 |

また、6 つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

| | 無線局数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 関東総合通信局 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 714MHz 超<br>1.4GHz 以下 | 110,724 局 | 109,896 局 | ▲828 局 | 279,152 局 | 264,204 局 | ▲14,948 局 |
| 1.4GHz 超<br>3.4GHz 以下 | 366,057 局 | 181,598 局 | ▲184,459 局 | 619,301 局 | 354,482 局 | ▲264,819 局 |
| 3.4GHz 超<br>8.5GHz 以下 | 14,912 局 | 19,377 局 | ＋4,465 局 | 50,504 局 | 61,591 局 | ＋11,087 局 |
| 8.5GHz 超<br>15.35GHz 以下 | 27,842 局 | 44,773 局 | ＋16,931 局 | 85,934 局 | 103,564 局 | ＋17,630 局 |
| 15.35GHz 超<br>36GHz 以下 | 3,907 局 | 4,069 局 | ＋162 局 | 13,557 局 | 16,549 局 | ＋2,992 局 |
| 36GHz 超 | 1,954 局 | 2,121 局 | ＋167 局 | 3,928 局 | 4,402 局 | ＋474 局 |
| 合計 | 525,396 局 | 361,834 局 | ▲163,562 局 | 1,052,376 局 | 804,792 局 | ▲247,584 局 |

免許人数及び無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、6 区分すべてで、全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、関東においては、全国に対し N-STAR 衛星移動通信システム（携帯移動地球局）、インマルサットシステム（携帯移動地球局）、移動衛星サービスリンクのアップリンク（Ku バンド）等は 100%（それぞれ 45,955 局、19,346 局、2,431 局）を占めており、高い割合であることが確認された。

関東の特徴的な傾向として、実験試験局（4.4GHz 超 5.85GHz 以下）が前回調査から 60.0%増加（845 局増）と顕著に増加しているのは主に V2X の増加によるもの、また、衛星アップリンク（移動衛星を除く）（Ku バンド）（13.75GHz 超 14.5GHz 以下）が前回調査から 84.3%増加（14,985 局増）と顕著に増加しているのは主に衛星通信インターネットに使用される VSAT 地球局の開設数増加のためである。

6 つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位 10 システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、3 システムが該当した。

（上段は令和 5 年度（前回調査）から令和 7 年度への増加率、下段は令和 7 年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz 超 1.4GHz 以下
該当システムなし。

(2)1.4GHz 超 3.4GHz 以下
該当システムなし。

(3)3.4GHz 超 8.5GHz 以下

| システム名 | 関東 | 全国 |
|---|---|---|
| 5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局) | ＋12.1%<br>(2,669 局、＋288 局) | ▲5.3%<br>(13,126 局、▲729 局) |

(4)8.5GHz 超 15.35GHz 以下

| システム名 | 関東 | 全国 |
|---|---|---|
| 速度センサ／侵入検知センサ | ▲11.3%<br>(235 局、▲30 局) | ＋29.5%<br>(1,760 局、＋401 局) |
| 捜索救助用レーダートランスポンダ(SART) | ＋1.2%<br>(758 局、＋9 局) | ▲1.5%<br>(5,330 局、▲80 局) |

(5)15.35GHz 超 36GHz 以下
該当システムなし。

(6)36GHz 超
該当システムなし。

## ４　信越総合通信局

信越総合通信局（以下「信越」という。）における 714MHz 超全体の免許人数は 4,736 者（全国の 3.35%）、無線局数は 11,737 局（全国の 1.46%）である。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数は 211 者減少（4,947 者→4,736 者）、無線局数は 3,273 局減少（15,010 局→11,737 局）している。免許人数及び無線局数の減少はいずれも全国と同様である。

6 つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

| | 免許人数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 信越総合通信局 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 714MHz 超<br>1.4GHz 以下 | 3,285 者 | 3,028 者 | ▲257 者 | 86,757 者 | 78,495 者 | ▲8,262 者 |
| 1.4GHz 超<br>3.4GHz 以下 | 345 者 | 341 者 | ▲4 者 | 6,701 者 | 6,425 者 | ▲276 者 |
| 3.4GHz 超<br>8.5GHz 以下 | 450 者 | 486 者 | ＋36 者 | 9,809 者 | 10,361 者 | ＋552 者 |
| 8.5GHz 超<br>15.35GHz 以下 | 671 者 | 692 者 | ＋21 者 | 43,555 者 | 43,980 者 | ＋425 者 |
| 15.35GHz 超<br>36GHz 以下 | 109 者 | 106 者 | ▲3 者 | 1,374 者 | 1,303 者 | ▲71 者 |
| 36GHz 超 | 87 者 | 83 者 | ▲4 者 | 989 者 | 956 者 | ▲33 者 |
| 合計 | 4,947 者 | 4,736 者 | ▲211 者 | 149,185 者 | 141,520 者 | ▲7,665 者 |

また、6 つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

| | 無線局数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 信越総合通信局 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 714MHz 超<br>1.4GHz 以下 | 6,502 局 | 6,003 局 | ▲499 局 | 279,152 局 | 264,204 局 | ▲14,948 局 |
| 1.4GHz 超<br>3.4GHz 以下 | 4,860 局 | 1,934 局 | ▲2,926 局 | 619,301 局 | 354,482 局 | ▲264,819 局 |
| 3.4GHz 超<br>8.5GHz 以下 | 1,768 局 | 1,945 局 | ＋177 局 | 50,504 局 | 61,591 局 | ＋11,087 局 |
| 8.5GHz 超<br>15.35GHz 以下 | 1,240 局 | 1,243 局 | ＋3 局 | 85,934 局 | 103,564 局 | ＋17,630 局 |
| 15.35GHz 超<br>36GHz 以下 | 527 局 | 506 局 | ▲21 局 | 13,557 局 | 16,549 局 | ＋2,992 局 |
| 36GHz 超 | 113 局 | 106 局 | ▲7 局 | 3,928 局 | 4,402 局 | ＋474 局 |
| 合計 | 15,010 局 | 11,737 局 | ▲3,273 局 | 1,052,376 局 | 804,792 局 | ▲247,584 局 |

免許人数について、周波数区分ごとの増減傾向は、6 区分すべてで、全国と同様である。

無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、15.35 超 36GHz 以下及び 36GHz 超の 2 区分において、全国では増加しているのに対し信越では減少している。他の 4 区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、信越においては、全国に対し実験試験局（2.7GHz 超 3.4GHz 以下）は 18.1%を、実験試験局（10.25GHz 超 15.35GHz 以下）は 15.6%（7 局）を占めており、高い割合であることが確認された。

6 つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位 10 システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、6 システムが該当した。

（上段は令和 5 年度（前回調査）から令和 7 年度への増加率、下段は令和 7 年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz 超 1.4GHz 以下

| システム名 | 信越 | 全国 |
|---|---|---|
| 920MHz 帯移動体識別(陸上移動局(免許局)) | ▲100.0%<br>(0 局、▲2 局) | ＋73.0%<br>(744 局、＋314 局) |

(2)1.4GHz 超 3.4GHz 以下

| システム名 | 信越 | 全国 |
|---|---|---|
| 地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局) | ＋26.9%<br>(1,478 局、＋313 局) | ▲9.6%<br>(239,582 局、▲25,514 局) |

(3)3.4GHz 超 8.5GHz 以下

| システム名 | 信越 | 全国 |
|---|---|---|
| 5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局) | ＋5.1%<br>(392 局、＋19 局) | ▲5.3%<br>(13,126 局、▲729 局) |

(4)8.5GHz 超 15.35GHz 以下

| システム名 | 信越 | 全国 |
|---|---|---|
| 衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Ku バンド)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下) | ▲27.5%<br>(29 局、▲11 局) | ＋79.8%<br>(33,374 局、＋14,817 局) |

(5)15.35GHz 超 36GHz 以下

| システム名 | 信越 | 全国 |
|---|---|---|
| 実験試験局(23.6GHz 超 36GHz 以下) | ▲14.3%<br>(6 局、▲1 局) | ＋18.0%<br>(630 局、＋96 局) |

(6)36GHz 超

| システム名 | 信越 | 全国 |
|---|---|---|
| 実験試験局(36GHz 超) | ▲50.0%<br>(3 局、▲3 局) | ＋68.2%<br>(777 局、＋315 局) |

## ５　北陸総合通信局

北陸総合通信局（以下「北陸」という。）における 714MHz 超全体の免許人数は 4,097 者（全国の 2.89%）、無線局数は 12,315 局（全国の 1.53%）である。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数は 386 者減少（4,483 者→4,097 者）、無線局数は 1,638 局減少（13,953 局→12,315 局）している。免許人数及び無線局数の減少は全国と同様である。

6 つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

| | 免許人数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 北陸総合通信局 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 714MHz 超<br>1.4GHz 以下 | 2,533 者 | 2,178 者 | ▲355 者 | 86,757 者 | 78,495 者 | ▲8,262 者 |
| 1.4GHz 超<br>3.4GHz 以下 | 220 者 | 197 者 | ▲23 者 | 6,701 者 | 6,425 者 | ▲276 者 |
| 3.4GHz 超<br>8.5GHz 以下 | 287 者 | 311 者 | ＋24 者 | 9,809 者 | 10,361 者 | ＋552 者 |
| 8.5GHz 超<br>15.35GHz 以下 | 1,368 者 | 1,340 者 | ▲28 者 | 43,555 者 | 43,980 者 | ＋425 者 |
| 15.35GHz 超<br>36GHz 以下 | 44 者 | 43 者 | ▲1 者 | 1,374 者 | 1,303 者 | ▲71 者 |
| 36GHz 超 | 31 者 | 28 者 | ▲3 者 | 989 者 | 956 者 | ▲33 者 |
| 合計 | 4,483 者 | 4,097 者 | ▲386 者 | 149,185 者 | 141,520 者 | ▲7,665 者 |

また、6 つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

| | 無線局数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 北陸総合通信局 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 714MHz 超<br>1.4GHz 以下 | 6,710 局 | 6,099 局 | ▲611 局 | 279,152 局 | 264,204 局 | ▲14,948 局 |
| 1.4GHz 超<br>3.4GHz 以下 | 4,213 局 | 2,089 局 | ▲2,124 局 | 619,301 局 | 354,482 局 | ▲264,819 局 |
| 3.4GHz 超<br>8.5GHz 以下 | 886 局 | 2,011 局 | ＋1,125 局 | 50,504 局 | 61,591 局 | ＋11,087 局 |
| 8.5GHz 超<br>15.35GHz 以下 | 1,746 局 | 1,725 局 | ▲21 局 | 85,934 局 | 103,564 局 | ＋17,630 局 |
| 15.35GHz 超<br>36GHz 以下 | 321 局 | 310 局 | ▲11 局 | 13,557 局 | 16,549 局 | ＋2,992 局 |
| 36GHz 超 | 77 局 | 81 局 | ＋4 局 | 3,928 局 | 4,402 局 | ＋474 局 |
| 合計 | 13,953 局 | 12,315 局 | ▲1,638 局 | 1,052,376 局 | 804,792 局 | ▲247,584 局 |

免許人数について、周波数区分ごとの増減傾向は、8.5GHz 超 15.35GHz 以下の 1 区分において、全国では増加しているのに対し北陸では減少している。他の 5 区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、8.5GHz 超 15.35GHz 以下及び 15.35 超 36GHz 以下の 2 区分において、全国では増加しているのに対し北陸では減少している。他の 4 区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、北陸においては、全国に対し実験試験局（4.4GHz 超 5.85GHz 以下）は 27.0%（1,020 局）を、15GHz 帯電気通信業務災害対策用は 16.7%を、映像 STL/TTL/TSL（N バンド）は 13.6%（8 局）を占めており、高い割合であることが確認された。

北陸の特徴的な傾向として、実験試験局（4.4GHz 超 5.85GHz 以下）が前回調査から 101900.0%増加（1,019 局増）と顕著に増加しているのは主にドローンでの利用目的としたものが約 1,000 局申請があったため、また、船舶航行用レーダーが前回調査から 2.0%減少（27 局減）しているのは能登半島地震による廃船に伴う無線局の廃止があったためである。

6 つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位 10 システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、9 システムが該当した。

（上段は令和 5 年度（前回調査）から令和 7 年度への増加率、下段は令和 7 年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz 超 1.4GHz 以下

| システム名 | 北陸 | 全国 |
|---|---|---|
| 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信(陸上移動局) | ▲1.3%<br>(75 局、▲1 局) | ＋57.5%<br>(8,181 局、＋2,987 局) |

(2)1.4GHz 超 3.4GHz 以下

| システム名 | 北陸 | 全国 |
|---|---|---|
| 地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局) | ＋7.0%<br>(1,797 局、＋118 局) | ▲9.6%<br>(239,582 局、▲25,514 局) |

(3)3.4GHz 超 8.5GHz 以下

| システム名 | 北陸 | 全国 |
|---|---|---|
| 5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局) | ＋2.9%<br>(141 局、＋4 局) | ▲5.3%<br>(13,126 局、▲729 局) |

(4)8.5GHz 超 15.35GHz 以下

| システム名 | 北陸 | 全国 |
|---|---|---|
| 衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Ku バンド)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下) | ▲26.8%<br>(30 局、▲11 局) | ＋79.8%<br>(33,374 局、＋14,817 局) |
| 船舶航行用レーダー | ▲2.0%<br>(1,315 局、▲27 局) | ＋0.7%<br>(47,516 局、＋315 局) |

(5)15.35GHz 超 36GHz 以下

| システム名 | 北陸 | 全国 |
|---|---|---|
| ローカル 5G(28.2GHz 超 29.1GHz 以下)(陸上移動局) | ▲77.3%<br>(5 局、▲17 局) | ＋382.1%<br>(3,886 局、＋3,080 局) |
| 26GHz 帯 FWA | ▲14.3%<br>(6 局、▲1 局) | ＋2.6%<br>(158 局、＋4 局) |
| 実験試験局(23.6GHz 超 36GHz 以下) | ▲100.0%<br>(0 局、▲1 局) | ＋18.0%<br>(630 局＋96 局) |

| | | |
|---|---|---|
| 18GHz 帯電気通信業務(エントランス) | ＋6.6%<br>(65 局、＋4 局) | ▲1.3%<br>(2,973 局、▲40 局) |

(6)36GHz 超

該当システムなし。

## ６　東海総合通信局

東海総合通信局（以下「東海」という。）における 714MHz 超全体の免許人数は 16,367 者（全国の 11.57%）、無線局数は 53,687 局（全国の 6.67%）である。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数は 1,043 者減少（17,410 者→16,367 者）、無線局数は 10,933 局減少（64,620 局→53,687 局）している。免許人数及び無線局数の減少はいずれも全国と同様である。

6 つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

| | 免許人数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 東海総合通信局 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 714MHz 超<br>1.4GHz 以下 | 11,502 者 | 10,325 者 | ▲1,177 者 | 86,757 者 | 78,495 者 | ▲8,262 者 |
| 1.4GHz 超<br>3.4GHz 以下 | 838 者 | 807 者 | ▲31 者 | 6,701 者 | 6,425 者 | ▲276 者 |
| 3.4GHz 超<br>8.5GHz 以下 | 1,230 者 | 1,328 者 | ＋98 者 | 9,809 者 | 10,361 者 | ＋552 者 |
| 8.5GHz 超<br>15.35GHz 以下 | 3,567 者 | 3,674 者 | ＋107 者 | 43,555 者 | 43,980 者 | ＋425 者 |
| 15.35GHz 超<br>36GHz 以下 | 169 者 | 143 者 | ▲26 者 | 1,374 者 | 1,303 者 | ▲71 者 |
| 36GHz 超 | 104 者 | 90 者 | ▲14 者 | 989 者 | 956 者 | ▲33 者 |
| 合計 | 17,410 者 | 16,367 者 | ▲1,043 者 | 149,185 者 | 141,520 者 | ▲7,665 者 |

また、6 つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

| | 無線局数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 東海総合通信局 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 714MHz 超<br>1.4GHz 以下 | 33,397 局 | 31,116 局 | ▲2,281 局 | 279,152 局 | 264,204 局 | ▲14,948 局 |
| 1.4GHz 超<br>3.4GHz 以下 | 18,098 局 | 8,939 局 | ▲9,159 局 | 619,301 局 | 354,482 局 | ▲264,819 局 |
| 3.4GHz 超<br>8.5GHz 以下 | 5,328 局 | 5,535 局 | ＋207 局 | 50,504 局 | 61,591 局 | ＋11,087 局 |
| 8.5GHz 超<br>15.35GHz 以下 | 5,905 局 | 5,982 局 | ＋77 局 | 85,934 局 | 103,564 局 | ＋17,630 局 |
| 15.35GHz 超<br>36GHz 以下 | 1,244 局 | 1,186 局 | ▲58 局 | 13,557 局 | 16,549 局 | ＋2,992 局 |
| 36GHz 超 | 648 局 | 929 局 | ＋281 局 | 3,928 局 | 4,402 局 | ＋474 局 |
| 合計 | 64,620 局 | 53,687 局 | ▲10,933 局 | 1,052,376 局 | 804,792 局 | ▲247,584 局 |

免許人数について、周波数区分ごとの増減傾向は、6 区分すべてで、増減傾向は全国と同様である。

無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、15.35超36GHz以下の1区分において、全国では増加しているのに対し東海では減少している。他の5区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、東海においては、全国に対し5GHz帯レーダー及び5GHz帯空港気象レーダーは100.0%（2局ずつ）を、実験試験局（36GHz超）は70.5%（548局）を占めており、高い割合であることが確認された。

6つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位10システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、5システムが該当した。

（上段は令和5年度（前回調査）から令和7年度への増加率、下段は令和7年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz超1.4GHz以下
該当システムなし。

(2)1.4GHz超3.4GHz以下

| システム名 | 東海 | 全国 |
|---|---|---|
| 地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局) | ＋5.1%<br>(7,311局、＋358局) | ▲9.6%<br>(239,582局、▲25,514局) |

(3)3.4GHz超8.5GHz以下

| システム名 | 東海 | 全国 |
|---|---|---|
| 実験試験局(4.4GHz超5.85GHz以下) | ▲5.8%<br>(162局、▲10局) | ＋98.7%<br>(3,777局、＋1,876局) |
| 5.7GHz帯無人移動体画像伝送システム | ▲13.8%<br>(280局、▲45局) | ＋19.5%<br>(2,198局、＋358局) |
| 実験試験局(3.4GHz超4.4GHz以下) | ＋14.3%<br>(8局、＋1局) | ▲21.0%<br>(162局、▲43局) |

(4)8.5GHz超15.35GHz以下

| システム名 | 東海 | 全国 |
|---|---|---|
| 衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Kuバンド)(13.75GHz超14.5GHz以下) | ▲26.3%<br>(56局、▲20局) | ＋79.8%<br>(33,374局、＋14,817局) |

(5)15.35GHz超36GHz以下
該当システムなし。

(6)36GHz超
該当システムなし。

## 7　近畿総合通信局

近畿総合通信局（以下「近畿」という。）における 714MHz 超全体の免許人数は 19,432 者（全国の 13.73%）、無線局数は 182,132 局（全国の 22.63%）である。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数は 762 者減少（20,194 者→19,432 者）、無線局数は 37,494 局減少（219,626 局→182,132 局）している。免許人数及び無線局数の減少はいずれも全国と同様である。

6 つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

| | 免許人数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 近畿総合通信局 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 714MHz 超<br>1.4GHz 以下 | 13,539 者 | 12,249 者 | ▲1,290 者 | 86,757 者 | 78,495 者 | ▲8,262 者 |
| 1.4GHz 超<br>3.4GHz 以下 | 877 者 | 899 者 | ＋22 者 | 6,701 者 | 6,425 者 | ▲276 者 |
| 3.4GHz 超<br>8.5GHz 以下 | 1,346 者 | 1,513 者 | ＋167 者 | 9,809 者 | 10,361 者 | ＋552 者 |
| 8.5GHz 超<br>15.35GHz 以下 | 4,131 者 | 4,474 者 | ＋343 者 | 43,555 者 | 43,980 者 | ＋425 者 |
| 15.35GHz 超<br>36GHz 以下 | 170 者 | 169 者 | ▲1 者 | 1,374 者 | 1,303 者 | ▲71 者 |
| 36GHz 超 | 131 者 | 128 者 | ▲3 者 | 989 者 | 956 者 | ▲33 者 |
| 合計 | 20,194 者 | 19,432 者 | ▲762 者 | 149,185 者 | 141,520 者 | ▲7,665 者 |

また、6 つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

| | 無線局数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 近畿総合通信局 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 714MHz 超<br>1.4GHz 以下 | 39,465 局 | 36,581 局 | ▲2,884 局 | 279,152 局 | 264,204 局 | ▲14,948 局 |
| 1.4GHz 超<br>3.4GHz 以下 | 165,143 局 | 128,459 局 | ▲36,684 局 | 619,301 局 | 354,482 局 | ▲264,819 局 |
| 3.4GHz 超<br>8.5GHz 以下 | 6,710 局 | 8,433 局 | ＋1,723 局 | 50,504 局 | 61,591 局 | ＋11,087 局 |
| 8.5GHz 超<br>15.35GHz 以下 | 6,479 局 | 6,855 局 | ＋376 局 | 85,934 局 | 103,564 局 | ＋17,630 局 |
| 15.35GHz 超<br>36GHz 以下 | 1,572 局 | 1,535 局 | ▲37 局 | 13,557 局 | 16,549 局 | ＋2,992 局 |
| 36GHz 超 | 257 局 | 269 局 | ＋12 局 | 3,928 局 | 4,402 局 | ＋474 局 |
| 合計 | 219,626 局 | 182,132 局 | ▲37,494 局 | 1,052,376 局 | 804,792 局 | ▲247,584 局 |

免許人数について、周波数区分ごとの増減傾向は、1.4GHz 超 3.4GHz 以下の 1 区分において、全国では減少しているのに対し近畿では増加している。他の 5 区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、15.35超36GHz以下の1区分において、全国では増加しているのに対し近畿では減少している。他の5区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、近畿においては、全国に対し地域広帯域移動無線アクセスシステム（陸上移動局）は51.8%（124,066局）を、22GHz帯FWAは38.2%（13局）を占めており、高い割合であることが確認された。

近畿の特徴的な傾向として、地域広帯域移動無線アクセスシステム（陸上移動局）が前回調査から15.5%減少（22,730局減）と顕著に減少しているのはサービス利用者が減少によるもの、また、5GHz帯無線アクセスシステム（4.9GHz超5.0GHz以下）（登録局）が前回調査から18.3%増加（2,594局増）と顕著に増加しているのはコストや導入のしやすさ等により利用者からの需要が増えたためである。

6つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位10システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、6システムが該当した。

（上段は令和5年度（前回調査）から令和7年度への増加率、下段は令和7年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz超1.4GHz以下
該当システムなし。

(2)1.4GHz超3.4GHz以下

| システム名 | 近畿 | 全国 |
|---|---|---|
| イリジウムシステム(携帯移動地球局) | ＋46.3%<br>(632局、＋200局) | ▲1.9%<br>(23,774局、▲453局) |

(3)3.4GHz超8.5GHz以下

| システム名 | 近畿 | 全国 |
|---|---|---|
| 5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(登録局) | ＋18.3%<br>(2,594局、＋402局) | ▲5.3%<br>(13,126局、▲729局) |

(4)8.5GHz超15.35GHz以下

| システム名 | 近畿 | 全国 |
|---|---|---|
| 衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Kuバンド)(13.75GHz超14.5GHz以下) | ▲20.8%<br>(84局、▲22局) | ＋79.8%<br>(33,374局、＋14,817局) |
| 実験試験局(8.5GHz超10.25GHz以下) | ＋2.6%<br>(117局、＋3局) | ▲20.6%<br>(363局、▲94局) |

(5)15.35GHz超36GHz以下

| システム名 | 近畿 | 全国 |
|---|---|---|
| ローカル5G(28.2GHz超29.1GHz以下)(陸上移動局) | ▲100.0%<br>(0局、▲20局) | ＋382.1%<br>(3,886局、＋3,080局) |
| 18GHz帯公共用小容量固定 | ＋1.1%<br>(191局、＋2局) | ▲1.8%<br>(1,353局、▲25局) |

(6)36GHz超
該当システムなし。

## ８　中国総合通信局

中国総合通信局（以下「中国」という。）における 714MHz 超全体の免許人数は 11,841 者（全国の 8.37%）、無線局数は 32,792 局（全国の 4.07%）である。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数は 336 者減少（12,177 者→11,841 者）、無線局数は 6,587 局減少（39,379 局→32,792 局）している。免許人数及び無線局数の減少はいずれも全国と同様である。

6 つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

| | 免許人数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 中国総合通信局 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 714MHz 超<br>1.4GHz 以下 | 5,479 者 | 5,014 者 | ▲465 者 | 86,757 者 | 78,495 者 | ▲8,262 者 |
| 1.4GHz 超<br>3.4GHz 以下 | 437 者 | 435 者 | ▲2 者 | 6,701 者 | 6,425 者 | ▲276 者 |
| 3.4GHz 超<br>8.5GHz 以下 | 730 者 | 792 者 | ＋62 者 | 9,809 者 | 10,361 者 | ＋552 者 |
| 8.5GHz 超<br>15.35GHz 以下 | 5,354 者 | 5,409 者 | ＋55 者 | 43,555 者 | 43,980 者 | ＋425 者 |
| 15.35GHz 超<br>36GHz 以下 | 109 者 | 113 者 | ＋4 者 | 1,374 者 | 1,303 者 | ▲71 者 |
| 36GHz 超 | 68 者 | 78 者 | ＋10 者 | 989 者 | 956 者 | ▲33 者 |
| 合計 | 12,177 者 | 11,841 者 | ▲336 者 | 149,185 者 | 141,520 者 | ▲7,665 者 |

また、6 つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

| | 無線局数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 中国総合通信局 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 714MHz 超<br>1.4GHz 以下 | 11,380 局 | 10,995 局 | ▲385 局 | 279,152 局 | 264,204 局 | ▲14,948 局 |
| 1.4GHz 超<br>3.4GHz 以下 | 14,974 局 | 8,476 局 | ▲6,498 局 | 619,301 局 | 354,482 局 | ▲264,819 局 |
| 3.4GHz 超<br>8.5GHz 以下 | 3,548 局 | 3,818 局 | ＋270 局 | 50,504 局 | 61,591 局 | ＋11,087 局 |
| 8.5GHz 超<br>15.35GHz 以下 | 8,200 局 | 8,248 局 | ＋48 局 | 85,934 局 | 103,564 局 | ＋17,630 局 |
| 15.35GHz 超<br>36GHz 以下 | 1,063 局 | 1,062 局 | ▲1 局 | 13,557 局 | 16,549 局 | ＋2,992 局 |
| 36GHz 超 | 214 局 | 193 局 | ▲21 局 | 3,928 局 | 4,402 局 | ＋474 局 |
| 合計 | 39,379 局 | 32,792 局 | ▲6,587 局 | 1,052,376 局 | 804,792 局 | ▲247,584 局 |

免許人数について、周波数区分ごとの増減傾向は、15.35GHz 超 36GHz 以下及び 36GHz 超の 2 区分において、全国では減少しているのに対し中国では増加している。他の 4 区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、15.35 超 36GHz 以下及び 36GHz 超の 2 区分において、全国では増加しているのに対し中国では減少している。他の 4 区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、中国においては、全国に対し有線テレビジョン放送事業用（固定）は 36.4%（4 局）を、映像 STL/TTL/TSL（F バンド）は 31.9%（23 局）を占めており、高い割合であることが確認された。

中国の特徴的な傾向として、920MHz 帯移動体識別（構内無線局（登録局））が前回調査から 12.3%増加（83 局増）と顕著に増加しているのは医療機器メーカ等が在庫管理、物品管理のために多数開設したためである。

6 つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位 10 システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、6 システムが該当した。

（上段は令和 5 年度（前回調査）から令和 7 年度への増加率、下段は令和 7 年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz 超 1.4GHz 以下

| システム名 | 中国 | 全国 |
|---|---|---|
| 920MHz 帯移動体識別(構内無線局(登録局)) | ＋12.3%<br>(756 局、＋83 局) | ▲2.5%<br>(19,092 局、▲496 局) |
| 920MHz 帯移動体識別(陸上移動局(免許局)) | ▲50.0%<br>(4 局、▲4 局) | ＋73.0%<br>(744 局、＋314 局) |

(2)1.4GHz 超 3.4GHz 以下
該当システムなし。

(3)3.4GHz 超 8.5GHz 以下

| システム名 | 中国 | 全国 |
|---|---|---|
| 7.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス) | ＋0.4%<br>(534 局、＋2 局) | ▲4.3%<br>(3,223 局、▲146 局) |

(4)8.5GHz 超 15.35GHz 以下

| システム名 | 中国 | 全国 |
|---|---|---|
| 衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Ku バンド)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下) | ▲23.0%<br>(67 局、▲20 局) | ＋79.8%<br>(33,374 局、＋14,817 局) |

(5)15.35GHz 超 36GHz 以下

| システム名 | 中国 | 全国 |
|---|---|---|
| ローカル 5G(28.2GHz 超 29.1GHz 以下)(陸上移動局) | ▲31.3%<br>(11 局、▲5 局) | ＋382.1%<br>(3,886 局、＋3,080 局) |

(6)36GHz 超

| システム名 | 中国 | 全国 |
|---|---|---|
| 80GHz 帯高速無線伝送システム | ▲10.0%<br>(72 局、▲8 局) | ＋9.6%<br>(1,352 局、＋118 局) |

## ９　四国総合通信局

四国総合通信局（以下「四国」という。）における 714MHz 超全体の免許人数は 7,973 者（全国の 5.63%）、無線局数は 34,924 局（全国の 4.34%）である。

前回調査（令和 5 年度）から、免許人数は 318 者減少（8,291 者→7,973 者）、無線局数は 5,293 局増加（29,631 局→34,924 局）している。免許人数の減少は全国と同様であるが、無線局数は全国が減少しているのに対し、四国では増加している。

6 つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

| | 免許人数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 四国総合通信局 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 714MHz 超<br>1.4GHz 以下 | 3,440 者 | 3,157 者 | ▲283 者 | 86,757 者 | 78,495 者 | ▲8,262 者 |
| 1.4GHz 超<br>3.4GHz 以下 | 392 者 | 386 者 | ▲6 者 | 6,701 者 | 6,425 者 | ▲276 者 |
| 3.4GHz 超<br>8.5GHz 以下 | 462 者 | 468 者 | ＋6 者 | 9,809 者 | 10,361 者 | ＋552 者 |
| 8.5GHz 超<br>15.35GHz 以下 | 3,847 者 | 3,817 者 | ▲30 者 | 43,555 者 | 43,980 者 | ＋425 者 |
| 15.35GHz 超<br>36GHz 以下 | 86 者 | 85 者 | ▲1 者 | 1,374 者 | 1,303 者 | ▲71 者 |
| 36GHz 超 | 64 者 | 60 者 | ▲4 者 | 989 者 | 956 者 | ▲33 者 |
| 合計 | 8,291 者 | 7,973 者 | ▲318 者 | 149,185 者 | 141,520 者 | ▲7,665 者 |

また、6 つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

| | 無線局数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 四国総合通信局 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 714MHz 超<br>1.4GHz 以下 | 6,311 局 | 5,924 局 | ▲387 局 | 279,152 局 | 264,204 局 | ▲14,948 局 |
| 1.4GHz 超<br>3.4GHz 以下 | 12,815 局 | 12,410 局 | ▲405 局 | 619,301 局 | 354,482 局 | ▲264,819 局 |
| 3.4GHz 超<br>8.5GHz 以下 | 2,856 局 | 5,948 局 | ＋3,092 局 | 50,504 局 | 61,591 局 | ＋11,087 局 |
| 8.5GHz 超<br>15.35GHz 以下 | 6,183 局 | 6,145 局 | ▲38 局 | 85,934 局 | 103,564 局 | ＋17,630 局 |
| 15.35GHz 超<br>36GHz 以下 | 1,353 局 | 4,385 局 | ＋3,032 局 | 13,557 局 | 16,549 局 | ＋2,992 局 |
| 36GHz 超 | 113 局 | 112 局 | ▲1 局 | 3,928 局 | 4,402 局 | ＋474 局 |
| 合計 | 29,631 局 | 34,924 局 | 5,293 局 | 1,052,376 局 | 804,792 局 | ▲247,584 局 |

免許人数について、周波数区分ごとの増減傾向は、8.5GHz 超 15.35GHz 以下の 1 区分において、全国では増加しているのに対し四国では減少している。他の 5 区分の増減傾向は全国と同様である。

無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、8.5GHz 超 15.35GHz 以下及び 36GHz 超の 2 区分において、全国では増加しているのに対し四国では減少している。他の 4 区分の増減傾向は全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、四国においては、全国に対し 40GHz 帯画像伝送（公共業務用）（公共用[国以外]）は 100.0%（2 局）を、ローカル 5G（28.2GHz 超 29.1GHz 以下）（陸上移動局）は 81.9%（3,182 局）を、ローカル 5G（4.6GHz 超 4.9GHz 以下）（陸上移動局）は 33.8%（3,210 局）を占めており、高い割合であることが確認された。

四国の特徴的な傾向として、ローカル 5G（28.2GHz 超 29.1GHz 以下）（陸上移動局）が前回調査から 2125.2%増加（3,039 局増）と顕著に増加しているのは電気通信サービス拡大に伴う端末増加のためであった。

6 つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位 10 システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、6 システムが該当した。

（上段は令和 5 年度（前回調査）から令和 7 年度への増加率、下段は令和 7 年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz 超 1.4GHz 以下
該当システムなし。

(2)1.4GHz 超 3.4GHz 以下

| システム名 | 四国 | 全国 |
|---|---|---|
| 地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局) | ＋24.0%<br>(11,644 局、＋2,257 局) | ▲9.6%<br>(239,582 局、▲25,514 局) |

(3)3.4GHz 超 8.5GHz 以下

| システム名 | 四国 | 全国 |
|---|---|---|
| 実験試験局(4.4GHz 超 5.85GHz 以下) | ▲89.5%<br>(4 局、▲34 局) | ＋98.7%<br>(3,777 局、＋1,876 局) |
| 5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)(登録局) | ＋3.3%<br>(935 局、＋30 局) | ▲5.3%<br>(13,126 局、▲729 局) |

(4)8.5GHz 超 15.35GHz 以下

| システム名 | 四国 | 全国 |
|---|---|---|
| 衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Ku バンド)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下) | ▲9.6%<br>(113 局、▲12 局) | ＋79.8%<br>(33,374 局、＋14,817 局) |
| 船舶航行用レーダー | ▲0.1%<br>(4,083 局、▲6 局) | ＋0.7%<br>(47,516 局、＋315 局) |

(5)15.35GHz 超 36GHz 以下

| システム名 | 四国 | 全国 |
|---|---|---|
| 18GHz 帯電気通信業務(エントランス) | ＋2.5%<br>(688 局、＋17 局) | ▲1.3%<br>(2,973 局、▲40 局) |

(6)36GHz 超
該当システムなし。

## 10　九州総合通信局

九州総合通信局（以下「九州」という。）における 714MHz 超全体の免許人数は 21,919 者（全国の 15.49%）、無線局数は 56,365 局（全国の 7.00%）である。前回調査（令和 5 年度）から、免許人数は 929 者減少（ 22,848 者→ 21,919 者）、無線局数は 9,618 局減少（65,983 局→56,365 局）している。免許人数及び無線局数の減少はいずれも全国と同様である。

6 つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

| | 免許人数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 九州総合通信局 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 714MHz 超<br>1.4GHz 以下 | 10,629 者 | 9,754 者 | ▲875 者 | 86,757 者 | 78,495 者 | ▲8,262 者 |
| 1.4GHz 超<br>3.4GHz 以下 | 911 者 | 806 者 | ▲105 者 | 6,701 者 | 6,425 者 | ▲276 者 |
| 3.4GHz 超<br>8.5GHz 以下 | 973 者 | 995 者 | ＋22 者 | 9,809 者 | 10,361 者 | ＋552 者 |
| 8.5GHz 超<br>15.35GHz 以下 | 10,084 者 | 10,129 者 | ＋45 者 | 43,555 者 | 43,980 者 | ＋425 者 |
| 15.35GHz 超<br>36GHz 以下 | 162 者 | 151 者 | ▲11 者 | 1,374 者 | 1,303 者 | ▲71 者 |
| 36GHz 超 | 89 者 | 84 者 | ▲5 者 | 989 者 | 956 者 | ▲33 者 |
| 合計 | 22,848 者 | 21,919 者 | ▲929 者 | 149,185 者 | 141,520 者 | ▲7,665 者 |

また、6 つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

| | 無線局数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 九州総合通信局 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 | 令和 5 年度 | 令和 7 年度 | 増減数 |
| 714MHz 超<br>1.4GHz 以下 | 31,607 局 | 29,159 局 | ▲2,448 局 | 279,152 局 | 264,204 局 | ▲14,948 局 |
| 1.4GHz 超<br>3.4GHz 以下 | 14,876 局 | 5,974 局 | ▲8,902 局 | 619,301 局 | 354,482 局 | ▲264,819 局 |
| 3.4GHz 超<br>8.5GHz 以下 | 4,596 局 | 5,836 局 | ＋1,240 局 | 50,504 局 | 61,591 局 | ＋11,087 局 |
| 8.5GHz 超<br>15.35GHz 以下 | 13,465 局 | 13,993 局 | ＋528 局 | 85,934 局 | 103,564 局 | ＋17,630 局 |
| 15.35GHz 超<br>36GHz 以下 | 1,230 局 | 1,171 局 | ▲59 局 | 13,557 局 | 16,549 局 | ＋2,992 局 |
| 36GHz 超 | 209 局 | 232 局 | ＋23 局 | 3,928 局 | 4,402 局 | ＋474 局 |
| 合計 | 65,983 局 | 56,365 局 | ▲9,618 局 | 1,052,376 局 | 804,792 局 | ▲247,584 局 |

免許人数について、周波数区分ごとの増減傾向は、6 区分のすべてで、増減傾向は全国と同様である。

無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、15.35超36GHz以下の1区分において、全国では増加しているのに対し九州では減少している。他の5区分において、増減傾向は全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、九州においては、全国に対し自営等広帯域移動無線アクセスシステム（陸上移動中継局） は100.0%（1局）を、ルーラル加入者系無線（陸上移動局）は80.6%（29局）を占めており、高い割合であることが確認された。

6つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位10システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、9システムが該当した。

（上段は令和5年度（前回調査）から令和7年度への増加率、下段は令和7年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz超1.4GHz以下
該当システムなし。

(2)1.4GHz超3.4GHz以下
該当システムなし。

(3)3.4GHz超8.5GHz以下

| システム名 | 九州 | 全国 |
|---|---|---|
| 実験試験局(4.4GHz超5.85GHz以下) | ▲18.0%<br>(41局、▲9局) | ＋98.7%<br>(3,777局、＋1,876局) |
| 5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(登録局) | ＋0.8%<br>(1,082局、＋9局) | ▲5.3%<br>(13,126局、▲729局) |

(4)8.5GHz超15.35GHz以下

| システム名 | 九州 | 全国 |
|---|---|---|
| 衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Kuバンド)(13.75GHz超14.5GHz以下) | ▲21.0%<br>(98局、▲26局) | ＋79.8%<br>(33,374局、＋14,817局) |
| 実験試験局(8.5GHz超10.25GHz以下) | ＋4.0%<br>(26局、＋1局) | ▲20.6%<br>(363局、▲94局) |
| 捜索救助用レーダートランスポンダ(SART) | ＋2.5%<br>(1,021局、＋25局) | ▲1.5%<br>(5,330局、▲80局) |
| 11GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス) | ＋4.6%<br>(340局、＋15局) | ▲1.8%<br>(2,350局、▲42局) |

(5)15.35GHz超36GHz以下

| システム名 | 九州 | 全国 |
|---|---|---|
| ローカル5G(28.2GHz超29.1GHz以下)(陸上移動局) | ▲77.8%<br>(8局、▲28局) | ＋382.1%<br>(3,886局、＋3,080局) |
| 実験試験局(23.6GHz超36GHz以下) | ▲33.3%<br>(2局、▲1局) | ＋18.0%<br>(630局、＋96局) |
| 18GHz帯電気通信業務(エントランス) | ＋5.9%<br>(432局、＋24局) | ▲1.3%<br>(2,973局、▲40局) |

(6)36GHz超
該当システムなし。

## 11　沖縄総合通信事務所

沖縄総合通信事務所（以下「沖縄」という。）における714MHz超全体の免許人数は1,728者（全国の1.22%）、無線局数は4,640局（全国の0.58%）である。

前回調査（令和5年度）から、免許人数は21者減少（1,749者→1,728者）、無線局数は2,645局減少（7,285局→4,640局）している。免許人数及び無線局数の減少はいずれも全国と同様である。

6つの周波数区分ごとの免許人数の増減は下表のとおりである。

| | 免許人数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 沖縄総合通信事務所 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和5年度 | 令和7年度 | 増減数 | 令和5年度 | 令和7年度 | 増減数 |
| 714MHz超<br>1.4GHz以下 | 375者 | 336者 | ▲39者 | 86,757者 | 78,495者 | ▲8,262者 |
| 1.4GHz超<br>3.4GHz以下 | 60者 | 53者 | ▲7者 | 6,701者 | 6,425者 | ▲276者 |
| 3.4GHz超<br>8.5GHz以下 | 119者 | 122者 | ＋3者 | 9,809者 | 10,361者 | ＋552者 |
| 8.5GHz超<br>15.35GHz以下 | 1,147者 | 1,170者 | ＋23者 | 43,555者 | 43,980者 | ＋425者 |
| 15.35GHz超<br>36GHz以下 | 27者 | 27者 | ±0者 | 1,374者 | 1,303者 | ▲71者 |
| 36GHz超 | 21者 | 20者 | ▲1者 | 989者 | 956者 | ▲33者 |
| 合計 | 1,749者 | 1,728者 | ▲21者 | 149,185者 | 141,520者 | ▲7,665者 |

また、6つの周波数区分ごとの無線局数の増減は下表のとおりである。

| | 無線局数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 沖縄総合通信事務所 | | | （参考）全国 | | |
| | 令和5年度 | 令和7年度 | 増減数 | 令和5年度 | 令和7年度 | 増減数 |
| 714MHz超<br>1.4GHz以下 | 1,581局 | 1,348局 | ▲233局 | 279,152局 | 264,204局 | ▲14,948局 |
| 1.4GHz超<br>3.4GHz以下 | 2,262局 | 378局 | ▲1,884局 | 619,301局 | 354,482局 | ▲264,819局 |
| 3.4GHz超<br>8.5GHz以下 | 1,685局 | 1,122局 | ▲563局 | 50,504局 | 61,591局 | ＋11,087局<br>＋ |
| 8.5GHz超<br>15.35GHz以下 | 1,509局 | 1,560局 | ＋51局 | 85,934局 | 103,564局 | ＋17,630局 |
| 15.35GHz超<br>36GHz以下 | 186局 | 179局 | ▲7局 | 13,557局 | 16,549局 | ＋2,992局 |
| 36GHz超 | 62局 | 53局 | ▲9局 | 3,928局 | 4,402局 | ＋474局 |
| 合計 | 7,285局 | 4,640局 | ▲2,645局 | 1,052,376局 | 804,792局 | ▲247,584局 |

免許人数について、周波数区分ごとの増減傾向は、15.35GHz超36GHz以下の1区分において、全国では減少しているのに対し沖縄では増減がなかった。他の5区分においては、増減傾向は全国と同様である。

無線局数について、周波数区分ごとの増減傾向は、3.4GHz 超 8.5GHz 以下、15.35 超 36GHz 以下及び 36GHz 超の 3 区分において、全国では増加しているのに対し沖縄では減少している。他の 3 区分においては、増減傾向は全国と同様である。

無線局数の主な特徴としては、沖縄においては、全国に対し精測進入レーダー（PAR[43]）は 100.0%（2 局）を、衛星アップリンク（移動衛星を除く。）（C バンド）（5.85GHz 超 6.57GHz 以下）は 20.6%（7 局）を占めており、高い割合であることが確認された。

6 つの周波数区分に分けた上で無線局数の増減が多い上位 10 システムにおいて、無線局数の増減の傾向が全国と異なるものは以下のとおりであり、6 システムが該当した。

（上段は令和 5 年度（前回調査）から令和 7 年度への増加率、下段は令和 7 年度の無線局数及び増減数を示す。）

(1) 714MHz 超 1.4GHz 以下

| システム名 | 沖縄 | 全国 |
|---|---|---|
| 1.2GHz 帯特定ラジオマイク・1.2GHz 帯デジタル特定ラジオマイク(A 型)(陸上移動局) | ▲1.8%<br>(110 局、▲2 局) | ＋14.0%<br>(18,747 局、+2,302 局) |

(2)1.4GHz 超 3.4GHz 以下

該当システムなし。

(3)3.4GHz 超 8.5GHz 以下

| システム名 | 沖縄 | 全国 |
|---|---|---|
| 狭域通信(DSRC) | ▲17.0%<br>(44 局、▲9 局) | ＋4.0%<br>(7,584 局、+293 局) |

(4)8.5GHz 超 15.35GHz 以下

| システム名 | 沖縄 | 全国 |
|---|---|---|
| 衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Ku バンド)(13.75GHz 超 14.5GHz 以下) | ▲19.0%<br>(17 局、▲4 局) | ＋79.8%<br>(33,374 局、+14,817 局) |
| 捜索救助用レーダートランスポンダ(SART) | ＋3.4%<br>(183 局、＋6 局) | ▲1.5%<br>(5,330 局、▲80 局) |

(5)15.35GHz 超 36GHz 以下

| システム名 | 沖縄 | 全国 |
|---|---|---|
| 18GHz 帯公共用小容量固定 | ＋3.2%<br>(64 局、＋2 局) | ▲1.8%<br>(1,353 局、▲25 局) |

(6)36GHz 超

| システム名 | 沖縄 | 全国 |
|---|---|---|
| 80GHz 帯高速無線伝送システム | ▲11.8%<br>(30 局、▲4 局) | ＋9.6%<br>(1,352 局、＋118 局) |

[43] PAR: Precision Approach Radar

**各総合通信局の管轄区域ごとの調査結果 まとめ**

今回、調査結果本誌において、以下のようにアクションプランにてデジタル化・廃止・移行を定めているシステムの一部について、増減動向が地域ごとにまとめられている。

重点調査においては、移行等の予定時期を都道府県単位でプロットしたり、都道府県ごと周波数の利用状況をブロックごと整理されており、これらのように、無線局数やその増減の状況を特に詳しく把握する必要があるシステムに対し、地域ごとの状況を整理することは有意であると考えられる。

アクションプランにてデジタル化・廃止・移行を定めているシステムの無線局数増減（一例）

| システム名 | アクションプラン | 全国 | 北海道 | 東北 | 関東 | 信越 | 北陸 | 東海 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 | 沖縄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 800MHz 帯 MCA 陸上移動通信(陸上移動中継局) | 移行等(R11 年まで) | ▲0.8%<br>▲1 局<br>(127 局) | (10 局) | ▲6.3%<br>▲1 局<br>(15 局) | (18 局) | (9 局) | (4 局) | (16 局) | (10 局) | (11 局) | (5 局) | (25 局) | (4 局) |
| 800MHz 帯 MCA 陸上移動通信(陸上移動局) | 移行等(R9 年まで) | ▲16.5%<br>▲20,514 局<br>(104,027 局) | ▲26.5%<br>▲2,757 局<br>(7,647 局) | ▲13.1%<br>▲585 局<br>(3,874 局) | ▲15.3%<br>▲6,680 局<br>(36,854 局) | ▲19.1%<br>▲456 局<br>(1,937 局) | ▲15.5%<br>▲483 局<br>(2,624 局) | ▲12.3%<br>▲2,143 局<br>(15,296 局) | ▲21.1%<br>▲3,868 局<br>(14,433 局) | ▲10.6%<br>▲454 局<br>(3,822 局) | ▲14.3%<br>▲230 局<br>(1,381 局) | ▲14.4%<br>▲2,603 局<br>(15,503 局) | ▲28.0%<br>▲255 局<br>(656 局) |
| 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信(陸上移動中継局) | 移行等(R9 年まで) | ▲1.7%<br>▲2 局<br>(118 局) | (8 局) | (10 局) | (23 局) | (7 局) | (4 局) | (18 局) | ▲8.3%<br>▲1 局<br>(11 局) | (10 局) | (5 局) | ▲5.0%<br>▲1 局<br>(19 局) | (3 局) |
| 900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信(陸上移動局) | 移行等(R9 年まで) | ＋57.5%<br>+2,987 局<br>(8,181 局) | (3 局) | ▲71.0%<br>▲22 局<br>(9 局) | ＋50.6%<br>+2,124 局<br>(6,324 局) | (7 局) | ▲1.3%<br>▲1 局<br>(75 局) | ＋152.4%<br>+381 局<br>(631 局) | ＋112.5%<br>+487 局<br>(920 局) | ＋94.4%<br>+17 局<br>(35 局) | | ＋0.6%<br>+1 局<br>(177 局) | |
| 1.2GHz 帯画像伝送用携帯局 | 移行等(R9 年まで) | ▲18.6%<br>▲32 局<br>(140 局) | ▲38.5%<br>▲5 局<br>(8 局) | (7 局) | ▲6.6%<br>▲5 局<br>(71 局) | ▲33.3%<br>▲4 局<br>(8 局) | ▲75.0%<br>▲3 局<br>(1 局) | (14 局) | ▲27.3%<br>▲6 局<br>(16 局) | ▲63.6%<br>▲7 局<br>(4 局) | (4 局) | ▲22.2%<br>▲2 局<br>(7 局) | |
| 1.2GHz 帯画像伝送用携帯局(公共用[国以外]) | 移行等(R9 年まで) | ▲100.0%<br>▲1 局<br>(0 局) | | | ▲100.0%<br>▲1 局<br>(0 局) | | | | | | | | |
| ルーラル加入者系無線(基地局) | 移行等(R12 年まで) | (12 局) | | | (1 局) | | | | | (2 局) | (3 局) | (6 局) | |
| ルーラル加入者系無線(陸上移動局) | 移行等(R12 年まで) | ▲12.2%<br>▲5 局<br>(36 局) | | | (2 局) | | | | | | (5 局) | ▲14.7%<br>▲5 局<br>(29 局) | |

上段：R5 年度と比較した無線局数の増減割合、中段：R5 年度と比較した無線局数の増減、下段：R7 年度の無線局数とし、増減が無い箇所等は空欄とした。網掛けは全国と増減傾向が異なる箇所。

なお、900MHz 帯高度 MCA 陸上移動通信(陸上移動局)が増加している点については、P53 を参照。

（調査結果 図表－全－4－0－15 より一部加工）

## Ⅴ　総括

本件「令和 7 年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz 超の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果」は、令和 4 年改正電波法に基づき、電波監理審議会が行う 714MHz 超の周波数帯に係る 2 回目の評価である。

本評価は、有効利用評価方針に基づき、714MHz 超の周波数帯において、重点調査対象システムの評価、6 つの周波数区分ごとの評価及び総合通信局の管轄区域ごとの評価を定性的に行った。

最後に、令和 7 年度の評価結果を総括するとともに、今後の調査及び評価に向けた課題等について記載する。

**＜評価結果の総括＞**

714MHz 超の周波数帯に係る重点調査対象を含む 6 つの区分は、過去の評価結果を踏まえて周波数再編アクションプランに適切に反映するとともに、同プランに基づき利用状況調査がなされ、利用状況や課題を調査結果として的確に整理されていることが認められる。

その調査結果から、各周波数帯の特性や、これまでの国内での利用形態、国際的な利用との調和等に基づき、様々な無線システムにより利用されていること、デジタル化或いは他システムへの移行・代替等が求められているものについては一定の進展が見られること、また、新たな電波利用の需要に応じるための制度整備の実施などに関して同プランに記載されている取組がおおむね着実に遂行されていることなどから、いずれの区分においても「電波の有効利用は一定程度図られている」と評価した。更なる電波の有効利用に向け、今後、総務省においては、各区分の評価に示した取組を実施していくことが適当である。

今回、総務省における取組として、5G 導入のための周波数移行に係る 4.9GHz 帯の終了促進措置、V2X 導入のための 5.9GHz 帯の特定周波数変更対策業務といった制度的な対応が確認できた。新たな電波利用システムの導入をより円滑に行うため、諸外国における電波利用の動向についても適時適切に把握するほか、このような制度を効果的に活用し、既存システムの着実な移行を進めることを期待する。

また、BWA、携帯電話、無線 LAN、920MHz 帯ワイヤレス電力伝送システムなどの利用シーン拡大（上空利用、海上利用、屋外利用等）や、V2X 及び NTN（衛星ダイレクト通信、HAPS）をはじめとした新たな電波利用システムの導入の対応、また、無線 LAN については AFC システムを利用した利用拡大に関して制度化に向けた対応が進行中であることが確認できた。周波数がひっ迫している状況の中、ニーズに応じた利用シーンの拡大や、新たなシステムの導入を実現するためには、既存システムとの周波数共用が不可欠であり、また、共用することでより周波数の有効利用が図られると考えられるため、さらなる周波数共用の促進を図っていくことを期待する。

今後、本評価結果が、周波数再編アクションプランに適切に反映され、更なる電波の有効利用の促進につながることを期待する。

**＜評価結果における課題等の概要＞**

（重点調査）

・映像 STL/TTL/TSL（B バンド）について、引き続き、本システムの着実かつ早期の移行が図れるよう、変更対策機関を通じて、免許人に対して移行期限の周知や必要な情報提供等も行いながら、移行を進めていくこと。

・15GHz 帯電気通信業務(中継系・エントランス)及び電気通信業務災害対策用の使用する周波数帯について、WRC-27 の検討状況をみながら、国内における新たな無線システム（携帯電話サービス）への需要や、既存システムの移行方法について、引き続き調査、検討を行うこと。

（714MHz 超 1.4GHz 以下の周波数帯）

・700MHz における非地上系ネットワーク(NTN)の早期の導入に向けた取組を期待。

・800/900MHz 帯 MCA サービスの終了に向け、陸上移動中継局の免許人と連携し、代替可能なシステムへの移行などについてユーザーに対し丁寧な周知・広報に努めること。

・900MHz 帯 MCA サービスの終了後、当該サービスが使用している周波数帯の跡地を利用する新たな電波利用システムの導入に向けて検討を推進すること。

・1.2GHz 帯画像伝送用携帯局の着実な移行を推進すること。

・1.2GHz 帯をはじめ、アマチュア無線は全体的に減少傾向。アマチュア無線については、ワイヤレス人材育成の裾野を広げる取組を進めるとともに、国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の態様等を踏まえ、将来的なアマチュア無線全体の周波数割当ての見直しや更なる共用の推進に向けた検討を引き続き進めていくこと。

（1.4GHz 超 3.4GHz 以下の周波数帯）

・（特定のシステムに限らず）周波数利用の国際調和に向けた取組について推進すること。

・ルーラル加入者系無線の早期の移行を推進すること。

・周波数再編アクションプランに記載の、ダイナミック周波数共用の取組を推進すること。

・BWA システムの技術基準その他関連制度の在り方について、技術やサービスの進展、ユーザーのニーズの変化等に応じて不断に検討を行うこと。

・NTN の導入に向け、国内のニーズや国際的な動向等を踏まえながら研究開発等を推進すること。

（3.4GHz 超 8.5GHz 以下の周波数帯）

・5GHz 帯無線アクセスシステムの免許人・登録人に対し、引き続き、移行先候補の丁寧な周知・広報に努めるとともに、終了促進措置の状況を確認していくこと。

・6GHz 帯の無線 LAN について、AFC システムの構築や運用等に必要な検討を進めること。

・狭域通信（DSRC）システムについて、割当状況や実際に使用されているチャネルの偏り状況を可視化する等、今後も利用形態や周波数利用状況を調査するとともに、その利用状況を踏まえ、他の無線システムとの共用の可能性の検討を行っていくこと。

・（特定のシステムに限らず）上空利用、海上利用等、利用シーンの拡大に向けた検討を推進していくこと。

・（特定のシステムに限らず）年々増加する通信トラヒックに効率的に対応していくため、高次の多値変調などの高度な技術の導入に向けた検討を推進していくこと。

（8.5GHz 超 15.35GHz 以下の周波数帯）

・放送事業用無線局（STL/TTL/TSL）（E バンド（10GHz 帯）、F バンド（10.5GHz 帯）及び G バンド（13GHz 帯））について、引き続き、高次の多値変調等の高度化に係る制度化に向けた対応を推進していくこと。

・衛星通信システム、特に車載、船舶及び航空機向けの移動体衛星通信システムについて、さらなる利用向上に資するため、より柔軟な運用が可能となるよう見直し等の検討を引き続き推進していくこと。

・WRC-27 における IMT 特定の検討帯域となっている 15GHz 帯について、15GHz 帯電気通信業務に係る重点調査の評価に示した取組を実施していくこと。

（15.35GHz 超 36GHz 以下の周波数帯）

・26GHz 帯における価額競争による割当ての対象以外の周波数については、22GHz 帯等への移行に向けた取組を推進するとともに、既存システムの移行を前提とした 5G への割当てについて引き続き検討すること。

・ローカル 5G（28.2～29.1GHz）について、より一層の普及に資するため、今後の需要動向等を踏まえ、運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入に関する検討を推進すること。

（36GHz 超の周波数帯）

・40GHz 帯（37.0～43.5GHz）について、技術的な動向や国内外の需要動向等を勘案しつつ、引き続き 5G への割当て時期等を検討すること。また、40GHz 帯以外の IMT 特定済の周波数帯（47.2～48.2GHz、66～71GHz）についても、ITU、3GPP 等における検討状況や諸外国の動向等を踏まえつつ、5G への割当て可能性について検討を推進すること。

（総合通信局ごと）

・無線局数やその増減の状況を特に詳しく把握する必要があるシステムに対し、地域ごとの状況を整理することは有意。

**＜今後の調査及び評価に向けた検討課題等＞**

**①調査について**

・周波数の共用や移行等に資するため、電波利用を取り巻く状況の変化に迅速に対応可能な調査についての検討

今回の調査対象周波数帯においては、例えばローカル 5G やグローバルスターシステム、或いは、公衆 PHS サービスに係る無線局など、2 年前の前回調査から大きく増減しているものがあるが、現在の調査は、「714MHz 以下」及び「714MHz 超」に分けて調査を行っているため、それぞれの調査周期は 2 年ごととなっており、毎年の状況の変化には対応できない状況である。

また、現在の調査は、無線局データベースから無線局数などを統計する「PARTNER 調査」のほか、免許人に対して個別に調査票を送付して調査する「調査票調査」、また、重点調査の対象システムについては「発射状況調査」が行われているところである。このうち、調査票調査については、多くの対象システムに対して設問や回答選択肢がおおむね共通的に設けられているといった状況から、免許人の誤解を招きやすいケースがあることや、共用や移行が求められていないシステムに対しても共用や移行に関連する設問が設定されている状況である。

電波の利用状況調査の、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するという目的に照らした場合には、共用や移行等が求められるシステムや、無線局数の増減等の変化の大きいシステムに対しては、より短い周期での調査や、免許人に対してより深掘りした調査が求められる一方で、それ以外のシステムに対しては、例えばデータベースから無線局数の推移を把握していく程度として合理化を図ることも必要と考えられる。

加えて、発射状況調査については、PARTNER 調査や調査票調査を補完するものとして位置付けられており、無線局の実態を把握するためには有意であるものの、免許人に対してより深堀した調査が求められている現状においては、免許人の回答の意図や具体的な課題を十分に把握するため、免許人に対してヒアリングなどを行うことが、より有意な面もあると考えられる。

以上を踏まえ、利用状況調査を担当する総務省においては、より電波の有効利用に資するため、周波数の共用や移行等に関連するシステムの情報を、重点的かつ迅速に調査ができるよう検討し、順次、調査に反映していただきたい。

**②評価について**

・調査の見直しにあわせた評価の見直しの検討

上述の調査の見直しに伴い、評価に関しても、周波数共用や移行等の有効利用の検討に資するという目的を踏まえ、重点化、合理化を図りつつ、より具体的なものとなるよう、PARTNER 調査により無線局数などの統計的な情報については引き続き広く注視、分析しながら、調査票調査やヒアリングなどにより得られた情報をさらに評価に生かせるような見直しを検討したい。

そのほか、電波利用実態の変化、技術の進展に加え、諸外国における電波利用の動向等も踏まえ、評価の在り方については、適時適切に検討を行っていくこととしたい。

別添

１　714MHz 超の無線システムに係る免許人数・無線局数の推移

２　参考資料　有効利用評価方針等

# 別添１　７１４MHz超の無線システムに係る免許人数・無線局数の推移

# 無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分(１)

## 714MHz超1.4GHz以下の周波数

| No | 無線システム | 免許人数 | | | | | 無線局数 | | | | | 調査票調査(有効回答数) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 人数増減 | 増減率 | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 局数増減 | 増減率 | |
| 1 | 炭坑用(基地局) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 2 | 炭坑用(陸上移動局) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 3 | 800MHz帯MCA陸上移動通信(基地局) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 4 | 800MHz帯MCA陸上移動通信(陸上移動中継局) | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 129局 | 128局 | 127局 | -1局 | -0.8% | 11 |
| 5 | 800MHz帯MCA陸上移動通信(陸上移動局) | 5,237者 | 4,684者 | 3,696者 | -988者 | -21.1% | 137,277局 | 124,541局 | 104,027局 | -20,514局 | -16.5% | 143 |
| 6 | 900MHz帯高度MCA陸上移動通信(陸上移動中継局) | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 64局 | 120局 | 118局 | -2局 | -1.7% | 11 |
| 7 | 900MHz帯高度MCA陸上移動通信(陸上移動局) | 6者 | 170者 | 210者 | 40者 | 23.5% | 390局 | 5,194局 | 8,181局 | 2,987局 | 57.5% | 143 |
| 8 | 900MHz帯電波規正用無線局 | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 6局 | 6局 | 2局 | -4局 | -66.7% | - |
| 9 | 920MHz帯移動体識別(構内無線局(免許局)) | 1,176者 | 1,389者 | 1,455者 | 66者 | 4.8% | 6,092局 | 7,745局 | 9,689局 | 1,944局 | 25.1% | - |
| 10 | 920MHz帯移動体識別(構内無線局(登録局)) | 1,150者 | 1,230者 | 1,218者 | -12者 | -1.0% | 16,875局 | 19,588局 | 19,092局 | -496局 | -2.5% | - |
| 11 | 920MHz帯テレメータ用、テレコントロール用、データ伝送用(陸上移動局(免許局)) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 12 | 920MHz帯テレメータ用、テレコントロール用、データ伝送用(陸上移動局(登録局)) | 89者 | 122者 | 122者 | 0者 | 0.0% | 6,215局 | 7,729局 | 7,782局 | 53局 | 0.7% | - |
| 13 | 920MHz帯移動体識別(陸上移動局(免許局)) | 42者 | 82者 | 93者 | 11者 | 13.4% | 140局 | 430局 | 744局 | 314局 | 73.0% | - |
| 14 | 920MHz帯移動体識別(陸上移動局(登録局)) | 291者 | 692者 | 1,039者 | 347者 | 50.1% | 6,793局 | 10,078局 | 15,802局 | 5,724局 | 56.8% | - |
| 15 | 920MHz帯無線電力伝送(構内無線局) | 0者 | 2者 | 3者 | 1者 | 50.0% | 0局 | 14局 | 468局 | 454局 | 3242.9% | |
| 16 | スポーツ審判無線(陸上移動局) | 2者 | 2者 | 2者 | 0者 | 0.0% | 397局 | 475局 | 342局 | -133局 | -28.0% | |
| 17 | 携帯等抑止(714MHz超960MHz以下)(特別業務の局) | 3者 | 57者 | 103者 | 46者 | 80.7% | 12局 | 112局 | 221局 | 109局 | 97.3% | |
| 18 | 実験試験局(714MHz超960MHz以下) | 129者 | 95者 | 38者 | -57者 | -60.0% | 447局 | 417局 | 322局 | -95局 | -22.8% | - |
| 19 | その他(714MHz超960MHz以下) | 83者 | 5者 | 3者 | -2者 | -40.0% | 187局 | 13局 | 97局 | 84局 | 646.2% | - |
| 20 | 航空用DME／TACAN(無線航行陸上局) | 6者 | 6者 | 6者 | 0者 | 0.0% | 192局 | 196局 | 188局 | -8局 | -4.1% | - |
| 21 | 航空用DME／TACAN(航空機局) | 325者 | 326者 | 317者 | -9者 | -2.8% | 1,751局 | 1,672局 | 1,694局 | 22局 | 1.3% | - |
| 22 | 航空交通管制用レーダービーコンシステム(ATCRBS)・二次監視レーダー(SSR)又は洋上航空路監視レーダー(ORSR) | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 104局 | 105局 | 109局 | 4局 | 3.8% | - |
| 23 | 航空交通管制用レーダービーコンシステム(ATCRBS)・ATCトランスポンダ(無線航行移動局) | 1者 | 1者 | 4者 | 3者 | 300.0% | 6局 | 6局 | 15局 | 9局 | 150.0% | - |

# 無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分(１)

## 714MHz超1.4GHz以下の周波数 (続き)

| No | 無線システム | 免許人数 | | | | | 無線局数 | | | | | 調査票調査(有効回答数) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 人数増減 | 増減率 | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 局数増減 | 増減率 | |
| 24 | 航空交通管制用レーダービーコンシステム(ATCRBS)・ATCトランスポンダ(航空機局) | 580者 | 587者 | 558者 | -29者 | -4.9% | 2,276局 | 2,200局 | 2,191局 | -9局 | -0.4% | - |
| 25 | 航空機衝突防止システム(ACAS) | 163者 | 180者 | 187者 | 7者 | 3.9% | 1,343局 | 1,301局 | 1,356局 | 55局 | 4.2% | - |
| 26 | RPM・マルチラテレーション | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 38局 | 38局 | 38局 | 0局 | 0.0% | - |
| 27 | 実験試験局(960MHz超1.215GHz以下) | 10者 | 13者 | 15者 | 2者 | 15.4% | 46局 | 59局 | 64局 | 5局 | 8.5% | - |
| 28 | その他(960MHz超1.215GHz以下) | 4者 | 4者 | 4者 | 0者 | 0.0% | 50局 | 50局 | 72局 | 22局 | 44.0% | - |
| 29 | 災害時救出用近距離レーダー | 12者 | 9者 | 9者 | 0者 | 0.0% | 13局 | 9局 | 9局 | 0局 | 0.0% | - |
| 30 | テレメータ・テレコントロール・データ伝送用(構内無線局) | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 39局 | 39局 | 39局 | 0局 | 0.0% | - |
| 31 | 1.2GHz帯アマチュア無線 | 82,747者 | 76,168者 | 68,423者 | -7,745者 | -10.2% | 86,340局 | 80,076局 | 72,344局 | -7,732局 | -9.7% | - |
| 32 | 1.2GHz帯画像伝送用携帯局 | 144者 | 80者 | 56者 | -24者 | -30.0% | 228局 | 172局 | 140局 | -32局 | -18.6% | 52 |
| 33 | 1.2GHz帯画像伝送用携帯局(公共用[国以外]) | 1者 | 1者 | 0者 | -1者 | -100.0% | 1局 | 1局 | 0局 | -1局 | -100.0% | - |
| 34 | 1.2GHz帯電波規正用無線局 | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 4局 | 4局 | 3局 | -1局 | -25.0% | - |
| 35 | 1.2GHz帯映像FPU | 42者 | 42者 | 41者 | -1者 | -2.4% | 120局 | 123局 | 123局 | 0局 | 0.0% | 41 |
| 36 | 1.2GHz帯特定ラジオマイク・1.2GHz帯デジタル特定ラジオマイク(A型)(陸上移動局) | 720者 | 788者 | 874者 | 86者 | 10.9% | 14,959局 | 16,445局 | 18,747局 | 2,302局 | 14.0% | - |
| 37 | 1.3GHz帯ウインドプロファイラレーダー | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 33局 | 33局 | 33局 | 0局 | 0.0% | - |
| 38 | 実験試験局(1.215GHz超1.4GHz以下) | 14者 | 14者 | 11者 | -3者 | -21.4% | 43局 | 33局 | 25局 | -8局 | -24.2% | - |
| 39 | その他(1.215GHz超1.4GHz以下) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 合計 | | 92,985者 | 86,757者 | 78,495者 | -8,262者 | -10.5% | 282,610局 | 279,152局 | 264,204局 | -14,948局 | -5.4% | 401 |

*1 免許人数の値は、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人1者として集計している。

*2 免許人数(有効回答数)の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。なお、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合これらは重複計上される。

# 無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分(２)

## 1.4GHz超3.4GHz以下の周波数

| No | 無線システム | 免許人数 | | | | | 無線局数 | | | | | 調査票調査(有効回答数) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 人数増減 | 増減率 | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 局数増減 | 増減率 | |
| 1 | インマルサットシステム(航空地球局) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 2 | インマルサットシステム(地球局) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 3 | インマルサットシステム(海岸地球局) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 4 | インマルサットシステム(携帯基地地球局) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 5 | インマルサットシステム(船舶地球局) | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 938局 | 992局 | 997局 | 5局 | 0.5% | - |
| 6 | インマルサットシステム(航空機地球局) | 2者 | 2者 | 3者 | 1者 | 50.0% | 345局 | 335局 | 352局 | 17局 | 5.1% | - |
| 7 | インマルサットシステム(携帯移動地球局) | 9者 | 10者 | 10者 | 0者 | 0.0% | 22,517局 | 21,676局 | 19,346局 | -2,330局 | -10.7% | - |
| 8 | インマルサットシステム(地球局(可搬)) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 9 | イリジウムシステム(携帯移動地球局) | 10者 | 11者 | 12者 | 1者 | 9.1% | 24,502局 | 24,227局 | 23,774局 | -453局 | -1.9% | - |
| 10 | 1.6GHz帯気象衛星 | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 11 | 1.6GHz帯気象援助業務(空中線電力が1kW未満の無線局(ラジオゾンデ)) | 4者 | 3者 | 2者 | -1者 | -33.3% | 14局 | 9局 | 6局 | -3局 | -33.3% | - |
| 12 | 準天頂衛星システム(人工衛星局) | 2者 | 2者 | 2者 | 0者 | 0.0% | 5局 | 6局 | 5局 | -1局 | -16.7% | - |
| 13 | グローバルスターシステム(携帯移動地球局) | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 368局 | 529局 | 5,771局 | 5,242局 | 990.9% | - |
| 14 | スラヤシステム(携帯移動地球局) | 2者 | 2者 | 0者 | -2者 | -100.0% | 14,259局 | 17,840局 | 0局 | -17,840局 | -100.0% | - |
| 15 | 携帯等抑止(1.4GHz超1.71GHz以下)(特別業務の局) | 3者 | 57者 | 103者 | 46者 | 80.7% | 12局 | 112局 | 220局 | 108局 | 96.4% | - |
| 16 | 実験試験局(1.4GHz超1.71GHz以下) | 118者 | 81者 | 29者 | -52者 | -64.2% | 225局 | 153局 | 68局 | -85局 | -55.6% | - |
| 17 | その他(1.4GHz超1.71GHz以下) | 0者 | 0者 | 1者 | 1者 | 新規 | 0局 | 0局 | 3局 | 3局 | 新規 | - |
| 18 | 公衆PHSサービス(基地局) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 19 | 公衆PHSサービス(基地局(登録局)) | 1者 | 1者 | 0者 | -1者 | -100.0% | 106,429局 | 89,289局 | 0局 | -89,289局 | -100.0% | - |
| 20 | 公衆PHSサービス(陸上移動局(登録局)) | 1者 | 1者 | 0者 | -1者 | -100.0% | 134,116局 | 132,205局 | 0局 | -132,205局 | -100.0% | - |
| 21 | 公衆PHSサービス(陸上移動中継局) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 22 | 公衆PHSサービス(陸上移動局) | 1者 | 1者 | 0者 | -1者 | -100.0% | 1,887局 | 1,835局 | 0局 | -1,835局 | -100.0% | - |
| 23 | ルーラル加入者系無線(基地局) | 2者 | 2者 | 2者 | 0者 | 0.0% | 13局 | 12局 | 12局 | 0局 | 0.0% | 4 |
| 24 | ルーラル加入者系無線(陸上移動局) | 2者 | 2者 | 2者 | 0者 | 0.0% | 41局 | 41局 | 36局 | -5局 | -12.2% | - |
| 25 | 衛星管制(地球局) | 5者 | 6者 | 7者 | 1者 | 16.7% | 8局 | 9局 | 10局 | 1局 | 11.1% | - |
| 26 | 衛星管制(人工衛星局) | 4者 | 6者 | 5者 | -1者 | -16.7% | 4局 | 12局 | 14局 | 2局 | 16.7% | - |
| 27 | 2.3GHz帯映像FPU | 42者 | 42者 | 41者 | -1者 | -2.4% | 120局 | 123局 | 123局 | 0局 | 0.0% | 41 |
| 28 | 準天頂衛星システム(携帯基地地球局) | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 3局 | 3局 | 3局 | 0局 | 0.0% | - |
| 29 | 準天頂衛星システム(携帯移動地球局) | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 671局 | 671局 | 671局 | 0局 | 0.0% | - |
| 30 | 携帯等抑止(1.71GHz超2.4GHz以下)(特別業務の局) | 3者 | 57者 | 103者 | 46者 | 80.7% | 12局 | 112局 | 220局 | 108局 | 96.4% | - |

# 無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分(２)

## 1.4GHz超3.4GHz以下の周波数 (続き)

| No | 無線システム | 免許人数 | | | | | 無線局数 | | | | | 調査票調査(有効回答数) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 人数増減 | 増減率 | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 局数増減 | 増減率 | |
| 31 | 実験試験局(1.71GHz超2.4GHz以下) | 130者 | 93者 | 38者 | -55者 | -59.1% | 627局 | 453局 | 405局 | -48局 | -10.6% | - |
| 32 | その他(1.71GHz超2.4GHz以下) | 4者 | 4者 | 4者 | 0者 | 0.0% | 68局 | 20局 | 21局 | 1局 | 5.0% | - |
| 33 | 2.4GHz帯アマチュア無線 | 5,976者 | 5,230者 | 4,998者 | -232者 | -4.4% | 6,271局 | 5,522局 | 5,313局 | -209局 | -3.8% | - |
| 34 | 2.4GHz帯移動体識別(構内無線局(免許局)) | 46者 | 36者 | 26者 | -10者 | -27.8% | 268局 | 243局 | 119局 | -124局 | -51.0% | - |
| 35 | 2.4GHz帯移動体識別(構内無線局(登録局)) | 3者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 21局 | 18局 | 18局 | 0局 | 0.0% | - |
| 36 | 2.4GHz帯無人移動体画像伝送システム | 27者 | 43者 | 47者 | 4者 | 9.3% | 100局 | 194局 | 286局 | 92局 | 47.4% | - |
| 37 | 2.4GHz帯道路交通情報通信システム(VICSビーコン) | 3者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 2,002局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 38 | 2.4GHz帯無線電力伝送(構内無線局) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 39 | N-STAR衛星移動通信システム(人工衛星局) | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 2局 | 2局 | 2局 | 0局 | 0.0% | - |
| 40 | N-STAR衛星移動通信システム(携帯基地地球局) | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 2局 | 2局 | 2局 | 0局 | 0.0% | - |
| 41 | N-STAR衛星移動通信システム(携帯移動地球局) | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 47,875局 | 47,339局 | 45,955局 | -1,384局 | -2.9% | - |
| 42 | 地域広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く)) | 103者 | 115者 | 115者 | 0者 | 0.0% | 5,110局 | 6,702局 | 7,376局 | 674局 | 10.1% | 121 |
| 43 | 地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動中継局) | 2者 | 1者 | 0者 | -1者 | -100.0% | 16局 | 13局 | 0局 | -13局 | -100.0% | - |
| 44 | 地域広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局) | 101者 | 115者 | 112者 | -3者 | -2.6% | 160,142局 | 265,096局 | 239,582局 | -25,514局 | -9.6% | - |
| 45 | 地域広帯域移動無線アクセスシステム(フェムトセル基地局・屋内小型基地局) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 46 | 自営等広帯域移動無線アクセスシステム(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く)) | 27者 | 34者 | 28者 | -6者 | -17.6% | 44局 | 61局 | 52局 | -9局 | -14.8% | 27 |
| 47 | 自営等広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動中継局) | 0者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 1局 | 1局 | 0局 | 0.0% | - |
| 48 | 自営等広帯域移動無線アクセスシステム(陸上移動局) | 27者 | 35者 | 30者 | -5者 | -14.3% | 244局 | 1,220局 | 1,448局 | 228局 | 18.7% | - |
| 49 | 自営等広帯域移動無線アクセスシステム(フェムトセル基地局・屋内小型基地局) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 50 | 携帯等抑止(2.4GHz超2.7GHz以下)(特別業務の局) | 2者 | 55者 | 98者 | 43者 | 78.2% | 4局 | 92局 | 173局 | 81局 | 88.0% | - |
| 51 | 実験試験局(2.4GHz超2.7GHz以下) | 136者 | 100者 | 49者 | -51者 | -51.0% | 613局 | 723局 | 666局 | -57局 | -7.9% | - |

# 無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分(２)

## 1.4GHz超3.4GHz以下の周波数 (続き)

| No | 無線システム | 免許人数 | | | | | 無線局数 | | | | | 調査票調査(有効回答数) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 人数増減 | 増減率 | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 局数増減 | 増減率 | |
| 52 | その他(2.4GHz超2.7GHz以下) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 53 | 空港監視レーダー(ASR) | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 30局 | 31局 | 32局 | 1局 | 3.2% | - |
| 54 | 位置・距離測定用レーダー(船位計) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 55 | 3GHz帯船舶レーダー(船舶局) | 490者 | 510者 | 517者 | 7者 | 1.4% | 1,196局 | 1,284局 | 1,311局 | 27局 | 2.1% | - |
| 56 | 3GHz帯船舶レーダー(特定船舶局) | 13者 | 14者 | 13者 | -1者 | -7.1% | 13局 | 14局 | 13局 | -1局 | -7.1% | - |
| 57 | 実験試験局(2.7GHz超3.4GHz以下) | 18者 | 19者 | 16者 | -3者 | -15.8% | 75局 | 77局 | 72局 | -5局 | -6.5% | - |
| 58 | その他(2.7GHz超3.4GHz以下) | 2者 | 1者 | 2者 | 1者 | 100.0% | 5局 | 3局 | 4局 | 1局 | 33.3% | - |
| 合計 | | 7,329者 | 6,701者 | 6,425者 | -276者 | -4.1% | 531,217局 | 619,301局 | 354,482局 | -264,819局 | -42.8% | 194 |

*1 免許人数の値は、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人1者として集計している。

*2 免許人数(有効回答数)の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。なお、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合これらは重複計上される。

# 無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分（３）

## 3.4GHz超8.5GHz以下の周波数

| No | 無線システム | 免許人数 | | | | | 無線局数 | | | | | 調査票調査（有効回答数） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和３年度 | 令和５年度 | 令和７年度 | 人数増減 | 増減率 | 令和３年度 | 令和５年度 | 令和７年度 | 局数増減 | 増減率 | |
| 1 | 放送監視制御(Sバンド) | 1者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 5局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 2 | 3.4GHz帯音声STL/TTL/TSL | 3者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 8局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 3 | 衛星ダウンリンク(Cバンド)(3.4GHz超3.6GHz以下) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 4 | 衛星ダウンリンク(Cバンド)(3.6GHz超4.2GHz以下) | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 7局 | 8局 | 8局 | 0局 | 0.0% | - |
| 5 | 移動衛星ダウンリンク(Cバンド) | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 2局 | 2局 | 2局 | 0局 | 0.0% | - |
| 6 | 航空機電波高度計 | 151者 | 159者 | 163者 | 4者 | 2.5% | 1,312局 | 1,253局 | 1,298局 | 45局 | 3.6% | - |
| 7 | 携帯等抑止(3.4GHz超4.4GHz以下)(特別業務の局) | 2者 | 14者 | 40者 | 26者 | 185.7% | 2局 | 25局 | 70局 | 45局 | 180.0% | - |
| 8 | 実験試験局(3.4GHz超4.4GHz以下) | 22者 | 24者 | 9者 | -15者 | -62.5% | 202局 | 205局 | 162局 | -43局 | -21.0% | - |
| 9 | その他(3.4GHz超4.4GHz以下) | 4者 | 14者 | 1者 | 1者 | 新規 | 5局 | 25局 | 2局 | 2局 | 新規 | - |
| 10 | ローカル5G(4.6GHz超4.9GHz以下)(基地局) | 12者 | 133者 | 161者 | 28者 | 21.1% | 42局 | 733局 | 2,088局 | 1,355局 | 184.9% | 177 |
| 11 | ローカル５Ｇ(4.6GHz超4.9GHz以下)(陸上移動中継局) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 12 | ローカル5G(4.6GHz超4.9GHz以下)(陸上移動局) | 13者 | 108者 | 161者 | 29者 | 22.0% | 45局 | 1,522局 | 9,501局 | 7,590局 | 397.2% | - |
| 13 | ローカル５Ｇ(4.6GHz超4.9GHz以下)(フェムトセル基地局・屋内小型基地局) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 14 | 5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(公共用[国]) | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 17局 | 17局 | 17局 | 0局 | 0.0% | - |
| 15 | 5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下)(登録局) | 665者 | 679者 | 671者 | -8者 | -1.2% | 15,255局 | 13,855局 | 13,126局 | -729局 | -5.3% | - |
| 16 | 5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー | 2者 | 2者 | 2者 | 0者 | 0.0% | 2局 | 2局 | 2局 | 0局 | 0.0% | - |
| 17 | 5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯)(公共用[国]) | 2者 | 2者 | 2者 | 0者 | 0.0% | 55局 | 55局 | 55局 | 0局 | 0.0% | - |
| 18 | 5GHz帯アマチュア無線 | 5,830者 | 6,730者 | 7,125者 | 395者 | 5.9% | 5,964局 | 6,872局 | 7,302局 | 430局 | 6.3% | - |
| 19 | 5.8GHz帯画像伝送 | 1者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 2局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 20 | 5.7GHz帯無人移動体画像伝送システム | 347者 | 531者 | 601者 | 70者 | 13.2% | 1,208局 | 1,840局 | 2,198局 | 358局 | 19.5% | - |
| 21 | 5.7GHz帯無線電力伝送（構内無線局） | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 22 | 狭域通信(DSRC) | 200者 | 228者 | 243者 | 15者 | 6.6% | 7,262局 | 7,291局 | 7,584局 | 293局 | 4.0% | - |
| 23 | 携帯等抑止(4.4GHz超5.85GHz以下)(特別業務の局) | 0者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 1局 | 3局 | 2局 | 200.0% | - |
| 24 | 実験試験局(4.4GHz超5.85GHz以下) | 71者 | 110者 | 123者 | 13者 | 11.8% | 725局 | 1,901局 | 3,777局 | 1,876局 | 98.7% | - |
| 25 | その他(4.4GHz超5.85GHz以下) | 4者 | 26者 | 4者 | 1者 | 33.3% | 11局 | 247局 | 12局 | 1局 | 9.1% | - |

# 無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分(３)

## 3.4GHz超8.5GHz以下の周波数 (続き)

| No | 無線システム | 免許人数 | | | | | 無線局数 | | | | | 調査票調査(有効回答数) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 人数増減 | 増減率 | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 局数増減 | 増減率 | |
| 26 | 映像STL/TTL/TSL(Bバンド) | 32者 | 32者 | 31者 | -1者 | -3.1% | 131局 | 131局 | 129局 | -2局 | -1.5% | - |
| 27 | 映像FPU(Bバンド) | 27者 | 27者 | 26者 | -1者 | -3.7% | 289局 | 267局 | 269局 | 2局 | 0.7% | 26 |
| 28 | 6GHz帯電気通信業務用固定無線システム | 5者 | 5者 | 5者 | 0者 | 0.0% | 137局 | 126局 | 124局 | -2局 | -1.6% | 21 |
| 29 | 衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下) | 6者 | 6者 | 5者 | -1者 | -16.7% | 29局 | 35局 | 34局 | -1局 | -2.9% | 10 |
| 30 | 移動衛星アップリンク(Cバンド)(5.85GHz超6.57GHz以下) | 2者 | 2者 | 2者 | 0者 | 0.0% | 4局 | 4局 | 4局 | 0局 | 0.0% | 3 |
| 31 | 映像STL/TTL/TSL(Cバンド) | 82者 | 81者 | 80者 | -1者 | -1.2% | 370局 | 369局 | 367局 | -2局 | -0.5% | 90 |
| 32 | 映像FPU(Cバンド) | 76者 | 76者 | 76者 | 0者 | 0.0% | 2,434局 | 2,331局 | 2,316局 | -15局 | -0.6% | 86 |
| 33 | 6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス) | 40者 | 41者 | 43者 | 2者 | 4.9% | 2,239局 | 2,240局 | 2,273局 | 33局 | 1.5% | 101 |
| 34 | 6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(公共用[国以外]) | 14者 | 15者 | 15者 | 0者 | 0.0% | 75局 | 77局 | 76局 | -1局 | -1.3% | 15 |
| 35 | 6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)(公共用[国]) | 2者 | 2者 | 2者 | 0者 | 0.0% | 1,050局 | 1,031局 | 1,020局 | -11局 | -1.1% | - |
| 36 | 映像STL/TTL/TSL(Mバンド) | 50者 | 50者 | 50者 | 0者 | 0.0% | 126局 | 122局 | 124局 | 2局 | 1.6% | 59 |
| 37 | 音声STL/TTL/TSL(Mバンド) | 74者 | 75者 | 75者 | 0者 | 0.0% | 336局 | 338局 | 338局 | 0局 | 0.0% | 91 |
| 38 | 放送監視制御(Mバンド) | 19者 | 20者 | 20者 | 0者 | 0.0% | 235局 | 238局 | 234局 | -4局 | -1.7% | 30 |
| 39 | 映像STL/TTL/TSL(Dバンド) | 115者 | 115者 | 115者 | 0者 | 0.0% | 818局 | 815局 | 815局 | 0局 | 0.0% | 129 |
| 40 | 映像FPU(Dバンド) | 100者 | 100者 | 100者 | 0者 | 0.0% | 2,943局 | 2,869局 | 2,870局 | 1局 | 0.0% | 111 |
| 41 | 7.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス) | 349者 | 343者 | 336者 | -7者 | -2.0% | 3,435局 | 3,369局 | 3,223局 | -146局 | -4.3% | 383 |
| 42 | 映像STL/TTL/TSL(Nバンド) | 41者 | 41者 | 41者 | 0者 | 0.0% | 60局 | 59局 | 59局 | 0局 | 0.0% | 47 |
| 43 | 音声STL/TTL/TSL(Nバンド) | 3者 | 3者 | 3者 | 0者 | 0.0% | 3局 | 3局 | 3局 | 0局 | 0.0% | 3 |
| 44 | 放送監視制御(Nバンド) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 45 | 地球探査衛星 | 4者 | 6者 | 6者 | 0者 | 0.0% | 5局 | 13局 | 17局 | 4局 | 30.8% | 6 |
| 46 | 実験試験局(5.85GHz超8.5GHz以下) | 17者 | 17者 | 18者 | 1者 | 5.9% | 60局 | 84局 | 87局 | 3局 | 3.6% | - |
| 47 | その他(5.85GHz超8.5GHz以下) | 3者 | 2者 | 2者 | 1者 | 100.0% | 4局 | 3局 | 2局 | 1局 | 100.0% | - |
| 合計 | | 8,384者 | 9,802者 | 10,361者 | 559者 | 5.7% | 46,894局 | 50,339局 | 61,591局 | 11,252局 | 22.4% | 1,388 |

*1 免許人数の値は、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人1者として集計している。

*2 免許人数(有効回答数)の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。なお、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合これらは重複計上される。

*3 令和元年度の欄は、令和元年度（714MHz超3.4GHz以下）又は平成30年度調査（3.4GHz超）結果の免許人数及び無線局数を記載している。

# 無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分(４)

## 8.5GHz超15.35GHz以下の周波数

| No | 無線システム | 免許人数 | | | | | 無線局数 | | | | | 調査票調査(有効回答数) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 人数増減 | 増減率 | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 局数増減 | 増減率 | |
| 1 | 位置・距離測定用レーダー | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 2 | 精測進入レーダー(PAR) | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 2局 | 2局 | 2局 | 0局 | 0.0% | - |
| 3 | 航空機用気象レーダー | 125者 | 132者 | 143者 | 11者 | 8.3% | 1,178局 | 1,117局 | 1,165局 | 48局 | 4.3% | - |
| 4 | 9GHz帯航空機搭載型合成開口レーダー | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 1局 | 1局 | 1局 | 0局 | 0.0% | - |
| 5 | X帯沿岸監視用レーダー | 62者 | 51者 | 50者 | -1者 | -2.0% | 118局 | 105局 | 109局 | 4局 | 3.8% | 62 |
| 6 | レーマークビーコン・レーダービーコン | 2者 | 2者 | 1者 | -1者 | -50.0% | 2局 | 2局 | 1局 | -1局 | -50.0% | - |
| 7 | 捜索救助用レーダートランスポンダ(SART) | 2,648者 | 2,535者 | 2,418者 | -117者 | -4.6% | 5,501局 | 5,410局 | 5,330局 | -80局 | -1.5% | - |
| 8 | 船舶航行用レーダー | 37,051者 | 37,728者 | 37,763者 | 35者 | 0.1% | 46,243局 | 47,201局 | 47,516局 | 315局 | 0.7% | - |
| 9 | X帯沿岸監視用レーダー(移動型) | 11者 | 9者 | 9者 | 0者 | 0.0% | 88局 | 93局 | 93局 | 0局 | 0.0% | 11 |
| 10 | 9GHz帯気象レーダー | 6者 | 6者 | 7者 | 1者 | 16.7% | 46局 | 46局 | 49局 | 3局 | 6.5% | 17 |
| 11 | 9GHz帯気象レーダー(可搬型) | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 1局 | 1局 | 1局 | 0局 | 0.0% | 1 |
| 12 | 10.125GHz帯アマチュア無線 | 1,441者 | 1,314者 | 1,546者 | 232者 | 17.7% | 1,541局 | 1,416局 | 1,667局 | 251局 | 17.7% | - |
| 13 | 実験試験局(8.5GHz超10.25GHz以下) | 104者 | 106者 | 92者 | -14者 | -13.2% | 440局 | 457局 | 363局 | -94局 | -20.6% | - |
| 14 | その他(8.5GHz超10.25GHz以下) | 2者 | 2者 | 1者 | -1者 | -50.0% | 2局 | 2局 | 1局 | -1局 | -50.0% | - |
| 15 | 映像STL/TTL/TSL(Eバンド) | 29者 | 29者 | 29者 | 0者 | 0.0% | 53局 | 53局 | 53局 | 0局 | 0.0% | 33 |
| 16 | 映像FPU(Eバンド) | 129者 | 129者 | 129者 | 0者 | 0.0% | 2,095局 | 2,052局 | 2,092局 | 40局 | 1.9% | 138 |
| 17 | 10.475GHz帯アマチュア無線 | 1,080者 | 983者 | 1,256者 | 273者 | 27.8% | 1,155局 | 1,060局 | 1,352局 | 292局 | 27.5% | - |
| 18 | 速度センサ／侵入検知センサ | 97者 | 83者 | 97者 | 14者 | 16.9% | 1,877局 | 1,359局 | 1,760局 | 401局 | 29.5% | - |
| 19 | 映像STL/TTL/TSL(Fバンド) | 24者 | 24者 | 24者 | 0者 | 0.0% | 74局 | 72局 | 72局 | 0局 | 0.0% | 29 |
| 20 | 映像FPU(Fバンド) | 80者 | 80者 | 79者 | -1者 | -1.3% | 1,350局 | 1,362局 | 1,355局 | -7局 | -0.5% | 83 |
| 21 | 11GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 6者 | 6者 | 6者 | 0者 | 0.0% | 2,464局 | 2,392局 | 2,350局 | -42局 | -1.8% | - |
| 22 | 11GHz帯電気通信業務災害対策用 | 2者 | 2者 | 2者 | 0者 | 0.0% | 132局 | 132局 | 132局 | 0局 | 0.0% | - |
| 23 | 11GHz帯電気通信業務テレビ伝送用 | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 24 | 衛星ダウンリンク(Kuバンド)(10.7GHz超11.7GHz以下) | 2者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 7局 | 6局 | 7局 | 1局 | 16.7% | - |
| 25 | BS放送 | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 9局 | 9局 | 9局 | 0局 | 0.0% | - |
| 26 | 衛星ダウンリンク(Kuバンド)(11.7GHz超12.75GHz以下) | 4者 | 4者 | 4者 | 0者 | 0.0% | 32局 | 32局 | 33局 | 1局 | 3.1% | - |
| 27 | 12GHz帯公共・一般業務(中継系・エントランス) | 121者 | 106者 | 97者 | -9者 | -8.5% | 1,126局 | 984局 | 863局 | -121局 | -12.3% | - |
| 28 | CS放送 | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 4局 | 4局 | 4局 | 0局 | 0.0% | - |
| 29 | 映像STL/TTL/TSL(Gバンド) | 75者 | 75者 | 75者 | 0者 | 0.0% | 173局 | 170局 | 166局 | -4局 | -2.4% | 84 |
| 30 | 映像FPU(Gバンド) | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 5局 | 5局 | 3局 | -2局 | -40.0% | 1 |

# 無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分(４)

## 8.5GHz超15.35GHz以下の周波数 (続き)

| No | 無線システム | 免許人数 | | | | | 無線局数 | | | | | 調査票調査(有効回答数) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 人数増減 | 増減率 | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 局数増減 | 増減率 | |
| 31 | 13GHz帯航空機航行用レーダー | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 32 | 13GHz帯船舶航行管制用レーダー | 2者 | 2者 | 2者 | 0者 | 0.0% | 2局 | 2局 | 2局 | 0局 | 0.0% | - |
| 33 | 接岸援助用レーダー | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 34 | 衛星アップリンク(移動衛星を除く)(Kuバンド)(13.75GHz超14.5GHz以下) | 14者 | 15者 | 16者 | 1者 | 6.7% | 12,686局 | 18,557局 | 33,374局 | 14,817局 | 79.8% | - |
| 35 | 14GHz帯BSフィーダリンク | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 36 | CSフィーダリンク | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 1局 | 1局 | 1局 | 0局 | 0.0% | - |
| 37 | 移動衛星サービスリンクのアップリンク(Kuバンド) | 14者 | 13者 | 15者 | 2者 | 15.4% | 734局 | 712局 | 2,584局 | 1,872局 | 262.9% | - |
| 38 | 15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 3者 | 3者 | 3者 | 0者 | 0.0% | 1,053局 | 935局 | 873局 | -62局 | -6.6% | - |
| 39 | 15GHz帯電気通信業務災害対策用 | 2者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 32局 | 28局 | 24局 | -4局 | -14.3% | - |
| 40 | 15GHz帯電気通信業務テレビ伝送用 | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 41 | 15GHz帯ヘリテレデジタル画像伝送(公共用[国以外]) | 39者 | 39者 | 40者 | 1者 | 2.6% | 47局 | 48局 | 50局 | 2局 | 4.2% | 40 |
| 42 | 15GHz帯ヘリテレデジタル画像伝送(公共用[国]) | 1者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 1局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 43 | 15GHz帯ヘリテレ画像伝送(公共用[国以外]) | 43者 | 42者 | 43者 | 1者 | 2.4% | 58局 | 56局 | 57局 | 1局 | 1.8% | 43 |
| 44 | 15GHz帯ヘリテレ画像伝送(公共用[国]) | 2者 | 2者 | 2者 | 0者 | 0.0% | 5局 | 2局 | 2局 | 0局 | 0.0% | - |
| 45 | 実験試験局(10.25GHz超15.35GHz以下) | 21者 | 24者 | 21者 | -3者 | -12.5% | 53局 | 48局 | 45局 | -3局 | -6.3% | - |
| 46 | その他(10.25GHz超15.35GHz以下) | 0者 | 0者 | 1者 | 1者 | 新規 | 0局 | 0局 | 3局 | 3局 | 新規 | - |
| 合計 | | 43,249者 | 43,555者 | 43,980者 | 425者 | 1.0% | 80,391局 | 85,934局 | 103,564局 | 17,630局 | 20.5% | 542 |

*1 免許人数の値は、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人1者として集計している。
*2 免許人数(有効回答数)の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。なお、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合これらは重複計上される。

# 無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分(５)

## 15.35GHz超36GHz以下の周波数

| No | 無線システム | 免許人数 | | | | | 無線局数 | | | | | 調査票調査(有効回答数) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 人数増減 | 増減率 | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 局数増減 | 増減率 | |
| 1 | 17GHz帯BSフィーダリンク | 10者 | 10者 | 10者 | 0者 | 0.0% | 30局 | 31局 | 31局 | 0局 | 0.0% | 12 |
| 2 | 衛星ダウンリンク(Kaバンド)(17.3GHz超20.2GHz以下) | 2者 | 2者 | 2者 | 0者 | 0.0% | 7局 | 7局 | 7局 | 0局 | 0.0% | 2 |
| 3 | 衛星ダウンリンク(Kaバンド)(20.2GHz超21.2GHz以下) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 4 | 18GHz帯公共用小容量固定 | 288者 | 284者 | 276者 | -8者 | -2.8% | 1,360局 | 1,378局 | 1,353局 | -25局 | -1.8% | 291 |
| 5 | 18GHz帯FWA | 60者 | 53者 | 45者 | -8者 | -15.1% | 689局 | 643局 | 607局 | -36局 | -5.6% | 57 |
| 6 | 18GHz帯電気通信業務(エントランス) | 4者 | 4者 | 4者 | 0者 | 0.0% | 3,238局 | 3,013局 | 2,973局 | -40局 | -1.3% | 32 |
| 7 | 実験試験局(15.35GHz超21.2GHz以下) | 16者 | 15者 | 15者 | 0者 | 0.0% | 34局 | 38局 | 45局 | 7局 | 18.4% | - |
| 8 | その他(15.35GHz超21.2GHz以下) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 9 | 有線テレビジョン放送事業用(移動) | 4者 | 4者 | 4者 | 0者 | 0.0% | 21局 | 21局 | 21局 | 0局 | 0.0% | 11 |
| 10 | 22GHz帯FWA | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 54局 | 53局 | 34局 | -19局 | -35.8% | 6 |
| 11 | 22GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 2者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 36局 | 26局 | 26局 | 0局 | 0.0% | 3 |
| 12 | 有線テレビジョン放送事業用(固定) | 11者 | 7者 | 6者 | -1者 | -14.3% | 19局 | 12局 | 11局 | -1局 | -8.3% | 7 |
| 13 | 実験試験局(21.2GHz超23.6GHz以下) | 1者 | 2者 | 3者 | 1者 | 50.0% | 1局 | 2局 | 8局 | 6局 | 300.0% | - |
| 14 | その他(21.2GHz超23.6GHz以下) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 15 | 24GHz帯アマチュア無線 | 795者 | 739者 | 695者 | -44者 | -6.0% | 846局 | 792局 | 744局 | -48局 | -6.1% | - |
| 16 | 速度測定用等レーダー | 142者 | 128者 | 144者 | 16者 | 12.5% | 256局 | 208局 | 226局 | 18局 | 8.7% | - |
| 17 | 空港面探知レーダー | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 9局 | 9局 | 10局 | 1局 | 11.1% | 5 |
| 18 | 26GHz帯FWA | 7者 | 7者 | 7者 | 0者 | 0.0% | 5,624局 | 5,577局 | 5,454局 | -123局 | -2.2% | 39 |
| 19 | 衛星アップリンク(ESIMを除く)(Kaバンド)　(27.0GHz超31.0GHz以下) | 3者 | 4者 | 4者 | 0者 | 0.0% | 50局 | 50局 | 55局 | 5局 | 10.0% | 12 |
| 20 | ローカル5G(28.2GHz超29.1GHz以下)(基地局(屋内小型基地局・フェムトセル基地局を除く)) | 29者 | 34者 | 21者 | -13者 | -38.2% | 59局 | 73局 | 44局 | -29局 | -39.7% | 21 |
| 21 | ローカル5G(28.2GHz超29.1GHz以下)(陸上移動局) | 29者 | 34者 | 22者 | -12者 | -35.3% | 204局 | 806局 | 3,886局 | 3,080局 | 382.1% | - |
| 22 | ローカル5G(28.2GHz超29.1GHz以下)(陸上移動中継局) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 23 | ローカル5G(28.2GHz超29.1GHz以下)(フェムトセル基地局・屋内小型基地局) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 24 | ESIMアップリンク(Kaバンド)(29.5GHz超30.0GHz以下) | 6者 | 7者 | 6者 | -1者 | -14.3% | 172局 | 280局 | 380局 | 100局 | 35.7% | 6 |

# 無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分(５)

## 15.35GHz超36GHz以下の周波数 (続き)

| No | 無線システム | 免許人数 | | | | | 無線局数 | | | | | 調査票調査(有効回答数) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 人数増減 | 増減率 | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 局数増減 | 増減率 | |
| 25 | 踏切障害物検知レーダー | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 26 | 実験試験局(23.6GHz超36GHz以下) | 35者 | 35者 | 34者 | -1者 | -2.9% | 257局 | 534局 | 630局 | 96局 | 18.0% | - |
| 27 | その他(23.6GHz超36GHz以下) | 2者 | 2者 | 2者 | 0者 | 0.0% | 4局 | 4局 | 4局 | 0局 | 0.0% | - |
| 合計 | | 1,448者 | 1,374者 | 1,303者 | -71者 | -5.2% | 12,970局 | 13,557局 | 16,549局 | 2,992局 | 22.1% | 504 |

*1 免許人数の値は、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人1者として集計している。

*2 免許人数(有効回答数)の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。なお、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合これらは重複計上される。

# 無線システムの免許人数・無線局数の推移　区分(６)

## 36GHz超の周波数

| No | 無線システム | 免許人数 | | | | | 無線局数 | | | | | 調査票調査(有効回答数) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 人数増減 | 増減率 | 令和3年度 | 令和5年度 | 令和7年度 | 局数増減 | 増減率 | |
| 1 | 40GHz帯画像伝送(公共業務用)(公共用[国以外]) | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 2局 | 2局 | 2局 | 0局 | 0.0% | 1 |
| 2 | 40GHz帯画像伝送(公共業務用)(公共用[国]) | 1者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 52局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 3 | 40GHz帯公共・一般業務(中継系) | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 4 | 40GHz帯公共・一般業務(中継系)(公共用[国以外]) | 8者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 34局 | 2局 | 2局 | 0局 | 0.0% | 1 |
| 5 | 40GHz帯公共・一般業務(中継系)(公共用[国]) | 1者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 4局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 6 | 38GHz帯FWA | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 7 | 38GHz帯FWA(公共用[国]) | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 94局 | 90局 | 90局 | 0局 | 0.0% | - |
| 8 | 40GHz帯映像FPU | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 9局 | 9局 | 9局 | 0局 | 0.0% | 1 |
| 9 | 40GHz帯駅ホーム画像伝送 | 11者 | 12者 | 12者 | 0者 | 0.0% | 656局 | 850局 | 945局 | 95局 | 11.2% | 13 |
| 10 | 40GHz帯列車無線（基地局） | 0者 | 0者 | 1者 | 1者 | 新規 | 0局 | 0局 | 34局 | 34局 | 新規 | - |
| 11 | 40GHz帯列車無線（陸上移動局） | 0者 | 0者 | 2者 | 2者 | 新規 | 0局 | 0局 | 58局 | 58局 | 新規 | - |
| 12 | 47GHz帯アマチュア無線 | 524者 | 492者 | 450者 | -42者 | -8.5% | 562局 | 535局 | 489局 | -46局 | -8.6% | - |
| 13 | 50GHz帯簡易無線 | 65者 | 46者 | 37者 | -9者 | -19.6% | 590局 | 312局 | 211局 | -101局 | -32.4% | - |
| 14 | 55GHz帯映像FPU | 1者 | 1者 | 1者 | 0者 | 0.0% | 3局 | 3局 | 3局 | 0局 | 0.0% | - |
| 15 | 60GHz帯無線アクセスシステム | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 16 | 80GHz帯高速無線伝送システム | 30者 | 37者 | 40者 | 3者 | 8.1% | 742局 | 1,234局 | 1,352局 | 118局 | 9.6% | 69 |
| 17 | 90GHz帯滑走路面異物検知レーダー | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | - |
| 18 | 77.75GHz帯アマチュア無線 | 214者 | 212者 | 209者 | -3者 | -1.4% | 238局 | 239局 | 236局 | -3局 | -1.3% | - |
| 19 | 120GHz帯映像FPU | 0者 | 0者 | 0者 | 0者 | 0.0% | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | 0.0% | 0 |
| 20 | 135GHz帯アマチュア無線 | 145者 | 143者 | 142者 | -1者 | -0.7% | 167局 | 168局 | 167局 | -1局 | -0.6% | - |
| 21 | 249GHz帯アマチュア無線 | 16者 | 17者 | 19者 | 2者 | 11.8% | 20局 | 22局 | 24局 | 2局 | 9.1% | - |
| 22 | 実験試験局(36GHz超) | 20者 | 25者 | 37者 | 12者 | 48.0% | 180局 | 462局 | 777局 | 315局 | 68.2% | - |
| 23 | その他(36GHz超) | 0者 | 0者 | 2者 | 2者 | 新規 | 0局 | 0局 | 3局 | 3局 | 新規 | - |
| 合計 | | 1,038者 | 989者 | 956者 | -33者 | -3.3% | 3,353局 | 3,928局 | 4,402局 | 474局 | 12.1% | 85 |

*1 免許人数の値は、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、免許人1者として集計している。

*2 免許人数(有効回答数)の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。なお、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合これらは重複計上される。

*3 令和元年度の欄は、令和元年度（714MHz超3.4GHz以下）又は平成30年度調査（3.4GHz超）結果の免許人数及び無線局数を記載している。

# 別添２　参考資料　有効利用評価方針等

# 電波の利用状況調査・有効利用評価

- 電波監理審議会は、**有効利用評価方針の作成・公表**を行う。
- **総務大臣が行った利用状況調査に対し、有効利用評価方針に基づき評価**を行う。

## 電波の利用状況の調査［電波法第26条の2第1項］

**電気通信業務用基地局**
（携帯電話・全国BWA）
**携帯移動地球局等**
（衛星ダイレクト通信システム）
【毎年】
［法第26条の2第1項第1号］

**電気通信業務用基地局以外の無線局**
［法第26条の2第1項第2号］

**公共業務用無線局**
（毎年）
［省令第3条第1項第2号］

**各種電波利用システム**
①714MHz以下（令和6年度）
②714MHz超　（令和7年度）
［省令第3条第1項第3号］

臨時の利用状況調査
（必要に応じ）
［省令第7条］

〈調査事項〉
①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術、現に使用している周波数の幅
②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画、接続・卸役務提供の状況

〈調査事項〉
①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術
②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画
③発射状況調査（補完調査）

…総務大臣
…電波監理審議会

調査結果の報告・概要の公表
［法第26条の2第2項］

**有効利用評価方針の公表**
［法第26条の3第2項］

評価（案）の検討
事業者ヒアリング［法第26条の3第5項］

評価（案）に対する意見募集
意見募集内容の検討

評価結果の公表
［法第26条の3第4項］

周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映

# 電波監理審議会 有効利用評価部会の概要

- 令和４年10月の電波法改正により、**電波監理審議会が電波の有効利用の程度の評価**（有効利用評価）※１**を行う**こととなった※２。同評価を適切に実施するため、**電波監理審議会の下に「有効利用評価部会」を設置**。
- 毎年、総務大臣が実施する**電波の利用状況調査**結果に基づき、電波監理審議会が**有効利用評価**を実施。
  （同評価結果を踏まえ、総務省において、周波数再編アクションプラン、周波数割当計画（告示）を策定。）

※1　電波法（昭和25年法律第131号）
第二十六条の三　電波監理審議会は、前条第二項の規定により利用状況調査の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、調査区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項（第三項において「評価事項」という。）について電波の有効利用の程度の評価（以下「有効利用評価」という。）を行うものとする。

※2　改正前は総務大臣が評価を実施。法改正により、透明性・客観性の一層の向上を図るとともに、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、技術や法制度等に精通した専門家から構成される電波監理審議会が主体的に評価を行う仕組みを導入。

**【周波数再編のPDCAサイクル】**

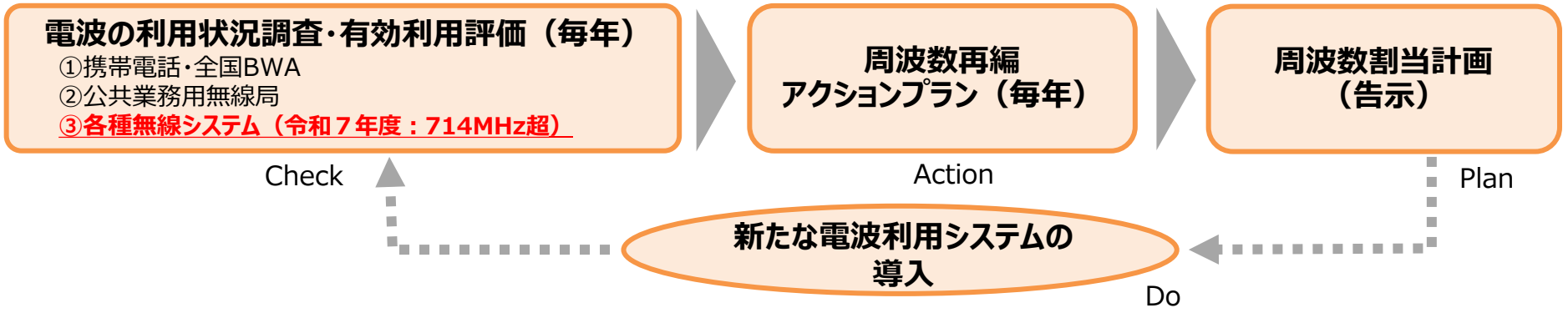


【有効利用評価部会 構成員（令和８年６月現在）】

| | 氏　名 | 主 要 現 職 |
|---|---|---|
| 部会長（委員） | 西村　暢史 | 中央大学　法学部　教授　【電波監理審議会 委員】 |
| 部会長代理（委員） | 笹瀬　　巌 | 慶應義塾大学　名誉教授　【電波監理審議会 会長】 |
| 特別委員 | 池永　全志 | 九州工業大学　大学院　工学研究院　電気電子工学研究系　教授 |
| 特別委員 | 石山　和志 | 東北大学　電気通信研究所　所長・教授 |
| 特別委員 | 眞田　幸俊 | 慶應義塾大学　理工学部　電気情報工学科　教授 |
| 特別委員 | 中野　美由紀 | 大学共同利用法人　情報・システム研究機構　理事／津田塾大学　新学部設置準備室　教授 |
| 特別委員 | 山本　裕子 | 大東文化大学　法学部　法律学科　教授 |

※特別委員（非常勤）は、学識経験のある者について、総務大臣が任命。任期は３年。再任可。

# 有効利用評価部会における審議経緯

**電波監理審議会　有効利用評価部会**
**（各種無線システム・714MHz超の周波数帯に係る有効利用評価関係）**

| | |
|---|---|
| **第５７回（３/18）** | ・令和７年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）の調査結果の概要報告 |
| **第５８回（４/７）** | ・重点調査結果（映像STL/TTL/TSL（Bバンド）、15GHz帯電気通信業務（中継系・エントランス）、15GHz帯電気通信災害対策用）に関する詳細報告 |
| **第５９回（５/７）** | ・重点調査結果に係る評価結果（案）の検討<br>・周波数区分※1ごとの調査結果に関する詳細報告 |
| **第６０回（５/21）** | ・周波数区分※1ごとの調査結果に係る評価結果（案）の検討<br>・周波数区分※2ごとの調査結果に関する詳細報告<br>・総合通信局ごとの調査結果に関する詳細報告 |
| **第６１回（６/４）** | ・ 評価結果（案）の取りまとめ |

※1　(1)714MHz～1.4GHz、(2)1.4～3.4GHz、(3)3.4～8.5GHz
※2　(4)8.5～15.35GHz、(5)15.35～36GHz、(6)36GHz ～

# 有効利用評価方針の概要

## (1) 電気通信業務用基地局（携帯電話及び全国ＢＷＡ）に係る評価

| 評価事項 | 人口カバー率、技術導入状況等 | その他(インフラシェアリングの取組等) |
|---|---|---|
| 評価方法 | 周波数帯ごとの実績評価及び進捗評価(定量的な評価) | 複数の周波数帯を総合的に勘案した定性的な評価 |

## (2) 電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価

| 評価する無線局 | 公共業務用無線局（特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定し、調査を行ったもの）※1 | 各種無線システム ※2 |
|---|---|---|
| 評価の方法 | 需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅を踏まえた、電波の利用の停止、周波数移行・共用の対応の状況やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価。 | **無線局の数の増減、通信頻度、周波数の移行・ 共用の対応やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価**。 |

※1 デジタル変革時代の電波政策懇談会において、検討対象となった国のシステム

※２　令和7年度の評価対象は、**714MHz超の周波数帯**

✓ **重点調査対象の３システムは個別に評価**
- ① 映像STL/TTL/TSL（Bバンド）
- ② 15GHz帯電気通信業務（中継系・エントランス）
- ③ 15GHz帯電気通信業務災害対策用

✓ **６つの周波数区分ごとに評価**
- (1) 714MHz超1.4GHz以下
- (2) 1.4GHz超3.4GHz以下
- (3) 3.4GHz超8.5GHz以下
- (4) 8.5GHz超15.35GHz以下
- (5) 15.35GHz超36GHz以下
- (6) 36GHz超

## (3)その他

- 免許人等に対し、評価に必要なヒアリング等を行う。
- 評価に関する事項に関し、必要に応じて勧告を行う。
- 各周波数帯の利用実態に係る評価に必要な調査・評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要や利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行う。

# 有効利用評価方針の概要（各種無線システム）

## 1　評価の事項

当該無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

ア　無線局の数
イ　無線局の行う無線通信の通信量
ウ　無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況
エ　総務省令に規定する事項（免許人の数、無線局の目的及び用途、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画）

## 2　評価の方法及び基準

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

ア　１アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み。
イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況
ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況
エ　周波数割当計画において、使用の期限等の条件が定められている周波数の電波を使用している無線局については、当該条件への対応の状況
オ　新たな電波利用システムに関する需要の動向

## 3　実測による発射状況等の分析

重点調査対象システムについては、上記の事項のほか、実測による発射状況等を分析することにより評価を行うものとする。

## 4　評価にあたって考慮する事項

上記の事項の評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

（１）電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

ア　公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用
イ　非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用
ウ　国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用
エ　電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用

（２）電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

電波監理審議会（第1160回）
審議事項（1） 参考資料

# 令和７年度電波の利用状況調査
# （各種無線システム・714MHz超の周波数帯）に係る
# 電波の有効利用の程度の評価結果（案）
# 【概要版】

令和８年８月31日
電波監理審議会
有効利用評価部会

# 電波監理審議会 有効利用評価部会の概要



■ 令和４年10月の電波法改正により、**電波監理審議会が電波の有効利用の程度の評価**（有効利用評価）※1**を行う**こととなった※2 。同評価を適切に実施するため、**電波監理審議会の下に「有効利用評価部会」を設置**。

■ 毎年、総務大臣が実施する**電波の利用状況調査**結果に基づき、電波監理審議会が**有効利用評価**を実施。
（同評価結果を踏まえ、総務省において、周波数再編アクションプラン、周波数割当計画（告示）を策定。）

※1 電波法（昭和25年法律第131号）
第二十六条の三 電波監理審議会は、前条第二項の規定により利用状況調査の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、調査区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項（第三項において「評価事項」という。）について電波の有効利用の程度の評価（以下「有効利用評価」という。）を行うものとする。

※2 改正前は総務大臣が評価を実施。法改正により、透明性・客観性の一層の向上を図るとともに、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、技術や法制度等に精通した専門家から構成される電波監理審議会が主体的に評価を行う仕組みを導入。

**【周波数再編のPDCAサイクル】**

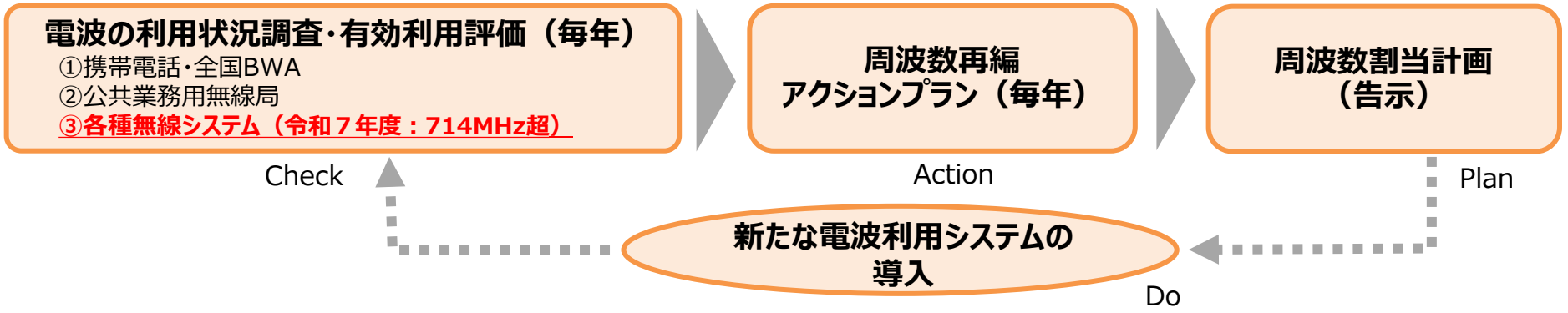


【有効利用評価部会 構成員（令和８年６月現在）】

| | 氏　名 | 主 要 現 職 |
|---|---|---|
| 部会長（委員） | 西村　暢史 | 中央大学　法学部　教授 【電波監理審議会 委員】 |
| 部会長代理（委員） | 笹瀬　　巌 | 慶應義塾大学　名誉教授　【電波監理審議会 会長】 |
| 特別委員 | 池永　全志 | 九州工業大学　大学院　工学研究院　電気電子工学研究系　教授 |
| 特別委員 | 石山　和志 | 東北大学　電気通信研究所　所長・教授 |
| 特別委員 | 眞田　幸俊 | 慶應義塾大学　理工学部　電気情報工学科　教授 |
| 特別委員 | 中野　美由紀 | 大学共同利用法人　情報・システム研究機構　理事／津田塾大学　新学部設置準備室　教授 |
| 特別委員 | 山本　裕子 | 大東文化大学　法学部　法律学科　教授 |

※特別委員（非常勤）は、学識経験のある者について、総務大臣が任命。任期は３年。再任可。

# 有効利用評価部会における審議経緯



**電波監理審議会　有効利用評価部会**
**（各種無線システム・714MHz超の周波数帯に係る有効利用評価関係）**

| | |
|---|---|
| **第５７回（３/18）** | ・令和７年度電波の利用状況調査（各種無線システム・714MHz超の周波数帯）の調査結果の概要報告 |
| **第５８回（４/７）** | ・重点調査結果（映像STL/TTL/TSL（Bバンド）、15GHz帯電気通信業務（中継系・エントランス）、15GHz帯電気通信災害対策用）に関する詳細報告 |
| **第５９回（５/７）** | ・重点調査結果に係る評価結果（案）の検討<br>・周波数区分※1ごとの調査結果に関する詳細報告 |
| **第６０回（５/21）** | ・周波数区分※1ごとの調査結果に係る評価結果（案）の検討<br>・周波数区分※2ごとの調査結果に関する詳細報告<br>・総合通信局ごとの調査結果に関する詳細報告 |
| **第６１回（６/４）** | ・ 評価結果（案）の取りまとめ |
| **第６２回（７/28）** | ・意見募集に対する提出意見への考え方案の検討 |

※1　(1)714MHz～1.4GHz、(2)1.4～3.4GHz、(3)3.4～8.5GHz
※2　(4)8.5～15.35GHz、(5)15.35～36GHz、(6)36GHz ～

# 有効利用評価方針の概要

## (1) 電気通信業務用基地局（携帯電話及び全国ＢＷＡ）に係る評価

| 評価事項 | 人口カバー率、技術導入状況等 | その他(インフラシェアリングの取組等) |
|---|---|---|
| 評価方法 | 周波数帯ごとの実績評価及び進捗評価(定量的な評価) | 複数の周波数帯を総合的に勘案した定性的な評価 |

## (2) 電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価

| 評価する無線局 | 公共業務用無線局（特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定し、調査を行ったもの）※1 | 各種無線システム ※2 |
|---|---|---|
| 評価の方法 | 需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅を踏まえた、電波の利用の停止、周波数移行・共用の対応の状況やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価。 | **無線局の数の増減、通信頻度、周波数の移行・ 共用の対応やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価**。 |

※1 デジタル変革時代の電波政策懇談会において、検討対象となった国のシステム

※２　令和7年度の評価対象は、**714MHz超の周波数帯**

✓ **重点調査対象の３システムは個別に評価**
- ① 映像STL/TTL/TSL（Bバンド）
- ② 15GHz帯電気通信業務（中継系・エントランス）
- ③ 15GHz帯電気通信業務災害対策用

✓ **６つの周波数区分ごとに評価**
- ① 714MHz超1.4GHz以下
- ② 1.4GHz超3.4GHz以下
- ③ 3.4GHz超8.5GHz以下
- ④ 8.5GHz超15.35GHz以下
- ⑤ 15.35GHz超36GHz以下
- ⑥ 36GHz超

## (3)その他

- 免許人等に対し、評価に必要なヒアリング等を行う。
- 評価に関する事項に関し、必要に応じて勧告を行う。
- 各周波数帯の利用実態に係る評価に必要な調査・評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要や利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行う。

# 重点調査対象システムに関する評価



## 評価（総論）

○　重点調査対象システムのうち、**映像STL/TTL/TSL(Bバンド)の一部の周波数帯**※1については**自動運転等を実現するV2Xの導入のため移行が求められており**、また、**15GHz帯電気通信業務用の周波数帯**については**WRC-27においてIMT特定が検討**※2されている。

○　調査の結果、**いずれのシステムも一定程度の有効利用は行われている**ものの、総務省においては、**前者については変更対策機関を通じ、免許人に対して必要な情報提供等も行いながら移行を進めていくこと**、また、**後者についてはWRC-27 の検討状況をみながら、国内における新たな無線システムへの需要や既存システムの移行方法について、引き続き調査、検討を行うことが適当**である。

※1　5888～5925MHz　　※2　2027年に開催される世界無線通信会議（WRC: World Radiocommunication Conference）に向けて、国際的な場において、携帯電話等周波数としての特定が検討中。

### ＜映像STL/TTL/TSL（Bバンド）の概要＞

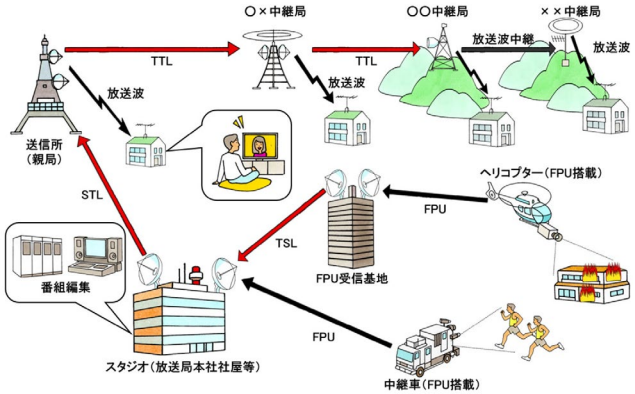


テレビジョン放送事業者がスタジオから送信所（親局及び中継局）まで（STL）又は送信所から送信所まで（TTL）放送番組を伝送するために利用。また、ニュース音声等の番組素材を取材現場から放送局のスタジオまで伝送（TSL）するために利用。

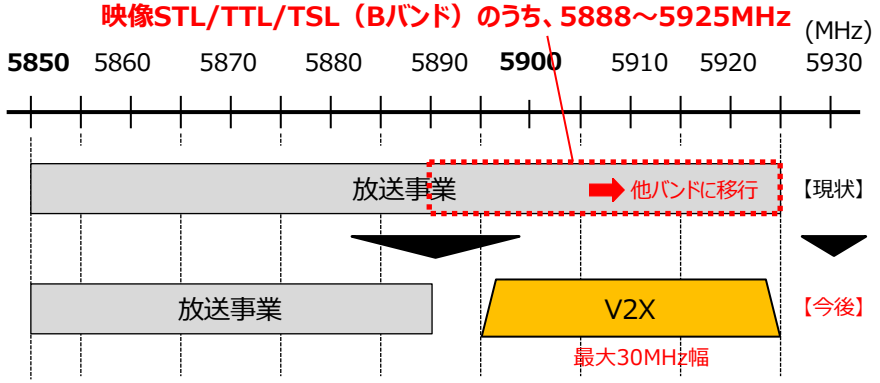


### ＜15GHz帯電気通信業務用の概要＞

中継系・エントランスは、主に携帯電話等の基地局エントランスとして利用。災害対策用は、災害等発生時の伝送路の救済や確保のための臨時回線のほか、イベント等開催時の現地からの臨時映像を伝送するために利用。（いずれも電気通信事業者が利用）

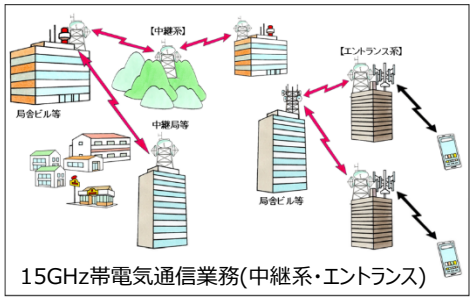


15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス)

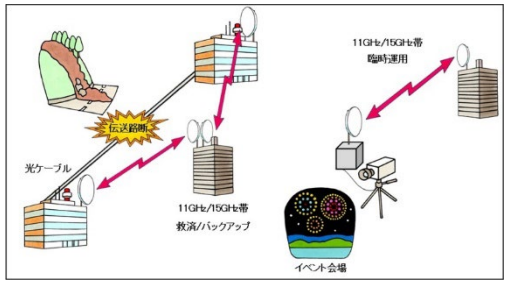


15GHz帯電気通信業務災害対策用

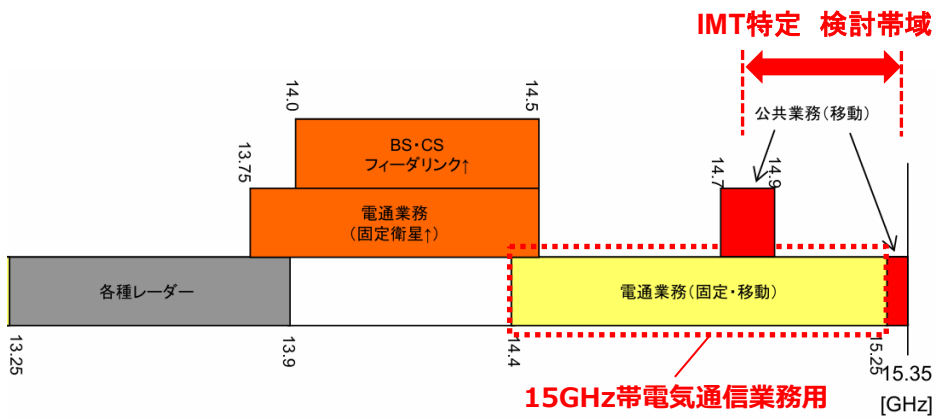

# 重点調査対象システム「①映像STL/TTL/TSL（Bバンド）」に係る評価の主なポイント



○　調査の結果、テレビジョンに係る放送サービス提供のため、ほぼ24時間365日、常時電波を発射していること、指向性の高いアンテナを使い固定的に運用されていることなどのほか、社会的貢献性や災害対策状況を考慮すると、**一定程度の有効利用は行われている**。

○　**一方で、以下の観点から、更なる電波の有効利用を図っていくことが適当**である。

- 今後も一定の需要があるものと認められるが、**テレビジョン放送の中継局や中継回線ネットワークは既に構築**されており、**調査結果からも、今後の増加は見込まれない**こと。
- 他の周波数帯の既存システムへの**代替可能性が示されており**、効率的な周波数利用のためには、他の周波数帯や他システムに**整理集約することが望ましい**こと。
- **自動運転等を実現するための新たなシステム（V2X）に需要がある帯域**であり、国内の需要に応じ、周波数利用の国際的な調和を図っていくことが望ましいこと。

○　以上より、本システムは、テレビジョン放送の提供に当たり重要な役割を担っているシステムであり、**テレビジョン放送の提供に影響を及ぼすことがないよう十分に留意**しつつ、**国際的な技術の進展に対応**するためには、**早期に本システムを移行**し、V2Xの導入を可能とするよう、**変更対策機関を通じ、免許人に対して必要な情報提供等も行いながら、移行を進めていくことを期待**。

## 時間的利用状況

**電波の発射は常時発射か否か**

| 有効回答数 | 常時発射した | 常時発射しなかった |
|---|---|---|
| 129局 | 100.0% | 0.0% |

**運用継続性の確保のための対策の有無**

| 有効回答数 | 全ての無線局について対策を実施している | 一部の無線局について対策を実施している | 対策を実施していない |
|---|---|---|---|
| 40者 | 100.0% | 0.0% | 0.0% |

## 移行・代替・廃止手段（複数回答可）

| 有効回答数 | 映像 STL/TTL/TSLへ移行又は代替 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | Cバンド | Mバンド | Dバンド | Nバンド | Eバンド | Fバンド | Gバンド | 有線（光ファイバー等）へ移行又は代替 | 廃止 | その他 |
| 124局 | 62.9%（78局） | 75.8%（94局） | 70.2%（87局） | 55.6%（69局） | 0%（0局） | 0%（0局） | 0%（0局） | 1.6%（2局） | 0%（0局） | 4.0%（5局） |

# 重点調査対象システム「②③15GHz帯電気通信業務用」に係る評価の主なポイント



○ 調査の結果、「中継系・エントランス」については携帯電話等通信サービス提供のため常時電波を発射していること、「災害対策用」については電波の発射は確認できなかったが、その利用目的を考慮すると、**一定程度の有効利用は行われている**。

○ **一方で、以下の観点から、更なる電波の有効利用を図っていくことが適当**である。
- 調査結果から、中継系・エントランスの**一部については11/18GHz帯への代替可能性**が示されていること。
- 本システムが使用する周波数帯については、**IMT特定に向けて国際的な検討が行われている帯域**であること。

○ 以上より、**WRC-27の検討状況をみながら**、国内における**新たな無線システムへの需要**や、**既存システムの移行方法**について、**引き続き調査、検討を行うことを期待**。

## 時間的利用状況

| | 有効回答数 | 常時発射した | 常時発射しなかった | 月ごとの電波の発射日数 |
|---|---|---|---|---|
| 15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 871局 | 100%<br>(871局) | 0%<br>(0局) | – |
| 15GHz帯電気通信業務災害対策用 | 24局 | 0%<br>(0局) | 100%<br>(24局) | 全ての月で発射しなかった |

電波を常時発射した無線局の利用形態

| | 有効回答数 | 携帯電話サービスの提供のための伝送路として運用 | 基地局の伝送路として運用 |
|---|---|---|---|
| 15GHz帯電気通信業務(中継系・エントランス) | 871局 | 70.8%<br>(617局) | 29.2%<br>(254局) |

年間の発射実績がない理由

| | 有効回答数 | その他：災害時のみ運用するため |
|---|---|---|
| 15GHz帯電気通信業務災害対策用 | 24局 | 100%<br>(24局) |

## 各システムへの代替可能性（中継系・エントランス）

| 移行・代替先システム | 有効回答数 | 代替可能 | 代替できない | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 主な代替できない理由 |
| 11/18GHz 帯 電気通信業務用システム | 11者 | 36.4%<br>(4者) | 63.6%<br>(7者) | 通信距離が長い又は短い/他の相手方と調整が必要 |

## 5年後以降の想定無線局数分布（中継系・エントランス）

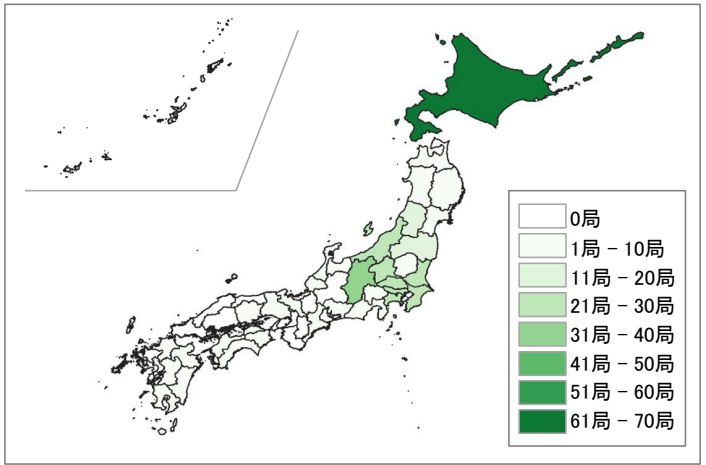

# 周波数区分ごとの評価の主なポイント（周波数区分①）



## 周波数区分ごとの評価の主なポイント

【**周波数区分①**：714MHz超1.4GHz以下】

○ 本周波数区分は、**免許人数及び無線局数はいずれも減少傾向**にあるものの、**陸上の移動通信システム※1に多く利用**されており、前回調査以降、いくつかの新たな電波利用ニーズへの対応※2に係る制度化が完了又は進展していること、MCAに係る無線局の移行が進展していること等を**総合的に勘案**すると、**電波の有効利用が一定程度行われている**。

※1 携帯電話、MCA等

※2 700MHz帯を利用する衛星ダイレクト通信、920MHz帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの屋外利用、800MHz／900MHz帯MCAの周波数跡地利用　等

○ **更なる電波の有効利用の促進**に向け、**今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当**である。

- **700MHzにおける非地上系ネットワーク(NTN)の早期の導入**に向けた取組を期待。
- **800/900MHz帯MCAサービスの終了に向け**、陸上移動中継局の免許人と連携し、代替可能なシステムへの移行などについて**ユーザーに対し丁寧な周知・広報**に努めること。
- **900MHz帯MCAサービスの終了後**、当該サービスが使用している周波数帯の跡地を利用する**新たな電波利用システムの導入に向けて検討を推進**すること。
- **1.2GHz帯画像伝送用携帯局**の**着実な移行を推進**すること。
- 1.2GHz帯をはじめ、**アマチュア無線**は全体的に**減少傾向**。**アマチュア無線**については、**ワイヤレス人材育成の裾野を広げる取組**を進めるとともに、**国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の態様等**を踏まえ、将来的なアマチュア無線全体の**周波数割当ての見直しや更なる共用の推進に向けた検討**を引き続き進めていくこと。

# 周波数区分ごとの評価の主なポイント（周波数区分②、③）



【**周波数区分②**：1.4GHz超3.4GHz以下】

○ 本周波数区分は、**免許人数及び無線局数は減少傾向**にあるものの、**陸上の移動通信システム※1や衛星通信のほか、免許不要局※2に多く利用**されており、2.3GHz帯ではダイナミック周波数共用が運用されている。また、前回調査以降、いくつかの新たな電波利用ニーズへの対応※3に係る制度化が完了していること等を**総合的に勘案**すると、**電波の有効利用が一定程度行われている**。

※1 携帯電話、地域BWA等　※2 無線LAN、デジタルコードレス電話等　※3 2GHz帯のNTN（衛星ダイレクト通信、HAPS）、BWA等の上空利用　等

○ **更なる電波の有効利用の促進**に向け、**今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当**である。

- （特定のシステムに限らず）**周波数利用の国際調和に向けた取組**について推進すること。
- **ルーラル加入者系無線の早期の移行**を推進すること。
- 周波数再編アクションプランに記載の、**ダイナミック周波数共用の取組を推進**すること。
- **BWAシステム**の**技術基準その他関連制度の在り方**について、**技術やサービスの進展、ユーザーのニーズの変化等に応じて不断に検討を行う**こと。
- **NTNの導入**に向け、**国内のニーズや国際的な動向等を踏まえながら研究開発等を推進**すること。

【**周波数区分③**：3.4GHz超8.5GHz以下】

○ 本周波数区分は、**免許人数や無線局数はいずれも増加傾向**にあり、**陸上の移動通信システム※4、固定通信システム、レーダーや衛星通信、無線LANなど、多種多様な無線局に利用**されており、前回調査以降、いくつかの新たな電波利用ニーズへの対応※5に係る制度化が完了、また、5GHz帯無線アクセスシステムの移行の進展等を総合的に勘案すると、**電波の有効利用が一定程度行われている。**

※4 携帯電話、ローカル5G等　※5 4.9GHz 帯の5G への割当、5.9GHz 帯のV2X への割当、無線LAN やローカル5G等における上空利用や海上利用 等

○ **更なる電波の有効利用の促進**に向け、**今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当**である。

- **5GHz帯無線アクセスシステム**の免許人・登録人に対し、引き続き、**移行先候補の丁寧な周知・広報**に努めるとともに、**終了促進措置の状況を確認**していくこと。
- **6GHz帯の無線LAN**について、**AFC※6システムの構築や運用等に必要な検討**を進めること。　※6 Automated Frequency Coordination
- **狭域通信（DSRC※7）システム**について、割当状況や実際に使用されているチャネルの偏り状況を可視化する等、今後も**利用形態や周波数利用状況を調査**するとともに、その利用状況を踏まえ、**他の無線システムとの共用の可能性の検討**を行っていくこと。
- （特定のシステムに限らず）**上空利用、海上利用等、利用シーンの拡大に向けた検討を推進**していくこと。
- （特定のシステムに限らず）**高次の多値変調などの高度な技術の導入に向けた検討を推進**していくこと。

※7 Dedicated Short Range Communications

# 周波数区分ごとの評価の主なポイント（周波数区分④、⑤）



【**周波数区分④**：8.5GHz超15.35GHz以下】

○ 本周波数区分は、**免許人数及び無線局数は増加傾向**にあり、**レーダーや固定通信システム、衛星通信、衛星放送などに多く利用**されており、前回調査以降、いくつかの新たな電波利用ニーズへの対応※1に係る制度化が完了していること等を総合的に勘案すると、**電波の有効利用が一定程度行われている**。

※1 気象レーダー、X帯沿岸監視用レーダー及びBS放送の映像符号化方式に関する高度化　等

○ **更なる電波の有効利用の促進**に向け、**今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当**である。

- **放送事業用無線局（STL/TTL/TSL）**※2について、引き続き、**高次の多値変調などの高度化に係る制度化**に向けた対応を推進していくこと。

※2 Eバンド（10GHz帯）、Fバンド（10.5GHz帯）及びGバンド（13GHz帯）

- **衛星通信システム**、特に車載、船舶及び航空機向けの**移動体衛星通信システム**について、さらなる利用向上に資するため、**より柔軟な運用が可能となるよう見直し等の検討**を引き続き推進していくこと。
- WRC-27におけるIMT特定の検討帯域となっている**15GHz帯**について、15GHz帯電気通信業務に係る**重点調査の評価に示した取組**を実施していくこと。

【**周波数区分⑤**：15.35GHz超36GHz以下】

○ 本周波数区分は、**免許人数は減少傾向**にあるものの 、**無線局数は増加傾向**にあり、**陸上のFWAや移動通信システム**※3**に多く使われているほか、衛星通信の利用が進展**しており、前回調査以降、いくつかの新たな電波利用ニーズへの対応※4に係る制度化が完了していること、26GHz帯において価額競争による5Gへの割当てに向けた対応の進展等を総合的に勘案すると、**電波の有効利用が一定程度行われている**。

※3 携帯電話、ローカル5G等　　※4 22GHz帯FWAの高度化、Ka帯非静止衛星通信システムの導入　等

○ **更なる電波の有効利用の促進**に向け、**今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当**である。

- **26GHz帯における価額競争による割当ての対象以外の周波数**については、**22GHz帯等への移行に向けた取組を推進**するとともに、**既存システムの移行を前提とした5Gへの割当てについて引き続き検討**すること。
- **ローカル5G**について、より一層の普及に資するため、今後の需要動向等を踏まえ、**運用調整機関を活用した免許手続の簡素化・迅速化に係る制度の導入**に関する検討を推進すること。

# 周波数区分ごとの評価の主なポイント（周波数区分⑥、総通局、総括）



【**周波数区分⑥**：36GHz超】

○　本周波数区分は、**免許人数は減少傾向**にあるものの、**無線局数は増加傾向**にあり、最も高い周波数区分であるが、**80GHz帯高速無線伝送システムや40GHz帯駅ホーム画像伝送等の利用が進展**、また、**免許不要局では自動車に搭載されるミリ波レーダーが普及**しており、前回調査以降、いくつかの新たな電波利用ニーズへの対応※に係る制度化が完了していること等を総合的に勘案すると、**電波の有効利用が一定程度行われている**。

※ ミリ波鉄道無線システム、滑走路面異物検知レーダー及びHAPSの固定系リンクの導入　等

○　**更なる電波の有効利用の促進**に向け、**今後、総務省においては、以下の取組を実施していくことが適当**である。

・　**40GHz帯**（37.0～43.5GHz）について、技術的な動向や国内外の需要動向等を勘案しつつ、**引き続き5Gへの割当て時期等を検討**すること。また、**40GHz帯以外のIMT特定済の周波数帯**（47.2～48.2GHz、66～71GHz）についても、ITU、3GPP等における検討状況や諸外国の動向等を踏まえつつ、**5Gへの割当て可能性について検討を推進**すること。

【**総合通信局ごと**】

○　**無線局数やその増減の状況を特に詳しく把握する必要があるシステムに対し**、**地域ごとの状況を整理することは有意**。

## 評価（総括）

○　714MHz超の周波数帯に係る**重点調査対象を含む6つの区分**は、過去の評価結果を踏まえて周波数再編アクションプランに適切に反映され、同プランに沿って実施された**利用状況の調査結果**や、**デジタル化や移行・代替等の進展**及び**新たな電波利用の需要に応じるための取組状況**から、**いずれも「電波の有効利用が一定程度行われている」と評価**した。**更なる電波の有効利用**に向け、今後、総務省においては、**各区分の評価に示した取組を実施していくことが適当**である。

○　**新たな電波利用システムの導入**をより円滑に行うため、**諸外国における電波利用の動向についても適時適切に把握するほか**、**終了促進措置や、特定周波数変更／終了対策業務といった制度を効果的に活用**し、**既存システムの着実な移行を進める**ことを期待する。

○　**周波数がひっ迫している状況**の中、ニーズに応じた利用シーンの拡大や、新たなシステムの導入を実現するためには、**既存システムとの周波数共用が不可欠**であり、**周波数の有効利用のため**にも、さらなる**周波数共用の促進を図っていくことを期待**する。

○　今後、**本評価結果**が、**周波数再編アクションプランに適切に反映**され、**更なる電波の有効利用の促進につながることを期待**する。

# 今後の調査及び評価に向けた検討課題等（調査について）



（調査について）

○ **周波数の共用や移行等に資するため、電波利用を取り巻く状況の変化に迅速に対応可能な調査についての検討**

- 今回の調査対象周波数帯において、**2年前の前回調査から大きく増減しているものがある**が、現在の調査は、「714MHz以下」及び「714MHz超」に分けて調査を行っているため、それぞれの**調査周期は2年ごと**となっており、**毎年の状況の変化には対応できない状況**。

- また、現在の調査のうち**調査票調査**においては、**多くの対象システムに対して設問や回答選択肢がおおむね共通的に設けられている**といった状況から、**免許人の誤解を招きやすいケースがある**ことや、**共用や移行が求められていないシステムに対しても共用や移行に関連する設問が設定**されている状況である。

- **電波の利用状況調査の目的**※に照らした場合には、**共用や移行等が求められるシステム**や、**無線局数の増減等の変化の大きいシステム**に対しては、**より短い周期での調査**や、**免許人に対してより深掘りした調査**が求められる一方で、それ以外のシステムに対しては、例えばデータベースから無線局数の推移を把握していく程度として**合理化を図ることも必要**と考えられる。

※ 周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進

- 加えて、**発射状況調査**については、PARTNER調査や調査票調査を**補完するもの**として位置付けられており、無線局の実態を把握するためには有意であるものの、免許人に対してより深堀した調査が求められている現状においては、**免許人の回答の意図や具体的な課題を十分に把握するため**には、**免許人に対してヒアリングなどを行うことが、より有意な面もある**と考えられる。

- 利用状況調査を担当する総務省においては、**より電波の有効利用に資する**ため、**周波数の共用や移行等に関連するシステムの情報を、重点的かつ迅速に調査ができるよう検討**し、**順次、調査に反映**していただきたい。

# 今後の調査及び評価に向けた検討課題等（評価について）



（評価について）

○ 調査の見直しにあわせた評価の見直しの検討

**上述の調査の見直しに伴い**、評価に関しても、**周波数共用や移行等の有効利用の検討に資するという目的**を踏まえ、**重点化、合理化を図りつつ、より具体的なもの**となるよう、PARTNER調査により**無線局数などの統計的な情報については引き続き広く注視、分析**しながら、**調査票調査やヒアリングなどにより得られた情報をさらに評価に生かせるような見直し**を検討したい。

そのほか、電波利用実態の変化、技術の進展に加え、諸外国における電波利用の動向等も踏まえ、評価の在り方については、適時適切に検討を行っていくこととしたい。

**資料１０**

電波監理審議会審議資料

令和８年８月３１日

# 令和７年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（令和８年８月３１日）

（連絡先）
電波監理審議会について
総務省総合通信基盤局総務課
（松下課長補佐、後藤官、宮内官）
電話：０３－５２５３－５８２９
審議内容について
総務省総務省総合通信基盤局総務課
（柏崎課長補佐、井上係長、岩波主査）
電話：０３－５２５３－５９８８

電波監理審議会（第1160回）
審議事項（2） 資料1

# 電波の有効利用の程度の評価結果（案）に対する意見募集結果及び提出された意見に対する電波監理審議会の考え方（案）等
# （公共業務用無線局）

令和8年8月31日
電波監理審議会
有効利用評価部会

# 意見募集の結果（全体概要）



■ 意見募集対象

・令和7年度電波の利用状況調査（各種無線ｼｽﾃﾑ・714MHz超の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）
・令和7年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）

■ 意見募集期間：令和８年６月16日（火）～７月15日（水）

■ 提出された意見の件数：７件【法人等３件、個人４件】（全体）

うち、各種無線システム（全般を含む。）に係るものは６件【法人等２件、個人４件】

公共業務用無線局に係るものは２件【法人等２件】

※　提出意見数は、意見提出者数としています。提出者の属性が不明なものについては、提出意見ごとに個人・1者と扱っています。

■ 意見提出者：法人等（五十音順）

(1) 各種無線システムの評価結果（案）に係る意見

・自然科学研究機構 国立天文台 電波天文周波数委員会
・ソフトバンク株式会社

(2) 公共業務用無線局の評価結果（案）に係る意見

・自営無線通信研究所
・ソフトバンク株式会社

■ 提出意見を踏まえた案の修正の有無：　無

# 意見募集結果及び電波監理審議会の考え方（案）（公共業務用無線局）



| 意見提出者 | No. | 対象 | 提出された意見 | 電波監理審議会の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|---|---|---|---|---|---|
| 自営無線通信研究所 | 1 | 公共業務用無線局（全般） | 本報告書においては、公共業務用無線の現行アナログ方式における現状の課題、状況分析が的確に調査されており、デジタル移行、あるいは、適切な他システムへの代替等、総合的な観点から公共業務用無線局に対する施策状況が示されていると理解いたします。このような観点から、本利用状況調査に賛同いたします。<br>また、本報告書総括に示されたとおり、今後、本評価結果が、周波数再編アクションプランに適切に反映され、更なる電波の有効利用の促進に繋がることを期待するものです。 | 本案に賛成のご意見として承ります。 | 無 |
| ソフトバンク株式会社 | 2 | 公共業務用無線局<br><br>第四章<br>総括 | 電波の利用状況調査は、周波数の利用実態を正確に把握する「周波数利用状況の見える化」を推進し、電波有効利用の更なる推進につながることから有意義と考えます。<br><br>公共業務用無線局のデジタル化等については、令和3年8月31日「デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書」で示されて以降、同懇談会配下のワーキンググループでの議論やフォローアップ等を経て、現在の「電波の利用状況調査」における調査の枠組みに至るまで、関係者による様々な取組を通じて着実に推進されてきたと認識しています。<br><br>今回から新たに導入された免許人への直接ヒアリングについては、これまでの調査票主体の確認とは異なり、デジタル化に関する免許人ごとの移行スケジュールや課題等をより具体的に把握し適切なフォローアップが可能となると想定されることから、より効果的な取組であると考えます。 | 本案に賛成のご意見として承ります。 | 無 |

# 意見募集結果及び電波監理審議会の考え方（案）（公共業務用無線局）



| 意見提出者 | No. | 対象 | 提出された意見 | 電波監理審議会の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|---|---|---|---|---|---|
| ソフトバンク株式会社 | 2 | 公共業務用無線局<br><br>第四章<br>総括 | （前ページからの続き）<br>　また、直近の周波数ひっ迫対策技術試験事務において、「公共業務用無線局のデジタル化に向けた最適な周波数配置等に伴う周波数共用に関する調査検討」が予定されており、デジタル化に向けた技術的条件の策定についても、今後一層の進展が期待されます。<br><br>　一方で、本報告書（案）に記載のとおり、デジタル方式の技術検討状況の注視が必要なもの、移行・代替先となる既存システム等が存在しないもの、あるいは通信相手との調整を要するためデジタル化等が困難なものなど、対応が容易でないシステムが存在します。これらについては、例えばこれまでの調査やヒアリングを通じて把握した課題等を踏まえ、システムごとに移行までのロードマップを策定し、その進捗を調査・評価するなど、システムごとの課題に応じた調査の在り方を検討していくことも合理的な一案と考えます。 | （前ページからの続き）<br>　周波数ひっ迫対策技術試験事務に関するご意見については、周波数の更なる有効利用に向けたデジタル方式の技術的条件の策定のため、総務省における着実な取組を期待します。<br><br>　これまで、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和3年8月公表）において示された、各システムごとの取組の方向性に沿って調査・評価を行ってきたところ、各免許人において検討の結果、移行・代替先となる既存システム等が存在しないもの等が明らかになってきたところです。<br>　また、当該報告書の公表以降、携帯電話や衛星通信の新たなサービスが出現しており、報告書公表の時点から状況の変化が生じていると考えております。<br>　このため、本評価において、「技術面や予算面等の理由により、すぐにデジタル方式への移行ができないものについては、その是非や他システムへの代替も含め整理・検討を行うこと。」と記載しており、頂いたご意見については、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたいと考えます。 | 無 |

# 意見募集後の状況を反映するための修正等（案）（公共業務用無線局）



| 修正概要 | 対象ページ※ |
| --- | --- |
| ① 6GHz帯無線LANの周波数拡張について、令和8年7月に情報通信審議会からの答申がなされたため修正。 | P4、17、18、19、21、22、23、90 |
| ② 公共業務用テレメータ等のデジタル化について、令和8年7月に情報通信審議会における検討が開始したため修正。 | P36、37、40、41、44、45、61、63、66、67、90 |

これらの他、評価内容に関わらない更新漏れの修正等を行っております。

※ 審議事項（２）資料２のページ

電波監理審議会（第 1160 回）
審議事項（2） 資料2

# 令和７年度電波の利用状況調査
# （公共業務用無線局）に係る
# 電波の有効利用の程度の評価結果
# （案）

令和８年８月

電 波 監 理 審 議 会

目　次

Ⅰ　はじめに……1

Ⅱ　他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムの調査結果に対する評価……4

２－１　他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムの調査結果に対する評価　総論……4

２－２　他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムの調査結果に対する評価　各論……6

（１）5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)……6

（２）5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C 帯)……10

（３）6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)……15

（４）不公表システム B……19

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

Ⅲ　アナログ方式を用いるシステムの調査結果に対する評価……24

３－１　アナログ方式を用いるシステムの調査結果に対する評価　総論……24

３－２　アナログ方式を用いるシステムの調査結果に対する評価　各論……26

（１）路側通信(MF 帯)(特別業務の局)……26

（２）公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務を除く)(60MHz 帯)……30

（３）公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務)(60MHz 帯、400MHz 帯)……34

（４）水防用(60MHz 帯、150MHz 帯)……38

（５）災害対策・水防用無線(60MHz 帯)……42

（６）部内通信(災害時連絡用)(150MHz 帯)……46

（７）石油備蓄(150MHz 帯)……50

（８）防災相互波(150MHz 帯)……54

（９）公共業務用ヘリテレ連絡用……59

(10) 気象援助用無線(400MHz 帯)……64

(11) 15GHz 帯ヘリテレ画像伝送……68

(12) ～ (15) 不公表システム C/D/E/F……73

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

Ⅳ　総括……90

別添１　公共業務用無線局に係る免許人数・無線局数の推移……94

別添２　参考資料　有効利用評価方針等……97

## Ⅰ　はじめに

社会全体のデジタル化の進展により、電波の利用ニーズの拡大が予想される中、有限希少で国民共有の財産である電波の一層の有効利用が求められている。

電波の有効利用の程度の評価（有効利用評価）については、総務大臣が電波の利用状況調査に基づき行ってきたところ、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 63 号。令和 4 年 10 月 1 日施行。以下「令和 4 年改正電波法」という。）により、電波監理審議会が行うこととされ、令和 4 年度の電波の利用状況調査より電波監理審議会において有効利用評価を実施している。

公共業務用無線局[1]については、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和 3 年 8 月公表）（以下「懇談会報告書」という。）において、国のシステム（31 システム）を「5G や無線 LAN 等の他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム」として 9 システム、「アナログ方式を用いるシステム」として 22 システムに係る今後の取組の方向性の取りまとめ[2]が行われ、また、これらの進捗状況等について、当面の間は毎年フォローアップを実施する必要性が提言された。

公共業務用無線局に係る電波の利用状況調査については、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号）の一部改正に基づき、令和 5 年度より、同無線局に係る調査結果の報告が行われ、有効利用評価を実施している。

当審議会では、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を踏まえ、当審議会の下に設置された有効利用評価部会（以下「部会」という。）を計 5 回開催し、有効利用評価方針に基づき、定性的に有効利用評価を行った。

- 審議会第 1154 回（令和 8 年 3 月 11 日）　調査結果の報告
- 部会第 57 回　（　同　3 月 18 日）　調査結果の概要報告
- 部会第 59 回　（　同　5 月 7 日）　調査結果の詳細報告
- 部会第 60 回　（　同　5 月 21 日）　評価結果(案)の検討
- 部会第 61 回　（　同　6 月 4 日）　評価結果(案)の取りまとめ
- 審議会第 1157 回（　同　6 月 15 日）　評価結果(案)の審議
  （6 月 16 日から 7 月 15 日まで）　評価結果(案)の意見募集を実施
- 部会第 62 回　（　同　7 月 28 日）意見募集に対する提出意見への考え方案の検討
- 審議会第 1160 回（　同　8 月 31 日）意見募集に対する提出意見への考え方の審議、評価結果の公表

[1] 電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令（平成 14 年総務省令第 110 号）第３条第１項第２号に規定する公共業務用無線局をいい、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和 25 年電波監理委員会規則第 12 号）第２条第３号に規定する公共業務用無線局のうち、特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定し、調査を行った国の電波利用システム。

[2] 懇談会報告書及び懇談会フォローアップ報告書の記載のうち「PS-LTE」との記載は、名称変更に伴い、本資料では「公共安全モバイルシステム」と記載している。

調査及び有効利用評価の対象となる公共業務用無線局の一覧を次に示す。

**＜公共業務用無線局の一覧＞**

| | 電波利用システム | 取組の方向性※ | |
|---|---|---|---|
| 他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム | (1) 1.2GHz 帯画像伝送用携帯局 | 廃止 | |
| | (2) 5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下) | 廃止 | |
| | (3) 5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C 帯) | 周波数共用 | |
| | (4) 6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス) | 周波数共用 | |
| | (5) 40GHz 帯画像伝送(公共業務用) | 廃止 | 不公表情報（公表時削除） |
| | (6) 40GHz 帯公共・一般業務(中継系) | 周波数移行 | |
| | (7) 38GHz 帯 FWA | 周波数共用 | |
| | 【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】 | | |
| | (8) 不公表システム A | 周波数移行 | |
| | (9) 不公表システム B | 周波数共用 | |
| アナログ方式を用いるシステム | (1) 路側通信(MF 帯)(特別業務の局) | デジタル化等 | |
| | (2) 公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務を除く)(60MHz 帯) | 廃止 | |
| | (3-1) 公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務)(60MHz 帯) | デジタル化 | |
| | (3-2) 公共業務用テレメータ(400MHz 帯) | デジタル化 | |
| | (4) 水防用(60MHz 帯、150MHz 帯) | デジタル化 | |
| | (5) 災害対策・水防用無線(60MHz 帯) | デジタル化 | |
| | (6) 水防道路用無線 | 廃止 | |
| | (7) 中央防災(150MHz 帯) | デジタル化等 | |
| | (8) 部内通信(災害時連絡用)(150MHz 帯) | デジタル化等 | |
| | (9) 気象用無線(150MHz 帯)(陸上移動局・携帯局) | デジタル化 | |
| | (10) 石油備蓄(150MHz 帯) | デジタル化等 | |
| | (11) 防災相互波(150MHz 帯) | デジタル化等 | |
| | (12) 400MHz 帯リンク回線(水防道路用) | 廃止 | |
| | (13) 中央防災(400MHz 帯) | デジタル化 | |
| | (14) 公共業務用ヘリテレ連絡用 | デジタル化 | |
| | (15) 気象援助用無線(400MHz 帯) | デジタル化 | |
| | (16) 15GHz 帯ヘリテレ画像伝送 | デジタル化等 | |
| | (17) K-COSMOS 無線(400MHz 帯) | 廃止 | 不公表情報（公表時削除） |
| | 【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】 | | |
| | (18)～(22) 不公表システム C・D・E・F・G | デジタル化 | |

※懇談会報告書において示された今後の取組の方向性を示す。アナログ方式を用いるシステムについては、同報告書の詳細内容に基づき、廃止、デジタル化又はデジタル化等と記載している。

有効利用評価方針の評価基準を次に示す。

**＜有効利用評価方針の評価基準＞**

三　評価の事項、方法及び基準

２　公共業務用無線局に係る評価は、当該公共業務用無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

（１）評価の事項

ア　無線局の数

イ　無線局の行う無線通信の通信量

ウ　無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況（以下「技術導入状況」という。）

エ　総務省令に規定する事項（免許人の数、無線局の目的及び用途、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画）

（２）評価の方法及び基準

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

ア　（１）評価の事項アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行[注]並びにデジタル化に向けた対応の状況

ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）

オ　使用している周波数に対する需要[注]

注）懇談会報告において、他の用途での需要が顕在化している周波数約 1,200MHz 幅について、当該用途で新たに利用できる見込みであると示されていることを踏まえて評価を行うものとする。

５　１から４までに掲げる事項の評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

（１）電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

ア　公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用

イ　非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用

ウ　国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用

エ　電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用

（２）電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

## Ⅱ　他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムの調査結果に対する評価

### ２－１　他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムの調査結果に対する評価　総論

公共業務用無線局のうち、他用途での需要が顕在化している周波数を使用する 9 システムのうち 5 システムは、これまでに取組が完了している。

令和 7 年度においては、有効利用評価方針の「三　評価の事項、方法及び基準」2 及び 5 に基づき、4 システムに係る評価を行い、その評価結果の総論は、次のとおりである。

懇談会報告書において示された取組の方向性に対し、令和 7 年度の進捗及び今後の取組は、下表のとおりであり、当該 4 システムについては、今後の取組を着実に実施していくことが適当である。

| 電波利用システム | 取組の方向性※1 | 令和 7 年度の評価結果 | |
|---|---|---|---|
| | | 令和 7 年度の進捗 | 今後の取組 |
| (1)5GHz 帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ (4.9GHz 超 5.0GHz 以下) | 廃止 | 本システムの免許人と、終了促進措置を実施する携帯電話事業者の間で調整を開始した状況であり、廃止までには一定の期間を要することを確認 | 無線局数の推移について調査 |
| (2)5GHz 帯気象ﾚｰﾀﾞｰ・5GHz 帯空港気象ﾚｰﾀﾞｰ(C 帯) | 周波数共用 | 順次、固体素子型更改中であることを確認 | 効率的な技術（固体素子型）への更新状況を調査 |
| (3)6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・ｴﾝﾄﾗﾝｽ) | 周波数共用 | 無線 LAN との周波数共用検討が完了 | 無線 LAN に係る技術基準を策定 |
| (4)不公表システム B 【*】 | 周波数共用 | 無線 LAN との周波数共用検討が完了 | 無線 LAN に係る技術基準を策定 |

※1 懇談会報告書において示された今後の取組の方向性を示す。

詳細は「２－２　他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムの調査結果に対する評価　各論」のとおり。

【】書きのシステム名称は不公表情報（公表時削除）

【】書きのシステム名称は不公表情報（公表時削除）

なお、これまでに取組が完了した5システムは下表のとおりである。

| 電波利用システム | 取組の方向性※1 | 過年度の評価結果 | |
|---|---|---|---|
| | | 過年度の進捗 | 今後の取組 |
| 1.2GHz 帯画像伝送用携帯局 | 廃止 | 令和3年度に廃止済 | （取組完了） |
| 40GHz 帯画像伝送（公共業務用） | 廃止 | 令和4年度に廃止済 | （取組完了） |
| 40GHz 帯公共・一般業務（中継系） | 周波数移行 | 令和4年度に周波数移行済 | （取組完了） |
| 38GHz 帯 FWA | 周波数共用 | 令和7年度に共用検討完了 | （取組完了） |
| 不公表システムA【*】 | 周波数移行 | 令和4年度に廃止済 | （取組完了） |

## ２－２　他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムの調査結果に対する評価　各論

### （１）5GHz 帯無線アクセスシステム(4.9GHz 超 5.0GHz 以下)

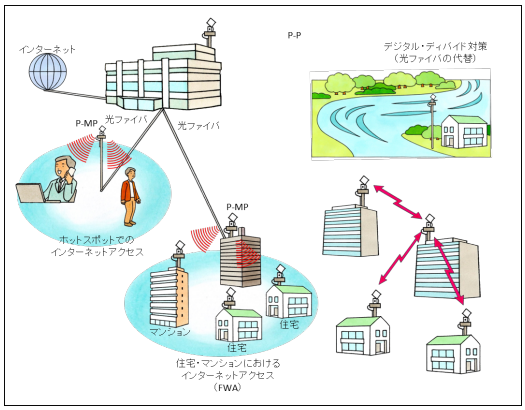


5GHz 帯無線アクセスシステム（4.9GHz 超 5.0GHz 以下）は、無線アクセス用として利用されている無線通信システムであり、国による利用は、災害対策支援船が災害対策本部等と通信するため、荒川沿いに基地局を設置し、運用されている。

**＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞**

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「廃止」
　フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「代替手段としてローカル 5G 等の利用可能性について検討を実施。移行先設備導入に係る予算確保が課題。」

・他の用途での需要：5G

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、5GHz 帯無線アクセスシステムが使用する周波数帯については、5G での需要が顕在化しており、周波数再編アクションプラン（令和 2 年度第 2 次改定版）において、「4.9GHz 帯（4.9-5.0GHz）については、新たな 5G 候補周波数として、既存の無線システムとの共用検討等を推進する」とされていることを踏まえ、総務省において、関係府省庁と連携して、ローカル 5G 等への具体的な移行計画の検討を進めていくとともに、検討状況についてフォローアップを行うことが適当とされた。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、ローカル 5G 等への移行検討として、通信方式の比較や基地局の配置等の検討を実施中であるが、移行先設備導入のための予算の確保が課題とされている。

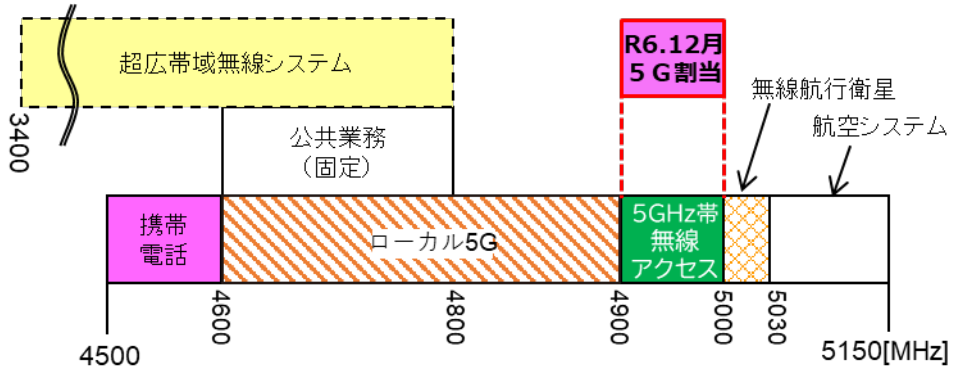

その後、総務省において、令和 6 年 3 月に情報通信審議会から技術的条件の一部答申を受け、同年 9 月に 5G の導入のために必要な制度整備を行い、同年 12 月に 4.9GHz 帯が 5G に割り当てられた。

### ① 各評価基準に照らした分析

＜令和 7 年度電波の利用状況の調査結果*＞

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 5GHz 帯無線ｱｸｾｽｼｽﾃﾑ(4.9GHz 超 5.0GHz 以下) | 1 者 | 1 者 | 1 者 | 17 局 | 17 局 | 17 局 |

＊ 免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

### ア 有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[3]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（1 者→1 者）、無線局数も増減なし（17 局→17 局）であった。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「防災対策に関する事項」又は「災害対策・水防に関する事項」であった。

通信量については、365 日、24 時間（0 時台～23 時台）電波を発射していた。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、「無線局数の増減の予定なし」と回答した。

### イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、移行・代替・廃止の計画の有無は「移行・代替・廃止の予定は今後検討」との回答であった。

5GHz 帯無線アクセスシステムが利用している周波数帯（4.9～5.0GHz）については、周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）において、「令和 6 年 12 月に 4.9GHz～5.0GHz 帯が新たに 5G へ割り当てられたことを受け、終了促進措置の活用等により、令和 17 年度末までの間に、他システムへの代替が求められている。そのため、他システムへの代替に向けた検討状況や廃止の状況について調査を行う。」とされている。

前回評価において総務省に対し検討状況を確認した結果、「当該周波数帯は、令和 6 年 12 月に開設計画の認定（4.9GHz 帯）が行われ、携帯電話事業者が移行費用等を負担する終了促進措置に基づき、本システムは、他の無線システムへの移行等をすることとしている。また、令和 6 年 9 月に周波数割当計画において、本システムの無線局を新たに開設できる期間を令

[3] P3 の三 2(1)ア～エ参照（ア 無線局の数、イ 無線局の行う無線通信の通信量、ウ 技術導入状況、エ 総務省令に規定する事項（免許人の数、無線局の目的及び用途、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画））。以下同じ。

和8年3月31日まで、周波数の使用期限を令和18年3月31日までとしていることから、遅くともこの期限までに移行等を完了する必要がある。」としている。

総務省から免許人へのヒアリングの結果、免許人は「終了促進措置に基づき、代替システムの検討や、5Gの認定開設者との間で、移行時期及び費用負担の範囲等の大枠の合意に向けた調整を開始したところであり、廃止までには一定程度の時間を要する見込み。」との回答であった。

これらにより、5GHz帯無線アクセスシステムは他の無線システムへ移行等を行うことが確認された。

**ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況**

令和6年度評価において、「代替システムの検討を推進、検討状況について調査」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和7年度版）では、「他システムへの代替に向けた検討状況や廃止の状況について調査を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

**エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）**

調査の結果、全ての無線局において、デジタル方式であり、「位相変調方式」又は「振幅及び角度変調の組合せによる変調方式」であった。

使用している技術について更なる効率的な技術の導入は求められておらず、現状もデジタル方式で利用されている。

**オ　使用している周波数に対する需要[4]**

5GHz帯無線アクセスシステムについては、懇談会報告において、当該無線局の廃止に伴い、他の用途での需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅のうち約100MHz幅について、5G向けの新たな周波数需要に対応可能とされており、5Gへの需要がある。

本周波数帯は、令和6年12月に5G用周波数として割当てが実施されたことから、5Gへの需要への対応が完了した。

[4] 懇談会報告において、他の用途での需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅について、当該用途で新たに利用できる見込みであると示されていることを踏まえて評価を行うものとする。以下、2-2において同じ。

② 評価にあたって考慮する事項

・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[5]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」及び「非常時等における人命又は財産の保護」と回答している。

本システムは、災害対策支援船が災害対策本部等と通信するために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

調査の結果、運用継続性の確保のための対策は、「全ての無線局について対策を実施」が100%であり、具体的な対策の内容は、「定期的な保守点検の実施」、「設備や装置等の運用管理や保守の委託」、「定期的な動作確認、訓練の実施」等であった。また、地震、水害及び火災対策については「全ての無線局について対策を実施」が100%となっている。

災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組が全ての無線局で行われていることが確認された。

③ 評価

【令和 7 年度の進捗】本システムの免許人と、終了促進措置を実施する携帯電話事業者の間で調整を開始した状況であり、廃止までには一定の期間を要することを確認

【今後の取組】無線局数の推移について調査

5GHz 帯無線アクセスシステム（4.9GHz 超 5.0GHz 以下）は、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「廃止」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「代替手段としてローカル 5G 等の利用可能性について検討を実施。移行先設備導入に係る予算確保が課題。」となっているところであった。

5GHz 帯無線アクセスシステムが利用している周波数帯（4.9GHz 超 5.0GHz 以下）は、総務省において、令和 6 年 12 月に 5G へ割当てを行い、5GHz 帯無線アクセスシステムを新たに開設できる期間は令和 8 年 3 月 31 日まで、また使用期限は令和 18 年 3 月 31 日までとされ、当該周波数の割当てを受けた携帯電話事業者による終了促進措置が適用されることとなった。

本調査の結果、本システムの免許人と、終了促進措置を実施する携帯電話事業者の間で調整を開始した状況であり、廃止までには一定の期間を要することが確認された。

総務省においては、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

[5] P3 の三 5(1)ア～エ参照（ア　公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用、イ　非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用、ウ　国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用、エ　電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用）。以下同じ。

## （２）5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C 帯)

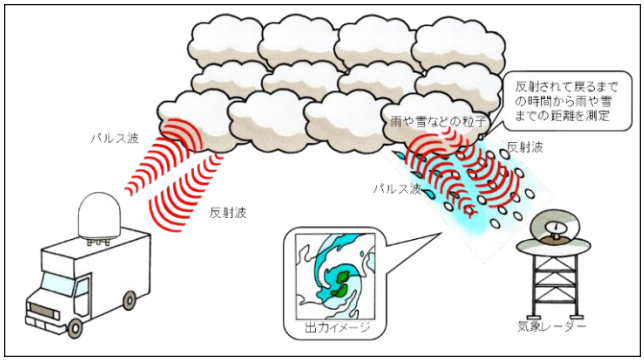


5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー（C 帯）は、全般的な気象観測等を行う気象レーダーであり、波長が 5cm 程度で降雨減衰が少なく、観測範囲が 200～300km といった広域にわたる雨雲の状況を観測することに適している無線通信システムである。

**＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞**

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「周波数共用」
　フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「共用条件を検討済。次世代高機能気象レーダー（狭帯域化・干渉低減技術）に係る総務省の調査検討を実施中。」

・他の用途での需要：無線 LAN

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、気象レーダー（C 帯）が使用する周波数帯については、無線 LAN での需要が顕在化しており、周波数再編アクションプラン（令和 2 年度第 2 次改定版）において、「多様な利用ニーズに対応できる 5GHz 帯無線 LAN システムの実現に向けて、他の無線システムとの共用条件等の技術的検討を進める。」等とされていることを踏まえ、総務省において、関係府省庁と連携して、周波数共用のための更なる狭帯域化や干渉低減技術の導入に向けた検討を進めることが適当とされた。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、必要な技術的条件に関して令和 4 年 3 月に情報通信審議会において一部答申が行われ、5.2GHz 帯無線 LAN の車内利用に関しては気象レーダー（C 帯）との周波数共用が可能となり、「共用条件を検討済」とされた。5.3GHz 帯無線 LAN は、既にレーダー波を検知して停波・周波数変更する DFS（Dynamic Frequency Selection）機能が具備されているところ、気象レーダー（C 帯）の高度化に対しても、DFS 機能対応のもので引き続き共用が可能とされた。

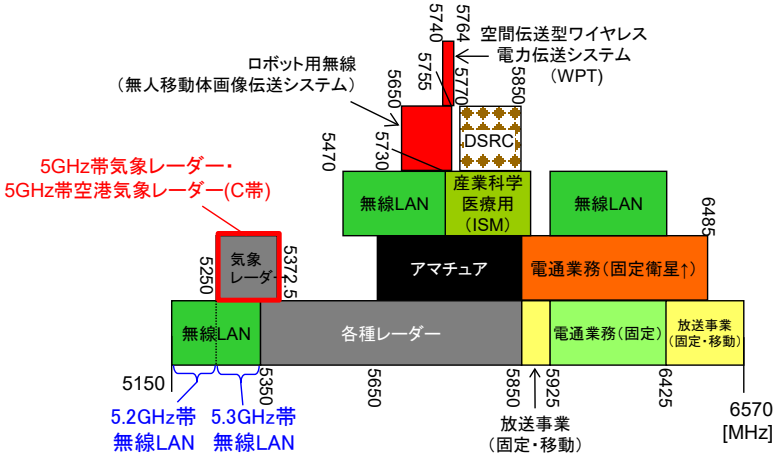

また、同フォローアップ報告書では、気象レーダーの今後の更なる狭帯域化や干渉低減技術を用いる次世代高機能気象レーダーに係る総務省の調査検討について、関係府省庁が参画して実施されているとされている。更に、今後の取組として、府省庁 A は「令和 9 年度までに、固体素子型に更新完了予定」、府省庁 B は「令和 4 年 3 月までに、29 局中 16 局を固体素子型に更新完了。その後も随時更新予定。」とされている。

**① 各評価基準に照らした分析**

＜令和 7 年度電波の利用状況の調査結果*＞

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー(C帯) | 2 者 | 2 者 | 2 者 | 55 局 | 55 局 | 55 局 |
| （うち固体素子型） | ― | ― | ― | 38 局 | 44 局 | 45 局 |

＊ 免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

**ア 有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[6]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み**

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（2 者→2 者）、無線局数も増減なし（55 局→55 局）であった。うち、固体素子型の無線局数については、1 局増加（44 局→45 局）した。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「気象警報に関する事項」、「気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）」、「災害対策・水防に関する事項」又は「無線標定に関する事項」であった。

通信量については、365 日、24 時間（0 時台～23 時台）電波を発射していた。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、免許人 2 者ともに「無線局数の増減の予定なし」であった。

これらのことから、5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー（C 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「周波数共用」となっており、引き続き無線局の目的等に沿った運用を継続していく予定であることが確認された。

**イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況**

5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー（C 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「周波数共用」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「共用条件を検討済」、令和 5 年度の共用検討状況は、「5GHz 帯気象レーダーと無線 LAN の共用検討を実施し、5.2GHz 帯の無線 LAN の屋内利用の場合に関しては、帯域外漏えい電力が規定されているため、有害な影響を与えるおそれが無いことから共用可能、屋外利用の場合に関しては、告

[6] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

示に示す開設区域内において共用可能との結論を得た。また、5.3GHz 帯無線 LAN に関しては、無線 LAN に既に具備されている DFS 機能を利用することにより共用可能との結論を得た。」としていた。

これらにより、懇談会時において想定されていた、本システムと 5.2GHz 帯・5.3GHz 帯無線 LAN との周波数共用の検討については、令和 4 年度に対応が完了している。

その後、無線 LAN の上空利用のニーズに対応するため、令和 7 年 4 月に上空利用が可能な無線 LAN の周波数帯が拡大する制度整備を行った。

**ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況**

令和 6 年度評価において、「効率的な技術（固体素子型）への更新状況及び今後の計画を調査」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では、「気象レーダー（C 帯（5.3GHz 帯））は、従来の電子管型に比べ、効率的な技術である固体素子型への更新が進展しており、固体素子型への更新状況や今後の計画について調査を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

**エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）**

調査の結果、レーダーで一般に用いられているパルス変調方式が用いられている。

気象レーダー（C 帯）については、従来のマグネトロンやクライストロンを用いる電子管型の代わりに半導体素子を使用した固体素子型及びチャープ変調方式の採用により、狭帯域化のほか、送信電力の低出力化が図られ、レーダー間の電波干渉の低減が可能となるとともに、当該固体素子型の高機能レーダーの割当周波数（チャンネル）は、従来型の電子管型に比べ、無線 LAN と共用が必要な帯域が縮小されている[7]。

また、懇談会フォローアップ報告書における今後の取組として、府省庁 A は「令和 9 年度までに、固体素子型に更新完了予定」、府省庁 B は「令和 4 年 3 月までに、29 局中 16 局を固体素子型に更新完了。その後も随時更新予定。」とされている。

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、固体素子型へ 1 局更新（44 局→45 局）が行われている。

総務省から免許人へのヒアリングの結果、府省庁 A は「順次、電子管型から固体素子型に更改を行っており、令和 7 年 7 月に 1 局を更改済み。今後、令和 10 年度末までに 5 局を更改予定。」、府省庁 B は「順次、電子管型から固体素子型に更改を実施している。今後も設備更改の機会を捉えて、固体素子化を予定（3 年以内に数局、それ以降に随時更改予定）。」との回答であった。

[7] 情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会報告（諮問第 2040 号）「気象レーダーの技術的条件」のうち「5GHz 帯気象レーダーの技術的条件」（令和 4 年 3 月陸上無線通信委員会）より https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/bunkakai/02tsushin10_04000503.html

**オ　使用している周波数に対する需要[8]**

5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー（C 帯）については、懇談会報告において、当該無線局との周波数共用に伴い、他の用途での需要が顕在化している周波数約 1,200MHz 幅のうち約120MHz 幅について、無線LAN 向けの新たな周波数需要に対応可能とされている。

上記ア～ウを踏まえると、既に気象レーダーと無線 LAN との共用検討への対応が終了していることから、約 120MHz 幅について他の用途である無線 LAN の需要への対応が完了している状況である。さらなる無線 LAN の使いやすさを拡大するため、気象レーダーの固体素子化が求められている。

**②　評価にあたって考慮する事項**

**・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[9]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」、「非常時等における人命又は財産の保護」及び「国民生活の利便の向上、新規事業及び雇用の創出その他の経済発展」と回答している。

本システムは、気象観測等を行う気象レーダーであり、免許人の回答を踏まえると、直ちに従来型の電子管型の電波の利用を停止した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護や国民生活の利便の向上等へ影響を及ぼす可能性がある。

**・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況**

調査の結果、運用継続性の確保のための対策は、「全ての無線局について対策を実施」が100%であり、具体的な対策の内容は、「予備電源を保有」、「運用状況を常時監視（遠隔含む）」、「定期的な保守点検の実施」等であった。また、地震及び火災対策については「全ての無線局について対策を実施」が100%となっており、水害対策については「全ての無線局について対策を実施」が 46.7%、「一部の無線局について対策を実施」が 13.3%、「対策を実施していない」が 40.0%であった。なお、水害対策を実施しない理由は、「水害対策が必要ない設置場所」であった。

災害等への対策及び継続的な運用を確保するための取組がおおむね全ての無線局で行われていることが確認された。

[8] P8 のオに同じ。

[9] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

### ③ 評価

【令和 7 年度の進捗】順次、固体素子型へ更改中であることを確認
【今後の取組】効率的な技術（固体素子型）への更新状況を調査

5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー（C 帯）は、懇談会報告書における今後の取組の方向性が「周波数共用」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「令和 4 年度に無線 LAN との共用検討が完了」となっており、制度上は、他の用途である無線 LAN の需要への対応が完了した。

また、上空利用する 5.2GHz 帯無線 LAN との共用条件について、総務省は令和 6 年 12 月に情報通信審議会から一部答申を受け、令和 7 年 4 月に制度整備を行ったことで、上空利用が可能な無線 LAN の周波数帯が拡大した。

本調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて固体素子型へ 1 局更新が行われ、また、今後 3 年間で、1 免許人当たり数局程度のペースで固体素子型への更改を予定しており、順次、固体素子型へ更新中であることが確認された。

総務省においては、引き続き固体素子型の無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

### （３）6.5GHz 帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス)

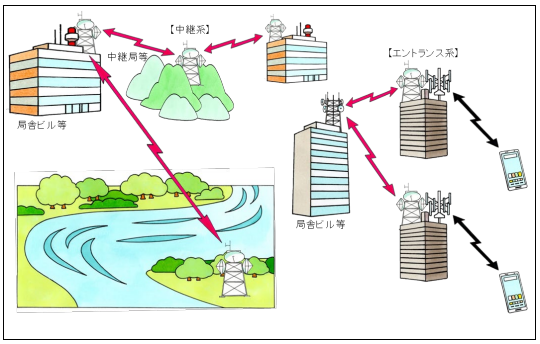


6.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）は、音声、データ及び画像（映像を含む）などの多様な情報を伝送する無線通信システムであり、雨や霧による影響が少ないことや広い帯域を使用できることから、中長距離の通信に適しており、おおむね 50km までの長スパンにおいて用途に応じた伝送（6Mbps～208Mbps）に利用されている。

**＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞**

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「周波数共用」
　フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「関係府省庁が総務省における 6.5GHz 帯固定マイクロと無線 LAN の周波数共用に向けた検討に参画。周波数共用条件を継続検討中。」

・他の用途での需要：無線 LAN

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、6.5GHz 帯固定マイクロが使用する周波数帯については、無線 LAN での需要が顕在化しており、周波数再編アクションプラン（令和 2 年度第 2 次改定版）において、「多様な利用ニーズに対応できる 5GHz 帯無線 LAN システムの実現に向けて、他の無線システムとの共用条件等の技術的検討を進める。」とされていることを踏まえ、総務省において、関係府省庁と連携して、周波数共用検討を進めていくことが適当とされた。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、6.5GHz 帯固定マイクロが使用している 6GHz 帯については、情報通信審議会において 6.5GHz 帯固定マイクロと無線 LAN の周波数共用に向けた検討を実施中。公共業務用無線局と共用する周波数帯では、現時点において周波数共用条件に関して双方の合意点を見いだすことができず、継続検討中となっている。」とされている。

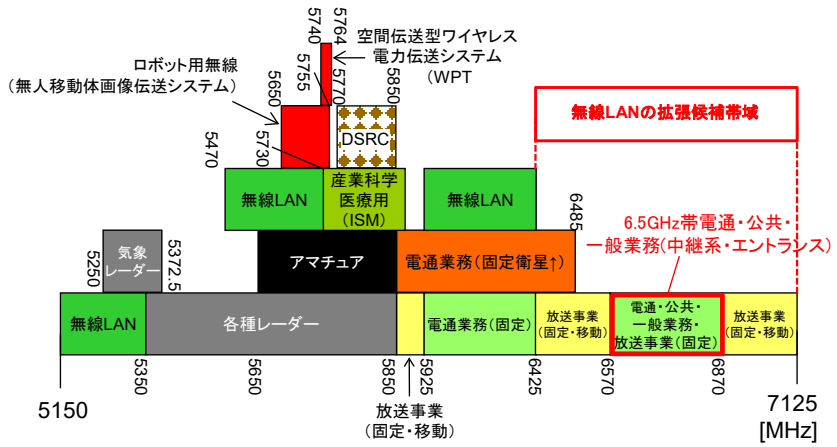


### ①　各評価基準に照らした分析

＜令和 7 年度電波の利用状況の調査結果*＞

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
| 6.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス） | 3 者 | 3 者 | 3 者 | 1,114 局 | 1,112 局 | 1,106 局 |

＊　免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

**ア　有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[10]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み**

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（3 者→3 者）、無線局数は減少（1,112 局→1,106 局）している。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「防災対策に関する事項」、「災害対策・水防に関する事項」、「水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）」、「海上保安事務に関する事項」又は「航路標識に関する事項」であった。

通信量については、年間の発射日数は「365 日」が、24 時間（0 時台～23 時台）電波を発射していた。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、22 者のうち「無線局数の増減の予定なし」が 95.5%（21 者）、「無線局数は減少予定」が 4.5%（1 者）であった。

これらのことから、6.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「周波数共用」となっており、引き続き無線局の目的等に沿った運用を継続していく予定であることが確認された。

[10] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

**イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況**

6.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「周波数共用」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「周波数共用条件を継続検討中。」、令和 6 年度の共用検討状況は、「令和 6 年 10 月、情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において、5.2GHz 帯及び 6GHz 帯無線 LAN 作業班の下に AFC システム主体、ビジネスモデルなどについても検討が進められている。」としていた。

総務省に対し共用検討状況を確認した結果、「令和 8 年 4 月、情報通信審議会情報通信技術分科会陸上無線通信委員会において、6GHz 帯無線 LAN の周波数拡張等に係る技術的条件に係る委員会報告案が取りまとめられ、同報告案について意見募集が行われている」としていたところ、その後、同年 7 月に情報通信審議会から当該技術的条件に係る答申がなされた。

これらにより、本システムと無線 LAN との周波数共用条件がとりまとめられ、制度化に向けた対応が進められていることが確認された。

**ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況**

令和 6 年度評価において、「令和 7 年度中を目途に無線 LAN に係る技術的条件を策定、利用状況を調査」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では、「令和 7 年度中を目途に無線 LAN との周波数共用条件を踏まえた技術的条件を策定するとともに、利用状況について調査を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

**エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）**

調査の結果、全ての無線局がデジタル方式であり、固定マイクロ回線の技術基準に基づく「位相変調方式」又は「振幅及び角度変調の組合せによる変調方式」であった。

なお、6.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）については、更なる高度化に向けた技術的条件について、情報通信審議会から令和 7 年 7 月に一部答申がなされている。

**オ　使用している周波数に対する需要**[11]

6.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）については、懇談会報告において、当該無線局との周波数共用に伴い、他の用途での需要が顕在化している周波数約 1,200MHz 幅のうち約 300MHz 幅について、無線 LAN 向けの新たな周波数需要に対応可能とされており、無線 LAN の需要がある。

[11] P8 のオに同じ。

**② 評価にあたって考慮する事項**

**・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[12]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」及び「非常時等における人命又は財産の保護」と回答している。

本システムは、防災対策や災害対策・水防等に係る通信に利用されており、電波の利用の停止や周波数の変更が求められているシステムではないが、免許人の回答を踏まえると、電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護等へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

**・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況**

調査の結果、運用継続性の確保のための対策は、「全ての無線局について対策を実施」が100%であり、具体的な対策の内容は、「予備電源を保有」や「定期的な保守点検の実施」等であった。また、地震、火災対策及び水害対策については「全ての無線局について対策を実施」が100%であった。

**③ 評価**

【令和7年度の進捗】無線LANとの周波数共用検討が完了
【今後の取組】無線LANに係る技術基準を策定

6.5GHz帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）は、懇談会報告書における今後の取組の方向性が「周波数共用」、懇談会フォローアップの進捗は「周波数共用条件を継続検討中」となっており、令和6年10月から情報通信審議会において技術的条件の検討を開始した。

本調査の結果、令和8年7月に情報通信審議会において「6GHz帯無線LANの周波数拡張等に係る技術的条件」の答申がなされたことが確認された。

総務省においては、今後、当該答申を踏まえ、早期に技術基準の制度整備を行うことが適当である。

[12] P3の三5(1)ア～エ参照。

### （4）不公表システムB

不公表システムBは、中・長距離の拠点間で多様な通信を行うことを目的とした無線システムである。

**＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞**

・懇談会報告書（令和3年8月）における今後の取組の方向性：「周波数共用」

フォローアップ報告書における進捗状況（令和4年12月）：「周波数共用」

・他の用途での需要：無線LAN

懇談会報告書（令和3年8月）において、本システムが使用する周波数帯については、携帯電話又は無線LANの用途での需要が顕在化しており、周波数再編アクションプラン（令和2年度第2次改定版）において、「迅速かつ円滑な周波数移行の推進」や「他用途での利用に係る技術的条件の検討の開始」とされていることを踏まえ、総務省において、関係府省庁と連携して、周波数共用検討や定められた期限までの着実な周波数移行を完了することとされた。

懇談会フォローアップ報告書（令和4年12月）における進捗状況は、関係府省庁より、不公表システムBは無線LANとの周波数共用に向けた技術検討を実施中とされている。

＜令和7年度電波の利用状況の調査結果＞

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数（※不公表） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 不公表システムB | 1者 | 1者 | 1者 | － 局 | － 局 | － 局 |

不公表システムBの評価は、次のとおりである。

**○　評価**

【令和7年度の進捗】無線LANとの周波数共用検討が完了

【今後の取組】無線LANに係る技術基準を策定

不公表システムBは、本調査の結果、無線LANとの周波数共用条件について、令和6年10月から情報通信審議会において検討を開始し、令和8年7月に答申がなされた。総務省においては、今後、当該答申を踏まえ、早期に技術基準の制度整備を行うことが適当である。

点線枠内：不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

点線枠内：不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

点線枠内：不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

点線枠内：不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

## Ⅲ　アナログ方式を用いるシステムの調査結果に対する評価

### ３－１　アナログ方式を用いるシステムの調査結果に対する評価　総論

公共業務用無線局のうち、アナログ方式を用いる 22 システムのうち 7 システムは、これまでに取組が完了している。

令和 7 年度においては、有効利用評価方針の「三　評価の事項、方法及び基準」２及び５に基づき、15 システムに係る評価を行った。

その結果、懇談会報告書において示された取組の方向性に対し、令和 7 年度の進捗及び今後の取組は、下表のとおりであり、これらのシステムについては、今後の取組を着実に実施していくことが適当である。

| 電波利用システム | 取組の方向性※1 | 令和 7 年度の評価結果 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 令和 7 年度の進捗 | 進捗率※2 | 今後の取組 |
| (1) 路側通信（MF 帯）（特別業務の局） | デジタル化等 | 情報提供手段を多重化する観点から当面は継続して利用予定であることを確認 | 74.0%<br>(±0.0%) | 無線局数の推移を調査 |
| (2) 公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz 帯） | 廃止 | 他の無線システムへの代替による廃止が進展 | 45.9%<br>(+22.8%) | 無線局数の推移を調査 |
| (3) 公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz 帯、400MHz 帯） | デジタル化 | 総務省におけるデジタル方式の制度化に向けた検討が進展 | － | デジタル方式の技術的条件の検討や、代替になり得る他システムの技術動向調査を実施、無線局数の推移を調査 |
| (4) 水防用（60MHz 帯、150MHz 帯） | デジタル化 | 一部の無線局は携帯電話網を利用したシステムへの移行・代替を検討中、総務省におけるデジタル方式の制度化に向けた検討が進展 | － | 同上 |
| (5) 災害対策・水防用無線（60MHz 帯） | デジタル化 | 総務省におけるデジタル方式の制度化に向けた検討が進展 | － | 同上 |
| (6) 部内通信（災害時連絡用）（150MHz 帯） | デジタル化等 | 公共安全モバイルシステムを配備、ただし予備として本システムの一定の継続利用の意向を確認 | 0.0%<br>(±0.0%) | 無線局数の推移を調査 |
| (7) 石油備蓄（150MHz 帯） | デジタル化等 | デジタル化が進展、残る無線局は、民間会社との調整が必要である状況を確認 | 95.2%<br>(+95.2%) | 無線局数の推移を調査 |
| (8) 防災相互波（150MHz 帯） | デジタル化等 | 公共安全モバイルシステムへの代替に当たり、通信相手の関係機関との調整のほか、携帯電話網が使用不可となった状況や上空での可用性が課題であることを確認 | 60.5%<br>(+0.1%) | 公共安全モバイルシステムでの代替可能性の検討を推進、無線局数の推移を調査 |
| (9) 公共業務用ヘリテレ連絡用 | デジタル化 | 2 免許人は廃止又は廃止予定、総務省におけるデジタル方式の制度化に向けた検討が進展 | － | デジタル方式の技術的条件の検討や、代替になり得る他システムの技術動向調査を実施、無線局の推移を調査 |

【】書きのシステム名称、進捗率等は不公表情報（公表時削除）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| (10)気象援助用無線（400MHz 帯） | デジタル化 | 総務省におけるデジタル方式の制度化に向けた検討が進展 | － | デジタル方式の技術的条件の検討や、代替になり得る他システムの技術動向調査を実施、無線局数の推移を調査 |
| (11)15GHz 帯ヘリテレ画像伝送 | デジタル化等 | 2 免許人は他システムへの代替等が完了、他の 2 免許人はデジタル化が進展 | 25.6%<br>(+2.8%) | 残る 2 免許人に対し、デジタル化又は他システムへの代替の進捗を調査 |
| (12)不公表システム C【*】 | デジタル化 | 令和 9 年度に移行・代替完了予定 | 【*】 | 無線局数の推移を調査 |
| (13)不公表システム D【*】 | デジタル化 | 仕様・性能を満たしうる既存のデジタル方式のシステムが存在しないことを確認 | 【*】 | 無線局数の推移を調査 |
| (14)不公表システム E【*】 | デジタル化 | デジタル化が進展 | 【*】 | デジタル化の進捗を調査 |
| (15)不公表システム F【*】 | デジタル化 | デジタル化が完了、順次アナログ波に係る電波法上の手続を実施 | 【*】 | 無線局数の推移を調査 |

※1 懇談会報告書において示された今後の取組の方向性を示す。次表において同じ。

※2 取組の方向性が「廃止」、「デジタル化」又は「デジタル化等」であるシステム（想定される移行・代替先のシステムが存在しない、或いは明確になっていないものを除く。）について、懇談会報告書が取りまとめられた「令和 3 年度の無線局数」と「令和 7 年度の無線局数」をもとに、進捗率を算定。（）内は前年度からの差分であり、0.05%未満は 0.0%としている。廃止・デジタル化・デジタ化等の取組が完了したシステムは 100%となる。「-」は、移行・代替先となるデジタル方式が現時点で存在していないもの。次表において同じ。

【】書きのシステム名称、進捗率等は不公表情報（公表時削除）

詳細は「３－２　アナログ方式を用いるシステムの調査結果に対する評価　各論」のとおり。なお、これまでに取組が完了した 7 システムは下表のとおりである。

| 電波利用システム | 取組の方向性※1 | 過年度の評価結果 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 状況 | 進捗率※2 | 今後の取組 |
| 水防道路用無線 | 廃止 | 令和 3 年度に廃止済 | 100% | （取組完了） |
| 中央防災(150MHz 帯) | デジタル化等 | 令和 4 年度に廃止済 | 100% | （取組完了） |
| 気象用無線（150MHz 帯)(陸上移動局・携帯局) | デジタル化 | 令和 3 年度にデジタル化済 | 100% | （取組完了） |
| 400MHz 帯リンク回線(水防道路用) | 廃止 | 令和 3 年度に廃止済 | 100% | （取組完了） |
| 中央防災(400MHz 帯) | デジタル化 | 令和 3 年度にデジタル化済 | 100% | （取組完了） |
| K-COSMOS 無線（400MHz 帯) | 廃止 | 令和 3 年度に廃止済 | 100% | （取組完了） |
| 不公表システム G【*】 | デジタル化 | 令和 4 年度にデジタル化済 | 【*】 | （取組完了） |

## ３－２　アナログ方式を用いるシステムの調査結果に対する評価　各論

### （１）路側通信(MF 帯)(特別業務の局)

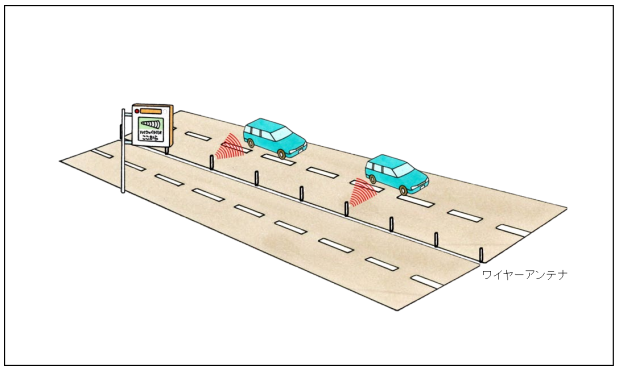


路側通信（MF 帯）（特別業務の局）は、国道等で一般車両に渋滞、事故等の道路交通情報を提供するための無線通信システムである。

**＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞**

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「デジタル化等」
　懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「府省庁 A は廃止済。府省庁 B は AM 放送から FM 放送への転換の動向を踏まえつつ検討、総務省において令和 4 年度より技術検討を実施中。」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、府省庁 A は令和 4 年 11 月までに廃止予定、府省庁 B は、アナログ方式の中波（AM）ラジオ受信機で受信することを前提としたシステムであるため、中波（AM）ラジオ放送の動向等を踏まえて、適切な情報伝達手段について、デジタル方式の導入や他システムへの移行等を含めて検討していくとしており、総務省において、関係府省庁等と連携して、これらの検討を行うことが適当とされた。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、府省庁 A は、道路交通情報システム（VICS）を活用することにより令和 3 年度に廃止済、府省庁 B は、放送用周波数の活用方策に関する検討分科会における V-Low 帯域（95MHz～108MHz）の活用方策の検討への参画を踏まえ、FM 路側通信システムへの移行可能性について検討するとともに、スマホアプリによる自動車利用者への情報提供も含め総合的に検討しているとしている。

また、同分科会において「V-Low 帯域の一部を FM 路側通信システム用として利用することについては、将来における AM 放送から FM 放送への転換の動向を踏まえつつ、今後、関係者による技術的検討等が行われ具体化されていく中で、結論を得ることが適当である。」旨が取りまとめられ、総務省において、令和 4 年度から技術試験事務が実施されているとしている。

### ① 各評価基準に照らした分析

＜令和 7 年度電波の利用状況の調査結果＞

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 路側通信（MF帯）（特別業務の局） | 1者 | 1者 | 1者 | 28局 | 19局 | 19局 |

＊ 免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

#### ア 有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[16]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（1 者→1 者）、無線局数は増減なし（19 局→19 局）となっている。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「災害対策・水防に関する事項」であった。

通信量については、365 日、24 時間（0 時台～23 時台）電波を発射していた。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、「無線局数の増減の予定なし」が 100%（4 者[17]）であった。

これらのことから、路側通信（MF 帯）（特別業務の局）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化等」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「府省庁 A は廃止済。府省庁 B は AM 放送から FM 放送への転換の動向を踏まえつつ検討、総務省において令和 4 年度より技術検討を実施中。」となっており、本調査の結果に鑑みると、一部の無線局は VICS 等への代替が進められているが、引き続き無線局の目的等に沿った運用を継続していく予定であることが確認された。

#### イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、移行・代替・廃止の計画の有無について、「移行・代替・廃止の予定なし」が 100%（4 者）であり、その理由は「維持も含め検討中のため」であった。

また、総務省から免許人へのヒアリングの結果、免許人は「残存するアナログ無線局については、道路情報板やホームページによる情報提供に加え、一部区間では VICS による情報提供により代替が可能な状況であるものの、情報提供手段を多重化する観点から、当面は継続して利用予定。」としている。

路側通信（MF 帯）（特別業務の局）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化等」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「関係府省庁は AM 放送から FM 放送への転換の動向を踏まえつつ検討、総務省において令和 4 年度より技術検討を実施中」、

[16] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

[17] 各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。なお、免許人が複数の総合通信局から免許を受けている場合、各総合通信局で免許を受けている無線局に対し、総合通信局単位で調査票回答を行うため、これらは重複計上される。以降、調査における回答者数において同じ。

令和 5 年度の検討状況は「現在、技術的条件の検討を行っているところであり、令和 4 年度及び令和 5 年度においては、VHF 帯の地上アナログ放送の跡地のうち、低い周波数帯（V-Low 帯域）の利用に関する調査検討を実施し、防災システムでの活用等について検討を行った。今後、調査検討の結果等を踏まえ、令和 6 年度末までを目途に免許人の意向を確認しつつ、今後の方向性について検討を行う予定。」としていた。

上記アも踏まえると、本調査の結果、情報提供手段を多重化する観点から、当面は継続して利用予定であることが確認された。

**ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況**

令和 6 年度評価において、「今後の方向性を着実に検討、検討状況及び課題を調査」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では「路側通信用（1620kHz）は、一部は他の無線システムへの代替が進展しており、今後の方向性について着実に検討するとともに、検討状況及び課題の調査を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

**エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）**

本システムはアナログ方式を用いているところ、上記ア～ウのとおり、これまで VICS への移行等の検討が進められている状況である。

**オ　使用している周波数に対する需要**

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

**②　評価にあたって考慮する事項**

**・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[18]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」及び「非常時等における人命又は財産の保護」と回答している。

本システムは、国道等で一般車両に渋滞、事故等の道路交通情報を提供するために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護等へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

**・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況**

調査の結果、運用継続性の確保のための対策は、「全ての無線局について対策を実施」が100%であり、具体的な対策の内容は、「運用状況を常時監視（遠隔含む）」や「定期的な保

[18] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

守点検の実施」等であった。また、地震、水害及び火災対策については「全ての無線局について対策を実施」が 100%となっている。

災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組が全ての無線局で行われていることが確認された。

### ③ 評価

【令和 7 年度の進捗】情報提供手段を多重化する観点から当面は継続して利用予定であることを確認
【今後の取組】無線局数の推移を調査

路側通信（MF 帯）（特別業務の局）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化等」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「関係府省庁は AM 放送から FM 放送への転換の動向を踏まえつつ検討、総務省において令和 4 年度より技術検討を実施中」となっているところ、本調査の結果、今後の移行・代替・廃止計画は無いが、「維持含め検討中」とし、情報提供手段を多重化する観点から当面は継続して利用予定であることが確認された。

他システムへの代替等は当面の間見込まれないと考えられるため、総務省においては、引き続き無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

### （２）公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz 帯）

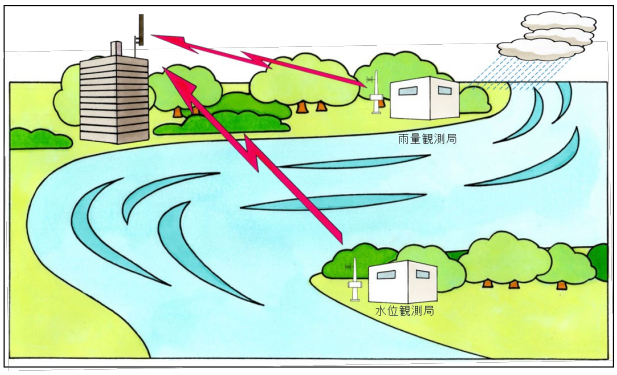


公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz 帯）は、テレメータとして利用されている無線通信システムであり、調査対象の関係府省庁においては、航路標識（主に海上標識）の灯火等の状況を確認するため標識と運用所の間で監視信号を伝送するために利用されている。

**＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞**

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「廃止」
　懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「廃止が進展中」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、府省庁は、情報通信技術の発展に伴いクラウドサービスを活用した新たなシステムへの移行の目途が立ったことから、装置の更改に併せ、平成 29 年度から LTE や特定小電力無線（920MHz 帯）を利用した装置に順次移行しているとしており、総務省において、関係府省庁と連携して、移行状況についてフォローアップを行うことが適当とされた。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、対象の無線局数が減少し、廃止（移行）が進展しているとしている。また、関係府省庁は、携帯電話網を活用した新たなシステムへの移行による廃止を進めているが、当該システムは主に海上の航路標識（灯浮標等）に多数設置しており、直ちに移行完了は難しいため、灯浮標等の交換周期にあわせ順次新たなシステムに移行予定等としている。

### ① 各評価基準に照らした分析

＜令和 7 年度電波の利用状況の調査結果＞

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務を除く)(60MHz 帯) | 1 者 | 1 者 | 1 者 | 302 局 | 280 局 | 197 局 |

＊ 免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

### ア 有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[19]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（1 者→1 者）、無線局数は減少（280 局→197 局）している。無線局数の減少理由は、特定小電力無線局（920MHz 帯 LPWA）及び携帯電話網を活用したシステムへの移行によるものとのことである。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「海上保安事務に関する事項」又は「航路標識に関する事項」であった。

通信量については、年間の発射日数は「365 日」、電波の発射時間帯は「18 時台～19 時台」が 100.0% と最も高く、「5 時台～6 時台、8 時台、17 時台、20 時台～22 時台」が 85.7% 、「0 時台～4 時台、7 時台、11 時台～16 時台、23 時台」が 71.4%等であった。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、7 者のうち「無線局数の増減の予定なし」が 14.3%（1 者）、「無線局数は減少予定」が 85.7%（6 者）であり、減少理由は「他の電波利用システムへ移行・代替予定のため」であった。

これらのことから、公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「廃止」、懇談会フォローアップ報告書においては「廃止が進展中」としており、本調査の結果、本システムを順次廃止し、特定小電力無線局（920MHz 帯 LPWA）や携帯電話網を活用したシステムへの代替が進展していることが確認された。

### イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、移行・代替・廃止の計画の有無について、7 者のうち「一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定（残りの無線局の予定は今後検討）」が 42.9%（3 者）、「移行・代替・廃止の予定は今後検討」は 28.6%（2 者）、「全ての無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定」が 28.6%（2 者）であった。

公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「廃止」、懇談会フォローアップ報告書においては「廃止が進展中」、令和 7 年度の検討状況は「本システムの廃止に向け、携帯電話(IP 無線等)、LPWA(LoRA 等)、Wi-Fi を活用したシステムに移行・代替していく計画をおおむね定めている

[19] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

ことが確認された。」としている。

上記アも踏まえると、本システムの廃止に向け、携帯電話網を活用したシステム等に移行・代替していく計画をおおむね定めていることが確認された。

**ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況**

令和 6 年度評価において、「他の無線システムへの代替による廃止の進捗を調査」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では「公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz 帯）は、他の無線システムへの代替による廃止が進展しており、引き続き廃止の進捗について確認を行う。」とされており、周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

**エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）**

本システムはアナログ方式を用いているところ、上記ア～ウのとおり、特定小電力無線局（920MHz 帯 LPWA）や携帯電話網を活用したシステムへの移行・代替に係る今後の計画をおおむね定めており、それらへの移行・代替が進められている状況である。

**オ　使用している周波数に対する需要**

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

**②　評価にあたって考慮する事項**

**・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[20]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」及び「非常時等における人命又は財産の保護」等と回答している。

本システムは、航路標識（主に海上標識）の灯火等の状況を確認するため標識と運用所の間で監視信号を伝送するために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持及び非常時等における人命又は財産の保護へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

**・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況**

調査の結果、運用継続性の確保のための対策については、「全ての無線局について対策を実施している」が 85.7%、「一部の無線局について対策を実施している」が 14.3%であり、具体的な対策の内容は、「運用状況の常時監視（遠隔含む）」や「定期的な保守点検の実施」等であった。

[20] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

また、地震対策及び水害対策については「全ての無線局について対策を実施している」が71.4%、「一部の無線局について対策を実施している」が28.6%、火災対策については「全ての無線局について対策を実施している」が 28.6%、「一部の無線局について対策を実施している」が71.4%であった。

災害等への対策及び継続的な運用を確保するための取組については、おおむね高い割合で取組が行われていることが確認された。

### ③ 評価

【令和7年度の進捗】他の無線システムへの代替による廃止が進展
【今後の取組】無線局数の推移を調査

公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務を除く）（60MHz 帯）は、懇談会報告書における今後の取組の方向性が「廃止」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「廃止が進展中」となっており、本調査の結果、特定小電力無線局（920MHz 帯 LPWA）又は携帯電話網を活用したシステムへの代替による廃止が進展している。

総務省においては、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

### （３）公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz 帯、400MHz 帯）

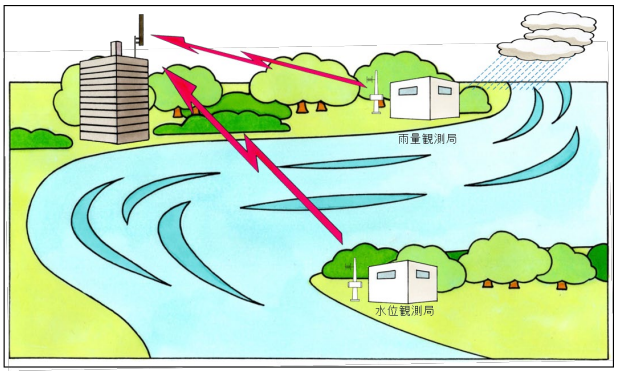


公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz 帯、400MHz 帯）は、河川水位計や雨量計のデータを伝送する無線通信システムである。

**＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞**

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「デジタル化」
　懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術検討を実施中」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、関係府省庁より、現状において 60MHz 帯のデジタル方式の無線機器がない等とされ、総務省において、関係府省庁と連携して、技術実証等の活用により、デジタル方式導入に向けた技術的条件の検討を行うことが適当とされた。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、周波数利用効率の良いデジタル方式の導入に向けて、総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術的条件を検討する技術試験事務（技術検討）が実施されているとされている。

また、公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）については、関係府省庁から、今後取りまとめられるデジタル方式の技術的条件を踏まえて、更新時期にその導入を検討するとの意向、LPWA の活用も検討するとの意向があるとともに、デジタル化へ移行するには適切な期間が確保されるべきとの意見があったとされている。

### ① 各評価基準に照らした分析

＜令和 7 年度電波の利用状況の調査結果＞

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務)(60MHz 帯、400MHz 帯) | 2 者 | 2 者 | 2 者 | 7,246 局 | 7,238 局 | 7,218 局 |

＊ 免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

#### ア 有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[21]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（2 者→2 者）、無線局数は減少（7,238 局→7,218 局）している。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「災害対策・水防に関する事項」、「水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）」又は「水防事務に関する事項」であった。

通信量については、年間の発射日数は「365 日」が 100.0%、電波の発射時間帯は全時間帯を通じて 95%以上の免許人が電波を発射しているとの回答であった。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、20 者のうち「無線局数は増加予定」が 65.0%（13 者）、「無線局数の増減の予定なし」が 40.0%（8 者）であり、無線局数が増加する理由は「使用エリアやサービスの拡大予定のため」であった。

これらのことから、公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz 帯、400MHz 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術検討を実施中」となっており、本調査の結果、引き続き無線局の目的等に沿った運用を継続し、今後も必要となる無線局を新設していく予定であることが確認された。

#### イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、移行・代替・廃止の計画の有無について、20 者のうち「移行・代替・廃止の予定なし」が 95.0%（19 者）であり、その理由は「代替可能なシステムがないため」が 73.7%（14 者）、「移行・代替の必要性を感じないため」が 26.3%（5 者）等であった。

また、総務省から免許人へのヒアリングの結果、府省庁 A は「総務省におけるデジタル方式の技術的条件等の策定や制度整備に向けた検討状況について、引き続き注視しているところ。」、府省庁 B は「テレメータを管理する自治体等の財政負担を考慮すると一斉の更新は難しいが、施設の改修・更新に合わせてデジタル化を進めることは可能。」との回答であった。

[21] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz 帯、400MHz 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術検討を実施中」、令和 6 年度の検討状況は「総務省におけるデジタル方式の技術検討が進展、一部は他の無線システムで代替を計画中」としていた。

総務省に対し検討状況を確認した結果、「総務省では、当該システムのデジタル方式導入に必要な技術試験事務（令和 4 年～6 年）を実施し、その結果を踏まえ、情報通信審議会において必要な技術的条件の検討開始、制度整備に向けた準備を実施している。」としており、その後、令和 8 年 7 月に情報通信審議会において検討が開始されていることから、デジタル方式の制度化に向けた検討が進められていることが確認された。

**ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況**

令和 6 年度評価において、「デジタル方式の技術的条件の検討を着実に実施、利用状況を調査」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では「公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60/400MHz 帯）、水防用（60/150MHz 帯）及び災害対策・水防用移動無線（60MHz 帯）は、デジタル方式の導入に向け、令和 4 年度から令和 6 年度まで実施した技術試験の結果を踏まえ、令和 7 年度から順次、対応可能なシステムについてデジタル方式の技術的条件等の検討や制度整備を行う。」とされており、周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

**エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）**

本システムはアナログ方式を用いていることから、上記イ・ウのとおり、総務省においてデジタル方式の技術検討が進められている状況である。

**オ　使用している周波数に対する需要**

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

**②　評価にあたって考慮する事項**

**・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[22]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」及び「非常時等における人命又は財産の保護」等と回答している。

[22] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

本システムは、河川水位計や雨量計のデータを伝送するために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

**・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況**

調査の結果、運用継続性の確保のための対策については、「全ての無線局について対策を実施している」が 80.0%、「一部の無線局について対策を実施している」が 25.0%であり、具体的な対策の内容は、「予備電源を保有」や「定期的な保守点検の実施」等であった。

また、地震対策については、「全ての無線局について対策を実施している」が 95.0%、「一部の無線局について対策を実施している」が 15.0%、水害対策については「全ての無線局について対策を実施している」が 80.0%、「一部の無線局について対策を実施している」が 20.0%、「対策を実施していない」が 5.0%、火災対策については「全ての無線局について対策を実施している」が 70.0%、「一部の無線局について対策を実施している」が 35.0%であった。

災害等への対策及び継続的な運用を確保するための取組については、おおむね高い割合で取組が行われていることが確認された。

**③ 評価**

【令和 7 年度の進捗】総務省におけるデジタル方式の制度化に向けた検討が進展
【今後の取組】デジタル方式の技術的条件の検討や、代替になり得る他システムの技術動向調査を実施、無線局数の推移を調査

公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz、400MHz 帯）は、懇談会報告書における今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省においてデジタル方式の技術検討中」となっており、本調査の結果、一部の免許人においては、デジタル化の制度整備に向けた状況を注視している状況であり、また、別の免許人においては、設備更新にあわせたデジタル化の可能性が確認された。

総務省において、令和 4 年度から令和 6 年度まで実施したデジタル方式の技術試験の結果を踏まえて、令和 8 年 7 月に情報通信審議会における技術的条件の検討が開始されており、デジタル方式の制度化に向けた検討が進展していることが確認された。総務省においては、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等について情報通信審議会における検討を進めるとともに、他の代替システムの可能性についても調査を行うなど、早期に対応することが適当である。また、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

### （４）水防用(60MHz 帯、150MHz 帯)

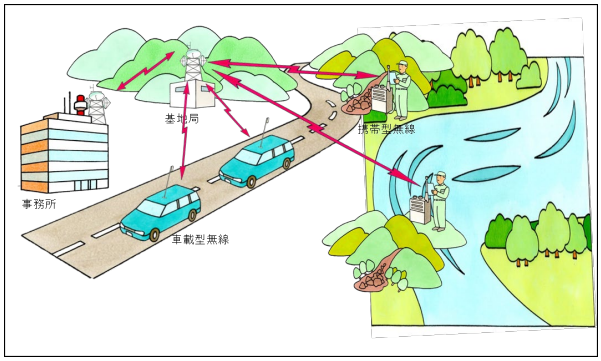


水防用（60MHz 帯、150MHz 帯）は、水害の予防・復旧対策のため必要なデータの取得や、関係者間の音声連絡用に使用する無線通信システムである。

**＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞**

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「デジタル化」
　懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術検討を実施中」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、本システムについては、総務省において、関係府省庁と連携して、可能なエリアについては公共安全モバイルシステムを含む他システムでの代替可能性について検討を行うとともに、技術実証等の活用により、60MHz 帯のデジタル方式の導入に向けた技術的条件の検討を行うことが適当であるとされている。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術的条件を検討する技術試験事務（技術検討）を実施中となっている。また、関係府省庁から、今後取りまとめられるデジタル方式の技術的条件を踏まえて、更新時期にその導入を検討するとの意向であることを確認し、技術試験事務の実施に向けては、デジタル化により不感地帯が発生しないようにすべきとの要望を示すとともに、デジタル化への移行には適切な期間が確保されるべきとの意見があったとされている。

### ① 各評価基準に照らした分析

＜令和 7 年度電波の利用状況の調査結果＞

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 水 防 用 (60MHz 帯、150MHz 帯) | 1 者 | 1 者 | 1 者 | 167 局 | 167 局 | 167 局 |

＊ 免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

#### ア 有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[23]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（1 者→1 者）、無線局数は増減なし（167 局→167 局）である。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「水防事務に関する事項」であった。

通信量については、年間の発射日数は「1 日～30 日」が 37.5% 、「365 日」が 25.0%、「271 日～366 日」、「31 日～90 日」、及び「0 日」がいずれも 12.5%であり、電波の発射時間帯は「8 時台、10 時台～14 時台、17 時台」が 71.4%と最も高く、「9 時台、15 時台～16 時台」が 57.1%、「18 時台」が 42.9%等であり、日中を中心に電波を発射している状況であった。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、「無線局数の増減の予定なし」が 75.0%（6 者）、「無線局数は減少予定」が 25.0%（2 者）であった。

これらのことから、水防用（60MHz 帯、150MHz 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省においてデジタル方式の技術検討中」となっており、本調査の結果を踏まえると、引き続き無線局の目的等に沿った運用を行っているが、今後、一部の無線局は携帯電話システムへ移行・代替予定であることが確認された。

#### イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、移行・代替・廃止の計画の有無について、8 者のうち「移行・代替・廃止の予定なし」が 62.5%（5 者）、「一部の無線局で移行・代替・廃止のいずれかを予定（残りの無線局の予定は今後検討）」が 37.5%（3 者）であり、予定がない理由は「他システムで代替可能かわからないため」、「移行・代替の必要性を感じないため」等であった。

水防用（60MHz 帯、150MHz 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術検討を実施中」、令和 6 年度の検討状況は「総務省におけるデジタル方式の技術検討が進展、一部は他の無線システムで代替を計画中」としていた。

[23] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

また、総務省から免許人へのヒアリングの結果、免許人は「携帯電話のエリア拡大に伴い、本自営システムから商用携帯電話への移行・代替を検討している。また、機器の更新等に当たっては、商用通信回線の将来展望も踏まえ最適な機器を選定予定。」との回答であった。

総務省に対し検討状況を確認した結果、「総務省では、当該システムのデジタル方式導入に必要な技術試験事務（令和 4 年～6 年）を実施し、その結果を踏まえ、情報通信審議会において必要な技術的条件の検討開始、制度整備に向けた準備を実施している。」としており、その後、令和 8 年 7 月に情報通信審議会において検討が開始された。

上記アも踏まえると、一部の無線局は携帯電話網を利用したシステムへの移行・代替を検討中であるとともに、総務省においてデジタル方式の制度化に向けた検討が進められていることが確認された。

**ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況**

令和 6 年度評価において、「デジタル方式の技術的条件の検討を着実に実施、利用状況を調査」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では、「公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz/400MHz 帯）、水防用（60/150MHz 帯）及び災害対策・水防用移動無線（60MHz 帯）は、デジタル方式の導入に向け、令和 4 年度から令和 6 年度まで実施した技術試験の結果を踏まえ、令和 7 年度から順次、対応可能なシステムについてデジタル方式の技術的条件等の検討や制度整備を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

**エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）**

本システムはアナログ方式を用いていることから、上記イ・ウのとおり、総務省においてデジタル方式の技術検討が進められている状況である。

**オ　使用している周波数に対する需要**

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

**②　評価にあたって考慮する事項**

**・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[24]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」、「非常時等における人命又は財産の保護」と回答している。

本システムは、水害の予防・復旧対策のため必要なデータの取得や、関係者間の音声連絡

[24] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

用に利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護等へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

**・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況**

調査の結果、運用継続性の確保のための対策については、「全ての無線局について対策を実施している」が 62.5%、「一部の無線局について対策を実施している」が 37.5%であり、具体的な対策の内容は、「予備電源を保有」や「定期的な保守点検の実施」等であった。

また、地震対策については「全ての無線局について対策を実施している」が 25.0%、「一部の無線局について対策を実施している」が 75.0%、水害対策については「全ての無線局について対策を実施している」が 12.5%、「一部の無線局について対策を実施している」が 50.0%、「対策を実施していない」が 37.5%、火災対策については「全ての無線局について対策を実施している」が 25.0%、「一部の無線局について対策を実施している」が 75.0%であった。

災害等への対策及び継続的な運用を確保するための取組については、おおむね高い割合で取組が行われていることが確認された。

**③ 評価**

【令和 7 年度の進捗】一部の無線局は携帯電話網を利用したシステムへの移行・代替を検討中、総務省におけるデジタル方式の制度化に向けた検討が進展
【今後の取組】デジタル方式の技術的条件の検討や、代替になり得る他システムの技術動向調査を実施、無線局数の推移を調査

水防用（60MHz 帯、150MHz 帯）は、懇談会報告書における今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省においてデジタル方式の技術検討中」となっており、本調査の結果、「移行・代替・廃止の予定なし」や、代替可能な機器が無いためデジタル化の計画が無いとする回答も存在するが、一部の無線局は携帯電話システム等への代替が計画されており、携帯電話のエリア拡大に伴い、携帯電話網を利用したシステムへの移行・代替を検討中であることが確認された。

総務省において、令和 4 年度から令和 6 年度まで実施したデジタル方式の技術試験の結果を踏まえて、令和 8 年 7 月に情報通信審議会における技術的条件の検討が開始されており、デジタル方式の制度化に向けた検討が進展していることが確認された。

総務省においては、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等について情報通信審議会における検討を進めるとともに、他の代替システムの可能性についても調査を行うなど、早期に対応することが適当である。また、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

### （５）災害対策・水防用無線(60MHz 帯)

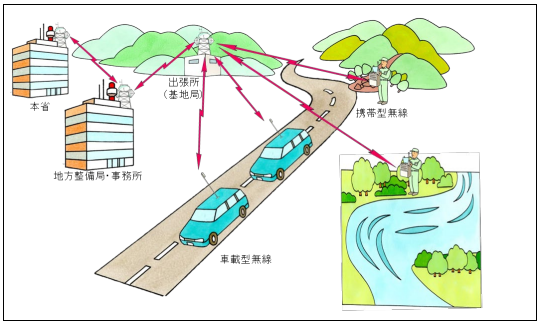


災害対策・水防用無線（60MHz 帯）は、水防ダム、砂防用ダム等の保守管理に使用しており、山間部等見通し外通信が主な地域における音声通信用の無線通信システムである。

**＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞**

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「デジタル化」
　懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術検討を実施中」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、本システムについては、総務省において、関係府省庁と連携して、技術実証等の活用により、60MHz 帯のデジタル方式の導入に向けた技術的条件の検討を行うことが適当であるとされている。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術的条件を検討する技術試験事務（技術検討）を実施中となっている。また、関係府省庁から、技術試験事務の実施に向けては、本システムのデジタル方式の要件として、山間部の既存局舎と通信可能な伝搬特性、整備・維持費用の削減について検討されるべきとの意見があったとされている。

### ① 各評価基準に照らした分析

＜令和 7 年度電波の利用状況の調査結果＞

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 災害対策・水防用無線(60MHz 帯) | 1 者 | 1 者 | 1 者 | 696 局 | 694 局 | 693 局 |

＊ 免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

### ア 有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[25]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（1 者→1 者）、無線局数は減少（694 局→693 局）している。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「災害対策・水防に関する事項」又は「水防道路に関する事項（災害対策・水防に関する事項を除く。）」であった。

通信量については、年間の発射日数は「365 日」が 55.6%、「271 日～364 日」及び「31 日～90 日」が 22.2%、「1 日～30 日」、「91 日～180 日」及び「181 日～270 日」が 11.1%であり、電波の発射時間帯は「8 時台～17 時台」が 100%と最も多く、「0 時台～7 時台、18 時台～23 時台」が 66.7%であり、日中を中心にそれ以外の時間帯も 6 割以上が電波を発射している状況であった。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、「無線局数の増減の予定なし」が 100%（9 者）であった。

このことから、災害対策・水防用無線（60MHz 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省においてデジタル方式の技術検討中」となっており、本調査の結果を踏まえると、引き続き無線局の目的等に沿った運用を継続していく予定であることが確認された。

### イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、移行・代替・廃止の計画の有無について、「移行・代替・廃止の予定なし」が 100%（9 者）であり、その理由は「代替可能なシステムがないため」であった。

また、総務省から免許人へのヒアリングの結果、免許人は「総務省におけるデジタル方式の技術的条件等の策定や制度整備に向けた検討状況について、引き続き注視しているところ。」との回答であった。

懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術検討を実施中」、令和 6 年度の検討状況は「総務省におけるデジタル方式の技術検討が進展、一部は他の無線システムで代替を計画中」としていた。

[25] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

総務省に対し検討状況を確認した結果、「総務省では、当該システムのデジタル方式導入に必要な技術試験事務（令和 4 年～6 年）を実施し、その結果を踏まえ、情報通信審議会において必要な技術的条件の検討開始、制度整備に向けた準備を実施している。」としており、その後、令和 8 年 7 月に情報通信審議会において検討が開始された。

上記アも踏まえると、総務省においてデジタル方式の制度化に向けた検討が進められていることが確認された。

**ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況**

令和 6 年度評価において、「デジタル方式の技術的条件の検討を着実に実施、利用状況を調査」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では、「公共業務用テレメータ（災害対策・水防事務）（60MHz 帯）、水防用（60/150MHz 帯）及び災害対策・水防用移動無線（60MHz 帯）は、デジタル方式の導入に向け、令和 4 年度から令和 6 年度まで実施した試験の結果を踏まえ、令和 7 年度から順次、対応可能なシステムについてデジタル方式の技術的条件等の検討や制度整備を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

**エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）**

本システムはアナログ方式を用いていることから、上記イ・ウのとおり、総務省においてデジタル方式の技術検討が進められている状況である。

**オ　使用している周波数に対する需要**

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

**②　評価にあたって考慮する事項**

**・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[26]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」、「非常時等における人命又は財産の保護」と回答している。

本システムは、水防ダム、砂防用ダム等の保守管理に利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

**・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況**

調査の結果、移動しない無線局の運用継続性の確保のための対策については、「全ての無線局について対策を実施」が 100%であり、具体的な対策の内容は、「予備電源を保有」や

[26] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

「定期的な保守点検の実施」等であった。また、地震、水害及び火災対策については「全ての無線局について対策を実施」となっている。
　災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組が、移動しない無線局の全ての無線局で行われていることが確認された。

　また、移動する無線局の運用継続性の確保のための対策については、「全ての無線局について対策を実施」が100%であり、具体的な対策の内容は、「ほかの電波利用システムによる臨時無線設備を確保」や「定期的な保守点検の実施」等であった。

　継続的な運用を確保するための取組が移動する無線局の全ての無線局で行われていることが確認された。

　なお、移動する無線局については、地震・水害・火災対策の有無に係る調査は行われていない。

### ③　評価

【令和7年度の進捗】総務省におけるデジタル方式の制度化に向けた検討が進展
【今後の取組】デジタル方式の技術的条件の検討や、代替になり得る他システムの技術動向調査を実施、無線局数の推移を調査

　災害対策・水防用無線（60MHz 帯）は、懇談会報告書における今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省においてデジタル方式の技術検討中」となっており、デジタル機器が無いためデジタル化の計画が無いとの状況である。

　総務省において、令和4年度から令和6年度まで実施したデジタル方式の技術試験の結果を踏まえて、令和8年7月に情報通信審議会における技術的条件の検討が開始されており、デジタル方式の制度化に向けた検討が進展していることが確認された。

　総務省においては、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等について情報通信審議会における検討を進めるとともに、他の代替システムの可能性についても調査を行うなど、早期に対応することが適当である。また、引き続き、本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

### （６）部内通信(災害時連絡用)(150MHz 帯)

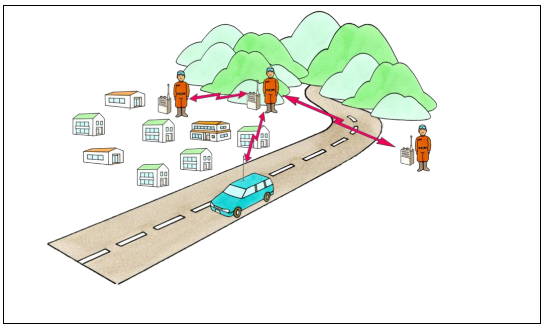

部内通信（災害時連絡用）（150MHz 帯）は、災害発生時又は訓練時に車両又は出先における職員との連絡用に使用する無線通信システムである。

**＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞**

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「デジタル化等」
　懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「公共安全モバイルシステムでの代替検討中」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、本システムについては、公共安全モバイルシステムへの代替の期待についても回答があったところ、今後も、総務省が主導し、関係機関と連携の上、公共安全モバイルシステムの早期導入やニーズのある機能の実装等に向けて検討を進めていくことが適当であるとされている。

また、総務省において、関係府省庁と連携して、早期にデジタル化に向けた計画の検討（公共安全モバイルシステムを含む他システムでの代替可能性についても検討）を行うことが適当であるとされている。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、関係府省庁から、当面維持する予定だが、総務省と連携してデジタル化について今後の方針を検討し、公共安全モバイルシステムでの代替が可能と判断されればそれを導入することを検討するとの取組の状況を確認したとされている。

なお、公共安全モバイルシステムの導入に関して、関係府省庁より、携帯電話網が使用できない場合に通信が確保できる対策が求められるとの認識が示されたとされている。

### ① 各評価基準に照らした分析

＜令和 7 年度電波の利用状況の調査結果＞

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯) | 1者 | 1者 | 1者 | 35局 | 35局 | 35局 |

＊ 免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

### ア 有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[27]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（1 者→1 者）、無線局数も増減なし（35 局→35 局）であった。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「消防事務に関する事項」であった。

通信量については、年間の発射日数は「1 日～30 日」であり、電波の発射時間帯は「10 時台」、「11 時台」、「13 時台」、「14 時台」に発射しており、それ以外の時間帯については電波を発射していないという回答であった。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、「無線局数は減少予定」であった。無線局数減少の理由としては「使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため」であり、今後、無線局数の減少が見込まれる。

これらのことから、本調査の結果に鑑みると、今後、無線局数は減少傾向にあるものの、引き続きアナログ方式により目的等に沿った運用を継続していく意向があることが確認された。

### イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、公共安全モバイルシステムへの移行・代替予定の有無について、「移行・代替予定なし」であった。

公共安全モバイルシステムへの移行・代替予定が無い理由は、「災害時、非常時に使用できない恐れがあるため」であった。

懇談会フォローアップ報告書の進捗は「公共安全モバイルシステムでの代替検討中」、令和 6 年度の検討状況については「関係府省庁においては、災害時、非常時に使用できないおそれがあるためとして、移行・代替予定が無い状況であるが、当該府省庁は、令和 6 年度に公共安全モバイルシステムの実証を実施しており、その結果を踏まえて検討している状況である。」としていた。

[27] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

総務省から免許人へのヒアリングの結果、免許人は「大規模災害時等の現場における職員間の通信手段として、公共安全モバイルシステムを配備しているが、携帯電話網が使用できない場合に備え、予備として本システムも配備している。」との回答であった。

現場の職員間の通信手段として公共安全モバイルシステムの配備は進んでいるものの、携帯電話網が使用できない場合に備えた予備として、本システムの一定の継続利用の意向が確認された。

**ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況**

令和6年度評価において、「総務省においては、公共安全モバイルシステムが令和 6 年 4 月 1 日からサービス提供が開始されていることから、関係府省庁と連携して、上述の実証試験の結果を把握し、公共安全モバイルシステムへの代替に向けた検討を早期に推進することが適当である。」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では、「部内通信（災害時連絡用）（150MHz 帯）は、一部の免許人における実証試験の結果を把握するとともに、自営無線と商用通信サービスの活用のバランスにも留意しつつ、公共安全モバイルシステムへの代替可能性について検討を推進するとともに、利用状況等の調査を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

**エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）**

本システムはアナログ方式を用いているところ、上記イ・ウのとおり、公共安全モバイルシステムの配備が進んでいるものの予備として本システムの一定の継続利用の意向が確認された状況である。

**オ　使用している周波数に対する需要**

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

**②　評価にあたって考慮する事項**

**・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[28]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

調査の結果、免許人は「非常時等における人命又は財産の保護」と回答している。

本システムは、災害発生時又は訓練時に車両又は出先における職員との連絡用に利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、非常時等における人命又は財産の保護へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

[28] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

**・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況**

調査の結果、運用継続性の確保のための対策については、「全ての無線局について対策を実施している」であった。具体的な対策内容は、「定期的な試験電波の発射」及び「定期的な保守点検の実施」であった。

継続的な運用を確保するための取組が全ての無線局で実施されていることが確認された。

なお、本システムは移動する無線局であるため、地震・水害・火災対策の有無に係る調査は行われていない。

**③　評価**

【令和 7 年度の進捗】公共安全モバイルシステムを配備、ただし予備として本システムの一定の継続利用の意向を確認
【今後の取組】無線局数の推移を調査

部内通信（災害時連絡用）（150MHz 帯）は、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化等」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「公共安全モバイルシステムでの代替検討中」となっているところ、本調査の結果、大規模災害時等の現場における職員間の通信手段として、公共安全モバイルシステムを配備しているが、携帯電話網が使用できない場合に備え、予備として本システムも配備していることが確認された。

公共安全モバイルシステムへの完全代替は当面の間見込まれないと考えられるため、総務省においては、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

### （７）石油備蓄(150MHz 帯)

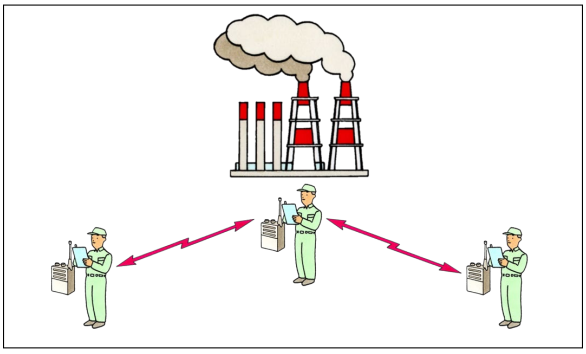

石油備蓄（150MHz 帯）は、国家石油備蓄基地（むつ・秋田・菊間）で使用している音声連絡用の無線通信システムである。

**＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞**

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「デジタル化等」
　懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「更新時期にデジタル化」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、本システムについては、総務省において、関係府省庁と連携して、デジタル方式の技術実証等を行うことにより、早期にデジタル化に向けた計画を検討（公共安全モバイルシステムを含む他システムでの代替可能性についても検討）するとされている。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、関係府省庁から、令和 3 年 2 月に一部の石油備蓄基地においてデジタル方式への変更が進んでおり、今後、更新時期（おおむね 10 年以内を想定）でのデジタル化対応を基本としつつも、石油備蓄の重要性を踏まえた傍受に対するセキュリティ確保の観点を考慮し、早期のデジタル化について検討を実施するとの取組の状況等を確認したとされている。

### ① 各評価基準に照らした分析

＜令和 7 年度電波の利用状況の調査結果＞

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 石油備蓄(150MHz帯) | 1者 | 1者 | 1者 | 63局 | 63局 | 3局 |

＊ 免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

### ア 有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[29]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（1 者→1 者）、無線局数は減少（63 局→3 局）であった。減少理由は、デジタル無線への更新としている。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「防災対策に関する事項」であった。

通信量については、年間の発射日数は「1～30 日」、電波の発射時間帯は「22 時台」であり、それ以外の時間帯は発射していないという回答であった。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、「無線局数の増減の予定なし」であった。

昨年度の調査結果からは、デジタル簡易無線への移行・代替のため無線局数は減少予定という回答があったことを踏まえると、本調査の結果、本システムについては昨年度において他のシステムへの代替等が進んだことが確認された。

### イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、移行・代替・廃止の計画の有無については、「移行・代替・廃止の予定なし」であり、その理由は「移行･代替の必要性を感じないため」であった。

石油備蓄（150MHz 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化等」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は、「更新時期にデジタル化」、令和 6 年度の検討状況は、「概ね 10 年以内と見込まれる更新時期を念頭にデジタル化するという方向性である。残り 1 者については、今後の予定は確認できていないが、総務省から移行するメリットを伝えるなどサポート等を行っていく」としていた。

総務省から免許人へのヒアリングの結果、免許人は「残る 3 局は、民間石油会社との連絡に用いているアナログ方式の陸上移動局であり、同社が整備したアナログ方式の基地局を介して通信を行っているため、引き続き運用せざるを得ない状況。なお、民間石油会社においては、「機器の更新を捉え、デジタル方式の導入に向けた検討を行うことは可能。」との回答であった。

前年度から 60 局減少して残り 3 局となり、その 3 局において移行・代替・廃止予定なしと

[29] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

なっているが、これ以上のデジタル化等には通信の相手方である民間石油会社との調整が必要となっている状況である。

**ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況**

令和 6 年度評価において、「総務省においては、引き続き、免許人に対し移行・代替のメリット等を周知するとともに、デジタル化の進捗を調査することが適当である。」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では、「石油備蓄（150MHz 帯）は、移行・代替のメリット等を周知するとともに、引き続きデジタル化の進捗について調査を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

**エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）**

本システムはアナログ方式を用いているところ、上記ア・イのとおり、デジタル方式等への移行を進めている状況である。

**オ　使用している周波数に対する需要**

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

**②　評価にあたって考慮する事項**

**・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[30]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」及び「非常時等における人命又は財産の保護」と回答している。

本システムは、国家石油備蓄基地で音声連絡するために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

**・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況**

調査の結果、運用継続性の確保のための対策については、「全ての無線局について対策を実施している」であり、具体的な対策の内容は、「定期的な動作確認・訓練の実施」、「無線設備を構成する一部の装置や代替部品の保有」であった。

継続的な運用を確保するための取組が、全ての無線局で実施されていることが確認された。なお、本システムは移動する無線局であるため、地震・水害・火災対策の有無に係る調査は行われていない。

[30] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

### ③ 評価

【令和 7 年度の進捗】デジタル化が進展、残る無線局は、民間会社との調整が必要である状況を確認
【今後の取組】無線局数の推移を調査

石油備蓄（150MHz 帯）は、懇談会報告書における今後の取組の方向性が「デジタル化等」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「更新時期にデジタル化」となっており、本調査の結果、前年度からデジタル化に伴い無線局数が大きく減少し、残り 3 局となった。残り 3 局については、民間石油会社との連絡に用いているアナログ方式の陸上移動局であり、同社が整備したアナログ方式の基地局を介して通信を行っているため、民間石油会社との調整が必要となっている。

このような免許人自らの努力のみではデジタル化が難しいものであって、一定の検討結果が出ているものについては、毎年度、公共業務用無線局の免許人に対して個別に状況を確認する必要はないと考えられるため、総務省においては、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

### （８）防災相互波(150MHz 帯)

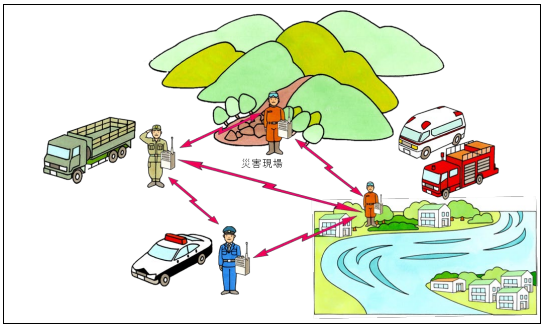


防災相互波（150MHz 帯）は、大規模災害時において、防災機関等が連携し円滑な対処を行うために、関係機関間で必要な連絡手段として使用する無線通信システムである。

**＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞**

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「デジタル化等」
　懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「1 府省庁は令和 4 年に廃止済、他府省庁は公共安全モバイルシステムでの代替検討中」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、本システムは、公共安全モバイルシステムでの代替可能性が考えられることから、総務省において、関係機関と調整しつつ検討を進めていくことが適当であるとされている。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、1 府省庁において令和 4 年に廃止されたとされ、その他の府省庁においては、公共安全モバイルシステムの導入に関して、十分なセキュリティ対策の実施や、携帯電話網が使用できない場合に通信が確保できるよう、端末間通信機能の検討等が重要であり、総務省と連携してデジタル化について今後の方針を検討し、公共安全モバイルシステムでの代替が可能と判断されればそれを導入することを検討するとされている。

### ① 各評価基準に照らした分析

＜令和 7 年度電波の利用状況の調査結果＞

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 防災相互波（150MHz 帯） | 3 者 | 3 者 | 3 者 | 1,713 局 | 1,715 局 | 1,713 局 |

＊ 免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

### ア 有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[31]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減無し（3 者→3 者）、無線局数は減少（1,715 局→1,713 局）している。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「防災対策に関する事項」、「災害対策・水防に関する事項」、「消防事務に関する事項」又は「港湾管理に関する事項」であった。

通信量（有効回答数 18 者）については、年間の発射日数は「1 日～30 日」が最も多く 77.8%（14 者）、「0 日」及び「31 日～90 日」がいずれも 11.1%（2 者）であり、電波の発射時間帯（有効回答数 16 者）は「10 時台」及び「14 時台」が 75.0%（12 者）と最も多く、「13 時台」が 68.8%（11 者）、「9 時台」及び「11 時台」がいずれも 62.5%（10 者）等であり、日中を中心に電波を発射している状況であった。

また、年間の発射実績が「0 日」と回答した免許人は、その理由として「発射には通信の相手方等との調整が必要であるため」及び「電波を発射する以外で無線局の動作確認ができるため」と回答している。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、府省庁別に、府省庁 A（有効回答数 6 者）は「無線局数の増減の予定なし」、府省庁 B（有効回答数 1 者）は「無線局数は減少予定」、府省庁 C（有効回答数 11 者）は「無線局数の増減の予定なし」が 81.8%、「無線局数は減少予定」及び「無線局数は増加予定」がそれぞれ 9.1%であった。無線局数が増加する理由は「無線機を転用したため」、無線局数が減少する理由は「使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため」としている。

これらのことから、防災相互波（150MHz 帯）については、本調査の結果、増減なし又は災害時等において関係機関との連絡の効率化のために必要なことから引き続き使用している状況であり、引き続きアナログ方式により目的等に沿った運用を継続していく予定であることが確認された。

[31] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

### イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

懇談会フォローアップ報告書の進捗は「公共安全モバイルシステムでの代替検討中」、令和 6 年度の検討状況は「特に地上系のシステムについては、公共安全モバイルシステムへの代替・移行も期待されている。府省庁 B における公共安全モバイルにおける実証の結果を踏まえつつ、総務省としても必要な対応を検討する予定」としていた。

公共安全モバイルシステムへの移行・代替予定の有無について調査の結果、府省庁 A 及び府省庁 B については「移行・代替予定なし」であり、移行・代替予定がない理由（有効回答数 7 者）については「災害時、非常時に使用できない恐れがあるためが」57.1%(4 者)、「仕様や目的が適さないため」、「他の相手方と調整が必要なため」、「優先度が高い他の施策があるため」、「移行期限が定められていないため」、「検討予定又は検討中」、「情報が不足しており回答できない」がそれぞれ 14.3%(1 者）ずつであった。また、府省庁 C については「移行・代替完了時期は未定」であり、未定である理由は「検討予定又は検討中」であった。

また、総務省から免許人へのヒアリングの結果、府省庁 A は「非常災害時等における相互運用という目的に鑑み、移行・代替に向けては他の防災関係機関との調整が必要」、府省庁 B は「大規模災害時等における関係機関間の通信手段であり、公共安全モバイルシステムへの完全移行・代替のためには、他機関との調整が必要」、府省庁 C は「公共安全モバイルシステムは、携帯電話網の基地局断、輻輳により非常時等に使用できない可能性がある点、上空利用できない点が課題であり、他機関も含め代替が可能と判断されれば導入を検討。」との回答であった。

防災相互波は、同一免許人間ではなく他の防災関係機関と連絡を行うための無線局であり、デジタル化等を含めたシステムの更新に当たっては、防災関係機関相互での調整が必要となる。

### ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況

令和 6 年度評価において、「総務省においては、関係府省庁と連携して、公共安全モバイルシステムでの代替可能性の検討を早期に推進していくとともに、引き続き、本システムの利用状況について調査を行うことが適当である。また、公共安全モバイルシステムへの代替については、部内通信の項で述べたとおり、総務省は、免許人における令和 6 年度の実証試験結果を把握する必要がある。」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では、「防災関係機関相互の通信に用いられる防災相互波（150MHz 帯）については、一部の免許人における実証試験の結果を把握するとともに、防災関係機関で構成される非常通信協議会において、自営無線と商用通信サービスの活用のバランスにも留意しつつ、公共安全モバイルシステムでの代替可能性について検討を推進するとともに、利用状況等の調査を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

**エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）**

本システムはアナログ方式を用いているところ、上記イ・ウのとおり、公共安全モバイルシステムでの代替への検討が進められている状況である。

**オ　使用している周波数に対する需要**

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

**②　評価にあたって考慮する事項**

**・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[32]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

調査の結果、免許人は主に「公共の安全、秩序の維持」、「非常時等における人命又は財産の保護」と回答している。

本システムは、大規模災害時において、防災機関等が連携し円滑な対処を行うために、関係機関間で必要な連絡するために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

**・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況**

調査の結果、運用継続性の確保のための対策については、「全ての無線局について対策を実施している」であった。具体的な対策の内容は、「定期的な保守点検の実施」、「定期的な動作確認・訓練の実施」等であった。

継続的な運用を確保するための取組が、全ての無線局で実施されていることが確認された。なお、本システムは移動する無線局であるため、地震・水害・火災対策の有無に係る調査は行われていない。

[32] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

### ③ 評価

【令和 7 年度の進捗】公共安全モバイルシステムへの代替に当たり、通信相手の関係機関との調整のほか、携帯電話網が使用不可となった状況や上空での可用性が課題であることを確認

【今後の取組】公共安全モバイルシステムでの代替可能性の検討を推進、無線局数の推移を調査

防災相互波（150MHz 帯）は、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化等」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「公共安全モバイルシステムでの代替検討中」となっている。

本調査の結果、公共安全モバイルシステムへの移行・代替は予定なし、又は時期は未定との回答であり、また、総務省が実施したヒアリングにおいて、免許人から、公共安全モバイルシステムは携帯電話網の基地局が停止した場合に利用できないこと、上空利用が不可能であること、また相互運用を実現するには多くの防災関係機関による導入が必要であること等の指摘があった。

これらを踏まえ、総務省は防災関係機関及び公共安全モバイルサービス提供者等の協力を得ながら、同システムの代替可能性について引き続き検討を行うことが適当である。また、引き続き無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

### （９）公共業務用ヘリテレ連絡用

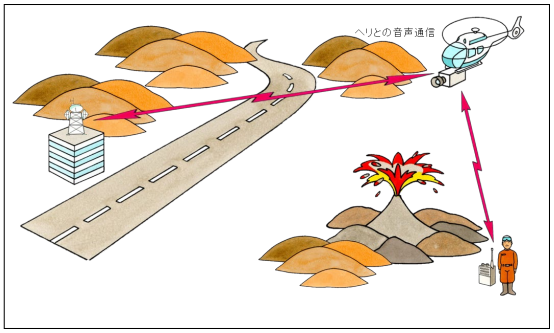


公共業務用ヘリテレ連絡用は、ヘリコプターに搭載したテレビ画像伝送装置（ヘリテレ）に必要な連絡設定用の無線通信システムである。

**＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞**

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「デジタル化」
　懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「一部府省庁において廃止又はヘリサットで代替予定、総務省においてデジタル方式の技術検討中」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、本システムについては、総務省において、デジタル化を検討すると回答した関係府省庁と連携して、技術実証等の活用により、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等の検討を行うことが適当であるとされている。

また、総務省において、廃止すると回答した関係府省庁と連携して、電波の利用状況調査のタイミング等を捉えて、廃局の進捗状況についてフォローアップを行うことが適当であるとされている。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術的条件を検討する技術試験事務（技術検討）を実施中となっている。また、関係府省庁から、関連機器やヘリ機体の更新に合わせた機器更新を随時実施し、その際、コスト面・機能面で現行と同等以上であることを確認した上で、デジタル方式のヘリテレ連絡用の機器を採用する意向であること、別の複数の関係府省庁からは、本システムの廃止に向け、「廃止に取り組んでおり、令和 4 年 11 月末までに更に 5 局廃止し、残る 3 局については新機体でのヘリサット化を行い、早ければ令和 5 年度末に廃止可能となる予定」、「令和 4 年度内に 1 局を廃止し、令和 5 年度末頃に全て廃止予定。」との取組が行われていることを確認したとされている。

### ① 各評価基準に照らした分析

＜令和 7 年度電波の利用状況の調査結果＞

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 公共業務用ヘリテレ連絡用 | 3 者 | 3 者 | 3 者 | 59 局 | 58 局 | 56 局 |

＊ 免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

### ア 有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[33]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（3 者→3 者）、無線局数は減少（58 局→56 局）している。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「災害対策・水防に関する事項」、「消防事務に関する事項」又は「海上保安事務に関する事項」であった。

通信量（有効回答数 11 者）については、年間の発射日数は「1 日～30 日」が 72.7%（8 者）、「0 日」、「31 日～90 日」、「365 日」がいずれも 9.1%（1 者）であり、電波の発射時間帯（有効回答数 10 者）は「14 時台」が 90.0%（9 者）と最も多く、「11 時台」、「13 時台」、「15 時台」がいずれも 80.0%（8 者）、「10 時台」、「16 時台」がいずれも 60.0%（6 者）等であり、日中を中心に電波を発射している状況であった。なお、「0 日」という回答した者の年間の発射実績がない理由については、「廃止するため」という回答であった。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、府省庁別に、府省庁 A は「全ての無線局を廃止予定」（理由：他の電波利用システムへ移行・代替予定のため）、府省庁 B 及び府省庁 C はいずれも「無線局数は減少予定」（理由：使用エリアやサービスの縮小又は廃止予定のため）であった。

これらのことから、本調査の結果、今後の無線局減少の傾向が見られることが確認された。

### イ 電波の利用の停 止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、移行・代替・廃止の計画の有無については、府省庁別に、次のとおりであった。

府省庁 A は、移行・代替・廃止時期については、「令和 7 年度中」と回答しており、総務省から免許人へのヒアリングの結果、府省庁 A は「昨年（令和 7 年）に廃止済み。現在は、携帯電話の上空利用サービスを活用している。」との回答であった。

府省庁 B は、「移行・代替完了時期は未定」と回答しており、その理由は「検討予定又は検討中」であった。総務省から免許人へのヒアリングの結果、府省庁 B は「ヘリ機体の更新に合わせデジタル化を行っていく方針。」との回答であった。

[33] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

府省庁 C は、「移行・代替予定なし」と回答しており、その理由は「廃止又は廃止予定」であった。総務省から免許人へのヒアリングの結果、府省庁 C は「本システムは通信の相手方である他機関の無線局の廃止に伴い運用を終了。ヘリ搭載設備の撤去に向け航空法上の手続を経た上で、無線局の廃止手続を行う予定。」との回答であった。

公共業務用ヘリテレ連絡用については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省においてデジタル方式の技術検討中」、令和 6 年度の検討状況は、「令和 6 年度まで行った技術試験事務の結果を踏まえ、デジタル方式の技術的要件をまとめたところ。今後、令和 7 年度に情報通信審議会における検討などを開始し、制度化可能なシステムから順次、制度化を目指す。また、機器の更新の機会を捉えたデジタル化に関する依頼文書を、総務省から関係府省庁へ令和 7 年 4 月に発出したところ。」としていた。

総務省に対し検討状況を確認した結果、「総務省では、当該システムのデジタル方式導入に必要な技術試験事務（令和 4 年～6 年）を実施し、その結果を踏まえ、情報通信審議会において必要な技術的条件の検討開始、制度整備に向けた準備を実施している。」としており、その後、令和 8 年 7 月に情報通信審議会において検討が開始された。

上記アも踏まえると、2 府省庁は廃止済み又は廃止に向けた手続を行う予定であり、他の 1 府省庁は、デジタル化を行っていく方針であり、また、総務省においてデジタル方式の制度化に向けた検討が進められていることが確認された。

**ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況**

令和 6 年度評価において、「総務省においては、情報通信審議会における技術的条件の検討を進め、引き続き、ヘリサットへの代替の進捗を含め、本システムの利用状況について調査を行うことが適当である。また、デジタル化等への移行方針に係る検討を行うことを期待する。」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では、公共業務用ヘリテレ連絡用（400MHz 帯）は、「デジタル方式の導入に向け、令和 4 年度から令和 6 年度まで実施した技術試験の結果を踏まえ、令和 7 年度を目途にデジタル方式の技術的条件等の検討を開始するとともに、可能なものから順次制度整備を行う。また、他の無線システムへの代替の検討状況について調査を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

**エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）**

本システムはアナログ方式を用いていることから、上記イ・ウのとおり、総務省においてデジタル方式の技術検討が進められている状況である。

**オ　使用している周波数に対する需要**

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

**② 評価にあたって考慮する事項**

**・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[34]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」及び「非常時等における人命又は財産の保護」と回答している。

本システムは、災害時や非常時等において、ヘリコプターに搭載したテレビ画像伝送装置（ヘリテレ）に必要な連絡設定をするために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

**・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況**

調査の結果、運用継続性の確保のための対策は、府省庁 A 及び B においては、「全ての無線局について対策を実施している」であり、具体的な対策の内容は、「定期的な保守点検の実施」等であった。

一方、府省庁 C においては「対策を実施していない」であった。対策を実施していない理由について、「無線局の廃止や更新、デジタル移行等の予定があるため」であった。

継続的な運用を確保するための取組については、廃止予定の無線局を除いて全ての無線局で取組が行われていることが確認された。

なお、本システムは移動する無線局であるため、地震・水害・火災対策の有無に係る調査は行われていない。

[34] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

### ③ 評価

【令和 7 年度の進捗】2 免許人は廃止又は廃止予定、総務省におけるデジタル方式の制度化に向けた検討が進展

【今後の取組】デジタル方式の技術的条件の検討や、代替になり得る他システムの技術動向調査を実施、無線局の推移を調査

公共業務用ヘリテレ連絡用は、懇談会報告書における今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「一部府省庁において廃止又はヘリサットで代替予定、総務省においてデジタル方式の技術検討中」となっており、本調査の結果、一部は携帯電話の上空利用サービスでの代替が確認された。

府省庁 A 及び B においては廃止又は廃止予定であり、府省庁 C においては、今後、ヘリ機体の更新に合わせデジタル化を行っていく方針としている。総務省においては令和 4 年度から令和 6 年度まで実施したデジタル方式の技術試験の結果を踏まえて、令和 8 年 7 月に情報通信審議会における技術的条件の検討が開始されており、デジタル方式の制度化に向けた検討が進展していることが確認された。

総務省においては、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等について情報通信審議会における検討を進めるとともに、他の代替システムの可能性についても調査を行うなど、早期に対応することが適当である。また、引き続き、本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

### （10）気象援助用無線(400MHz 帯)

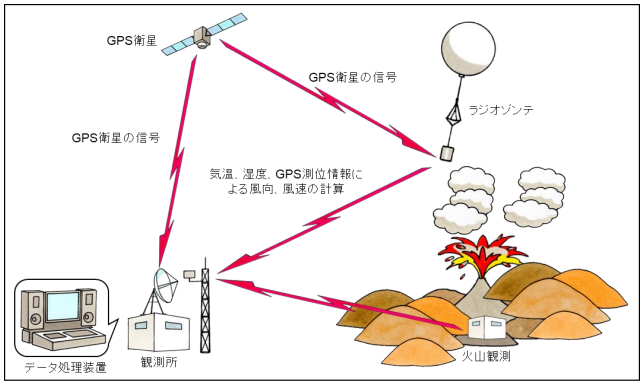


気象援助用無線（400MHz 帯）は、気象情報等を観測し、観測データを観測所に伝送する無線通信システムである。

**＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞**

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「デジタル化」
　懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「総務省においてデジタル方式の技術検討中」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、本システムについては、総務省において、関係府省庁と連携して、デジタル方式の導入に向けた検討を行う他、ユーザーニーズに応じて、技術実証等の活用により、周波数利用効率の高いデジタル方式の導入に向けた技術的条件の検討を行うことが適当であるとされている。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、総務省において令和 4 年度からデジタル方式の技術的条件を検討する技術試験事務（技術検討）を実施中となっている。また、関係府省庁から、周波数利用効率の高いデジタル方式の製品が登場した際は、その採用可否についても検討するとの意向を確認したとされている。一方、一部の関係府省庁から、観測機材の耐用年数を踏まえ令和 2 年度から令和 4 年度にかけてアナログ方式で更新予定（一部は有線化により廃止）であり、更新後の耐用年数は 10 から 20 年程度であるとの状況を確認したとされている。

### ① 各評価基準に照らした分析

＜令和 7 年度電波の利用状況の調査結果＞

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 気象援助用無線（400MHz 帯） | 1 者 | 1 者 | 1 者 | 18 局 | 18 局 | 18 局 |

＊ 免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

### ア 有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[35]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（1 者→1 者）、無線局数は増減なし（18 局→18 局）であった。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「防衛に関する事項」であった。

通信量（有効回答数 4 者）については、年間の発射日数は「365 日」が 75.0（3 者）%、「31 日～90 日」が 25.0%（1 者）であり、電波の発射時間帯は 24 時間（0 時台～23 時台）電波を発射していた。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、「無線局数の増減の予定なし」であった。

これらのことから、本調査の結果、引き続き無線局の目的等に沿った運用を行っている。

### イ 電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、デジタル方式の導入計画の有無及び移行・代替・廃止の計画の有無について、「移行・代替・廃止の予定なし」が 100.0%（4 者）であり、その理由は「移行・代替の必要性を感じないため」が 75.0%（3 者）、「代替可能なシステムがないため」が 25.0%（1 者）であった。

また、総務省から免許人へのヒアリングの結果、免許人は「総務省におけるデジタル方式の制度整備の状況等を踏まえ、機材の更新等に合わせて、デジタル方式の導入検討を行う。」との回答があり、免許人はデジタル化の導入検討の意向があることが確認された。

気象援助用無線（400MHz 帯）については、懇談会報告書の今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省においてデジタル方式の技術検討中」、令和 6 年度の検討状況は「令和 6 年度まで行った技術試験事務の結果を踏まえ、デジタル方式の技術的要件をまとめたところ。今後、令和 7 年度に情報通信審議会における検討などを開始し、制度化可能なシステムから順次、制度化を目指す。また、機器の更新の機会を捉えたデジタル化に関する依頼文書を、総務省から関係府省庁へ令和 7 年 4 月に発出したところ。」としていた。

[35] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

総務省に対し検討状況を確認した結果、「総務省では、当該システムのデジタル方式導入に必要な技術試験事務（令和 4 年～6 年）を実施し、その結果を踏まえ、情報通信審議会において必要な技術的条件の検討開始、制度整備に向けた準備を実施している。」としており、その後、令和 8 年 7 月に情報通信審議会において検討が開始されていることから、デジタル方式の制度化に向けた検討が進められていることが確認された。

**ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況**

令和 6 年度評価において、「総務省においては、情報通信審議会における技術的条件の検討を進め、引き続き本システムの利用状況について調査を行うことが適当である。また、デジタル化等への移行方針に係る検討を行うことを期待する。」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では、「デジタル方式の導入に向け、令和 4 年度から令和 6 年度まで実施した技術試験の結果を踏まえ、令和 7 年度を目途にデジタル方式の技術的条件等の検討を開始するとともに、可能なものから順次制度整備を行う。また、他の無線システムへの代替の検討状況について調査を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

**エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）**

本システムはアナログ方式を用いていることから、上記イ・ウのとおり、総務省においてデジタル方式の技術検討が進められている状況である。

**オ　使用している周波数に対する需要**

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

**②　評価にあたって考慮する事項**

**・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[36]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」、「非常時等における人命又は財産の保護」等と回答している。

本システムは、気象情報等を観測し、観測データを観測所に伝送するために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、非常時等における人命又は財産の保護等へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

[36] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

**・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況**

調査の結果、運用継続性の確保のための対策については、「全ての無線局について対策を実施している」であり、具体的な対策の内容は、「定期的な保守点検の実施」、「運用状況の常時監視（遠隔含む）」等であった。

また、地震対策については「全ての無線局について対策を実施している」が 100.0%、水害対策については、「全ての無線局について対策を実施している」が 75.0%、「対策を実施していない」が 25.0%、火災対策については、「全ての無線局について対策を実施している」が 75.0%、「一部の無線局について対策を実施している」が 25.0%であった。

対策を実施していない理由について、水害対策は「水害対策が必要の無い設置場所」、火災対策は「無線局の運用形態や設置場所等の理由で対策が困難もしくは必要無い」であった。

災害等への対策及び継続的な運用を確保するための取組については、おおむね高い割合で取組が行われていることが確認された。

**③　評価**

【令和 7 年度の進捗】総務省におけるデジタル方式の制度化に向けた検討が進展
【今後の取組】デジタル方式の技術的条件の検討や、代替になり得る他システムの技術動向調査を実施、無線局数の推移を調査

気象援助用無線（400MHz 帯）は、懇談会報告書における今後の取組の方向性が「デジタル化」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「総務省においてデジタル方式の技術検討中」となっており、本調査の結果、デジタル方式の制度整備等の状況を踏まえ、機器の更新にあわせてデジタル方式の導入検討の意向があることが確認された。

総務省において、令和 4 年度から令和 6 年度まで実施したデジタル方式の技術試験の結果を踏まえて、令和 8 年 7 月に情報通信審議会における技術的条件の検討が開始されており、デジタル方式の制度化に向けた検討が進展していることが確認された。

総務省においては、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等について情報通信審議会における検討を進めるとともに、他の代替システムの可能性についても調査を行うなど、早期に対応することが適当である。また、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

### （11）15GHz 帯ヘリテレ画像伝送

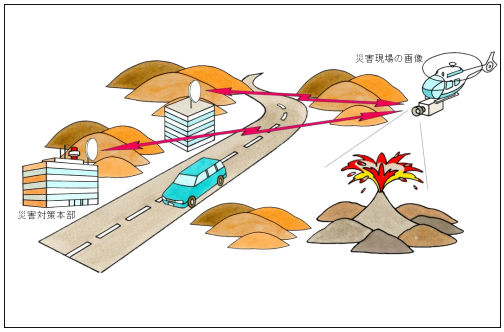


15GHz 帯ヘリテレ画像伝送は、ヘリコプター撮影動画をリアルタイム伝送するための無線通信システムである。

**＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞**

・懇談会報告書（令和 3 年 8 月）における今後の取組の方向性：「デジタル化等」
　懇談会フォローアップ報告書における進捗状況（令和 4 年 12 月）：「一部はデジタル化又はヘリサットで代替済。今後、順次デジタル化又はヘリサットへの代替を予定」

懇談会報告書（令和 3 年 8 月）において、本システムについては、総務省において、関係府省庁と連携して、デジタル化等の進捗状況についてフォローアップを行うことが適当であるとされている。

懇談会フォローアップ報告書（令和 4 年 12 月）における進捗状況は、複数の関係府省庁から、本システムのデジタル化等について、それぞれ以下のような取組が行われていることが確認されている。

・デジタル化に向け、順次アナログ方式の無線局を廃止又はデジタル化を実施中。
・ヘリ機体の更新に合わせ、機器更新（具体的な更新時期は未定）予定。
・ヘリサット化により 8 局が廃止済み、令和 4 年 11 月末までに 1 局廃止予定。残る 1 局については、ヘリサットが取り付け可能な機体の調達を待ちヘリサット化を行い、早ければ令和 5 年度末に廃止可能となる予定。
・令和 3 年度に新たに 2 局をデジタル化済み、令和 4 年度には新たに 1 局をデジタル化予定。その後、予算措置された無線局から順次デジタル化を実施予定。アナログ方式の受信装置が残っているため、新たに機器を整備する場合は、アナログ・デジタルいずれの受信装置にも対応すべく、両方出力可能な機器を調達し、全ての受信装置のデジタル化が完了次第、アナログ方式を廃止する方針。

### ① 各評価基準に照らした分析

＜令和 7 年度電波の利用状況の調査結果＞

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 15GHz 帯ヘリテレ画像伝送 | 4 者 | 4 者 | 4 者 | 135 局 | 134 局 | 128 局 |

＊ 免許人数及び無線局数以外の調査結果については、令和 7 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果を参照。

### ア 有効利用評価方針三２（１）アからエまでに掲げる事項[37]の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み

調査の結果、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、免許人数は増減なし（4 者→4 者）、無線局数は減少（134 局→128 局）している。

無線局の目的は、全ての無線局が「公共業務用」、通信事項は「災害対策・水防に関する事項」、「消防事務に関する事項」、「警察事務に関する事項」又は「海上保安事務に関する事項」であった。

通信量（有効回答数 22 者）については、年間の発射日数は「1 日～30 日」が 36.4%（8 者）、「91 日～180 日」が 27.3%（6 者）、「181 日～270 日」が 18.2%（4 者）等であり、電波の発射時間帯は「14 時台」が 100.0%（22 者）と最も多く、「13 時台」、「15 時台」がいずれも 95.5%（21 者）、「11 時台」が 90.9%（20 者）等であり、日中を中心に電波を発射している状況であった。

今後、3 年間で見込まれる無線局数の増減に関する予定の有無については、府省庁別に、府省庁 A 及び府省庁 B は「全ての無線局を廃止予定」、府省庁 C は「無線局数の増減の予定なし」、府省庁 D は「無線局数は増加予定」であった。府省庁 D においては令和 6 年度から令和 7 年度にかけて 1 局増加しており、無線局数が増加予定の理由については、「使用エリアやサービスの拡大予定のため」との回答があった。なお、昨年度の調査において、府省庁 D についてはアナログ方式の局数が 3 局増加していたが、アナログ・デジタル両方式に対応可能な機器を調達しているためであり、受信装置のデジタル化が完了次第、アナログ方式を廃止する方針とのことであった。

これらのことから、デジタル化又はヘリサットへの代替が進められている状況であるものの、一部府省庁において、無線局数の増加予定があることが確認された。

[37] P3 の三 2(1)ア～エ参照。

### イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況

調査の結果、デジタル方式の移行・代替予定の有無については、府省庁別に、次のとおりであった。

府省庁 A は、「移行・代替予定なし」であり、移行・代替予定が無い理由は「導入コストの確保が困難であるため」であった。

総務省から府省庁 A へのヒアリングの結果、府省庁 A は「昨年 7 月に廃止済。現在は、携帯電話の上空利用サービスを活用している。」との回答であった。

府省庁 B は、「移行・代替予定なし」であり、移行・代替予定が無い理由は「廃止又は廃止予定」であった。

総務省から府省庁 B へのヒアリングの結果、府省庁 B は「老朽化に伴うヘリの退役に伴い、昨年 9 月に本システムを廃止済み。」との回答であった。

府省庁 C は、有効回答数 11 者のうちデジタル方式に「移行・代替完了済み」が 81.8%（9 者）であり、一部のデジタル化が図られていることが確認された。また、移行・代替予定が「令和 8 年度中」が 9.1%（1 者）、「移行・代替完了時期は未定」が 9.1%（1 者）であった。「移行・代替完了時期が未定」の理由は、「導入コストの確保が困難」であった。

総務省から府省庁 C へのヒアリングの結果、府省庁 C は「アナログ方式の無線設備は、令和 5 年度以前は、アナログ・デジタル両方式対応へ更新を行っていたが、令和 6 年度以降はデジタル方式のみに更新を行っている。アナログ・デジタル両方式対応は、更新に合わせデジタル方式のみの設備に更新予定。なお、アナログ・デジタル両方式対応では、アナログ方式の方が高出力で長距離伝送が可能なため、より長距離伝送が必要な時にアナログ方式に切り換えて運用している。」との回答であった。

府省庁 D は、「移行・代替完了時期は未定」であり、デジタル方式の移行・代替予定が無い理由は、「デジタル方式とアナログ方式を併用中であるが、通信距離等からアナログ方式が適している場合があるため、完全デジタル方式への移行は未定」との回答であった。

総務省から府省庁 D へのヒアリングの結果、府省庁 D は「ヘリ機体の新規導入や老朽化等によるヘリ機体の更新に合わせ、アナログ・デジタル両方式対応の無線設備に切り替えている。なお、アナログ方式の継続を希望する理由は、アナログ方式はデジタル方式に比べて長距離伝送に適しているため。アナログ方式と同等の通信距離を確保できるデジタル方式の無線設備への更改に向けては、予算確保や航空法上の手続等の課題があり、中長期的な対応が必要。」との回答であった。

上記アも踏まえると、4 府省庁のうち 2 府省庁は、順次デジタル化が図られており、デジタル化が進展しているが、一部、アナログ方式が併存していることが確認できた。また、他の 2 府省庁は、総務省によるヒアリングの結果から、設備の老朽化による廃止や、携帯電話の上空利用サービスへ移行・代替が図られたことが確認された。

**ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況**

令和 6 年度評価において、「総務省においては、府省庁と連携して、デジタル化又は他の無線システムへの代替に向けた検討を行うとともに、引き続き、デジタル化又はヘリサットへの代替の進捗及び課題を調査することが適当である。」と評価したところである。

周波数再編アクションプラン（令和 7 年度版）では、「15GHz 帯ヘリテレ画像伝送は、デジタル化又はヘリサットでの代替が進展している。これらの進捗について調査を行う。」とされており、評価結果に基づき周波数再編アクションプランに適切に反映し、これに沿った取組が進められている状況である。

**エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定（効果的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）**

本システムはアナログ方式を用いているところ、上記ア～ウのとおり、デジタル化又はヘリサット、携帯電話の上空利用サービスへの代替が進捗している状況である。

免許人が通信距離を理由にアナログ方式の使用の継続を希望していることについて、総務省に確認した結果、「デジタル方式の機器が出始めた当初は、送信アンプの性能から、アナログ方式よりも低出力となっていたが、現在ではアナログ方式と同等の送信出力のデジタル方式の製品も販売されている。」とのことであった。

**オ　使用している周波数に対する需要**

総務省は、現時点において本システムが使用する周波数に対する需要は確認されていないとしており、本項目の分析は行わない。

**②　評価にあたって考慮する事項**

**・電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項[38]に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性**

調査の結果、免許人は「公共の安全、秩序の維持」及び「非常時等における人命又は財産の保護」と回答している。

本システムは、災害時や非常時等において、ヘリコプターが撮影した動画をリアルタイム伝送するために利用されており、免許人の回答を踏まえると、直ちに電波の利用を停止等した場合、公共の安全や秩序の維持、非常時等における人命又は財産の保護へ影響を及ぼす可能性があると考えられる。

[38] P3 の三 5(1)ア～エ参照。

**・電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況**

調査の結果、運用継続性の確保のための対策については、「全ての無線局について対策を実施している」であり、具体的な対策の内容は、「定期的な保守点検の実施」、「定期的な動作確認・訓練の実施」等であった。

継続的な運用を確保するための取組が全ての無線局で実施されていることが確認された。

なお、本システムは移動する無線局であるため、地震・水害・火災対策の有無に係る調査は行われていない。

**③　評価**

【令和 7 年度の進捗】2 免許人は他システムへの代替等が完了、他の 2 免許人はデジタル化が進展
【今後の取組】残る 2 免許人に対し、デジタル化又は他システムへの代替の進捗を調査

15GHz 帯ヘリテレ画像伝送は、懇談会報告書における今後の取組の方向性が「デジタル化等」、懇談会フォローアップ報告書の進捗は「一部はデジタル化又はヘリサット化済。一部は順次デジタル化又はヘリサットでの代替を予定。」となっており、本調査の結果、4 府省庁のうち 2 府省庁は、順次デジタル化が図られており、デジタル化が進展していることが確認できた。また、他の 2 府省庁は、総務省によるヒアリングの結果から、設備の老朽化による廃止や、携帯電話の上空利用サービスへ移行・代替が図られたことが確認された。

また、1 免許人においては、新たな機器の増設の際には、通信距離の確保を理由にアナログ・デジタル方式両用の設備を調達しており、アナログ方式と同等の通信距離を確保できるデジタル方式への更改に向けては、中長期的な対応が必要としている。

総務省においては、引き続き本システムの無線局の推移やデジタル化又は他システムへの代替に係る調査を行っていくことが適当である。

### （12）～（15）不公表システムC/D/E/F

不公表システムC/D/E/Fは、各種用途での音声通信を行うことを目的とした無線通信システム（4システム）である。

**＜デジタル変革時代の電波政策懇談会における状況（概要）＞**

・懇談会報告書（令和3年8月）における今後の取組の方向性：「デジタル化」
フォローアップ報告書における進捗状況（令和4年12月）：
不公表システムC「デジタル化が進展」
不公表システムD「デジタル方式の導入可能性を検討中」
不公表システムE「令和5年度以降、順次デジタル化」
不公表システムF「デジタル化がおおむね完了」

懇談会報告書（令和3年8月）において、不公表システムC/D/E/Fは、総務省において、引き続き、関係府省庁と連携して、デジタル方式の導入に向けた検討を行うことが適当であるとされている。

懇談会フォローアップ報告書（令和4年12月）における進捗状況は、関係府省庁より、不公表システムCは「デジタル化が進展（令和4年内に1局を除きデジタル化予定）」、不公表システムDは「用途に合ったシステム要件を考慮しつつ、引き続きデジタル方式の機器の導入可能性について検討中」、不公表システムEは「令和5年度以降、順次デジタル方式の無線局を導入する方向で検討中」及び不公表システムFは「デジタル化がおおむね完了し、一部を除き令和4年3月末で運用を終了」である旨を確認したとされている。

＜令和7年度電波の利用状況の調査結果＞

| システム名 | 免許人数 | | | 無線局数（※不公表） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 不公表システムC/D/E/F | 4者 | 4者 | 4者 | －局 | －局 | －局 |

不公表システムC/D/E/Fの評価は、次のとおりである。

**○　評価**

【令和7年度の進捗】
不公表システムC：令和9年度に移行・代替完了予定
不公表システムD：仕様・性能を満たしうる既存のデジタル方式のシステムが存在しないことを確認
不公表システムE：デジタル化が進展
不公表システムF：デジタル化が完了、順次アナログ波に係る電波法上の手続を実施

【今後の取組】
不公表システムC：無線局数の推移を調査
不公表システムD：無線局数の推移を調査
不公表システムE：デジタル化の進捗を調査
不公表システムF：無線局数の推移を調査

不公表システムCは、令和7年度の無線局数は1局から変化はなかったが、令和9年度中に移行・代替完了予定である。昨年度の調査では、令和8年度中の移行・代替完了予定としていたが、本調査の結果、令和9年度に後ろ倒しとなったことを確認。総務省においては、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

不公表システムDは、本調査の結果、代替システムを検討した結果、既存のデジタル方式のシステムでは仕様・性能上の課題があるとのことであり、総務省においては、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

不公表システムEは、本調査の結果、デジタル化が進展している。総務省においては、引き続き本システムの無線局の推移に係る調査を通じて、デジタル化の進捗を調査することが適当である。

不公表システムFは、本調査の結果、デジタル化が完了し、アナログ波は運用していないものの、順次アナログ波に係る電波法上の手続を実施している状況である。総務省においては、引き続き本システムの無線局数の推移について調査を行うことが適当である。

不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

不公表情報（公表時削除）

【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】

不公表情報（公表時削除）

不公表情報（公表時削除）

不公表情報（公表時削除）

不公表情報（公表時削除）

不公表情報（公表時削除）

不公表情報（公表時削除）

不公表情報（公表時削除）

不公表情報（公表時削除）

不公表情報（公表時削除）

不公表情報（公表時削除）

不公表情報（公表時削除）

不公表情報（公表時削除）

不公表情報（公表時削除）

## Ⅳ　総括

本件「令和 6 年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果」は、令和 4 年改正電波法に基づき、公共業務用無線局について電波監理審議会が行う 3 回目の評価である。

本評価は、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和 3 年 8 月公表）において検討対象となった国の機関が使用する 31 の無線システムのうち、これまでに取組が完了した 12 システムを除く 19 システム※について、当該報告書において提言された「今後の取組の方向性（無線局の廃止、周波数移行、周波数共用、デジタル化等）」に沿って、有効利用評価方針に基づき、システムごとに前年度からの進捗状況等を踏まえ、定性的に行った。

最後に、令和 7 年度の公共業務用無線局に係る電波の有効利用の程度の評価結果を総括するとともに、今後の調査及び評価に向けた課題等について記載する。

※　他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム：4 システム
　　アナログ方式を用いるシステム：15 システム

### ＜評価結果の総括＞

本評価の結果、国の機関が使用する公共業務用無線局の 19 システムについては、以下に述べるとおり、おおむね適切に進捗していると評価できる。

○　他用途での需要が顕在化している周波数を使用する 4 システムについては、5G や無線 LAN といった電波利用システムへの需要に対応するため、5GHz 帯無線アクセスシステム（4.9GHz 超 5.0GHz 以下）については公共業務用無線局の免許人と終了促進措置を実施する携帯電話事業者の間で調整を開始した状況が確認されたこと、5GHz 帯気象レーダー・5GHz 帯空港気象レーダー（C 帯）については今後 3 年間での固体素子型への更新見込みが確認されたこと、6.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）及び不公表システム B については令和 8 年 7 月に情報通信審議会においてこれらのシステムと周波数共用することとなる無線 LAN の技術的条件に係る答申がなされたことが確認できた。よって、制度面の対応に関しては、4 システム全て、一定の目途が立ったと考えられる。引き続き、各システムの評価結果における「今後の取組」に示したとおり、技術基準の策定や無線局数の推移の調査等を着実に実施していくことが適当である。

○　アナログ方式を用いる 15 システムについては、着実に移行、廃止又はデジタル化等が進捗しているもののほかに、今回、総務省において実施したヒアリング結果から、デジタル方式の技術検討状況が注視されているもの、必要とする仕様・性能などから移行・代替先となる既存のデジタルシステム等が存在しないもの、或いは、通信相手である他の機関との調整が必要となり、免許人のみではデジタル化等が困難であるものなどが確認できた。引き続き、本評価結果における「今後の取組」に示した取組を着実に実施していくことが適当である。また、総務省においては、以下の検討を実施していくことを期待する。

・総務省は、デジタル方式の機器が存在しないものについては、デジタル方式の導入に向けた技術的条件等について情報通信審議会における検討を進めるとともに、他の代替システムの可能性についても調査を行うなど、早期に対応すること。

・総務省が実施したヒアリングにおいて、防災相互波（150MHz 帯）の免許人から、公共安全モバイルシステムは携帯電話網の基地局が停止した場合に利用できないこと、上空利用が不可能であること、また相互運用を実現するには多くの防災関係機関による導入が必要であること等の指摘があった。これらを踏まえ、総務省は防災関係機関及び公共安全モバイルサービス提供者等の協力を得ながら、同システムの代替可能性について引き続き検討を行うこと。

・総務省は、デジタル方式に移行すべきシステムについては引き続き免許人へのヒアリング等を行い、デジタル方式への移行が可能なものについては、移行時期等を明確にする。他方で、技術面や予算面等の理由により、すぐにデジタル方式への移行ができないものについては、その是非や他システムへの代替も含め整理・検討を行うこと。

今後、本評価結果が、周波数再編アクションプランに適切に反映され、更なる電波の有効利用の促進につながることを期待する。

**＜今後の調査及び評価に向けた検討課題等＞**

**① 調査について**

**○ 調査方法の見直し**

・これまでの調査方法では、免許人に対して毎年、調査票により、無線局の使用実態（目的、発射日数、時間帯等）や今後の移行・代替・廃止計画等を調査していたところである。その中で、調査票による調査は、多くの対象システムに対して設問や回答選択肢がおおむね共通的に設けられているといった状況から、免許人の誤解を招きやすいケースが見られた。

・今回、総務省から免許人に対しヒアリングを実施したことにより、これまでの調査票による調査で得られた回答だけでは把握が困難であった、免許人の状況等が、より具体的に把握できたところである。

・その結果、前述のとおり、デジタル方式の技術検討状況が注視されているもの、必要とする仕様・性能などから移行・代替先となる既存のデジタルシステム等が存在しないもの、或いは、通信相手との調整が必要となり免許人のみではデジタル化等が困難であるものなどが確認できたため、当面の対応について一定の方向性が得られたものと考えられる。

・また、他用途での需要が顕在化している周波数を使用するものについては、6.5GHz 帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）等について情報通信審議会において（無線 LAN の）技術的条件案がとりまとめられたことより、制度面の対応に関しては 4 システム全て、一定の目途が立ったと考えられる。

・よって、今後、毎年詳細な調査を行ったとしても大きな状況の変化は見込まれないことから、利用状況調査を担当する総務省においては、「各種無線システム」の調査において無線局データベースに基づく無線局数の推移等を基本としつつ、調査票やヒアリングによる調査も活用して進捗状況等をより精緻に把握できるような調査方法の見直しを検討いただきたい。

**② 評価について**

**○ 評価方法の見直し**

・上述の調査の見直しに伴い、評価に関しても、周波数共用や移行等の有効利用の検討に資するという目的を踏まえ、重点化、合理化を図りつつ、より具体的なものとなるよう、無線局数などの統計的な情報については引き続き広く注視、分析しながら、調査票やヒアリングなどによる調査結果から得られた情報をさらに評価に生かせるような見直しを検討したい。

そのほか、電波利用実態の変化、技術の進展等を踏まえ、評価の在り方については、適時適切に検討を行っていくこととしたい。

別添

１　公共業務用無線局に係る免許人数・無線局数の推移

２　参考資料　有効利用評価方針等

# 別添１　公共業務用無線局に係る免許人数・無線局数の推移

# 公共業務用無線局の免許人数・無線局数の推移①

## 【他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム】

| No | 無線システム | 免許人数*1 | | | 無線局数 | | | 局数増減 | 増減率 | 調査票調査 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和6年度から令和7年度 | | (有効回答数*2 ) |
| 1 | 1.2GHz帯画像伝送用携帯局 | 0者 | 0者 | 0者 | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | - | - |
| 2 | 5GHz帯無線アクセスシステム(4.9GHz超5.0GHz以下) | 1者 | 1者 | 1者 | 17局 | 17局 | 17局 | 0局 | 0.00% | 1 |
| 3 | 5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯) | 2者 | 2者 | 2者 | 55局 | 55局 | 55局 | 0局 | 0.00% | 22 |
| 4 | 6.5GHz帯電通・公共・一般業務(中継系・エントランス) | 3者 | 3者 | 3者 | 1,114局 | 1,112局 | 1,106局 | -6局 | -0.54% | 22 |
| 5 | 40GHz帯画像伝送(公共業務用) | 0者 | 0者 | 0者 | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | - | - |
| 6 | 40GHz帯公共・一般業務(中継系) | 0者 | 0者 | 0者 | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | - | - |
| 7 | 38GHz帯FWA | 1者 | 1者 | 1者 | 90局 | 90局 | 90局 | 0局 | 0.00% | 1 |
| 【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】 | | | | | | | | | | |
| 8<br>9 | 不公表システムA/B*3 | 1者 | 1者 | 1者 | - | - | - | - | - | - |

*1 複数の電波利用システムを利用している免許人・無線局数は、それぞれの電波利用システムで計上している。
*2 免許人数（有効回答数）の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。
*3 不公表システムにおいて「-」としている無線局数等は非公表情報。
*4 重点調査以外の調査票調査では無線局単位の調査は行っていない。

# 公共業務用無線局の免許人数・無線局数の推移②

## 【アナログ方式を用いるシステム】

| No | 無線システム | 免許人数*1 | | | 無線局数 | | | 局数増減 | 増減率 | 調査票調査 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和6年度から令和7年度 | | (有効回答数*2 ) |
| 1 | 路側通信(MF帯)(特別業務の局) | 1者 | 1者 | 1者 | 28局 | 19局 | 19局 | 0局 | 0.00% | 4 |
| 2 | 公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務を除く)(60MHz帯) | 1者 | 1者 | 1者 | 302局 | 280局 | 197局 | -83局 | -42.13% | 7 |
| 3 | 公共業務用テレメータ(災害対策・水防事務)(60MHz帯、400MHz帯) | 2者 | 2者 | 2者 | 7,340局 | 7,332局 | 7,309局 | -23局 | -0.31% | 19 |
| 4 | 水防用(60MHz帯、150MHz帯) | 1者 | 1者 | 1者 | 167局 | 167局 | 167局 | 0局 | 0.00% | 8 |
| 5 | 災害対策・水防用無線(60MHz帯) | 1者 | 1者 | 1者 | 696局 | 694局 | 693局 | -1局 | -0.14% | 9 |
| 6 | 水防道路用無線 | 0者 | 0者 | 0者 | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | - | - |
| 7 | 中央防災(150MHz帯) | 1者 | 0者 | 0者 | 35局 | 0局 | 0局 | 0局 | - | - |
| 8 | 部内通信(災害時連絡用)(150MHz帯) | 1者 | 1者 | 1者 | 35局 | 35局 | 35局 | 0局 | 0.0% | 1 |
| 9 | 気象用無線(150MHz帯)(陸上移動局・携帯局) | 0者 | 0者 | 0者 | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | - | - |
| 10 | 石油備蓄(150MHz帯) | 1者 | 1者 | 1者 | 63局 | 63局 | 63局 | 0局 | 0.0% | 1 |
| 11 | 防災相互波(150MHz帯) | 4者 | 3者 | 3者 | 1,739局 | 1,713局 | 1,715局 | 2局 | 0.1% | 18 |
| 12 | 400MHz帯リンク回線(水防道路用) | 0者 | 0者 | 0者 | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | - | - |
| 13 | 中央防災(400MHz帯) | 0者 | 0者 | 0者 | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | - | - |
| 14 | 公共業務用ヘリテレ連絡用 | 3者 | 3者 | 3者 | 64局 | 59局 | 58局 | -1局 | -1.7% | 11 |
| 15 | 気象援助用無線(400MHz帯) | 1者 | 1者 | 1者 | 20局 | 18局 | 18局 | 0局 | 0.0% | 4 |
| 16 | 15GHz帯ヘリテレ画像伝送 | 4者 | 4者 | 4者 | 142局 | 135局 | 134局 | -1局 | -0.7% | 22 |
| 17 | K-COSMOS無線(400MHz帯) | 0者 | 0者 | 0者 | 0局 | 0局 | 0局 | 0局 | - | - |
| 【電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表】 | | | | | | | | | | |
| 18～22 | 不公表システムC/D/E/F/G*3 | 5者 | 4者 | 4者 | - | - | - | - | - | - |

*1 複数の電波利用システムを利用している免許人・無線局数は、それぞれの電波利用システムで計上している。
*2 免許人数（有効回答数）の値は、各総合通信局が受領した有効な調査票回答を合計した値である。
*3 不公表システムにおいて「-」としている無線局数等は非公表情報。
*4 重点調査以外の調査票調査では無線局単位の調査は行っていない。

# 別添２　参考資料　有効利用評価方針等

# 電波の利用状況調査・有効利用評価

- 電波監理審議会は、**有効利用評価方針の作成・公表**を行う。
- **総務大臣が行った利用状況調査に対し、有効利用評価方針に基づき評価**を行う。

## 電波の利用状況の調査［電波法第26条の2第1項］

**電気通信業務用基地局**
（携帯電話・全国BWA）
**携帯移動地球局等**
（衛星ダイレクト通信システム）
【毎年】
［法第26条の2第1項第1号］

**電気通信業務用基地局以外の無線局**
［法第26条の2第1項第2号］

**公共業務用無線局**
（毎年）
［省令第3条第1項第2号］

**各種電波利用システム**
①714MHz以下（令和6年度）
②714MHz超　（令和7年度）
［省令第3条第1項第3号］

臨時の利用状況調査
（必要に応じ）
［省令第7条］

〈調査事項〉
①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術、現に使用している周波数の幅
②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画、接続・卸役務提供の状況

〈調査事項〉
①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術
②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画
③発射状況調査（補完調査）

…総務大臣
…電波監理審議会

調査結果の報告・概要の公表
［法第26条の2第2項］

**有効利用評価方針の公表**
［法第26条の3第2項］

評価（案）の検討
事業者ヒアリング［法第26条の3第5項］

評価（案）に対する意見募集
意見募集内容の検討

評価結果の公表
［法第26条の3第4項］

周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映

# 電波監理審議会 有効利用評価部会の概要

- 令和４年10月の電波法改正により、**電波監理審議会が電波の有効利用の程度の評価**（有効利用評価）※１**を行う**こととなった※２。同評価を適切に実施するため、**電波監理審議会の下に「有効利用評価部会」を設置**。
- 毎年、総務大臣が実施する**電波の利用状況調査**結果に基づき、電波監理審議会が**有効利用評価**を実施。
  （同評価結果を踏まえ、総務省において、周波数再編アクションプラン、周波数割当計画（告示）を策定。）

※1　電波法（昭和25年法律第131号）
第二十六条の三　電波監理審議会は、前条第二項の規定により利用状況調査の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、調査区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項（第三項において「評価事項」という。）について電波の有効利用の程度の評価（以下「有効利用評価」という。）を行うものとする。

※2　改正前は総務大臣が評価を実施。法改正により、透明性・客観性の一層の向上を図るとともに、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、技術や法制度等に精通した専門家から構成される電波監理審議会が主体的に評価を行う仕組みを導入。

**【周波数再編のPDCAサイクル】**

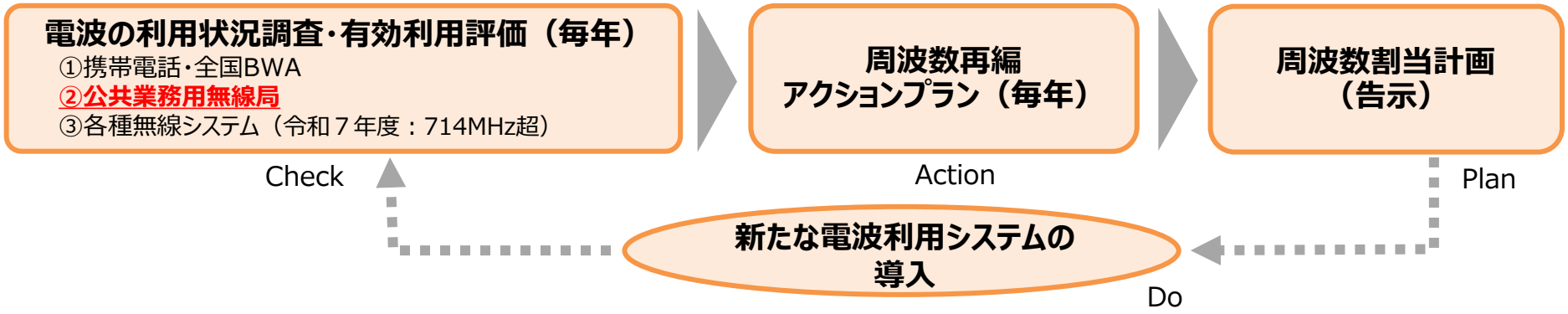


【有効利用評価部会 構成員（令和８年６月現在）】

| | 氏　名 | 主 要 現 職 |
|---|---|---|
| 部会長（委員） | 西村　暢史 | 中央大学　法学部　教授　【電波監理審議会 委員】 |
| 部会長代理（委員） | 笹瀬　　巌 | 慶應義塾大学　名誉教授　【電波監理審議会 会長】 |
| 特別委員 | 池永　全志 | 九州工業大学　大学院　工学研究院　電気電子工学研究系　教授 |
| 特別委員 | 石山　和志 | 東北大学　電気通信研究所　所長・教授 |
| 特別委員 | 眞田　幸俊 | 慶應義塾大学　理工学部　電気情報工学科　教授 |
| 特別委員 | 中野　美由紀 | 大学共同利用法人　情報・システム研究機構　理事／津田塾大学　新学部設置準備室　教授 |
| 特別委員 | 山本　裕子 | 大東文化大学　法学部　法律学科　教授 |

※特別委員（非常勤）は、学識経験のある者について、総務大臣が任命。任期は３年。再任可。

# 有効利用評価部会における審議経緯

**電波監理審議会　有効利用評価部会**
**（公共業務用無線局に係る有効利用評価関係）**

| | |
|---|---|
| **第５７回（３/１８）** | ・令和７年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果の概要報告 |
| **第５９回（５/７）** | ・令和７年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果の詳細報告 |
| **第６０回（５/２１）** | ・評価結果（案）の検討 |
| **第６１回（６/４）** | ・評価結果（案）の取りまとめ |

# 有効利用評価方針の概要

## (1) 電気通信業務用基地局（携帯電話及び全国ＢＷＡ）に係る評価

| 評価事項 | 人口カバー率、技術導入状況等 | その他(インフラシェアリングの取組等) |
|---|---|---|
| 評価方法 | 周波数帯ごとの実績評価及び進捗評価(定量的な評価) | 複数の周波数帯を総合的に勘案した定性的な評価 |

## (2) 電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価

| 評価する無線局 | 公共業務用無線局（特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定し、調査を行ったもの）※1 | 各種無線システム ※2 |
|---|---|---|
| 評価の方法 | 需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅を踏まえた、**電波の利用の停止、周波数移行・共用の対応の状況やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価**。 | 無線局の数の増減、通信頻度、周波数の移行・　共用の対応やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価。 |

※1 **デジタル変革時代の電波政策懇談会**において、**検討対象となった国のシステム（計３１システム）**

**① 他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム：９システム**
**② アナログ方式を用いるシステム：２２システム**

※２　令和7年度の評価対象は、714MHz超の周波数帯

## (3)その他

- 免許人等に対し、評価に必要なヒアリング等を行う。
- 評価に関する事項に関し、必要に応じて勧告を行う。
- 各周波数帯の利用実態に係る評価に必要な調査・評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要や利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行う。

# 有効利用評価方針の概要（公共業務用無線局）

## 1　評価の事項

当該公共業務用無線局に係る利用状況調査の結果を分析し、次に掲げる事項により行うものとする。

ア　無線局の数
イ　無線局の行う無線通信の通信量
ウ　無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況
エ　総務省令に規定する事項（免許人の数、無線局の目的及び用途、無線設備の使用技術、無線局の具体的な使用実態、他の電気通信手段への代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画）

## 2　評価の方法及び基準

評価は、次に掲げる事項を分析し、定性的に行うものとする。

ア　１アからエまでに掲げる事項の実績、推移等に係る電波の有効利用の程度の状況又は今後の見込み
イ　電波の利用の停止、周波数の共用及び移行並びにデジタル化に向けた対応の状況
ウ　評価結果に基づき総務省が策定する周波数再編アクションプランへの対応の状況
エ　使用している技術の効率性及び効率的な技術の導入予定
（効率的な技術を導入していない又は導入の予定がない場合は、その理由を含む。）
オ　使用している周波数に対する需要

## 3　評価にあたって考慮する事項

上記の事項の評価にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

（１）電波の利用を停止し、又は周波数を変更した場合における次に掲げる事項に直接的かつ重大な影響を及ぼす可能性
ア　公共の安全、秩序の維持等のための電波の利用
イ　非常時等における人命又は財産の保護等のための電波の利用
ウ　国民生活の利便の向上並びに新規事業及び雇用の創出その他の経済発展のための電波の利用
エ　電波の有効利用技術の開発等科学技術の進歩及びそれに貢献するための電波の利用
（２）電波の利用形態に応じた災害等への対策や継続的な運用を確保するための取組の状況

電波監理審議会（第1160回）
審議事項（2） 参考資料

# 令和７年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果（案）【概要版】

令和８年８月31日
電波監理審議会
有効利用評価部会

# 電波監理審議会 有効利用評価部会の概要



■ 令和４年10月の電波法改正により、**電波監理審議会が電波の有効利用の程度の評価**（有効利用評価）※1**を行う**こととなった※2 。同評価を適切に実施するため、**電波監理審議会の下に「有効利用評価部会」を設置**。

■ 毎年、総務大臣が実施する**電波の利用状況調査**結果に基づき、電波監理審議会が**有効利用評価**を実施。
（同評価結果を踏まえ、総務省において、周波数再編アクションプラン、周波数割当計画（告示）を策定。）

※1 電波法（昭和25年法律第131号）
第二十六条の三 電波監理審議会は、前条第二項の規定により利用状況調査の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、調査区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、次に掲げる事項（第三項において「評価事項」という。）について電波の有効利用の程度の評価（以下「有効利用評価」という。）を行うものとする。

※2 改正前は総務大臣が評価を実施。法改正により、透明性・客観性の一層の向上を図るとともに、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、技術や法制度等に精通した専門家から構成される電波監理審議会が主体的に評価を行う仕組みを導入。

**【周波数再編のPDCAサイクル】**

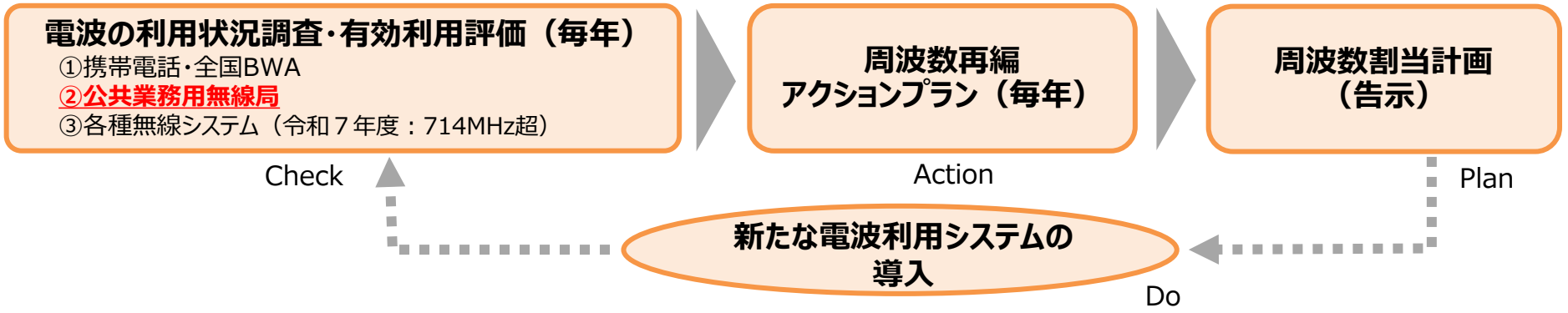


【有効利用評価部会 構成員（令和８年６月現在）】

| | 氏　名 | 主 要 現 職 |
|---|---|---|
| 部会長（委員） | 西村　暢史 | 中央大学　法学部　教授 【電波監理審議会 委員】 |
| 部会長代理（委員） | 笹瀬　　巌 | 慶應義塾大学　名誉教授　【電波監理審議会 会長】 |
| 特別委員 | 池永　全志 | 九州工業大学　大学院　工学研究院　電気電子工学研究系　教授 |
| 特別委員 | 石山　和志 | 東北大学　電気通信研究所　所長・教授 |
| 特別委員 | 眞田　幸俊 | 慶應義塾大学　理工学部　電気情報工学科　教授 |
| 特別委員 | 中野　美由紀 | 大学共同利用法人　情報・システム研究機構　理事／津田塾大学　新学部設置準備室　教授 |
| 特別委員 | 山本　裕子 | 大東文化大学　法学部　法律学科　教授 |

※特別委員（非常勤）は、学識経験のある者について、総務大臣が任命。任期は３年。再任可。

# 有効利用評価部会における審議経緯



**電波監理審議会　有効利用評価部会**
**（公共業務用無線局に係る有効利用評価関係）**

| | |
|---|---|
| **第５７回（３/１８）** | ・令和７年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果の概要報告 |
| **第５９回（５/７）** | ・令和７年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）の調査結果の詳細報告 |
| **第６０回（５/２１）** | ・評価結果（案）の検討 |
| **第６１回（６/４）** | ・評価結果（案）の取りまとめ |
| **第６２回（７/28）** | ・意見募集に対する提出意見への考え方案の検討 |

# 有効利用評価方針の概要

## (1) 電気通信業務用基地局（携帯電話及び全国ＢＷＡ）に係る評価

| 評価事項 | 人口カバー率、技術導入状況等 | その他(インフラシェアリングの取組等) |
|---|---|---|
| 評価方法 | 周波数帯ごとの実績評価及び進捗評価(定量的な評価) | 複数の周波数帯を総合的に勘案した定性的な評価 |

## (2) 電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価

| 評価する無線局 | 公共業務用無線局（特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定し、調査を行ったもの）※1 | 各種無線システム ※2 |
|---|---|---|
| 評価の方法 | 需要が顕在化している周波数約1,200MHz幅を踏まえた、**電波の利用の停止、周波数移行・共用の対応の状況やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価**。 | 無線局の数の増減、通信頻度、周波数の移行・　共用の対応やデジタル化に向けた対応の状況等を定性的に評価。 |

※1 **デジタル変革時代の電波政策懇談会**において、**検討対象となった国のシステム（計３１システム）**

① **他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム：９システム**
② **アナログ方式を用いるシステム：２２システム**

※２　令和7年度の評価対象は、714MHz超の周波数帯

## (3)その他

- 免許人等に対し、評価に必要なヒアリング等を行う。
- 評価に関する事項に関し、必要に応じて勧告を行う。
- 各周波数帯の利用実態に係る評価に必要な調査・評価結果等を踏まえ、電波の特性に応じた電波利用の需要や利用実態の変化、技術進展等に合わせて、適時適切に評価方法及び基準の見直しを行う。

# ①他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム 評価結果概要



○ **他用途での需要が顕在化している周波数を使用する9システム**のうち、これまでに5システムの取組が完了。

○ **残りの4システム**については、**令和7年度の進捗**として、**終了促進措置の調整開始**や、気象レーダーの**固体素子化**、**共用検討が進展**し、**制度面の対応に関しては、全て一定の目途が立った**と考えられる。

○ 引き続き、本評価結果における「今後の取組」に示した**無線局数の推移等の調査**や**技術検討等を着実に実施**していくことが適当。

| 電波利用システム | 他の用途での需要 | 取組の方向性 | 令和７年度の評価結果 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 令和７年度の進捗 | 今後の取組 |
| (1) 5GHz帯無線アクセスシステム (4.9GHz超5.0GHz以下) | **5G** | **廃止** | 本システムの免許人と、終了促進措置を実施する携帯電話事業者の間で**調整を開始した状況**であり、**廃止までには一定の期間を要することを確認** | **無線局数の推移について調査** |
| (2) 5GHz帯気象レーダー・5GHz帯空港気象レーダー(C帯) | **無線LAN** | **周波数共用** | **順次、固体素子型更改中であることを確認** | **効率的な技術（固体素子型）への更新状況を調査** |
| (3) 6.5GHz帯電通・公共・一般業務 (中継系・エントランス) | **無線LAN** | **周波数共用** | 無線LANとの**周波数共用検討が完了** | **無線LANに係る技術基準を策定** |
| (4) 不公表システムB | **無線LAN** | **周波数共用** | 無線LANとの**周波数共用検討が完了** | **無線LANに係る技術基準を策定** |

以下はこれまでに取組が完了したもの（5システム）。

| | | | |
|---|---|---|---|
| (5) 1.2GHz帯画像伝送用携帯局 | 廃止 | 令和3年度に廃止済 | （取組完了） |
| (6) 40GHz帯画像伝送(公共業務用) | 廃止 | 令和4年度に廃止済 | （取組完了） |
| (7) 40GHz帯公共・一般業務(中継系) | 周波数移行 | 令和4年度に周波数移行済 | （取組完了） |
| (8) 38GHz帯FWA | 周波数共用 | 令和7年度に共用検討完了 | （取組完了） |
| (9) 不公表システムA | 周波数移行 | 令和4年度に廃止済 | （取組完了） |

# （参考）①他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムに係る周波数帯



青字は今回の評価対象システム

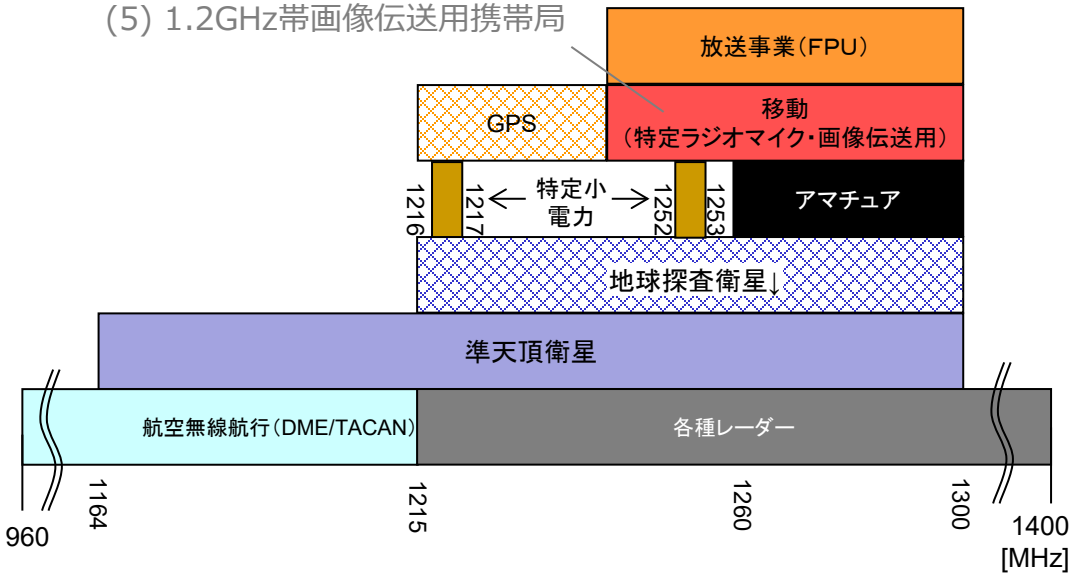


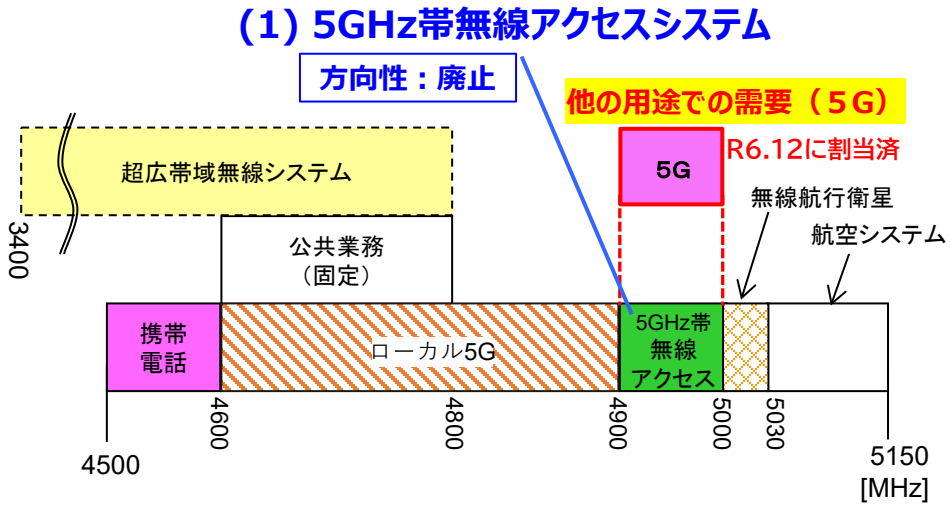


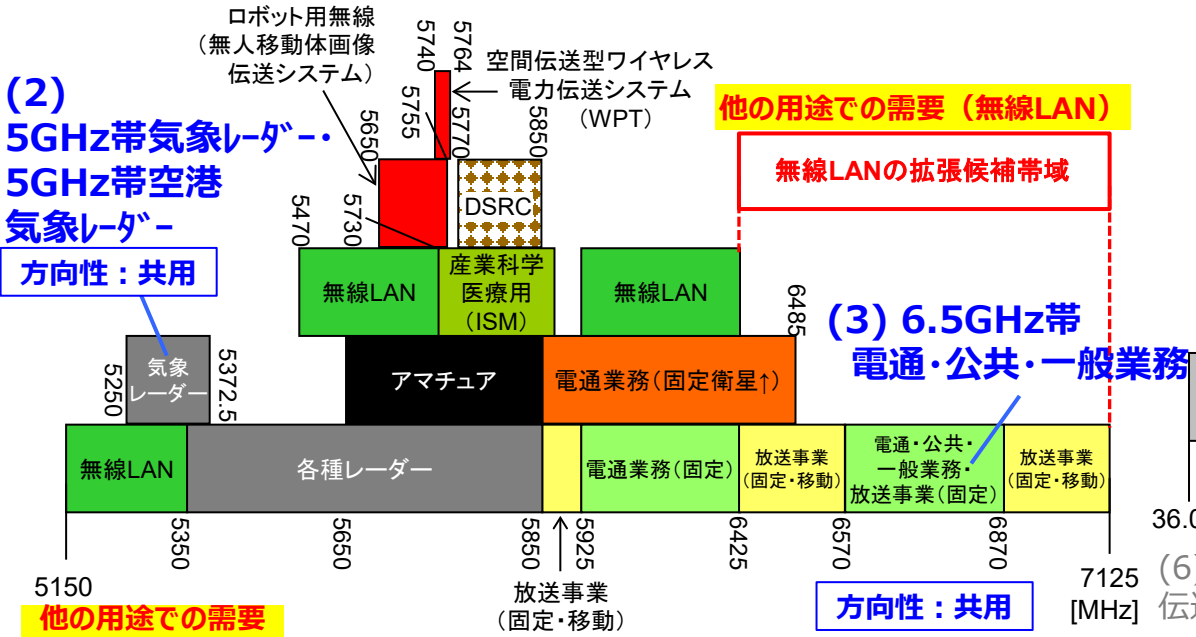


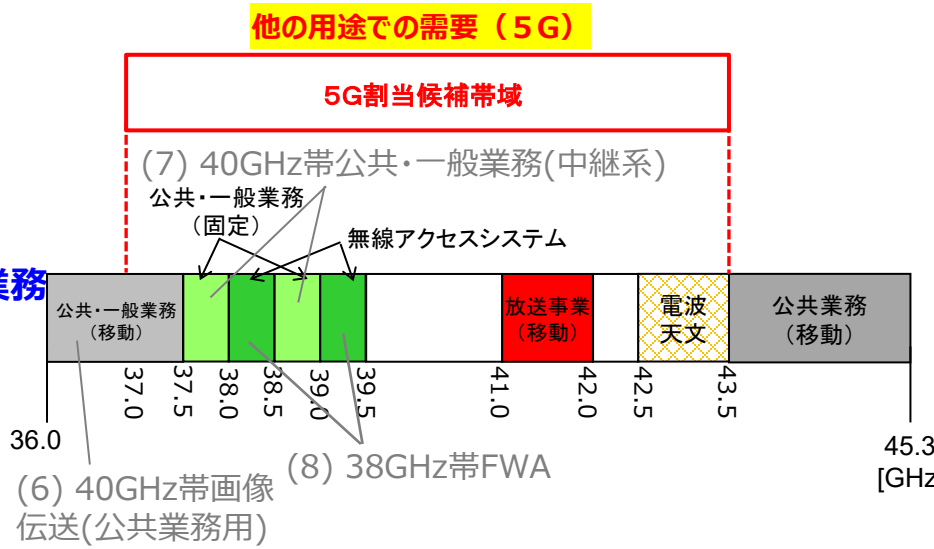

# ②アナログ方式を使用するシステム　評価結果概要



○ **アナログ方式を用いる22システム**のうち、これまでに7システムの取組が完了。

○ **残りの15システム**については、**令和７年度の進捗**として、**一部のシステムにおいて、デジタル化・他システムへの移行・廃止**や、**技術検討等が進展**。

○ また、総務省から免許人に対する**ヒアリング**により、**調査票による調査のみでは十分に把握できなかった状況や具体的な課題が確認**。

○ 引き続き、本評価結果における**「今後の取組」に示した取組を着実に実施していくことが適当**。

| 電波利用システム | 取組の方向性 | 令和７年度の評価結果 | | | 状況の分類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の進捗 | 進捗率 | 今後の取組 | |
| (1)路側通信(MF帯)<br>(特別業務の局) | デジタル化等 | **情報提供手段を多重化**する観点から**当面は継続して利用予定**であることを確認 | **74.0%<br>(±0.0%)** | **無線局数の推移を調査** | ③ |
| (2)公共業務用テレメータ<br>(災害対策・水防事務を除く)<br>(60MHz帯) | 廃止 | 他の無線システムへの代替による**廃止が進展** | **45.9%<br>(+22.8%)** | **無線局数の推移を調査** | ① |
| (3)公共業務用テレメータ<br>(災害対策・水防事務)<br>(60MHz帯、400MHz帯) | デジタル化 | 総務省における**デジタル方式の制度化に向けた検討が進展** | **－** | デジタル方式の技術的条件の検討や、代替になり得る**他システムの技術動向調査を実施、無線局数の推移を調査** | ② |
| (4)水防用<br>(60MHz帯、150MHz帯) | デジタル化 | 一部の無線局は**携帯電話網を利用したシステムへの移行・代替を検討中**、総務省における**デジタル方式の制度化に向けた検討が進展** | **－** | 同上 | ② |
| (5)災害対策・水防用無線<br>(60MHz帯) | デジタル化 | 総務省における**デジタル方式の制度化に向けた検討が進展** | **－** | 同上 | ② |
| (6)部内通信(災害時連絡用)<br>(150 MHz帯) | デジタル化等 | **公共安全モバイルシステムを配備**、ただし**予備として本システムの一定の継続利用**の意向を確認 | **0.0%<br>(±0.0%)** | **無線局数の推移を調査** | ④ |

（次のページに続く）

進捗率は、懇談会当時の令和3年度における無線局数からどれだけデジタル化、移行等が進んでいるかを表し、完了した場合に100%となる。（）は前年度比。

**状況の分類**

**① 移行、廃止、デジタル化の進捗が進んでいる、或いは一定の目途が立っているもの**
**② 総務省においてデジタル方式の制度化に向けた対応が進められているもの**
**③ デジタル化等の余地はあるものの、通信相手、免許人の運用、予算確保や手続等により、完了時期の目途が立っていないもの**
**④ 免許人側での検討の結果、デジタル化や移行等において仕様や性能、通信相手などにおいて課題があるもの**

# ②アナログ方式を使用するシステム　評価結果概要



| 電波利用システム | 取組の方向性 | 令和７年度の評価結果 | | | 状況の分類 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和７年度の進捗 | 進捗率 | 今後の取組 | |
| (7)石油備蓄(150MHz帯) | デジタル化等 | **デジタル化が進展**、残る無線局は、**民間会社との調整が必要**である状況を確認 | **95.2%(+95.2%)** | **無線局数の推移を調査** | ③ |
| (8)防災相互波(150MHz帯) | デジタル化等 | 公共安全モバイルシステムへの代替に当たり**通信相手の関係機関との調整**のほか、**携帯電話網が使用不可となった状況や上空での可用性が課題**であることを確認 | **60.5%(+0.1%)** | **公共安全モバイルシステムでの代替可能性の検討**を推進、**無線局数の推移を調査** | ④ |
| (9)公共業務用ヘリテレ連絡用 | デジタル化 | **2免許人は廃止又は廃止予定**、総務省における**デジタル方式の制度化に向けた検討が進展** | **－** | **デジタル方式の技術的条件の検討**や、**代替になり得る他システムの技術動向調査を実施**、**無線局の推移を調査** | ② |
| (10)気象援助用無線(400MHz帯) | デジタル化 | 総務省における**デジタル方式の制度化に向けた検討が進展** | **－** | 同上 | ② |
| (11)15GHz帯ヘリテレ画像伝送 | デジタル化等 | **2免許人は他システムへの代替等が完了、他の2免許人はデジタル化が進展** | **25.6%(+2.8%)** | 残る2免許人に対し、**デジタル化又は他システムへの代替の進捗を調査** | ③ |
| (12)不公表システムC | デジタル化 | **令和9年度に移行・代替完了予定** | **(不公表)** | **無線局数の推移を調査** | ① |
| (13)不公表システムD | デジタル化 | **仕様・性能を満たしうる既存のデジタル方式のシステムが存在しない**ことを確認 | **(不公表)** | 同上 | ④ |
| (14)不公表システムE | デジタル化 | **デジタル化が進展** | **(不公表)** | **デジタル化の進捗を調査** | ① |
| (15)不公表システムF | デジタル化 | **デジタル化が完了、順次アナログ波に係る電波法上の手続を実施** | **(不公表)** | **無線局数の推移を調査** | ① |

**状況の分類**

**① 移行、廃止、デジタル化の進捗が進んでいる、或いは一定の目途が立っているもの**
**② 総務省においてデジタル方式の制度化に向けた対応が進められているもの**
**③ デジタル化等の余地はあるものの、通信相手、免許人の運用、予算確保や手続等により、完了時期の目途が立っていないもの**
**④ 免許人側での検討の結果、デジタル化や移行等において仕様や性能、通信相手などにおいて課題があるもの**

# ②アナログ方式を使用するシステム　評価結果概要



以下はこれまでに取組が完了したもの（7システム）。

| | | | |
|---|---|---|---|
| (16)水防道路用無線(150MHz帯) | 廃止 | 令和3年度に廃止済 | （取組完了） |
| (17)中央防災(150MHz帯) | デジタル化等 | 令和4年度に廃止済 | （取組完了） |
| (18)気象用無線(150MHz帯) (陸上移動局・携帯局) | デジタル化 | 令和3年度にデジタル化済 | （取組完了） |
| (19)400MHz帯リンク回線(水防道路用) | 廃止 | 令和3年度に廃止済 | （取組完了） |
| (20)中央防災(400MHz帯) | デジタル化 | 令和3年度にデジタル化済 | （取組完了） |
| (21)K-COSMOS無線(400MHz帯) | 廃止 | 令和3年度に廃止済 | （取組完了） |
| (22)不公表システムG | デジタル化 | 令和4年度にデジタル化済 | （取組完了） |

# ③ 総括

○ 本評価の結果、デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（令和3年8月公表）において検討対象となった公共業務用無線局に係る国の31システムのうち、これまでに取組が完了した12システムを除く**19システムについては、以下の今回の調査結果を踏まえ、おおむね適切に進捗**していると評価。

- **他用途での需要が顕在化している周波数を使用する4システム**のうち、5GHz帯無線アクセスシステムについては終了促進措置に係る調整が開始、気象レーダーについては今後3年間での固体素子型への更新見込みが確認され、それ以外のシステムについては周波数共用検討等が進展し、情報通信審議会において技術的条件の答申がなされたことを確認。
- **アナログ方式を用いる15システム**については、**着実に移行、廃止又はデジタル化等が進捗しているもの**のほかに、総務省から免許人に対する**ヒアリングの結果**も踏まえ、**デジタル方式の技術検討状況が注視されているもの**、**必要とする仕様・性能などから移行・代替先となる既存のデジタルシステム等が存在しないもの**、**或いは、通信相手である他の機関との調整が必要となり、免許人のみではデジタル化等が困難であるもの**が明らかとなった。

○ 引き続き、**本評価結果における「今後の取組」に示した取組等**を着実に実施していくことが適当。

（主な取組）

- **無線局数の推移**や、**デジタル化又は他システムへの代替の進捗を調査**
- 情報通信審議会における**デジタル方式の技術的条件の検討**や、**代替になり得る他システムの技術動向調査**を実施
- 防災関係機関及び公共安全モバイルサービス提供者等の協力を得ながら、**公共安全モバイルシステムでの代替可能性の検討**を推進
- 免許人へのヒアリング等を行い、**デジタル化等が可能なもの**については、その**時期等の明確化**、また、技術面や予算面等の理由により、**すぐにデジタル化等ができないもの**については、**その是非や他システムへの代替も含め整理・検討**

○ 今後、本評価結果が、周波数再編アクションプランに適切に反映され、更なる電波の有効利用の促進につながることを期待。

# 今後の調査及び評価に向けた検討課題等



**＜今後の調査及び評価に向けた検討課題等＞**

**① 調査について**

- **これまでの調査方法**では、**免許人に対して毎年**、調査票により、無線局の使用実態（目的、発射日数、時間帯等）や今後の移行・代替・廃止計画等を調査していたところである。その中で、調査票による調査は、**多くの対象システムに対して設問や回答選択肢がおおむね共通的に設けられている**といった状況から、**免許人の誤解を招きやすいケース**が見られた。
- **今回、総務省から免許人に対しヒアリングを実施**したことにより、これまでの調査票による調査で得られた回答だけでは把握が困難であった、免許人の状況等が、**より具体的に把握できた**ところである。
- その結果、前述のとおり、デジタル方式の技術検討状況が注視されているもの、必要とする仕様・性能などから移行・代替先となる既存のデジタルシステム等が存在しないもの、或いは、通信相手との調整が必要となり免許人のみではデジタル化等が困難であるものなどが確認できたため、**当面の対応について一定の方向性が得られた**ものと考えられる。
- また、**他用途での需要が顕在化している周波数を使用するもの**については、6.5GHz帯電通・公共・一般業務（中継系・エントランス）等について情報通信審議会において（無線LANの）技術的条件案がとりまとめられたことより、**制度面の対応に関しては4システム全て、一定の目途が立った**と考えられる。
- よって、**今後、毎年詳細な調査を行ったとしても大きな状況の変化は見込まれない**ことから、利用状況調査を担当する総務省においては、**「各種無線システム」の調査において無線局データベースに基づく無線局数の推移等を基本としつつ、調査票やヒアリングによる調査も活用して進捗状況等をより精緻に把握できるような調査方法の見直し**を検討いただきたい。

**② 評価について**

- **上述の調査の見直しに伴い**、評価に関しても、**周波数共用や移行等の有効利用の検討に資するという目的**を踏まえ、**重点化、合理化を図りつつ、より具体的なもの**となるよう、**無線局数などの統計的な情報については引き続き広く注視、分析**しつつ、**調査票やヒアリングなどによる調査結果から得られた情報をさらに評価に生かせるような見直し**を検討したい。